

統計百五十年史

下 卷

総務省統計局
総務省政策統括官(統計制度担当)
総務省統計研究研修所
独立行政法人統計センター

目 次

下 巻

第二編 各論（承前）

第三部 国勢の基本に関する統計調査の実施	1
第一章 人口・住宅に関する統計調査	1
第一節 人口に関する調査の概観	1
第二節 国勢調査の概観	1
1 国勢調査の定義	1
2 国勢調査の沿革	2
3 調査方法等の概要	4
第三節 戦後の人口調査	13
1 昭和20年人口調査	13
2 昭和21年人口調査	14
3 昭和23年常住人口調査	14
第四節 戦後の国勢調査	15
1 昭和22年臨時国勢調査	15
2 昭和25年国勢調査	17
3 昭和30年国勢調査	19
4 昭和35年国勢調査	21
5 昭和40年国勢調査	22
6 昭和45年国勢調査	23
7 昭和50年国勢調査	24
8 昭和55年国勢調査	25
9 昭和60年国勢調査	26
10 平成2年国勢調査	28
11 平成7年国勢調査	29
12 平成12年国勢調査	31
13 平成17年国勢調査	33
14 平成22年国勢調査	34
15 平成27年国勢調査	36
16 令和2年国勢調査	37

第五節	住宅・土地統計調査（住宅統計調査）	40
1	住宅統計調査の概観と変遷	40
2	住宅・土地統計調査の創設と変遷	48
第六節	人口推計	52
1	人口推計の概要	52
2	人口推計の経緯	54
3	国勢調査結果による補間補正人口 （各年・月人口の最新の改定値）	56
第七節	住民基本台帳人口移動報告	60
第二章	労働に関する統計調査	63
第一節	労働力調査	63
1	調査の概観	63
2	調査の変遷	65
3	標本抽出方法・結果の推定方法・推定値の標本誤差	79
4	労働力調査における諸概念と用語	84
第二節	就業構造基本調査	91
1	調査の概観	91
2	調査の変遷	94
3	調査で用いる主な用語	100
4	標本抽出方法・結果の推定方法	102
第三節	社会生活基本調査	107
1	調査の概観	107
2	調査の変遷	109
3	標本抽出方法・結果の推定方法・推定値の標本誤差	121
第三章	企業活動に関する統計調査	127
第一節	事業所・企業統計調査（事業所統計調査）	127
1	事業所統計調査の創設期（昭和22年～26年）	127
2	事業所統計調査の安定期（昭和29年～44年）	131
3	事業所統計調査としての体系的整備（昭和47年～53年）	133
4	昭和56年事業所統計調査と審査集計事務処理の変更	134
5	調査周期の調整と昭和61年事業所統計調査	137
6	平成3年事業所統計調査	138
7	平成8年事業所・企業統計調査	142
8	平成11年事業所・企業統計調査（簡易調査）	146
9	平成13年事業所・企業統計調査	146
10	平成16年事業所・企業統計調査（簡易調査）	148

11	平成18年事業所・企業統計調査	148
第二節	事業所名簿の整備	150
1	事業所名簿作成の経緯	150
2	昭和22年から44年までの事業所統計調査における事業所名簿の整備	151
3	昭和47年事業所統計調査における事業所名簿の整備、事業所コードの設定	151
4	昭和51年・52年及び54年・55年における事業所名簿の整備	152
5	昭和56年事業所統計調査における事業所名簿の整備	152
6	昭和57年から58年における事業所名簿の整備、昭和61年事業所統計調査及び平成元年における事業所名簿の整備	153
7	平成3年事業所統計調査及び平成6年事業所名簿整備調査における事業所名簿の整備	153
8	平成8年事業所・企業統計調査以降の事業所名簿の整備	154
第三節	経済センサス	156
1	経済センサスの創設	156
2	平成21年経済センサス - 基礎調査	159
3	経済センサス - 活動調査の実施方法等の見直し	160
4	平成24年経済センサス - 活動調査	161
5	平成26年経済センサス - 基礎調査	165
6	平成28年経済センサス - 活動調査	167
7	令和元年経済センサス - 基礎調査	169
8	令和3年経済センサス - 活動調査	171
第四節	サービス産業動向調査	174
1	調査の創設	174
2	調査の概要	175
3	サービス産業動向調査（月次調査）	176
4	サービス産業動向調査（拡大調査）	181
5	サービス産業動向調査の見直しに向けて	182
第五節	経済構造実態調査	182
1	経済構造実態調査の創設経緯	182
2	経済構造実態調査（甲調査）の概要	184
3	2022（令和4）年調査以降の変更点の概略	187
第六節	事業所母集団データベース	188
1	事業所母集団データベースの整備	188
2	事業所母集団データベースの拡充	192

3	ビジネスレジスター統計の検討	194
第七節	個人企業経済調査	197
1	調査の沿革	197
2	調査の変遷	197
第八節	サービス業基本調査	203
1	調査の沿革	203
2	調査の概観	204
第九節	科学技術研究調査	209
1	調査の沿革	209
2	調査の概観	213
第四章	家計に関する統計調査	217
第一節	家計調査	217
1	調査の概観	217
2	戦後の調査の変遷	220
3	戦後の家計調査の附帯調査、特別調査	222
第二節	全国家計構造調査（全国消費実態調査）	226
1	調査の概観	226
2	調査の変遷	229
第三節	貯蓄動向調査	246
1	調査の概観	246
2	調査開始前後の状況	246
3	調査の変遷	250
第四節	家計消費状況調査	254
1	調査の概観	254
2	調査実施までの経緯	254
3	調査の変遷	256
4	近年の取組	259
第五節	家計消費単身モニター調査	259
1	調査の概観	259
2	調査実施までの経緯	260
第六節	消費動向指数（C T I）	264
1	消費動向指数の概観	264
2	消費動向指数の開発・公表	264
第五章	物価に関する統計調査	267
第一節	小売物価統計調査（動向編）	267
1	調査の創始期	267

2	価格調査の変遷	271
3	家賃調査の変遷	279
4	宿泊料調査の変遷	280
5	その他の改正等	281
第二節	小売物価統計調査（構造編）	284
1	構造編の創設	284
2	構造編の体系と変遷	284
3	構造編による消費者物価地域差指数の作成	289
第三節	消費者物価指数（CPI）	291
1	消費者物価指数の沿革	291
2	消費者物価指数の基準改定	292
3	消費者物価地域差指数の変遷	301
第四節	全国物価統計調査	303
1	調査の目的と沿革	303
2	調査の変遷	304
第四部	統計編成業務の実施	316
第一章	独立行政法人化前の集計技術の発展	317
第一節	パンチカードシステム（PCS）による製表	317
1	製表工程	318
2	統計機械の設置状況	319
3	統計機械の機能及び操作方法	320
4	PCSによる製表の問題点	322
第二節	コンピュータによる製表	322
1	受入体制の整備	322
2	専用庁舎の建設	323
3	IBM705型コンピュータシステムの概要	323
4	中央処理装置の変遷	324
5	データの入力方法等の変遷	326
6	出力方法の変遷	328
7	コンピュータシステムの変遷	329
第二章	独立行政法人化前の製表業務	334
第一節	国勢調査の製表	334
1	大正9年から昭和30年までの国勢調査	334
2	昭和35年国勢調査	335
3	昭和40年から昭和60年までの国勢調査	336

1	独立行政法人統計センターの経営理念と第1期中期目標・中期計画	363
2	第1期中期計画期間中の業務運営と実績評価	365
第三節	独立行政法人改革と統計センターの新たな役割	367
1	統計センターの新たな課題	367
2	役職員の非公務員化の凍結と独立行政法人の類型化	373
3	新統計法の制定と統計センターの新たな役割	376
4	第2期中期目標・中期計画	376
5	統計センターの行政執行法人化への動き	380
6	第3期中期目標・中期計画	383
第四節	行政執行法人としての統計センター	388
1	行政執行法人統計センターの発足	389
2	統計改革と統計センターの新たな役割	392
第五節	独立行政法人化後の業務運営	395
1	正確な統計の作成（統計をつくる）	395
2	統計データの利活用の推進（統計を活かす）	409
3	公的統計の発展の支援（統計を支える）	414
4	弛まぬ技術の向上	418
5	国際協力の推進	425
6	統計センターの運営管理	427
第五部	統計情報戦略の推進	437
第一章	統計に関する広報の展開と統計情報戦略の策定	437
1	統計に関する広報の展開	437
2	統計情報戦略の策定	439
3	体制の整備	440
4	統計局イメージデザインとイメージキャラクター	440
第二章	ICTを活用した統計情報戦略の展開、政府統計の総合窓口（e-Stat）の開設	442
第一節	電磁的記録による統計情報の提供	442
第二節	インターネットによる統計情報の提供	443
1	統計速報システム	443
2	総務庁統計情報データベースシステム（SISMAC）、総合統計データベース（St@tNavi）	444
3	統計局ホームページの開設	445
4	統計ダッシュボード	446

5	情報化に向けた基盤システムの整備	447
第三節	e-Stat	448
1	主な機能と情報の種類	448
2	高度利用環境の構築・拡充	449
3	e-Statのリニューアル	450
4	機械判読可能な統計データの整備・提供等	451
第四節	統計リテラシー向上に向けての取組	451
1	社会人向け学習サイト	452
2	児童・生徒向け学習サイト等	453
第三章	統計データの二次的利用	458
第一節	調査票情報の提供	458
1	概要	458
2	オンサイト施設の設置	459
3	利用対象者の拡大	460
4	利用状況	461
第二節	オーダーメイド集計	462
1	オーダーメイド集計の概要	462
2	利用状況	464
第三節	匿名データの提供	464
1	匿名データとは	464
2	匿名データの提供の概要	465
3	利用状況	466
第四章	統計データ利活用センターの取組	467
1	統計マイクロデータの提供	467
2	データサイエンスの発展・証拠に基づく政策立案（EBPM） に資する統計データ利活用の推進・支援	468
3	統計データ利活用に関する人材育成	469
第五章	総合統計書の編集	471
1	日本統計年鑑	471
2	日本の統計	473
3	世界の統計	474
4	STATISTICAL HANDBOOK OF JAPAN	475
5	その他の総合統計書等	475
6	長期時系列統計の整備	477
7	総合統計書のインターネットによる提供	477
第六章	社会・人口統計体系の整備	479

1	概要	479
2	構成	479
3	データの収集・入力・審査	479
4	結果の編成及び公表	481
第七章	統計地理情報の整備・提供	482
第一節	統計GISへの取組	482
1	統計地理情報の整備	482
2	統計GISプラザ	486
3	地図で見る統計(jSTAT MAP)	486
第二節	地域メッシュ統計	488
1	概要	488
2	特徴	489
3	結果の提供と利用	489
第八章	統計図書館、統計博物館	490
第一節	統計図書館の沿革	490
第二節	統計図書館の特色	491
1	蔵書の特色と現況	491
2	統計図書館の刊行物	491
3	統計図書館の利用サービス	493
4	図書館業務のOA化	494
第三節	統計相談の実施	495
1	概要	495
2	統計相談の内容	495
第四節	統計博物館(統計資料館)	496
1	統計資料館の開設	496
2	統計資料館の内容、統計博物館の開館	496
第六部	統計教育・研修・研究	498
第一章	統計研修の変遷	498
第一節	統計職員の養成等	498
1	統計職員の資格	500
2	統計職員の養成	502
3	統計教育	503
第二節	統計研修の実施	504
1	戦後の統計研修	504
2	総務庁発足と統計研修	509

3	統計研修所寄宿舍（統友寮）	510
4	統計研修の国際交流	510
5	統計研修所の移転	511
6	研究機能の追加と名称変更	511
7	統計研究研修所における大学等との連携	511
第二章 統計研修の充実		513
第一節 統計実務職員の育成に向けた研修		513
1	本科課程の運営見直し	513
2	研修課程の多様化	514
3	統計改革を踏まえた研修体系の見直し	515
4	研修修了者数の推移	516
第二節 オンライン研修の推進		517
1	通信研修の開講	517
2	講義動画を活用したオンライン研修	518
3	ライブ配信による研修の実施	520
第三章 統計に関する研究		521
1	統計に関する研究の概観	521
2	研究成果の共有・公表	522
3	研究会	523
4	統計研究会議、研究報告会	524
第四章 統計技術の向上に向けた支援		525
1	各府省等への技術支援	525
2	統計作成支援センターの設置	525
3	調査票情報の匿名化	526

参考文献一覧

「統計百五十年史」編纂関係者一覧
「統計百五十年史」の編纂を終えて

【上巻】

統計150年記念式典

統計150年記念式典における秋篠宮皇嗣殿下おことば

統計百五十年史の発刊に当たり（総務大臣）

統計150年の歩み（総務省統計局長）

統計の150年を振り返って（総務省政策統括官（統計制度担当））

統計百五十年史発刊に当たって（総務省統計研究研修所長）

統計百五十年史の発刊に寄せて（独立行政法人統計センター理事長）

第一編 総論

第一部 草創期の統計制度と統計調査の整備	1
第一章 近代的統計制度の夜明け（明治4年～明治18年）	1
第一節 統計を専担する組織の創設とその変遷	1
第二節 統計の重複是正の取組	5
第三節 統計書の編集と刊行	8
第四節 甲斐国現在人別調	11
第五節 甲斐国人員運動調	13
第六節 共立統計学校の設立	14
第七節 国際社会への参加	15
第八節 民間統計団体の動き	16
第二章 人口統計整備の時代（明治18年～大正11年）	17
第一節 内閣統計局の設置	17
第二節 行政各部の統計の統一	19
第三節 人口静態調査と人口動態調査	21
第四節 国勢調査実現に向けて	25
第五節 第1回国勢調査の実施	29
第六節 人口推計	39
第七節 内閣統計講習会の開催と統計職員養成所の設置	40
第八節 統計書の編集と刊行	42
第九節 その他の事業	45
第三章 経済統計調査の発展と統計受難の時代（大正11年～昭和20年）	47
第一節 組織の変遷～再び内閣統計局へ	47
第二節 統計事務の整理統一	49
第三節 国勢調査	51
第四節 人口動態調査と死因及疾病分類	62
第五節 労働統計の整備	64
第六節 家計調査	83
第七節 生計費指数資料実地調査	90
第八節 農業調査	93
第九節 国富及び国民所得調査	95
第十節 国際統計協会会議の開催	99

第十一節	統計書の編集と刊行	101
第十二節	その他の事業	103
第二部	戦後の統計再生とその後の発展	105
第一章	再生への動き	105
第一節	再建施策の上申	105
第二節	統計・統計制度の再建	115
第二章	統計及び統計制度の整備・充実	129
第一節	統計の総合調整の強化	129
第二節	各種統計調査の整備	134
第三章	総務庁誕生までの経緯	149
第四章	新統計局・統計センターの足跡	158
第一節	新統計局・統計センター発足時の課題	158
第二節	課題への取組	158
第三節	統計局創設120年	162
第三部	中央省庁再編と統計改革	164
第一章	中央省庁再編・行政改革への対応	164
第一節	中央省庁再編と総務省の発足	164
第二節	統計審議会の法施行型審議会への改組	164
第三節	各種行政改革課題への対応	165
第四節	組織の変遷	179
第二章	統計法の全面改正	183
第一節	改革の背景・経緯	183
第二節	新統計法の概要	189
第三節	公的統計の整備に関する基本的な計画	193
第三章	地方創生と統計	200
第一節	統計データ利活用センター設置の経緯	200
第二節	統計データ利活用センターの役割	202
第四章	統計改革	204
第一節	改革の背景・経緯	204
第二節	経済統計の体系的整備	205
第三節	統計法・統計センター法の一部改正	211
第四節	E B P Mと統計	212
第五章	統計業務の不適切事案と再発防止に向けた対策	214
第一節	毎月勤労統計における事案	214

第二節	建設工事受注動態統計調査における事案	219
第六章	大規模災害等と統計	223
第一節	阪神・淡路大震災への対応	223
第二節	東日本大震災への対応	225
第三節	その他の地震・水害・台風等への対応	229
第四節	新型コロナウイルス感染症への対応	231
第七章	統計150年	234

第二編 各論

第一部	統計の総合調整機能の展開	235
第一章	統計機構の推移	235
第一節	中央統計機構の推移	235
第二節	地方統計機構の推移	238
第二章	統計審議会及び統計委員会の活動	246
第一節	統計審議会	246
第二節	統計委員会	248
第三章	統計関係法令の変遷及び整備	255
第一節	統計法（昭和22年法律第18号）の改正状況	255
第二節	統計法（平成19年法律第53号）の改正状況	257
第三節	統計法施行令（昭和24年政令第130号）の改正状況	258
第四節	統計法施行令（平成20年政令第334号）の改正状況	260
第五節	統計法施行規則の改正状況	262
第六節	沖縄の復帰に伴う行政管理庁関係法令の適用の特別措置等に 関する政令（昭和47年政令第91号）の制定	263
第七節	届出を要する統計調査の範囲に関する政令（昭和25年政令第58号） の改正状況	263
第八節	統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の改正状況	263
第九節	統計報告調整法施行令（昭和27年政令第396号）の改正状況	264
第十節	統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を 定める政令（昭和26年政令第127号）の改正状況	266
第四章	時代に即応した統計の整備	267
第一節	指定統計から基幹統計へ	267
第二節	指定統計調査制度から基幹統計調査制度へ	277
第三節	承認統計調査制度の意義と実績	293
第四節	届出統計調査制度の意義と実績	295
第五節	予算を通じた統計の調整	297

第六節	統計調査の整理再編	298
第五章	統計基準の設定と運用	304
第一節	統計基準	304
第二節	その他の基準等	336
第六章	産業連関表の作成と加工統計の基幹統計化	341
第一節	産業連関表	341
第二節	加工統計の基幹統計化	351
第七章	統計調査員制度の確立	352
第一節	統計調査員制度の意義	352
第二節	統計調査員制度の充実	353
第三節	統計調査員の安全対策	356
第八章	統計に関する普及啓発	358
第一節	「統計の日」の制定及び諸行事	358
第二節	統計環境の整備	362
第九章	統計行政の中・長期的な指針	368
第一節	統計行政の中・長期構想の概要	368
第二節	統計行政の新中・長期構想の概要	380
第三節	統計行政の新たな展開方向の概要	387
第二部	統計の国際展開	392
第一章	国際統計事務の総合調整	393
第一節	国際協力の基盤整備	393
第二節	国際協力の強化と国際交流の活発化	395
第三節	国際社会への積極的貢献と国連アジア太平洋統計研修所への 協力	399
第四節	統計事情の紹介	410
第二章	国勢の基本に関する統計調査に係る国際協力の実施	413
第一節	国際会議への出席及び国際機関への職員派遣等	413
第二節	二国間交流	416
第三節	I C T を活用した統計システムの海外展開	418
第四節	国際会議の開催	419
年表		年1
組織の変遷		組1
歴代幹部一覧		幹1

第二編 各論

(承前)

第三部 国勢の基本に関する統計調査の実施

第一章 人口・住宅に関する統計調査

第一節 人口に関する調査の概観

人口に関する統計としては、ある時点での人口の大きさや構造などを捉える人口静態統計と、人口の大きさや構造を変化させる要因を捉える人口動態統計がある。

人口静態統計は、①人口調査、②登録人口調査又は公簿人口調査、③人口推計によって作成される。このうち、人口調査は、特定の地域、特定の時点の人口の大きさ、構造を捉えることを目的として実施される調査で、国勢調査がその代表的なものである。登録人口調査又は公簿人口調査は、直接調査を行うのではなく、住民基本台帳などの公簿に登録されている情報から統計を作成するものである。人口推計は、ある過去の時点の人口調査結果を基にして、その後の出生、死亡、流入、流出を加減して人口を推計するものである。

人口動態統計は、人口の大きさを変化させる要因である出生、死亡、流入、流出と、人口構造を変化させる要因である婚姻、離婚、疾病及び傷害の発生と治癒などの状況を捉える。これらの統計は、戸籍や住民基本台帳のように法令によって定められた身分登録制度や公衆衛生上の届出制度に基づいた業務統計として作成される。

総務省統計局では、人口静態統計として最も基本的な「国勢調査」を、大正9年の第1回国勢調査以来、昭和20年に実施せず、22年に臨時に実施したことを例外として、5年ごとに行ってきた。このほか終戦前後の19年、20年、21年、23年には人口調査を行っている。

一方、人口動態統計については、住民基本台帳への登録に基づき地域間の人口移動の大きさを集計する「住民基本台帳人口移動報告」を作成している。このほか、戦前は、出生、死亡などの届出に基づく「人口動態統計」も作成していたが、戦後、厚生省（厚生労働省）に移管されている。

第二節 国勢調査の概観

1 国勢調査の定義

国勢調査は、国全体にわたって、全ての個人を調査対象として実地に調査する方式で行

う人口調査である。世界で最初の近代的な国勢調査は、1790年にアメリカ合衆国で行われたものだといわれている。これに続いて、1801年にイギリスとフランスが実施し、以後、世界の各国で行われるようになった。日本では、大正9（1920）年に第1回国勢調査が行われ、それ以降、おおむね5年ごとに行われている。

なお、国際連合では、各国における人口センサスの実施とその整備改善のため、あるいは国際的な比較可能性を高めるため、調査方法や調査事項について国際的な基準や原則を定め、各国においてそれらを採用するように要請しており、多くの国々では、これに準拠して人口センサス（国勢調査）^{（注）}を実施している。

2 国勢調査の沿革

大正9年に行われた第1回国勢調査では、世帯ごとの調査票が用いられ、個人別に男女の別、出生の年月、配偶の関係、国籍、職業（産業分類的要素を含んだもの）などを調査するという近代的な調査方法が採用された。また、この調査は、10月1日午前零時現在にいた場所で調査するという現地主義に基づいて行われた。この方式は、その後、昭和22年国勢調査まで継承されることになった。

なお、この調査は、単に第1回目の国勢調査であるというだけにとどまらず、それまで業務統計として作成されることの多かった統計を、統計を作成する目的で行われた統計調査に基づいて作成するという近代統計調査の方法を国民に初めて浸透させる役割も果たし、他の統計調査へも大きな波及効果を与えた。

第1回国勢調査は「国勢調査ニ関スル法律」（明治35年法律第49号）に基づいて行われたが、この法律では、国勢調査は10年ごとに実施することになっていた。しかし、これでは人口変動の実態を把握するのに不十分であるということから、大正11年4月19日法律第52号で同法の一部が改正され、中間年の5年目に簡易な国勢調査を行う旨の規定が設けられた。この改正に基づき、14年に第2回国勢調査が実施され、簡易調査ということから、氏名、男女の別、出生の年月、配偶の関係の4項目だけが調査された。また、この調査では、結果の早期公表を狙いとして、地方分査で集計が行われた。このため、分類、区分けが容易に行えるよう単記式個票（一人一人が1枚の調査票に記入する形式）を採用した。これ以降、10年ごとに大規模調査を、その中間年に調査項目の少ない簡易調査を行うことが通例となった。

昭和5年国勢調査では、大正9年の調査事項に従業地が追加され、従業地による人口、いわゆる昼間人口を集計した。また、産業分類と職業分類の概念を明確に区分して集計した。

次の昭和10年国勢調査は簡易調査であったが、大正14年の調査事項に常住地が追加さ

（注） 国勢調査は、英語のPopulation Census（人口センサス）の訳語として用いられている。センサスとは一般に、調査対象者を全て調べる調査のことを指し、「全数調査」とも呼ばれている。このCensusの語源は、古代ローマにおいて、市民の登録（人口調査）、財産や所得の評価、税金の査定などを担当する職員の職名であるCensere（ラテン語）とされており、これが転じてCensusになったといわれている。

れ、行政上欠くことのできない常住地別の結果を提供した。

昭和15年国勢調査は、日中戦争が長期化し、翌16年12月8日に太平洋戦争が始まるという状況下で行われたことから、国家総動員体制の影響を受けることになった。そのため、特別に熟練を要する職種など、国が指定する120の技能について、現在従事している者、潜在能力を持つ者などを調査したが、戦時中のため基本的な人口が公表されただけで、詳細な結果が公表されたのは戦後のことであった。

なお、14年8月1日に、国勢調査ニ関スル法律に基づいて臨時国勢調査が行われたが、これは人口ではなく、物品販売業者等の配給機関を対象に調査期日前1年間の指定物品の売上数量・売上高等を調査するもので、いわゆる「消費の国勢調査」又は「物の国勢調査」と呼ばれるものである。

その後、終戦直前の19年には、「資源調査法」（昭和4年法律第53号）に基づいて、昭和19年人口調査が2月22日現在で実施された。これは、軍需生産、食料生産、交通運輸等に要する人員を確保し、食料その他国民生活の必需物資の配給を統制することを目的とするものであった。翌20年は国勢調査の年に当たったが、資材、労務、輸送手段などのひっ迫のため、「明治三十五年法律第四十九号国勢調査ニ関スル法律ノ昭和二十年ニ於ケル特例ニ関スル法律」（昭和20年法律第1号）で、その不施行が決められた。しかし、20年8月15日に終戦を迎えると、そのわずか半月後、総選挙の議員定数及び終戦に伴う各種施策の基礎資料を得る目的で昭和20年人口調査の計画が決定され、資源調査法に基づいて11月1日午前零時現在で実施された。

21年には、連合国最高司令官総司令部（GHQ：General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers）の指令を受けて、4月26日現在で昭和21年人口調査が実施された。また、23年にも、GHQの指令に基づき、「統計法」（昭和22年法律第18号）による指定統計（第12号）として昭和23年常住人口調査が8月1日午前零時現在で実施された。

昭和20年国勢調査は中止されたが、22年には臨時国勢調査が行われた。この調査は、戦後制定された統計法に基づき指定統計第1号として実施された。この調査においては、就業状態について、従来は「ふだんの就業状態」を調べるいわゆる有業者方式であったものを、「調査日前1週間にした仕事」を調べる労働力方式に変更した。続く昭和25年国勢調査は、「1950年世界センサス」の一環として、かつ、10年ごとの大規模調査として実施された。この調査では、第1回調査以来続いていた現在地主義を常住地主義に切り替え、調査の時期に調査地域に現在する人ではなく、常住する人を把握することとした。次の昭和30年国勢調査は、簡易調査に当たったが、その調査事項は戦前の簡易調査に比べ著しく充実された。

その後、国勢調査は5年ごとに実施されてきており、令和2年には第1回調査以来100年の節目となる第21回調査が実施された。この間、調査事項に対しては若干の変更が加えられてきたが、調査方法に関しては、調査員が調査区の全世帯を訪問して実地調査を行う

という基本的な調査方法の変更はなかったものの、個人情報の保護意識の高まりに配慮し、また、不在世帯の増加に対応するため、調査票の提出方法についての様々な取組が行われてきた。

一方、集計技術的には、大正9年の第1回調査から機械集計の方式（調査事項をパンチカードに穿孔し、分類機、会計（製表）機等の機械を使用して分類・集計するパンチカードシステム（P C S : Punch Card System）方式）が利用されてきたが、昭和35年国勢調査からは電子計算機（コンピュータ）が導入され、従来より詳細な集計を行うことが可能となった。

また、昭和40年国勢調査では、調査員がマークを記入するマークカードが採用されて調査票をコンピュータに直接入力できるようになり、手作業でのパンチカードの作成に比べて集計期間が画期的に短縮された。また、50年以降の国勢調査には、世帯で直接マークを記入するマークシートが、平成12年以降の国勢調査には、マーク・数字を読み取る光学式文字読取装置（O C R : Optical Character Reader）対応の調査票が採用された。

集計面では、市街地の人口を把握するために、昭和35年国勢調査から人口集中地区を設定した。昭和45年国勢調査からは、日本全土を約1キロメートル四方に区画した地域メッシュ統計を作成し、行政区画によらない不変の地理的区画による時系列比較が可能となった。また、平成2年国勢調査から「住居表示に関する法律」（昭和37年法律第119号）に規定されている「街区」又は街区に準じた恒久的な地形・地物を基に恒久的な最小の地域単位として「基本単位区」を導入し、地域統計の時系列比較を容易にするなど、小地域の統計を拡充してきた。なお、昭和50年国勢調査からは、47年に復帰した沖縄県が正式に国勢調査の対象となった。

3 調査方法等の概要

(1) 法的根拠

大正9年から昭和15年までの5回の国勢調査は、「国勢調査ニ関スル法律」（明治35年法律第49号）に基づいて実施された。戦後、昭和22年から平成17年までの国勢調査は「統計法」（昭和22年法律第18号）に基づいて、平成22年以降の国勢調査は、全部改正された「統計法」（平成19年法律第53号）に基づいて実施されている。なお、昭和19年、20年及び21年の人口調査は、「資源調査法」（昭和4年法律第53号）に基づいて実施され、23年の常住人口調査はGHQの指令により旧「統計法」に基づいて実施された。

現行の統計法における国勢調査に関する規定は、次のとおりである。

○統計法（平成19年法律第53号）

（定義）

第2条

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

一 第5条第1項に規定する国勢統計

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

(国勢統計)

第5条 総務大臣は、本邦に居住している者として政令で定める者について、人及び世帯に関する全数調査を行い、これに基づく統計（以下この条において「国勢統計」という。）を作成しなければならない。

2 総務大臣は、前項に規定する全数調査（以下「国勢調査」という。）を10年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならない。ただし、当該国勢調査を行った年から5年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を行い、国勢統計を作成するものとする。

3 総務大臣は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、臨時の国勢調査を行い、国勢統計を作成することができる。

国勢調査は、統計法において「基幹統計」とされており、報告義務、国勢調査員の配置、秘密の保護、結果の公表、地方公共団体に対する事務の委任等については、統計法と「統計法施行令」（平成20年政令第334号）の規定が適用される。

国勢調査の実施に関しては、調査の時期、調査の対象、調査事項、調査の機関、調査の方法その他の国勢調査についての基本的な事項について「国勢調査令」（昭和55年政令第98号）が、調査票の様式、実際に調査を行う期間などについて「国勢調査施行規則」（昭和55年総理府令第21号）が、調査の前年に行われる調査区設定について「国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令」（昭和59年総理府令第24号）が定められている。これらの政令、総理府令については、以前は各回の国勢調査ごとに定められていたが、現在は恒久的なものに改められている。

なお、恒久化後の国勢調査令の大規模な改正としては、いわゆる「地方分権推進一括法」^(注)による「地方自治法」（昭和22年法律第67号）及び統計法の改正に伴い、平成12年2月に地方公共団体への指揮監督規定の廃止、法定受託事務となる事務の明確化等を行ったものがある。

(2) 調査地域

戦前においては、国勢調査ニ関スル法律によって、国勢調査は「帝国版図内ニ施行ス」と規定されていた。したがって、大正9年から昭和15年までの国勢調査は、内地だけでなく、旧外地の樺太、台湾及び朝鮮を含めて行われた。ただし、大正9年国勢調査では、朝鮮での調査は行われなかった。また、昭和15年国勢調査では、帝国版図内に現在する者全とのほか、帝国版図外にある軍人・軍属等も縁故世帯の一員として調査した。

戦後、昭和22年臨時国勢調査では、我が国の行政権が及ばない次の地域を除いて調査が

(注) 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号）

行われた。

北海道 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
東京都 小笠原諸島
島根県 隠岐郡五箇村にある竹島
鹿児島県 奄美群島及び吐噶喇列島
沖縄県 全域

昭和30年国勢調査からは、それぞれ27年、28年にアメリカ合衆国から返還された吐噶喇列島及び奄美群島が調査地域に含められ、昭和45年国勢調査からは、43年にアメリカ合衆国から返還された小笠原諸島が含められた。さらに、昭和50年国勢調査では、47年5月15日にアメリカ合衆国から返還された沖縄県全域が調査地域に含まれることになった。なお、昭和45年国勢調査の際にも、沖縄県では本土と全く同じ調査時期、調査事項、調査方法で調査が行われている。昭和50年から令和2年までの国勢調査の地域範囲は同じであり、次の地域が除かれている。

北海道 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
島根県 隠岐郡隠岐の島町（旧五箇村）にある竹島

(3) 調査の対象

国勢調査において人口を把握する方法には、現在地主義と常住地主義とがある。現在地主義は、調査の時期に調査地域に現在する人を捉える方法で、このようにして得られた人口を現在人口という。一方、常住地主義は、調査の時期に調査地域に常住する人を捉える方法で、このようにして得られた人口を常住人口という。これらの間には、次の関係がある。

常住人口 = 現在人口 + 一時不在人口 - 一時現在人口

大正9年から昭和22年までの国勢調査は現在地主義で調査しているが、昭和10年国勢調査では、各人の常住地をも調査し、これにより常住人口も算出している。昭和15年国勢調査では、帝国版図外にある軍人・軍属等も調査したが、それらの軍人・軍属等は、調査時にどこにいるかにかかわらず、全て縁故世帯に含めて調査した。

外国人の取扱いについては、大正9年から昭和15年までの国勢調査では、一般の外国人だけでなく、外国の大使館、公使館及び軍艦にある者も全て含めて調査したが、昭和22年以降の国勢調査では、①本邦内に駐在する外国軍隊の軍人・軍属及びその家族、②本邦内に駐在する外国の外交団・領事団等（随員及び家族を含む）は調査の対象から除外している。

25年以降の各回の国勢調査は、常住地主義で調査を行った。ただ、昭和25年国勢調査においては常住地を「六か月以上居住し又は居住しようとする場所」としていたが、30年以降の国勢調査は「三か月以上」としている。

(4) 調査区の設定

国勢調査では、調査の重複脱漏を防ぐために、調査に先立ち全国の区域を漏れなく区分

して調査区を設定し、各調査員の担当する調査区域を明確にしている。原則として、1調査区は1人の調査員が担当する区域であり、平均50世帯程度である。国勢調査の調査区は、単に、国勢調査の実地調査で用いられるだけでなく、世帯を対象とした他の調査においても抽出フレーム（調査対象世帯を抽出するための基本単位）として広く利用されている。また、国勢調査の結果は、昭和35年から60年までの国勢調査は調査区別にも、平成2年以降の国勢調査は基本単位区別にも集計しており、近年、要望の多い小地域別の統計として活用されている。

なお、調査区の大きさは、戦前は1調査区100世帯程度であったが、昭和22年臨時国勢調査で他計申告方式（世帯が自ら調査票に記入するのでなく調査員が世帯の人に聞いて記入する方式）を採用したときに調査員の負担を軽減させるため50世帯に減らされ、それ以降、50世帯が基準となった。

大正9年から昭和22年までの国勢調査では、調査区は、国の大まかな基準に従って市町村長が設定し、都道府県知事の認可を受けることとしていたが、昭和25年国勢調査からは、国が全国的な基準を示した上で、市町村長に調査区設定を委任している。これに併せて、市町村長は調査区の区域を示す調査区地図を作成することとした。

平成2年国勢調査からは、恒久的な街区を単位とした区域を基本単位区として設定し、原則として一つの基本単位区又は二つの基本単位区を組み合わせて調査区とするという考え方が導入された。さらに、その境界情報をコンピュータに入力し、人口集中地区の画定その他に利用することを目的としたセンサスマッピングシステム（CMS）を構築し、活用している。

(5) 調査の方法

国勢調査は、調査員が調査区の全世帯を訪問して実地調査を行う。

実地調査には、世帯で自ら調査票に記入する「自計申告方式」と調査員が世帯の人に聞いて記入する「他計申告方式」がある。また、調査票には、各個人ごとに別の調査票を用いる「個人票」、世帯ごとに世帯内の個人を連記する「世帯票」及び調査区ごとに世帯内の個人を連記する「世帯連記票」がある。各回の国勢調査及び人口調査の調査票の形式及び申告方法は、表1のとおりであり、昭和20年代を除けば、ほとんど自計申告方式となっている。

表1 各回国勢調査及び人口調査における調査票の形式及び報告方法

調査名	調査票の形式	報告方法
大正9年国勢調査	世帯票（10名連記）	自計
大正14年国勢調査	個人票	自計
昭和5年国勢調査	世帯票（10名連記）	自計
昭和10年国勢調査	世帯票（10名連記）	自計
昭和15年国勢調査	世帯票（5名連記）	自計

調査名	調査票の形式	報告方法
昭和19年人口調査	個人票	自計
昭和20年人口調査	個人票	自計
昭和21年人口調査	個人票	自計
昭和22年臨時国勢調査	個人票	自計・他計
昭和23年常住人口調査	世帯票（10名連記）	他計
昭和25年国勢調査	世帯連記票（60名連記）	他計
昭和30年国勢調査	世帯票（10名連記）	自計・他計
昭和35年国勢調査	世帯票（12名連記）	自計・他計
昭和40年国勢調査	世帯票（7名連記）	自計
昭和45年国勢調査	世帯票（6名連記）	自計
昭和50年国勢調査	世帯票（4名連記）	自計
昭和55年国勢調査	世帯票（4名連記）	自計
昭和60年国勢調査	世帯票（5名連記）	自計
平成2年国勢調査	世帯票（4名連記）	自計
平成7年国勢調査	世帯票（4名連記）	自計
平成12年国勢調査	世帯票（4名連記）	自計
平成17年国勢調査	世帯票（4名連記）	自計
平成22年国勢調査	世帯票（4名連記）	自計
平成27年国勢調査	世帯票（4名連記）	自計
令和2年国勢調査	世帯票（4名連記）	自計

昭和55年から平成17年までの国勢調査では、個人のプライバシー保護の意識が高まり、記入済みの調査票を調査員に見られたくないという世帯が増加したことから、調査票の調査員への提出に当たっては、世帯の意思により封入して提出する方式が採られた。

平成22年国勢調査においては、個人情報保護意識の高まりに配慮し、また、昼間不在世帯等の増加に対応することを目的に、調査員による収集は全面封入方式とし、郵送による提出も可能とした。また、情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）の活用による調査の効率化を推進するため、東京都においてはこれに加えて世帯がインターネットを利用した回答も選択できる方式を導入した。

平成27年からの国勢調査では、オンライン調査を全国展開するとともに、パソコンだけではなくスマートフォンからも回答できるシステムを構築した。また、高齢者の増加に伴い、統計調査員による調査票への記入支援などを円滑に行い、調査票の記入不備を改善するため、平成22年国勢調査の全面封入方式から、封入を世帯の判断に委ねる任意封入方式に変更した。さらに、オートロックマンション等に対応し、調査員確保対策の一助とするため、調査員業務を大規模な集合住宅の管理会社や社会福祉施設等の運営法人等に委託で

きることにした。

令和2年国勢調査を例として、調査員の調査活動を具体的にみると、次のとおりである。

- ①調査員事務打合せ会への出席と自宅での準備
- ②受持ち調査区の確認（9月10日から13日の間に行う。受持ち調査区を巡回し、調査区の範囲を確認する。その際、調査区内の世帯の位置を示す「調査区要図」を作成しておく。）
- ③調査書類の配布（9月14日から20日の間に行う。調査区内の全世帯を訪問して調査書類（インターネット利用ガイド、調査票、調査票の記入のしかた）を配布し、インターネット回答、郵送提出又は調査員への提出を依頼する。その際、調査区内の「調査世帯一覧」を作成しておく。）
- ④「調査への回答はお済みですか」の配布と調査票の回収（10月1日から7日の間に行う。調査票の回収は訪問を約束した世帯のみ行う。）
- ⑤調査票未提出世帯の特定、調査票の回収（10月8日から15日の間に行う。指導員又は市区町村から連絡のあった「回答状況確認表」により、インターネット及び郵送で回答した世帯を確認し、確認できなかった世帯を改めて訪問し、調査票を回収する。）
- ⑥調査票の未提出世帯からの回収（10月16日から20日の間に行う。調査票の未提出世帯を改めて訪問し、調査票を直接回収する。）
- ⑦自宅での調査書類の検査・記入・整理（10月21日から23日の間に行う。）
- ⑧調査書類の提出

(6) 調査事項

我が国の国勢調査は、戦前、戦後を通じて、大規模調査と簡易調査が交互に行われている。両者の違いは調査事項の数にあり、特に、戦前の簡易調査の調査事項は男女の別、出生の年月、配偶の関係など基本的な人口学的属性に限られており、産業、職業などの経済的属性は除かれていた。しかし、戦後の国勢調査では、簡易調査においても経済的属性を調査するなど調査事項が充実され、戦前の大規模調査に匹敵するものとなった。最近の国勢調査でみると、簡易調査である平成27年国勢調査では17項目、大規模調査である令和2年国勢調査では19項目であった。

個々の調査事項については、例えば、昭和22年国勢調査では、失業者の前職や引揚者か否かの別を調査しているなど、その時々時代の要請に応じて選択されている。また、昭和25年国勢調査まで調査していた出生地については、人口移動が活発化したため不十分であるという理由で、これに替えて現住居への入居前の常住地又は5年前の住居の所在地を調査事項としたこと、調査が困難なため既婚女子の結婚年数及び出生児数については調査事項から外したことなどの変遷がある。しかし、昭和30年以降の国勢調査では、基本的な調査事項はおおむね固定されている。

表 2 - 1 調査事項の変遷（大正 9 年～昭和 30 年）

調 査 年	大正	14年	昭和	10年	15年	22年	25年	30年
	9年 (第1回) 1920	1925	5年 1930	1935	1940	(臨時) 1947	1950	1955
氏名	○	○	○	○	○	○	○	○
世帯における地位	○		○		○			
世帯主との続き柄							○	○
男女の別	○	○	○	○	○	○	○	○
出生の年月日	○	○	○	○	○	○	○	○
数え年						○		
配偶の関係	○	○	○	○	○	○	○	○
国籍又は国籍	○		○		○			
国籍又は出身地						○	○	
国籍								○
出生地	○		○		○		○	
常住地				○				
一時現在者							○	
職業及び職業上の地位	○							
副業及び副業上の地位	○							
指定技能	指定の職業	現職				○		
		前職				○		
	指定の学歴	職業		○				
		職業		○				
職業	本業	職業		○		○		
		所属の産業		○				
	副業	失業		○				
		職業		○				
事業所（勤務先を含む）名				○				
事業所の事業種目				○				
事業所の所在地								○
自己の勤務する部門の事業種目					○			
職名					○			
仕事の種類							○	○
昭和12年 7月1日の	事業所（勤務先を含む）名				○			
	事業所の事業種目				○			
	自己の勤務する部門の事業種目				○			
	職名				○			
失業者に ついて	就業の経験の有無					○		
	失業前の従業上の地位					○		
	失業前の所属の産業					○		
	失業前の職業					○		
就業状態						○	○	○
就業日数						○		
就業時間							○	
従業上の地位						○	○	○
事業主なりや否やの別					○			
家族従業者なりや否やの別					○			
所属の産業						○		
所属の事業所の名称及び事業の種類							○	○
追加就業希望とその理由						○		
在学か否かの別と在学年数							○	
初婚か否かの別							○	
結婚年数							○	
出生児数							○	
兵役の関係					○			
引揚者か否かの別						○	○	
視聴覚障害の有無						○		
調査時に在不在の別							○	
不在の理由							○	
世帯の種類		○						
世帯の種類							○	○
世帯人員	○		○	○	○		○	○
準世帯の種類及び名称	○		○	○	○			
住居の種類							○	○
住宅の所有の関係							○	○
住居の室数			○					
居住室の畳数							○	○

表 2-2 調査事項の変遷（昭和 35 年～令和 2 年）

調査年	昭和	40年	45年	50年	55年	60年	平成	7年	12年	17年	22年	27年	令和
	35年	1965	1970	1975	1980	1985	2年	1995	2000	2005	2010	2015	2年 (第21回) 2020
氏名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
世帯主との続き柄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
男女の別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
出生の年月 ^(注)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
配偶の関係	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国籍	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
現住居への入居時期			○		○								
現住居での居住期間									○		○	○	○
従前の常住地			○		○								
1年前の常住地	○												
5年前の住居の所在地							○		○		○	○	○
教育	○		○		○		○		○		○		○
結婚年数	○		○										
出生児数	○		○										
就業状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
就業時間	○								○	○			
従業上の地位	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
所属の事業所の名称及び事業の種類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
仕事の種類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
従業地又は通学地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
利用交通手段			○		○		○		○		○		○
通勤時間又は通学時間							○						
世帯の種類	○	○											
世帯の種類			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
準世帯の種類	○												
世帯人員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
家計の収入の種類	○		○		○		○		○				
住居の種類	○												
住居の種類		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住宅の所有の関係	○												
居住室数		○	○	○	○	○	○	○					
居住室の畳数	○	○	○	○	○	○							
住宅の床面積（延べ面積）							○	○	○	○	○		
住宅の建て方					○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 昭和35年調査は、出生の年月日

(7) 集計

国勢調査の結果の集計は、大正9年の第1回調査以来、統計局において行っているが、その例外として、大正14年国勢調査、昭和19年、20年、21年の人口調査、昭和22年国勢調査の一部及び昭和23年常住人口調査の集計は、市町村において手集計で行い、その結果を国で取りまとめる地方分査の方法を採用した。

集計結果としては、昭和35年国勢調査から人口集中地区が導入され、これに焦点を当てた集計も行われるようになった。また、昭和40年国勢調査から調査区別の集計を、昭和45

年国勢調査から地域メッシュ統計^(注1)及び国勢統計区(人口20万以上の市において、市内の小地域の人口等を分析するために学校区・行政区などにより区画したもの)別の集計を、平成2年国勢調査から基本単位区別の集計を、平成7年国勢調査から町丁字等別の集計を始めるなど、小地域別の集計も拡充してきた。(国勢統計区別集計は、平成2年国勢調査で基本単位区別集計が導入され、基本単位区を合算することにより学校区・行政区などの結果が得られ、かつ、平成7年国勢調査から町丁字等別の集計が開始されたため、平成7年に廃止した。)

集計技術的には、大正9年国勢調査以来、機械集計の方法(調査事項をパンチカードに穿孔し、分類機、会計(製表)機等の機械を使用して分類・集計するP C S方式)で行っていたが、昭和35年国勢調査からコンピュータが導入され、従来より詳細な集計を行うことが可能となった。また、昭和40年国勢調査では、7名連記形式の調査票に記入された回答を、調査員が一人1枚の個票マークカード(17cm×9cm)にマークして転記し、これを光学式マーク読取装置(OMR:Optical Mark Reader)でコンピュータに直接入力する方式が採用され、人手によるキー入力を行う必要がなくなったことにより集計期間が画期的に短縮された。続く昭和45年国勢調査では、6名連記形式のマークシート(A4版)が用いられた。さらに、50年以降の国勢調査では、調査票自体をマークシート形式にして、世帯で直接マークを記入することが可能になった。55年以降の国勢調査では、両面のマークシートが、平成12年以降の国勢調査では、マークのみならず数字も読み取ることのできるOCR対応仕様の調査票が使われている。

しかし、このようにコンピュータで集計が行われるようになっても、産業・職業を分類するための符号付けなど人手で行わなくてはならない事務も多く、全国の全調査票を処理するには、なお極めて多くの事務量を要している。そこで、近年は、目覚ましく進展するICTを活用して、クライアント/サーバシステム^(注2)による分散型処理方式、調査票の手書き文字を読み取ることのできるイメージ読取、分類符号付けを一部自動化する格付支援システムなどを導入するとともに、可能なものは民間に委託するなど更に工夫を重ねているところである。

具体的にどのような集計が行われているのかについて、令和2年国勢調査を例とすれば、

- ①人口速報集計(要計表による人口集計)^(注3)
- ②人口等基本集計(人口、世帯、住居に関する結果及び外国人、高齢者世帯、母子・父子世帯、親子の同居等に関する結果)
- ③就業状態等基本集計(人口の労働力状態、夫婦・子供のいる世帯等の産業・職業大分類別構成に関する結果)

(注1) 対象とする地域内をほぼ正方形で面積の等しい小地域に細分し、細分した地域ごとに国勢調査や経済センサスなどの各種統計調査の結果を対応させて編成した小地域統計

(注2) 機能や情報を提供するサーバと利用者が操作するクライアントをネットワークで結び、クライアントからの要求にサーバが応答する形で処理を進める方式

(注3) 市区町村において審査を終了する前の調査票から世帯員の数を転記した調査書類を基に、市区町村別の人口及び世帯数を速報値として早期に公表するもの

④抽出詳細集計（就業者の産業・職業小分類別構成等に関する詳細な結果）

という順に段階を分けて行われ、さらに、これら以外にも、従業地・通学地集計、人口移動集計、小地域（町丁・字等、基本単位区）集計がそれぞれ所定の時期に行われている。

なお、統計理論に基づく抽出集計の手法は、既然大正9年及び昭和5年国勢調査で採用されているが、戦後になるとこの方法が普遍的に活用されるようになった。昭和25年国勢調査では1%及び10%抽出集計が行われ、それ以降、全数集計を行わない産業・職業の小分類の集計などについて、まず1%で早期に全国の結果を集計し、その後時間をかけて10%ないし20%で詳細な結果を集計するのが通例になっている。その後、集計全体が大幅に早期化されたことにより、令和2年国勢調査では必要性の低下した1%による抽出速報集計を廃止した。

第三節 戦後の人口調査

1 昭和20年人口調査

昭和20年は国勢調査の年に当たっていたが、戦局は日に日に不利に傾いて断念せざるを得なくなり、同年2月9日に昭和20年国勢調査を不施行とする法律（「明治三十五年法律第四十九号国勢調査ニ関スル法律ノ昭和二十年ニ於ケル特例ニ関スル法律」（昭和20年法律第1号））が公布された。ところが、同年8月15日終戦となったため、戦後の総選挙の議員定数決定の基礎資料として、また、終戦に伴う諸施策の基礎資料として人口統計が必要となり、急きょ8月31日の閣議で「昭和二十年人口調査要綱」が決定され、人口調査を実施することになった。

昭和20年人口調査は、昭和19年人口調査と同じく資源調査法により行われ、その際公布された関連法令は、昭和20年人口調査を行うことを定めた「人口調査ニ関スル件」（昭和20年勅令第523号）、「昭和二十年人口調査規則」（昭和20年閣令第36号）及び「昭和二十年人口調査施行心得」（昭和20年内閣訓令第5号）などである。

この調査では、20年11月1日午前零時現在で、内地に現在する人について、①本籍地、②住所、③氏名、④男女の別、⑤年齢、を1人1枚の個票を用いる自計申告方式で調査した。集計は、市町村で男女、年齢別の結果表を作成し、それを都道府県、次いで、国で取りまとめる地方分査の方式を採った。

この調査は、終戦直後の混乱の中で行われたため、その実施に当たって種々の苦労があった。まず、申告書用紙（調査票）については、その様式だけを内閣統計局が示し、実際の印刷は各市町村が行った。用紙の調達は各市町村に委ねられ、故紙の裏を使ってもよいこととした。また、調査方法等の指示のため、9月7日に地方統計主管課長会議を開催したが、その通知は電報、ラジオ放送で行った。ところが、西日本方面の電信故障のため、当該地域の府県で会議に欠席するところが多く、これら府県のため9月12日に再度、福岡県で開催した。この会議への出席者に対しては、時節柄、主食物は各自携行することが要

望された。

このような困難はあったが、調査は順調に進み、20年11月26日に「都道府県郡島嶼市区別人口」が公表された。市町村別の人口の公表も21年2月までに終わり、4月10日の第22回衆議院議員総選挙の議員定数の算出基礎資料として用いられた。年齢別等の結果は、当時の印刷能力不足のためガリ版刷りによって関係省庁へ配布した。これらの結果表は、24年3月、終戦前後の人口関係調査結果を収録した報告書に含めて刊行された。

なお、この調査の実施に関しては、GHQからも終始支援があり、11月中旬には千葉県船橋市においてGHQと統計局の係員が合同で抽出調査を行い、その正確度の判定の参考にするといった試みも行われた。

2 昭和21年人口調査

昭和21年1月31日、GHQから日本帝国政府宛て「1946年4月日本ノセンサス」施行方についての覚書が出され、21年4月26日現在で人口調査が行われることになった。なお、当初の計画は16日であったが、衆議院議員総選挙の投票日が同月10日となったことから、輻輳することを避けて、急きょ調査日を10日間延期した。

この調査も資源調査法により行われ、公布された関連法令は、昭和21年人口調査を行うことを定めた「人口調査ニ関スル件」（昭和21年勅令第100号）、「昭和二十一年人口調査規則」（昭和21年閣令第5号）及び「昭和二十一年人口調査施行心得」（昭和21年内閣訓令第1号）などである。

この調査の調査事項は、①本籍地、②住所、③氏名、④男女の別、⑤年齢、⑥農家人口調査の調査票提出の有無、⑦最近1箇月間の就業の状態、⑧内地に定住を希望する朝鮮人、台湾人の別、である。

GHQの覚書では、調査から1か月以内に基本統計表を作成するようにとされており、昭和20年人口調査当時よりも厳しい国情の中で、更に短期間で集計しなくてはならなかった。調査結果のうち、「都道府県郡島嶼市区町村別人口」は21年7月25日に公表された。詳細な結果については、21年9月までに集計を終えたが、報告書として刊行されたのは、終戦前後の人口関係調査結果を収録した「昭和15年国勢調査・昭和19年人口調査・昭和20年人口調査・昭和21年人口調査結果報告摘要」としてであり、24年3月になってからである。

3 昭和23年常住人口調査

昭和22年には、戦後初めての国勢調査が行われたが、その調査対象は、戦前の国勢調査と同じく現在人口であった。このため、生活必需品の配給の基礎となる常住人口は、各省庁で推計するなどしていたが、不正確な資料を用いていたため、その適正を期しがたいものがあった。昭和23年常住人口調査は、常住人口を調査することにより、諸配給施策の適正を期し、併せて各種の行政施策の基礎資料を得ることを目的として、23年8月1日に実

施された。なお、GHQからも、23年4月2日付け総理庁統計局宛ての覚書で、23年6月1日現在で配給人口調査を行うようにとの指令が出ている。

この調査は、GHQからの指令に従い、当初は配給人口調査と呼ばれ、調査期日も6月1日が予定されていたが、予算編成上の都合によって、8月1日に延期された。また、この調査に附帯して、昭和23年住宅調査が行われた。

この調査は、23年5月5日、総理庁告示第75号により統計法に基づく指定統計第12号に指定された。公布された関連法令は、「昭和二十三年常住人口調査規則」（昭和23年総理庁令第27号）及び「昭和二十三年常住人口調査施行心得」（昭和23年総理庁訓令第4号）などである。

調査事項は、①氏名、②世帯における地位、③男女の別、④年齢、⑤配給の関係、⑥本籍地、⑦調査当日の在、不在の別、⑧外国人登録番号、であり、23年8月1日午前零時現在で、全国市区町村に常時居住する者について行われた。

なお、常時居住するとは、「衣食住の生活の本拠として平常実際に居住している」ことをいい、どこに定めるべきか紛らわしい者については「六か月以上居住し又は居住しよう」としているかを判定の基準としている。

結果の集計は、地方分査の方法により、23年9月8日に「全国総人口（男女別）及び総世帯概数」を速報として公表し、次いで、24年2月までに報告書を刊行した。

第四節 戦後の国勢調査

1 昭和22年臨時国勢調査

終戦後の我が国においては、膨大な海外引揚者とそれに伴う食料難、住宅難や、産業の崩壊による多数の失業者の発生など多くの問題が生じた。このような状況の下で、「戦後産業の復興と民生の安定、特に失業対策の確立の為には産業職業に関する人口統計の正確な資料が必要であるが、昭和19年以降これに関する調査が存在しない。よってこれらの基本統計を整備し行政施策の基礎とすることを目的として昭和22年臨時国勢調査を行う」（指定統計調査承認申請）ことになり、臨時国勢調査が22年10月1日現在で実施された。

この調査の特徴は、

- ①就業状態の調査方法を、ふだんの状態を調べるいわゆる有業者方式（ユージュアル）から、調査日前の一定の期間の就業状態を調べる労働力方式（アクチュアル）に変更したこと
- ②産業・職業について正確な調査を行うため、これらの項目を調査員による他計申告の方法で調査したこと
- ③他計申告の方法を採用したことに伴い、調査員の負担が多くなることから、1調査区の大きさを従来の基準より小さくして平均50世帯としたこと
- ④「終戦後の海外からの引揚者か否かの別」など、戦後の特殊事情に対応した事項につ

いて調査したこと

⑤一部緊急に必要な結果表について、地方分査の方法で集計したことなどである。

昭和 22 年臨時国勢調査に関しては、戦後制定された「統計法」に基づいて、国勢調査が昭和 22 年 5 月 2 日内閣告示第 21 号により指定統計第 1 号として指定されたのを受けて、同月 12 日、総理庁統計局長から統計委員会に対し、22 年に臨時国勢調査を施行することの承認申請を行い、6 月 3 日付けでこれが承認されており、昭和 22 年臨時国勢調査は、国勢調査が指定統計第 1 号に指定されて初めて実施された国勢調査である。調査実施のための法令としては、調査方法の概要を定めた「昭和二十二年臨時国勢調査規則」（昭和 22 年総理庁令第 9 号）及びその詳細を定めた「昭和二十二年臨時国勢調査施行心得」（昭和 22 年総理庁訓令第 2 号）が公布され、また、調査票の様式について、「昭和 22 年臨時国勢調査申告書様式」（昭和 22 年総理庁告示第 16 号）が定められた。

なお、これらの法令については、その後、次のような改正が行われた。

①当時の弱体化した都道府県統計機構を拡充し、集計機能を拡大強化するため、中央で行うべき集計事務の一部を都道府県において行うこととしたこと

②GHQ の要請により、労働力方式の就業状態を把握する目的で、9 月 25 日から 10 月 1 日の間の就業時間及び追加就業の希望などの調査事項を付け加えたこと

調査地域に関しては、「昭和二十二年臨時国勢調査規則第二条第一項及び事業所調査規則第五条第二項の規定による地域の指定」（昭和 22 年総理庁告示第 15 号）により、我が国の行政権の及ばない地域、すなわち、北海道の歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島、東京都小笠原諸島、島根県隠岐郡五箇村にある竹島、鹿児島県奄美群島及び吐噶喇列島並びに沖縄県が除かれることになった。

調査事項は、①氏名、②男女の別、③出生の年月日と数え年、④配偶の関係、⑤国籍又は出身地、⑥職業、⑦失業者について、就業の経験の有無、失業前の従業上の地位、失業前の所属の産業、失業前の職業、⑧就業状態、⑨就業日数、⑩従業上の地位、⑪所属の産業、⑫追加就業希望とその理由、⑬引揚者か否かの別、⑭視聴覚障害の有無、である。これらの調査事項は、多数の引揚者、失業者が存在していた戦後の特殊事情を反映したものになっており、特に失業者に関しては、当時の過剰人口、潜在失業者問題に対する施策立案のために、失業前の職業など詳細な調査を行っている。これらの調査事項のうち、所属の産業及び職業については、その調査の重要性に鑑み、正確を期するため、調査員による他計申告方式が採用された。それ以外の調査事項は、世帯の自計申告方式で調査した。

調査機関は、各調査区に都道府県知事が任命した調査員をそれぞれ 1 人置き、実査は市町村長が所掌し、都道府県知事がこれを指揮監督した。

昭和 22 年臨時国勢調査の実施に当たっては、当時の物不足の中で、申告書用紙や印刷インクなどの確保のため各省庁の協力を得る旨の閣議了解が必要となるなどの苦労があったが、その準備が順調に進んでいた 22 年 9 月 15 日、カスリーン台風が襲来し調査用品が浸

水するなどして、一部地域の調査を延期せざるを得なくなった。調査を延期したのは、東京都、埼玉県、栃木県のそれぞれ一部で、人口およそ 86 万人（昭和 21 年人口調査によるそれら地域の人口）に当たる地域であり、調査期日は、栃木県は 10 月 9 日、東京都及び埼玉県は 10 月 25 日とした。なお、調査期日は延期したが、調査の対象は 10 月 1 日午前零時現在、調査延期地域にいた者である。なお、10 月 1 日に避難先にいた者は、避難先で申告済みのはずであるが、確認のため氏名、避難先都道府県郡市区町村を調査した。また、「水害地域は十月一日乃至十月四日の実地調査期間を延期して調査したが、水害による社会混乱に乗り申告漏れ等調査の不備があり正確に人口を把握し尽していないことも予想せられるから抽出調査によって、その誤差補正の資料を求める」（水害地域の人口補正に関する抽出調査要領）目的で、12 月 15 日に「水害地域の人口補正に関する抽出調査」が行われた。抽出率は水害地域の全世帯の 100 分の 1 である。結果の集計は、一部緊急に必要な結果表については市町村及び都道府県で行ったが、大部分は統計局が行った。なお、統計局での集計は、戦後間もなくの火災で機械類が消失していたため、全て手集計の方法で行われた。

調査の結果は、水害のため調査を延期した一部都県を除いた各府県の人口概数と 10 万人以上の市の人口が 22 年 10 月 24 日に、また、全国人口概数が 11 月 15 日に発表され、その他の結果表についても 23 年末までに集計を完了した。

2 昭和 25 年国勢調査

昭和 25 年国勢調査は、統計法施行後初の定期国勢調査として、各種行政施策その他の基礎資料を得る目的で実施された。この年は、我が国においては大規模国勢調査の年に当たるが、国際的には「1950 年世界センサス」の年であり、我が国の国勢調査もその一環として位置付けられ、国際比較に配慮して実施された。

また、この調査では、調査対象を現在人口から常住人口に変更するなど、調査方法が従来の国勢調査に比べてかなり大きく変更され、その後の国勢調査の原型となるものとなった。

この調査の特徴は、

- ①調査対象を現在人口から常住人口に切り替え、また、現在人口も得られるような調査方法を採ったこと
- ②国際比較のため調査事項を変更し、また、拡大したこと
- ③調査の正確性を確保するため、全面的他計申告の方法、連記式調査票を採用したこと
- ④日本全国を漏れなく調査するため、日本全土にわたる調査区地図を作成することにしたこと
- ⑤調査員の資格要件を定め、内閣総理大臣が任命する非常勤の国家公務員としたこと
- ⑥調査組織の充実を図るため、指導員制度を導入したこと
- ⑦集計において、抽出集計の方法の適用を拡大したこと

などである。

なお、昭和 25 年は「1950 年世界センサス」の年に当たっていたため、我が国においても各分野においてセンサスを行うことが課題となり、統計委員会における審議の結果、「1950 年世界センサス」に関する各調査は各主管官庁が実施するが、集計は可能な限り総理庁統計局に集中することとされ、その間の企画の調整及び審査に当たるために 1950 年センサス委員会を設けることが決定された。この委員会は中央計画委員会と人口部会などの専門部会に分けられたが、中央計画委員会の常任委員 7 人のうちの 1 人として森田総理庁統計局長が選任された。また、GHQ の経済科学局からも「日本政府が社会及び経済統計の各部門に互る 1950 年総合国勢調査の諸計画を開始することを要求する」旨の覚書（1948 年 3 月 24 日）が日本政府宛てに発せられている。

昭和 25 年国勢調査の実施のため、調査方法の概要を定めた「昭和二十五年国勢調査令」（昭和 24 年政令第 364 号）及びその詳細を定めた「昭和二十五年国勢調査施行心得」（昭和 25 年総理府訓令第 6 号）が公布された。また、調査票の様式について、「昭和二十五年国勢調査調査票様式」（昭和 25 年総理府告示第 175 号）が告示された。調査地域については、「昭和二十五年国勢調査令第五条の地域指定」（昭和 25 年総理府告示第 91 号）により、22 年臨時国勢調査と同じ地域範囲が指定された。

また、この調査では、日本全国を漏れなく調査するために調査区設定を綿密に行うこととし、従来都道府県に委ねられていた調査区設定を統計局の指示の下で全国一律の方法で行い、日本全土にわたる調査区地図を作成することとし、「昭和二十五年国勢調査調査区設定心得」（昭和 24 年総理府訓令第 1 号）、「昭和二十五年国勢調査調査区及び調査区地図訂正心得」（昭和 25 年総理府訓令第 4 号）が公布された。なお、調査区の設定は 24 年 11 月 1 日現在で行われ、各市区町村の区域は平均 50 世帯の調査区に分割された。調査員数は、全国で約 36 万人であった。

この調査の最も大きな特徴は、調査対象の把握の仕方を、大正 9 年の国勢調査以来採用されてきた、調査時点にいた場所で調査するという「現在地主義」から、昭和 23 年常住人口調査で採用された、ふだん住んでいる場所で調査するという「常住地主義」に変更したことである。これは、配給制度などの行政施策のためには常住人口の方が使いやすいことによるものである。現在地主義で調査して集計段階で組み替えて常住人口を出すという方法もあるが、これでは結果の公表が遅くなり利用価値が減殺されてしまうことから、調査段階から常住地主義を採用することとしたものである。ただし、従来と同じ現在人口も把握できるように「一時現在者調査票」を用意するとともに、本来の調査票にも一時的に不在であるか否かを調べる調査事項を設けた。

なお、昭和 23 年常住人口調査では、常住世帯について、基本的には「衣食住の生活の本拠として平常実際に居住している世帯」としていたのに対し、昭和 25 年国勢調査では、「昭和二十五年国勢調査令における常住地及び家計の意義に関する政令」（昭和 25 年政令第 21 号）を制定し、常住地を「六月以上居住し、又は居住しようとする場所」と明確に定

義している。

調査事項は、①氏名、②世帯主との続き柄、③男女の別、④出生の年月日、⑤配偶の関係、⑥国籍又は出身地、⑦出生地、⑧一時現在者、⑨仕事の種類、⑩就業状態、⑪就業時間、⑫従業上の地位、⑬所属の事業所の名称及び事業の種類、⑭在学か否かの別と在学年数、⑮初婚か否かの別、⑯結婚年数、⑰出生児数、⑱引揚者か否かの別、⑲調査時に在不在の別、⑳不在の理由、㉑世帯の種別、㉒世帯人員、㉓住居の種別、㉔住宅の所有の関係、㉕居住室の畳数、である。これらのうち、住居に関する事項、教育程度に関する事項、出産力に関する事項などは、この調査で初めて採用されたものである。

調査票は世帯を連記する大きな表形式のもので、調査員が世帯に聞いて記入する他計申告方式で調査した。他計申告の方法を用いたのは、調査の正確性の観点からであるが、それだけに調査員の能力・資質が結果精度に影響することになる。このこともあって、調査員の選任については全国統計主管課長会議（25年4月10日、11日）において詳細な資格要件を定め、また、その任命を内閣総理大臣が行うこととした。

この調査では、初めて、国勢調査員の指導、調査書類の検査などを任務とする国勢調査指導員が置かれた。これは、この調査が全面的な他計申告で調査員の負担が極めて大きいことから、調査組織の充実を図る必要があったからである。

なお、この調査では特別に、「ABC調査」（ABC（米国原爆傷害調査委員会）の依頼による原爆被害者調査）及び「未引揚者調査」（外務省の依頼による調査）を国勢調査に附帯して行っている。

調査の企画に当たっては、GHQの直接指導の下で、総理府統計局において4次にわたる試験調査を行った。また、調査終了後、25年12月15日午前零時現在で、調査の成績を確認するための抽出再調査が行われた。抽出再調査を行ったのは全国で165市区町村、233調査区であった。この試験調査と抽出再調査（事後調査）は、その後の調査でも毎回行われている。なお、令和2年国勢調査では、新型コロナウイルス感染症流行のため、事後調査を中止した。

集計においては、全数集計のほか、統計理論に基づく抽出集計が大幅に取り入れられ、速報集計として1%、10%の抽出集計が行われた。ただ、10%抽出集計結果の中には、集計完了時期が遅れ利用価値が少なくなるため、全数集計を行わない結果表も相当数あり、抽出集計は単なる速報という位置付けを超えて、積極的な意義をも持っている。集計は、統計局において機械集計の方式で行われた。

調査の結果は、昭和25年12月の「全国都道府県・人口10万以上の市世帯及び人口概数」の公表を皮切りに、順次公表された。最終報告書が刊行されたのは30年3月であった。

3 昭和30年国勢調査

統計法第4条第2項においては「国勢調査は、これを五年ごとに行わなければならない」

と規定されていたが、昭和 29 年 4 月 7 日、これを 10 年ごとに変更するとともに、「但し、国勢調査を行った年から五年目に当たる年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする。」との但し書を加える「統計法の一部を改正する法律」（昭和 29 年法律第 65 号）が公布され、昭和 30 年国勢調査は簡易調査として行われた。

改正の理由は「行政事務の簡素化」であるが、これについての 29 年第 19 回国会における提案理由説明では、「国勢調査と次期国勢調査との間には、その中間を繋ぐ標本調査が発達し、かつ終戦直後のようなはげしい人口移動も行われなくなっている今日であるから、膨大な金額に上る国費をもって、五年ごとに国勢調査を行うことを定めている現行統計法を改めて、従前の「国勢調査ニ関スル法律」が定めていたように、国勢調査実施の間隔を十年ごとに改めるとともに、国勢調査を行った年から五年目に当たる年には簡易な方法により国勢調査を行うよう統計法を改正すべきであると考えに至った」こと、「世界各国とも大規模の国勢調査は十年ごとに行われており、それらの大部分の国の実施年度は、この法律の改正により我が国において国勢調査を行うことになる年度と合致することになるので、国際比較の点にも何ら支障を生じない」ことなどが述べられている。

ただし、同国会において、総理府統計局長から、戦前のように簡易調査の調査事項を限定するというのではなく、経費面で節約を図るようするという趣旨の説明があったように、同じ簡易調査といっても、昭和 30 年国勢調査と戦前の簡易調査とはその内容がかなり異なっている。戦前の簡易調査は、調査事項がおおむね氏名、男女の別、出生の年月日、配偶の関係などの基本的な事項に限られていたが、30 年国勢調査では、産業・職業などの経済的屬性や住居に関する事項も付け加えられ、調査事項は戦前の大規模調査にほぼ匹敵するほどのものとなった。

調査実施のため、「昭和三十年国勢調査令」（昭和 30 年政令第 72 号）、「昭和三十年国勢調査施行心得」（昭和 30 年総理府訓令第 4 号）が公布され、調査票の様式については、「昭和三十年国勢調査調査票の様式」（昭和 30 年総理府告示第 1310 号）が告示された。また、調査地域については、「昭和三十年国勢調査令の規定に基づく本州等に附属する島」（昭和 30 年総理府告示第 1309 号）が告示され、27 年に返還された吐噶喇列島及び 28 年に返還された奄美群島が加わり、鹿児島県全域が調査されることになった。

調査事項は、①氏名、②世帯主との続き柄、③男女の別、④出生の年月日、⑤配偶の関係、⑥国籍、⑦事業所の所在地、⑧仕事の種類、⑨就業状態、⑩従業上の地位、⑪所属の事業所の名称及び事業の種類、⑫世帯の種別、⑬世帯人員、⑭住居の種別、⑮住宅の所有の関係、⑯居住室の畳数、であり戦前の簡易調査に比べ、調査事項は著しく充実されている。

この調査においては、昭和 25 年国勢調査で「六月以上居住し、又は居住しようとする場所」と定義していた「常住地」について、これを「三月以上」に変更した。また、就業状態は、昭和 25 年国勢調査では 10 歳以上の者について調査していたが、これを 15 歳以上に変更した。これらの変更は、その後の国勢調査でも継続されている。世帯の種類につい

ては、昭和 25 年国勢調査では、①住居と生計を共にしている 2 人以上の集まりを「普通世帯」、② 1 人で 1 戸を構えている者及び③寄宿舍、病院、旅館、下宿屋、合宿所、船舶等にある家計を共にしないものの集まりを「準世帯」（すなわち、1 人世帯は全て準世帯）とし、従前の世帯数、世帯人員と比較するために、①の「普通世帯」及び「準世帯」のうち②の 1 人で 1 戸を構えている者（「1 人の準世帯」）を合わせて「一般世帯」として表章していたが、昭和 30 年国勢調査では①を「2 人以上の普通世帯」、②を「1 人の普通世帯」として表章することとした。

調査票は 10 名連記の世帯票で、世帯の種類など一部を調査員による他計申告で調査したが、ほとんどの項目については世帯の自計申告によった。

昭和 30 年国勢調査に当たっては、調査の前年である 29 年に、調査の計画及び実施に関する事項を審議するため統計局内に計画委員会を置いたほか、関係省庁からの意見を聴取する場として連絡協議会を設置した。また、30 年に入ってから、統計局の全組織を挙げて調査を実施するため、統計局に統計局長を本部長とする実施本部を設置した。これらは、その後の国勢調査においても、毎回設置されている。なお、平成 22 年以降の実施本部は、総務大臣を本部長として設置している。

調査の実施に関しては、新潟市において 10 月 1 日未明に大火が発生し、6,000 人に及ぶ被災者が出たため、新潟市の調査期間を 10 月 31 日まで延長した。

集計においては、1%抽出集計が採用された。調査票を単位として抽出する方法を採ったことにより、昭和 25 年国勢調査の調査区を単位とする集落抽出法に比べて精度がかなり向上した。

調査の結果は、30 年 12 月の「人口概数」の公表を皮切りに、順次公表された。最終報告書（「日本の人口（昭和 30 年国勢調査の解説）」）が刊行されたのは、35 年 12 月であった。

4 昭和 35 年国勢調査

昭和 35 年国勢調査は、10 年ごとの大規模調査として、また、「1960 年世界人口センサス」の一環として実施された。工業化の進行に伴い激化しつつあった人口移動に関する事項や、従業地、通学地などを調査したことのほか、人口集中地区の集計を始めたことが特徴である。また、この調査の集計において、初めてコンピュータが利用された。

調査実施のため、「昭和三十五年国勢調査令」（昭和 35 年政令第 106 号）、「昭和三十五年国勢調査施行心得」（昭和 35 年総理府訓令第 6 号）が公布され、調査票の様式については、「昭和三十五年国勢調査調査票の様式」（昭和 35 年総理府告示第 164 号）が告示された。

このほか、調査区設定に関して、「昭和三十五年国勢調査調査区の設定に関する政令」（昭和 34 年政令第 279 号）、「昭和三十五年国勢調査調査区設定心得」（昭和 34 年総理府訓令第 3 号）が公布された。なお、調査地域については、前回の 30 年国勢調査と同じで

ある。

調査事項は、①氏名、②世帯主との続き柄、③男女の別、④出生の年月日、⑤配偶の関係、⑥国籍、⑦1年前の常住地、⑧教育、⑨結婚年数、⑩出生児数、⑪就業状態、⑫就業時間、⑬従業上の地位、⑭所属の事業所の名称及び事業の種類、⑮仕事の種類、⑯従業地又は通学地、⑰世帯の種別、⑱準世帯の種類、⑲世帯人員、⑳家計の収入の種類、㉑住居の種別、㉒住宅の所有の関係、㉓居室の畳数、である。

この調査では、当時、激化しつつあった人口移動の実態を把握するには、従来の大規模調査で調査していた「出生地」では不十分であるということで、これに替えて⑦1年前の常住地が調査された。⑯従業地又は通学地は、各方面から要望が多かった昼間人口を集計するために新たに調査事項として追加した。また、世帯集計の拡充に伴い㉑家計の収入の種類を調査事項とした。⑧教育については従来から調査していたが、従来「在学年数」から「最終卒業学校又は在学校の種類」に調査事項を変更している。

調査票は、12名連記の世帯票で、調査事項のうち、①～⑩は世帯が、⑪～㉑は世帯からの聞き取りに基づいて調査員が記入する方式を採った。

集計においては、新たに「人口集中地区」を設定することとした。これは、従来市部・郡部別の地域表章が、町村の合併、新市の創設による市域の拡大などにより、必ずしも都市的地域と農漁村的地域の特質を明瞭に示さなくなったためである。また、この調査から、コンピュータが集計に利用されるようになり、人口集中地区の集計や拡充された世帯集計に活躍した。ただ、調査票の入力はキーパンチ方式であったため、集計期間は3年半と従来から半年短縮した程度であった。

集計の区分は、要計表による世帯及び人口概数、確定人口、人口集中地区の人口、1%抽出集計、全数集計、10%抽出集計から成る。

調査の結果は、35年12月の「世帯及び人口概数」の公表を皮切りに、順次公表された。最終報告書（「日本の人口（昭和35年国勢調査の解説）」）が刊行されたのは、38年7月であった。

5 昭和40年国勢調査

昭和40年国勢調査は、簡易調査として行われた。

調査の実施に関して、「昭和四十年国勢調査令」（昭和40年政令第125号）、「昭和四十年国勢調査施行心得」（昭和40年総理府訓令第2号）が公布され、調査票の様式については、「昭和四十年国勢調査令の規定に基づき調査票の様式を定める件」（昭和40年総理府告示第10号）が告示された。また、調査区設定に関して、「昭和四十年国勢調査調査区の設定に関する政令」（昭和39年政令第227号）、「昭和四十年国勢調査調査区設定心得」（昭和39年総理府訓令第8号）が公布された。

調査事項は、①氏名、②世帯主との続き柄、③男女の別、④出生の年月、⑤配偶の関係、⑥国籍、⑦就業状態、⑧従業上の地位、⑨所属の事業所の名称及び事業の種類、⑩仕事の

種類、⑪従業地又は通学地、⑫世帯の種別、⑬世帯人員、⑭住居の種類、⑮居住室数、⑯居住室の畳数、である。前回簡易調査の昭和 30 年国勢調査の調査項目と比べ、「住宅の所有の関係」が廃止され、⑮居住室数が追加された。

調査票は、7名連記の世帯票で、調査事項のうち⑫世帯の種別及び⑬世帯人員についてのみ、調査員が世帯からの聞き取りに基づいて記入した。また、この調査では、調査票の内容を調査員が7名連記形式の調査票から一人1枚の調査個票に転記するという方式を採用した。調査個票は、マークを記入するカード形式のもの（マークカード）で、そのまま機械で読み込むことができるため、従来のキーパンチ方式に比べて入力に要する時間が大幅に短縮され、その結果、全数集計結果の集計期間を16か月に短縮できた。

集計においては、新たに調査区別の集計を開始した。これは、市区町村内の小地域別の資料を提供する目的で行ったものである。集計の区分は、要計表による世帯及び人口概数、人口確定数、人口集中地区の人口及び面積、全数集計、1%抽出集計、20%抽出集計、調査区別人口・世帯資料、特別集計から成る。

調査の結果は、40年12月の「世帯及び人口概数」の公表を皮切りに、順次公表された。最終報告書（昭和40年国勢調査「日本の人口」）が刊行されたのは、45年2月であった。

なお、郵政省において第10回国勢調査記念切手が発行された。

6 昭和45年国勢調査

昭和45年国勢調査は、10年ごとの大規模調査として、また、「1970年世界人口センサス」に対応する調査として実施された。また、復帰前の沖縄においても、本土と同じ調査方法で国勢調査が行われた。

調査の実施に関して、「昭和四十五年国勢調査令」（昭和45年政令第57号）、「昭和四十五年国勢調査施行心得」（昭和45年総理府訓令第1号）が公布され、調査票の様式については、「昭和四十五年国勢調査令の規定に基づき、調査票の様式を定める件」（昭和45年総理府告示第12号）が告示された。また、調査区設定に関して、「昭和四十五年国勢調査調査区の設定に関する政令」（昭和44年政令第155号）、「昭和四十五年国勢調査調査区設定心得」（昭和44年総理府訓令第4号）が公布された。

調査地域については、昭和43年に返還された小笠原諸島が含まれた。また、沖縄において、本土と同じ調査方法で調査が行われたことは画期的なことであった。

調査事項は、①氏名、②世帯主との続き柄、③男女の別、④出生の年月、⑤配偶の関係、⑥国籍、⑦現住居への入居時期、⑧従前の常住地、⑨教育、⑩結婚年数、⑪出生児数、⑫就業状態、⑬従業上の地位、⑭所属の事業所の名称及び事業の種類、⑮仕事の種類、⑯従業地又は通学地、⑰利用交通手段、⑱世帯の種類、⑲世帯人員、⑳家計の収入の種類、㉑住居の種類、㉒居住室数、㉓居住室の畳数、である。

この調査では、人口移動の増加に対応し、前回の大規模調査である昭和35年国勢調査で調査していた「1年前の常住地」に代えて、⑦現住居への入居時期及び⑧従前の常住地を

新たに調査することにした。また、人口の都市集中に伴い、交通網の整備の観点から、⑰利用交通手段を新たに調査した。一方、昭和 35 年国勢調査で調査していた「就業時間」については、記入者負担軽減の観点から廃止することにした。

調査票は 6 名連記の世帯票で、調査事項のうち、⑱世帯の種類のみ調査員が世帯からの聞き取りに基づいて記入する方式を採った。これ以降の調査でも同様の方式を採っている。

この調査では、昭和 40 年国勢調査と同じく、調査員が調査票の内容をマーク形式の調査個票に転記し、そのまま機械で読み込む方式が採られた。調査個票は、2 名連記の形式であった。

集計においては、この調査から新たに、全国を緯度経度により 1 平方キロメートルの地域に区画して集計する「地域メッシュ統計」の作成が開始され、行政区画によらない不変の地理的区画での時系列比較が可能となった。

また、従来、国勢調査の主要な結果は市区町村を単位として表章してきたが、市町村合併などにより市の境域が広大になり統計表章の単位として不十分となったことから、小地域の人口等を分析するために、大規模な都市においては市内の区域を学校区・行政区などの区画により細分してこれを「国勢統計区」とし、この国勢統計区を単位に主要な統計を作成することにした。

集計の区分は、要計表による人口概数、人口確定数、基本集計、従業地・通学地集計、1%抽出集計、20%抽出集計、人口移動詳細集計、特別集計、その他から成る。

調査の結果は、45 年 12 月の「人口概数」の公表を皮切りに、順次公表された。最終報告書（「日本の人口（昭和 45 年国勢調査の解説）」）が刊行されたのは、50 年 3 月であった。

なお、この調査では、丸（日の丸）の中に日本地図を図案化したシンボルマークが定められ、以降の国勢調査において、各種の資料に印刷されるようになった。このマークは、その後、沖縄県の復帰により一部手直しされたが、平成 22 年国勢調査まで継続して使われ、国勢調査のシンボルマークとして親しまれた（平成 27 年以降の国勢調査は、政府統計の統一ロゴタイプを使用している。）。

7 昭和 50 年国勢調査

昭和 50 年国勢調査は、簡易調査である。この調査では、47 年に復帰した沖縄県が調査地域に含まれることになった。また、調査員が調査票から転記して作成した調査個票に代えて、世帯がマークを記入した調査票（マークシート）を OMR で読み込む方式を採ったこと、どうしても会えない世帯については近隣の人から聞き取り調査する方法を導入したことが特徴である。

調査の実施に関して、「昭和五十年国勢調査令」（昭和 50 年政令第 114 号）、「昭和五十年国勢調査実施規程」（昭和 50 年総理府訓令第 7 号）が公布され、調査票の様式については、「昭和五十年国勢調査令の規定に基づき調査票の様式を定める件」（昭和 50 年総理

府告示第 17 号) が告示された。また、調査区設定に関して、「昭和五十年国勢調査調査区の設定に関する政令」(昭和 49 年政令第 152 号)、「昭和五十年国勢調査調査区設定心得」(昭和 49 年総理府訓令第 7 号) が公布された。

調査事項は、①氏名、②世帯主との続き柄、③男女の別、④出生の年月、⑤配偶の関係、⑥国籍、⑦就業状態、⑧従業上の地位、⑨所属の事業所の名称及び事業の種類、⑩仕事の種類、⑪従業地又は通学地、⑫世帯の種類、⑬世帯人員、⑭住居の種類、⑮居住室数、⑯居住室の畳数、であり、前回の簡易調査である昭和 40 年国勢調査と同じである。

調査票は、世帯で記入した調査票を OMR で入力できるようマークシート形式とし、4 名連記の世帯票として設計された。なお、調査票は片面印刷である。

この調査の頃から、プライバシー問題、不在世帯問題などが顕在化し、これに対応するため、国勢調査の実施方法について、種々の対策が採られるようになった。まず、都市部における顔見知り調査員の忌避問題に対しては、逆に顔見知り調査員でないと調査できない地域にも配慮して、それぞれの地域の実情を考慮した調査員配置を指導した。また、調査員では協力の得られない世帯については、指導員が調査できるようにした。不在世帯対策としては、直接調査票を手渡せないときのために、折ったり曲げたりできないマークシートでなく、不在世帯の郵便受けに入れることができるような普通紙の調査票(不在世帯票)を用意した。また、どうしても会えない世帯については、氏名、男女の別、世帯人員のみを近隣の人から聞き取り調査する方法を導入した。

集計の区分は、要計表による人口概数、世帯名簿による人口、調査票による人口、全国速報集計(1%抽出集計)、都道府県別速報集計(20%抽出集計)、全数集計、従業地・通学地集計、詳細集計(20%抽出集計)、特別集計(1%抽出集計)、その他から成る。

調査の結果は、50 年 12 月の「人口概数」の公表を皮切りに、順次公表された。最終報告書(「日本の人口(昭和 50 年国勢調査の解説)」)が刊行されたのは、55 年 3 月であった。

8 昭和 55 年国勢調査

昭和 55 年国勢調査は、10 年ごとの大規模調査として、また、「1980 年世界人口センサス」に対応する調査として実施された。簡易調査であった昭和 50 年国勢調査より調査事項が増えたため、従来の片面のマークシートに代えて両面マークシートを採用したこと、社会動向への配慮から、結婚年数、出生児数を調査事項から除いたこと、密封用封筒を作成したことなどが特徴である。

調査の実施に関しては、従来、調査ごとに法令を制定していたが、国勢調査の実施が統計法で義務付けられており、調査方法や調査事項は安定したものとすべきであるとの観点から、恒久的なものに改められ、「国勢調査令」(昭和 55 年政令第 98 号)、「国勢調査施行規則」(昭和 55 年総理府令第 21 号)が公布された。調査票の様式及び調査地域については、施行規則で規定している。

調査区設定に関しては、「昭和五十五年国勢調査調査区の設定に関する政令」（昭和54年政令第120号）、「昭和五十五年国勢調査調査区の設定の基準等に関する総理府令」（昭和54年総理府令第26号）が公布された。

調査事項は、①氏名、②世帯主との続き柄、③男女の別、④出生の年月、⑤配偶の関係、⑥国籍、⑦現住居への入居時期、⑧従前の常住地、⑨教育、⑩就業状態、⑪従業上の地位、⑫所属の事業所の名称及び事業の種類、⑬仕事の種類、⑭従業地又は通学地、⑮利用交通手段、⑯世帯の種類、⑰世帯人員、⑱家計の収入の種類、⑲住居の種類、⑳居住室数、㉑居住室の畳数、㉒住宅の建て方、である。前回の大規模調査である昭和45年国勢調査の調査項目から、「結婚年数」、「出生児数」が除かれ、㉒住宅の建て方が新規に調査されることになった。

調査票は4名連記の世帯票で、片面のマークシートに代えて両面マークシートを採用した。

この調査においては、プライバシー保護の観点などから、従来、棟ごとにまとめて一つの世帯としていた会社・官公庁等の独身寮・寄宿舎に居住する単身者を、一人一人別に「一人世帯」として調査することにした。また、同様な理由で、自衛隊地域及び矯正施設地域用の調査票を廃止し、一般の調査票に一本化した。

また、世帯の協力を得るため、従来から配布している「記入の仕方」のほかに、「調査のお願い」を配布することにした。さらに、どうしても調査員に内容を見られたくないという世帯のために、密封用封筒を作成するなどの対策を採った。

集計においては、Uターン、Jターンと呼ばれる、高度成長後の人口移動の状況を分析できるような集計、調査区別結果など地域別の集計、高齢者のいる世帯、母子世帯など社会福祉等の諸施策の対象となる世帯に関する集計の充実などが図られた。

この調査では、調査員の負担を軽減するために、従来、調査員が行っていた20%の調査票の抽出を、統計局で行うこととした。

集計の区分は、要計表による人口、抽出速報（1%抽出集計）、第1次基本集計（人口、世帯及び住居に関する結果、産業に関する結果）、第2次基本集計（職業に関する結果）、抽出詳細集計（20%抽出集計）、従業地・通学地集計、人口移動集計特別集計、その他から成る。

調査の結果は、55年12月の「要計表による人口」の公表を皮切りに、順次公表された。最終報告書（「日本の人口」）が刊行されたのは、60年3月であった。

9 昭和60年国勢調査

昭和60年国勢調査は、簡易調査である。この調査は、安定成長期といわれる中で、人口の高齢化の状況、急速な科学技術の進展やサービス産業の発達に伴う産業・職業構造の変化の状況、世帯の居住状況などの実態を明らかにすることを目的として行われた。

調査に際しては、調査区設定関係の政令についても恒久的な「国勢調査令」に統合され、

「国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令」（昭和 59 年総理府令第 24 号）が公布された。調査地域については、変更はない。

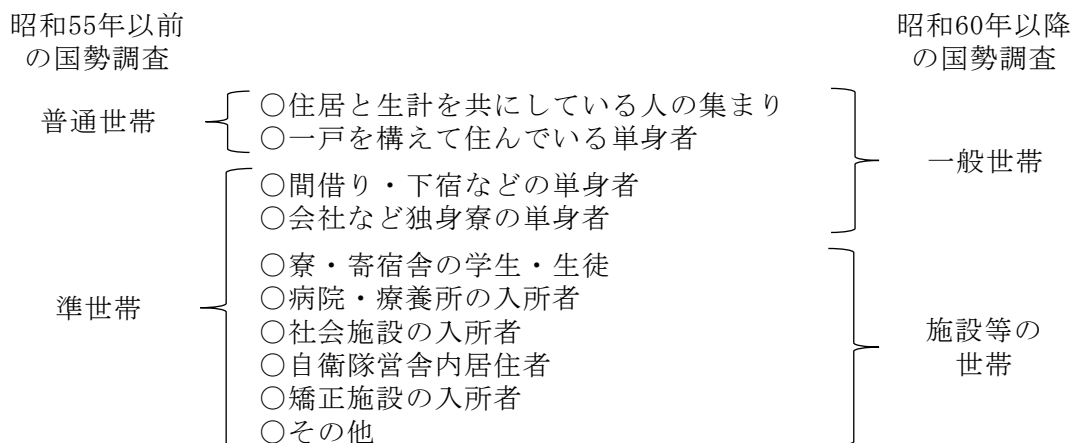
調査事項は、①氏名、②世帯主との続き柄、③男女の別、④出生の年月、⑤配偶の関係、⑥国籍、⑦就業状態、⑧従業上の地位、⑨所属の事業所の名称及び事業の種類、⑩仕事の種類、⑪従業地又は通学地、⑫世帯の種類、⑬世帯人員、⑭住居の種類、⑮居住室数、⑯居住室の畳数、⑰住宅の建て方、であり、前回の簡易調査である昭和 50 年国勢調査の調査項目に、昭和 55 年国勢調査で初めて調査された⑰住宅の建て方、が追加された。

調査票は、世帯で記入する両面のマークシート形式で、5 名連記の世帯票として設計された。なお、不在世帯用の調査票（普通紙の調査票）の様式を、マークシート形式の一般の調査票と同じにした。

この調査においては、従来、どうしても調査員に内容を見られたくないという世帯があったときだけ使用していた密封用封筒に代えて、全世界帯に配布する「国勢調査についてのお願い」を封筒として使用し、これに調査票を封入して提出してよいこととし、「国勢調査についてのお願い」にその旨を表示した。このほか、「点字パンフレット」を作成したこと、調査員指導用ビデオを作成したことなどが、この調査の特徴である。

また、この調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しており、「一般世帯」は住居と生計を共にしている人の集まり又は 1 戸を構えて住んでいる単身者と間借り・下宿などの単身者及び会社などの独身寮の単身者をいい、「施設等の世帯」は「一般世帯」以外の世帯（学校等の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入所者、各種施設の入所者など）と定義している。

なお、55 年以前の国勢調査は、世帯を「普通世帯」と「準世帯」とに区分し、「普通世帯」は、昭和 60 年国勢調査でいう「一般世帯」のうち間借り・下宿などの単身者及び会社などの独身寮の単身者を除いたものをいい、「準世帯」は「普通世帯」以外の世帯としており、60 年以降の国勢調査における「一般世帯」、「施設等の世帯」の区分と、昭和 55 年国勢調査以前の「普通世帯」、「準世帯」との対応関係は次のとおりである。



集計においては、従来のものに加え、高齢者の状況、経済活動の状況（通勤・通学の状況、女性の労働力の状況等）、世帯の居住状況、昼間における世帯の状況などに関する集計の充実を図った。

集計の区分は、要計表による人口集計、抽出速報集計（1%抽出集計）、第1次基本集計（人口、世帯及び住居に関する結果）、第2次基本集計（産業に関する結果）、第3次基本集計（職業に関する結果）、抽出詳細集計（20%抽出集計）、従業地・通学地集計、調査区別集計、特別集計、その他から成る。

調査の結果は、60年12月の「要計表による人口」の公表を皮切りに、順次公表された。最終報告書（「日本の人口」）が刊行されたのは、平成2年3月であった。

10 平成2年国勢調査

平成2年国勢調査は、10年ごとの大規模調査として、また、「1990年世界人口・住宅センサス」の一環として実施された。この調査では、不在世帯の増加、世帯の協力度の低下などに対応して、夜間指導員の配置、世帯への協力依頼パンフレットの事前配布など、実地調査面に配慮した対策を採った。

昭和63年12月の「統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律」（昭和63年法律第96号）により統計法が改正され、国勢調査の定義が、「全国民について行う人口に関する調査」から「本邦に居住している者として政令で定める者について行う人口に関する全数調査」に改められ、明確化された。調査地域については、変更はない。

調査事項は、①氏名、②世帯主との続き柄、③男女の別、④出生の年月、⑤配偶の関係、⑥国籍、⑦5年前の住居の所在地、⑧教育、⑨就業状態、⑩従業上の地位、⑪所属の事業所の名称及び事業の種類、⑫仕事の種類、⑬従業地又は通学地、⑭利用交通手段、⑮通勤時間又は通学時間、⑯世帯の種類、⑰世帯人員、⑱家計の収入の種類、⑲住居の種類、⑳居住室数、㉑住宅の床面積（延べ面積）、㉒住宅の建て方、である。前回の大規模調査である昭和55年国勢調査の調査項目から「現住居への入居時期」、「従前の常住地」を除外し、⑦5年前の住居の所在地、⑮通勤時間又は通学時間を追加しているが、これは、大都市への機能集中により大都市周辺地域への人口移動が続いていたことに対応したものである。このほか、住宅様式の変化に対応して、「居住室の畳数」を㉑住宅の床面積（延べ面積）に変更した。

調査票は、両面のマークシート形式で、4名連記の世帯票として設計された。

この調査においては、不在世帯の増加に伴い、調査活動が夜間に及ぶことに対応するため、夜間の調査活動に同行する夜間指導員の制度を新設した。しかし、極めて残念なことに、調査員が調査活動中に殺害されるという痛ましい事件が発生した。その後の統計調査では、これを教訓に、調査員に対する安全教育を拡充するとともに、安全対策の充実を図っている。

また、調査への協力を確保するため、調査票に先立って、協力依頼のパンフレット「国

勢調査についてのお願い」を配布するとともに、外国人の増加に対応して、10か国語の「調査票対訳集」を作成した。このほか、「調査票の記入の仕方」において、封入して提出してもよいことをより明確に記載した。

調査区設定では、小地域統計の時系列比較を容易にするために、「住居表示に関する法律」（昭和37年法律第119号）に基づく「街区」又は「街区に準じた恒久的な地形・地物」によって、恒久的な最小の地域単位として「基本単位区」を設定し、原則として一つの基本単位区又は二つの基本単位区を組み合わせて調査区とするという考え方が導入された。

これにより、市区町村内の学校区、行政区、町丁・字別等の小地域統計の作成が一層容易になった。さらに、その境界情報をコンピュータに入力し、調査区設定、調査区地図の作成、人口集中地区の画定その他に利用することを目的としたセンサスマッピングシステム（CMS）を構築した。

この調査では、市町村の負担を軽減するため、従来、市町村段階で行っていた1%の調査票の抽出を統計センターで行うこととした。集計においては、従来のものに加え、高齢者の状況、経済活動の状況、通勤・通学や人口の地域間移動の状況などに関する集計の充実を図った。また、イメージ読み取り機能を用いて読み取られた調査票の手書き文字のイメージを用いて、産業・職業小分類の格付けを行った。

集計の区分は、要計表による人口集計、抽出速報集計（1%抽出集計）、第1次基本集計（人口、世帯及び住居に関する結果）、第2次基本集計（産業、教育に関する結果）、第3次基本集計（職業に関する結果）、抽出詳細集計、従業地・通学地集計、人口移動集計、基本単位区別集計、特別集計から成る。

調査の結果は、平成2年12月の「要計表による人口」の公表を皮切りに、順次公表された。最終報告書（「日本の人口」）が刊行されたのは7年3月であった。

なお、この調査では、イメージキャラクターとして、「センサスくん」を作成し、広報関係に活用した。

11 平成7年国勢調査

平成7年国勢調査は、簡易調査である。この調査は、人口の高齢化・少子化の進展に伴い、高齢化対策、児童福祉対策等の行政課題に対応するため、高齢者等の世帯属性・居住状況を明らかにするとともに、国際化の一層の進展を踏まえ、外国人のいる世帯の世帯構成・居住状況を明らかにすることを大きな目的として行われた。

調査に際しては、国勢調査施行規則を平成7年4月12日に改正し、調査票の様式等を定めた。また、平成2年国勢調査において国勢調査員が調査活動中に不幸な事件が発生した事態を重視して、調査員の安全対策の方法を検討し、複数人による調査活動ができるように、調査員の相互協力、指導員の重点配置、調査員同行者といった仕組みを新設・拡大し、「統計調査員安全対策マニュアル」や「統計調査員応接マニュアル」を作成するとともに、

安全対策用品（防犯ブザー等）を地域の実情に応じて調査員に配布することができるよう措置するなど、事故防止に努めた。

調査事項は、①氏名、②世帯主との続き柄、③男女の別、④出生の年月、⑤配偶の関係、⑥国籍、⑦就業状態、⑧従業上の地位、⑨所属の事業所の名称及び事業の種類、⑩仕事の種類、⑪従業地又は通学地、⑫世帯の種類、⑬世帯人員、⑭住居の種類、⑮居住室数、⑯住宅の床面積（延べ面積）、⑰住宅の建て方、であり、前回の簡易調査である昭和 60 年国勢調査の調査項目との比較では、「居住室の畳数」が⑯住宅の床面積（延べ面積）に変更された（なお、この変更は、前回の平成 2 年国勢調査から行われている。）。

調査票は、世帯で記入する両面のマークシート形式で、4 名連記の世帯票として設計された。このほか補助用の調査票として、弱視者や視覚障害者が回答できる「拡大文字調査票」や「点字調査票」も作成した。

また、急増する外国籍人口に対応して、平成 2 年国勢調査から始めた「調査票対訳集」の言語数を 15 に増やすとともに、同じ言語数で「外国語連絡表」を作成して、調査員の世帯訪問時の便を図った。さらに、これまで認めていなかった外国籍の調査員を認めることとした。

この平成 7 年国勢調査からは、人口集中地区の画定と地域メッシュ統計の地域同定に平成 2 年国勢調査で導入された CMS を利用しているが、調査区設定についても、一部の地方公共団体において、この CMS を利用して調査区地図を作成するという方法を採用した。

具体的には、地方公共団体が、自らが所有する電子地図と統計局が提供するデジタル化された基本単位区境界とを組み合わせることで電子地図上で調査区を設定し、調査区地図を作成する方法（調査区地図 OA 処理）である。また、調査区一覧表についても、初めて、地方公共団体がコンピュータで作成し、これをフロッピーディスクで統計局に提出するという方法を使った。

7 年 1 月の阪神・淡路大震災は、第 2 次世界大戦後最大ともいえる自然災害であった。既に調査区は設定されていたが、震災後神戸市付近では仮設住宅が建設され、調査実施日までには多くの仮設住宅地域ができることが予想され、その後の震災復興資料として国勢調査の調査結果の利用が見込まれたことから、仮設住宅地域のための調査区を新たに設定した。

集計においては、これまで一部市町村に限って行っていた産業大分類の地方での格付けを全市町村で行い、人口の産業別構成など社会・経済情勢の急速な変化に伴う産業構造・職業構造の変化の実態を早期に明らかにすることとした。

集計の区分は、要計表による人口集計、抽出速報集計（1%抽出集計）、第 1 次基本集計（人口の男女・年齢・配偶関係別構成に関する結果、世帯及び住居に関する結果並びに高齢世帯等に関する結果）、第 2 次基本集計（人口の労働力状態別構成及び就業者の産業別構成等に関する結果）、第 3 次基本集計（就業者の職業別構成及び母子世帯・父子世帯等に関する結果）、抽出詳細集計、従業地・通学地集計、小地域集計、特別集計から成る。

調査の結果は、7年12月の「要計表による人口」の公表を皮切りに、順次公表された。最終報告書（「日本の人口」）が刊行されたのは、12年3月であった。

なお、郵政省において、昭和40年国勢調査以来となる記念切手が発行された。

12 平成12年国勢調査

平成12年国勢調査は、10年ごとの大規模調査として、また、国際連合が勧告する「2000年ラウンドの人口・住宅センサス」の一環として実施された。

調査に際しては、国勢調査令について、3回の改正を行った。1回目は、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号）、いわゆる「地方分権推進一括法」による地方自治法及び統計法の改正に伴い、それまで機関委任事務として行っていた国勢調査の地方事務を法定受託事務とするために行われたもの（平成12年2月14日）で、この改正により国、都道府県、市町村の事務の役割分担が明確化された。2回目は、調査事項を改廃するもの（同年3月1日）、3回目は、総務省設置に伴う形式的改正（同年6月7日）である。国勢調査施行規則も国勢調査令と同様に3回（同年3月1日、3月30日及び8月14日）の改正を行い、調査票の様式等を定めた。また、国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令については、総務省設置に伴う形式的改正（同年8月14日）が行われた。

国勢調査では、記入済みの調査票を調査員に見られたくないという人（世帯）に配慮し、昭和55年国勢調査から任意封入提出の方法を採ってきており、その旨を「調査票の記入のしかた」に記して、その周知を図ってきた。平成12年国勢調査では「調査票の記入のしかた」に調査票をはさみ込んで封をするという昭和60年の国勢調査からと同様の方法を採るものの、その封をするためのシールを統計局が用意し、「調査票の記入のしかた」に添付することとした。すなわち、封入する場合でも、セロテープ等を世帯が自分で用意する必要がないこととした。

調査事項は、①氏名、②世帯主との続き柄、③男女の別、④出生の年月、⑤配偶の関係、⑥国籍、⑦現住居での居住期間、⑧5年前の住居の所在地、⑨教育、⑩就業状態、⑪就業時間、⑫従業上の地位、⑬所属の事業所の名称及び事業の種類、⑭仕事の種類、⑮従業地又は通学地、⑯利用交通手段、⑰世帯の種類、⑱世帯人員、⑲家計の収入の種類、⑳住居の種類、㉑住宅の床面積（延べ面積）、㉒住宅の建て方、である。少子・高齢化社会における行政課題に対応するため、就業・雇用の実態を明らかにすることを目的として、昭和35年国勢調査で調査して以来調査していなかった⑪就業時間を調査することとし、また、⑫従業上の地位の選択肢の一つである「雇われている者」を「常雇」と「臨時雇」に分けることとした。これらにより、特に、高齢者や女性の就業の実態が一層明らかとなり、労働力の将来動向予測の基礎資料の提供が可能となった。さらに、地方行政の基礎資料として人口の定住状況を明らかにするため、⑦現住居での居住期間を新たに調査することとした。ただし、調査事項の追加は、記入者負担や調査・集計事務の増加につながるものであり、

単純に追加すれば足りるというものではないことから、結果利用の観点を踏まえた既存調査事項の見直しも行い、昭和40年から平成7年までの国勢調査で調査されてきた「居室数」を削除することとした。また、平成2年国勢調査で調査した「通勤時間又は通学時間」についても⑮従業地又は通学地と常住地を組み合わせた結果によって程度代替できること等から廃止することとした。

調査票は、世帯で記入したマーク・数字を読み取るOCR対応のA4判変形（縦297mm、横225mm）のものである。国勢調査の調査票は、昭和50年から平成7年までの国勢調査ではOMR対応のものであったが、平成12年国勢調査において初めてOCR仕様となった。OCR仕様の調査票では、記入された数字をマークに転記する必要がないことから、従来のOMR仕様の調査票に比べ調査票設計の自由度が上がることになる。その結果、調査事項が多い大規模調査では、従来は調査票を簡易調査のA4判より大きいB4判とせざるを得なかったが、平成12年国勢調査では、簡易調査と同じA4判で設計することが可能となった。

平成12年国勢調査の実施年には、国勢調査の実施に影響を及ぼす自然災害が4件も発生した。まず、3月30日に北海道の有珠山が噴火し、付近の住民が避難生活を強いられた。既に調査区は設定されていたが、被害の拡大と避難生活の長期化という事態に備え、仮設住宅地域について新たな調査区の設定を行った。これには、平成7年国勢調査において、阪神・淡路大震災に対応して調査区の設定に例外的な取扱いを行った先例が参考となった。

次に、8月31日には東京都三宅村の雄山が噴火し、9月には全島民が島外へ避難する事態となった。島に住んでいた人たちはそれぞれ避難先で調査を受けることになるとしても、避難生活が長期化すれば同村の人口は0人ということになるため、本来三宅村で調査されるべき人は特別集計ができるよう処理することとした。なお、結局避難生活は長期にわたり、島に住んでいた人たちはそれぞれ避難先で調査を受けることとなったため、国勢調査による10月1日現在の東京都三宅村の人口は0人という結果となった。

さらに、調査を間近に控えた9月20日には、台風の影響で愛知県名古屋市付近を中心に大きな水害が発生した。特に、同県西枇杷島町は町内のほぼ全域が水没し、町役場が機能不能状態となった。調査員の自宅も水没し、また、全町職員挙げて復旧作業に専念する必要が生じたことなどから調査の実施が一時的に困難になり、同町全域の調査期間を11月15日まで延長することとした。国勢調査における調査期間の延長は昭和35年国勢調査以来のことであった。

最後は、10月7日の鳥取県西部地震である。人的被害は少なかったものの、その規模は阪神・淡路大震災に匹敵するもので、家屋の被害には大きなものがあった。特に同県日野町の被害は大きく、被災した調査員もあったことから、同町全域の調査期間を10月31日まで延長することとした。

集計においては、OCR仕様の調査票及びクライアント／サーバシステムを活用した分

散型処理方式の導入により、第1次基本集計の公表を平成7年国勢調査に比べ1か月早期化するとともに、人口移動集計の公表も平成2年国勢調査に比べ6か月早期化した。

集計の区分は、要計表による人口集計、抽出速報集計（1%抽出集計）、第1次基本集計（人口の男女・年齢・配偶関係、世帯の構成・住居の状態）、第2次基本集計（人口の労働力状態、就業者の産業（大分類）、教育）、第3次基本集計（就業者の職業（大分類）、世帯の型（母子世帯・父子世帯等に関する結果））、抽出詳細集計、従業地・通学地集計、人口移動集計、小地域集計、外国人に関する特別集計から成る。

調査の結果は、12年12月の「要計表による人口」の公表を皮切りに、順次公表された。最終報告書（「日本の人口」）が刊行されたのは、17年3月であった。

なお、12年12月に官報で公示された人口は、直ちに衆議院議員選挙区画定審議会において、小選挙区の区割りの見直しのための基礎資料として活用された。

13 平成17年国勢調査

平成17年国勢調査は、簡易調査である。この調査は、本格的な少子・高齢化による人口減少を間近に控え、人口構造の転換期にある我が国の実態を明らかにすることを大きな目的として行われた。

調査に際しては、国勢調査施行規則を平成17年3月22日に改正して調査票の様式を定めるとともに、竹島のある島根県隠岐郡五箇村が、西郷町、布施村、都万村と合併し、隠岐の島町となったことに伴う規定の整備を行った。

調査事項は、①氏名、②世帯主との続き柄、③男女の別、④出生の年月、⑤配偶の関係、⑥国籍、⑦就業状態、⑧就業時間、⑨従業上の地位、⑩所属の事業所の名称及び事業の種類、⑪仕事の種類、⑫従業地又は通学地、⑬世帯の種類、⑭世帯人員、⑮住居の種類、⑯住宅の床面積（延べ面積）、⑰住宅の建て方、であり、前回の簡易調査である平成7年国勢調査の調査項目との比較では、「居室数」を削除し、⑧就業時間を追加している（なお、この追加・削除は、前回の平成12年国勢調査から行われている。）。

この調査においては、平成15年の「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）の施行を契機に国民のプライバシー意識が一層高まったことを踏まえ、「個人情報保護マニュアル」を充実させ、調査における個人情報に係る調査員指導の一層の徹底を図った。

また、世帯が任意で調査票を封入して提出することができる、専用の「調査票提出用封筒」を作成・配布するとともに、封入提出が増加したとしても引き続き高い記入精度を確保するため、「調査票の記入のしかた」を従来の三つ折り型から冊子型に変更し記入例を始めとする文字の拡大化及びビジュアル化を図った。さらに、「調査票対訳集」と「外国語連絡票」の言語数を19に増やした。

集計においては、いわゆる「平成の大合併」により、17年前後に最も多くの廃置分合が行われた（12年に3,230あった市町村数は、17年に2,217、「市町村の合併の特例等に関

する法律」(平成 16 年法律第 59 号)が期限切れとなる 22 年 3 月末には、1,728 となった。)ことから、時系列比較を容易にするため、通常の集計に加え、平成 12 年 10 月 1 日現在の市町村境域による集計(旧市町村別に関する集計)を行った。

集計の区分は、要計表による人口集計、抽出速報集計(1%抽出集計)、第 1 次基本集計(人口の男女・年齢・配偶関係、世帯の構成・住居の状態)、第 2 次基本集計(人口の労働力状態、就業者の産業(大分類))、第 3 次基本集計(就業者の職業(大分類)、世帯の型(母子世帯・父子世帯等)に関する結果)、抽出詳細集計、従業地・通学地集計、小地域集計、外国人に関する特別集計、平成 12 年 10 月 1 日現在の市町村境域による集計(旧市町村別に関する集計)から成る。

調査の結果は、17 年 12 月の「要計表による人口」の公表を皮切りに、順次公表された。最終報告書(「日本の人口」)が刊行されたのは、22 年 3 月であった。

なお、結果の公表に際しては、それまで紙媒体の報告書が中心であったが、統計局ホームページ及び 20 年から本格運用された「政府統計の総合窓口(e-Stat)」を活用し、ICT の発展に合わせた電子データでの公表が推進された。

14 平成 22 年国勢調査

統計法が平成 19 年 5 月 23 日に全部改正され、国勢調査はこの新たな「統計法」(平成 19 年法律第 53 号)により「基幹統計調査」とされた。平成 22 年国勢調査は、この統計法に基づき 10 年ごとの大規模調査として、また、国際連合が勧告する「2010 年ラウンド世界人口センサス計画」の一環として実施された。

平成 22 年国勢調査は、新たな統計法に基づき、その下で行われる初めての国勢調査であり、その実施に当たっては、同法の基幹統計調査に関する規定(報告義務、秘密の保護、結果の公表、地方公共団体が処理する事務など)が全面的に適用された。また、調査の時期、調査の対象、調査事項、調査の機関、調査の方法などを定める国勢調査令、調査票の様式、調査票の配布・収集を行う期間などを定める国勢調査施行規則、調査区について定める国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令^(注1)に基づいて実施された。なお、22 年 4 月 1 日に「国勢調査令」及び「国勢調査施行規則」を改正し、調査方法の一部、調査票の様式^(注2)を改めている。

調査事項は、①氏名、②世帯主との続き柄、③男女の別、④出生の年月、⑤配偶の関係、⑥国籍、⑦現住居での居住期間、⑧ 5 年前の住居の所在地、⑨教育、⑩就業状態、⑪従業上の地位、⑫所属の事業所の名称及び事業の種類、⑬仕事の種類、⑭従業地又は通学地、⑮利用交通手段、⑯世帯の種類、⑰世帯人員、⑱住居の種類、⑲住宅の床面積(延べ面積)、

(注 1) 「国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令」は「中央省庁等改革のための総務庁関係総理府令等の整備等に関する総理府令」(平成 12 年総理府令第 90 号)により「国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令」に題名が改正されている。

(注 2) 平成 17 年国勢調査までは一般地域用と大都市用の 2 種類の調査票を作成していたが、平成 22 年国勢調査で、一本化した。

⑳住宅の建て方、である。正規・非正規雇用等の実態をよりの確に把握するため、これまで「常雇」、「臨時雇」としていた㉑従業上の地位の「雇用者」の区分を「正規の職員・従業員」、「パート・アルバイト」など多くの統計調査において定着してきた区分に変更することとし、「常雇」、「臨時雇」と組み合わせて利用されていた「就業時間」も削除することとした。また、「家計の収入の種類」については、①家計調査、全国消費実態調査、就業構造基本調査など世帯や個人の収入源や収入金額を把握する統計が十分に整備されてきており、これらの統計を活用すれば、例えば、高齢者世帯における経済格差や生活実態の分析など収入に関連する高度な経済分析が可能であること、一方で、②この調査事項の利用状況は、他と比べて低下しており、全数調査でこれを把握する必要性は乏しくなっていると考えられること、さらに、③「記入したくない」と考える世帯の割合が極めて高くなっており、その忌避感が他の調査事項への回答に対して影響を及ぼすおそれもあること、といった事情を踏まえて、これを削除することとした。

この調査では、個人情報保護意識の高まりに配慮し、顔写真入りの調査員証を措置するとともに、昼間不在世帯等の増加に対応して、調査票の提出方法を複数化した。すなわち、従来型の調査員による収集においては全面封入方式とし、一方で郵送による提出も可能として、調査票を国勢調査員に提出するか又は郵送により市町村に提出するかのいずれかを世帯が選択できることとした。さらに、これらに加えて東京都においては、インターネットを利用した回答も選択できる方式を先行的に導入し、ICTを活用した調査の効率化を推進することとした。また、この調査方法の多様化に伴って事務が輻輳することが予想されたため、国一括のコールセンターを設置し、市町村の照会対応等の負担軽減を図る一方、調査員指導など実地調査業務への対応の充実を図ることとした。さらに、従来、地方事務としていた産業大分類符号格付について、地方公共団体の事務負担を軽減し、効率化を図るため、統計センターが実施することとした。

不在等により調査票の提出が得られなかった世帯については、従来聞き取り調査に加え、住民基本台帳等の行政資料を活用したり、統計法第15条に基づいて関係者に質問したりすることなどにより、調査票の記入不備を補完して結果精度を確保することとした。

「調査票対訳集」と「外国語連絡票」については、その言語数を27に増やした。

集計においては、調査方法の多様化に伴い調査票の回収に係る期間が長期化したことから、人口速報集計の公表時期を2か月延伸した。また、東日本大震災による被災地域の状況把握、復興計画の立案等に資するため、人口等基本集計、産業等基本集計及び職業等基本集計において、岩手県、宮城県及び福島県の市区町村別の結果を全国及び他の44都道府県の結果に先駆けて公表した。各集計区分に対応する小地域集計結果についても、他の44都道府県の結果に先駆けて公表した。

集計の区分は、要計表による人口集計、抽出速報集計(1%抽出集計)、人口等基本集計、産業等基本集計、職業等基本集計、抽出詳細集計、従業地・通学地集計、移動人口集計、小地域集計、追加集計から成る。

調査の結果は、23年2月の「要計表による人口」の公表を皮切りに、順次公表された。最終報告書（「日本の人口」）が刊行されたのは、26年6月であった。

15 平成27年国勢調査

平成27年国勢調査は、簡易調査である。平成27年国勢調査は、本格的な人口減少社会を迎えた我が国における全数調査として、国レベル、地域レベルを問わず人口構造の変化の実態を様々な角度から描き出し、その結果を信頼性の高い統計として提供することを大きな目的とし、ICTの進展や少子・高齢化等社会状況の変化を踏まえ、正確かつ効率的な統計の作成はもとより、報告者の負担軽減・利便性の向上等にも十分配慮して実施された。その主な特徴としては、①インターネット回答方式の全国展開、②増加する高齢者世帯への支援の充実、③集計におけるICTの更なる活用による公表の早期化、などが挙げられる。また、東日本大震災発生後の人口移動の状況の実態把握にも万全を期している。

調査に際しては、国勢調査令、国勢調査施行規則及び国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令を平成27年8月7日に改正し、調査方法、調査票の様式等を定めた。

調査事項は、①氏名、②世帯主との続き柄、③男女の別、④出生の年月、⑤配偶の関係、⑥国籍、⑦現住居での居住期間、⑧5年前の住居の所在地、⑨就業状態、⑩従業上の地位、⑪所属の事業所の名称及び事業の種類、⑫仕事の種類、⑬従業地又は通学地、⑭世帯の種類、⑮世帯人員、⑯住居の種類、⑰住宅の建て方、である。東日本大震災の影響を居住期間や移動状況の観点から把握するため、前回の簡易調査である平成17年国勢調査の調査項目に、大規模調査年の調査事項である⑦現住居での居住期間と⑧5年前の住居の所在地の二つを追加し、一方、記入者負担の軽減を図る観点から「住宅の床面積」を削除した。

この調査では、世帯ができるだけ回答しやすく提出しやすいようにし、併せてICTを活用して調査の効率化を推進するため、①インターネット調査を全国展開するとともに、パソコンだけでなくスマートフォンからでも回答できるオンライン調査システムを構築した。②インターネットによる回答率を高めるため、紙の調査票の配布に先行してインターネット回答に必要なID（利用者を識別するための符号）を配布し、その回答期限を設定する方式（オンライン先行方式）を採った。③高齢者世帯の増加に伴って記入の支援が必要な世帯が増えていることから、調査員による記入の支援や確認などを円滑に実施して記入漏れや誤記入などの記入不備を改善するため、調査票は、調査員に直接提出するか郵送提出かを世帯が選択でき、調査員に提出する場合には、封入するかしないかも選択できる任意封入方式とした。④調査票の郵送回収については、単身世帯や共働き世帯など面接困難な世帯の増加に伴ってこれを必要とする市町村が多い一方、調査員回収に比べて郵送回収した調査票には記入不備が多く審査事務の負担が増すことなどからその見直しを求める市町村もあったことを踏まえ、その実情に応じて市町村が導入の可否を選択できることとした。⑤必要に応じて、集合住宅や社会福祉施設等における調査員事務をその管理会社や運営法人に業務委託できることとした。

また、9月10日の関東・東北豪雨により、茨城県常総市に被害が発生したため、常総市における調査の期間を12月28日までに変更した。

集計においては、ICTを活用した格付支援システム（インターネットによる又はOCRで読み取った調査票の「勤め先・業主などの名称」、「事業の内容」及び「本人の仕事の内容」の3欄に記入された文字（イメージデータ）を認識し、その結果を用いて、格付ルールに従って産業・職業分類符号を付すシステム）の本格導入により、これまで別々に行っていた産業分類と職業分類の格付けを同時に行うことが可能となった。それに伴い、従来、異なる時期に別個に作成・公表していた産業等基本集計と職業等基本集計を産業・職業に関する集計表（就業状態等基本集計等）として一体的かつ同時に作成・公表できるようになった。

さらに、調査結果の公表については、調査実施から調査結果の最終公表までの期間を前回調査における3年1か月から2年3か月に短縮した。なお、人口等基本集計のうち最も重要な項目である年齢及び国籍について、一定の処理方法に基づき「不詳」を按分して集計した結果を参考値として公表した。

集計の区分は、要計表による人口速報集計、抽出速報集計（1%抽出集計）、人口等基本集計、就業状態等基本集計（人口の労働力状態別構成、夫婦、子供のいる世帯等の産業・職業大分類別構成）、世帯構造等基本集計（母子・父子世帯の状況、親子の同居の状況）、抽出詳細集計、従業地・通学地集計、人口移動集計、小地域集計から成る。

調査の結果は、28年2月の「要計表による人口」の公表を皮切りに、順次公表された。最終報告書（「日本の人口・世帯」）が刊行されたのは、30年12月であった。

なお、この調査では、インターネット調査の全国展開に際し、インターネットによる回答を促進するための新たなイメージキャラクターとして、「みらいちゃん」を登用し、「センサスくん」と共に幅広い広報に活用した。

16 令和2年国勢調査

令和2年国勢調査は、10年ごとの大規模調査として、また、国際連合が勧告する「2020年ラウンド世界人口・住宅センサス計画」の一環として実施された。

ICTの進展や少子・高齢化等の社会状況の変化を踏まえ、正確かつ効率的な統計の作成や報告者の負担軽減・利便性の向上等の観点から、平成27年国勢調査で全国に導入した「インターネット回答方式」を推進し、誰もが答えやすいバリアフリーな調査を目指すとともに、企業・団体の社会貢献活動（CSR：Corporate Social Responsibility）などと協働・連携する取組を行ったことが特徴である。

調査に際しては、国勢調査令を令和2年3月18日に、国勢調査施行規則を3月31日に改正し、調査方法、調査票の様式等を定めた。

平成27年国勢調査で全国に導入した「インターネット回答方式」は、入力内容のチェック機能により回答の入力漏れを少なくし、統計精度の維持・向上に寄与したほか、紙の調

査票の量を減少させ、調査票の郵送・運搬に係る費用を削減する効果があった。また、インターネット回答世帯に対しては調査員による戸別訪問の必要がなくなり、高齢化が進む調査員の負担軽減や交通事故等の発生リスクの低減につながる事となった。さらに、24時間いつでも、また調査員を通さずに回答が可能であることから、回答者の利便性の向上に寄与し、プライバシー意識の高まりにも対応できるといった利点があった。

令和2年国勢調査は、このように多くの利点が見られる「インターネット回答方式」を続けることとしたが、前回の、紙の調査票の配布に先行してインターネット回答に必要なIDを配布し、その回答期限を設定する方式（オンライン先行方式）は、インターネット回答を促す効果はあったが、調査関係書類の配布方法が複雑となったことにより調査員による誤配布が生じやすく、また、調査票提出世帯の確認・特定作業等地方公共団体の事務負担が増加したことを踏まえ、インターネット回答用のIDと紙の調査票を同時に配布する方式に変更した。

調査に当たっては、国勢調査が日本に住む全ての人を対象とする調査であることを踏まえ、①誰にも見やすく読みやすいユニバーサルデザインフォント（書体）による調査票を始め、文字が大きく見えやすい拡大文字調査票、目の不自由な方に向けた点字調査票、27言語に対応した外国語調査票（対訳）を用意するとともに、インターネット上の「国勢調査オンライン」に文字を拡大できる機能を設けた。②新たに、音声読み上げソフトに対応した目の不自由な方専用の「国勢調査オンライン」やSNS（インターネット上でやり取りができるサービス）等を活用しリアルタイムで応答可能なチャット形式による耳の不自由な方専用の問合せ窓口を設置するとともに、外国人に向けて6言語による回答画面を別に作成し、また、コールセンターを10言語対応とするなど、多種多様なサポート体制を整備し、誰もが答えやすいバリアフリーな調査に取り組んだ。③従来から実施している協力依頼をより広範・強力なものとし、具体的には、CSRなどと協働・連携して、世帯の様々な生活空間（勤め先、学校、交通機関、利用店舗など）を通じて国勢調査を周知するとともに、調査への回答やインターネットによる回答をお願いした。この取組においては、約700の企業・団体がサポーターとして登録した。

調査事項は、①氏名、②世帯主との続き柄、③男女の別、④出生の年月、⑤配偶の関係、⑥国籍、⑦現住居での居住期間、⑧5年前の住居の所在地、⑨教育、⑩就業状態、⑪従業上の地位、⑫所属の事業所の名称及び事業の種類、⑬仕事の種類、⑭従業地又は通学地、⑮利用交通手段、⑯世帯の種類、⑰世帯人員、⑱住居の種類、⑲住宅の建て方、である。なお、「住宅の床面積」については、平成27年国勢調査に続いて今回も調査事項としておらず、前回の大規模調査である平成22年国勢調査と比較すると、この「住宅の床面積」を調査事項から除いたこととなる。

⑨教育については、平成28年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28年法律第105号）が制定されるなど未就学者の実態把握に関する利活用ニーズが高まってきていることを受け、「小学・中学」の選択肢を「小学

校」、「中学校」に分けるとともに、認定こども園制度の創設に伴い「認定こども園」という選択肢を追加した。さらに、大学院修了者の的確な把握のため、「大学・大学院」についても「大学」、「大学院」に分割した。

令和2年には、新型コロナウイルス感染症が流行し、我が国の社会経済及び国民生活に大きな打撃を与え、国勢調査にも深刻な影響を及ぼした。特に調査員の募集活動への影響は大きく、調査員名簿の国への提出期限を約3週間延期したものの、予定員数に達しなかった。このため、10月1日の調査日を前提としつつ、予定より少ない員数の調査員で国勢調査を実施する場合に備えて、次のような措置を講じた。

①非接触の調査方法の導入

新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大を防止するため、地域の実情に応じて、世帯と調査員が対面しない非接触の方法により調査を実施。この場合、世帯に対する調査の趣旨の説明などは、原則としてインターホン越しに行い、調査書類は郵便受けやドアポストなどに入れて配布。なお、調査の回答については、可能な限りインターネット回答で行っていただくよう（郵送提出も可能）、世帯に対し協力を依頼

②調査書類の配布期間の延長

9月14日から20日までの7日間としている調査書類の配布期間を弾力的に運用し、9月14日から30日までの最大17日間に延長

③不在世帯に対する再訪問回数の緩和

世帯が不在だった場合に必要とする再訪問の回数（3回）を調査員の受け持ち調査区数等に応じて緩和

④調査期間の延長

10月20日までとしている調査期間（調査票の回収期間）を一部の地域について、11月20日まで1か月延長

⑤審査期間の延長

市町村において行う調査票の審査期間を地域の実情に応じて最大2か月延長

また、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、令和2年7月の豪雨による被害のため、熊本県人吉市及び球磨村において調査期間を延長した（球磨村は12月20日まで、人吉市は3年2月20日まで）。

集計においては、平成27年国勢調査で全体の集計完了期間を大幅に短縮したことを踏まえ、ニーズや利用が少なくなった抽出速報集計を廃止し、その他の集計区分についても統合などの見直しを行うことにより、選挙区改定の審議などで利用される確定人口など最もニーズの高い人口等基本集計を平成27年国勢調査より約1か月早い調査翌年9月末日までに公表し、全体の集計完了も前回より1か月の早期化を図ることとしていた。しかし、新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、速報については3年6月に4か月延期し、確報については最大2か月延期（人口等基本集計については3年11月までに公表）することに変更した。

結果の公表に際しては、利用者のニーズを踏まえ、時系列比較や都道府県・市区町村間の地域比較等の分析が簡単に行えるよう、フィルタリング機能の使用により簡単に絞込みを可能とするなど、より利便性を高めて統計表の提供を行うこととした。また、主要な統計表については、「不詳」を按分した結果を参考表として公表し、分析に資するデータの提供を行うこととした。

集計の区分は、人口速報集計（要計表による人口集計）、人口等基本集計（人口、世帯、住居に関する結果及び外国人、高齢者世帯、母子・父子世帯、親子の同居等に関する結果）、就業状態等基本集計（人口の労働力状態、夫婦、子供のいる世帯等の産業・職業大分類別構成に関する結果）、抽出詳細集計（就業者の産業・職業小分類別構成等に関する詳細な結果）、従業地・通学地集計、人口移動集計、小地域集計から成る。

調査の結果は、3年6月の「人口速報集計（要計表による人口集計）」の公表を皮切りに、順次公表された。

なお、令和2（2020）年国勢調査は、大正9（1920）年の第1回調査から100年目となる調査であったことから、これを記念して、令和2年9月1日に特殊切手「国勢調査 100年」が発行された。国勢調査を記念する切手の発行は、大正9年、昭和5年、40年及び平成7年に次いで5回目である。

第五節 住宅・土地統計調査（住宅統計調査）

1 住宅統計調査の概観と変遷

住宅統計調査は、住宅及び世帯の居住状況の実態を把握して、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住宅関係諸施策の基礎資料を得ることを目的として、次のとおり、昭和23年以来平成5年まで5年ごとに実施されてきた。

（調査の名称）	（調査の期日）	（調査範囲）
昭和23年住宅調査	昭和23年8月1日	全国 悉皆調査
昭和28年住宅統計調査	28年9月1日	市部 標本調査
昭和33年住宅統計調査	33年10月1日	全国 標本調査
昭和38年住宅統計調査	38年10月1日	〃 〃
昭和43年住宅統計調査	43年10月1日	〃 〃
昭和48年住宅統計調査	48年10月1日	〃 〃
昭和53年住宅統計調査	53年10月1日	〃 〃
昭和58年住宅統計調査	58年10月1日	〃 〃
昭和63年住宅統計調査	63年10月1日	〃 〃
平成5年住宅統計調査	平成5年10月1日	〃 〃

第1回の昭和23年住宅調査は、戦後の深刻な住宅不足への対策を立てることを目的とし、昭和23年常住人口調査に附帯して、全国についての悉皆（全数）調査として23年8月1日に行われた。調査事項は基本的な事項に限定されていたが、当時の住宅不足の実態を表す初めての統計資料として活用された。28年調査は、住宅統計調査と名称が変更され、住宅問題が特に深刻な都市部についての標本調査として、同年9月1日に実施された。この調査では、調査事項が著しく拡充され、それ以後の調査の基本となった。33年調査以降は、全国についての標本調査として、それぞれの調査年の10月1日午前零時現在で実施されている。

この調査は、統計法に基づく「指定統計第14号」（昭和23年総理庁告示第90号）として、総理庁令、総理府令として定められた「住宅統計調査規則」に基づいて行われた。

調査事項は、23年調査では、住宅数の不足を把握することを目的とした基本的な事項に限定されていたが、28年調査では、具体的な居住状況を把握できるよう調査事項が拡充された。それ以降、時々の住宅問題に対応して、新しい調査事項が付け加えられている。

なお、住居の種類、住宅の所有の関係、居住室の畳数など、住宅に関する主要な事項については、25年以降の各回の国勢調査でも調査している。

調査の概要を平成5年住宅統計調査で見ると、調査地域は、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島及び島根県隠岐郡五箇村にある竹島を除く日本全国である。調査は、平成2年国勢調査の調査区を第1次抽出単位とし、抽出された調査区を原則として2分割して設定した調査単位区を第2次抽出単位とし、その中に現在する住宅等を調査対象とする層別2段集落抽出法による標本調査として行われている。抽出率は、世帯数で見ても、全国平均でおおむね10分の1程度であり、世帯を対象とした調査としては国勢調査に次ぐ大規模な調査となっている。調査対象は、抽出された調査単位区内の全ての住宅及び住宅以外で人の居住する建物並びにこれらに居住している世帯である。

調査は、総務庁長官（総務庁統計局長）一都道府県知事一市町村長一住宅統計調査指導員一住宅統計調査員という系統で行われている。

調査の事務としては、企画段階において前回調査の調査状況を分析するとともに、関係省庁や地方公共団体から意見を聴取した。また、調査前年の4年に2回の試験調査を行い、調査事項、調査方法などについて実地に検討した。調査単位区の設定は、5年2月1日現在で行い、実際の調査は、調査員が9月25日から30日までの間に調査単位区内の全世帯に調査票を配布し、10月1日から8日までの間に回収した後、記入内容の検査等を行って市町村へ提出することによって行った。その際、空き家については調査員が外観を見て調査項目の一部について記入した。

集計は、昭和38年住宅統計調査以降、コンピュータにより行っている。53年以降は、マークシート形式の調査票を使用し、OMRにより調査票を直接コンピュータに入力した。

(1) 昭和23年住宅調査

戦災による住宅の大量焼失、戦時中の供給不足、海外からの多数の引揚者などにより、

戦後の我が国は深刻な住宅不足に陥っていた。当時、不足する住宅は420万戸に及ぶと推定されていたが、これは、昭和10年の状態を基準としてその後の住宅や世帯の増減を加味して推計したものに過ぎず、住宅施策の立案のためには正確な統計が必要とされていた。また、GHQからも、23年4月23日に、日本政府宛てに次のような指令が出された。

- 1 一九四八年七月一日現在ノ日本ノ住宅ニ関シ完全ナル調査ヲ行ウコト
- 2 コノ調査ハ同日行ワレル配給人口調査ニ附帯シテ行ウコト
- 3 調査票様式、実査機関製表計画及ビ事務進行予定ニ関シテハ連合軍司令部経済科学局調査計画部ト打合セルコト

このうち、配給人口調査とは昭和23年常住人口調査の計画段階の名称であり、その実施は7月1日とされていたが、予算編成の都合によって8月1日に変更されたものである。

このような事情により、「全国における住宅不足数、居住密度、所有関係等については、ほとんどよるべき資料がないので、これを明らかにし、今後の住宅政策の基礎資料を得ようとする」（指定統計調査の承認申請）ことを目的として、23年に住宅調査を行うことになった。

住宅調査は、統計法に基づき指定統計第14号に指定（昭和23年総理庁告示第90号）された。昭和23年住宅調査のために公布された法規等は、「昭和二十三年住宅調査規則」（昭和23年総理庁令第34号）、「昭和二十三年住宅調査施行心得」（昭和23年総理庁訓令第6号）及び「昭和二十三年住宅調査に用いる調査票の様式」（昭和23年総理庁告示第129号）である。

全国について全数を調査したが、調査事項は、①住宅の種類、②建築時期、③所有の関係、④世帯数及び世帯人員総数、⑤畳数、⑥建築中・空家・船舶の別、と基本的な事項に限定している。実地調査は、昭和23年常住人口調査と並行し、人口調査員が世帯からの口頭申告に基づいて調査票に記入する聞き取り（他計）方式で行った。集計は、市区町村が作成した統計表を都道府県が取りまとめ、それを更に統計局が取りまとめる地方分査の方式で行い、24年2月18日の「全国都道府県市部郡部別」結果を始めとして順次公表し、25年12月には確定数による報告書を刊行した。

なお、この調査に関連して、23年6月16日に総理庁統計局長及び総理庁建設院建築局長からGHQ宛てに「住宅調査の個々の調査票を行政官庁から余裕住宅の解放、余裕住宅に関する税金の課税標準等行政目的に利用せしめたい旨の申出があった場合の措置についてGHQの指示を得たい」との文書が提出されている。GHQからは直ちに「申出は日本政府の統計法第十四条及び第十五条に抵触し且つ現代統計上のあらゆる慣例に反するものである」との回答が出ており、文書を出した経緯及び趣旨は別として、統計における秘密保護の重要性を示すものとなっている。

(2) 昭和28年住宅統計調査

昭和28年には、我が国は戦後の混乱から脱しつつあったが、27年の推計でなお300万戸を超える住宅不足が見込まれるなど、住宅事情の改善はなかなか進まなかった。一方で、住宅関係の施策としては、25年に住宅金融公庫が設立されて、住宅建設の促進が図られ、また、27年度を初年度とした「第1期公営住宅建設三箇年計画」により、公営住宅の建設が推進されていた。

このような状況の下で、「昭和23年住宅調査は、住宅に関する悉皆調査として戦前戦後を通じて初めてのものであったし、それゆえに住宅対策の樹立のためにきわめて貴重な資料を提供したのであるが、その後五年の年月を経過する間にわが国の住宅事情はかなり変貌を来したと考えられ、住宅の現在戸数及び居住密度に関する資料を新たに整備する必要が生じて来た」（昭和28年住宅統計調査報告書）ことを理由として、28年の調査が企画された。

昭和28年調査は、名称を「住宅統計調査」と変更した上で、当初、全国についての悉皆調査として計画されたが、予算の関係で市部についての標本調査に変更された。全国についての標本調査とすることも可能であったが、住宅不足は郡部より市部で甚だしかったことから、市部に集中して調査することにしたものである。また、単に全国又は都道府県別の結果を表章するだけでなく、市区ごとの表章もできるように標本設計を行っている。調査する地域については、まず、昭和25年国勢調査の調査区が600以上ある市については、その調査区を1/3の割合で抽出し、その調査区を2分割していずれか一方の分割区域内の全ての調査対象を調査した。調査区数が600未満の市については、その調査区を1/2の割合で抽出し、その調査区内を3分割していずれか一つの分割区域内の全ての調査対象を調査した。すなわち、結果として市部の調査対象のうち1/6が抽出されて実際に調査されることとなる。このような一見複雑な抽出方法を採用したのは、地域差の大きい住宅関係のデータをできるだけ高い精度で収集するために、調査地点を増やしたことによる。調査の時期は、28年9月1日午前零時現在である。

調査事項は、①階数、②建て方、③延べ坪、④住宅の種類、⑤主世帯の世帯主氏名、⑥世帯数及び世帯人員、⑦居住室の数、⑧居住室の畳数、⑨構造、⑩腐朽破損の程度、⑪建築の時期、⑫所有の関係、⑬台所の有無及び専用・共用の別、⑭給水設備の有無、種類及び専用・共用の別、⑮排水設備の種類、⑯便所の専用・共用の別、⑰世帯主の職業、⑱世帯主の従業上の地位、⑲家賃又は間代、であり、23年調査に比べて著しく充実され、これ以降の調査の基本となった。特に、住宅の腐朽破損の程度や住宅の設備、家賃などを調査することによって、都市の住宅困窮の状況を具体的に把握することが可能となった。

結果の集計は、統計局における中央集査の方法により機械集計で行い、29年3月に報告書を刊行した。さらに、「都市住宅の現状」と題する解説書を29年12月に刊行した。

(3) 昭和33年住宅統計調査

昭和30年には、「住宅建設十箇年計画」が立てられ、また、大都市圏の住宅対策を進め

るため日本住宅公団が設立されたが、なお戦後の住宅不足を解消するには至らず、公営住宅の建設と個人の住宅建設・購入の促進が依然として政策の重要課題であった。昭和33年住宅統計調査はこのような状況の下で、「住宅およびその居住世帯についての実態を把握して住宅事情の推移を明らかにするとともに、とくに市部、郡部を通じて、現下の住宅状況と世帯の経済状況との関連を明らかにして住宅関係諸施策の基本資料を得ようとする」（昭和33年住宅統計調査要綱）目的で実施された。

33年調査は28年調査と同様に標本調査として実施されたが、その地域範囲は郡部を含む全国となった。この調査では、国勢調査の調査区を、市部においては1／7、郡部においては1／14の割合で抽出し、抽出した調査区内の全ての調査対象について調査しており、28年調査のような調査区の分割は行わなかった。調査の時期は、国勢調査と同じ10月1日午前零時現在に変更され、これ以降、住宅統計調査は各調査年の10月1日午前零時現在で実施されることになった。

調査事項については、28年調査と大きな違いはないが、調査の目的にも示されており、世帯の収入についても調査したことが特徴である。

結果の集計は、統計局において機械集計により行い、34年8月及び11月に「昭和33年住宅統計調査結果速報」として公表し、35年3月には結果報告書を刊行したが、全国の総世帯数1,865万に対し住宅数は1,793万であり、世帯数が住宅数を約70万上回っていた。

(4) 昭和38年住宅統計調査

昭和38年住宅統計調査の背景を見ると、住宅数の不足はなお続いている一方で、居住の質が大きな問題となってきたことが挙げられる。昭和35年住宅需要実態調査（建設省）の結果によれば、住居について困っている点があると答えた世帯のうち、その理由として過密居住を挙げた世帯が36.5%、老朽住宅居住が14.3%、設備不良が7.1%、高家賃が5.1%となっている。また、人口の大都市集中に伴う地価高騰が住宅建設の障害となるとともに、住宅敷地の狭小化をもたらし、さらに、ガス、下水道、交通機関などが整備されていない、地価の安い都市周辺における無計画な住宅開発などといった問題が生じてきた。

38年調査では、このような実態を把握するため、敷地に関連した調査事項を新設して、敷地の面積、所有の関係、取得の時期などを調査した。また、建物の構造の回答選択肢のうち「仮小屋」を廃止した。

そのほかの調査方法は、おおむね33年調査と同じである。なお、調査対象の抽出率は、全国平均で約1／8である。

この調査からコンピュータが集計に使われるようになり、大都市圏や都道府県別などの地域別の結果表が拡充された。結果報告書は、「第1巻全国編」を40年3月に、「第2巻四大都市圏編」を40年4月に、「第3巻都道府県編（46分冊）」を39年3月から40年3月までの間に、それぞれ刊行した。その結果によれば、全国の総世帯数2,182万に対し住宅数は2,109万で、依然として世帯数が住宅数を約70万上回る状況にあった。

(5) 昭和43年住宅統計調査

政府は、「住宅建設十箇年計画」（昭和30年～）、「住宅建設五箇年計画」（36年～）、「住宅建設七箇年計画」（39年～）を次々に策定して住宅政策を進めてきたが、住宅事情は大都市においてなお深刻であった。そこで、更に強力に住宅建設を進めるため、これまで法的根拠のなかった住宅建設計画を法制化し、41年～45年を第1期として「住宅建設五箇年計画」^{（注）}を策定した。第1期計画では、1世帯1住宅を目標として、670万戸の住宅を建設することとしていた。しかし、地価の急激な値上がりのため、安い地価を求めて遠隔地に住宅が建設されるようになり、遠距離通勤が大きな問題となった。一方、遠隔地化を避け、都心のマンションを志向する世帯も増え、マンション・ブームが到来した。

このような背景から、昭和43年住宅統計調査においては、世帯の主な働き手について、通勤時間、転居の状況等の事項が調査された。また、良質な住宅を求める動きとして、建て替え、購入、増築などの状況についても調査した。

43年調査の抽出率は、全国平均で約1／7である。結果報告書は、「第1巻全国編」及び「第2巻四大都市圏編（4分冊）」を45年3月に、「第3巻都道府県編（46分冊）」を44年8月から45年1月までの間に、それぞれ刊行した。その結果によれば、全国の総世帯数2,532万に対し住宅数は2,559万と、住宅数が世帯数を27万上回り、質の面は別として、いわゆる「1世帯1住宅」が数の上では達成された。

(6) 昭和48年住宅統計調査

昭和43年調査の結果によれば、数の上では1世帯1住宅が達成されたが、質について見ると、狭小過密世帯（2～3人世帯で9畳未満、4人以上の世帯で12畳未満）及び老朽住宅居住世帯などの住宅難世帯が360万世帯と全体の11.4%を占め、住宅問題は依然として深刻であった。このようなことから、「第2期住宅建設五箇年計画」（昭和44年3月30日閣議決定）（46年～）では、「1人1室」規模の住宅950万戸の建設を目標とした。

こうしたことを踏まえ、昭和48年住宅統計調査では、食事する部屋で就寝しているか否かという食寝分離の状況を調査した。また、夫婦の組数と就寝に使用している室数を調査するなどして、家族の分離就寝の状況を調査した。さらに、住環境を明らかにするため、日照時間、敷地に接している道路の幅員なども調査事項に付け加えられた。

48年調査は、47年に返還された沖縄県でも実施された。抽出率は、全国平均で約1／7である。

集計結果は、「概数集計結果」を49年3月に公表し、結果報告書は、「第1巻全国編」を50年2月に、「第2巻大都市圏編」を50年3月に、「第3巻都道府県編（47分冊）」を49年10月から12月までの間に、それぞれ刊行した。さらに、「日本の住宅」と題する解説書を50年2月に刊行した。その結果によれば、全都道府県において住宅数が世帯数を上回り、全国で「1世帯1住宅」が達成された。

（注） 「住宅建設計画法」（昭和41年法律第100号）に基づき5年を1期として閣議決定される計画で、当該5年間に於ける住宅建設の目標を定めるもの。第1期（昭和41～45年度）から第8期（平成13～17年度）まで策定され、その後は「住生活基本法」（平成18年法律第61号）に基づいて「住生活基本計画」が閣議決定されている。

(7) 昭和53年住宅統計調査

昭和48年調査結果を見ると、住宅難世帯は248万世帯（8.5%）であり、43年に比べ、数、率ともに改善した。しかし、世帯の意識面においては、48年住宅需要実態調査によれば、住宅困窮感を持っている世帯が全国で35%、東京圏で39%、大阪圏で40%を占めており、その理由は、「狭い」49.6%、「老朽」13.4%、「設備不満」9.2%、「日照通風」6.3%であって、世帯にとって住宅の質が重要となってきたことがうかがわれる。そこで、51年度を初年度とする「第3期住宅建設五箇年計画」（昭和51年3月26日閣議決定）では、人間らしい住生活を確保することを目標として、全ての国民が確保すべき最低居住水準と、平均的な世帯が確保することが望ましい平均居住水準を定めた。

このような居住水準に関する事項は既に従来調査の調査事項に含まれていたことから、昭和53年住宅統計調査では、転居前の住居に関する事項などが追加された。

調査する地域は、人口20万上市及び10大都市の区においては、抽出された国勢調査の調査区を二つの単位区に分割し、そのいずれか一方の単位区内の全ての調査対象を調査し、それ以外の地域においては、抽出された調査区全域を調査する方法が採られた。平均抽出率は地域で見て約1/6、調査対象で見て約1/10である。

なお、この調査から、OMRを導入した。集計結果は、54年3月に「昭和53年住宅統計調査結果概数集計結果」として公表し、結果報告書は、「第1巻全国編（2分冊）」及び「第2巻大都市圏編（6分冊）」を55年3月に、「第3巻都道府県編（47分冊）」を54年10月から12月のまで間に、それぞれ刊行した。さらに、解説書「日本の住宅」を56年3月に刊行した。その結果によれば、全国の総世帯数3,284万に対し住宅数は3,545万であり、住宅数が世帯数を261万上回った。

(8) 昭和58年住宅統計調査

昭和58年住宅統計調査は、おおむねそれまでの調査と同様の問題意識の下で行われた。調査事項には、居住水準との関係で世帯の型が加えられ、転居の理由も詳しく調べられた。また、地域としての住環境を把握するために、調査区の建ぺい率、容積率、公共下水道の普及状況、最寄りの駅までの距離などが調査事項に追加されたことも特徴である。

調査地域については、全国において、抽出された国勢調査の調査区を二つの単位区に分割し、そのいずれか一方の単位区内の全ての調査対象を調査する方式とした。平均抽出率は地域で見て約1/5.5、調査対象で見て約1/10である。

集計結果は、「抽出速報集計結果」として59年5月に公表し、結果報告書は、「第1巻全国編（2分冊）」及び「第2巻大都市圏編（7分冊）」を60年3月に、「第3巻都道府県編（47分冊）」を59年9月から同年12月までの間に、それぞれ刊行した。さらに、解説書「日本の住宅」を61年3月に刊行した。その結果によれば、最低居住水準以上の世帯は53年の85.0%から58年には88.3%へ、平均居住水準以上の世帯は41.5%から48.8%へとそれぞれ上昇しており、住宅の質が着実に向上していることがうかがわれる。

(9) 昭和63年住宅統計調査

昭和61年度から始まる「第5期住宅建設五箇年計画」（昭和61年3月25日閣議決定）では、最低居住水準のほかに、新たに都市型（共同住宅を想定）と一般型（戸建てを想定）に分けて誘導居住水準を定め、住宅の広さだけでなく冷暖房などの設備も誘導居住水準の指標とした。一方、住宅事情について見ると、地価の異常な高騰により、大都市においては交通の便を備えた良質な住宅を得ることが極めて困難になる反面、住宅の資産としての意味が大きくなってきた。

このようなことから、昭和63年住宅統計調査では、住宅の冷暖房設備、収納スペース、エレベータ、便所の数など設備に関する調査事項が拡充された。また、現住居以外で所有している住宅、使用している住宅の有無などの事項も追加し、住宅資産やマルチハビテーション（複数拠点生活）の状況について調査した。

調査事項が増えて、1枚の調査票に入り切らなかったため、調査票を甲・乙2種類に分け、単位区ごとにいずれか一方の調査票で調査する方式を採用した。調査単位区の甲・乙の割り振りは、無作為に、かつ、調査世帯数が同数になるように行った。平均抽出率は地域で見て約1/5.5、調査対象で見て約1/10である。

集計結果は、「抽出速報集計結果」を平成元年7月に公表し、結果報告書は、「第1巻全国編」を2年7月に、「第2巻大都市圏編（7分冊）」を2年9月から10月までの間に、「第3巻都道府県編（47分冊）」を元年12月から2年3月までの間に、それぞれ刊行した。さらに、解説書「日本の住宅」を3年3月に刊行した。

(10) 平成5年住宅統計調査

昭和63年調査で採った甲及び乙2枚の調査票を用いた調査方法では、世帯の負担を増大させることなく調査から得られる情報量を増大させ、利用者の要望に応えることができるという利点があった反面、地方からは、調査関係書類の調査員への配布事務が煩雑になるほか、調査員指導、審査等の事務負担が増大したという問題点が指摘された。

一方、土地に関する情報については、「土地基本法」（平成元年法律第84号）が制定されて、国等は「……調査を実施し、資料を収集する等必要な措置を講ずるものとする。」、「国民に対し、……土地に関する情報を提供するように努めるものとする。」と定められ、また、土地政策審議会答申（平成2年10月29日）、「総合土地政策推進要綱」（平成3年1月25日閣議決定）等においてもその充実を図るべきことが指摘されたことから、国土庁は、土地の所有、利用、取引等に関する情報を総合的かつ迅速に整備するため、全国の世帯と法人を対象とした土地基本調査を実施することとなった。このうち、世帯を対象とする調査（世帯調査）については調査員による調査となるため、この分野で高度なノウハウを有するなどの理由から、総務庁統計局に調査の実施及び集計が委託され、住宅統計調査と連携して行うこととなった。

このため、住宅統計調査においては、土地基本調査世帯調査で把握可能な調査事項については調査しないこととし、甲・乙2枚の調査票を1枚に統一するとともに、庭の有無や

高齢者のための設備工事実施の有無など住環境及び高齢者の住まい方に関する調査事項を充実させた。この調査の平均抽出率は地域で見て約1/5、調査対象で見て約1/10である。

集計結果は、「速報集計結果」を平成6年6月に公表した。速報は、これまでは調査票の5%を抽出して集計していたが、この5年調査ではコンピュータに全調査票を読み込み、コンピュータによって補定・チェックを行って集計した。その後、「確報集計結果」を7年5月までに順次公表した。さらに、解説書「日本の住宅」を9年3月に刊行した。

2 住宅・土地統計調査の創設と変遷

人口の急激な高齢化、国民生活の多様化等社会経済の変化に伴い、世帯構造が急激に変化するとともにマルチハビテーションの増加など現住居以外の住宅が世帯の居住形態に与える影響が大きくなった。このような中で、国民のライフスタイル等に応じたゆとりある住居や良好な居住環境を実現するためには、現住居以外の住宅及び土地の保有状況、利用状況など世帯の多様な居住状況の実態を総合的に把握することが必要となった。また、家計部門のストックの蓄積が進む中で、世帯のライフステージに応じてその資産の状況がどのように変化していくかを把握するためにも、資産として重要な位置を占め世帯の居住形態の決定に大きな影響を及ぼす住宅及び土地について一体的に把握する必要性が高まっていた。

しかしながら、従来の住宅統計調査は、主に世帯の現住居の状況を把握する統計調査であるため、求められている情報を十分に提供できるものとはなっていなかった。一方で、国民の居住状況を総合的に把握するためには、現住居との関連においてその他の住宅及び土地を把握することが不可欠であるが、現住居以外の住宅や土地について他の統計調査の結果を利用することもできなかった。このような事情を踏まえ、平成10年の調査は、従来の調査事項に土地関連事項を大幅に追加し、名称も「住宅・土地統計調査」に改めて実施することとなった。

住宅・土地統計調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況等を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的として、次のとおり平成10年以来5年ごとに実施されている。

(調査の名称)	(調査の期日)	(調査範囲)
平成10年住宅・土地統計調査	平成10年10月1日	全国 標本調査
平成15年住宅・土地統計調査	15年10月1日	〃 〃
平成20年住宅・土地統計調査	20年10月1日	〃 〃
平成25年住宅・土地統計調査	25年10月1日	〃 〃
平成30年住宅・土地統計調査	30年10月1日	〃 〃

(1) 平成10年住宅・土地統計調査

平成10年住宅・土地統計調査は、従来の調査事項に加えて現住居以外の住宅及び土地の保有、利用状況についても調査し、世帯の多様な居住形態及び住居関連資産の実態を総合的に明らかにすることを目的として実施した。

現住居以外の住宅及び土地に関する調査事項の新設に当たっては、「新たな統計ニーズへの対応」と「報告者負担の軽減」という課題を両立させるため、2種類の調査票（いわゆるロングフォーム（調査票乙）、ショートフォーム（調査票甲））を使用することとした。調査は、全体で400万世帯を対象とし、うちロングフォーム調査票の配布対象は約60万世帯である。平均抽出率は地域で見て約1/5、調査対象で見て約1/11となっている。

なお、この調査から、従来のOMRに変えてOCRを導入した。

結果については、「速報集計結果」を平成11年6月と9月に、「確報集計結果」を11年12月から12年5月までの間に順次、ホームページ上で公表した。さらに、解説書「日本の住宅・土地」を13年3月に刊行した。

(2) 平成15年住宅・土地統計調査

平成15年住宅・土地統計調査は、高齢化の進展に伴う住居形態の変化や居住形態の多様化の実態を明らかにして「第8期住宅建設五箇年計画」（平成13年3月13日閣議決定）（13年～）の推進に資すること、また、より詳細な地域別結果の利用を可能として地方分権の推進に資することなどを大きな目的として実施した。

このため、この調査においては、調査区、調査対象の抽出方法を変更して地域別結果精度の向上を図るとともに、結果の表章についても都道府県、市区町村別の集計・公表事項数を増やし、地域計画策定に必要な詳細な地域別データを提供した。これら変更の概要は次のとおりである。なお、平均抽出率は地域で見て約1/4.5、調査対象で見て約1/14となっている。

- ・調査単位区を、原則として国勢調査の調査区を2分割した区域から国勢調査の調査区と同じ区域とし、その区域の範囲を拡大
- ・調査単位区数（調査地点数）を約15万から約21万に増加（調査単位区抽出率は約1/6から約1/4に）
- ・調査単位区内の調査対象を全て調査する方法（集落抽出法）から、調査単位区内の調査対象を抽出して調査する方法（2段抽出法）に変更（1調査単位区内の調査対象住戸数は約26から約17に、調査対象住戸数は約390万から約360万に）
- ・町村については、従来は人口3万（都市圏については2万）以上のものを単独で表章していたが、これを人口1万5千人以上のものまで拡大

結果は、「速報集計結果」を16年8月に、「確報集計結果」を16年12月から17年4月までの間に順次、ホームページ上で公表した。さらに、解説書「日本の住宅・土地」を18年3月に刊行した。

(3) 平成20年住宅・土地統計調査

平成18年に今後の住宅政策の基本となる「住生活基本法」（平成18年法律第61号）が公布・施行され、住宅ストックの充足や本格的な少子高齢化と人口・世帯の減少など社会経済情勢の著しい変化が起こる中、住宅政策は、「量」の確保から「質」の向上へと転換が図られることとなった。

このことから、平成20年住宅・土地統計調査においては、住宅の「質」をよりの確に把握することとし、既存住宅の改修の実態や耐震性、防火性、防犯性などに関する調査事項を拡充した。一方で、台所、トイレの数、自動消火設備（スプリンクラー）の有無など利用ニーズが希薄化している事項や「住生活基本計画」（平成18年9月19日閣議決定）（18年～）の成果指標となっていない事項を削除した。

また、個人情報保護意識の高まりや居住形態、生活様式の多様化などを背景として、調査員が世帯と接触できない事例や接触できても協力が得られにくい事例が増大するなどの調査環境の変化に対応しつつ、調査を円滑かつ正確に実施する観点から調査方法を見直し、新たに全世帯に調査票提出用封筒を配布し、封入での提出を認めることとした。さらに、これまで世帯に通常の調査票への記入をお願いしていた建物に関する事項について、その一部を新設した「建物調査票」によって調査員が調査することとし、負担の軽減、事務の効率化を図ることとした。加えて、調査方法の将来的な見直しを視野に入れて、地域特性や実施体制等を勘案して統計局が指定した一部の市区においては、オンライン調査を試行的に実施した。オンライン調査は、

- ①世帯に対し識別のためのIDコードとパスワードの役割を持つ確認コードが印刷されたオンライン調査操作ガイドを配布
- ②オンラインによる回答を希望する世帯は、政府統計共同利用システムにアクセスし、電子調査票（PDF形式）をダウンロード
- ③ダウンロードした調査票に入力し送信

という手順で行った。

平均抽出率は地域で見て約1/5、調査対象で見て約1/14である。

結果は、「速報集計結果」を21年7月に、「確報集計結果」を21年10月から22年2月までの間に順次、ホームページ上で公表した。また、解説書「日本の住宅・土地」を22年3月に刊行した。さらに、多様な統計ニーズに対応するため、新たな試みとして、公表済みの統計表に追加して作成を希望する統計表を幅広く一般から募集し、①広範な利用ニーズに応えることができる、②既存の統計表では対応できない、といった基準に適合するものについて、「追加集計結果」として22年9月にホームページ上で公表した。

(4) 平成25年住宅・土地統計調査

平成25年住宅・土地統計調査は、23年3月11日の東日本大震災後、最初の住宅・土地統計調査であったことから、震災の影響により転居した世帯の状況を適切に把握するため、調査事項として東日本大震災による転居に関する事項を追加した。また、記入者負担軽減

の観点などから水洗トイレ、洋式トイレ、浴室、洗面所の有無、自動火災感知設備に関する調査事項を削除した。調査方法については、調査実施の効率化等の観点から、20年調査において一部地域で行ったオンライン調査を全市町村に拡大し、回答形式をPDF形式からHTML形式に変更した。HTML形式は、PDF形式のように世帯が自身の端末に調査票をダウンロードする必要がなく、また、回答内容の漏れや誤りを回答画面上に表示できるため、紙の調査票に比べ漏れや誤りの少ない回答を得ることができた。ただ、調査票の回収については、市町村がオンライン回答の受付状況を調査員に伝達し、調査員はこれに基づいて調査票未提出世帯を再度訪問して紙の調査票を回収する必要があるため、調査期間を20年調査時より9日間延長した。調査対象の平均抽出率は、地域で見ると約1/5、調査対象で見ると約1/14である。

結果は、「速報集計結果」を26年7月に、「確報集計結果」を26年10月から27年3月までの間に順次、「追加集計結果」を27年9月に、それぞれホームページ上で公表した。さらに、解説書「日本の住宅・土地」を28年3月に刊行した。

(5) 平成30年住宅・土地統計調査

平成30年住宅・土地統計調査においては、「住生活基本計画」（平成28年3月18日閣議決定）（28年～）の中で、賃貸・売却用等以外の「その他空き家」の数を抑制するという成果指標が設定されたことから、用途の決まっていない空き家の所有状況を適切に把握するため、世帯所有の空き家に関する調査項目を新設した。調査方法は、インターネットによる回答率を高めるため、紙の調査票の配布に先行してインターネット回答に必要なIDを配布し、その回答期限を設定する方式（オンライン先行方式）によるとともに、プライバシー意識の高まりに配慮して紙の調査票の郵送による提出も可能とした。このように提出形態が多様化したことから、世帯の回答状況を適切に管理し把握する必要があり、そのために提出状況管理システムを導入した。調査対象の平均抽出率は地域で見ると約1/5、調査対象で見ると約1/14である。

さらに、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅱ期基本計画、平成26年3月25日閣議決定）において、結果表の迅速な公表が求められていたことから、従来の「速報」・「確報」という集計体系を見直し、「住宅数概数集計」、「住宅及び世帯に関する基本集計」、「住宅の構造等に関する集計」及び「土地集計」の4段階とするとともに、「住宅数概数集計結果」については、従前の「速報集計結果」より約4か月早期化し、平成31年4月にホームページ上で公表した。次いで、「住宅及び世帯に関する基本集計結果」を令和元年9月に、「住宅の構造等に関する集計結果」を2年1月に、「土地集計結果」を2年3月に、「追加集計結果」を2年7月に、それぞれホームページ上で公表した。

第六節 人口推計

1 人口推計の概要

我が国の人口は、5年ごとの10月1日現在で行われる国勢調査によって詳細が明らかにされるが、この中間時の人口を把握するため、国勢調査人口を基礎として、その後の出生児数、死亡者数、入国者数及び出国者数を加減し、都道府県別人口は、更に都道府県間転出入者数を加減して、「全国の年齢・男女別人口」、「都道府県の年齢5歳階級・男女別人口」を毎年10月1日現在で推計して公表している。また、「全国の年齢5歳階級・男女別人口」については、毎月1日現在で推計して公表している。

人口推計は、政策立案過程における基礎資料としてはもとより、簡易生命表や労働力統計といった各種統計結果を分析するための資料として利用されている。

人口推計は、平成28年10月に基幹統計に指定され、また、29年4月からは新たな推計方法を用いており、それは、各年10月1日現在人口を都道府県の年齢各歳別に算出し、それらを足しあげて全国年齢別人口を求めるというものである。この推計方法の変更に伴い、補間補正人口（人口動態統計の数字を確定数に置き換え、また、期首・期末両回の国勢調査結果によって当初の推計値を補正した人口）についても平成27年及び令和2年国勢調査の結果による補間補正から都道府県の年齢各歳別に算出する方法に変更している。

これまでの人口推計の概要は、表1のとおりである。

表 1 国勢調査実施及び推計人口算出の経緯

年次		年次	
1920年 (大正 9 年)	国勢調査	1970年 (昭和45年)	国勢調査
1921年 (10)	各年10月 1 日現在	1971年 (46)	各年10月 1 日現在
1922年 (11)	全国 年齢、男女別人口	1972年 (47)	全国 年齢、男女別人口
1923年 (12)	都道府県 男女別人口	1973年 (48)	都道府県 男女別人口
1924年 (13)		1974年 (49)	(49年から年齢 5 歳階級別)
1925年 (14)	国勢調査		各月 1 日現在
1926年 (15)			全国 男女別人口
1927年 (昭和 2 年)	1921～1924年に同じ	1975年 (50)	国勢調査
1928年 (3)		1976年 (51)	各年10月 1 日現在
1929年 (4)	国勢調査	1977年 (52)	全国 年齢、男女別人口
1930年 (5)		1978年 (53)	都道府県 年齢 5 歳階級、男女別人口
1931年 (6)	1921～1924年に同じ	1979年 (54)	各月 1 日現在
1932年 (7)			全国 男女別人口
1933年 (8)	国勢調査		(52年 9 月から年齢 5 歳階級別)
1934年 (9)		1980年 (55)	国勢調査
1935年 (10)	1921～1924年に同じ	1981年 (56)	各年10月 1 日現在
1936年 (11)		1982年 (57)	全国 年齢、男女別人口
1937年 (12)	国勢調査	1983年 (58)	都道府県 年齢 5 歳階級、男女別人口
1938年 (13)		1984年 (59)	各月 1 日現在
1939年 (14)	1921～1924年に同じ		全国 年齢 5 歳階級、男女別人口
1940年 (15)	国勢調査	1985年 (60)	国勢調査
1941年 (16)		1986年 (61)	
1942年 (17)	1921～1924年に同じ	1987年 (62)	1981～1984年に同じ
1943年 (18)		1988年 (63)	
1944年 (19)	人口調査 (2月22日現在)	1989年 (平成元年)	国勢調査
1945年 (20)	人口調査 (11月 1 日現在)	1990年 (2)	
1946年 (21)	人口調査 (4月26日現在)	1991年 (3)	1981～1984年に同じ
1947年 (22)	臨時国勢調査	1992年 (4)	
1948年 (23)	1921～1924年に同じ	1993年 (5)	国勢調査
1949年 (24)		1994年 (6)	
1950年 (25)	国勢調査	1995年 (7)	1981～1984年に同じ
1951年 (26)	各年10月 1 日現在	1996年 (8)	
1952年 (27)	全国 年齢、男女別人口	1997年 (9)	1981～1984年に同じ
1953年 (28)	都道府県 男女別人口	1998年 (10)	
1954年 (29)	各月 1 日現在	1999年 (11)	国勢調査
	全国 人口	2000年 (12)	
1955年 (30)	国勢調査	2001年 (13)	1981～1984年に同じ
1956年 (31)		2002年 (14)	
1957年 (32)	1951～1954年に同じ	2003年 (15)	
1958年 (33)		2004年 (16)	国勢調査
1959年 (34)	国勢調査	2005年 (17)	
1960年 (35)		2006年 (18)	1981～1984年に同じ
1961年 (36)	1951～1954年に同じ	2007年 (19)	
1962年 (37)		2008年 (20)	国勢調査
1963年 (38)	国勢調査	2009年 (21)	
1964年 (39)		2010年 (22)	1981～1984年に同じ
1965年 (40)	各年10月 1 日現在	2011年 (23)	
1966年 (41)	全国 年齢、男女別人口	2012年 (24)	国勢調査
1967年 (42)	都道府県 男女別人口	2013年 (25)	
1968年 (43)	各月 1 日現在	2014年 (26)	1981～1984年に同じ
1969年 (44)	全国 男女別人口	2015年 (27)	
		2016年 (28)	国勢調査
		2017年 (29)	1981～1984年に同じ
		2018年 (30)	
		2019年 (令和元年)	国勢調査
		2020年 (2)	

2 人口推計の経緯

(1) 全国人口の推計

ア 大正9年から昭和25年までの各年10月1日現在の全国人口

大正9年の第1回国勢調査以降、大正10年から昭和18年まで、国勢調査が行われた年を除く毎年10月1日現在人口を推計し、その結果を公表してきた。しかし、これらの人口は、振り返ってみると、推計方法、推計の基礎人口として用いた人口について次のような問題があった。

- ①毎回国勢調査人口を基礎とし、調査前の人口増加のすう勢によって推計している。
- ②昭和15年の国勢調査人口は、本来なら除くべき内地外の軍人・軍属を含んだものである。
- ③昭和19年～21年には毎年人口調査が行われているが、これによる人口は調査期日や人口の範囲が従来の国勢調査と異なっている。

このような問題を解消するため、大正10年から昭和24年までの全国人口について、昭和28年に「沖縄を除く我が国の人口（男女計のみ）」を、次いで31年に「沖縄を含む我が国の人口（男女別）」を改めて推計し公表した。

イ 昭和25年以降の毎月1日現在の全国人口

昭和25年国勢調査以降、毎月1日現在の我が国の人口を推計し、これを「人口推計月報」により公表しているが、この人口推計は、国勢調査による人口を基礎とし、その後の毎月の出生児数・死亡者数、入国者数・出国者数などを加減して推計したものであり、次回国勢調査人口とは接続していない。そこで、期初と期末両回の国勢調査結果による補間補正を行うとともに、出生・死亡の数字を人口動態統計確定数に置き換えるなどして、国勢調査結果に接続するよう改めて算出し、これを「人口推計 国勢調査結果による補間補正」として公表している。

毎月1日現在人口の推計の範囲は、昭和42年までは総人口及び日本人人口（男女計のみ）であったが、43年1月からは男女別を、更に52年9月からは年齢5歳階級別人口を加えて公表している。年齢階級別については、平成26年2月までは85歳以上、3月からは100歳以上を一括している。

なお、日本人の出入（帰）国者数には海外滞在期間が3か月に満たない短期滞在者を含んでいたが、17年10月から、海外滞在期間90日以内の出入（帰）国者を除いた算出方法に変更し、さらに24年7月以降は、外国人は国内滞在期間が3か月以内の者を、日本人は海外滞在期間が3か月以内の出入（帰）国者をそれぞれ除く算出方法に変更している。

(2) 全国年齢別人口の推計

ア 大正9年から昭和15年及び22年から25年までの各年10月1日現在の全国年齢別人口

昭和26年以降は、毎年全国年齢別人口の推計を行うこととしたが、24年以前については、国勢調査又は人口調査の行われた年以外の年についての年齢別人口は全く得られなかった。

そこで31年に、大正9年の第1回国勢調査以降、昭和25年に至る各年10月1日現在の全国年齢別人口を推計し、これを「大正9年～昭和15年および昭和22年～25年全国年令別人口の推計」として公表した。なお、16年～21年については推計を行っていないが、これは、この期間については出生・死亡、出入国の資料などに不備が多く、また基準人口として用いるべき統一された調査人口が得られなかったためである。

イ 昭和25年以降の各年10月1日現在の全国年齢別人口

昭和25年国勢調査以降、国勢調査中間年の各年10月1日現在の全国年齢別人口を推計し、これを毎年「人口推計資料」により公表している。この年齢別人口推計は全国人口と同様に、次回国勢調査人口に接続していない。そこで、平成28年以降は、全国年齢別人口についても期初と期末両回の国勢調査結果に接続するよう補間補正を行っている。

なお、26年以前は外国人の都道府県別人口の推計資料に制約があったが、28年以降は、出入国管理統計の詳細なデータや住民基本台帳人口移動報告における外国人移動者のデータを利用することが可能となった。そこで、これらによって、都道府県別の年齢別人口を国籍別に推計し、それらを足しあげて全国年齢別人口を算出している。

(3) 都道府県別人口の推計

ア 大正9年から昭和25年までの各年10月1日現在の都道府県別人口

大正10年から昭和18年まで、国勢調査中間年の各年10月1日現在の男女、都道府県、市郡別人口を推計し、毎年公表してきた。しかし、この人口には推計の方法、推計の基礎として用いた人口について、大正9年から昭和25年までの全国人口の推計と同様の問題があったため、32年に、大正9年から昭和25年までの各年10月1日現在の都道府県別人口を改めて推計し公表した。

イ 昭和25年以降の各年10月1日現在の都道府県別人口

昭和25年国勢調査以降、国勢調査中間年の各年10月1日現在の都道府県別人口を推計し、これを「人口推計資料」により毎年公表している。この人口推計は、全国人口の推計の場合と同様に次回の国勢調査による人口と接続していない。そこで期初と期末の国勢調査結果による補間補正を行うとともに、出生・死亡の数字を人口動態統計確定数に置き換えるなどして、国勢調査結果に接続するよう改めて算出し、公表している。

平成28年以降は、出入国管理統計の詳細なデータや住民基本台帳人口移動報告における外国人移動者のデータを利用して、都道府県ごとに年齢別人口を国籍別に推計し、それらを足しあげて都道府県別人口を算出している。

(4) 都道府県年齢階級別人口の推計

昭和46年以降は、各年10月1日現在の都道府県年齢5歳階級別人口を推計し、これを「人口推計資料」により公表している（46年～49年については、「人口推計資料No. 47（昭和49年10月1日現在人口推計）」により、以後は毎年）。この人口推計は、都道府県別人口と同様に次回の国勢調査による人口と接続していない。そこで、平成28年以降は、都道府県年齢階級別人口についても期初と期末両回の国勢調査結果に接続するよう補間補正を行っ

ている。

28年以降は国勢調査人口を基礎とし、国籍別、年齢別及び男女別に、その後1年間の出生児数、死亡者数、入国者数、出国者数及び都道府県間転入超過数を加減（日本人については、更に日本国籍取得者数及び日本国籍喪失者数を加減）し、それらを足しあげて当年10月1日現在の都道府県、年齢5歳階級、男女別総人口及び日本人人口を算出し、公表している。なお、年齢5歳階級別の日本人人口は、同年から、総人口の統計表に加え、新たに統計表を作成し、公表しているものである。

また、年齢階級別については、昭和54年までは65歳以上、56年からは80歳以上、平成19年からは85歳以上を一括している。

3 国勢調査結果による補間補正人口（各年・月人口の最新の改定値）

平成26年までは、各年10月1日現在の都道府県別人口と全国人口（大正10年以降）及び各月1日現在の全国人口（昭和25年11月以降）について、公表後人口動態統計の数字を確定数に置き換え、期初・期末両回の国勢調査結果による補間補正を行うなどの改定を行っていたが、28年以降は、都道府県の年齢各歳別にコーホート^(注)を用いた補間補正を行い、それらを足しあげて算出している。これに伴い、各月1日現在の全国年齢別人口も補間補正を行っている。

このように、推計結果は遡って改定しているため、必ずしも各年（又は月）の表題のついた報告書にその年（又は月）の人口の最新改定値が掲載されているわけではない。各年（又は月）の人口の最新改定値が掲載されている報告書は表2のとおりである。

表2 既刊の人口推計資料

全国 男女別人口

人 口		資 料 名	備 考
大正10年～ 昭和24年 各年10月1日 現在人口	沖縄県 を含む	人口推計資料1956-1 「大正9年～昭和15年および昭和22年～25年全国年令別人口の推計」	昭和15年～19年 (沖縄県を含む)は 「人口推計月報昭和 42年8月」 補間補正済み 1953-2 男女計のみ
	沖縄県を 含まない	人口推計資料1953-2 「大正9年～昭和25年わが国年次別人口の推計」	
昭和25年11月～40年9月 各月1日現在人口		人口推計月報（改訂数字特集） －昭和42年10月刊－	補間補正済み 男女計のみ 沖縄県を含まない
昭和40年11月～45年9月 各月1日現在人口		人口推計月報（改訂数字特集） －昭和47年10月刊－	補間補正済み 沖縄県を含まない
昭和45年11月～50年9月 各月1日現在人口		人口推計月報（改訂数字特集） －昭和53年3月刊－	補間補正済み
昭和50年11月～55年9月 各月1日現在人口		人口推計月報（改訂数字特集） －昭和58年8月刊－	同 上
昭和55年11月～60年9月 各月1日現在人口		人口推計月報（改訂数字特集） －昭和62年12月刊－	同 上

(注) ある期間に出生・婚姻等何らかの事象が発生した人を集団として捉えたもの。人口推計では、10月1日から翌年9月30日までの間に出生した者を集団としている。

人 口	資 料 名	備 考
昭和 60 年 11 月～ 平成 2 年 9 月 各月 1 日現在人口	人口推計月報 昭和 60 年及び平成 2 年国勢調査結果による 補間補正 －平成 4 年 10 月刊－	同 上
平成 2 年 11 月～7 年 9 月 各月 1 日現在人口	人口推計資料 No. 69 人口推計 国勢調査結果による補間補正人口 －平成 9 年 12 月刊－	同 上
平成 7 年 11 月～12 年 9 月 各月 1 日現在人口	人口推計資料 No. 74 人口推計 国勢調査結果による補間補正人口 －平成 14 年 7 月刊－	同 上
平成 12 年 11 月～17 年 9 月 各月 1 日現在人口	人口推計資料 No. 79 人口推計 国勢調査結果による補間補正人口 －平成 18 年 12 月刊－	同 上
平成 17 年 11 月～22 年 9 月 各月 1 日現在人口	人口推計資料 No. 84 人口推計 国勢調査結果による補間補正人口 －平成 24 年 3 月刊－	同 上
平成 22 年 11 月～27 年 9 月 各月 1 日現在人口	人口推計資料 No. 89 人口推計 国勢調査結果による補間補正人口 －平成 29 年 3 月刊－	同 上
2015 年（平成 27 年）11 月～ 2020 年（令和 2 年）9 月 各月 1 日現在人口	人口推計資料 No. 94 人口推計 国勢調査結果による補間補正人口 －2022 年（令和 4 年）3 月刊－	同 上
2020 年（令和 2 年）11 月～ 2021 年（令和 3 年）10 月 各月 1 日現在人口	人口推計資料 No. 95 人口推計 「2021 年（令和 3 年）10 月 1 日現在」	
2021 年（令和 3 年）11 月 以降 各月 1 日現在人口	2022 年（令和 4 年）4 月以降の人口推計 －各月 1 日現在人口－	インターネット に掲載

都道府県 男女別人口 ー各年 10 月 1 日現在ー

人 口	資 料 名	備 考
大正 10 年 ～昭和 24 年	人口推計資料 1957-1 「大正 9 年～昭和 25 年都道府県人口の推計」	補間補正済み 昭和 20 年～25 年は 沖縄県を含まない
昭和 26 年～29 年	人口推計資料 No. 21 「昭和 26 年～29 年各年 10 月 1 日現在都道府県人口の 推計（改訂）」	補間補正済み 沖縄県を含まない
昭和 31 年～34 年	人口推計資料 No. 26 「昭和 31 年～34 年各年 10 月 1 日現在都道府県人口の 推計（改訂）」	同 上
昭和 36 年～39 年	人口推計資料 No. 35 「昭和 36 年～39 年各年 10 月 1 日現在都道府県人口の 推計（改訂）」	同 上
昭和 41 年～44 年	人口推計資料 No. 42 「昭和 41 年～44 年各年 10 月 1 日現在都道府県人口の 推計（改訂）」	同 上
昭和 46 年～49 年	人口推計資料 No. 49 「昭和 46 年～49 年各年 10 月 1 日現在都道府県人口の 推計（改訂）」	補間補正済み
昭和 51 年～54 年	人口推計資料 No. 55 「昭和 51 年～54 年各年 10 月 1 日現在都道府県人口の 推計（改訂）」	同 上
昭和 56 年～59 年	人口推計資料 No. 59 「昭和 56 年～59 年各年 10 月 1 日現在都道府県人口の 推計（改訂）」	同 上
昭和 61 年～平成元年	人口推計資料 No. 64 「昭和 61 年～平成元年各年 10 月 1 日現在都道府県人	同 上

人 口	資 料 名	備 考
	口の推計」昭和60年及び平成2年国勢調査結果による補間補正	
平成3年～6年	人口推計資料 No. 69 人口推計 国勢調査結果による補間補正人口 －平成9年12月刊－	同 上
平成8年～11年	人口推計資料 No. 74 人口推計 国勢調査結果による補間補正人口 －平成14年7月刊－	同 上
平成13年～16年	人口推計資料 No. 79 人口推計 国勢調査結果による補間補正人口 －平成18年12月刊－	同 上
平成18年～21年	人口推計資料 No. 84 人口推計 国勢調査結果による補間補正人口 －平成24年3月刊－	同 上
平成23年～26年	人口推計資料 No. 89 人口推計 国勢調査結果による補間補正人口 －平成29年3月刊－	同 上
2016年（平成28年） ～2019年（令和元年）	人口推計資料 No. 94 人口推計 国勢調査結果による補間補正人口 －2022年（令和4年）3月刊－	同 上
2021年（令和3年）	人口推計資料 No. 95 人口推計 「2021年（令和3年）10月1日現在」	

全国 年齢、男女別人口 －各年10月1日現在－

人 口	資 料 名	備 考
大正10年 ～昭和15、23、24年	人口推計資料 1956-1 「大正9年～昭和15年および昭和22年～25年全国年令別人口の推計」	補間補正済み 昭和22年～25年は 沖縄県を含まない
昭和26年	人口推計資料 1953-1 「昭和26年10月1日現在全国年令別人口の推計」	沖縄県を含まない
昭和27、28年	人口推計資料 1954-3 「昭和28年10月1日現在全国年令別人口の推計」	同 上
昭和29年	人口推計資料 1955-2 「昭和29年10月1日現在全国年令別人口の推計」	同 上
昭和31、32年	人口推計資料 No. 16 「昭和33年10月1日現在全国年令別人口の推計」	同 上
昭和33、34年	人口推計資料 No. 18 「昭和34年10月1日現在全国年令別人口の推計」	同 上
昭和36～38年	人口推計資料 No. 25 「昭和38年10月1日現在全国年令別人口の推計」	同 上
昭和39年	人口推計資料 No. 28 「昭和39年10月1日現在全国年令別人口の推計」	同 上
昭和41、42年	人口推計資料 No. 32 「昭和42年10月1日現在全国年令別人口の推計」	同 上
昭和43年	人口推計資料 No. 34 「昭和43年10月1日現在全国年令別人口の推計」	同 上
昭和44年	人口推計資料 No. 38 「昭和44年10月1日現在全国年令別人口の推計」	同 上
昭和46、47年	人口推計資料 No. 44 「昭和47年10月1日現在全国年齢別人口の推計」	

人 口	資 料 名	備 考
昭和 48 年	人口推計資料 No. 46 「昭和 48 年 10 月 1 日現在全国年齢別人口の推計」	

全国 都道府県 年齢、男女別人口 -各年 10 月 1 日現在-

人 口	資 料 名	備 考
昭和 49 年	人口推計資料 No. 47 「昭和 49 年 10 月 1 日現在推計人口」	昭和 46 年～48 年の都道府県別人口も掲載
昭和 51 年	人口推計資料 No. 48 「昭和 51 年 10 月 1 日現在推計人口」	
昭和 52 年	人口推計資料 No. 50 「昭和 52 年 10 月 1 日現在推計人口」	
昭和 53 年	人口推計資料 No. 51 「昭和 53 年 10 月 1 日現在推計人口」	
昭和 54 年	人口推計資料 No. 52 「昭和 54 年 10 月 1 日現在推計人口」	
昭和 56 年	人口推計資料 No. 53 「昭和 56 年 10 月 1 日現在推計人口」	
昭和 57 年	人口推計資料 No. 54 「昭和 57 年 10 月 1 日現在推計人口」	
昭和 58 年	人口推計資料 No. 56 「昭和 58 年 10 月 1 日現在推計人口」	
昭和 59 年	人口推計資料 No. 57 「昭和 59 年 10 月 1 日現在推計人口」	
昭和 61 年	人口推計資料 No. 58 「昭和 61 年 10 月 1 日現在推計人口」	
昭和 62 年	人口推計資料 No. 60 「昭和 62 年 10 月 1 日現在推計人口」	
昭和 63 年	人口推計資料 No. 61 「昭和 63 年 10 月 1 日現在推計人口」	
平成元年	人口推計資料 No. 62 「平成元年 10 月 1 日現在推計人口」	
平成 3 年	人口推計資料 No. 63 「平成 3 年 10 月 1 日現在推計人口」	
平成 4 年	人口推計資料 No. 65 「平成 4 年 10 月 1 日現在推計人口」	
平成 5 年	人口推計資料 No. 66 「平成 5 年 10 月 1 日現在推計人口」	
平成 6 年	人口推計資料 No. 67 「平成 6 年 10 月 1 日現在推計人口」	
平成 8 年	人口推計資料 No. 68 「平成 8 年 10 月 1 日現在推計人口」	
平成 9 年	人口推計資料 No. 70 人口推計年報 「平成 9 年 10 月 1 日現在推計人口」	
平成 10 年	人口推計資料 No. 71 人口推計年報 「平成 10 年 10 月 1 日現在推計人口」	
平成 11 年	人口推計資料 No. 72 人口推計年報 「平成 11 年 10 月 1 日現在推計人口」	
平成 13 年	人口推計資料 No. 73 人口推計年報 「平成 13 年 10 月 1 日現在推計人口」	
平成 14 年	人口推計資料 No. 75 人口推計年報 「平成 14 年 10 月 1 日現在推計人口」	
平成 15 年	人口推計資料 No. 77 人口推計年報 「平成 15 年 10 月 1 日現在推計人口」	
平成 16 年	人口推計資料 No. 78	

人 口	資 料 名	備 考
	人口推計年報 「平成 16 年 10 月 1 日現在推計人口」	
平成 18 年	人口推計資料 No. 80 人口推計年報 「平成 18 年 10 月 1 日現在推計人口」	
平成 19 年	人口推計資料 No. 81 人口推計年報 「平成 19 年 10 月 1 日現在推計人口」	
平成 20 年	人口推計資料 No. 82 人口推計年報 「平成 20 年 10 月 1 日現在推計人口」	
平成 21 年	人口推計資料 No. 83 人口推計 「平成 21 年 10 月 1 日現在」	
平成 23 年	人口推計資料 No. 85 人口推計 「平成 23 年 10 月 1 日現在」	
平成 24 年	人口推計資料 No. 86 人口推計 「平成 24 年 10 月 1 日現在」	
平成 25 年	人口推計資料 No. 87 人口推計 「平成 25 年 10 月 1 日現在」	
平成 26 年	人口推計資料 No. 88 人口推計 「平成 26 年 10 月 1 日現在」	
2016 年（平成 28 年） ～2019 年（令和元年）	人口推計資料 No. 94 人口推計 国勢調査結果による補間補正人口 －2022 年（令和 4 年）3 月刊－	補間補正済み
2021 年（令和 3 年）	人口推計資料 No. 95 人口推計 「2021 年（令和 3 年）10 月 1 日現在」	

第七節 住民基本台帳人口移動報告

住民基本台帳人口移動報告は、市町村長が作成する住民基本台帳により総務省統計局が作成している業務統計であり、月別・年別に都道府県、大都市及び市町村の男女・年齢別の移動者数を集計している。この統計により、地域別人口の推計において必要となる都道府県間の社会移動の大きさを得ることができるとともに、日本国内の人口移動の状況を明らかにすることができる。

この報告は、昭和29年から「住民登録法」（昭和26年法律第218号）に、42年からは「住民基本台帳法」（昭和42年法律第81号）に基づき、統計局が市町村の毎月の情報を得て作成しており、平成17年度からは、14年8月に稼働を開始した住民基本台帳ネットワークシステムの保存情報から情報提供を受け、都道府県及び市町村の負担を軽減するとともに、集計結果の公表の迅速化を図っている。

住民基本台帳法のうち、関係の条文は次のとおりである。

(目的)

第1条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

(転入届)

第22条 転入（新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。……）をした者は、転入をした日から十四日以内に、次に掲げる事項（いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者にあつては、第1号から第五号まで及び第七号に掲げる事項）を市町村長に届け出なければならない。

一 氏名

二 住所

三 転入をした年月日

四 従前の住所

五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

六 転入前の住民票コード（転入をした者につき直近に住民票の記載をした市町村長が、当該住民票に直近に記載した住民票コードをいう。）

七 国外から転入をした者その他政令で定める者については、前各号に掲げる事項のほか政令で定める事項

(資料の提供)

第37条 国の行政機関又は都道府県知事は、それぞれの所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、住民基本台帳に記録されている事項又は除票に記載されている事項に関して資料の提供を求めることができる。

2 国の行政機関は、その所掌事務について必要があるときは、都道府県知事又は機構に対し、それぞれ都道府県知事保存本人確認情報又は機構保存本人確認情報に関して資料の提供を求めることができる。

(適用除外)

第39条 この法律は、日本の国籍を有しない者のうち、第30条の45の表の上欄に掲げる者以外のものその他政令で定める者については、適用しない。

なお、「第30条の45の表の上欄に掲げる者」、すなわち住民基本台帳制度の適用対象となる外国人は次のとおりである。

- ①中長期在留者（在留カード交付対象者）
- ②特別永住者
- ③一時庇護許可者又は仮滞在許可者
- ④出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者

昭和29年1月から平成17年3月までは、市町村長が届出のあった転入者の従前の住所地（都道府県、大都市及び国外）別の男女別人数を取りまとめた表を月別に作成し、四半期ごとに都道府県知事を通じて総務省統計局長に提出し、統計局がこれを取りまとめて、四半期ごと、年ごとに冊子で公表していた。17年4月からは、住民基本台帳ネットワークシステムの情報から地方公共団体情報システム機構が作成した毎月の転入者のデータを受領し、月ごと、年ごとに集計し、その結果をインターネットで公表している。なお、21年12月までは月ごとの結果の冊子を作成していたが、22年以降は年結果についてのみ冊子を作成している。

住民基本台帳人口移動報告は、昭和29年の作成開始当時は「住民登録人口移動報告」と呼ばれており、報告内容は、従前の住所地（都道府県）別の日本人の転入者数であった。33年4月からは、これを男女別とし、また、従前の住所地に東京都特別区部を含む6大都市を再掲することとした。なお、大都市については、新しく政令指定都市が指定されるごとに、これを地域区分に付け加えている。その後42年11月の「住民基本台帳法」施行に伴い、名称を住民基本台帳人口移動報告に改め、47年5月15日からは沖縄県からの報告が始まった。さらに、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第I期基本計画、平成21年3月13日閣議決定）を踏まえ、平成22年1月から、住民基本台帳ネットワークシステムからデータが得られる年齢の集計を開始し、年齢別及び前住地の市区町村別の結果も公表している。次いで、25年7月からは、一部の統計表について、これまでの日本人移動者の集計に加え、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて新たに対象となった外国人移動者を含む集計を行っている。なお、その後、年々外国人移動者数が増加しており、また、外国人移動者を含む集計を開始してから5年が経過し、外国人移動者を含めた結果の時系列比較が可能なデータが蓄積できたことから、30年から、これまでの日本人移動者を中心とする体系から移動者（外国人を含む）を中心とする公表体系に変更した。

第二章 労働に関する統計調査

第一節 労働力調査

1 調査の概観

生活に必要な財及びサービスを生産するため、あるいはそれらの消費に必要な収入を得るため、人口の何割かは経済活動に参加している。労働力調査は、その経済活動への参加の状況を時系列的に明らかにしようとするものである。雇用・失業関連の統計は業務統計等も含め数多くあるが、労働力調査は、世帯の側から調査を行うことにより、労働力の供給面における構造を明らかにし、我が国の就業状態に関する包括的資料を得ることを目的としている。

我が国の就業及び不就業の状態を把握できる世帯調査としては、労働力調査のほかに、国勢調査及び就業構造基本調査があるが、それらは次のような特徴を持っている。国勢調査は、5年に1回、本邦内に常住している者を対象として行われる調査で、調査事項は基本的なものに限られているが、市町村別など小地域別の集計が可能であり、また産業構成なども詳細に知ることができる。一方、就業構造基本調査は、5年に1回（昭和57年以前はほぼ3年に1回）行われる大規模な標本調査で、就業状態に関する基本的事項のほか、不完全就業、就業異動、就業に対する意識等について様々な調査事項を設けており、我が国の就業構造を種々の面から明らかにすることができる。他方、労働力調査は、調査項目数、標本数は就業構造基本調査より少ないものの、毎月調査を実施することにより、雇用・失業の動向、就業の構造の変化などを月々明らかにし得るという点に特徴がある。

労働力調査は、昭和21年9月に連合国最高司令官総司令部（GHQ：General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers）の指導の下に開始され、約1年間の試験的な期間を経て22年7月から本格的に実施されるようになった。25年4月には、「統計法」（昭和22年法律第18号）による指定統計第30号に指定され、その後、調査方法、調査の規模、調査票の様式等若干の変更が加えられて現在の形となっている。また、平成14年1月には、それまで年1回又は年2回、労働力調査の結果を補完することを目的として実施していた労働力調査特別調査を労働力調査に統合した。

調査の範囲、すなわち労働力調査がその属性を明らかにしようとする人口は、我が国の行政権の及ぶ地域に居住している全人口である。ただし、外国政府の外交使節団、領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族、外国軍隊の軍人・軍属及びその家族は調査の範囲に含まれない。

労働力調査は標本調査であり、この調査の範囲に含まれる人口から一部を抽出して調査

し、全体を推計するという仕組みになっている。抽出は、まず約100万の国勢調査の調査区の中から一部の調査区を調査地域として抽出し、抽出された調査区内にある世帯から更に一部を選び出すという方法によっている。

調査地域として指定されるのは毎月約2,900調査区で、調査の対象となるのは毎月約4万世帯及びその世帯員約11万人（就業状態を調査する15歳以上の世帯員は約10万人）である。なお、自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者、刑務所・拘置所の入所者のうち刑の確定している者及び少年院・婦人補導院の入所者については調査の範囲には含めているが、世帯に調査票を配布して調査を行う方法は採らず、別途行政資料を用いて集計を行っている。

調査は、次のような順序によって行われる。

①総務大臣は、国勢調査の調査区の中から調査地域を選定し、都道府県知事に、その所管内の調査地域を指定する。

②指導員は、総務大臣から指定を受けた調査区について、その調査区の実情を把握し、担当調査員を設置する。

③指導員は調査員に対し、事務説明及び必要に応じ指導を行う。調査員は、担当調査区の境界の確認を行うとともに、最初の調査が行われる月の前月の15日現在で調査区内の全ての住戸（一つの世帯が居住できるようになっている建物又は建物の一区画）を把握して「調査区地図」及び「抽出単位名簿」を作成し、指導員に提出する。

なお、労働力調査では、調査区内の一部の世帯を選定する場合、世帯を直接抽出するのではなく、住戸を抽出してその住戸に居住する世帯に対し調査を行うという方法をとっている。この住戸のリストが抽出単位名簿である。

④指導員は、抽出単位名簿を用い、指定された抽出方法により調査を行う住戸を選定して調査員に当該住戸を指定する。指定された住戸は、2か月継続して調査が行われ、翌年の同期に再び2か月継続して調査が行われる。

⑤都道府県知事は、事前（調査員が指定された住戸を訪問する前段階）に事前依頼はがきを郵送するなどの方法により、可能な限り調査対象への調査実施の周知を行う。

⑥調査員は、指定された住戸を調査週間の始まる前7日以内に訪問し、その住戸に住んでいる世帯を確認し、個々の世帯ごとに労働力調査基礎調査票を配布（2年目2か月目調査の場合には労働力調査特定調査票も併せて配布）して回答を依頼する。

⑦調査票を配布された個々の世帯は、紙の調査票又はインターネットで回答する。

⑧調査員は、調査世帯のインターネットによる回答状況を確認後、調査週間終了後3日以内にインターネットで回答がなかった世帯を再び訪問し、記入内容をその場で検査の上、調査票を回収する。

⑨調査員は、回収した調査票を再度審査・整理した後、指導員へ提出する。

⑩指導員は、提出された調査票及びインターネットにより回答されたデータを検査して都道府県知事へ提出する。

⑪都道府県知事は、調査票及びインターネットにより回答されたデータを審査し、総務

大臣に提出する。

2 調査の変遷

労働力調査は、昭和21年に調査が開始されて以降、数次にわたり改正が行われてきた。労働力調査の調査結果に影響する標本設計、調査方法及び調査事項、就業状態の定義などについて、その主な変遷を概観する。

(1) 標本設計

ア 昭和21年9月：労働力調査の試験的開始

労働力調査は、21年9月から開始されたが、これは、第二次世界大戦後の21年5月に、GHQが発出した、戦後の混乱した社会経済の実態を把握するために重要な経済統計の作成を求める覚書及び同年8月に同経済科学局が発した「労働力調査月報提出に関する指令」を受け、試験的に始められたものであった。当時は、この種の標本調査は初めての試みであったため、アメリカの労働力調査「Monthly Report on Labor Force」（1947（昭和22）年に拡充されて名称もCurrent Population Surveyとなった。）を参考として設計されたが、この時の設計は現在のものとは大きく異なっている。

抽出は、層化3段抽出法（母集団を幾つかの層（グループ）に分けた上で、その各層から3段階に分けて（例えば1段階目で市町村を、2段階目で市町村の中の丁・字を、3段階目で丁・字の中から世帯を）抽出する方法）によった。抽出率は1/1000（市部1/500、郡部1/1500）であったが、これは、当時の数え年15歳以上人口が約6,000万人であり、一方で、予算の制約から調査対象数を約6万に抑える必要があったことによるものである。最終抽出単位は、旧隣組（又は隣保班）の区域を利用し、隣組内は全世帯を調査した。

層化の基準としては、市部においては寒冷地とそれ以外別、人口の大きさ、工業就業者率、加えて戦災都市については爆撃の被害程度を測るものとして19年から20年への女子人口移動率等を、郡部においては人口の大きさ、農業就業者率、水産業就業者率、鉱業就業者率等を用い、この基準により層化を行うに際しては、5年、15年国勢調査及び19年、20年人口調査の結果を用いている。

イ 昭和27年11月～28年3月：精度向上のための標本設計の見直し

27年11月から、標本誤差を抑えるために、また調査区を一部の市や郡に限定しないように、5か月かけて大幅に標本設計を見直し、抽出方法を層化3段抽出法から層化2段抽出法へ変更した。

変更前	層化3段抽出法 第1次抽出単位…市、郡 第2次抽出単位…昭和25年国勢調査の調査区 第3次抽出単位…世帯
↓	
変更後	層化2段抽出法 第1次抽出単位…昭和25年国勢調査の調査区 第2次抽出単位…世帯

また、標本交替について、調査区の調査継続期間を6か月から3か月へ変更した。

変更前	調査区は6か月間継続し、同一調査区内では世帯は3か月で交替。毎月世帯全体の1/3を更新
↓	
変更後	調査区は3か月継続し、毎月調査区全体の1/3を更新

標本の大きさは、約1,000調査区の約11,000世帯、約5万人となった。

ウ 昭和29年12月：抽出単位の対象の変更

第2次抽出単位を、それまでの「世帯」から「住戸」へと変更した。

エ 昭和36年10月：調査対象数の拡大、標本交替方式及び比推定方法の変更

調査対象数を約25,000世帯に拡大した。また、調査区は4か月継続し、同一調査区内では世帯は2か月で交替、毎月全体の1/4を更新する現行の標本交替方式に変更した。

また、比推定（単純に集計した結果を他の信頼性の高いデータに比例させて補正すること。）のベンチマーク（基準となるデータ）を、男女、年齢階級、地域別の15歳以上の推計人口に変更した。

オ 昭和37年7月：新設集団住宅地域による単位区の抽出

国勢調査時以降の、住宅の集団建設による調査区の変化に対処するため、このような地域を新設集団住宅地域として設定し、この中から単位区（50戸程度の小区画）を抽出単位として追加抽出することとした（平成14年5月廃止）。

カ 昭和47年7月：沖縄県の復帰に伴う沖縄県内調査区の抽出

沖縄県の復帰に伴い、沖縄県内の標本を追加抽出した（約150調査区、約1,900世帯）。

キ 昭和57年10月～58年1月：地域別表章のための標本改正

57年10月から58年1月にかけて、調査地域として抽出する国勢調査の調査区を、50年国勢調査のものから55年国勢調査のものに切り替えた。このとき、同時に標本規模を約3割増やし調査対象世帯を約40,000世帯とし、また調査区の抽出における層化を11の地域ごとに行うよう改めた。

地域別の結果は従来も年平均値を参考値として年報に掲載していたが、この改正により、四半期別に正式な系列として公表することが可能となり、月報にも掲載することとした。

ク 平成24年1月：比推定及び地域別結果の公表における地域区分の変更

24年1月から比推定の基準となるベンチマーク人口を平成22年国勢調査に基づく推計人口に切り替えた。

このとき、推計の精度を高めるため、ベンチマーク人口の地域区分を、従来の大都市部・非大都市部の2区分から、標本設計での層化区分と同じ11区分（北海道、東北、南関東、北関東・甲信、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄）に変更した。

あわせて、地域別結果について、従来一つの地域として公表してきた「九州・沖縄」について、「九州」と「沖縄」に区分して公表するよう変更した（ただし、季節調整値については、従来どおり「九州・沖縄」を一つの地域として公表している。）。

標本設計の変遷を表にすると、次のとおりである。

表1 標本設計の変遷

年月	抽出方法、推定方法	標本の大きさ	標本の交替方式
昭和21年9月	(試験的調査開始) ・層化3段抽出法 第1次抽出単位・・・市、郡 第2次抽出単位・・・6大都市以外の市では隣組、6大都市及び郡部では区、町、村 第3次抽出単位・・・6大都市及び郡部では隣組 (隣組内では全世界帯を調査) ・全人口を基にする比推定方式	31都市、46郡 17区、84町、 114村 1,187隣組 約15,000世帯 約50,000人 (14歳以上)	初めに指定した隣組を固定し継続調査する。 昭和22年8月及び23年1月に隣接隣組に一斉交替する。
22年7月	(本格的調査開始)		
23年1月	鉱業関係の標本を追加した。	33都市、47郡 17区、86町、 118村 (隣組数未詳) 約15,000世帯 約50,000人 (14歳以上)	
23年10月	第2次抽出単位を昭和23年常住人口調査区、第3次抽出単位を世帯とした。	48都市、60郡 約1,000調査区 約16,000世帯 約56,000人 (14歳以上)	調査区は4か月ごとに一斉に交替する。

年月	抽出方法、推定方法	標本の大きさ	標本の交替方式
昭和24年 9月			調査区は 8 か月ごとに一斉に交替し、同一調査区内では世帯が 4 か月ごとに交替する。
25年 3月			毎月 1 / 3 の世帯を更新する。調査区は 6 か月間継続調査する。同一調査区内では世帯が 3 か月で交替する。
25年 4月	(指定統計第 30 号に指定)		
25年 6月	第 2 次抽出単位を昭和 25 年国勢調査調査区とした。	51 都市、60 郡 約 1,000 調査区 約 16,000 世帯 約 51,000 人 (14 歳以上)	
26年 3月	100 人以上の準世帯 ^(注) のある調査区を別途抽出した。	(注) 単身の下宿人・間借り人、雇主と同居している単身の住み込みの従業員や、寄宿舍・旅館など住宅以外の建物に住んでいる単身者又はそれらの人々の集まりの世帯をいう。	
26年 5月	調査対象を 1 割削減した。		
27年11月 ～28年 3月	層化 3 段→ 2 段抽出法に変更 ・層化 2 段抽出法 第 1 次抽出単位・・・昭和 25 年 国勢調査調査区 第 2 次抽出単位・・・世帯	約 1,000 調査区 約 11,000 世帯 約 50,000 人 (14 歳以上)	毎月 1 / 3 の調査区を更新する。調査区は 3 か月間継続調査する。
29年 5月	離島の 7 調査区を追加抽出した (佐渡島 2、対馬島、小値賀島、奈留島、奄美大島、徳之島の各 1 調査区)。		
29年11月	国勢調査時の無人調査区 10 調査区を追加抽出した。		
29年12月	第 2 次抽出単位を住戸とした。		
30年 7月	社会施設、矯正施設 11 調査区を追加抽出した。		
31年 1月	比推定の基礎人口を男女別 14 歳以上人口とした。		
31年 5月	自衛隊、矯正施設の調査区の抽出を取りやめて、業務資料により集計することとした。		
31年10月	第 1 次抽出単位を昭和 30 年国勢調査調査区とした。		

年月	抽出方法、推定方法	標本の大きさ	標本の交替方式
昭和34年1月	調査の対象を15歳以上人口にしたことに伴い比推定の基礎人口を男女別15歳以上人口とした。		
36年4月	電子計算機(コンピュータ)で集計することとした。		
36年10月	第1次抽出単位を昭和35年国勢調査調査区とした。比推定の基礎人口を男女、年齢階級、地域別15歳以上推計人口とした。 標本調査区を約1,000調査区から約2,000調査区に拡大した。	約2,000調査区 約25,000世帯 約70,000人 (15歳以上)	現行の方式となる。すなわち、毎月1/4の調査区を交替、同じ調査区は4か月間調査を継続し、前半の2か月と後半の2か月で第2次抽出単位が交替する。一度抽出された調査区及び第2次抽出単位は翌年の同期も再び調査する。
37年7月	国勢調査時以後の新設集団住宅地域による単位区を追加抽出することにした(平成14年5月以降廃止)。		
37年10月	前年との結果比較の精度を高めるため前年調査した調査区を2年目調査区として調査し始めた。 (全標本の1/2)		
42年12月	第1次抽出単位を昭和40年国勢調査調査区とした。 なお、調査区の切替えは42年9月から段階的に行った。		
47年7月	沖縄県復帰(47年5月)に伴い第1次抽出単位を昭和45年国勢調査調査区として、沖縄県を追加抽出した。	約150調査区 約1,900世帯 約5,200人 (沖縄県分)	
48年7月	第1次抽出単位を昭和45年国勢調査調査区とした。 なお、調査区の切替えは48年4月から段階的に行った。		
53年5月	第1次抽出単位を昭和50年国勢調査調査区とした。 なお、調査区の切替えは54年8月まで段階的に行った。		

年月	抽出方法、推定方法	標本の大きさ	標本の交替方式
昭和57年10月	<p>地域別結果を表章するため、標本の拡大を行った。あわせて、第1次抽出単位を昭和55年国勢調査調査区とした。</p> <p>なお、標本の拡大及び調査区の切替えは58年1月まで段階的に行った。</p>	<p>約2,900調査区 約40,000世帯 約100,000人 (15歳以上)</p>	
63年5月	<p>第1次抽出単位を昭和60年国勢調査調査区とした。</p> <p>なお、調査区の切替えは平成元年8月まで段階的に行った。</p>		
平成5年5月	<p>第1次抽出単位を平成2年国勢調査調査区とした。</p> <p>なお、調査区の切替えは平成6年8月まで段階的に行った。</p>		
10年5月	<p>第1次抽出単位を平成7年国勢調査調査区とした。</p> <p>なお、調査区の切替えは11年8月まで段階的に行った。</p>		
14年5月	<p>新設集団住宅地域による単位の追加抽出を廃止した。</p>	<p>2,912調査区 約40,000世帯 約100,000人 (15歳以上)</p>	
15年1月	<p>第1次抽出単位を平成12年国勢調査調査区とした。</p> <p>なお、調査区の切替えは16年4月まで段階的に行った。</p>		
20年5月	<p>第1次抽出単位を平成17年国勢調査調査区とした。</p> <p>なお、調査区の切替えは21年8月まで段階的に行った。</p>		
24年1月	<p>比推定の地域区分を2区分（大都市部、非大都市部）から11区分（北海道、東北、南関東、北関東・甲信、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄）に変更した。</p>		
25年5月	<p>第1次抽出単位を平成22年国勢調査調査区とした。</p> <p>なお、調査区の切替えは26年8月まで段階的に行った。</p>		
30年5月	<p>第1次抽出単位を平成27年国勢調査調査区とした。</p> <p>なお、調査区の切替えは31年8月まで段階的に行った。</p>		

(2) 調査方法、調査事項等

ア 昭和21年9月：試験的調査開始

[調査期間]

- ・毎月1～10日の10日間（日数を単位として就業状態を調査）

[就業状態を調査する年齢]

- ・数え年15歳以上の者

[調査方法、調査事項]

- ・調査員が質問して記入する「他計式」

- ・主な調査事項は次のとおり。

①就業日数

②理由別就業故障日数（理由別にみた休んだ日数）

③失業、無職業の理由（①と②以外の未就業日について）

④就業者については産業及び従業上の地位

⑤農家の世帯主に対しては過剰労働力の有無とその人員

⑥農家以外の雇用者のいない事業主、世帯主に対して調査期間中の推定収入

イ 昭和22年7月：本格的調査開始

[調査期間]

変更前	毎月1～10日の10日間（日数を単位として就業状態を調査）
↓	
変更後	毎月第1日曜に始まる1週間（時間を単位として就業状態を調査）

[調査方法、調査事項]

- ・就業時間記入票を、あらかじめ世帯に配布して記入しておいてもらうように変更（就業時間のほか、主な仕事の産業、従業上の地位についても記入）

- ・調査票様式を全面的に変更

- ・主な調査事項は次のとおり。

①就業時間（「主な仕事」と「それ以外の仕事」について）

②短時間就業日（4時間未満）及び就業しなかった日のある者についてその理由

③不就業者に対してその理由

④就業者に対して産業及び従業上の地位

⑤失業者に対して就業希望時間

なお、農家の世帯主及び農家以外の雇用者のいない事業主に対する調査事項は廃止した。

ウ 昭和24年5月

[調査方法、調査事項]

- ・調査票様式を全面的に変更

- ・「追加就業希望の有無」、「追加就業希望時間」などを追加

エ 昭和25年 1月

[就業状態を調査する年齢]

- ・数え年15歳以上の者から、満14歳以上の者へ変更^(注)

オ 昭和25年 8月

[調査期間]

変更前	毎月第1日曜に始まる1週間（時間を単位として就業状態を調査）
↓	
変更後	毎月月末1週間（ただし12月は20～26日）

この変更は、他の主要な経済統計調査では月末を調査時点としているものが多いため、比較可能性を高める目的で行われた。

カ 昭和26年10月

[調査方法、調査事項]

- ・調査票様式を全面的に変更
- ・単記式（1枚の調査票に1人についてのみ記入する方式）から連記式（1枚の調査票に複数人について記入する方式）に変更
- ・「職業」を追加

キ 昭和34年 1月

[就業状態を調査する年齢]

- ・満14歳以上の者から、満15歳以上の者へ変更

この変更は、義務教育課程で中学校を卒業するのは満15歳になってからであり、したがって、生産年齢人口としては満15歳以上を対象とするのが妥当であるとの見地から行われた。

[調査事項]

- ・「追加就業希望時間」を廃止
- ・「希望する仕事の本業、副業の別」、「経営組織」、「従業先の従業員数」、「従業状況」及び「転職希望の有無」を追加

ク 昭和36年10月：36年7月から9月にかけて調査票の様式、標本設計、推計方法等を変更。10月分から新手法による結果を公表

[調査方法、調査事項]

- ・世帯調査票をあらかじめ世帯に配布して記入しておいてもらうように変更

(注) 昭和24年以前は、満14歳以上ではなく数え年15歳以上を対象としており、年平均としてみる場合には、数え年15歳以上人口は、おおむね満年齢13歳6か月以上人口ということになり、両者には約0.5歳の食い違いがあるため注意を要する。

- ・就業時間記入票、「従業状況」を廃止
- ・「世帯の種類」を追加
- ・「経営組織」及び「従業先の従業員数」の分類を変更

ケ 昭和42年9月

[調査方法、調査事項]

・調査員が世帯の人に質問して調査票に記入する「他計式」（ただし、従前の世帯調査票はあらかじめ世帯が記入）から世帯の人が直接調査票に記入する「自計式」に切り替え、これに伴い調査票の質問形式を大幅に変更

この変更は、調査員による調査票への記入では、①世帯が記入していた世帯調査票と重複する感があったこと、②留守世帯が増加しており、これらの世帯では希望意識などが調査しにくくなったこと、③調査員の負担を軽減すること、などの理由により行われた。

- ・世帯調査票を廃止

コ 昭和58年10月

[調査事項]

- ・2か月目調査票にのみ「求職理由」を追加

サ 平成4年1月

[調査方法、調査事項]

- ・15か月かけて、調査開始調査区ごとに順次、調査票を光学式マーク読取装置（OMR：Optical Mark Reader）仕様に変更
- ・「出生の年月日」を「出生の年月」に変更
- ・「耕地面積」を削除

シ 平成14年1月：労働力調査特別調査を統合

7年3月10日の統計審議会の答申「統計行政の新中・長期構想」においては、雇用構造の変化や就業形態の多様化が進む中で労働市場の実態をよりの確に捉えるためには、「労働3統計の見直し」、すなわち、労働力調査、労働力調査特別調査、就業構造基本調査それぞれの労働統計体系における位置付けを整理し、それらの効率的連携の在り方を検討することが必要であると指摘されていた。

これを受けて「労働3統計に関する検討会」を開催するなど様々な検討を重ね、14年1月から、それまで年1回又は年2回、労働力調査の結果を補完することを目的として実施していた労働力調査特別調査を労働力調査に統合することとした。このことにより、詳細なデータをより経常的に（年4回）提供することが可能となり、また、調査事務も効率化した。

[調査方法、調査事項]

- ・調査票を「基礎調査票」、「特定調査票」の2種類とし、いずれも光学式文字読取装置（OCR：Optical Character Reader）仕様に変更

・基礎調査票は、従前からの労働力調査を継承した調査票。1か月目調査票についても「求職理由」を追加して2か月目調査票と同様式とし、集計結果は基本集計として毎月公表

・特定調査票は、従前の労働力調査特別調査を継承して新設した調査票。集計結果は詳細集計として四半期ごとに公表

この特定調査票での調査事項は次のとおりである。

①15歳以上の世帯員について、「在学、卒業等教育の状況」、「仕事からの年間収入」

②就業者について、「短時間就業及び休業の理由」、「就業時間増減希望の有無」、「現職についた時期」、「雇用形態」、「前職の有無」、「転職時の収入の増減」

③完全失業者について、「求職活動の方法」、「求職活動の期間」、「求職活動の時期」、「探している仕事の形態」、「就職できない理由」、「前職の有無」

④非労働力人口について、「就業希望の有無」、「非求職の理由」、「希望する又は内定している仕事の形態」、「最近の求職活動の時期」、「就業可能時期」、「前職の有無」

⑤前職のある者について、「前職の従業上の地位及び雇用形態」、「前職の事業の種類」、「前職の仕事の種類」、「前職の企業全体の従業者数」、「前職をやめた時期」、「前職をやめた理由」

ス 平成25年1月

経済の低迷が長期化して非正規雇用が増加するなど就業構造が大きく変化する一方、労働力人口の減少が社会全体の課題となり、多様な人材を十分に活用するためにも、仕事と生活との調和を図るワーク・ライフ・バランスが重要であるとされるようになった。「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第I期基本計画、平成21年3月13日閣議決定）においては、こうした社会経済情勢を踏まえて労働力調査の調査事項を改善することとされ、これを受けて、働き方の多様化に対応し、労働時間をより詳細に分析できるよう調査事項を変更した。

[調査事項]

・基礎調査票

①「常雇」を「常雇（有期の契約）」及び「常雇（無期の契約）」に分割

②非正規の雇用形態に関する設問を特定調査票から基礎調査票に移動し、選択肢の「契約社員・嘱託」を「契約社員」及び「嘱託」に分割

③「月末1週間の就業日数」及び「月間就業日数」を追加

・特定調査票

①非正規の職員・従業員について「現職の雇用形態についた理由」を追加

②「転職などの希望の有無」を基礎調査票から特定調査票に移動

③「転職に伴う収入の増減」を削除

④前職の雇用形態の選択肢「その他」を「契約社員・嘱託」及び「その他」に分割

⑤「就業希望者の非求職理由」の選択肢「家事・育児のため」を「出産・育児のため」及び「介護・看護のため」に分割

⑥「教育（卒業）」の選択肢「大学・大学院」を「大学」及び「大学院」に分割

セ 平成30年1月

25年に国際労働機関（ILO：International Labour Organization）が「未活用労働」という新たな概念を打ち出し、各国においてもこの概念を用いるよう決議したことを踏まえ、調査事項の変更を行った。この変更により、完全失業率や就業率等に加え、「未活用労働」を指標化した「未活用労働指標」を用いて、雇用情勢をより多角的に把握することが可能となった。

そのほか、多様化する雇用・失業の実態を更に的確に把握するため、雇用契約期間の有無やその期間について、より詳細に把握できるよう変更した。

[調査事項]

・基礎調査票

①「従業上の地位」の「常雇（無期の契約）」、「常雇（有期の契約）」、「臨時雇」及び「日雇」の選択肢を廃止し、「雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間」を追加

②「求職活動時期」及び「就業可能時期」を特定調査票から基礎調査票へ移動

・特定調査票

①「就業時間増加の可否」を追加

②「求職方法」の選択肢に「求職の申込みや応募などの結果を問い合わせた」と「求職活動の結果を待っていた」を追加

③失業者の「求職活動時期」を廃止

ソ 令和元年9月

オンライン調査を段階的に、まず、令和元年9月から調査を開始する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県調査区に、その他の43道府県においては2年1月開始調査区から順次導入し、同年4月からは全ての調査区においてインターネットによる回答が可能となった。

(3) 就業状態の定義

就業状態の定義は昭和22年7月、23年1月、24年5月、26年10月、42年9月及び平成30年1月の6回にわたって改正されている。その定義が使われていた時期ごとに概説する。

ア 昭和21年9月～22年6月

・従業者

調査期間（10日間）中の就業日数が10日間ある者及び10日未満でも就業故障（就業しなかった）の理由が①公休、定休日、②給料賃金に関係ない休暇、③悪天候、労働争議、病气事故等、による者

・休業者

調査期間中の10日間全部を①②③の理由により就業しなかった者

・就業者

「従業者」と「休業者」を合わせたもの

・失業者

適当な仕事がないため就業日数が1日もなかった者又は就業故障の日があり、その理由が材料、資金の不足、販売の見込み薄のためである者

・労働力人口、非労働力人口

労働力人口は「就業者」と「失業者」を合わせたもの。非労働力人口は「就業者」と「失業者」以外の者（ただし、当時はそれぞれ稼働力、非稼働力と呼んでいた。）

イ 昭和22年7月～12月

・従業者

「調査週間中収入を伴う仕事に1時間以上従事した者」。なお、従業者の定義については、この22年7月以降現在まで変更はない。

・休業者

「平常仕事を持ちながら、調査週間中、悪天候、労働争議、家庭的又は個人的事情、有給休暇等のために就業しなかった者」となっており、休業の理由に重きを置いている。

・失業者

「調査週間中働くことを希望しながらも、適当な仕事がないためとか、季節的閑散のため、又は材料、賃金、動力の不足のため等の理由で、収入を目的とする仕事に少しも従事できなかった者」となっており、求職という条件はなかった。

ウ 昭和23年1月～24年4月

・失業者

変更前	就業希望時間の条件なし
↓	
変更後	調査週間中の就業希望時間が25時間以上の者だけを失業者として分類（25時間未満は非労働力人口）

エ 昭和24年5月～26年9月

・休業者

休業の理由よりも、休業期間及び給料・賃金の支払の有無に重点をおいたものに改めた。

変更前	平常仕事を持ちながら、調査期間中、悪天候、労働争議、家庭的又は個人的事情、有給休暇等のために就業しなかった者
-----	--

↓

変更後	平常仕事を持ちながら調査週間中休んでいて、その休業期間が1か月未満の者。ただし、雇用者については、休業期間が1か月以上でも給料又は賃金の支払を受けている又は受ける予定になっている者も含む。
-----	--

・失業者

就業希望時間の条件を廃止し、職を探していたという条件を加えた。

変更前	調査期間中働くことを希望しながらも、適当な仕事がないためとか、季節的閑散のため、又は材料、賃金、動力の不足のため等の理由で、収入を目的とする仕事に少しも従事できなかった者で、就業希望時間が25時間以上の者
-----	--

↓

変更後	調査週間中、全く仕事をしなかった者（休業者を除く。）で、就業を希望し、かつ就業が可能であって、求職活動をしている者
-----	---

なお、この定義変更を踏まえ、25年1月から「失業者」の呼称を「完全失業者」に改めた。

オ 昭和26年10月～42年8月

・休業者

自営業主、雇用者のみに限定し、家族従業者は休業者とはならないものとした。

変更前	平常仕事を持ちながら調査週間中休んでいて、その休業期間が1か月未満の者。ただし、雇用者については、休業期間が1か月以上でも給料又は賃金の支払を受けている又は受ける予定になっている者も含む。
-----	--

↓

変更後	平常は収入のある仕事を持ちながら調査週間中その仕事を休んだ者のうち、①自営業主の場合は、自分が休んでいても雇用者又は家族従業者でその事業に従事している者があつた者、②雇用者の場合は、調査週間中の給料・賃金の支払を受けたか受けることになっている者
-----	--

カ 昭和42年9月以降

・休業者

自営業主について、休業期間に重点をおいたものとした。

変更前	平常は収入のある仕事を持ちながら調査週間中その仕事を休んだ者のうち、①自営業主の場合は、自分が休んでいても雇用者又は家族従業者でその事業に従事している者があった者、②雇用者の場合は、調査週間中の給料・賃金の支払を受けたか受けることになっている者
↓	
変更後	平常は収入のある仕事を持ちながら調査週間中その仕事を休んだ者のうち、①自営業主の場合は、事業を持ちながら、その仕事を休み始めてから30日にならない者、②雇用者の場合は、調査週間中の給料・賃金の支払を受けたか受けることになっている者

なお、定義の変更は、42年9月から毎月全調査対象の1/4ずつ、順次行った。したがって、42年9月から同年11月までの休業者（自営業主）の定義は一義的でない。

キ 平成30年1～3月期以降（変更は詳細集計のみ）

・失業者

「完全失業者」の求職活動期間（1週間）を1か月に拡大した「失業者」を、就業状態区分として導入した（「完全失業者」は「失業者」の内数として表章）。

・労働力人口、非労働力人口

労働力人口を、「就業者」と「完全失業者」を合わせたものから、「就業者」と「失業者」を合わせたものに変更した。これにより、15歳以上人口のうち、労働力人口以外の者である非労働力人口の範囲も変更となった。

・未活用労働

未活用労働として、「失業者」に加え、「追加就労希望就業者」、「潜在労働力人口」を、更に「潜在労働力人口」の内訳として「拡張求職者」、「就業可能非求職者」を就業状態区分として導入した。

(4) 労働力調査特別調査

労働力調査特別調査は、毎月実施している労働力調査を補完することを目的として、昭和24年12月に開始された。

この調査は、その時々々の経済情勢に応じて雇用・失業問題の最も重要な領域に焦点を合わせて行われ、調査内容は毎回変更された。

開始当初は、「労働力調査臨時調査」という名称により主として労働力調査に附帯して実施され、37年以降は「労働力調査特別調査」として、48年までは3月と10月の年2回（49

年は3月と12月)実施された。

50年以降は年1回3月、58年は2月と6月の年2回、59年以降は年1回2月の実施となったが、この頃から、この調査が我が国の就業状態を的確に把握するために不可欠なものとなったこともあり、その時々々の雇用情勢に必要な調査事項を追加(不必要になったものは廃止)しながらも主要な調査事項は変更しない、という時系列を重視した形に変えられた。

その後、平成10年以降の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、11年からは2月に加え8月にも調査を実施してきたが、労働力調査の見直しに伴い、労働力調査特別調査は労働力調査に統合され、14年に廃止された。したがって、労働力調査特別調査は13年8月が最後の調査となったが、14年1月からは、労働力調査において、特定調査票による調査が開始され、詳細集計として結果が公表されている。

なお、労働力調査における特定調査票の調査項目と昭和59年2月以降の労働力調査特別調査の調査項目はほぼ同じであり、調査時期や調査対象等に相違があることに留意すれば、両者の集計結果を比較することが可能である。

労働力調査(詳細集計)と労働力調査特別調査の主な相違点		
調査名	労働力調査(詳細集計)	労働力調査特別調査
調査時期	年	平成14年～
	月	毎月実施
調査対象	基本集計(約4万世帯)の約4分の1の世帯(約1万世帯)を対象	約4万世帯を対象。ただし、8月調査は約3万世帯を対象
集計及び公表	四半期平均及び年平均を公表	調査月の単月結果を公表

3 標本抽出方法・結果の推定方法・推定値の標本誤差

最近における労働力調査の標本抽出方法・結果の推定方法・推定値の標本誤差については、次のとおりである。

(1) 標本抽出方法

労働力調査は、層化2段抽出法による標本調査であり、調査区を第1次抽出単位とし、住戸を第2次抽出単位としている。

- ・調査区

国勢調査調査区

- ・住戸

住宅やその他の建物の各戸で、一つの世帯が居住できるようになっている建物又は建物の一区画

ア 調査区の抽出(第1次抽出)

第1次抽出における調査区の抽出は、全国を11の地域に分けた上で、各地域ごとに全ての調査区を国勢調査の結果等に基づく特性により層に分け、さらに、各地域の各層ごとに、所定の抽出率及び抽出起番号を用いて系統抽出法（母集団から一定間隔で抽出する方法）により行う。この系統抽出は、各調査区のウエイト（15世帯がほぼ1ウエイトとなるように各調査区に付されている値）に基づく確率比例抽出によっている。毎月の標本調査区数は約2,900となっている。

ただし、刑務所・拘置所等のある区域、自衛隊区域、駐留軍区域及び水面調査区については、抽出を行っていない。

- ・地域

北海道、東北、南関東、北関東・甲信、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄の11地域

- ・刑務所・拘置所等のある区域及び自衛隊区域

それぞれ法務省及び防衛省からそれら施設内の居住者数の資料を得て集計に加えている。具体的には、刑務所・拘置所等の矯正施設収容者を非労働力人口に、自衛官の営舎内居住者を就業者にそれぞれ加えている。ただし、詳細集計では、特定調査票の調査項目を両省資料から集計するのは困難であることから、これらについては集計対象としていない。

イ 住戸の抽出（第2次抽出）

第2次抽出における住戸の抽出は、第1次抽出で抽出された調査区（以下「標本調査区」という。）にある全ての住戸を確認して名簿を作成し、その中から、1調査区当たり抽出住戸数がほぼ15となるような所定の抽出率（ウエイトの逆数に等しい）及び抽出起番号を用いて系統抽出により行う。抽出された住戸に調査日現在で居住する全ての世帯（合計約4万世帯）が調査対象となる。

ウ 標本交替方法と副標本

月次結果や年平均結果の精度と、月々及び年間の変化を見る場合の精度の双方を考慮し、一つの標本調査区は4か月間調査を行い、前半（2か月間）と後半（2か月間）とで調査区内の調査世帯（第2次抽出で抽出された住戸に居住する世帯）を替えている。

また、前年の結果との比較の精度を高めるため、標本調査区として選定された調査区は、翌年の同月に再び調査を行う。すなわち、毎月の全標本調査区のうち、半数はその年に新たに調査を行う調査区（したがって、翌年同月に再び調査を行う調査区。以下「1年目調査区」という。）となり、残り半数は前年同月に調査を行った調査区（以下「2年目調査区」という。）となるようにしている。

以上の標本交替を行うため、標本調査区は、調査開始月（A、B、C又はDで表す。）及び1年目調査区か2年目調査区か（それぞれ1又は2で表す。）により区分され、図のような8組の副標本で構成されている。なお、各副標本は、それぞれ同等な無作為標本（各副標本からも結果の推定が可能であるような標本）となるように設計され、推定値の標本誤差（標本調査により生じる誤差）の算出に用いている。

組別符号	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
A-1(1年目)	1か月目	期 2か月目	後 1か月目	期 2か月目								
A-2(2年目)												
B-1(1年目)												
B-2(2年目)												
C-1(1年目)												
C-2(2年目)												
D-1(1年目)												
D-2(2年目)												

図 8 組の標本調査区における標本交替の例

このように、副標本8組のうち、4組は1年目調査区（4月を例にとると、A1B1C1D1）で、残り4組は2年目調査区（4月はA2B2C2D2）となる。また、いずれの月においても、これらの副標本のうち、2組（すなわち標本調査区の数にすると4分の1、4月はD1D2）について標本調査区の交替が行われ、他の2組（4月はB1B2）について同一調査区の中で調査世帯の交替が行われる。したがって、標本調査区が交替する組と標本調査区の中の調査世帯が交替する組とを合わせると、毎月2分の1の調査世帯が更新されることになる。なお、特定調査票の調査世帯は2年目2か月目に当たる2組のもの（A2C2の組又はB2D2の組、例えば4月はA2C2の組）である。

(2) 結果の推定方法

毎月の全国結果は、男女、年齢5歳階級（15区分）及び地域（11区分）別に、国勢調査に基づく推計人口をベンチマーク人口とする比推定によって算出している。

算出の基本式は、次のとおりである（就業者数の例）。

$$\text{就業者数} = \text{ベンチマーク人口} \times \frac{\text{線型推定}^{(注)} \text{による就業者数}}{\text{線型推定による人口}}$$

(注) 調査で得られた人口に抽出率の逆数(線型推定用乗率)を掛け、全体の人口を推計すること。

ア 基本集計の推定

全国結果の算出手順は、次のとおりである。

- ①各標本調査区の男女、年齢階級別調査人口に線型推定用乗率を乗じて必要な合算を行い、男女、年齢階級、地域別人口の線型推定値を算出する。
- ②男女、年齢階級、地域別に、ベンチマーク人口をそれぞれ①で算出した線型推定値で除し、比推定用乗率を算出する。

③各標本調査区の属性Xを有する男女、年齢階級別調査人口に、線型推定用乗率を乗じて必要な合算を行い、さらに、②で算出した比推定用乗率を乗じて、男女、年齢階級、地域別の比推定値 \tilde{X} を算出する。

④この比推定値 \tilde{X} を、男女、年齢階級、地域別について合算して、各種の結果数字を得る。

イ 詳細集計の推定

全国結果の算出手順は、次のとおりである。

四半期平均及び年平均結果は、該当する期間の月次結果を単純平均して算出している。月次結果については、毎月の男女、年齢10歳階級（6区分）、就業状態（就業者、失業者、非労働力人口）、従業上の地位（5区分）、雇用形態（7区分）別人口が基本集計結果（月別値）に合うよう比例補正して算出している。

比例補正の基本式は、次のとおりである（特定調査票A欄（就業者に係る項目）の場合）。

$$A \text{ 欄の推定値} = \text{線型推定値による} A \text{ 欄の値} \times \left(\frac{\text{基本集計の就業者数}}{\text{詳細集計の就業者数}} \right)$$

なお、線型推定値は、基本集計結果の算出の際に用いた線型推定用乗率による集計値である。また、詳細集計の比例補正は、刑務所・拘置所等のある区域及び自衛隊区域の施設内居住者数を除いた基本集計結果に合うように行っている。

(3) 推定値の標本誤差

標本誤差の大きさは、推定値の大きさのほか、調査項目の種類や調査年又は調査月によって異なる。

その目安となる標準誤差は、8組の副標本を用いて計算している。

ア 全国結果の推定値の大きさ別標準誤差（基本集計）

表2 全国結果の推定値の大きさ別標準誤差（基本集計）

年平均結果の標準誤差			月次結果の標準誤差（注）		
推定値の 大きさ (万人)	標準誤差 (万人)	標準誤差率 (%)	推定値の 大きさ (万人)	標準誤差 (万人)	標準誤差率 (%)
5000	15.7	0.3	5000	28.2	0.6
2000	9.5	0.5	2000	17.9	0.9
1000	6.5	0.6	1000	12.7	1.3
500	4.4	0.9	500	9.0	1.8
200	2.7	1.3	200	5.7	2.9
100	1.8	1.8	100	4.1	4.1
50	1.2	2.5	50	2.9	5.8
20	0.7	3.7	20	1.8	9.1
10	0.5	5.1	10	1.3	13.0

（注）2020年1月～12月分を単純平均したもの

表2に示されている標準誤差率（2020年）は、項目ごとの標準誤差率を曲線の当てはめにより平均的に評価したものである。また、標準誤差は、推定値の大きさに標準誤差率を乗じて算出している。

月別値及び年平均値の標準誤差率は次の算式により近似的に求められる。

・年平均値用	・月別値用
$\frac{\sqrt{\frac{1}{8(8-1)} \sum_{i=1}^8 (\bar{X}_i - \bar{X})^2}}{\bar{X}}$	$\frac{\sqrt{\frac{1}{8(8-1)} \sum_{i=1}^8 (\tilde{X}_i - \tilde{X})^2}}{\tilde{X}}$
<p>ここで、\bar{X}_iは第<i>i</i>副標本による、\bar{X}は全標本による属性<i>X</i>を有する人口の推定値の年平均値を表す。</p>	<p>ここで、\tilde{X}_iは第<i>i</i>副標本による、\tilde{X}は全標本による属性<i>X</i>を有する人口の月別推定値を表す。</p>

イ 地域別結果の推定値の大きさ別標準誤差（基本集計）

地域別結果の標準誤差率は、表3のとおりである。

なお、表3に示されている標準誤差率（2020年）は、全国結果と同様に、項目ごとの標準誤差率を平均的に評価した上で、推定値の大きさ別に示したものである。

表3 地域別結果の推定値の大きさ別標準誤差（基本集計）
年平均結果の標準誤差率

推定値の 大きさ(万人)	標準誤差率 (%)										
	北海道	東北	南関東	北関東 ・甲信	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
2000			0.4								
1000			0.6			0.5	0.6				
500		0.5	0.8	0.6		0.7	0.8	0.5		0.7	
200	0.9	0.8	1.3	0.9	0.6	1.1	1.3	0.8	0.6	1.0	
100	1.2	1.1	1.8	1.3	0.9	1.5	1.8	1.2	0.8	1.5	0.5
50	1.8	1.6	2.6	1.8	1.4	2.1	2.5	1.7	1.3	2.1	0.8
20	2.9	2.7	4.0	3.0	2.3	3.3	4.0	2.8	2.1	3.3	1.3
10	4.2	3.9	5.7	4.3	3.5	4.7	5.6	4.1	3.2	4.6	2.0

四半期平均結果の標準誤差率^(注)

推定値の 大きさ(万人)	標準誤差率 (%)										
	北海道	東北	南関東	北関東 ・甲信	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
2000			0.6								
1000			0.9			0.7	0.9				
500		0.8	1.3	0.8		1.0	1.3	0.8		1.1	
200	1.5	1.3	2.1	1.4	1.0	1.7	2.1	1.3	1.1	1.8	
100	2.1	2.0	3.1	2.1	1.6	2.4	3.0	1.9	1.7	2.6	0.8
50	3.1	2.9	4.4	3.1	2.4	3.5	4.2	2.9	2.4	3.7	1.3
20	5.1	4.9	7.1	5.1	4.0	5.8	6.7	4.9	4.1	5.9	2.2
10	7.4	7.2	10.2	7.5	6.1	8.5	9.6	7.3	6.0	8.4	3.4

(注) 2020年第1四半期から第4四半期までのそれぞれの標準誤差率を単純平均したものの

ウ 全国結果の推定値の大きさ別標準誤差(詳細集計)

表4 全国結果の推定値の大きさ別標準誤差(詳細集計)

年平均結果の標準誤差			四半期平均結果の標準誤差 ^(注)		
推定値の 大きさ (万人)	標準誤差 (万人)	標準誤差率 (%)	推定値の 大きさ (万人)	標準誤差 (万人)	標準誤差率 (%)
5000	18.8	0.4	5000	37.7	0.8
2000	11.4	0.6	2000	22.9	1.1
1000	7.9	0.8	1000	15.7	1.6
500	5.4	1.1	500	10.8	2.2
200	3.3	1.6	200	6.5	3.3
100	2.3	2.3	100	4.5	4.5
50	1.5	3.1	50	3.1	6.1
20	0.9	4.7	20	1.9	9.3
10	0.6	6.5	10	1.3	12.8

(注) 2020年第1四半期から第4四半期までのそれぞれの標準誤差率を単純平均したものの

表4に示されている標準誤差率(2020年)は、項目ごとの標準誤差率を曲線の当てはめにより平均的に評価したものである。

なお、標準誤差率は、線型推定値を用い近似式により算出したものである。

4 労働力調査における諸概念と用語

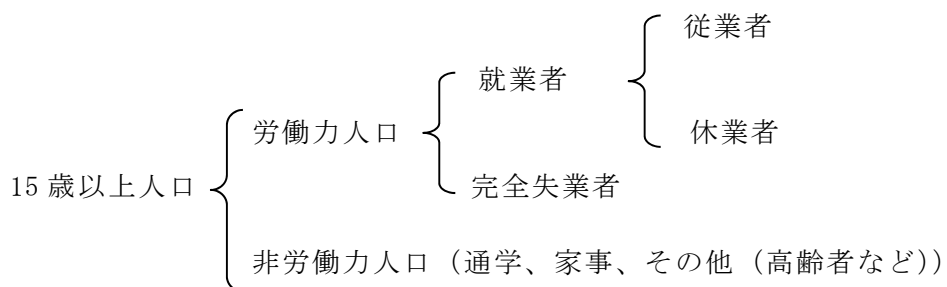
(1) 就業状態の分類

ア 基本集計及び平成29年以前の詳細集計

労働力調査(基本集計及び平成29年以前の詳細集計)において「就業状態」とは、15歳以上人口について、「月末1週間(ただし12月は20~26日)に仕事をしたかどうかの別」

によって次のように分類される。

このように調査週間を1週間というような短い期間に限定し、その期間に仕事をしたか否かによって就業状態を分類しようとする方法を「アクチュアル方式」又は「労働力方式」という。



ここで、この分類の最小区分である「従業者」、「休業者」、「完全失業者」、「非労働力人口」は、この順に分類される。具体的には、まず調査週間中に少しでも仕事をしていれば「従業者」となり、従業者ではないが「休業」の要件を満たす者は「休業者」、従業者でも休業者でもなく、「失業」の要件を満たす者は「完全失業者」、また、従業者、休業者、完全失業者のいずれにも属さない者は「非労働力人口」となる。すなわち、経済活動に強く結び付いている者から順に取り出していくことになる。

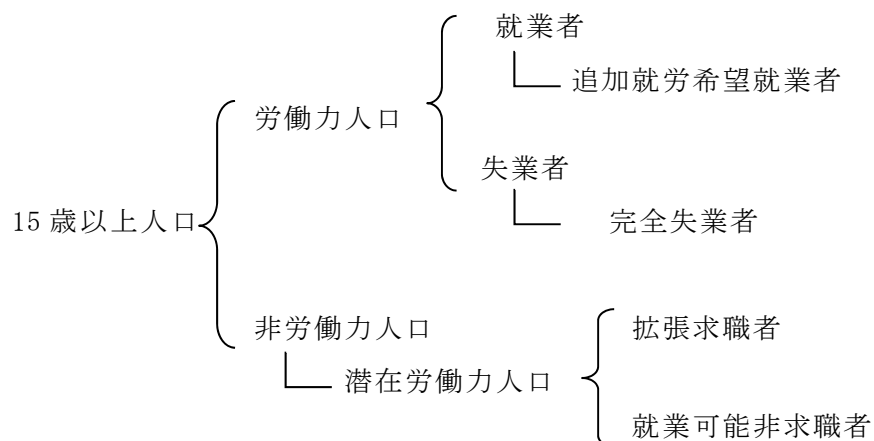
この考え方は、ILOの1982（昭和57）年の第13回国際労働統計家会議（ICLS：International Conference of Labour Statisticians）で決議された国際基準に準拠したものとなっている。

このような短い期間の状態での就業状態を分類する方式のほかに、期間を定めず、「ふだんの状態」で就業状態を分類する方法もある（例えば、就業構造基本調査における調査票では、「あなたはふだん何か収入になる仕事をしていらっしゃいますか」という設問がある。）。この方法は一般に「ユージュアル方式」又は「有業者方式」と呼ばれており、就業状態は、ふだん仕事をしているか否かにより「有業者」と「無業者」の二つに分かれ、休業、失業といった区別はない。

定義が厳密で失業の把握に適しているという理由から、現在では各国ともアクチュアル方式が一般的であるが、就業構造基本調査では、無業者やふだんの就業状態の分析などのために、昭和31年の調査開始以来、ユージュアル方式を採っている。

イ 平成30年以降の詳細集計

2013（平成25）年の第19回ICLSにおける決議では、「未活用労働」という新たな概念が取り入れられ、未活用労働に含まれる「失業者」の求職活動期間が「4週間又は1か月以内」と明確に定められた。これを踏まえ、平成30年1月から、完全失業者の求職活動期間（月末1週間）を1か月に拡大した「失業者」を区分に加え、詳細集計においては、1～3月期結果から、次のような就業状態区分に変更した。このうち、追加就業希望就業者、失業者、潜在労働力人口が「未活用労働」に該当する。



(2) 従業者等の定義

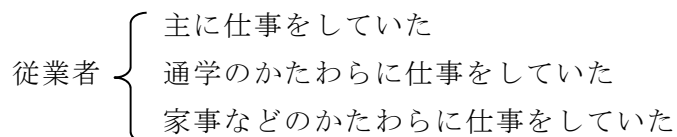
ア 基本集計及び平成29年以前の詳細集計

・従業者

「従業者」とは、調査週間中において、収入（労働の対価としての給料、賃金、諸手当、内職収入など）を伴う仕事を少しでも（1時間以上）した者をいう。調査週間中に1時間以上仕事をしていれば、その内容は問わない。すなわち、学生がたまたまアルバイトをした場合や、主婦がパートタイムの仕事や内職をした場合なども仕事をしたことになる。ただし、個人経営の商店や農家で家業を手伝っている家族は、仮に無給でも仕事をしたとする（このような者は「無給の家族従業者」という。）。

このような従業者の定義は、毎日残業している会社員も、たまたま1週間だけアルバイトをした学生も、就業状態の区分の観点からは同等に扱うものであり、経済活動に関係した者を全て把握して、様々な就業の実態を明らかにすることができる。

なお、従業者は、調査週間中に主に仕事をしてきたか否かにより、更に次のように三つに分類している。この区分は、回答者の判断による部分も大きく、厳密なものではないが、パートタイム労働や学生アルバイトの動向を大掴みに知りたい場合は有効である。



・休業者

「休業者」は、仕事を持っていながら調査週間中に病気や休暇などのため仕事をしなかった者のうち、

- ①雇用者（その仕事が会社などに雇われてする仕事である場合）で、仕事を休んでいても給料・賃金の支払を受けている者又は受けることになっている者
- ②自営業主（その仕事が自分で事業を営んで行う仕事である場合）で、自分の経営す

る事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者をいう。雇用者については、職場の就業規則などで定められている育児（介護）休業期間中の者も、職場から給料・賃金をもらうことになっている場合は休業者となる。雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合も、こうした給付は給料・賃金の代替と考えるのがより適切と考えられるので、給料・賃金をもらっているものとみなし、休業者とする。ただし、家族従業者については、自分で仕事を持っているとみなされないので休業者とはならない。また、日雇い労務者なども、仕事を休んでいても休業者とはならない。

このように、賃金・給料の支払の有無や休業期間の長さにより条件を付けるのは、仕事との結び付きにおいて一定の基準を設けようとするものである。不規則に仕事をする者、1年の一時期のみ仕事をする者などは、月末1週間の状態を毎月調べて就業状態を時系列的に明らかにするという労働力調査の趣旨からすれば、休業者に含めることは適当ではない。さらに、休んでいる間に賃金・給料の支払を受けない雇用者は、求職活動をしている可能性もあり、失業に近い状態にあるとも考えられる。また、30日以上休んでいる自営業主は、次の新しい仕事をするための準備中である可能性もある。こうしたことから、このような定義を採用している。

・就業者

「就業者」は、従業者と休業者を合わせたものをいう。労働力調査では、就業者が、いわゆる「働いている者」として分析の対象となる。就業者については、従業上の地位、産業など細かい属性が調査される。

・完全失業者

「完全失業者」は、次の三つの要件を満たす者をいう。

- ①仕事がなく調査週間に少しも仕事をしなかった（就業者とならなかった。）。
- ②仕事があればすぐ就くことができる。
- ③調査週間に、求職活動をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む。）。

「完全失業者」の定義は、現在、他の概念と同様、ILO基準（1982（昭和57）年決議）に準拠しており、ILOでは求職活動をしている者を「調査対象期間中に有給雇用又は自営業に就業するため明確な手段を講じた者。明確な手段とは、公営又は私営の職業紹介所への登録、…などである。」としている。これに沿って労働力調査においても、公共職業安定所（ハローワーク）に申し込んだり、求人広告・求人情報誌やインターネットの求人サイトなどを見て応募したり、学校・知人などにあっせん・紹介を依頼したり、事業所の求人に直接応募したり、登録型派遣への登録をすることなどを、「求職活動をしていた」としている。また、自営の仕事については、賃金・資材の調達など事業を始める準備をしていれば、「求職活動をしていた」としている。いずれの場合も、何か具体的な活動をしていることが必要である。

なお、「失業」という言葉を使っているが、新規学卒者や新たに収入を得る必要が生じた者のような新しく仕事を始めようとする者（労働市場への新規参入者）、結婚・育児などで一時離職したが再び仕事を始めようとする者（労働市場への再参入者）なども、すぐに就業可能で求職活動をしていれば完全失業者となるし、よりよい仕事を求めて転職を繰り返す者は、転職の都度一時的に完全失業者となる可能性がある。一方、いくら会社が倒産して仕事を失ったとしても、求職活動をしていなければ労働市場への参入者とはならないので、完全失業者とはならない。

- ・労働力人口、非労働力人口

就業者と完全失業者を合わせたものを「労働力人口」という。労働力人口は、既に仕事を持っている者とこれから仕事を持とうと求職活動をしている者の合計といえるから、労働市場において供給側に立つ者の集まりということができる。すなわち、一国の経済が財やサービスの生産のために利用できる人口ということになる。

また、15歳以上人口のうち労働力人口以外の者を「非労働力人口」という。非労働力人口は、調査週間中に少しも仕事をしなかった者（ただし、仕事を休んでいた者や仕事を探していた者は除く）が主に何をしていたかにより、「通学」、「家事」、「その他（高齢者など）」の三つに分類される。

イ 平成30年以降の詳細集計

- ・従業者、休業者、就業者

「従業者」、「休業者」及び「就業者」の定義は、基本集計及び平成29年以前の詳細集計と同様である。

- ・追加就労希望就業者

「追加就労希望就業者」は、次の四つの要件を満たす者をいう。

- ①就業者である。
- ②週35時間未満の就業時間である。
- ③就業時間の追加を希望している。
- ④就業時間の追加ができる。

追加就労希望就業者とは、就業時間が週35時間未満の就業者のうち、もっと長い時間働きたい者や今の仕事に加えて新たに別の仕事を増やしたい者のように、今よりも多くの時間を働きたい者をいう。

具体的には、パートなどで働いているがフルタイム勤務を希望している者や生産調整などの会社都合で短時間勤務となっている者などが考えられる。

なお、追加就労希望就業者について、週35時間未満の就業者を対象としている理由は、我が国のほとんどの企業が週所定労働時間を35時間以上としているためである。また、国際的にも35時間をしきい値（境界となる値）としている国が最も多くなっている。

- ・失業者

「失業者」は、完全失業者の求職活動期間（月末1週間）を1か月に拡大したものであ

り、その他の要件については完全失業者と同様である。

- ・完全失業者

「完全失業者」の定義は、基本集計及び29年以前の詳細集計と同様であり、「失業者」の内数となる。

すなわち、調査週間中に少しも仕事をせず、仕事があればすぐに就くことができ、調査週間中に求職活動をした者が「完全失業者」であり、調査週間中には求職活動をしなかったが、その前1か月以内に求職活動をした者は「失業者」である。

- ・労働力人口、非労働力人口

就業者と失業者を合わせたものを「労働力人口」、15歳以上人口のうち労働力人口以外の者を「非労働力人口」という。なお、基本集計及び29年以前の詳細集計における「労働力人口」は、就業者と完全失業者を合わせたものであることから、「労働力人口」及び「非労働力人口」という同一名称であっても、基本集計及び29年以前の詳細集計と30年以降の詳細集計では定義が異なる。

- ・潜在労働力人口

「潜在労働力人口」は、就業者でも失業者でもない者（非労働力人口）のうち、次のいずれかに該当する者をいう。

- ・拡張求職者

- ① 1か月以内に求職活動を行っている。
- ② すぐではないが、2週間以内に就業できる。

- ・就業可能非求職者

- ① 1か月以内に求職活動を行っていない。
- ② 就業を希望している。
- ③ すぐに就業できる。

すなわち、潜在労働力人口とは、就業者でも失業者でもない者のうち、仕事を探しているが、すぐには働くことができない者や、働きたいが仕事を探していない者といった、潜在的に就業することが可能な者をいう。

具体的には、家事や学業のためすぐに仕事に就くことはできないが、2週間以内に仕事に就くことが可能となるためこの1か月以内に求職活動を行った者や、就業を希望していてすぐに仕事に就くこともできるが、自分に合う仕事がない等の理由で求職を諦めた者（求職意欲喪失者）などが挙げられる。

(3) 就業状態に関する各種比率

ア 労働力人口比率

「労働力人口比率」とは、15歳以上人口に占める労働力人口の割合であり、次の式で定義される。

$$\text{労働力人口比率（％）} = \frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上人口}} \times 100$$

イ 就業率

「就業率」とは、15歳以上人口に占める就業者の割合であり、次の式で定義される。

$$\text{就業率（％）} = \frac{\text{就業者}}{\text{15歳以上人口}} \times 100$$

就業者数は、従業者（収入を伴う仕事をしている者）と休業者（仕事を持っていながら病気などのため休んでいる者）を合わせたものであり、就業率は15歳以上人口のうち、実際に労働力として活用されている割合を示していることとなる。

ウ 完全失業率

「完全失業率」とは、労働力人口に占める完全失業者の割合であり、次の式で定義される。

$$\text{完全失業率（％）} = \frac{\text{完全失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$$

完全失業者は、労働力人口のうち実際には活用されていない部分であり、その割合を示す完全失業率は、労働市場に供給されている人的資源の活用の度合いを示す指標である。

エ 未活用労働指標

「未活用労働指標」とは、雇用情勢をより多角的に把握するため、詳細集計において、平成30年1～3月期から公表を開始したもので、「未活用労働補助指標」を合わせ、次の六つから成っている。

$$\begin{aligned}
 \text{未活用労働指標 1 (LU1)} &= \frac{\text{失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100 (\%) \\
 \text{未活用労働指標 2 (LU2)} &= \frac{\text{失業者} + \text{追加就労希望就業者}}{\text{労働力人口}} \times 100 (\%) \\
 \text{未活用労働指標 3 (LU3)} &= \frac{\text{失業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100 (\%) \\
 \text{未活用労働指標 4 (LU4)} &= \frac{\text{失業者} + \text{追加就労希望就業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100 (\%) \\
 \text{未活用労働補助指標 1} &= \frac{\text{非自発的失業者}^{(注)}}{\text{労働力人口}} \times 100 (\%) \\
 \text{未活用労働補助指標 2} &= \frac{\text{失業者} + \text{拡張求職者}}{\text{労働力人口} + \text{拡張求職者}} \times 100 (\%)
 \end{aligned}$$

(注) 「非自発的失業者」とは、失業者のうち、「定年又は雇用契約の満了」及び「勤め先や事業の都合」により失業した深刻度の高い者である。

第二節 就業構造基本調査

1 調査の概観

(1) 調査の沿革

戦後10年を経た昭和30年頃においては、復興は急速に進んだとはいえ、雇用情勢は依然として厳しく、完全失業者として統計上は現れないが、実態上は失業に近いとされる潜在失業者、不完全就業者といわれる人々が500万人から600万人もの多数存在しているのではないかと指摘されていた。このような状況の下で、潜在失業者、不完全就業者の実態を把握することの必要性が強く認識され、開始されたのが就業構造基本調査である。

就業構造基本調査は、関係行政機関等から成る就業構造基本調査連絡協議会において協議された後、統計審議会の議を経て、31年4月に統計法に基づく指定統計（指定統計第87号）に指定され、第1回調査が同年7月1日に実施された。その後、随時、調査方法、調査票の様式、調査事項、調査期日などに変更が加えられてきている。

なお、平成19年に統計法が全面改正されたことに伴い、就業構造基本調査は、24年の第16回調査から「統計法」（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査（就業構造基本統計を作成するための調査）として実施しており、令和4年の調査が第18回の調査となる。

(2) 調査の目的

就業構造基本調査は、国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的としている。国民の就業に関する統計としては、ほかに、5年ごとに実施される国勢調査、毎月実施される労働力調査などがあり、これらの統計においても就業者数、完全失業者数などの就業状態別人口や産業・職業別就業者数などの基本的な事項は明らかにされているが、就業構造基本調査は、更に就業・追加就業・転職等の希望意識や就業異動、地域間移動を始めとして、主な仕事以外の仕事の状況、育児・介護の状況、職業訓練・自己啓発の有無など種々の側面から国民の就業及び不就業の実態やこれらに影響を及ぼす要因等を詳細に調査するものである。

(3) 調査の範囲及び調査対象

平成29年に実施した第17回調査における調査の範囲は、調査期日現在において、全国に存する世帯及びその世帯に居住する15歳以上の世帯員である。

ただし、次の者は除外する。

- ①外国の外交団・領事団及び軍隊の構成員（家族、随員及び随員の家族を含む。）
- ②自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者
- ③刑務所、拘置所の収容者のうち刑の確定している者及び少年院・婦人補導院の在院者

また、就業構造基本調査は標本調査であり、実際に調査の対象となるのは、国勢調査調査区から調査の対象となる調査区を抽出した後、更に調査区から抽出した住戸に居住する世帯（約52万世帯）及び15歳以上の世帯員（約108万人）である。

(4) 調査の方法

平成29年調査は、総務大臣―都道府県知事―市町村長―指導員―調査員^(注)―調査世帯という流れにより行い、まず、調査員が、担当調査区内を巡回し、調査区要図及び抽出単位名簿を作成して市町村長に提出する。市町村長は、調査員が提出した抽出単位名簿から、総務省統計局長の定めた抽出方法により、調査世帯を選定する。その後、調査員は、調査世帯を訪問し、調査の趣旨等を説明して調査への回答を依頼するとともに、調査票やインターネット回答に必要な書類等を配布する。調査員は、インターネットによる回答の状況について市町村長からの連絡を受けた後、調査世帯を再び訪問し、インターネットで回答していない世帯から調査票を回収する。

(5) 調査事項

平成29年調査の調査事項は、15歳以上の世帯員に関する事項及び世帯に関する事項から成っている。

ア 15歳以上の世帯員に関する事項

(ア) 全員について

- ①基本事項について

(注) 調査区全体が共同住宅・長屋、学校の寮・寄宿舎、社会福祉施設又は病院・診療所の施設のみで構成されている調査区については、当該施設の管理会社や運営法人等が都道府県知事の委託により調査員事務を行う場合もある。

氏名、男女の別、配偶者の有無、世帯主との続き柄、出生の年月、就学状況・卒業時期、学校の種類、居住開始時期、転居の理由、転居前の居住地、収入の種類、ふだんの就業・不就業状態

②訓練・自己啓発について

職業訓練・自己啓発の有無、職業訓練・自己啓発の種類

③育児・介護の状況について

育児の有無、育児の頻度、育児休業等制度利用の有無・育児休業等の種類、介護の有無、介護の頻度、介護休業等制度利用の有無・介護休業等の種類

(イ) 有業者について

①主な仕事について

従業上の地位・勤め先での呼称、起業の有無、雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間、雇用契約の更新の有無・回数、勤め先の経営組織、勤め先の名称、勤め先の事業の内容、仕事の内容、企業全体の従業者数、年間就業日数、就業の規則性、週間就業時間、年間収入、就業開始の時期、就業開始の理由、現在の雇用形態についている理由、就業時間又は就業日数の調整の有無、転職又は追加就業等の希望の有無、転職希望の理由、希望する仕事の形態、求職活動の有無、就業時間延長等の希望の有無、1年前の就業・不就業状態、前職の有無

②主な仕事以外の仕事について

主な仕事以外の仕事の有無・従業上の地位、勤め先の事業の内容

③前職について

離職の時期、就業継続年月、離職の理由、従業上の地位・勤め先での呼称、前職の雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間、勤め先の事業の内容、仕事の内容

④初職について

現職又は前職と初職との関係、初職の就業開始の時期、初職の従業上の地位・勤め先での呼称

(ウ) 無業者について

①就業の希望等について

就業希望の有無、就業希望の理由、希望する仕事の種類、希望する仕事の形態、求職活動の有無、非求職の理由、求職期間、就業希望時期、就業非希望の理由、1年前の就業・不就業状態、就業経験の有無

②前職について

離職の時期、就業継続年月、離職の理由、従業上の地位・勤め先での呼称、前職の雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間、勤め先の事業の内容、仕事の内容

③初職について

前職と初職との関係、初職の就業開始の時期、初職の従業上の地位・勤め先での呼称
イ 世帯に関する事項

15歳未満の年齢別世帯人員、世帯全体の年間収入、15歳以上世帯人員

2 調査の変遷

(1) 調査期日の変遷

就業構造基本調査は、昭和31年の第1回調査から52年の第8回調査まで、3年ごとに各年7月1日現在で実施されてきた。第9回調査は、55年が国勢調査と重なることなどから、調査年を1年繰り上げて54年とし、調査日を10月1日現在に変更して実施された。これ以降調査日は10月1日となり、また、57年の第10回調査以降は調査周期を5年に改め、就業構造基本調査の実施年は国勢調査の中間年となっている。

(2) 調査票の種類及び申告方法等の変遷

昭和31年の第1回調査では、調査票は世帯票、個人票甲及び個人票乙の3種類を用いた。世帯票（5名連記式）は、調査員が調査世帯の世帯主に質問してその回答を記入するいわゆる他計申告^(注)の方式を用い、個人票甲は仕事をもっている者（有業者）に対して、また、個人票乙は仕事をもっていない者（無業者）に対して使用し、それぞれ調査世帯の14歳以上の世帯員自身が記入する自計申告方式と調査員が聞き取りをして記入する他計申告方式を併用した。

34年の第2回調査から、調査対象年齢を14歳以上から15歳以上に改め、これに伴って推計の基礎となる人口も男女別の15歳以上人口とした。

37年の第3回調査から、世帯票を5名連記式から6名連記式へ変更した。また、甲・乙2種類の個人票を一本化した。

43年の第5回調査から、就業状態についても世帯主が自ら記入するように改めた。これにより世帯人員を除く全ての調査事項が自計方式となった。

52年の第8回調査から、世帯調査票を廃止するとともに、集計事務の迅速化を図るため、調査票をマークシート様式に変更した。

平成19年の第15回調査では、調査票の回収方法の多様化を図るため、指定統計で初めて、世帯を対象としたインターネットによる回答を可能とする措置を一部の市区において導入した。その後、24年の第16回調査におけるインターネットによる回答導入地域の拡大（全国の県庁所在市、政令指定都市及び人口30万以上の市を対象）を経て、29年の第17回調査から、全ての地域においてインターネットによる回答を可能とした。

また、19年の第15回調査では、民間委託の一環として、国一括のコールセンターを設置し、福井県越前市において実査の一部を民間事業者に委託した。

(注) 平成19年に統計法が全面改正されたことに伴い、被調査者が行う回答を意味する法令上の用語は、「申告」から「報告」に改められているが、ここでは、当時（改正前）に用いていた「申告」の用語を用いている。

表 1 調査票の種類及び申告方法の変遷

調査回数	調査年月日	調査票の種類	申告方法
第1回	昭和31年7月1日	世帯票、個人票甲、個人票乙	他計方式及び自計方式の併用
第2回	34年7月1日	同 上	同 上
第3回	37年7月1日	世帯票、個人票	同 上
第4回	40年7月1日	同 上	同 上
第5回	43年7月1日	世帯調査票、個人調査票	自計方式、世帯人員のみ他計方式
第6回	46年7月1日	同 上	同 上
第7回	49年7月1日	同 上	同 上
第8回	52年7月1日	調査票は1種類(マークシート方式)	同 上
第9回	54年10月1日	同 上	同 上
第10回	57年10月1日	同 上	同 上
第11回	62年10月1日	同 上	同 上
第12回	平成4年10月1日	同 上	同 上
第13回	9年10月1日	同 上	同 上
第14回	14年10月1日	同 上	自計方式、15歳以上の世帯人員のみ他計方式
第15回	19年10月1日	同 上	同 上
第16回	24年10月1日	同 上	同 上
第17回	29年10月1日	同 上	同 上

(注) 平成19年調査以降一部地域の調査世帯については、インターネットにより回答することも可能とし、平成29年調査からは、全ての地域の調査世帯でインターネットによる回答を可能とした。

(3) 調査事項の変遷

調査事項は、その時々々の社会・経済情勢を反映して随時変更を行っている。第1回調査以来の調査事項の変遷は表2のとおりである。

表 2 調査事項の変遷

(注) 表中の●印は他計方式、○印は自計方式により調査していることを示す。

1. 15歳以上の世帯員に関する事項(昭和31年は14歳以上)

調査事項		昭 和 31 年	昭 和 34 年	昭 和 37 年	昭 和 40 年	昭 和 43 年	昭 和 46 年	昭 和 49 年	昭 和 52 年	昭 和 54 年	昭 和 57 年	昭 和 62 年	平 成 4 年	平 成 9 年	平 成 14 年	平 成 19 年	平 成 24 年	平 成 29 年	備 考			
(1) 全 員 に つ い て	氏名	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	男女の別	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	世帯主との続柄	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	出生の年月	●	●			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	昭和31、34年は生年月日			
	年齢			●	●																	
	配偶者の有無	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	就学状況					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	卒業時期																	○	○	・平成24年は昭和58年以降に卒業した者について ・平成29年は昭和63年以降に卒業した者について		
	学校の種類					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	昭和43～54年は、最終卒業学校について		
	1年前の常住地		●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	昭和34年は、就業異動のあった者について		
	居住開始の時期															○	○	○				
	転居の理由			●	●	○	○									○	○	○	○	昭和37～46年は1年前と住居変更があった者について		
	転居前の居住地															○	○	○				
	転居前の都道府県名		●	●	●	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	昭和31年～平成9年は1年前まで他の都道府県、市(区)町村に居住していた者について		
	転居前の市(区)町村名								○													
	収入の種類																		○	○		
	ふだんの就業・不就業状態	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	職業訓練・自己啓発の有無																	○	○			
	職業訓練・自己啓発の種類																	○	○			
	育児・ 介護の 状況に ついて	育児の有無																	○	○		
育児の頻度																			○			
育児休業等制度利用の有無																			○	○		
育児休業等制度の種類																				○	○	
介護の有無																				○	○	
介護の頻度																					○	
介護休業等制度利用の有無																					○	○
介護休業等制度の種類																					○	○
東日本 大震災 の仕事 への影 響につ いて	仕事への影響の有無																			○		
	避難の有無																				○	
	避難状況																				○	「避難の有無」が「避難した」者について
	震災時の居住地																				○	
月末1 週間に ついて	9月末1週間の就業・不就業状態									○						○	○					
	探している仕事の主従									○												

1. 15歳以上の世帯員に関する事項(昭和31年は14歳以上)(続き)

調査事項		昭 和 31 年	昭 和 34 年	昭 和 37 年	昭 和 40 年	昭 和 43 年	昭 和 46 年	昭 和 49 年	昭 和 52 年	昭 和 54 年	昭 和 57 年	昭 和 62 年	平 成 4 年	平 成 9 年	平 成 14 年	平 成 19 年	平 成 24 年	平 成 29 年	備 考	
(2) 有業者について	(ア) 従業上の地位	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	勤め先での呼称											○	○	○	○	○	○	○		
	起業の有無																○	○	○	
	雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間																		○	○
	雇用契約の更新の有無・回数																		○	○
	勤め先の経営組織	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	勤め先の名称	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	勤め先の事業の内容	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	仕事の内容	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	企業全体の従業者数	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	従業の場所	●	●	●	●			○												
	店舗・事業所・作業場などの設備の有無		●	●	●				○	○										○
	通勤時間								○											
	年間就業日数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	就業の規則性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	週間就業時間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	年間所得額	○	○	○	○	○	○	○	○											○
	年間収入										○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	就業開始の時期																○	○	○	
	就業開始の理由																○	○	○	
	現職の雇用形態についている理由																			○
	就業時間又は就業日数の調整の有無																			○
	転職又は追加就業等の希望の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	転職希望の理由	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	追加就業希望理由									○										○
	希望する仕事の形態		●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
求職活動の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
求職方法	●	●																		
就業時間延長等の希望の有無													○	○	○	○	○	○	○	

1. 15歳以上の世帯員に関する事項(昭和31年は14歳以上)(続き)

調査事項		昭和31年	昭和34年	昭和37年	昭和40年	昭和43年	昭和46年	昭和49年	昭和52年	昭和54年	昭和57年	昭和62年	平成4年	平成9年	平成14年	平成19年	平成24年	平成29年	備考		
(2) 有業者について(続き)	(ア) 入職経路	●	●	●	●														転職、新規就業の雇用者について		
	主な仕事について(続き)																			雇用者について	
	再就職経験の有無・時期								○											雇用者のうち、再就職者について	
	再就職時の年齢								○												
	再就職までの中断期間								○												
	再就職時の配偶関係								○												
	再就職時の子供の有無								○												
	再就職時の末子の年齢								○												
	社会保険の種類	●																			
	1年前との就業異動の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	継続就業年数			●					○	○	○	○	○	○	○						継続就業者について
	一時帰休の経験の有無												○								
	1年前の就業・不就業状態		●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成9年以前は新規就業者についてのみ
	新規就業理由	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	前職の有無											○	○	○	○	○	○	○	○		
(イ) 主な仕事以外の仕事の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
従業上の地位		●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
勤め先・業主などの名称					○																
勤め先の事業の内容	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
出稼ぎの仕事か否か					○														雇用者について		
年間就業日数		○	○	○	○			○													
就業の規則性								○													
週間就業時間								○													
年間収入額		○	○	○	○	○	○	○													
年間収入階級										○	○	○									
(ウ) 前職について	離職の時期											○	○	○	○	○	○	○	転職者について ・昭和54年以前は1年前の仕事について ・昭和57年～平成29年は、それぞれ以下の年以降に前職を辞めた者について 昭和57年:昭和31年 昭和62年:昭和36年 平成4年:昭和41年 平成9年:昭和46年 平成14年:昭和48年 平成19年:昭和53年 平成24年:昭和58年 平成29年:昭和63年		
就業継続年月			●					○			○	○	○	○	○	○	○	○			
離職の理由	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
従業上の地位	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
勤め先での呼称															○	○	○	○			
前職の雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間																		○			
勤め先・業主などの名称						○	○	○													
勤め先の事業の内容	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
仕事の内容	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
企業全体の従業者数		●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
(エ) 現職又は前職と初職との関係																					
い初職について	初職の就業開始の時期																		○		
初職の従業上の地位・勤め先での呼称																			○		

1. 15歳以上の世帯員に関する事項(昭和31年は14歳以上)(続き)

調査事項		昭和31年	昭和34年	昭和37年	昭和40年	昭和43年	昭和46年	昭和49年	昭和52年	昭和54年	昭和57年	昭和62年	平成4年	平成9年	平成14年	平成19年	平成24年	平成29年	備考	
(3) 無業者について	(ア) 就業希望の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	就業希望の理由	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	仕事からの収入の使途								○											
	希望する仕事の主従の別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	希望する仕事の種類															○	○	○	○	
	希望する仕事の形態		●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	求職活動の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	非求職の理由											○	○	○	○	○	○	○	○	非求職者について
	求職方法	●	●							○	○	○	○	○						} 求職者について
	求職期間									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	就業希望時期									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	就業非希望の理由																	○	○	
	1年前の就業・不就業状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	1年前の仕事の主従										○	○	○	○	○	○	○	○	○	離職者について
	1年前の不就業状態		●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	} 継続非就業者について
就業経験の有無											○	○	○	○	○	○	○	○		
(イ) 前職について	離職の時期										○	○	○	○	○	○	○	○	} 離職者について ・昭和54年以前は1年前の仕事について ・昭和57年～平成29年は、それぞれ以下の年以降に前職を辞めた者について 昭和57年:昭和31年 昭和62年:昭和36年 平成4年:昭和41年 平成9年:昭和46年 平成14年:昭和48年 平成19年:昭和53年 平成24年:昭和58年 平成29年:昭和63年	
	就業継続年月			●				○			○	○	○	○	○	○	○	○		
	離職の理由	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	従業上の地位	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	勤め先での呼称															○	○	○		
	前職の雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間																	○		
	勤め先・業主などの名称							○	○	○										
	勤め先の事業の内容	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
仕事の内容	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
企業全体の従業者数		●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(ウ) 初職について	前職と初職との関係																○	○		
	初職の就業開始の時期																○	○		
	初職の従業上の地位・勤め先での呼称																○	○		

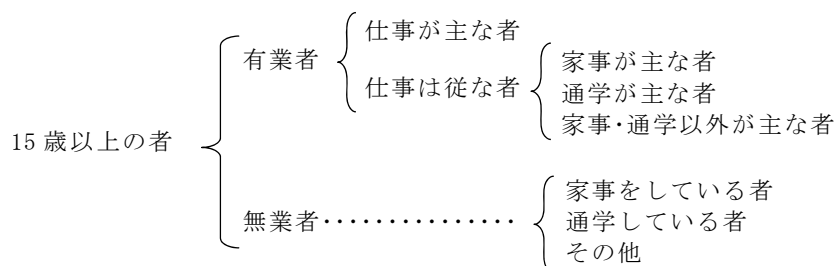
2. 世帯に関する事項

調査事項	昭和31年	昭和34年	昭和37年	昭和40年	昭和43年	昭和46年	昭和49年	昭和52年	昭和54年	昭和57年	昭和62年	平成4年	平成9年	平成14年	平成19年	平成24年	平成29年	備考
15歳以上世帯人員	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	昭和31年は、14歳以上・未満別
15歳未満世帯人員	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	
15歳未満の年齢別世帯人員						●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	昭和46～54年は年齢階級別(昭和46、49年は男女別に調査)
世帯の収入の種類											○	○	○	○	○	○	○	
世帯全体の年間収入										○	○	○	○	○	○	○	○	
仕事以外からの収入の種類別年間収入額	●	●	●	●														
1か月当たり総収入額	●																	
住居の種類										○								

3 調査で用いる主な用語

(1) 有業者と無業者

15歳以上の者を、調査期日現在で見て、ふだんの就業・不就業の状態によって次のように区分する。



国勢調査や労働力調査が月末1週間の状態を捉えているのに対し、就業構造基本調査では、「ふだんの状態」によって就業・不就業の状態を捉えている。このように調査期日現在の「ふだんの状態」で就業状態を決定しようとする方法を「ユージュアル方式」又は「有業者方式」という。昭和31年の開始以来、就業構造基本調査がこの方式を採っているのは、1週間の就業状態だけでは把握しきれない就業希望意識、不完全就業、就業異動などの実態をより詳細に把握し、分析するためである。

この方法においては、「ふだん仕事をしているか否か」により「有業者」と「無業者」の二つに区分される。

有業者とは、ふだんの状態として、収入を目的とした仕事をしており、調査日以降も続けていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者をいう。なお、家族が自家営業（個人経営の商店、工場や農家など）に従事した場合は、その家族が無給であっても、自家の収入を得る目的で仕事をしたことになる。また、仕事があつたりなか

ったりする人や忙しい時だけ家業を手伝う人などで、「ふだんの就業状態」がはっきり決められない場合は、おおむね1年間に30日以上仕事をしている場合を有業者としている。

無業者とは、ふだん収入を得ることを目的とした仕事をしていない者をいう。すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者をいう。

(2) 従業上の地位・雇用形態と就業の規則性

有業者を「自営業主」、「家族従業者」、「雇用者」の三つに区分した上で、「会社などの役員」以外の雇用者については、勤め先での呼称によって、①正規の職員・従業員、②パート、③アルバイト、④労働者派遣事業所の派遣社員、⑤契約社員、⑥嘱託、⑦その他、の七つに区分している。

また、年間就業日数が200日未満の者については、次の三つに区分している。

①規則的就业

毎日ではないが、おおむね規則的に仕事をしている場合

②季節的就业

農繁期や盛漁期など特定の季節だけ仕事をしている場合

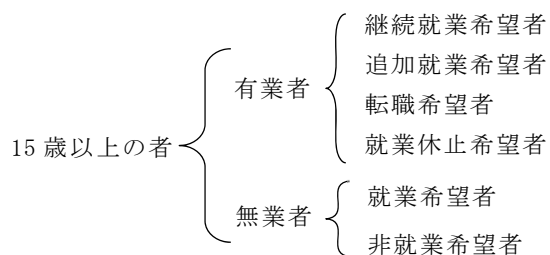
③不規則的就业

仕事があるとき、又は仕事が忙しいときにのみ仕事をしている場合

なお、年間就業日数が200日以上 of 就業者及び200日未満 of 就業者のうち規則的就业の者については、年間就業日数に加えて、週間就業時間（ふだんの1週間の実労働時間）も調査している。

(3) 就业希望

就业に関する希望により、15歳以上の者を次のように区分している。



①継続就业希望者

現在就いている仕事を今後も続けていきたいと思っている者のうち、「追加就业希望者」に該当しない者

②追加就业希望者

現在就いている仕事を続けながら、他の仕事もしたいと思っている者

③転職希望者

現在就いている仕事を辞めて、他の仕事に変わりたいと思っている者

④就業休止希望者

現在就いている仕事を辞めようと思っており、もう働く意思のない者

⑤就業希望者

何か収入になる仕事をしたいと思っている者

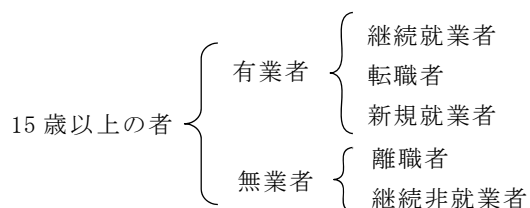
⑥非就業希望者

仕事をする意思のない者

有業者のうちの追加就業希望者、転職希望者と無業者のうちの就業希望者については、実際に仕事を探したり、準備したりしているかどうかによって、求職者と非求職者とに区分される。仕事を探したり、準備したりしているとは、インターネットの求人・求職サイトや新聞広告の求人欄・求人情報誌を見て応募したり、公共職業安定所や民間職業紹介所に申し込んだり、直接人に頼んで仕事を探してもらっている場合、また、労働者派遣事業所に登録して仕事に来るのを待っている場合や、事業を始めるための資金、資材、設備の調達などの準備している場合をいう。

(4) 就業異動

過去1年以内の就業異動により、15歳以上の者を次のように区分している。



①継続就業者

1年前も現在と同じ勤め先で就業していた者

②転職者

1年前の勤め先と現在の勤め先が異なる者

③新規就業者

1年前には仕事をしていなかったが、この1年間に現在の仕事についた者

④離職者

1年前には仕事をしていたが、その仕事を辞めて、現在は仕事をしていない者

⑤継続非就業者

1年前も現在も仕事をしていない者

4 標本抽出方法・結果の推定方法

(1) 標本抽出方法

標本抽出方法は、第1次抽出単位を国勢調査調査区、第2次抽出単位を住戸とし、それ

それぞれの抽出単位を層化した後に抽出を行う層化2段抽出法である。平成29年の調査では、第1次抽出で全国から32,708調査区を抽出し、第2次抽出で約49万住戸を抽出した。調査対象者は、この方法により抽出された住戸に居住する15歳以上の世帯員全員である。

なお、これまでの調査における標本抽出の変遷は、次の表のとおりである。

表3 標本抽出の変遷

調査年	抽出方法	第1次抽出単位	第2次抽出単位	標本調査区数
昭和31年	層化2段抽出法	昭和30年国勢調査調査区	世帯	16,140
34年	同上	昭和30年国勢調査調査区	同上	16,435
37年	同上	昭和35年国勢調査調査区	同上	18,211
40年	同上	昭和35年国勢調査調査区	同上	18,598
43年	同上	昭和40年国勢調査調査区	同上	19,097
46年	同上	昭和45年国勢調査調査区	同上	20,585
49年	同上	昭和45年国勢調査調査区	同上	21,503
52年	同上	昭和45年国勢調査調査区	同上	23,200
54年	同上	昭和50年国勢調査調査区	同上	23,000
57年	同上	昭和55年国勢調査調査区	同上	22,998
62年	同上	昭和60年国勢調査調査区	同上	24,900
平成4年	同上	平成2年国勢調査調査区	同上	28,740
9年	同上	平成7年国勢調査調査区	同上	28,740
14年	同上	平成12年国勢調査調査区	住戸	29,390
19年	同上	平成17年国勢調査調査区	同上	30,361
24年	同上	平成22年国勢調査調査区	同上	31,638
29年	同上	平成27年国勢調査調査区	同上	32,708

ア 標本調査区の抽出（第1次抽出）

第1次抽出単位である調査区の抽出は以下の手順により行う。

(ア) 標本調査区は、次のものを除く全国の調査区の中から抽出する。

- ①山林・森林・原野地帯等のある区域
- ②刑務所・拘置所等のある区域
- ③自衛隊区域
- ④駐留軍区域
- ⑤水面調査区

(イ) 各調査区について、国勢調査の結果等に基づく特性により、次の6層に分類する。

- ①層 1 …人口が 0 の調査区
- ②層 2 …世帯数が 15 以下の調査区
- ③層 3 …学生の寮・寄宿舍のある調査区
- ④層 4 …病院・療養所及び社会施設のある調査区
- ⑤層 5 …給与住宅のある調査区
- ⑥層 6 …上記以外の調査区

(ウ) 層ごとに、調査区を次の基準により配列する。

- ①都道府県
- ②都道府県内経済圏
- ③市区町村コード（標本抽出時：廃置分合後）
- ④市区町村コード（国勢調査時：廃置分合前）
- ⑤国勢調査調査区番号

(エ) (ウ)の配列を基に、それぞれ都道府県ごとに全調査区の15歳以上人口を累積し、累積した15歳以上人口に対して確率比例系統抽出法（大きさの不揃いな抽出単位から標本抽出をする場合に、各抽出単位を同一確率で選ぶのではなく、それぞれの抽出単位の大きさに比例した確率で、等間隔に抽出する方法）により調査区を抽出する。

イ 住戸の抽出（第2次抽出）

第2次抽出単位である住戸の抽出は以下の手順により行う。

- (ア) 標本調査区ごとに、調査区に含まれる全ての住戸を確認して名簿を作成し、これを「居住者無」、「居住者有」の順に配列する。
- (イ) (ア)の配列を基に、標本調査区ごとに、抽出起番号を1とし、抽出間隔を「居住者有」の住戸数を15で除し小数点以下を切り上げた値として、等確率系統抽出法（各抽出単位を同一確率で、等間隔に抽出する方法）により住戸を（例えば抽出間隔が4であれば、1、5、9……の抽出単位番号が付された住戸を）抽出する。
- (ウ) 抽出された「居住者有」の住戸数が15未満の場合は、最初に抽出された「居住者有」の住戸の次の住戸以降の配列について、抽出住戸数が15になるまで(イ)と同様に再度抽出を行う。

(2) 結果の推定方法

結果の推定方法は、比推定の考え方に基づいており、ある属性を持つ人口を推定するには、調査で得られたその属性を持つ人口に線型推定用乗率を乗じ、更に別途推計した基準人口を線型推定による人口で除した比推定用乗率を乗じることにより推定値を算出している。

例えば、有業者数は次の式で表される。

$$\text{有業者数} = \text{線型推定}^{(注)} \text{による有業者数} \times \frac{\text{基準人口}}{\text{線型推定}^{(注)} \text{による人口}}$$

(注) 線型推定とは、調査で得られた人口に抽出率の逆数を乗じ、全体の人口を推計することであり、ここでは抽出率の逆数を線型推定用乗率と表記している。

ア 線型推定用乗率の算出

(ア) 算出する区分

線型推定用乗率は、次の区分ごとに算出する。

- ①層（標本抽出に用いた(1)ア(イ)に示す6層のうち、層1、層2、層6の三つを一つに統合した4区分）
- ②地域（都道府県）
- ③標本調査区
- ④居住者の有無（住戸の抽出時における居住者の有無）

(イ) 算出方法

層、地域、標本調査区、居住者の有無別の線型推定用乗率は、次の式で表される。

$$R_{hijk} = \frac{1}{m_{hi}} \cdot \frac{P'_{hi}}{P'_{hij}} \cdot \frac{N_{hijk}}{n_{hijk}} \cdot r_{hij}$$

h : 層 ($h=1, 2, \dots, 4$)

m : 標本調査区数

i : 線型推定に用いる地域

P' : 国勢調査時の15歳以上人口

(都道府県: $i=1, 2, \dots, 47$)

N : 総住戸数

j : 標本調査区 ($j=1, 2, \dots, m_{hi}$)

n : 調査住戸数

k : 居住者の有無 ($k=1, 2$)

r : 修正倍率 (調査区の合併・分割のあった場合

R : 線型推定用乗率

の補正值)

イ 線型推定値の算出

(ア) 算出する区分

線型推定値は、比推定に用いる次の区分ごとに算出する。

- ①地域（99区分）
 - ・ 県庁所在都市（47区分）
 - ・ 県庁所在都市以外の政令指定都市^(注)（5区分）
 - ・ 各都道府県における上記以外の地域（47区分）
- ②男女（2区分）

(注) 川崎市、相模原市、浜松市、堺市及び北九州市

③年齢階級（15区分）

15～19歳から80～84歳までの5歳階級及び85歳以上

④世帯の種類（2区分）

非単身世帯及び単身世帯

(イ) 算出方法

まず、層、標本調査区、居住者の有無ごとに、男女、年齢階級、世帯の種類別調査人口を求める。これに、標本調査区、居住者の有無別の線型推定用乗率を乗じ、地域（99区分）及び層内で合算する。これにより、地域及び層ごとの男女、年齢階級、世帯の種類別人口の線型推定値が算出される。

次に、こうして算出された地域及び層ごとの線型推定値を地域内で合算し、地域、男女、年齢階級、世帯の種類別人口の線型推定値を算出する。

$$\hat{P}_{hi'l} = \sum_j \sum_k R_{hjk} \cdot Q_{hjkl}$$

$$\hat{P}_{i'l} = \sum_h \hat{P}_{hi'l}$$

h : 層 ($h=1, 2, \dots, 4$)

i' : 比推定に用いる地域
($i'=1, 2, \dots, 99$)

j : 標本調査区
($j=1, 2, \dots, m_{hi'}$)

k : 居住者の有無 ($k=1, 2$)

l : 男女、年齢階級、世帯の種類
($l=1, 2, \dots, 60$)

\hat{P} : 線型推定値

m : 標本調査区数

R : 線型推定用乗率

Q : 調査人口

ウ 比推定用乗率の算出

(ア) 算出する区分

比推定用乗率は、イ(ア)と同じ地域、男女、年齢階級、世帯の種類ごとに算出する。

(イ) 基準人口

基準人口は、次に示す数値を用いて推計した調査日時点の人口を用いる。

①国勢調査結果（総務省）

②全国及び都道府県：10月1日現在推計人口（総務省）

③政令指定都市及び県庁所在都市：10月1日現在推計人口（各都道府県）

④自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者数^(注)（防衛省）

⑤刑務所、拘置所の被収容者のうち刑の確定している者及び少年院の在院者数^(注)（法務省）

(ウ) 算出方法

(注) ④及び⑤は、調査の対象外となる人口の推計に用いる。

地域、男女、年齢階級、世帯の種類ごとに、基準人口を線型推定値で除して比推定用乗率を算出する。

$$R'_{i'l} = \frac{P_{i'l}}{\hat{P}_{i'l}}$$

i' : 比推定に用いる地域
($i'=1, 2, \dots, 99$)

l : 男女, 年齢階級, 世帯の種類
($l=1, 2, \dots, 60$)

R' : 比推定用乗率

P : 基準人口

\hat{P} : 線型推定値

エ 推定値の算出

ある属性を持つ人口を推定するには、まず各標本調査区の居住者の有無ごとに、その属性を持つ男女、年齢階級、世帯の種類別の調査人口を求める。これにアで求めた標本調査区、居住者の有無別の線型推定用乗率を乗じ、さらに、ウで求めた地域、男女、年齢階級、世帯の種類別の比推定用乗率を乗じる。こうして算出された値を地域内で合算することにより、目的の属性を持つその地域内の男女、年齢階級、世帯の種類別の人口の推定値を算出する。

これを必要に応じて、地域、男女、年齢階級、世帯の種類について合算して、各種の結果数字を得る。

第三節 社会生活基本調査

1 調査の概観

(1) 調査の沿革

第1回の社会生活基本調査は、昭和51年10月に実施された。この頃には、第1次石油危機を経て日本経済が高度成長期から安定成長期へと移行を始め、国民の意識も金銭的・物質的な面ばかりでなく、生活の質的向上や精神的充実へと向けられるようになっており、社会生活基本調査は、このような状況の中で、生産・所得・雇用などの分野に比較して統計が十分でなかった国民生活の質的側面を明らかにすることを目的として開始されたものである。この調査は、51年の第1回以来5年ごとに実施され、国民の生活時間の配分と自由時間における主な活動（学習・自己啓発・訓練、スポーツ、趣味・娯楽、ボランティア活動、旅行・行楽など）について調査している。調査の内容は、1日の生活時間の配分に関する事項と過去1年間における行動に関する事項に大別されている。

なお、この調査には、「調査票A」及び「調査票B」の2種類の調査票を用いている。調査票Aと調査票Bの大きな違いは、過去1年間における行動に関する事項は調査票Aのみで聞いていることのほか、1日の生活時間の配分の把握方法にある。調査票Aはプリコ

ード方式（時間帯ごとの行動について、あらかじめ調査票に記載された行動の種類から選定する方式）を採用しており、符号格付事務（集計を行うために行動の種類ごとに符号を付けて分類する作業）が不要であることから、調査の対象を大規模にすることができ、都道府県別等の地域別結果の提供を可能としている。一方、調査票Bは、国際比較への対応を目的として、平成13年調査から新たに導入したアフターコード方式（日誌形式でフリーワードにより行動を詳細に記入する方式）を採用したものであり、詳細な行動の把握が可能となっている。この方式は諸外国でも採用されているものであり、かつ、欧州統一生活時調査（H E T U S : Harmonised European Time Use Survey）との比較が可能な分類区分により集計している。

(2) 調査の対象

社会生活基本調査は、世帯及び個人に関する事項について調査を行う標本調査である。調査対象者の選定（標本の抽出）は、第1次抽出単位を国勢調査調査区、第2次抽出単位を世帯とする層化2段抽出法によっているが、次の者は調査の対象から除いている。

- ①外国の外交団、領事団（家族、随員及び随員の家族を含む。）
- ②外国軍隊の軍人、軍属の構成員（家族を含む。）
- ③自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者
- ④矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院）の被収容者
- ⑤社会福祉施設の入所者
- ⑥病院、療養所等の入院・入所者
- ⑦水上に住居を有する者

(3) 調査の期日

調査は10月20日現在で実施されている。ただし、調査事項のうち生活時間の配分に関しては、週全体、平日、土曜、日曜別の結果表章を行うため、10月16日から24日までの9日間（令和3年調査の場合。土曜に始まる9日間であり、初日は実施年により異なる。）のうちから、調査区ごとに定める連続する2日間について調査している。

(4) 調査の方法

調査は、調査員が調査世帯ごとに調査書類を配布し、必要に応じて質問し、調査票を回収すること又は政府統計共同利用システムを利用して調査世帯がオンラインで回答することにより行う。

なお、災害や感染症の流行等に伴い、調査員が訪問して調査票の配布・回収を行うことが困難な場合は、郵送により調査票を配布・回収することができることとしている。

2 調査の変遷

社会生活基本調査について、調査期日、調査対象及び標本設計、調査事項、結果表章に用いた主な分類区分の変遷を見ると次の表のとおりである。

表 社会生活基本調査の変遷

1 調査の期日

	昭和51年	昭和56年	昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年	平成23年	平成28年	令和3年
調査日	10月17日(日) ～10月23日 (土)のうち1日(調査区を7組に等分し、組別に指定)	10月1日				10月20日				
生活時間の調査日	調査日及びその翌日の2日間	10月1日(木)、10月3日(土)、10月4日(日)のうち1日(調査区ごとに指定)	9月27日(土)～10月5日(日)のうち連続する2日間(調査区ごとに指定)	9月28日(土)～10月6日(日)のうち連続する2日間(調査区ごとに指定)	9月28日(土)～10月6日(日)のうち連続する2日間(調査区ごとに指定)	10月13日(土)～10月21日(日)のうち連続する2日間(調査区ごとに指定)	10月14日(土)～10月22日(日)のうち連続する2日間(調査区ごとに指定)	10月15日(土)～10月23日(日)のうち連続する2日間(調査区ごとに指定)	10月15日(土)～10月23日(日)のうち連続する2日間(調査区ごとに指定)	10月16日(土)～10月24日(日)のうち連続する2日間(調査区ごとに指定)

2 調査の対象及び標本設計

	昭和51年	昭和56年	昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年 ^(注2)	平成18年	平成23年	平成28年	令和3年
調査の対象 ^(注1)	選定した世帯に居住する15歳以上の世帯員				選定した世帯に居住する10歳以上の世帯員					
標本抽出の方法	層化3段抽出法		層化2段抽出法							
抽出単位	第1次:市町村 第2次:昭和50年国勢調査調査区 第3次:世帯	第1次:昭和55年国勢調査調査区 第2次:世帯	第1次:昭和60年国勢調査調査区 第2次:世帯	第1次:平成2年国勢調査調査区 第2次:世帯	第1次:平成7年国勢調査調査区 第2次:世帯	第1次:平成7年国勢調査調査区 第2次:世帯	第1次:平成12年国勢調査調査区 第2次:世帯	第1次:平成17年国勢調査調査区 第2次:世帯	第1次:平成22年国勢調査調査区 第2次:世帯	第1次:平成27年国勢調査調査区 第2次:世帯
サンプルサイズ	352市町村					【調査票A】	【調査票A】	【調査票A】	【調査票A】	【調査票A】
	5077調査区	5568調査区	6304調査区	6584調査区	6584調査区	6104調査区	6344調査区	6584調査区 ^(注3) (6513調査区)	6912調査区 ^(注4) (6904調査区)	7152調査区
	約19万人 (15歳以上)	約21万人 (15歳以上)	約24万人 (15歳以上)	約25万人 (15歳以上)	約27万人 (10歳以上) 約24万人 (15歳以上)	約19万人 (10歳以上)	約19万人 (10歳以上)	約19万人 (10歳以上)	約19万人 (10歳以上)	約18万人 (10歳以上)
						【調査票B】	【調査票B】	【調査票B】	【調査票B】	【調査票B】
						336調査区	352調査区	392調査区 ^(注3) (389調査区)	408調査区 ^(注4) (407調査区)	424調査区
						約1万人 (10歳以上)	約1万人 (10歳以上)	約1万人 (10歳以上)	約1万人 (10歳以上)	約1万人 (10歳以上)

(注1) 次の者は調査の対象から除いている。

- ア 外国の外交団、領事団及び軍隊の構成員(家族、随員及び随員の家族を含む。)
- イ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者
- ウ 矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院)の被収容者
- エ 社会福祉施設の入所者
- オ 病院、療養所等の入院・入所者
- カ 水上に住居を有する者

(注2) 平成13年調査から、生活時間の記入方法について、従来のブロード方式(調査票A)に加え、アフターコード方式(調査票B)を導入した。

(注3) 標本設計時の調査区数。東日本大震災の影響により調査困難な地域を調査対象から除外しており、()内は除外後の調査区数

(注4) 標本設計時の調査区数。平成28年熊本地震の影響により調査困難な地域を調査対象から除外しており、()内は除外後の調査区数

3 調査事項

調査事項	昭 和			平 成						令 和
	51年	56年	61年	3年	8年	13年	18年	23年	28年	3年
1. 10歳以上の人について (平成3年以前の調査では15歳以上の人について)										
(1)氏名	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(2)男女の別	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(3)世帯主との続き柄	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(4)出生の年月		●	●	●	●	●	●	●	●	●
(5)年齢	●									
(6)配偶関係	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(7)在学、卒業等教育の状況	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(8)ふだんの健康状態								●(注2)	●	●
(9)現住居に入居した時期			●							
(10)義務教育を受けた場所			●							
(11)情報通信関連機器の使用の状況						●	●	B		
2. 15歳以上の人について										
(1)慢性的な病気及び長期的な健康問題の状態										●
(2)日常生活への支障の程度										●
(3)ふだんの介護・看護の状況 (注3)				●	●	●	●	●	●	●
(4)ふだんの就業状態	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(5)就業希望の状況							A	A	A	A
(6)従業上の地位	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(7)勤務形態								●	●	●
(8)年次有給休暇の取得日数								●	●	●
(9)仕事の種類	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(10)所属の企業全体の従業者数	●		●	●	●	A	A	A	A	A
(11)ふだんの1週間の就業時間	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(12)希望する1週間の就業時間								●	●	●
(13)ふだんの片道の通勤時間					●	A	A	A		
(14)週休制度	●	●	●	●	●	A	A			
(15)連続した休暇の取得状況			●	●	●		A			
(16)仕事からの年間収入								●	●	●
3. 60歳以上の人について (平成8年の調査では65歳以上の人について)										
○子の有無・居住地					●	A	A	A		
4. 10歳未満の人について (平成3年以前の調査では15歳未満の人について)										
(1)氏名	●	●	●	●	●					
(2)男女の別	●	●								
(3)世帯主との続き柄	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(4)出生の年月		●	●	●						
(5)年齢	●				●	●	●	●	●	●
(6)在学・在園の状況	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(7)塾・家庭教師、けいこごとの状況	●									
(8)育児支援の利用の状況								●	●	●

3 調査事項（続き）

調査事項	昭 和			平 成						令 和	
	51年	56年	61年	3年	8年	13年	18年	23年	28年	3年	
5. 世帯について											
(1)住居の種類	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
(2)居住室数	●	●	●	●	●	●	●				
(3)自家用車の有無			●	●	●	●	●	●	●		
(4)介護の手助けの有無						●	●	●	●	(注4)	
(5)介護・看護を受けている人の有無			●								
(6)世帯の年間収入	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
(7)不在者の有無					●	●	●	●	●	●	
6. 1日の生活時間について 〔10歳以上の人（平成3年以前の調査） では15歳以上の人）について〕											
○ 行動の種類（調査票A）	17区分	18区分	19区分	20区分	20区分	20区分	20区分	20区分	20区分	20区分	
（調査票B）						62区分	85区分	90区分	90区分	90区分	
○ インターネットの利用						B	B	B			
○ スマートフォン・パソコンなどの使用									●(注5)	●	
○ 場所						B	B	B	B	B	
○ 一緒にいた人					●	●	●	●	●	●	
○ 時間帯	●		●	●	●	●	●	●	●	●	
7. 1年間の生活行動について 〔10歳以上の人（平成3年以前の調査） では15歳以上の人）について〕						調査票Aのみで調査					
(1) インターネットの利用	○ 種類					5種類	7種類				
	○ 場所					A					
	○ 機器						A				
	○ 目的					A	A				
	○ 種類別頻度					A	A				
(2) 学習・訓練 自己啓発	○ 種類	8種類	11種類	13種類	13種類	13種類	9種類	9種類	9種類	9種類	
	○ 目的						A	A	A	A	
	○ 方法	6種類	11種類	11種類	11種類	11種類		10種類	10種類	10種類	
	○ 自由記入（種類）		●								
	○ 種類別頻度		●		●	●	A	A	A	A	
	方法別										
○ 頻度	●		●								
○ 目的	●										
(3) スポーツ	○ 主な種類	10種類	10種類	21種類	22種類	42種類	16種類	22種類	22種類	23種類	
	○ その他の種類			18種類	18種類						
	○ 自由記入（種類）	●	●	●	●	●		A	A	A	
	○ 全種類を通じた頻度	●									
	種類別	○ 頻度	●	●	●	●	●	A	A	A	A
		○ 共に活動した人	●		●	●	●				
		○ 利用した施設	●	●	●	●	●				
○ サークル等の加入の有無		●		●							

3 調査事項（続き）

調査事項		昭和			平成						令和
		51年	56年	61年	3年	8年	13年	18年	23年	28年	3年
(4) 趣味・ 娯楽	○ 主な種類	9種類	調査 して いな い	22種類	22種類	50種類	20種類	34種類	34種類	34種類	35種類
	○ その他の種類			27種類	26種類						
	○ 自由記入（種類）	●		●	●		A	A	A	A	
	種類別 <ul style="list-style-type: none"> ○ 頻度 ○ 共に活動した人 ○ 利用した施設 ○ サークル等の加入の有無 	●		●	●	A	A	A	A	A	
		●		●	●						
●											
●											
(5) ボラ ンテ ィ活 動	○ 種類	6種類	6種類	6種類	6種類	6種類	10種類	11種類	11種類	11種類	11種類
	○ 自由記入（種類）	●									
	○ 種類別頻度	●	●	●	●	●	A	A	A	A	A
	○ 1日当たりの平均時間								A	A	A
	○ 活動の形態	●	●	●	●	●	A	A	A	A	A
	○ 共に活動した人	●	●	●	●	●	A	A			
(6) 旅行・ 行楽	行楽			●	●	●	A	A	A	A	A
	○ 頻度（回数）			●	●	●	A	A	A	A	A
	○ 共にした人				●	●	A	A	A	A	A
	旅行（1泊2日以上）	●	●	●	●	●	A	A	A	A	A
	○ 種類	2種類	3種類	5種類	5種類	5種類	5種類	5種類	5種類	3種類	3種類
	○ 種類別頻度（回数）	●	●	●	●	●	A	A	A	A	A
	○ 利用宿泊施設	●	●	●							
	○ 種類別合計旅行日数	●									
○ 共にした人	●	●	●	●	●	A	A	A	A	A	
(7) 社会参加活動				●	●						
○ 頻度				●	●						
(8) 文化施設の利用について	●										
○ 施設の種類	5種類										
○ 利用頻度	●										
(9) 入院・診療について	●	●									
① 入院について											
○ 医療施設の種類	3種類	3種類									
○ 施設別入院日数	●	●									
② 診療について											
○ 医療施設の種類	5種類	5種類									
○ 施設別診療日数	●	●									

（注1）表中Aは調査票Aのみで調査している事項であり、Bは調査票Bのみで調査している事項である。

（注2）平成23年調査では、15歳以上の人について調査

（注3）平成18年以前の調査では、10歳以上の人について調査

（注4）令和3年調査では世帯主だけでなく15歳以上の人について、「ふだんの介護・看護の状況」として、「介護をしているか」に加え「介護を受けているか」について調査

（注5）平成28年調査では、調査票Aでは使用目的、使用時間帯及び使用時間数を調査。調査票Bでは使用時間帯について調査

4 結果表章に用いた主な分類区分

1日の生活時間に関連するもの

(1) 行動の種類 (平成13年以降は調査票A)

昭和51年	昭和56年	昭和61年	平成3年、平成8年、平成13年、平成18年、平成23年、平成28年、令和3年
○ 1次活動 ・睡眠 ・身の回りの用事 ・食事	○ 1次活動 ・睡眠 ・身の回りの用事 ・食事	○ 1次活動 ・睡眠 ・身の回りの用事 ・食事	○ 1次活動 ・睡眠 ・身の回りの用事 ・食事
○ 2次活動 ・通勤・通学 ・仕事 ・勉強・研究 (注1) ・家事・育児 ・買い物	○ 2次活動 ・通勤・通学 ・仕事 ・学業 ・家事・育児 ・買い物	○ 2次活動 ・通勤・通学 ・仕事 ・学業 ・家事 ・育児 ・買い物	○ 2次活動 ・通勤・通学 ・仕事 ・学業 ・家事 ・介護・看護 ・育児 ・買い物
○ 3次活動 ・その他の移動 ・ラジオ・テレビ・新聞・雑誌 ・休養・くつろぎ ・趣味・娯楽 ・スポーツ ・奉仕的な活動 ・交際 ・受診・療養 ・その他	○ 3次活動 ・移動 ・テレビ・ラジオ・新聞・雑誌 ・休養・くつろぎ ・学習活動 ・趣味・娯楽 ・スポーツ ・奉仕的な活動 ・交際 ・受診・療養 ・その他	○ 3次活動 ・移動 ・テレビ・ラジオ・新聞・雑誌 ・休養・くつろぎ ・学習・研究 ・趣味・娯楽 ・スポーツ ・社会奉仕 ・交際・付き合い ・受診・療養 ・その他	○ 3次活動 ・移動 (通勤・通学を除く) ・テレビ・ラジオ・新聞・雑誌 ・休養・くつろぎ ・学習・自己啓発・訓練 (学業を除く) (注2) ・趣味・娯楽 ・スポーツ ・ボランティア活動・社会参加活動 (注3) ・交際・付き合い ・受診・療養 ・その他

(注1) 学業以外の勉強・研究は、3次活動に区分

(注2) 平成3年～18年は「学習・研究」として調査

(注3) 平成3年及び8年は「社会的活動」として調査

(2) 行動の種類 (調査票B)

平成13年	平成18年	平成23年、平成28年、令和3年
62区分	大分類 6区分 中分類 22区分 小分類 85区分	大分類 6区分 中分類 22区分 小分類 90区分

(3) 曜日・その日の行動の種類

昭和51年	昭和56年	昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年	平成23年	平成28年	令和3年
【曜日】 週全体 日曜日 ウイークデー 月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日 土曜日 (有業者について) 平日 休日	【曜日】 週全体 平日 土曜日 日曜日	【曜日】 週全体 平日 土曜日 日曜日 【その日の行動の種類】 総数 うち、ふだんの日※ ※ 次の1～5以外の日 1 旅行 2 行楽 3 出張・研修等 4 療養 5 休みの日	【曜日】 週全体 平日 土曜日 日曜日 【その日の行動の種類】 総数 うち、休みの日 ふだんの日※ ※ 次の1～6以外の日 1 旅行 2 行楽 3 行事又は冠婚葬祭 4 出張・研修等 5 療養 6 休みの日	【曜日】 週全体 平日 土曜日 日曜日 【その日の行動の種類】 総数 うち、休みの日 ふだんの日※ ※ 次の1～7以外の日 1 旅行・行楽 2 行事又は冠婚葬祭 3 出張・研修等 4 療養 5 休みの日 6 育児休業・子の 7 介護休業・介護休暇					

1年間の生活行動に関連するもの

(4) インターネットの利用の種類

平成13年	平成18年
<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換 ・情報発信 ・情報収集 ・その他 (別掲) ・商品やサービスの予約、購入、支払い等の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子メール ・掲示板・チャット ・ホームページ、ブログの開設・更新 ・情報検索及びニュース等の情報入手 ・画像・動画・音楽データ、ソフトウェアの入手 ・商品やサービスの予約・購入、支払いなどの利用 ・その他

(5) 学習・自己啓発・訓練の種類

昭和51年	昭和56年	昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年	平成23年	平成28年	令和3年
<ul style="list-style-type: none"> ・外国語 ・商業・実務・ビジネス関係 ・工業・技術・電子関係 ・医療・保健 ・家事・家政 ・教育・福祉 ・時事問題 ・学術・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語 ・商業実務・ビジネス関係 ・工業技術関係 ・医療・保健 ・理容・調理等 ・家政・家事 ・教育・社会福祉 ・人文・社会科学 ・自然科学 ・芸術・文化・教養関係 ・時事問題 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語 ・商業実務・ビジネス関係 ・工学・工業関係 ・医学・保健 ・調理・理容・美容 ・家政・家事 ・育児・家庭教育 ・教育・社会福祉 ・人文・社会科学 ・自然科学 ・芸術・文化 ・時事問題 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語 ・英語 ・英語以外の外国語 ・商業実務・ビジネス関係 (総数) ・パソコンなどの情報処理 ・商業実務・ビジネス関係 ・介護関係 ・家政・家事 ・人文・社会・自然科学 ・芸術・文化 ・その他 						

(6) スポーツの種類

昭和51年	昭和56年	昭和61年	平成3年
<ul style="list-style-type: none"> ・陸上競技 ・水泳 ・体操競技 ・ウエイトリフティング ・野球 ・バレーボール ・ソフトボール ・バスケットボール ・サッカー ・ラグビー ・アメリカンフットボール ・ハンドボール ・ホッケー ・テニス ・卓球 ・バドミントン ・柔道 ・剣道 ・相撲 ・ボクシング ・レスリング ・空手 ・合気道 ・フェンシング ・登山 ・アイススケート ・スケート競技 ・ヨット ・漕艇 ・ゴルフ ・サイクリング ・ハイキング ・オリエンテーリング ・フィールドアスレチック ・弓道 ・射撃 ・つり ・ドライブ ・スキー ・スキー競技 ・キャンプ ・グライダー、スカイダイビング ・オートバイ ・自転車 ・ローラースケート ・スキングダイビング ・海水浴 ・ラジオ体操 ・その他の体操 ・ウエイトトレーニング ・ランニング ・なわとび ・キャッチボール、バッティング ・ボーリング ・ダンス ・散歩 	<ul style="list-style-type: none"> ・野球・ソフトボール ・卓球 ・テニス ・バレーボール ・バスケットボール ・ゴルフ（ゴルフ練習場を含む） ・水泳 ・スキー ・アイススケート ・柔道・剣道 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・野球（キャッチボールを含む） ・ソフトボール ・卓球 ・テニス ・バレーボール ・バスケットボール ・ゴルフ（練習場を含む） ・バドミントン ・ボウリング ・ゲートボール ・水泳 ・スキー ・アイススケート ・登山・ハイキング ・サイクリング ・ジョギング・マラソン ・運動としての散歩 ・器具を使ったトレーニング ・エアロビクスダンス・ジャズダンス・美容体操 ・軽い体操 ・つり ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・サッカー ・ラグビー ・ハンドボール ・柔道 ・剣道 ・空手・合気道 ・相撲 ・陸上競技 ・体操競技 ・弓道 ・アーチェリー ・射撃 ・フィールドアスレチック ・ヨット ・サーフィン・ウィンドサーフィン ・乗馬 ・ローラースケート・スケートボード ・なわとび ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・野球（キャッチボールを含む） ・ソフトボール ・卓球 ・テニス ・バレーボール ・バスケットボール ・ゴルフ（練習場を含む） ・バドミントン ・ボウリング ・ゲートボール ・水泳 ・スキー ・アイススケート ・登山・ハイキング ・サイクリング ・ジョギング・マラソン ・運動としての散歩 ・なわとび ・器具を使ったトレーニング ・エアロビクスダンス・ジャズダンス・美容体操 ・軽い体操 ・つり ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・サッカー ・ラグビー ・ハンドボール ・柔道 ・剣道 ・空手・合気道 ・相撲 ・陸上競技 ・体操競技 ・弓道 ・アーチェリー ・射撃 ・フィールドアスレチック ・ヨット ・サーフィン・ボードセーリング ・乗馬 ・ローラースケート・スケートボード ・スキューバダイビング ・その他

(6) スポーツの種類 (続き)

平成8年	平成13年	平成18年	平成23年	平成28年	令和3年
<ul style="list-style-type: none"> ・野球 (キャッチボールを含む) ・ソフトボール ・バレーボール ・バスケットボール ・サッカー ・ラグビー ・ハンドボール ・ドッジボール ・卓球 ・テニス ・バドミントン ・ゴルフ (練習場を含む) ・ゲートボール ・ボウリング ・陸上競技 ・体操競技 ・柔道 ・剣道 ・空手・合気道 ・相撲 ・弓道 ・アーチェリー ・射撃 ・乗馬 ・つり ・水泳 ・スキューバダイビング ・ヨット ・サーフィン・ ボードセーリング ・ハンググライダー・ パラセーリング ・スキー・スノーボード ・アイススケート ・ローラースケート・ スケートボード ・登山・ハイキング ・フィールドアスレチック ・サイクリング ・ジョギング・マラソン ・運動としての散歩 ・なわとび ・器具を使ったトレーニング ・エアロビクスダンス・ ジャズダンス・美容体操 ・軽い体操 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・野球 (キャッチボールを含む) ・ソフトボール ・バレーボール ・サッカー ・卓球 ・テニス ・バドミントン ・ゴルフ (練習場を含む) ・ゲートボール ・ボウリング ・水泳 ・スキー・スノーボード ・ジョギング・マラソン ・運動としての散歩・ 軽い体操 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・野球 (キャッチボールを含む) ・ソフトボール ・バレーボール ・バスケットボール ・サッカー ・卓球 ・テニス ・バドミントン ・ゴルフ (練習場を含む) ・柔道 ・剣道 ・ゲートボール ・ボウリング ・つり ・水泳 ・スキー・スノーボード ・登山・ハイキング ・サイクリング ・ジョギング・マラソン ・ウォーキング・軽い体操 ・器具を使ったトレーニング ・その他のスポーツ 	<ul style="list-style-type: none"> ・野球 (キャッチボールを含む) ・ソフトボール ・バレーボール ・バスケットボール ・サッカー (フットサルを含む) ・卓球 ・テニス ・バドミントン ・ゴルフ (練習場を含む) ・柔道 ・剣道 ・ゲートボール ・ボウリング ・つり ・水泳 ・スキー・スノーボード ・登山・ハイキング ・サイクリング ・ジョギング・マラソン ・ウォーキング・軽い体操 ・器具を使ったトレーニング ・その他のスポーツ 	<ul style="list-style-type: none"> ・野球 (キャッチボールを含む) ・ソフトボール ・バレーボール ・バスケットボール ・サッカー (フットサルを含む) ・卓球 ・テニス ・バドミントン ・ゴルフ (練習場を含む) ・グラウンドゴルフ ・柔道 ・剣道 ・ボウリング ・つり ・水泳 ・スキー・スノーボード ・登山・ハイキング ・サイクリング ・ジョギング・マラソン ・ウォーキング・軽い体操 ・ヨガ ・器具を使ったトレーニング ・その他のスポーツ 	

(7) 趣味・娯楽の種類

(注) 昭和56年は調査していない。

昭和51年	昭和61年	平成3年
<ul style="list-style-type: none"> ・美術鑑賞 ・音楽鑑賞 ・映画鑑賞 ・演劇・舞踊鑑賞 ・演芸鑑賞 ・スポーツ見物 ・絵画 ・彫刻 ・工芸 ・書道 ・写真 ・楽器演奏 ・音楽一般 ・邦楽・民謡 ・演劇 ・舞踊 ・演芸 ・詩・和歌・俳句 ・その他の文芸 ・茶道 ・華道 ・和裁・洋裁・手芸 ・機械いじり・工作 ・園芸・庭いじり ・囲碁 ・将棋 ・麻雀 ・パチンコ ・競馬 ・競輪・競艇 ・収集 ・飼育 ・読書 ・ラジオ・テレビ ・料理・菓子作り 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ観覧 (テレビ等は除く) ・映画鑑賞 (テレビ等は除く) ・美術鑑賞 (テレビ等は除く) ・演劇鑑賞 (テレビ等は除く) ・舞踊鑑賞 (テレビ等は除く) ・クラシック音楽鑑賞 (テレビ等は除く) ・ポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞 (テレビ等は除く) ・レコード・テープ・テレビ・ラジオ等による音楽鑑賞 ・楽器の演奏 ・絵画・彫刻の制作 ・書道 ・華道 ・茶道 ・和裁・洋裁 ・編み物・ししゅう ・料理・菓子作り ・日曜大工 ・園芸・庭いじり ・囲碁 ・将棋 ・麻雀 ・趣味としての読書 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ビデオによる映画鑑賞 ・演芸鑑賞 (テレビ等は除く) ・邦楽 ・民謡 ・詩吟 ・コーラス・声楽 ・カラオケ ・邦舞・おどり ・洋舞・社交ダンス ・演劇・演芸活動 ・陶芸・工芸 ・人形作り ・模型作り ・写真の撮影・引き伸ばし ・ビデオ・8ミリ映画の撮影 ・詩・和歌・俳句・小説などの創作 ・パソコン・マイコン ・テレビゲーム ・トランプ・花札・カルタ・オセロ ・パズル ・ドライブ ・ビリヤード ・パチンコ ・競馬 ・競輪・競艇・オートレース ・収集 (コレクション) ・ペット等の飼育 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ観覧 (テレビ等は除く) ・美術鑑賞 (テレビ等は除く) ・演芸・演劇・舞踊鑑賞 (テレビ等は除く) ・映画鑑賞 (テレビ・ビデオ等は除く) ・音楽会等によるクラシック音楽鑑賞 ・音楽会等によるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞 ・レコード・テープ・CDによる音楽鑑賞 ・楽器の演奏 ・和裁・洋裁 ・編み物・ししゅう ・料理・菓子作り ・日曜大工 ・園芸・庭いじり ・囲碁 ・将棋 ・麻雀 ・パチンコ ・趣味としての読書 ・遊園地・動植物園、博覧会等の見物 ・観光地の見物・温泉めぐり ・ドライブ ・カラオケ ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ビデオによる映画鑑賞 ・邦楽 ・民謡 ・コーラス・声楽 ・書道 ・華道 ・茶道 ・邦舞・おどり ・洋舞・社交ダンス ・陶芸・工芸 ・人形作り ・模型作り ・絵画・彫刻の制作 ・写真の撮影・引き伸ばし ・ビデオ・8ミリ映画の撮影 ・詩・和歌・俳句・小説などの創作 ・テレビゲーム (携帯用を含む) ・トランプ・花札・カルタ・オセロ ・パズル ・競馬 ・競輪・競艇・オートレース ・ビリヤード ・パソコン ・収集 (コレクション) ・ペット等の飼育 ・キャンプ ・その他

(7)趣味・娯楽の種類 (続き)

平成8年	平成13年
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ観覧 (テレビ等は除く) ・美術鑑賞 (テレビ等は除く) ・演芸・演劇・舞踊鑑賞 (テレビ等は除く) ・映画鑑賞 (テレビ・ビデオ等は除く) ・音楽会等によるクラシック音楽鑑賞 ・音楽会等によるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞 ・レコード・テープ・CD等による音楽鑑賞 ・ビデオ・LDによる映画鑑賞 (テレビからの録画は除く) ・楽器の演奏 ・邦楽 (楽器の演奏のみの場合は除く) ・民謡 ・コーラス・声楽 ・邦舞・おどり ・洋舞・社交ダンス ・書道 ・華道 ・茶道 ・和裁・洋裁 ・編み物・手芸 ・趣味としての料理・菓子作り ・ペットの世話 ・園芸・庭いじり ・日曜大工 ・人形作り ・模型作り ・絵画・彫刻の制作 ・陶芸・工芸 ・写真の撮影・引き伸ばし ・ビデオの撮影 ・詩・和歌・俳句・小説などの創作 ・趣味としての読書 ・収集 (コレクション) ・パソコン ・囲碁 ・将棋 ・麻雀 ・パチンコ ・テレビゲーム (家庭で行うもの 携帯用を含む) ・ゲームセンター・ゲームコーナーでのゲーム ・カラオケ ・トランプ・花札・カルタ・オセロ ・パズル ・ビリヤード ・バードウォッチング ・天体観測 ・遊園地・動植物園、博覧会等の見物 ・ドライブ ・キャンプ・オートキャンプ ・競馬 ・競輪・競艇・オートレース ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ観覧 (テレビ等は除く) ・美術鑑賞 (テレビ等は除く) ・演芸・演劇・舞踊鑑賞 (テレビ等は除く) ・映画鑑賞 (テレビ・ビデオ等は除く) ・音楽会等によるクラシック音楽鑑賞 ・音楽会等によるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞 ・楽器の演奏 ・邦楽 (日本古来の音楽) ・華道 ・茶道 ・和裁・洋裁 ・編み物・手芸 ・趣味としての料理・菓子作り ・園芸・庭いじり・ガーデニング ・日曜大工 ・趣味としての読書 ・パチンコ ・テレビゲーム (家庭で行うもの 携帯用を含む) ・カラオケ ・その他

(7) 趣味・娯楽の種類(続き)

平成18年	平成23年	平成28年	令和3年
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ観覧(テレビ・DVDなどは除く) ・美術鑑賞(テレビ・DVDなどは除く) ・演芸・演劇・舞踊鑑賞(テレビ・DVDなどは除く) ・映画鑑賞(テレビ・ビデオ・DVDなどは除く) ・音楽会などによるクラシック音楽鑑賞 ・音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞 ・CD・テープ・レコードなどによる音楽鑑賞 ・DVD・ビデオなどによる映画鑑賞 (テレビからの録画は除く) ・楽器の演奏 ・邦楽(民謡、日本古来の音楽を含む) ・コーラス・声楽 ・邦舞・おどり ・洋舞・社交ダンス ・書道 ・華道 ・茶道 ・和裁・洋裁 ・編み物・手芸 ・趣味としての料理・菓子作り ・園芸・庭いじり・ガーデニング ・日曜大工 ・絵画・彫刻の制作 ・陶芸・工芸 ・写真の撮影・プリント ・詩・和歌・俳句・小説などの創作 ・趣味としての読書 ・囲碁 ・将棋 ・パチンコ ・カラオケ ・テレビゲーム、パソコンゲーム (テレビからの録画は除く) ・遊園地、動植物園、水族館などの見物 ・キャンプ ・その他の趣味・娯楽 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ観覧 (テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く) ・美術鑑賞 (テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く) ・演芸・演劇・舞踊鑑賞 (テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く) ・映画館での映画鑑賞 ・映画館以外での映画鑑賞 (テレビ・DVD・パソコンなど) ・音楽会などによるクラシック音楽鑑賞 ・音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞 ・CD・スマートフォンなどによる音楽鑑賞 ・楽器の演奏 ・邦楽(民謡 日本古来の音楽を含む) ・コーラス・声楽 ・カラオケ ・邦舞・おどり ・洋舞・社交ダンス ・書道 ・華道 ・茶道 ・和裁・洋裁 ・編み物・手芸 ・趣味としての料理・菓子作り ・園芸・庭いじり・ガーデニング ・日曜大工 ・絵画・彫刻の制作 ・陶芸・工芸 ・写真の撮影・プリント ・詩・和歌・俳句・小説などの創作 ・趣味としての読書 ・囲碁 ・将棋 ・パチンコ ・テレビゲーム・パソコンゲーム (家庭で行うもの 携帯用を含む) ・遊園地 動植物園 水族館などの見物 ・キャンプ ・その他の趣味・娯楽 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ観覧・観戦 (テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く) ・美術鑑賞 (テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く) ・演芸・演劇・舞踊鑑賞 (テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く) ・映画館での映画鑑賞 ・映画館以外での映画鑑賞 (テレビ・DVD・パソコンなど) ・コンサートなどによるクラシック音楽鑑賞 ・コンサートなどによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞 ・CD・スマートフォンなどによる音楽鑑賞 ・楽器の演奏 ・邦楽(民謡 日本古来の音楽を含む) ・コーラス・声楽 ・カラオケ ・邦舞・おどり ・洋舞・社交ダンス ・書道 ・華道 ・茶道 ・和裁・洋裁 ・編み物・手芸 ・趣味としての料理・菓子作り ・園芸・庭いじり・ガーデニング ・日曜大工 ・絵画・彫刻の制作 ・陶芸・工芸 ・写真の撮影・プリント ・詩・和歌・俳句・小説などの創作 ・趣味としての読書(マンガを除く) ・マンガを読む ・囲碁 ・将棋 ・パチンコ ・スマートフォン・家庭用ゲーム機などによるゲーム ・遊園地 動植物園 水族館などの見物 ・キャンプ ・その他の趣味・娯楽 	

(8) ボランティア活動の種類

昭和51年	昭和56年
<ul style="list-style-type: none"> ・社会奉仕 ・地域共同作業 ・地域団体の世話 ・PTAの世話 ・その他の団体の世話 ・公的な活動 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会や居住地域の人に対する社会奉仕 ・福祉施設等の人に対する社会奉仕 ・特定地域(へき地や災害地等)の人に対する社会奉仕 ・特定のグループの人に対する社会奉仕 ・その他一般の人に対する社会奉仕 ・公的な社会奉仕

昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年
<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会や居住地域の人に対する社会奉仕 ・福祉施設等の人に対する社会奉仕 ・児童・老人・障害者に対する社会奉仕 ・特定地域(へき地や災害地等)の人に対する社会奉仕 ・その他一般の人に対する社会奉仕 ・公的な社会奉仕 			<ul style="list-style-type: none"> ・健康や医療サービスに関係した活動 ・高齢者を対象とした活動 ・障害者を対象とした活動 ・子供を対象とした活動 ・スポーツ・文化・芸術に関係した活動 ・まちづくりのための活動 ・安全な生活のための活動 ・自然や環境を守るための活動 ・災害に関係した活動 ・その他

平成18年	平成23年	平成28年	令和3年
			<ul style="list-style-type: none"> ・健康や医療サービスに関係した活動 ・高齢者を対象とした活動 ・障害者を対象とした活動 ・子供を対象とした活動 ・スポーツ・文化・芸術・学術に関係した活動 ・まちづくりのための活動 ・安全な生活のための活動 ・自然や環境を守るための活動 ・災害に関係した活動 ・国際協力に関係した活動 ・その他

(9) 旅行・行楽の種類

昭和51年	昭和56年	昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年	平成23年
<ul style="list-style-type: none"> ・観光・レクリエーション旅行 ・その他の旅行 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内旅行 <ul style="list-style-type: none"> ・国内観光旅行 ・その他の国内旅行 ・海外旅行 	<ul style="list-style-type: none"> ・日帰りの行楽 ・1泊2日以上の旅行 <ul style="list-style-type: none"> ・国内旅行 <ul style="list-style-type: none"> ・観光旅行 ・帰省・訪問等の旅行 ・業務出張・研修・その他 ・海外旅行 <ul style="list-style-type: none"> ・観光旅行 ・業務出張・研修・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・行楽(日帰り) ・旅行(1泊2日以上) <ul style="list-style-type: none"> ・国内旅行 <ul style="list-style-type: none"> ・観光旅行 ・帰省・訪問等の旅行 ・業務出張・研修・その他 ・海外旅行^(注) <ul style="list-style-type: none"> ・観光旅行 ・業務出張・研修・その他 				

平成28年	令和3年
	<ul style="list-style-type: none"> ・行楽(日帰り) ・旅行(1泊2日以上) <ul style="list-style-type: none"> ・国内旅行 <ul style="list-style-type: none"> ・観光旅行 ・帰省・訪問等の旅行 ・海外旅行 <ul style="list-style-type: none"> ・観光旅行

(注) 平成3年及び8年は「外国旅行」として調査

3 標本抽出方法・結果の推定方法・推定値の標本誤差

令和3年社会生活基本調査について、標本抽出方法・結果の推定方法・推定値の標本誤差を見ると、次のとおりである。

(1) 標本抽出方法

標本抽出方法は、都道府県を層、第1次抽出単位を平成27年国勢調査調査区とし、第2次抽出単位を世帯とする層化2段抽出法である。

第1次抽出では、47都道府県ごとに確率比例系統抽出法（大きさの不揃いな抽出単位から標本抽出をする場合に、各抽出単位を同一確率で選ぶのではなく、それぞれの抽出単位の大きさに比例した確率で、等間隔に抽出する方法）により、全国で7,576調査区を抽出した。調査票Aに係る調査区と調査票Bに係る調査区は、独立して抽出を行っている。

第2次抽出では、等確率系統抽出法（各抽出単位を同一確率で、等間隔で抽出する方法）により、各調査区から12世帯を抽出した。

調査対象は、この方法により抽出された世帯にふだん住んでいる10歳以上の世帯員全員である。

ア 調査区の抽出（第1次抽出）

標本調査区は、次のものを除く調査区の中から抽出した。

- ①山岳・森林・原野地帯等の調査区
- ②大きな工場・学校等のある調査区
- ③社会施設・大きな病院のある調査区
- ④刑務所・拘置所等のある調査区
- ⑤自衛隊地域の調査区
- ⑥駐留軍地域の調査区
- ⑦水面調査区

調査区の抽出に当たっては、まず全国を47都道府県に区分した。

次に、都道府県ごとに、そこに含まれる調査区を次の基準により配列した（調査票Bに係る調査区の抽出の場合は①、④及び⑥による。）。

- ①大都市圏に含まれるか否か
- ②人口集中地区に含まれるか否か
- ③市町村の人口階級
- ④市区町村コード
- ⑤国勢調査時に区分された調査区の特徴

（一般の調査区、山岳・森林・原野地帯等の特別調査区、水面調査区など）

- ⑥国勢調査調査区番号

この配列を基に、都道府県ごとに全調査区の人口を累積し、累積した人口に対して確率比例系統抽出法により、調査区を抽出した。

抽出した調査区は、調査票Aに係るものが7,152、調査票Bに係るものが424の合計7,576である。

イ 調査世帯の抽出（第2次抽出）

調査区は、平均して約50世帯を含む地区である。

調査日の前に調査員が調査区内の全世帯を訪問し、調査区要図及び世帯一覧を作成した。この世帯一覧から、等確率系統抽出法により12世帯を抽出した。

なお、やむを得ない理由により、調査を行うことができない世帯があった場合は、結果精度を確保するため、調査世帯を追加抽出した。

ウ 「1日の生活時間」の調査日

調査は10月20日現在で行ったが、「1日の生活時間」に関しては、曜日ごとの結果を集計するため、標本調査区を無作為に次の八つのグループに分け、グループごとに10月16日から10月24日までの9日間のうち連続する2日間を調査日として指定した。

グループ番号	調査曜日	調査日
1	土日	10月16日、17日
2	土日	10月16日、17日
3	日月	10月17日、18日
4	火水	10月19日、20日
5	木金	10月21日、22日
6	金土	10月22日、23日
7	土日	10月23日、24日
8	土日	10月23日、24日

調査曜日	日数	延べ日数
平日（月火水木金）	各1日（金は2日）	6日
土	5日	5日
日	5日	5日

なお、曜日別の日数は、連続する2日間を前提として、土・日・平日の結果が同程度の精度で推定できるよう、各曜日の生活時間の分散（ばらつき）を考慮して配分した。

(2) 結果の推定方法

調査結果のうち、「行動者数」及び10歳以上人口は、別途推計した地域（調査票Aに係る結果の場合は都道府県、調査票Bの場合は全国。以下同じ。）、男女、年齢階級別人口を基準人口とする比推定によった。

また、「延べ時間」も同様に算出し、「平均時間」は、この「延べ時間」を対応する人

口（又は「行動者数」）の推定値で除して求めた。

「行動者率」は、推定値の百分比として算出した。

ア 推定値の算出

推定値の算出は、集計区分（調査票Aの「生活行動」、「生活時間・時間帯」、「平均時刻」及び調査票Bの「生活時間・時間帯」の別）、調査曜日別（「生活行動」以外）に次の手順により算出した。

(7) 線型推定用乗率の算出

各地域について、標本調査区ごとに人口の線型推定用乗率を算出する。線型推定用乗率とは抽出単位の抽出率の逆数である。

ここで、第 h 地域、第 i 標本調査区の線型推定用乗率は、次の式で表される。

$$L_{hi} = \frac{1}{m_h} \cdot \frac{Q_h}{Q_{hi}} \cdot \frac{N_{hi}}{n_{hi}} \cdot r_{hi}$$

L_{hi} : 第 h 地域、第 i 標本調査区の線型推定用乗率

h : 地域

i : 第 h 地域の標本調査区 ($i=1,2,3,\dots,m_h$)

m_h : 第 h 地域の標本調査区数

Q_h : 第 h 地域の国勢調査人口

Q_{hi} : 第 h 地域、第 i 標本調査区の国勢調査人口

N_{hi} : 第 h 地域、第 i 標本調査区の実査時の世帯総数

n_{hi} : 第 h 地域、第 i 標本調査区の調査対象世帯数

r_{hi} : 第 h 地域、第 i 標本調査区の修正倍率

(調査区の合併又は分割があった場合の補正值)

(i) 線型推定値の算出

地域、男女、年齢階級別 10 歳以上人口の線型推定値をそれぞれ算出する。すなわち、標本調査区ごとに、男女、年齢階級別調査人口にその調査区の線型推定用乗率を乗じ、これを地域内で合算することにより、各地域の男女、年齢階級別人口の線型推定値を求める。

$$\hat{P}_h = \sum_i^{m_h} L_{hi} \cdot P_{hi}$$

\hat{P}_h : 第 h 地域の人口の線型推定値

P_{hi} : 第 h 地域、第 i 標本調査区の調査人口

(ウ) 比推定用乗率の算出

地域、男女、年齢階級別に、基準人口を線型推定値で除して比推定用乗率を算出する。

基準人口は、令和2年国勢調査結果、人口推計結果、平成29年患者調査^(注)結果などを基に総務省統計局で推計した令和3年10月1日現在の人口を用いた。

ここで、第 h 地域の比推定用乗率 R_h は次の式で表される。

$$R_h = \frac{B_h}{\hat{P}_h}$$

R_h : 第 h 地域の比推定用乗率

B_h : 第 h 地域の(男女、年齢階級別)基準人口

(エ) 推定値の算出

①ある属性を持つ人口及び行動者数を推定するには、まず、各調査区について、男女、年齢階級別にその属性を持つ調査人口を求める。これに、(ア)で求めた調査区ごとの線型推定用乗率を乗じ、更に(ウ)で求めた地域、男女、年齢階級別の比推定用乗率を乗じる。こうして得られた値を、地域内で合算することにより、その属性を持つその地域内の男女、年齢階級別の人口の推定値が得られる。これを必要に応じて、地域間、男女間、年齢階級間等で合算すれば目的の属性を持つ人口の推定値が得られる。

②「延べ時間」の推定はまず、各調査区の調査人口の行動時間の合計(延べ時間)を求める。それ以降の手順は①と同じである。

イ 「平均時間」等の算出

推定された人口(又は「行動者数」)及び「延べ時間数」を用いて、「平均時間」、「平均時刻」、「行動者率」を次の式により算出した。

(ア) 「平均時間」

$$\left(\begin{array}{l} \text{属性}X\text{を持つ人口の}Y\text{曜日} \\ \text{における活動}Z\text{の平均時間} \end{array} \right) = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{属性}X\text{を持つ人口の}Y\text{曜日} \\ \text{における活動}Z\text{の延べ時間の推定値} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{属性}X\text{を持つ人口(又は行動者数)の}Y\text{曜日} \\ \text{における推定値} \end{array} \right)}$$

なお、平日及び週全体の平均時間については、この式で算出する曜日別結果の平均として算出した。

(注) 厚生労働省所管統計調査で、この調査により病院、療養所等の入院・入所者数を把握している。

・平日 = (月曜平均 + …… + 金曜平均) / 5

・週全体 = (月曜平均 + …… + 日曜平均) / 7

ただし、ある曜日に当該属性を持つ調査対象者が存在しない場合は次のとおりとした。

・平日総平均 = (月曜総平均 + …… + 金曜総平均)^(注1) / 集計対象者が存在する曜日数

・平日行動者平均 = (月曜行動者平均 + …… + 金曜行動者平均)^(注2) / 行動者が存在する曜日数

・週全体の総平均 = (平日総平均 × 5 + 土曜総平均 + 日曜総平均) / 7

なお、平日、土曜及び日曜のうち、一つでも当該属性を持つ集計対象者が存在しない場合は、算出せず、「-」とした。

・週全体の行動者平均 = (月曜行動者平均 + …… + 日曜行動者平均)^(注3) / 行動者が存在する曜日数

(イ) 「平均時刻」

各行動の開始又は終了時刻を「1日目午前0時からの経過時間数」とし、「平均時刻」は、その「延べ時間」の推定値を対応する「行動者数」の推定値で除し、得られた値を時刻に換算して求めた。

なお、平均時刻算出は連続する2日間の調査票が揃っているデータを集計対象とし、集計にはその1日目の曜日を使用した。また、曜日別は平日、土曜日、日曜日の3区分とした。

(ウ) 「行動者率」

次の算式により求めた。

$$\left(\begin{array}{l} \text{属性} X \text{を持つ人口の} \\ \text{活動} Z \text{の行動者率} \end{array} \right) = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{属性} X \text{を持つ活動} Z \text{の行動者数} \\ \text{の推定値} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{属性} X \text{を持つ人口の推定値} \end{array} \right)}$$

(3) 推定値の標本誤差

標本誤差の算出は、副標本方式（全標本を全く同じ性質を有する部分標本（副標本）とみなすことができるように無作為に分割し、その部分標本の結果から標本誤差を計算する方法）により行った。

副標本方式によって標本誤差を計算するに当たっては、第1段の標本抽出において独立で均等な大きさの数组の副標本を抽出しておくことが望ましいが、この調査では、事後的に4組の副標本を設定し、この4組の副標本ごとに算出された推定値を用いて、次式によ

(注1) 集計対象者が存在する曜日のみ

(注2) 行動者が存在する曜日のみ

(注3) 行動者が存在する曜日のみ

り算出した。

$$\hat{\sigma} = \sqrt{\frac{1}{4(4-1)} \sum_{k=1}^4 (\hat{x}_k - \hat{x})^2}$$

- $\hat{\sigma}$: 推定値の標準誤差
- k : 副標本の番号 ($k=1, 2, 3, 4$)
- \hat{x}_k : 第 k 副標本に基づく推定値
- \hat{x} : 全標本に基づく推定値

第三章 企業活動に関する統計調査

第一節 事業所・企業統計調査（事業所統計調査）

1 事業所統計調査の創設期（昭和22年～26年）

(1) 昭和22年事業所統計調査実施までの経緯

昭和22年2月13日、第1次ライス米国統計使節団のフェートン・スタッフ副団長（米国大統領府予算局統計基準部次長）から連合軍最高司令官総司令部（GHQ：General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers）経済科学局のエマーソン・ロス調査統計部長に対して、年次勤労統計調査を変更して簡単な事業所センサス（全ての事業所を対象にする統計調査）を行うべきであるとする勧告がなされた。

内閣統計局は、この勧告を踏まえたGHQの意向を受けて、調査計画、予算、法的措置等につき準備を進めていたところ、4月16日、GHQから次のような指令が発出され、この指令に基づいて事業所統計調査を実施することとなった。次いで5月2日には、統計委員会により、事業所統計が「統計法」（昭和22年法律第18号）第2条に基づく指定統計第2号に指定（内閣告示第21号）された。

昭和二十二年年次勤労統計調査ハ左記ノ如ク変更スベシ

- (一) 調査期日ハ昭和二十二年十月一日トス
- (二) 調査範囲ハ日本ノ全産業ノ事業所トスルコト
- (三) 報告ノ項目ハ事業所ノ識別、事業所ノ形態、産業分類、従業者数給与総額及ビ売上又ハ営業収入高

事業所統計調査は我が国で初めて実施するものであり、慎重を要することから、人口や産業の状況などを勘案して千葉県木更津市を選定し、5月5日から14日まで試験調査を行った。その結果、調査の対象事業所に課税の調査と誤解されるおそれがあることが判明し、調査事項のうち「売上又ハ営業収入高」を削除することとした。5月29日、この結果をGHQに報告するとともに、本調査の調査票様式などを含めて、了解を得た。その後、予算面で大蔵省との、法規面で内閣法制局との協議を経て、6月6日の統計委員会において、最終的に本調査実施の承認を得た。

(2) 調査の実施

ア 調査の趣旨

昭和22年事業所統計調査は、農家を除く全産業にわたって地域別、産業別、規模別の事

業所の分布及びその活動の状態を明らかにし、日本再建のための諸計画策定の基礎資料を提供することを目的に、昭和22年臨時国勢調査と同時に、22年10月1日に実施された。なお、統計法に基づき、事業所統計調査の目的、調査期日（毎年10月1日）、調査対象、調査事項等を定める「事業所統計調査規則」（昭和22年総理庁令第10号）が22年7月5日に制定されている。

イ 調査の範囲

調査の範囲は、次に掲げるものを除く全産業である。

- ①農家（ただし、他に兼営事業を有する農家はその兼営の事業を調査の対象とした。）
- ②現業でない官公庁（一般の行政事務をつかさどる官庁、裁判所、地方公共団体）（ただし、官公営の工場、病院、試験所、国鉄、郵便電話電信事業等の現業部門は調査の範囲に含めた。）
- ③GHQ直営の事業

なお、従業者の範囲は、全ての従業者とし、雇用人のほか個人業主、団体役員及び家族従業者も対象とした。

ウ 調査の単位

事業所を単位とした。事業所とは、一定の設備により事業を行う場所をいう。一定の設備を有しない事業又は事業を行う場所の移動する事業については、その事業主の住居をもってその事業所とみなした。

エ 調査の場所

事業の営まれている場所ごとに報告することを原則とするが、事業の性質に応じて次のように取り扱う。

- ①複合経営の事業の報告単位の決め方については、別に定める「産業分類適用準則」による。
- ②鉄道、軌道、自動車業等経営範囲の広汎なものは統括事務所で事業全体について報告する。
- ③建設工業は、現場ごとに報告する。
- ④営業又は作業の場所が一定せず又は固定の設備等のない事業は、その事業主の住居において報告する。
- ⑤露天商は、その店舗の現場において報告する。
- ⑥船舶については陸上の事務所において、また、特に事務所のないものは事業主の住居において報告する。

オ 調査区の設定

一般の調査区は、事業所統計調査と同時に実施される臨時国勢調査の調査区と同一のものとした。ただし、露天商のように調査対象が集団密集する特殊な地域については、調査の適正を期すため、必要に応じて特別調査区を設定することができることとした。

カ その他

事業所統計調査員は、国勢調査員が兼任した。また、調査事項のうち「事業の種類」については、調査員が巡回時に事業主に対して質問し、口頭による申告内容を事業所票に記入した。

(3) 昭和23年事業所賃金調査（昭和23年事業所統計調査）

ア 事業所賃金調査と個人別賃金調査

昭和23年事業所統計調査は、労働省所管の個人別賃金調査を附帯して、昭和23年11月1日に実施され、事業所賃金調査と称された。当時、総理庁統計局は毎月勤労統計調査を実施していたが、これは、調査事業所の数が1万事業所程度と少なかったため、国全体の給与水準の月々の動きを見るのには適しているが、地域別又は産業別にそれを明らかにすることはできなかった。また、ある給与額の従業者数がどれぐらいいるのかということも不明であった。

こうしたことから、事業所賃金調査は、事業所を単位として主要産業従業者の給与を調べることを主たる目的として実施し、これに附帯して行われる個人単位による賃金調査（個人別賃金調査）と併せて、官、公、私それぞれの産業従業者の給与の実態を明らかにし、我が国の経済の速やかな回復を目指すこととなった。

イ 調査の内容

調査の範囲は、昭和22年事業所統計調査に用いた産業分類表に掲げられた①鉱業、②製造工業、③ガス業、電気業、水道業、④運輸通信業、⑤商業、⑥金融業、に該当する事業を営む事業所のうち、昭和23年10月中の最終賃金締切日現在において、常雇の従業者30人以上を有する事業所とした。

附帯する個人別賃金調査については、事業所統計調査の調査事業所の中から従業者規模別に定めた抽出割合によって事業所を抽出し、さらに、その事業所の従業者の中から同様の方法により従業者を抽出して調査の対象とした。

ウ 調査区の設定

調査区は、一調査区に10事業所が存在することとなるように設定することを基本としたが、昭和22年事業所統計調査とは異なり、特別調査区は設定しなかった。

(4) 幻の事業所統計調査

ア 昭和24年事業所統計調査

昭和24年事業所統計調査は、「1950年世界センサス」の一環として実施するべく計画され、まず、事業所の把握の方法、新産業分類の適用、調査事項などにつき検討を行うため、商工業地帯、鉱業地帯、農林水産業地帯から各1都市を選定して試験調査が行われた。次いで、各種の産業にわたって事業所を有する都市についても、最終段階で総合的な試験調査が行われた。これら試験調査の調査地域は、次のとおりである。

第1回 石巻市（水産業都市）において23年10月実施

第2回 四日市市（商工業都市）において23年11月実施

第3回 宇部市（鉱業都市）において23年12月実施

第4回 新潟市（各種産業都市）において24年3月実施

しかし、予算措置が困難であったことから、昭和24年事業所統計調査は「昭和二十四年事業所統計調査の停止に関する総理府令」（昭和24年総理府令第13号）により実施しないこととなった。

イ 昭和25年事業所統計調査

昭和25年事業所統計調査は「昭和二十五年事業所統計調査の停止に関する総理府令」（昭和25年総理府令第38号）により実施しないこととなったが、これも昭和24年事業所統計調査における場合と同様の理由によるものである。

(5) 昭和26年事業所統計調査

事業所統計調査は、昭和22年及び23年と続けて2回行われ、24年、25年は予算の関係から中止されたが、その間、経済情勢は大きく変動し、全国の事業所の分布・規模・活動状態も著しく変化して、事業所統計調査の結果を利用している他の各種標本調査の実施に支障が出てきた。

こうした状況を踏まえて、26年6月9日に「昭和26年事業所統計調査規則（昭和26年総理府令第25号）が制定（昭和22年の事業所統計調査規則は廃止）され、昭和26年事業所統計調査が7月1日に実施された。この調査は、農林水産業（法人を除く。）及び公務以外の全産業にわたり、地域別、産業別、規模別等の事業所及び従業者の分布とその活動の状態を明らかにし、我が国の産業経済活動の実態把握に資するとともに、事業所の名簿を作成することによって各種標本調査のための適切な母集団を提供することを目的としたものである。

ア 試験調査

昭和26年事業所統計調査の計画を実地に即して検討するため、2回にわたり試験調査が行われた。第1次試験調査は和歌山県新宮市全域の約3,000事業所を対象に26年2月5日現在で、第2次試験調査は静岡市の一部の地域の約3,000事業所を対象に3月1日現在で実施された。

イ 産業分類

一方、昭和26年4月30日には、「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令」（昭和26年政令第127号）により、「日本標準産業分類」が定められた。調査実施者は、統計調査の結果を事業所の経済活動の種類によって表示する場合においては、この産業分類に従わなければならないとされ、昭和26年事業所統計調査においても、日本標準産業分類を用いて結果を表章することとなった。

ウ 調査の範囲及び調査事項

調査の範囲は、次に掲げるものを除く全国の全事業所である。

①法人以外の事業所であって「農業」、「林業」、「狩猟業」、「漁業」又は「水産養殖業」を営むもの

- ②国又は地方公共団体の営む事業所であって現業以外のもの
- ③場所的設備が恒久的でない事業所
- ④法人以外の事業所であって休業中のもの及び収入を得て従事する従業者を有しないもの
- ⑤連合国軍又は外国政府の直営するもの

調査事項は、調査票甲により全事業所について名称・所在地、従業者数、産業などの基本的事項、そのうち法人の事業所について調査票乙により操業・休業の別、会社の種別など、さらに、そのうち本所については資本金額、資産総額、年間売上高など企業に関する事項である。

エ 結果の公表

昭和26年事業所統計調査の結果の公表に当たり、昭和27年9月18日、行政管理庁から統計審議会に対し、結果表から特定の一事業所の内容が推定でき、同結果が数次にわたって公表されるに伴って更にその内容が明らかになる場合において、各事業所の秘密の保護という立場からいかなる措置を採るかについて適当な基準を得たい旨の諮問が行われた。これに対し、同年10月3日、指定統計調査の結果の公表において「一事業所の従業員数については、……その公表は個票の秘密を公表したこととなり、今後同種の調査を実施する際申告者に悪影響をあたえらるゝと考えられるので、一事業所の従業員数がわかるような公表の方法は差控えるのが適当と考える」という答申があったことから、統計表のうち該当事業所数が1の場合は従業者数を表章しない（昭和29年調査結果では「…」、昭和32年調査結果では「x」と表示）などの措置を講じた。

なお、その後、社会的、経済的事情も大きく変化し、会社年鑑等の資料において大企業の従業者数が詳細に発表されているなど、従業者数を秘密事項とすることの重要性が低くなり、また、統計の利用価値を大いに損なうおそれがあるなどの理由から、42年4月12日、一事業所の従業員数が明らかになるような場合もその数を公表することについて行政管理庁から承認を得た。

2 事業所統計調査の安定期（昭和29年～44年）

昭和29年の第4回事業所統計調査は、前回の26年調査から3年を経過し、その間の経済情勢の変動による産業実態の著しい変化に対応して、最新の資料を早急に整備する目的をもって実施された。

この29年調査において、調査の周期、調査の範囲並びに甲調査、乙調査及び丙調査の3種類の方法による調査方式が確立し、その後、44年の第9回事業所統計調査までの6回の調査の間は大きな変更はなされず、安定的に調査が実施された。

(1) 調査の周期及び期日

「事業所統計調査規則」（昭和29年総理府令第22号）が新たに制定され、事業所統計調査は、昭和29年以降3年ごとに7月1日現在によって行うこととされ、国勢調査と同年実

施であった35年調査において6月1日に繰り上げられたことを除き、44年調査までそれぞれ7月1日に実施された。

(2) 調査の範囲

調査の範囲は、昭和29年調査においては、農林漁業、家事サービス業、在日外国公務及び公務を除く全事業所となっており、その後の調査でも、農林漁業で若干の変更があったほかは大きな変更はない。調査対象から除かれる農林漁業の範囲は、32年及び35年調査においては農林漁業専門の事業所、38年調査では会社組織以外の農林漁業事業所、41年調査では個人経営の農林漁業事業所、44年調査では獣医業以外の個人経営の農林漁業事業所とされており、それぞれ少しずつ異なった範囲で調査対象外となっている。

(3) 調査の方法等

昭和29年調査においては、調査を3種類に区分し、甲調査は民営及び公営の事業所の全数を対象とする悉皆調査、乙調査はサービス業事業所の一部についての標本調査、丙調査は国及び公社（日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社）に属する事業所を対象とする悉皆調査とした。このうち乙調査は、29年調査から始められたものであり、甲調査の対象事業所から抽出して、その一般的な事業活動のほかに、従業員の給与や事業収入等を調査するものである。サービス業に関する最も大規模かつ基本的な調査であり、農林業センサス、工業統計調査、商業統計調査等の産業別のセンサスに対応する、サービス業のセンサスに準ずる役割を担っていた。

甲調査、乙調査、丙調査の区分は、その後、41年調査まで変わらなかったが、44年調査から公営の事業所は丙調査によることとし、甲調査の対象は民営事業所のみとなった。これは、各地方公共団体の長がその管下の機関（事業所）について直接調査することによって事業所をより完全に把握することを目指したものであった。また、調査票丙は41年調査までは個票であったが、44年調査では連記式となった。なお、調査規則上、調査の種類として丙調査が定められたのは35年調査からであり、29年及び32年調査においては国営の事業所は各主務大臣を通じて、公共企業体においては総裁を通じて、それぞれ別途調査するとしており、その調査に用いた調査票を調査票丙と称していたものである。

(4) 調査事項

調査事項については、「事業所の名称」、「事業所の所在地」、「事業の種類」、「従業者数」、「経営組織」及び「本所・支所の別」（甲調査）並びに「常雇数及び給与額（1か月間）」及び「事業収入（1か年間）」（昭和44年調査以降は「総売上高（1か年間）」）（乙調査）の8項目は基本項目として毎回調査され、これら以外に各回ごとに若干の変更が行われた。例えば、「開設時期」は昭和32年調査で新設されたが、35年調査から41年調査までは設定されず、44年調査で再び設定されている。また、会社に関する調査事項として「有形固定資産額」が35年調査から設定され、38年調査からは「会社の常雇数」、「事業の種類」、「本所の名称・所在地」などが設定されるなど、この間に、会社に関する調査事項が充実されている。

(5) 集計方法

調査結果の集計は、昭和29年及び32年調査では甲・丙調査について事業所単位集計が、乙調査についてサービス業集計が行われ、35年調査からは甲調査について会社企業単位集計がそれに加わった。会社企業単位集計は、外国会社を除く「会社」組織について「支所・支社・支店事業所」をそれぞれの本所、本社、本店に集めて企業単位とする、いわゆる「名寄せ」を行った上で、これに「単独事業所」を併せて集計したものである。この集計結果は、大蔵省所管の「法人企業統計」などとともに企業統計整備の一端を担う重要な統計となっている。

(6) 調査期日の延期

昭和32年調査の際に、秋田県庁舎で火災が発生し、調査票等が焼失、汚損するという大きな事故が起きた。このため、急きょ、「事業所統計調査規則の特例に関する総理府令」（昭和32年総理府令第63号）を制定し、秋田市の一部などの調査期日を9月15日に変更して再調査を行った。この事故を契機として、事故があった場合の調査期日について、市町村長が「10日以内に限り延長することができる。」とされていた事業所統計調査規則の規定を35年に改正し、都道府県知事が「内閣総理大臣の承認を経て、……別に定め又は延長することができる。」こととし、柔軟な対応を可能とした。

3 事業所統計調査としての体系的整備（昭和47年～53年）

(1) 基本調査区の設定

昭和47年事業所統計調査に先立ち、事業所統計調査、商業統計調査及び工業統計調査を始め、事業所を単位とする各種統計調査に共通して使用できる統一的な地域フレームとして、我が国全ての地域を対象に、「事業所基本調査区」が設定された。それまでは、それぞれの調査ごとにそれぞれ別々に調査区が設定されていたが、事業所を単位とする各種統計調査において共通してこの事業所基本調査区を用いることによって、調査の重複・脱漏を防ぎ、調査結果の精度向上を図り、各調査間の有機的な連携を保つことができるとともに、原則的に調査区を固定することにより時系列的な比較や地域的な分析が容易になるなど調査結果の多角的な利用が促進されることも期待できることとなった。

(2) 昭和47年事業所統計調査及び昭和50年事業所統計調査

昭和47年事業所統計調査は、事業所基本調査区の設定と「基本調査区内事業所名簿」の作成、事業所コードの付与など母集団情報の整備を踏まえ、事業所に関する基本センサスとしての位置付けで実施された。

昭和50年事業所統計調査は、基本調査区の使用が定着したことを背景として、基本調査区内事業所名簿のほかに、新たに「産業分類別民営事業所リスト」等を作成して実施された。また、統計審議会において指摘された基本調査区内事業所名簿の最新の時点での維持・管理については、実査後の基本調査区管理及び関係資料整備事務の一環として行うこととした。

(3) 昭和53年事業所統計調査

昭和53年には、事業所を対象とする三つのセンサス、すなわち事業所統計調査、商業統計調査及び工業統計調査全ての実施が予定され、調査対象となる事業所の記入者負担が増加し、市区町村の調査事務が輻輳し、さらには、時系列結果の精度の確保が困難になるといった事態が生じる懸念があった。このような状況を踏まえ、統計審議会は、

① 3センサスはそれぞれ成立の事情を異にしているため、その間の関連性は十分に保たれていない。

② 3センサスの結果には整合性を欠くものもあり、また、これら3センサスと関連諸調査との整合性及び相互補完性に対する配慮も十分でない。

等と指摘した上で、当面措置すべきこととして、

① 事業所統計調査は、3年に1回実施する。

② 商業統計調査は、3年に1回とし、事業所統計調査との同一年次実施を避ける。

③ 事業所統計調査、商業統計調査及び関連調査は、調査項目、集計方法、集計単位等を再検討するとともに、公表の早期化及び各調査間の整合性について改善を図るべきである。

との答申（第168号。昭和51年9月17日）を行った。

昭和53年事業所統計調査は、対象事業所の正確な把握を最重点事項とし、統計審議会の答申を踏まえつつ、新しい視点から調査全体を見直し、必要な改善を行って実施した。

調査事項については、全ての民営事業所を対象とする甲調査において、次のように改正した。

① 産業構造をより多角的に集計分析するため、「事業所の事業の種類」欄を「主な事業の種類」と「従たる事業の種類」に区分

② 事業所の集積の状況等を明らかにするため、「事業所の所在場所」を新設

③ 活動の態様、系列関係を明らかにするため、「業態」を新設

④ 会社について「本所の名称」及び「本所の所在地」を廃止

⑤ 「開設時期」及び「資本金額」、「支所・支社・支店の数」、「会社全体の常雇数」の記入を簡略化

また、サービス業を営む事業所を対象とする乙調査において、規模の指標として「事業所の面積」を新設し、「常雇者数」を廃止するとともに「常雇の雇用者の給与額」を「現金給与支給総額」に一本化するなどの新設改廃を行った。

さらに、電子計算機（コンピュータ）による処理が可能となるよう調査票甲をマークシート化することにより、調査及び集計事務の効率化を図ることとした。

4 昭和56年事業所統計調査と審査集計事務処理の変更

(1) 都道府県における審査集計事務処理

事業所統計調査の集計は、これまで、全て統計局において行う中央集査の方法によって

いたが、調査結果の早期利用に対する要望に対処するため、昭和56年事業所統計調査においては、民営事業所に係る調査票甲については、都道府県がその内容を記録した磁気テープを作成することとした。

従来の都道府県における事務処理は調査票の内容審査までであったが、初めての試みとして、調査票のデータ入力、コンピュータによるデータチェック、審査・訂正処理を各都道府県で分散して行う方式、いわゆる「一部地方集計方式」（「地方分査方式」ともいう。）を導入し、全体としての集計期間の短縮を図ったものである。この集計方式の変更により、地方公共団体において独自の集計を行おうとする場合にも必要なデータ（調査票の内容を記録した磁気テープ）の早期利用が可能となった。

具体的な事務処理の流れは次のとおりである。

①統計局は、調査票甲の内容審査事務要領、データチェック処理に必要なプログラムとその事務処理要領などを作成し、都道府県に提供

②都道府県は、これらを基にデータ入力及びコンピュータ処理を行うとともに、処理の過程で出力される各種チェックリスト等を審査・訂正し、最終審査を終えた内容を記録した磁気テープを作成して、1部複製して保管した上で統計局に提出

なお、この地方集計に際しては、統計法第15条第2項の目的外使用との関係では、行政管理庁長官の包括承認を得て、個々の申請に対しては統計局長が承認することとしたため、ニーズに応じて早い段階で複製した磁気テープを使用することが可能となった。

この一部地方集計方式の導入により都道府県の事務が増加することとなったが、これに伴い審査補助職員の確保等ができるような予算措置を講じるとともに、事務負担が過重とならないよう、また、記入者負担を軽減するために、調査事項の削除及び簡素化を図った。

前回の53年調査から削除した調査事項は、「事業所の所在場所」、「従たる事業の種類」及び「事業所の面積」（乙調査）である。これらはいずれも53年調査における新規調査事項であったが、特に、「従たる事業の種類」については、一部地方集計方式の導入により、これまで統計局が行っていた当該事業の格付け（日本標準産業分類への当てはめ）を市町村又は都道府県が行うこととなり、その事務負担が過重となることに配慮して削除したものである。また、調査員が事業所を外観して記入することとしている「事業所の形態」については、その区分を簡素化し、調査員の負担軽減も図ることとした。

一方、結果利用の充実を図るための措置として、「事業所の開設時期」、「資本金額」及び「会社全体の常雇数」の区分を細分化するとともに、新たに「本所の所在地」を追加した。

なお、調査票甲については、前回調査においてマークシート方式を導入したが、56年調査では、地方においてマークシートリーダーが十分に普及していないという状況に鑑み、全ての都道府県で処理可能な従来のパンチ入力(エントリー入力)方式に戻すこととした。

(2) 昭和56年事業所統計調査

事業所統計調査の結果は、地域開発計画や都市計画の策定、雇用、交通、通信に関する

施策の立案や災害、公害対策、更には国民所得、産業連関表等の加工統計の作成など各方面で様々に利用されてきた。また、事業所基本調査区の設定及び基本調査区内事業所名簿の整備は、事業所を対象とする各種統計調査において活用されるべきものとして期待されてきた。

そうした中で、昭和56年実施の事業所統計調査の計画を審議した統計審議会は、「基本調査区の利用は、更に進められる必要があり、また、事業所リストは、特に調査中間年における事業所の新設・改廃に伴う整備方法あるいは他の統計調査の結果の活用による整備方法等に関して未だ十分なしくみが作られていない。」、「事業所統計調査の結果を各種統計調査の母集団フレームとして使用するに当たっては、各事業所のデータが入力された磁気テープによってまず該当事業所を抽出し、基本調査区内事業所名簿等により当該事業所の名称・所在地を転記するという2段階の作業を行っている。しかし、主要指標を含む事業所名簿が漢字入力された磁気テープが作成されるならば、特にサンプル調査実施上の大きな合理化が可能と考えられるので、今後その実現のための検討を進める必要がある。」との答申（第184号。昭和56年2月20日）を行った。

また、調査周期の調整を含む事業所3センサス（事業所統計調査、商業統計調査、工業統計調査）の在り方、関連諸調査との整合性及び相互補完性に対する改善策等の問題についても解決されたとはいえない状況であった。

昭和56年事業所統計調査を実施するに当たり、統計審議会が指摘したような諸問題に対処するため、事業所統計調査規則の全部を改正（昭和56年総理府令第26号）して調査内容を変更し、その改善を図ることとした。

主要な改正点は次のとおりである。

- ①事業所基本調査区に関する事務について、設定の事務と調査日以後の管理の事務とに区分するとともに、設定事務を調査実施事務の一部と位置付け
- ②調査事項の変更
- ③丙調査に関する申告義務を明文化するなど所要の規定の整備
- ④集計の一部を都道府県知事に委任することとし、調査票等の提出に関する規定及び結果の公表等に関する規定の整備
- ⑤明文化されていなかった基本調査区内事業所名簿の整備に関する規定の新設
- ⑥指導員による代行調査に関する規定の新設

こうした改善を図った上で、56年調査においても、調査対象の完全な把握を最重点事項として取り組み、「大規模事業所リスト」などを事前に作成して活用するとともに、官公庁事業所の構内にある民営事業所や会社等の事業所の構内にある別経営の事業所の把握に努め、構内を管理する事業所に対する調査協力依頼等の充実を図った。

さらに、統計審議会でその必要性が指摘された「主要指標を含む事業所名簿が漢字入力された磁気テープ」については、この56年調査において初めて、従業者数30人以上の事業所及び資本金1,000万円以上の事業所の名称、所在地及び各種調査事項の概要を収録した

「事業所漢字リスト」を作成し、コンピュータを活用した名簿の効率的利用の第一歩を踏み出した。

5 調査周期の調整と昭和61年事業所統計調査

(1) 調査周期の調整

事業所統計調査は、第2回の昭和23年調査から第13回の56年調査までは3年周期で実施されてきたが、59年調査は、主として財政上の理由により61年に延期され、以後は5年周期で実施する方向で検討が開始された。

しかし、このことについては、60年10月25日の統計審議会答申「統計行政の中・長期構想について」の審議の中で、次のような問題を生じると指摘された。

①昭和66（平成3）年度には商業統計調査と同時に実施されることとなり、地方公共団体の事務処理負担が増加し、また、調査対象者の協力がますます得にくくなることが懸念される。特に地方公共団体については、53年度以上に負担増が見込まれ、ひいては統計精度への影響も懸念される。

②事業所統計調査の目的の一つには、各種統計調査への母集団情報の提供があり、労働省の毎月勤労統計調査を始め、広く一般に利用されている。しかし、事業所の変動は激しく、57年度以降事業所名簿の補正事業を実施しているとはいえ、母集団情報としてはなお不十分である。5年周期になることによる名簿の不正確性が標本調査の精度に大きな不安をもたらすことになる。

③事業所統計調査と工業統計調査の全数調査との間隔が常に2年を超えることとなり、ベンチマーク（比較する際の基準）としての意味が低下する。

そして、これらの改善策として、事業所統計調査の当面の実施時期について、次のような案が示された。

①事業所統計調査は、当面、昭和64（平成元）年度、67（平成4）年度及び70（平成7）年度に実施することが望ましい。ただし、70年度は、国勢調査が実施されるので、71（平成8）年度に延期するものとする。

②諸般の事情により64年度における本調査の実施が困難な場合には、当該年度において、少なくとも、基本調査区内事業所名簿を活用して現地確認等の簡易な方法による調査を行い、また、70年度における調査が71年度に延期される場合には、中間年である69（平成6）年度に簡易な調査を実施する必要がある。なお、簡易な調査であっても、事業の種類、従業者（常用労働者を含む。）に関する事項等母集団情報として必要な事項は調査するものとする。

また、これに関連して、「事業所名簿」の補正については「全国的な統一システムを開発する必要がある。」ことも指摘している。

(2) 昭和61年事業所統計調査

昭和61年事業所統計調査の特色は、次のとおりである。

①調査結果の有効利用の観点から、従業者数を男女別に把握するなど調査事項の充実を図った。

②小地域統計の整備、地方のニーズに応じた統計作成の観点から、町丁・字コード（町や「丁目」ごとに振られた番号）を活用し、町丁・大字別統計を整備することとした。

③「事業所漢字リスト」の対象範囲に従業者数5人以上（会社組織の事業所は全て）に拡充するとともに、「企業漢字リスト」を新たに作成・整備し、「事業所名簿」の効率的な利用に資することとした。

④民営事業所に係る調査票甲については、56年調査と同様、一部地方集計方式を採用し、結果の早期利用に資することとした。

調査事項に関する前回56年調査との主な改正点は、次のとおりである。

①「事業所の電話番号」、「男女別従業者数」及び「本所の名称・電話番号」（会社のみ）を新設

②「事業所の開設時期」、「業態」、「事業所の形態」、「支所の数」及び「本所の所在地」の区分あるいは記入方法の改正

このうち、会社組織の事業所に関する調査事項を改正したのは、支所事業所を本所事業所へ名寄せした企業単位の「企業漢字リスト」を作成するとともに、企業単位の統計を整備するためである。

これらの変更に伴い事業所統計調査規則の一部改正を行った。その主な改正点は、次のとおりである。

①事業所漢字リスト、企業漢字リストなど事業所に関する名簿作成を調査の目的として明文化するとともに、事業所名簿の作成に関する規定を追加

②調査事項及び調査票様式を変更

③企業漢字リストを整備するためある程度の期間が必要となることから、調査票の保存期間を延長

なお、事業所統計調査に用いる産業分類は、従来から日本標準産業分類に基づいたものとなっており、61年調査の産業分類も、59年1月に改訂されたものによったが、一部の項目については、日本標準産業分類の小分類を細分化して事業所統計の小分類とし、結果利用の便宜を図ることとした。

6 平成3年事業所統計調査

(1) 平成3年商業統計調査との同時実施の経緯

昭和60年10月25日の統計審議会答申「統計行政の中・長期構想について」の審議においては、61年以降の事業所統計調査の実施時期は、平成元年、4年、7年であるべきであるが、このうち元年については従来規模の調査実施が困難な場合は、また、国勢調査と重なるため7年を8年に延期した場合の中間年となる6年には、それぞれ簡易な調査を実施することが望ましいとしていた。

しかし、昭和63年6月に至り、統計局は、次のような事情から、次回事業所統計調査は平成3年に実施するという考えを打ち出した。

① 厳しい財政事情に鑑み、また、統計審議会から早期実施を提案されていたサービス業調査を初めて平成元年度に実施することとなったため、元年度には事業所統計調査は行わないことになった。したがって、昭和61年から6年目の平成4年まで事業所統計調査が実施されないこととなり、事業所の基本構造を把握する統計や正確な事業所名簿の提供が適時に行われなくなる。

② 国勢調査に次ぐ大規模調査である事業所統計調査が実施されるのは、現状のままでは、昭和61年調査から6年目の平成4年度、4年度から4年目の8年度となり、その周期が不安定となるため、国・地方を通ずる調査事務の平準化及び統計予算の安定性の確保に支障を生ずる。

③ 4年には、就業構造基本調査及び全国物価統計調査が予定されており、これに事業所統計調査が加わると、地方公共団体等の事務の負担が増大し、集計処理及び結果公表等に支障を来す。

一方で、3年には商業統計調査が予定されており、同年に事業所統計調査も実施することになれば、地方公共団体の事務負担が過重となり、また調査対象が一部重複することによって調査への協力が得にくくなることが予想され、これらの問題を解決し得るような実施方法が必要であった。そのため、昭和63年9月、事業所統計調査と商業統計調査との共同実施の可能性について、総務庁と通商産業省が検討を行うことになった。

昭和63年12月から平成元年5月にかけて行われたこの検討の過程で議論されたのは、① 調査の期日、② 商業事業所に対する調査票の2枚複写方式、③ 両調査の調査事項等の相互調整、④ 共同規則の制定、⑤ 調査事務体系の調整、などであった。

6回にわたる検討の結果、共同で実施しないまでも、① それぞれの調査規則に基づき、② 調査対象の重複を排除し、③ 事業所統計の作成に当たっては、商業調査票を統計法上の手続により使用すること、などによって、大筋において両調査を同時に実施することは可能であるとの結論に達し、元年9月、総務庁と通商産業省との間で正式に合意され、両調査の同時実施を円滑に遂行するための協議を行う場として企画連絡会議が設置された。

元年10月13日には、統計審議会に対し、「次回事業所統計調査の実施年について」が諮問され、12月8日の答申においては、次回事業所統計調査を3年に実施すること、商業統計調査と同時に実施すること及び事業所統計の作成方法は妥当であるとされた。

なお、同答申においては、「調査計画の策定に当たり、……実査を担当する地方公共団体の意見を十分踏まえ、事前に試験調査を実施して、十分検討する必要がある。」とされている。

(2) 同時実施計画の策定

平成元年12月、地方公共団体からの意見を反映させる場として、総務庁、通商産業省、都道府県の代表（14都道府県）を構成員とする「平成3年事業所統計調査・商業統計調査

同時実施調査方法等研究会」が設けられた。この研究会では、調査方法等に関する主要な課題について、2年7月まで討議が行われた。また、2年5月15日を調査期日として、同時実施のための試験調査が実施された。研究会等での検討結果は、「研究会における検討事項及び試験調査の結果に関する実施計画の対応状況等」として取りまとめられている。

こうした検討経過を踏まえ、2年8月10日、統計審議会に諮問（第231号「平成3年に実施される事業所統計調査及び商業統計調査の計画について」）を行い、同年11月16日に答申を得た。

これらの場において得られた意見・要望・提案等は、細部にわたるものを含めて可能な限り実施計画の中に組み込まれることとなり、従来の事業所統計調査とは異なる対応が図られたものも多い。その主要内容は次のとおりである。

①事務内容の早期周知と一部調査用品の作成等の経費に係る予算の前倒し措置によって、準備段階における事務が円滑に遂行された。

②都道府県に対する実施通知、規則制定通知、委託費取扱要綱など各調査に固有のものを除き、両調査に共通する通知等は、総務庁、通商産業省連名のものとし、事務取扱要領等も一元化した。また、従来は「調査の手引」の中に含まれていた、調査員の事務処理要領を、調査員の利便性を考慮して「調査員の手引」として独立させ、コンパクトな内容のものとした。

③同時実施に当たっては、調査員が受持ち地域内における全ての事業所を把握し、その事業の内容を識別して、卸売・小売業以外の事業所には事業所統計調査の調査票を、卸売・小売業の事業所には商業統計調査の調査票を、正確かつ円滑に配り分けることが必要であった。このため、市町村において、「基本調査区内事業所名簿」を「商業準備調査名簿」（商業統計調査において対象を把握するために用いられる商業事業所のリスト）等と照合して、商業事業所を特定した巡回名簿の作成を行うこととした。この巡回名簿を基に、調査員が、事業所・商店の新設・廃業といった変動状況を補足することとし、その場合の判断の目安等については、「調査員の手引」の中で示すとともに、調査員指導用ビデオテープ等を作成し、その活用を図ることとした。

④記入者負担や地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、調査事項については、支所事業所に係る本所の名称及び電話番号、本所の所在地の町丁・字コードを削除した。なお、これらの事項は、昭和61年事業所統計調査において、企業別集計を行うための本所と支所の名寄せ処理の際に使用されたものであるが、今後の名寄せ処理に伴う労力の大きさを考慮し、削除は今回限りの措置とした。

一方、各種統計調査の母集団リストとしての利用の便の向上を図るため「事業所の名称」については、正式名称とは異なる、看板等に標記されている通称名を、「事業所の所在地」については、構内事業所の「構内」の名称を調査することとした。また、都道府県及び市町村における審査事務の効率化を図るため、「市外局番」を追加した。さらに、同時に実施する商業統計調査との整合性を図るため、「家族従業者」を「無給家族

従業者」に改めることとした。

⑤同時実施に当たっては、調査対象の重複を排除し、それぞれの調査票配布対象を切り分けることが必要であった。しかし、実査に際しては、ファーストフード店、付随事業所、地方公共団体の店舗等、その取扱いについて両調査で微妙な違いが存在するケースが予見された。これら細部にわたる相違点については、可能なものは統一化し、統一化が困難なもの、あるいは統一化することによってかえって事務処理が複雑になるおそれのあるものは、集計段階で所要の措置を講じるなどの方法によって処理することとした。

⑥平成元年にサービス業基本調査が実施され、サービス業全体を広く統一的に把握する概括的な統計が整備されたことから、平成3年事業所統計調査においては、乙調査（主として個人を顧客とするサービス業事業所についての調査）を実施しないこととした。

⑦調査員及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、基本調査区内事業所名簿の記載項目を従来の13項目から5項目とし、商業準備調査名簿との様式を統一した。これに伴い、商業準備調査名簿を2枚複写方式とし、2枚目を商業事業所に係る基本調査区内事業所名簿として扱うこととした。

⑧事業所統計調査の目的は、我が国の産業構造の実態を明らかにするとともに、各種統計調査のための事業所（企業）に関する母集団リストを提供することにある。このうち、後者に関しては、従来から基本調査区内事業所名簿を作成するとともに、一定規模以上の事業所については漢字処理による事業所リスト（事業所漢字リスト）を作成し、利用に供してきたが、今回の調査においては、全ての事業所について事業所漢字リストを作成することとした。

⑨調査票回収後における地方公共団体の内容審査事務の輻輳を回避するため、事業所統計調査に係る調査票及び磁気テープの進達期限を従来より1か月延伸した。

⑩事業所統計を作成するに当たっては、商業統計の調査票を統計法上の目的外使用の手続を踏んで使用することが必要であった。このため、包括承認という簡素な方法を採用することとした。また、都道府県がデータの入力、データチェック等のコンピュータ処理を可能な限り統一的に行えるよう、統計センターにおいて、商業統計調査のコンピュータ処理に必要なシステムの見直しを行った。

⑪地方公共団体からは、調査員1人当たり受持ち事業所数の緩和、稼働日数の増、指導員の増員配置、配置基準の統一等の要望があった。このうち、調査員の担当事業所数を減らし、稼働日数を増やすことは、必ずしも同時実施により直接必要となるものではないことから困難と判断したが、指導員については、従来の調査員20名に1名の割合から、15名に1名の割合へと増員措置を講ずることとし、配置対象地域も、一定規模を有する町にまで拡大することとした。

なお、調査員、指導員については、両調査について同一の者が任命された。

(3) 地方公共団体との連携

両調査を同時に実施するに当たっては、何よりも実査を担当する地方公共団体の理解と

協力が必要であることから、総務庁と通商産業省は共同して、事前、事後にわたって、次のような会議を開催し、意思疎通に万全を期した。

- ①平成2年12月6日 都道府県統計主管課長会議
- ②3年1～2月 第1次地方別事務打合せ会（全国7ブロック）
- ③3年4～5月 地方別庶務主任者事務打合せ会（全国6ブロック）
- ④3年4～5月 第2次地方別事務打合せ会（全国8ブロック）
- ⑤3年5月 製表事務に関する事務打合せ会
- ⑥3年6月 電子計算処理に関する事務打合せ会
- [3年6月24日～7月20日 調査期間]
- ⑦4年2月 地方別事後報告会（全国3ブロック）
- ⑧4年3月 政令指定都市及び東京都特別区事後報告会

なお、4年1～2月には、総務庁単独で、全国6ブロックにおいて、漢字処理に関する地方別事務打合せ会を開催した。

(4) 雲仙・普賢岳噴火に伴う対応

平成3年6月3日、雲仙・普賢岳において最大級の火砕流が発生し、民家を巻き込んで多数の死傷者を出した。この大災害への対応を優先するため、長崎県を通じて地元島原市及び深江町から調査期日延期の要請があり、調査期間は、事業所統計調査規則第13条に基づいて9月24日～10月20日に延期された。しかし、この時期に至ってもなお、事態が好転する兆しがうかがわれず、調査期間は4年1月24日～2月20日に再延期された。さらに、4年に入って、噴火活動の鎮静化が見られないこと、両市町担当組織が災害対策業務に追われていること、調査環境が悪化していることなどを理由として、調査中止の申入れがあった。これを受けて、総務庁及び通商産業省は、現地の状況確認を行い、中止もやむを得ないものと判断して、「事業所統計調査規則第四条に規定する調査の特例に関する総理府令」（平成4年総理府令第1号）及び「商業統計調査規則第四条に規定する調査の範囲の特例に関する省令」（平成4年通商産業省令第49号）をそれぞれ制定し、両調査は、長崎県島原市及び深江町においては実施されないこととなった。

7 平成8年事業所・企業統計調査

(1) 企業・事業所関係統計整備の要請

平成7年3月10日の統計審議会答申「統計行政の新中・長期構想」においては、「最近の企業・事業所の動向をみれば、円高基調の定着化、経済のサービス化、情報化の進展などの下で、一層複雑化する様相を呈している。……このような中で、企業活動の多角化、分社化が進展しており、従来型の生産現場重視の企業活動から、傘下の支社や事業所を結んだ企業全体及び子会社等を含む集団としての企業の意思決定が重視される活動形態へと変化がみられる。しかし、各種の事業活動をとらえる基礎的な統計調査は事業所を単位として展開されており、企業としての活動の全体像をとらえきれぬものとはなっていない。

また、調査事項も、国際化の進展や事業展開の多様化など時代の変化に応じて変わりつつある経済的活動の現況を把握するには不十分と言わざるを得ない。」との認識の下に、事業所統計調査について、次のような指摘が行われた。

- ①事業所統計調査を企業活動の把握・分析に一層資するものとするため、次回の調査から企業・事業所統計調査（仮称）に改めることとし、次の改善措置を講ずる。
 - i) 調査事項に、本社の名称など企業単位の名寄せ集計を可能とする事項を恒常的に盛り込み、企業・事業所関連統計調査の実施のための母集団情報として利用できる企業、事業所の名簿を整備する。
 - ii) 調査事項に、企業全体の常用雇用労働者数など企業の活動状況を把握する事項、海外子会社、海外支店等の有無など企業活動の国際化をとらえる事項、子会社、親会社の有無など企業の多角化、資本系列等をとらえる事項を追加する。
 - iii) 企業・事業所統計調査（仮称）は5年周期とするが、企業・事業所の変動が激しいことも踏まえ、その中間年に簡易な方法により企業等の名称、所在地などの情報を把握する調査を実施する。これらの調査の実施については、プレプリント方式や郵送調査方式の一部導入など調査方法の効率化を併せて検討する。
- ②企業・事業所の母集団情報としての企業・事業所フレーム（仮称）の整備を、次により進める。
 - i) 企業・事業所統計調査（仮称）における名寄せで得られた名簿に資本金や従業員数等の基本的情報を付加した企業・事業所フレーム（仮称）を作成し、データベース化する。さらに、既存のセンサス調査である商業統計調査、工業統計調査及び通商産業省企業活動基本調査並びに大型標本調査である法人企業統計調査及び賃金構造基本統計調査の調査結果を利用して企業・事業所フレーム（仮称）の更新を行う。その際、各種の統計調査の母集団情報として汎用的利用が可能となるよう、利用可能な情報は幅広く蓄積することとする。

なお、企業活動の現況に関する各種の行政データを企業・事業所フレーム（仮称）の更新に利用できるよう、必要な検討を進める。
 - ii) データベースは、各省庁による共同利用を目的として、総務庁が開発、運用する。企業・事業所フレーム（仮称）の更新については、関係省庁が所管調査の実施のために準備する磁気データ化された名簿情報等を利用して行う。なお、共同利用の円滑な実施のため、早急にその基本的ルールを検討し整備する。
 - iii) 企業・事業所フレーム（仮称）の整備に当たり、平成8年に行う企業・事業所統計調査（仮称）の結果に基づき、企業の本社を対象として、平成11年に実施が見込まれる簡易な方法による調査の際、企業、事業所の関係を確認するための調査を郵送を利用した方式により実施する。

(2) 試験調査の実施及び調査計画の策定等

「統計行政の新中・長期構想」の趣旨を受け、平成7年7月1日現在で「平成8年企業・事業所統計調査試験調査」を東京都、神奈川県、大阪府及び広島県において実施し、この試験調査の結果等も踏まえ、「平成8年事業所・企業統計調査」の計画を策定し、7年10月13日、統計審議会に対し、この計画に関する諮問（諮問第246号）を行った。

12月8日の答申は、調査名の変更については妥当とされ、調査事項の見直しについてはおおむね妥当であるが、「今後の課題として、企業（会社）以外の法人等についても、様々な形で経済活動が営まれている現状にかんがみ、これらの事業体としての活動状況を把握することについて検討する必要がある。」とされた。

また、集計・表章については、「企業・事業所に関して新設された調査事項が十分活用されるよう、企業全体の事業の多角化等の状況が産業別、規模別等様々な形で把握できるよう十分に検討する必要がある。」とされた。

さらに、事業所名簿及び企業名簿を基に企業・事業所フレーム（仮称）としてのデータベースを構築するに当たっては、「データベースの多面的な利用が可能となるよう、①他の統計調査による情報を付加する場合における統計調査間の諸概念の整合性確保及び付加する情報の内容、②統一事業所コード（仮称）の設定、③データベースの管理、利用の方法等について、今後、関係省庁等において連携を図りつつ検討していく必要がある。」とされた。

この答申の趣旨を踏まえ、指定統計第2号「事業所統計」の名称を「事業所・企業統計」に変更するとともに、「事業所統計調査規則の一部を改正する総理府令」（平成8年総理府令第3号）を1月25日付けで公布、施行した。

(3) 調査の主な特色

ア 企業関連の調査事項の追加

社会経済情勢の変化に伴う企業活動の国際化、多角化、資本系列化等の状況を把握するため、従来の調査事項に、「外国資本比率」、「親会社・子会社・関連会社の有無」、「海外支店の数」等の企業に関する事項を追加した。

イ 「企業の名簿」の整備

企業に関する各種の統計調査の企画・実施に資するため、その母集団情報として、従来の「事業所の名簿」に加え「企業の名簿」を整備することとした。

ウ 事業所の従業者に係る調査事項の追加

企業が派遣や請負など外部労働への依存を強めるなど、その雇用形態が変化してきていることを踏まえ、派遣・下請従業者に関する調査事項を追加した。

エ 調査の名称の変更

企業単位の活動実態を捉える調査事項等が充実されたことを明確化するとともに、従来と同様第一義的には事業所を調査対象としているものであることから調査の継続性にも配慮して、調査の名称を「事業所統計調査」から「事業所・企業統計調査」に改めた。

オ プレプリント方式の導入

記入者負担の軽減及び調査実施事務の効率化を図るため、いわゆるプレプリント方式を全面的に導入し、「市区町村コード」、「調査区番号」、「事業所番号」、「事業所の名称」、「電話番号」、「事業所の所在地」をあらかじめ調査票等に記載した。

なお、このプレプリント方式は、平成3年調査の丙調査（国・地方公共団体に属する事業所を対象とするもの）において、先行して導入していたものである。

(4) 調査の実施概要

ア 調査日

調査日は、平成8年10月1日現在とした。

イ 調査の対象

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所（物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう）のうち、以下に掲げる事業所を除く事業所について行った。

- ①「大分類A－農業」に属する事業所で個人の経営に係るもの
 - ②「大分類B－林業」に属する事業所で個人の経営に係るもの
 - ③「大分類C－漁業」に属する事業所で個人の経営に係るもの
 - ④「大分類L－サービス業」のうち、「中分類74－その他の生活関連サービス業」（「小分類741－家事サービス業（住込みのもの）」及び「同742－家事サービス業（住込みでないもの）」に限る）に属する事業所並びに「中分類96－外国公務」に属する事業所
- なお、「企業」は、株式会社、有限会社、合名会社、合資会社及び相互会社とした。

ウ 調査の種類

調査は、甲調査及び乙調査とした。

- ・甲調査－国及び地方公共団体の事業所以外の事業所（民営事業所）について行った。
- ・乙調査－国及び地方公共団体の事業所について行った。

エ 調査区

調査員が担当する区域を明確にし、調査の正確な実施を期すため、調査実施に先立つ平成8年3月1日現在で設定した。

それまでの調査区は、昭和47年調査の際に初めて設定された事業所基本調査区を調査実施年ごとに部分的に手直しして設定してきていた。しかし、基本調査区内に所在する事業所数の不均衡が顕著となっていたことから、その均衡を図るとともに、事業所と人口に関する統計の小地域でのリンケージ等統計の高度利用に資するため、国勢調査における基本単位区を調査区設定の際の基礎単位として新たに導入し、全面的な設定替えを行った。

オ 調査事項

- ・甲調査における調査事項は次のとおりである。

[事業所に関する事項]

- ①名称、②電話番号、③所在地、④経営組織、⑤本所・支所の別、⑥開設時期、⑦

従業者数、⑧事業の種類・業態、⑨形態

[企業に関する事項]

①資本金額及び外国資本比率、②親会社・子会社・関連会社の有無、③支所・支社・支店の数、④会社全体の常用雇用者数、⑤会社全体の主な事業の種類、⑥本所・本社・本店の名称及び電話番号、⑦本所・本社・本店の所在地

・乙調査における調査事項は次のとおりである。

①名称、②電話番号、③所在地、④職員数、⑤事業の種類

カ 集計事項

次の事項について、全国、都道府県別、市区町村別、地域圏別、町丁・大字別及び調査区別に集計した。

[事業所に関する集計]

・民営事業所及び国・地方公共団体の事業所に関する集計

①産業に関する事項、②従業者の規模及び属性に関する事項、③経営組織に関する事項

・民営事業所に関する集計

①産業に関する事項、②従業者の規模及び属性に関する事項、③経営組織に関する事項、④本所・支所に関する事項、⑤開設時期に関する事項

[企業に関する集計]

①企業産業に関する事項、②企業規模に関する事項、③外国資本比率に関する事項、④親会社・子会社・関連会社の有無に関する事項、⑤本所と支所を名寄せすることにより得られる事項

8 平成11年事業所・企業統計調査（簡易調査）

事業所統計調査は、昭和23年調査から56年調査までは3年ごとに実施していたが、その後は5年ごとに実施することとされ、さらに5年ごとの調査の中間年には、事業所の名簿の整備を行うことを目的に、平成元年及び6年に事業所名簿整備に関する調査を実施した。この中間年の調査は、8年調査の際、事業所・企業統計調査の「簡易調査」として位置づけられ、11年7月1日現在の調査として、初めて簡易調査を実施した。

なお、この11年調査は、調査対象の事業所及び企業の負担や地方の事務などの負担の軽減を図るため、商業統計調査と同時に一枚の調査票で実施した。

調査されたデータの入力及び産業分類格付は、都道府県又は市区町村で行い、確報集計を平成12年10月に公表した。

9 平成13年事業所・企業統計調査

平成7年3月10日の統計審議会の答申「統計行政の新中・長期構想」においては、事業所統計調査について、企業としての事業活動の全体像を捉える必要性、国際化の進展や事

業展開の多様化など時代の変化に応じて変わりつつある経済的活動の現況を把握できる調査事項とする必要性が指摘され、これを踏まえ、平成8年事業所・企業統計調査では、企業関連調査事項の追加などを行った。

平成13年事業所・企業統計調査は、更に企業グループの構造を把握するための調査事項等を追加するとともに、報告者が記入を行う際の利便性の向上、地方公共団体における調査事務負担の軽減等の観点からの変更を行い、13年10月1日に実施した。

(1) 企業関連調査事項の拡充

企業活動の多角化、企業再編の活発化等の状況を踏まえ、我が国における企業グループの構造、企業の合併・分割の状況等の実態を把握するため、企業関連の調査事項として、「登記上の会社成立の年月」、「親会社の有無と親会社の名称及び所在地」、「関係会社（出資元）の有無」及び「平成8年10月2日以降の会社の合併・分割等の状況」を新たに追加した。

また、企業活動における情報化の進展等を踏まえ、電子商取引の状況の実態を捉えるため、「電子商取引の状況」を追加した。

(2) 調査票の大型化

調査事項の追加に対応し、かつ、調査票の文字を高年齢等が識別しやすい大きさにするなど報告者の利便性の向上に資するため、調査票をそれまでのA4判からB4判に大型化した。

(3) プレプリント対象項目の拡大

報告者の記入負担の軽減等のため、平成8年事業所・企業統計調査で導入した事業所の名称、所在地及び電話番号等のプレプリントに加えて、「本所等の名称、所在地及び電話番号」についてもあらかじめ調査票に印刷を行った。

(4) 産業分類の格付事務の効率化

地方公共団体における調査関係事務の効率化及びその負担軽減のため、調査票の市町村使用欄に、過去の調査結果に基づく「事業所の主な事業の内容」及び「分類番号」をあらかじめ印刷し、それを参照して産業分類の格付け（産業分類への当てはめ）を行うこととした。

(5) 集計事項の拡充

企業関連の調査事項を新たに追加したことにより、企業に関する集計事項が大幅に拡充された。具体的には、親会社の名称及び所在地を用いて、親会社と子会社の名寄せによる集計を行うことにより、我が国における企業グループ数や子会社数、それらの産業構造等が明らかになったほか、会社成立時期別、合併・分割の状況別、電子商取引の状況別の企業数等を、産業や企業規模別に把握することが可能となった。

また、これまで、事業所の存在は確認されているがその事業内容等が不詳である事業所については、調査時点での事業所の総数には含めていなかったが、今回の調査においては、これを事業所の総数に含めた結果を公表した。

なお、結果については、集計・審査事務システムの一層の効率化を行い、速報結果について、平成8年調査時より1か月早め、14年7月に公表した。

10 平成16年事業所・企業統計調査（簡易調査）

平成16年調査は、簡易調査として初めて実施された11年調査に続く2回目の簡易調査である。この調査は、12年12月の統計審議会の答申「平成13年に実施される事業所・企業統計調査の計画について」において、「平成16年に実施される簡易調査については、……商業統計調査との同時実施によることが適当である。……その際、……例えば、サービス業基本調査との一元的実施も含めて幅広く検討する必要がある。」とされたことを受けて、初めて商業統計調査（簡易調査）及びサービス業基本調査と同時・一元的に実施した。

なお、この平成16年調査は、調査対象の事業所及び企業の負担や地方の事務などの負担の軽減を図るため、一枚の調査票により実施するとともに、平成14年商業統計調査における本社等一括調査の実施企業を主な対象として、本社等一括調査の方法を採用した。

11 平成18年事業所・企業統計調査

平成18年事業所・企業統計調査においては、統計審議会の過去の答申の指摘を踏まえ、また、「商法」（明治32年法律第48号）及び「有限会社法」（昭和13年法律第74号）等の各規定を再編した「会社法」（平成17年法律第86号）が平成17年7月に制定され、翌18年5月から施行されたことに対応するとともに、効率的な調査の実施や社会情勢の変化にも配慮して、所要の改正を行った。

なお、21年に経済センサスが創設されたことから、事業所・企業統計調査としては、18年調査が最後の調査となった。

(1) 調査方法等の変更

ア 独立行政法人等の調査

平成11年に「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号）によって創設された独立行政法人等の取扱いについては、15年10月10日の統計審議会答申「平成16年に実施される事業所・企業統計調査（簡易調査）、商業統計調査（簡易調査）及びサービス業基本調査の計画について」において、それらの調査期日である16年6月1日は、各府省の実施部門が独立行政法人等へ移行する過渡期であり、その状況を見極めた上でその扱いについて判断すべきであるとされていたことから、16年調査においては、平成13年調査において「甲調査」の対象であった特殊法人・認可法人から独立行政法人等に移行したもののみを「甲調査」の調査対象としていた。しかしその後、18年1月13日の統計審議会答申「平成18年に実施される事業所・企業統計調査の計画について」において、独立行政法人等については、企業的経営手法による業務・財務運営が行われており、かつ調査事項は独立行政法人等において記入が可能であるとされたことから、18年調査においては、独立行政法人等を民営事業所を対象とする「甲調査」の対象に加えることとした。

イ 事業所の名称・所在地等のプレプリント

プレプリントする調査事項を広げ、「事業所の名称」、「事業所の所在地」、「本所等の名称」、「本所等の所在地」等のほかに「事業の種類」を対象に加えた。なお、統計審議会から、調査対象者がプレプリント事項を確実に確認・修正できるように工夫を行う必要があると指摘されたことを踏まえ、調査票欄外の注意書きを枠で囲み、色を付けて目立つようにし、チェック欄を矢印で指し示すなど漏れを防ぐための措置を講じた。

ウ 本社等一括調査の導入見送り

平成15年10月10日の統計審議会答申において、導入の是非も含めて幅広く検討する必要があると指摘された本社等一括調査については、その導入に当たっては、国と地方公共団体との役割分担の明確化、調査上の事業所の概念についての正確な理解の浸透といった課題の解決が不可欠であるが、これらの課題を解決することがなお困難であったことから、18年調査においては、これを見送ることとなり、これは18年1月13日の統計審議会答申においても了承された。なお、16年調査の際に本社等一括調査を行った企業（約2,200社）に対しては、今回は事業所単位で調査したい旨の協力依頼・周知文書を事前に送付するとともに、本社等一括調査でなければ協力できないとする企業については、個別に対応することとした。

エ 「甲調査」に係る変更

会社法の施行に伴い、統計審議会への諮問（平成17年10月14日）、その答申（平成18年1月13日）を経て、経営組織区分の「有限会社」を削除し、「合同会社」を追加、調査事項の「子会社の有無」を「子会社数」へ変更した。

また、親会社・子会社の判定基準については、これを出資比率から議決権所有割合に変更し、50パーセントを超える議決権を所有している会社のみを親会社、所有されている会社を子会社とすることを検討していた。しかし、統計審議会の企業統計部会において、商法では、実質的な経営権を持っている企業も親会社としており、これと一致させた方が良い旨の意見が出され、また、会社法においても、子会社を「会社はその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの」と定義されたことから、調査対象者である企業や有識者からも意見を聴取するなどして改めて検討を行い、判定基準を出資比率から議決権所有割合に変更した上で、実質支配力基準により判断することとした。併せて、紛れのないようにするため、親会社・子会社の定義を調査票上に明記した。

オ 「乙調査」に係る変更

政府の「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）における基本方針の一つである「IT化に対応した業務改革」に沿って「統計調査等業務の業務・システムの見直し方針」（平成17年4月8日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議幹事会決定、各府省統計主管課長等会議了解）が決定され、事業所・企業統計調査においては、①調査対象者の負担軽減、②統計実務関係者の事務負担の軽減、

③経費節減、の観点から情報通信技術を活用した業務の効率化を検討することとなった。そこで、「乙調査」（国・地方公共団体の事業所を対象）について、原則として電子媒体によって調査票を配布・収集することとするとともに、調査票の様式を単票形式から帳票形式に変更した。

（2）結果集計の変更

経済の国際化に関する状況を明らかにするため外国資本比率や海外事業所に係る集計を拡充するとともに、企業グループ構造を明らかにするため企業グループ数に係る集計を拡充し、民営事業所の新設・廃業及び産業間の移動に関する集計を追加した。さらに、地域統計に関するニーズに対応するため合併前の旧市区町村単位の表章も行った。

第二節 事業所名簿の整備

1 事業所名簿作成の経緯

「事業所名簿」の整備は、事業所又は企業を対象とした各種統計調査の対象把握のための利用に供するものとして、事業所統計調査の第1回調査である昭和22年調査から行われた。翌23年の第2回調査から56年の第13回調査までの間は3年ごとに事業所統計調査を実施し、その都度名簿整備を行っていたが、46年12月の統計審議会答申「事業所を対象とする統計調査における基本調査区の設定および事業者リストの整備等について」において、事業所名簿は、「少なくとも年1回修正維持する措置を講ずることが必要である。」と提言されたことを受け、51年以降は事業所統計調査の実施されない年においても毎年1回、事業所名簿の整備を行うこととした。その後、事業所名簿の整備は58年まで続いたが、第14回事業所統計調査の実施が61年となり、それ以降は5年ごととなったことに伴い、調査の実施されない年における事業所名簿整備は調査の中間年に行うこととし、平成元年、6年にそれぞれ実施した。なお、6年には、調査の中間年に実施する事業所名簿整備を新たに事業所統計調査の一つ（事業所名簿整備調査）と規則上明確に位置付けた。

8年以降は、調査の名称を事業所・企業統計調査に変更し、5年ごとに本調査、中間年に簡易調査を実施し、調査の際に併せて事業所名簿及び企業名簿の整備を行うこととし、10年1月には、平成8年事業所・企業統計調査の結果を利用して各省庁による共同利用を目的とした「事業所・企業名簿情報データベース」を構築し運用を開始した。引き続き、14年6月には、平成11年事業所・企業統計調査の結果等を母集団とした各府省共同利用型の「事業所・企業データベース」を新たに構築し、各省庁が実施する統計調査の対象把握や調査対象者の重複は正等に関する情報の提供を開始した。

事業所・企業データベースは、平成21年経済センサス - 基礎調査の結果による更新を行った後は、新たな「統計法」（平成19年法律第53号）に基づいて整備・構築され、25年1月から本格的な運用を開始した「事業所母集団データベース」に引き継がれることとなった。

2 昭和22年から44年までの事業所統計調査における事業所名簿の整備

事業所統計調査においては、昭和22年の第1回調査以来、調査票の副票等により事業所名簿を都道府県又は市町村において作成し、事業所又は企業を対象とした各種統計調査の対象把握のための利用に供していた。29年調査から38年調査までは、調査票甲から所定の事項を転記した副票によって事業所名簿を作成し、都道府県や市町村における事業所に関する統計の作成や標本の抽出などのための基礎的資料として用いていた。さらに、41年調査からは、甲調査対象事業所について名称、所在地、産業分類番号などを記載し、調査の重複、脱漏防止のほか、地方公共団体や民間において、事業所に関する基礎名簿として活用されることを想定した「調査対象名簿」が調査区ごとに作成されている。

これら事業所名簿の作成は、昭和22年制定の統計法第15条第2項の規定に基づく調査票の統計目的以外の使用に関する行政管理庁長官の包括承認を得た上で行われた

3 昭和47年事業所統計調査における事業所名簿の整備、事業所コードの設定

(1) 事業所名簿の整備

昭和47年調査の実施に際し、事業所を対象とする主要な統計調査（事業所統計調査のほか、商業統計調査、工業統計調査等）の実施の円滑化及び各調査のデータリンケージ（異なるデータセットを組み合わせて新たな情報を得ること）による結果利用の高度化を図るため、各調査区の共通単位として基本調査区を設定し、これに基づき「基本調査区内事業所名簿」の整備を行うことが企画された。

具体的には、基本調査区の設定に続いて、その範囲・広さを表すものとして「基本調査区地図」を、町丁・字名で地域を表すものとして「基本調査区台帳」を、更に基本調査区内事業所名簿を基礎資料として作成し、網羅的に整備された母集団情報の提供が可能となった。ただし、基本調査区内事業所名簿については、46年12月の統計審議会の答申において「少なくとも年1回修正維持する措置を講ずることが必要である。」と指摘され、名簿の維持・管理については、以後の検討課題となった。

(2) 事業所コードの設定

基本調査区の設定により、調査区ごとに母集団情報が整備されたが、さらに、その利用価値を高め、各種調査間のデータリンケージやコーホート分析（ある期間に設立、廃業など何らかの事象が発生したものを集団として捉え、その集団に着目した分析を行うこと）などに活用できるよう、個々の事業所に対して、「事業所コード」として①市区町村コード、②基本調査区番号、③事業所番号、を付与した。この事業所コードは、効率的な活用を図る観点から、付与後も原則として固定化し、その維持管理を行った。

4 昭和51年・52年及び54年・55年における事業所名簿の整備

事業所の名簿については少なくとも年1回修正維持する必要があるとの昭和46年12月の統計審議会答申を踏まえ、51年・52年には、次のような方法により基本調査区内事業所名簿の整備を行った。

①まず、市町村が、建築確認関係資料、都市計画関係資料、統計調査関係資料、関係者の見聞結果等を参考に、次の要件に該当する基本調査区の有無を確認

・新たに建設（供用）された多事業所ビル（同一ビルディング内に事業所がおおむね30以上あるものをいう。）のある基本調査区

・新たに建設（供用）された地下街（地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これに類する施設が連続して地下道に面して設けられたもので事業所がおおむね30以上あるものをいう。）のある基本調査区

・新たに建設（供用）された構内事業所（一般的に何らかの囲いを持った場所で外部の人の立入りが自由に許されない場所内に経営主体の異なる事業所がおおむね30以上あるものをいう。）のある基本調査区

・事業所がおおむね30以上増加又は減少となった上記以外の基本調査区

②次に、その確認結果の報告に基づき、統計局が基本調査区内事業所名簿を更新する必要がある基本調査区を指定

③最後に、都道府県が、指定された基本調査区について、最近の統計調査結果やビル入居者名簿、対象事業所又は関係者からの聴取等に基づき記載事項を修正・追加

また、54年・55年には、県庁所在市、政令指定都市、地方の中核都市等一部の市について、統計局が基本調査区の特性を勘案して更新を行うべき基本調査区を選定し、都道府県が当該基本調査区内を実地に巡回して事業所の変動状況を確認し、それに基づいて修正・追加することによって基本調査区内事業所名簿の整備を行った。

5 昭和56年事業所統計調査における事業所名簿の整備

社会の情報化の進展により、様々な統計が求められるようになり、基本調査区内事業所名簿の利用に対する需要もますます大きなものとなってきた。また、調査対象の抽出をコンピュータ処理によって行いたいとの要望も高まってきた。

このような状況を踏まえ、昭和56年調査においては、調査の結果により、一定規模以上の民営事業所（従業者規模30人以上の事業所及び資本金1,000万円以上の事業所）について、事業所の名称、所在地及び各調査事項の概要を漢字入力した「事業所漢字リスト」を作成し、これら情報のコンピュータ処理を可能とした。

6 昭和57年から58年における事業所名簿の整備、昭和61年事業所統計調査及び平成元年における事業所名簿の整備

昭和51年・52年及び54年・55年に行われた4回の事業所名簿整備は、対象地域が一部に限定されるなど全体としては必ずしも十分でない面があったが、57年には「事業所名簿整備要綱」が定められ、全ての地域を対象として事業所名簿の整備が行われた。

具体的には、次のとおりである。

①まず、統計局が、日本電信電話公社（現在の日本電信電話株式会社）の協力を得て、職業別電話帳への登載のために作成された「掲載伝票」を用いて、新規登録事業所、登録削除事業所など事業所の変動とみられる基礎データをあらかじめ収集して「事業所票」及び「大規模事業所リスト」を作成し、これらを都道府県を通じて市町村に送付

②次に、市町村又は調査員が事業所票及び大規模事業所リストを参考に、

- ・整備期日（57年7月1日）からおおむね過去1年間に新設、改廃等の変動があった事業所のうち、経営組織が法人である事業所

- ・昭和56年事業所統計調査で調査された民営事業所のうち、従業者数30人以上の事業所及び資本金額1,000万円以上の事業所

について、事業所ごとに質問してその変動状況を確認し、基本調査区内事業所名簿及び事業所漢字リストを補正・整備

58年の事業所名簿整備も57年と同様の方法で行われたが、全て事業所票の新設、改廃の情報を基に確認し、大規模事業所という観点からの確認は行わなかった。

61年の事業所統計調査においては、事業所漢字リストの対象範囲を従業者数5人以上（会社組織の事業所は全て）及び国・地方公共団体の事業所に拡大するとともに、本所に支所を名寄せした「企業漢字リスト」を新たに作成・整備し、事業所名簿の効率的な利用に資することとした。

平成元年の事業所名簿整備は、第1回サービス業基本調査と同時に実施され、全ての民営事業所を対象として、調査員がその変動状況を把握するとともに、新設の事業所については事業所票を作成して、基本調査区内事業所名簿及び事業所漢字リストの整備を行った。サービス業基本調査の対象となった新設事業所については、「サービス業調査票」から所定の事項を転写した。

この間、昭和56年調査による事業所漢字リストは57年に、61年調査による事業所漢字リストは平成元年に、それぞれ中間年の事業所名簿整備の結果に基づき補正されている。

7 平成3年事業所統計調査及び平成6年事業所名簿整備調査における事業所名簿の整備

平成3年調査においては、従業者数5人未満の個人経営事業所を含む全事業所の事業所漢字リストを作成した。これにより、事業所名簿に掲載されている全事業所についてコンピュータ処理ができるようになり、事業所名簿の管理及び整備の事務の効率化はもとより、

事業所を対象とする各種統計調査において、標本の抽出や準備名簿を作成する際の母集団情報として活用することにより、業務の効率化を図ることが可能となった。

平成6年事業所名簿整備調査は、3年調査と8年調査の中間年における民営事業所の異動状況を把握する調査として、事業所名簿整備を事業所統計調査の一つとして位置付け、初めて指定統計調査として実施された。

具体的には次のとおりである。

①調査員が、担当基本調査区に所在する全ての民営事業所を確認し、存続事業所については、事業主に直接聞き取る方法により、新設事業所については、事業主が「調査票」に直接記入する方法により調査を行い、さらに調査員が、調査票から必要事項を転記することにより「整備用事業所名簿」を補正・整備した。なお、調査対象事業所及び調査員に対する記入負担等の軽減を図るため、「事業所の名称」及び「所在地」等は平成3年調査の事業所漢字リストを基にあらかじめ調査票及び整備用事業所名簿に印刷した。

②都道府県は、整備用事業所名簿の審査、産業分類格付、漢字入力箇所指定を行い、データ入力及びコンピュータによる内容検査を行い、事業所漢字リストを作成した。

8 平成8年事業所・企業統計調査以降の事業所名簿の整備

(1) 事業所名簿の整備

事業所統計調査は、平成7年3月の統計審議会答申「統計行政の新中・長期構想」の提言を踏まえ、企業活動の把握・分析に一層資するものとするため、平成8年から調査名を「事業所・企業統計調査」に改め、5年周期とし、その中間年に簡易な方法により企業等の名称、所在地などの情報を把握する調査を実施することとした。

平成8年事業所・企業統計調査においては、調査区間の事業所数の均衡を図るために基本調査区の全面的な見直しが行われ、国勢調査の「基本単位区」を基礎単位とした新たな調査区を設定し、それに基づき調査区内事業所名簿及び事業所漢字リストの整備を行うとともに企業に関する各種の統計調査の企画・実施に資するため、その母集団情報として企業漢字リストの整備を行った。

11年調査は、事業所・企業の基本構造を把握するとともに、事業所・企業に関する母集団情報としての事業所名簿及び企業名簿を整備・補完するために必要な基本的事項を調査することを目的として、初めて事業所・企業統計調査の「簡易調査」と位置付けて実施された。調査対象者の記入負担や地方公共団体の事務負担の軽減のため、商業統計調査と同時に実施し、調査票の一元化や事業所名簿の共用等の効率化を図った。

13年調査においては、調査事項に企業グループの構造に関する事項が追加されたことから、本社と支社の名寄せ集計結果に加えて、親会社と子会社の名寄せ集計結果に基づき企業漢字リストの整備を行った。

16年調査（簡易調査）においては、商業統計調査及びサービス業基本調査と調査票及び調査対象事業所の名簿の一元化等を行った上で3調査同時に実施し、調査区内事業所名簿

及び事業所漢字リストの整備を行った。

18年調査においては、調査事項や調査方法の変更はあるものの、13年調査と同様に事業所及び企業の名簿整備を行った。

(2) 事業所・企業名簿情報データベースの構築

平成7年3月の統計審議会答申「統計行政の新中・長期構想」においては、事業所・企業統計調査の結果を利用して事業所・企業情報のデータベースを作成し、各種統計調査の結果等を利用して更新を行うこと、また、データベースは、各省庁による共同利用を目的として総務庁が開発、運用すること、との提言が行われた。また、同年12月の平成8年事業所・企業統計調査の実施計画についての答申においても、データベースの構築が求められた。

これらを受けて、統計局・統計センターでは、「事業所・企業情報データベース構築に関する基本方針」（平成8年11月5日統計局長・統計センター所長決定）及び「事業所・企業情報データベースの構築について」（平成9年9月8日統計局長・統計センター所長決定）を定め、平成8年事業所・企業統計調査の結果を用いて「事業所・企業名簿情報データベース」を構築し、10年1月から運用を開始した。

このデータベースは、統計局・統計センター内では統計局・統計センターLANを通じてアクセス可能であったが、他省庁が利用する場合は内容を記録した磁気テープ等の提供によらざるを得なかった。

さらに、他省庁が実施した統計調査の結果を利用することには制度上の制約があり、これによってデータベースを更新することは困難であった。このような事情から、他省庁との連携については、将来的な事業所・企業名簿情報データベースの更新の範囲及び更新ルールを検討するため、商業統計調査結果、法人企業統計調査管理法人名簿、工業統計調査名簿との照合作業を行うにとどまった。なお、13年2月末に平成11年事業所・企業統計調査の結果による更新を行った。

(3) 事業所・企業データベースの構築

「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」（平成11年4月27日閣議決定）において、「総務省は、各府省の統計調査結果及び利用可能な行政記録を活用して「事業所・企業名簿情報データベース」による既往調査歴を含む母集団情報の一元的管理を実施し、各府省は、統計調査の対象選定を行うに際し同データベースを利用しつつ重複是正を行うこと」とされた。これを受けて統計局・統計センターは、母集団情報の一元的管理を行うとともに調査対象者の重複是正のためのデータベースとして新たに各府省共同利用型の「事業所・企業データベース」を構築し、平成14年6月から重複是正に関する情報提供について運用を開始した。

このデータベースには、中央省庁の通信ネットワーク（霞が関WAN）を通じて、各府省の統計部局からアクセスでき、重複是正に関する情報をオンラインにより提供することが可能となった。

事業所・企業データベースの母集団情報は、事業所・企業統計調査（運用開始時は平成11年調査）の結果を基礎として、工業統計調査、商業統計調査、法人企業統計調査及び民間データ（帝国データバンクの情報）により整備を行った。また、調査対象者の負担軽減のため、各府省が実施した統計調査の被調査履歴情報を登録して被調査回数の管理を行い、調査回数が一定数を超える場合は是正対象であることを示すとともに、代替事業所の検索機能を提供した。

さらに、事業所・企業データベースについては、「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月27日統計主幹部局長等会議申合せ）において、各種統計調査のための母集団情報の早期提供、サンプリング支援等の統計調査の実施支援、事業所コードを利用した統計調査間のデータリンケージ、企業に関するパネルデータ^{（注）}の整備や地理情報の取り込み、行政記録等の活用などが提言された。これを受けて、まず、母集団情報の提供に関する利用手続及び提供方法について検討を行い、17年4月から母集団情報の提供を開始した。

その後、事業所・企業データベースは、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、政府統計共同利用システムのサブシステムとして新たに構築することとなり、平成18年事業所・企業統計調査の結果を基礎として、20年4月に運用を開始した。

この際、商業・法人登記情報に基づく母集団情報の更新及びサンプリング支援機能（標本抽出機能）の追加が行われた。また、21年4月1日から、新たな統計法が全面施行されたことに伴い、母集団情報の提供範囲が国の行政機関、地方公共団体（都道府県、政令指定都市）及び届出独立行政法人等に拡大された。

この事業所・企業データベースは、平成21年経済センサス - 基礎調査の結果による更新を行った後は、新たな統計法に基づいて整備・構築され、25年1月から本格的な運用を開始した「事業所母集団データベース」に引き継がれている。

第三節 経済センサス

1 経済センサスの創設

(1) 経済センサス創設構想

統計審議会は、昭和60年に「統計行政の中・長期構想」、続く平成7年には「統計行政の新中・長期構想」を答申し、統計行政の指針を提示してきたが、平成13年1月の中央省庁改革の一環として行われた各種審議会の整理合理化において、法令に規定された必要的付議事項のみについて審議する「法施行型審議会」とされ、諮問に対する答申や建議を通じて政策提言を行う機能を持たないこととなった。このため、統計行政の進むべき道筋については各府省統計主管部局長等会議の下で検討が行われることとなり、15年6月27日、

（注） 同一の標本について、複数の項目を継続的に調べて記録したデータ。項目間の関係を時系列に沿って分析することが可能となる。

同会議の申合せとして、「統計行政の新たな展開方向」が取りまとめられた。

「統計行政の新たな展開方向」においては、

- ①「現行の産業を対象とする大規模統計調査は、基本的に省ごとに、産業別に、異なる年次・周期で実施されている。このため、既存の大規模統計調査の結果を統合したとしても、我が国全体の包括的な産業統計を得ることができない。」
- ②「サービス経済化の進展に伴い、国民経済に占める第3次産業のウエイトが高くなっているにもかかわらず、この分野の統計が不足しており、かつ、体系的に未整備となっている。」
- ③「GDP^(注)を推計するための基礎統計として、全産業をカバーする一次統計が必要であり、また、これによりGDPの精度の検証もより適切に行うことができるとともに、売上高等の項目を把握することにより、事業所・企業の母集団情報のよりの確な整備に寄与することができる。」

との背景・現状を踏まえ、既存の大規模統計調査を統廃合し、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握できる統計として、新たに「経済センサス」を創設するという「経済センサス創設構想」が打ち出された。

その後、この経済センサスについては、経済社会統計の整備の推進を目的として内閣府に設置された「経済社会統計整備推進委員会」の報告「政府統計の構造改革に向けて」（平成17年6月10日）において、「原則として全産業分野を対象として経済活動の実態を捉える「経済センサス（仮称）」を早期に具体化すること」とされ、さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日）において「産業構造の変化等に対応した統計（経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス（仮称）、サービス統計、観光統計等）を整備する」ことが閣議決定された。

（2）経済センサス創設に関する検討

ア 「経済センサス（仮称）の創設に関する検討会」における検討

「統計行政の新たな展開方向」においては、経済センサスの創設に向けて具体化のための検討の場を設けるとされており、平成16年1月、有識者、関係府省、地方公共団体を構成員とする「経済センサス（仮称）の創設に関する検討会」が設置された。この検討会においては、2年間、21回にわたって経済センサス創設の枠組み及びこれに関連した大規模統計調査の統廃合、簡素・合理化等についての議論が行われ、その結果は、「経済センサスの枠組みについて」（平成18年3月31日）として取りまとめられた。

この中では、調査日（6月～7月の間の1日）、役割分担（21年に事業所・法人企業の捕捉に重点をおいた調査を総務省が中心となって実施した上で、23年に経理項目の把握に重点をおいた調査を総務省と経済産業省が中心となって実施）、実施周期（5年周期）、既存調査の整理・統合（平成22年工業統計調査の23年の経理項目の把握に重点をおいた調

（注） Gross Domestic Product 国内総生産。一定期間内に国内で算出された物やサービスの付加価値の合計。経済を総合的に把握する「国民経済計算」の中の一指標

査への統合等)、調査方法(調査員調査を原則としつつ、本社一括調査を導入することの検討)のほか、行政記録の活用、今後の検討体制などについて大まかな方向性を提示している。

イ 「経済センサス企画会議」における検討

「経済センサスの枠組みについて」を踏まえ、平成18年5月、更に経済センサスに関する課題を検討し、政府内調整を含めた合意形成を図ることを目的として、有識者、関係府省、地方公共団体を構成員とする「経済センサス企画会議」が設置された。

また、「経済センサスの枠組みについて」において、総務省が中心となって実施するとされた21年調査は23年調査と密接に関連することから、総務省と経済産業省が定期的に検討する場として「経済センサス二省検討会議」を開催し、本社等一括による調査手法や19年試験調査の企画・設計などの検討を行った。さらに、21年経済センサスにおけるアウトプットとしての結果表及び母集団情報の具体化に資することを目的として、「平成21年経済センサス研究会」が19年3月までに5回開催された。これらの会議における検討内容について合意形成を図るため、経済センサス企画会議が、20年3月末までに8回開催され、最終的に平成21年経済センサス-基礎調査の実施計画案が固められるとともに、平成23年経済センサス-活動調査についても一定の結論を得たことから、「経済センサス企画会議における平成23年経済センサス-活動調査に係る検討の取りまとめ」(平成20年3月28日)が合意された。

この取りまとめにおいては、調査の名称を「経済センサス-活動調査」とすることのほか、調査時点を23年7月1日とし、経理項目の対象期間を22年暦年とすること、経理項目は、法人企業等单位で把握することなどの基本的考え方とともに、こうした考え方に基づいて調査事項、集計項目などが決定された。なお、関連する統計調査との関係整理等については、新たに実施体制を整備し、その下で調整を図ることとされ、20年5月、政府内の調整等を図ることを目的として新たに「経済センサス-活動調査推進関係府省会議」が、同年7月には外部有識者から専門的な知見を得るため「経済センサス-活動調査有識者懇談会」が設置され、調査の実施に向けて更なる調整が行われた。

(3) 経済構造統計の指定及び平成21年経済センサス-基礎調査の実施計画の承認

平成21年経済センサス-基礎調査の実施計画案については、経済センサス-基礎調査によって作成される経済構造統計の指定統計への指定、経済センサスの創設に伴う事業所・企業統計調査の中止、商業統計調査の実施時期の変更と併せて平成20年5月12日に統計委員会に諮問され、統計委員会からは、同年8月20日にいずれも適当である旨の答申が行われ、9月17日には総務大臣の承認を得た。なお、統計委員会の答申においては、今後の課題として、「総務省は、今後の行政記録情報の活用の進捗状況を踏まえ、事業所母集団データベース等の母集団情報の整備に資する基礎調査の今後の在り方について、検討する必要がある。」と指摘されている。

2 平成21年経済センサス - 基礎調査

(1) 実施体制

平成21年経済センサス - 基礎調査の実施計画案の統計委員会への諮問と並行して、総務省及び独立行政法人統計センターを構成員とする「平成21年経済センサス - 基礎調査実施本部」が21年6月に設置され、調査の実施に係る事務の一体的かつ円滑な推進を図るための会議が同年9月に開催された。

(2) 調査の概要

ア 調査の目的

平成21年経済センサス - 基礎調査の目的は、これまでの事業所・企業統計調査の機能と役割を引き継いで、母集団情報を整備し、我が国における事業所及び企業の事業の種類、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすることに加え、行政記録情報である商業・法人登記簿情報（以下「登記情報」という。）を活用して、各種統計調査実施のための基礎資料を得ることである。

イ 調査対象の範囲

調査対象は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次のものを除く全ての事業所である。

- ①「大分類A－農業，林業」に属する個人経営の事業所
- ②「大分類B－漁業」に属する個人経営の事業所
- ③「大分類N－生活関連サービス業，娯楽業」のうち「小分類792－家事サービス業」に属する事業所
- ④「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち「中分類96－外国公務」に属する事業所

ウ 調査期日

調査期日については、「経済センサスの枠組みについて」において、21年6～7月の間の1日を調査日として定めることとされていたが、その後、19年9月に実施した試験調査及び企業ヒアリングの結果を踏まえて具体化され、21年7月1日現在で行うこととなった。

エ 調査方法

(ア) 国及び地方公共団体の事業所以外の事業所を対象とする「甲調査」

調査員の目視では捕捉が困難な事業所は把握できないという課題を克服するため、本社等に対して支所である事業所の分も含めて調査票の記入を依頼する「本社等一括調査」が導入された。これにより、企業全般における調査票の記入負担が軽減されるとともに、本所・支所の関係の情報を網羅的に把握することが可能となった。

また、調査は、事業所及び企業の属性に応じ、調査員、市町村、都道府県、総務省がそれぞれ分担して行うこととした。この場合における調査票の収集は、市町村、都道府県、総務省の調査においては、インターネット、郵送により、調査員の調査においては、直接

回収によることとした。

(イ) 国及び地方公共団体の事業所を対象とする「乙調査」

国の事業所については総務省が、都道府県の事業所については都道府県が、市町村の事業所については市町村が、それぞれ調査を行うこととした。

オ 調査事項

これまでの事業所・企業統計調査の調査事項である「事業所の名称」、「事業所の所在地」、「事業の種類」、「従業者数」、「経営組織」等に新たに「従産業」、「決算月」、「持ち株会社か否か」を追加し、「電子商取引の状況」を削除した。また、登記情報を活用することにより把握可能な「登記簿上の会社成立の時期」、「会社の合併・分割状況」も削除した。

カ 集計・公表

全国、都道府県別及び産業分類別の事業所数、従業者数等、経営組織別の企業数等の集計を行い、速報結果を23年3月1日、確報結果を同年6月3日に公表した。また、我が国の企業グループの状況を明らかにする、親会社と子会社の名寄せによる集計結果を同年12月20日に公表した。

3 経済センサス - 活動調査の実施方法等の見直し

(1) 統計委員会からの見直し要請

平成18年3月の経済センサス（仮称）の創設に関する検討会決定「経済センサスの枠組みについて」を踏まえ、翌4月に各府省統計主管部局長等会議において、平成22年工業統計調査を平成23年経済センサス - 活動調査に統合することについての申合せが行われたことを受けて、内閣府は、それまで工業統計調査結果（速報）を用いて行われていた国民経済計算（SNA）確報の推計について、これを使わない代替推計手法の検討を行った。しかしながら、統計委員会の審議においては、代替推計では看過できない精度低下が生じ、確報推計方法に係る早急な見直しは困難と判断され、統計委員会は、20年10月、政府に対し、平成22年工業統計調査又は同等の調査を従来と同じ年末に実施すること及びこれに伴って平成23年経済センサス - 活動調査の実施方法等の見直しを検討することを要請した。政府は、この要請を踏まえ、各府省統計主管部局長等会議において改めて検討することを確認した。

(2) 見直しの検討、政府案の策定

この見直しは、平成18年3月以降、関係府省の合意の下に進められてきた検討の結果を大幅に変更するものであり、関係者が多岐にわたることもあって、再度様々な課題について広範に検討することが必要であった。特に、実査を担う地方公共団体は、平成22年工業統計調査は実施しないことを前提に準備を進めてきており、これを急きょ変更することは、実査体制（人員及び予算）に相当の負荷が掛かるのみならず、その影響が広範囲に及ぶことになることから、20年10月から21年2月にかけて、地方公共団体（都道府県及び政令指

定都市)との意見交換を重ねた。

対応策としては、①平成23年工業統計調査で把握する事項を含めた経済センサス - 活動調査を24年年初(2月)に実施する案と、②経済センサス - 活動調査を製造業とそれ以外に分離してそれぞれ24年年初と24年7月に実施する案、を中心に進められたが、最終的には、経済センサス創設の理念を維持し、調査全体として負担を軽減するという観点から、

- ・平成22年工業統計調査を22年末に実施(従業者数4人以上を調査)
- ・製造業を含む経済センサス - 活動調査を1年延期し、24年2月に実施。これに伴い平成23年工業統計調査は実施しない。
- ・平成24年工業統計調査を24年末に実施

との案を、内閣府・総務省・経済産業省が取りまとめ、この案は、21年2月13日の各府省統計主管部局長等会議において了解された。

この政府案は、調査実施に向けた諸課題への対応について、今後更に政府と都道府県及び政令指定都市が連携して検討を進めることを前提として、2月17日に地方公共団体に提示されるとともに、3月9日の統計委員会に報告、了承された。

(3) 経済構造統計の指定の変更及び経済センサス - 活動調査の実施計画の承認

見直し後の経済センサス - 活動調査の実施計画案は、経済センサス - 活動調査によって作成される統計を加えることに伴う基幹統計としての経済構造統計の指定の変更(作成者を「総務大臣」から「総務大臣及び経済産業大臣」に)及び平成24年に経済センサス - 活動調査を実施することに伴う平成23年工業統計調査の中止、商業統計調査の実施時期の変更、平成23年特定サービス産業実態調査の中止と併せて22年10月22日に統計委員会に諮問され、同年12月17日に答申を得て、12月21日、総務大臣に承認された。なお、この答申においては、今後の課題として、「今回の調査結果を十分に検証し、次回に向けて全産業の企業の内部取引額をどのように把握できるかについて検討する必要がある。」とされている。

4 平成24年経済センサス - 活動調査

(1) 実施体制

平成23年4月、平成24年経済センサス - 活動調査の実施に係る事務の一体的かつ円滑な推進を図るため、新たに、総務省、経済産業省及び独立行政法人統計センターを構成員とする「平成24年経済センサス - 活動調査実施本部」が設置された。同実施本部の会議は、調査事務の進捗管理及び重要事項の審議を目的として25年3月末までに8回開催され、特に、23年3月に発生した東日本大震災による被災地域の調査方法、集計、公表計画に係る事項については、この会議において協議、調整が行われた。

(2) 調査の概要

ア 調査の目的

「経済センサスの枠組みについて」においては、「経済センサスの意義及び目的は、包

括的な産業構造統計の整備に加えて統計精度の向上に資する母集団名簿の拡充を図ることにある。」とされている。このことを踏まえ、経済センサス - 活動調査は、経済構造統計を作成するため、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的として実施された。

イ 調査対象の範囲

調査対象は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次のものを除く全ての事業所・企業である。

- ①「大分類A - 農業、林業」に属する個人経営の事業所
- ②「大分類B - 漁業」に属する個人経営の事業所
- ③「大分類N - 生活関連サービス業、娯楽業」のうち「小分類792 - 家事サービス業」に属する事業所
- ④「大分類R - サービス業（他に分類されないもの）」のうち「中分類96 - 外国公務」に属する事業所
- ⑤国及び地方公共団体の事業所

平成21年経済センサス - 基礎調査では国及び地方公共団体の事業所も調査対象となっていたが、①収益（売上高）により経済活動を把握できる事業所は一部の地方公営企業等に限定されており、当該地方公営企業等の経理項目は行政記録情報から入手できること、②指定管理者制度により民営事業所に係る調査から把握できる範囲が広がっていること、③平成21年経済センサス - 基礎調査から2年半しか経過しておらず、名簿情報としての優位性は劣化していないと判断できること、などの理由から、平成24年経済センサス - 活動調査では、国及び地方公共団体の事業所は調査対象としなかったものである。

ウ 調査期日

調査期日は平成24年2月1日とし、売上（収入）金額等は原則として23年暦年により把握することとした。

調査は24年1月から3月にかけて実施したが、積雪地域においては、一般の地域よりも1か月早い23年12月から調査員の活動を開始することとした。

エ 調査方法

単独事業所（直轄調査対象を除く。）及び新設事業所については、調査員が調査票を配布し、回収する方法による調査員調査とした。ただし、積雪等で調査員による調査票の回収が困難と見込まれる地域においては、調査員が調査票を配布し、市区町村が郵送で回収する方法によった。

また、支所を有する企業及び特定の単独事業所（一定規模以上の製造業の単独事業所及び純粋持株会社）については、本所事業所及び特定の単独事業所に対し、調査票を郵送で配布し、郵送又はオンライン（インターネット）で回収する方法による直轄調査とした。この直轄調査においては、国が契約する民間事業者を活用しつつ、本所及び全ての支所が

同一市区内にある従業者数30人未満の企業の事業所は市区が、本所及び大半の支所が同一都道府県内（同一市区内を除く。）にある従業者数30人未満の企業の事業所は都道府県が、複数の都道府県内に支所を有する企業、複数事業所を有し従業者数30人以上の企業の事業所及び特定の単独事業所は国が担当した。

オ 調査事項・調査票の構成

調査事項は、事業所に関しては、「開設時期」、「従業者数」、「主な事業の内容」、「事業別売上（収入）金額」などであり、企業に関しては、「経営組織」、「資本金」、「決算月」、「主な事業の内容」、「事業別売上（収入）金額」などである。

なお、経済センサス - 活動調査の創設に伴い、表1のとおり関連する従来の大規模統計調査の統合等を行った。

表2のとおり、調査票は24種類あり、単独事業所企業には単独事業所調査票を、複数事業所企業には企業調査票及び事業所調査票を、各企業及び事業所の産業に応じて配り分けることにより、産業ごとの特性事項を把握することとした。なお、新設事業所については、調査員が配り分ける必要が生じないように、単独事業所か本所・支所かによらず1種類の産業共通調査票を用いた。

表1 平成24年経済センサス - 活動調査の実施に当たっての既存の統計調査の対応

統計調査	対応
事業所・企業統計調査	調査を廃止し、経済センサス - 活動調査により必要な事項を把握
サービス業基本調査	
工業統計調査	23年調査を中止し、経済センサス - 活動調査において原則として内訳調査年の全事項（工業統計調査で5年に1度把握していた有形固定資産の内訳等）を把握
商業統計調査	21年調査を中止し、経済センサス - 活動調査において原則として簡易調査年の全事項を把握
特定サービス産業実態調査	23年調査を中止し、経済センサス - 活動調査において基本的な事項を把握
本邦鉱業のすう勢調査	調査を廃止し、経済センサス - 活動調査において原則として全事項を把握

表2 平成24年経済センサス - 活動調査における調査票の構成

産業	単独事業所	複数事業所					
	単独事業所調査票	企業調査票	事業所調査票				
農業、林業 漁業	【01】単独事業所調査票 (農業、林業、漁業)	【13】企業調査票	【16】事業所調査票 (農業、林業、漁業)				
鉱業、採石業、砂利採取業	【02】単独事業所調査票 (鉱業、採石業、砂利採取業)		【17】事業所調査票 (鉱業、採石業、砂利採取業)				
製造業	【03】単独事業所調査票 (製造業)		【18】事業所調査票 (製造業)				
卸売業、小売業	【04】単独事業所調査票 (卸売業、小売業) (個人経営者用) 【05】単独事業所調査票 (卸売業、小売業) (法人・団体用)		【19】事業所調査票 (卸売業、小売業)				
医療、福祉	【06】単独事業所調査票 (医療、福祉)		【20】事業所調査票 (医療、福祉)				
教育、学習支援業(学校教育)	【07】単独事業所調査票 (学校教育)		【14】企業調査票 (学校教育)	【21】事業所調査票 (学校教育)			
建設業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業(ネット業種) 運輸業、郵便業 金融業、保険業 サービス業(政治・経済・文化団体、宗教) 複合サービス事業(郵便局)	【08】単独事業所調査票 (建設業、サービス関連産業A)	【15】企業調査票 (建設業、サービス関連産業A)	【22】事業所調査票 (建設業、サービス関連産業A)				
複合サービス事業(協同組合)				【13】企業調査票	【23】事業所調査票 (協同組合)		
情報通信業(非ネット業種) 不動産業、物品賃貸業 学術研究、専門・技術サービス業 宿泊業、飲食サービス業 生活関連サービス業、娯楽業 教育、学習支援業(その他の教育、学習支援業) サービス業(政治・経済・文化団体、宗教を除く)				【10】単独事業所調査票 (サービス関連産業B) (個人経営者用) 【11】単独事業所調査票 (サービス関連産業B) (法人・団体用)	【24】事業所調査票 (サービス関連産業B)		
新設事業所						【12】産業共通調査票	

カ 集計・公表

集計は、事業所数や従業者数等の産業共通調査事項を集計する産業横断的集計と産業個別の調査事項等を集計する産業別集計から構成され、経済センサス - 活動調査の実施に伴

い中止又は廃止される統計調査については、経済センサス - 活動調査の結果を代替的に利用することで当該統計の継続性を確保する設計とされている。

速報集計として産業共通事項に係る集計結果を平成25年1月に、確報集計として全ての調査事項に係る集計結果を25年8月から26年2月にかけて順次、それぞれ公表した。

キ 東日本大震災への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に対応するため、「平成24年経済センサス - 活動調査実施本部」の会議において、次のような措置を講ずることを決定した。

①調査員や郵便局員の立入りができない警戒区域（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の立入り禁止区域）及び計画的避難区域（事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれがあるため、住民等におおむね1か月を目途に計画的に避難を求める区域）を調査困難地域として調査対象から除外する。

②調査困難地域を除く地域であって東日本大震災により甚大な被害を受けた地域については、県・市町村の被災状況及びその意向、調査実施時期において市町村調査担当職員や調査員が確保可能かどうか等調査実施体制の状況を踏まえて地域を指定し、当該地域（指定地域）においては、調査員調査を国の郵送調査で代替する。

なお、これら調査計画の変更は、23年12月1日に総務大臣に承認され、12月16日に統計委員会に報告された。

5 平成26年経済センサス - 基礎調査

(1) 商業統計調査との一体的な実施

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第1期基本計画、平成21年3月13日閣議決定）においては、2回目の基礎調査を平成26年に実施するとされており、一方で、平成18年3月の経済センサス（仮称）の創設に関する検討会決定「経済センサスの枠組みについて」においては、経済産業省の商業統計調査を「経済センサス - 活動調査の2年後に実施」とされていたことから、両調査の実施時期が重なることとなった。このため、報告者負担、都道府県・市町村の事務負担等を考慮し、平成26年経済センサス - 基礎調査は、商業統計調査と一体的に実施することとなった。

(2) 調査の見直しの検討

平成21年経済センサス - 基礎調査の実施後、その実施状況を評価し、事業所母集団データベースの基盤情報としての経済センサス - 基礎調査の在り方等についての検討を行うため、学識経験者等を交えた「経済センサス - 基礎調査に関する研究会」が平成22年10月に設置され、24年3月には報告書が取りまとめられた。なお、この研究会は25年2月までの間に計9回開催されている。

また、調査の円滑な実施に資するため、総務省、経済産業省及び地方公共団体を構成員とする「経済センサス - 基礎調査に関する検討会」が23年10月から25年1月までの間に3

回開催された。

これらの検討を経て平成26年経済センサス - 基礎調査の調査計画を策定し、この計画は、25年3月19日の統計委員会への諮問、6月21日の答申を経て、8月6日に総務大臣に承認された。

(3) 実施体制

平成21年経済センサス - 基礎調査時と同様に、調査の実施に係る事務の一体的かつ円滑な推進を図るため、総務省及び独立行政法人統計センターを構成員とする「平成26年経済センサス - 基礎調査実施本部」が平成25年6月に設置され、同年7月に第1回の本部会議が開催された。

(4) 調査の概要

ア 調査期日

調査期日は平成26年7月1日とした。

なお、基礎調査と商業統計調査を一体的に実施するための措置として、商業統計調査の調査期日も従来の6月1日から7月1日に変更された。

イ 調査方法

調査の効率化と統計調査員及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、平成24年経済センサス - 活動調査を参考にして、国、地方公共団体、統計調査員及び民間事業者の役割分担を表3のとおり整理した。

表3 国、地方公共団体、統計調査員等の役割分担

区分	平成26 経済センサス - 基礎調査	平成21 経済センサス - 基礎調査
調査票の配布・回収	<ul style="list-style-type: none"> ○配布・回収 ・総務省・経済産業省－民間事業者－報告者 ○回収（督促含む。） ・報告者－総務省・経済産業省 ・報告者－都道府県 ・報告者－市 	<ul style="list-style-type: none"> [基礎調査] ○配布・回収（督促含む。） ・総務省－報告者 ・都道府県－報告者 ・市町村－報告者 ・調査員－報告者 [商業調査] ○配布 ・経済産業省－報告者 ○回収（督促含む。） ・報告者－経済産業省 ・報告者－都道府県－経済産業省
対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○総務省・経済産業省 複数の都道府県に支所を有する企業、 複数事業所を有し従業者数30人以上の企業、 特定の単独事業所 ○都道府県 本所及び大半の支所が自都道府県内にある従業者数30人未満の企業 ○市 本所及び全ての支所が自市内にある従業者数30人未満の企業 	<ul style="list-style-type: none"> [基礎調査] ○総務省 支所数100以上及び常用雇用者5,000人以上 ○都道府県 支所数30以上99以下 ○市町村 支所数10以上29以下 ○調査員 支所数9以下 [商業調査] ○経済産業省 経済産業大臣が指定する企業 ○都道府県 経済産業大臣が指定する企業

また、本社等一括調査をより効果的なものとするため、企業の本社・支社の関係及び企業の合併・分割状況を的確に把握することを目的として、調査前年の25年9月に「企業構造の事前把握」を実施した。

ウ 調査事項

平成25年1月から運用を開始した事業所母集団データベースの整備を目的として、新たに年間総売上（収入）金額を把握することとした。これにより、各種統計調査において、総売上（収入）金額を基準として標本（調査対象）を抽出する際にその精度の向上を図ることや、集計の際に有益な補定情報を提供することが可能となった。

エ 集計・公表

全国、都道府県別及び産業分類別の事業所数、従業者数等、経営組織別の企業数等の集計を行い、速報結果を27年6月30日、確報結果を同年11月30日から翌年4月22日までの間に順次公表した。

6 平成28年経済センサス - 活動調査

(1) 調査の見直しの検討

平成24年経済センサス - 活動調査の実施後、調査票の回収・記入状況等その実施状況を踏まえて、平成26年2月の経済産業統計企画連絡会議^(注)において、主な検討課題が整理された。これを受け、平成28年経済センサス - 活動調査の実施に向けて、調査実施者である総務省及び経済産業省並びに地方公共団体による検討会、関係府省との連携を図るための関係府省会議、有識者を交えた「平成28年経済センサス - 活動調査研究会」等が設置され、26年2月から翌27年3月にかけて課題の検討が重ねられた。

これらによる検討を経て策定された平成28年経済センサス - 活動調査の調査計画は、27年3月23日の統計委員会への諮問、6月25日の答申を経て、7月2日に総務大臣から承認された。

(2) 実施体制

平成24年経済センサス - 活動調査時と同様に、調査の実施に係る事務の一体的かつ円滑な推進を図るため、総務省、経済産業省及び独立行政法人統計センターを構成員とする「平成28年経済センサス - 活動調査実施本部」が平成27年6月に設置され、同実施本部の会議は29年6月までに7回開催された。

(3) 調査の概要

ア 調査期日

調査期日については、「経済センサスの枠組みについて」において、初回は「平成23年6月～7月の間の1日を調査期日（調査日）として定めること」とされていたことを踏ま

(注) 経済産業省大臣官房調査統計グループが所管している、都道府県等地方公共団体を経由して実施する基幹統計調査の調査計画案や事業実施上の検討課題等について、都道府県との意思疎通を図ることを目的とし、28都道府県（全国7ブロックごとの幹事県（各ブロックの窓口の役割）、輪番県（幹事県をサポートする役割）、政令指定都市の所在する都道府県）を構成員として設置されたもの。統計局も出席している。

え、平成28年経済センサス - 活動調査についても6月から7月の間の1日とすることとし、28年7月に参議院議員通常選挙が予定されていたことをも勘案して、6月1日とした。

イ 調査方法

調査員の事務負担を軽減する等の観点から調査区分を見直し、新設事業所及び直轄調査対象を除く単独事業所等は調査員調査、支所等を有する企業及び資本金1億円以上の単独事業所等は直轄調査とした。この区分においては、従業者数30人未満の、支所を有する個人経営事業所は直轄調査となるが、調査票の送付までは国で実施し、調査票の回収以降の事務は国、都道府県、市区のそれぞれが役割分担して対応した。

なお、調査員調査のうち、多事業所ビルや大型商業施設等に係るものについては、その円滑な実施の観点から、地方公共団体の判断により、その管理者（法人）等に調査員事務を委託できるよう措置した。

また、新設事業所を含む全ての事業所でオンライン回答を可能とした。

ウ 調査票構成・調査事項

小規模事業所の回収率を向上させ、より精緻な母集団情報の整備を図るため、次のとおり調査票の構成を見直した。

- ①個人経営者の報告者負担軽減等の観点から、調査事項を簡素化した個人経営者用の調査票を新設
- ②「政治・経済・文化団体、宗教」事業所の報告者負担軽減等の観点から、非営利法人用の調査票を新設
- ③「学校教育」の調査票を「建設業・サービス関連産業A」に統合

調査事項については、「平成28年経済センサス - 活動調査研究会」において、「調査事項は、包括的な産業構造の把握、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報の充実、地域別統計の充実、国民経済計算や産業連関表等の精度向上に資する等の観点から、全数調査としての必要性（小地域統計の必要性、結果利用の汎用性等）、行政記録の活用可否、国際比較可能性、報告者負担、結果精度等を踏まえて選定する。」とする選定基準が示されたことから、この基準等に基づき、①常用雇用者及び臨時雇用者の定義変更に伴う労働者区分の変更、②参考情報として把握していた消費税の税込み・税抜きの別を調査事項として把握することによる消費税の集計方法の統一、③調査名簿作成時点以降に事業所形態が変更になった場合を考慮するための本支関係を把握する調査事項の追加、④事業収入内訳を細分類まで把握するための分類表の細分化、に係る見直しを行った。

エ 東日本大震災及び平成28年熊本地震への対応

(ア) 東日本大震災への対応

平成24年経済センサス - 活動調査後の状況変化、該当の県・市町村との意見交換等を踏まえ、調査困難区域及び指定地域の範囲を見直した上で、指定地域については国が郵送調査を実施した。

(イ) 平成28年熊本地震への対応

平成28年4月14日及び16日に熊本県及び大分県を中心として発生した地震（平成28年熊本地震）については、被災の状況、関係各県の意向を踏まえ、5月11日の実施本部会議において、熊本県の19市町村については「調査が実施できる環境となるまで調査を一時休止とする」との対応方針を決定した。

その後、該当の各市町村の状況に応じて、28年6月20日以降段階的に調査を再開し、9月20日までに全ての市町村で再開した。

オ 集計・公表

速報集計として事業所に関する集計、企業等に関する集計の結果を29年5月に、確報集計として産業横断的集計及び産業別集計の結果を29年9月から30年6月にかけて順次、それぞれ公表した。

7 令和元年経済センサス - 基礎調査

(1) 調査の見直しの検討

GDP統計を軸に経済統計の改善を目的として設置された「統計改革推進会議」の「最終取りまとめ」（平成29年5月19日）や「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅲ期基本計画、平成30年3月6日閣議決定）においては、各種統計作成の基盤となる事業所母集団データベースの有用性を更に向上させることが求められており、具体的には、新たな行政記録情報である法人番号を活用してデータベースのカバーする範囲を拡大することが必要とされた。このため、3回目の基礎調査については、既にデータベースに収録されている事業所に加え、法人番号に係る情報から取得した、活動していないものも含む約160万法人を新たに対象とすることとなり、地方公共団体及び調査員の負担が大幅に増加することが見込まれたことから、過去の調査方法を全面的に見直すこととなった。

調査方法の見直しに当たっては、有識者等による研究会、全都道府県及び全政令指定都市の担当者との検討会が開催されるとともに、7都道府県10市町村において試験調査が実施された。これらを踏まえて令和元年経済センサス - 基礎調査の調査計画が策定され、この計画は、30年4月20日の統計委員会への諮問、8月28日の答申を経て、12月21日に総務大臣に承認された。

(2) 調査の概要

ア 調査の目的

令和元年経済センサス - 基礎調査は、我が国における事業所及び企業の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所母集団データベースの整備に資することを目的として実施した。

イ 調査時期

(ア) 甲調査

全国一律に同一の時点で一斉に調査を行うのではなく、令和元年6月1日から2年3月

31日までの10か月の間に順次調査する「ローリング調査」方式によって行った。

(イ) 乙調査

厚生労働省が実施している毎月勤労統計調査の母集団情報を「経済センサス」から「事業所母集団データベース」に変更するに当たって、同データベースに収録されている官公営の事業所に関する情報について、従来5年に1度であったものを毎年更新するよう、統計委員会から検討を求められたことから、官公営の事業所を対象とする基礎調査の乙調査については、毎年6月1日現在で実施することとした。

ウ 調査方法・調査事項

甲調査については、調査員が担当調査区を巡回し、事業所の名称、所在地及び活動状態を外観から把握し、新たに導入した調査員用のタブレット端末を用いて報告を行った。その際、新たに把握した事業所に対しては、調査票を配布し、次の表4の調査事項について、郵送又はオンラインにより報告を求めた。

乙調査については、国の事業所にあつては総務省が、都道府県の事業所にあつては都道府県が、市町村の事業所にあつては市町村が、事業所ごとに電子メールにより調査票を配布し、表4の調査事項について、報告を求めた。

なお、この調査員用端末は、これを用いて調査結果の報告ができることはもとより、調査実施スケジュールの作成や進捗管理、調査区ごとの調査対象名簿の収録、電子的な地図上への事業所の所在地の表示などが可能となっており、一つの完結したシステムとして工夫されている。

表4 調査区分別調査事項

区 分		調 査 事 項
甲調査	既存の事業所	名称、所在地、活動状態
	新規に把握した事業所	名称、電話番号、所在地、活動状態、従業者数、主な事業の内容、業態、事業所の年間総売上（収入）金額、開設時期、経営組織、法人番号、単独事業所・本所・支所の別、本所・本社・本店の名称・電話番号・所在地、組織全体の主な事業の内容、組織全体の年間総売上（収入）金額、資本金等の額
乙調査	既存の事業所	名称、所在地、活動状態
	新規に把握した事業所	名称、電話番号、所在地、活動状態、職員数、主な事業の内容、事業の委託先の名称・電話番号及び所在地

エ 集計・公表

甲調査は、調査員が外観により事業所の活動状態を調査するものであったことから、事業所の活動状態（存続、新規把握、廃業等）を全国及び地域別に明らかにする集計を行った。また、新規に把握した事業所については、調査票によって産業分類別等の集計を行っ

た。

結果については、甲調査の速報（外観把握調査結果のみ）と乙調査結果を2年6月30日に、甲調査の確報として、事業所の活動状態に関する集計、新規把握事業所に関する集計、新規把握企業等に関する集計を同年12月25日に公表した。

8 令和3年経済センサス - 活動調査

(1) 調査の見直しの検討

「統計改革推進会議」の「最終取りまとめ」（平成29年5月19日）において、総務省はサービス分野について用途の類似性による基準を指向した生産物分類を整備すること、2020（令和2）年を対象年次とする調査において、総務省及び経済産業省は、副業の生産構造を正確に把握するよう経済センサスの改善を図ること、などが提言された。

これと併せ、平成28年経済センサス - 活動調査の実施状況、統計委員会国民経済計算体系的整備部会「SUTタスクフォース」における意見などを踏まえ、令和3年経済センサス - 活動調査の実施に向けた検討を行うため、有識者を交えた「2021年経済センサス - 活動調査研究会」が設置され、平成30年8月から課題の検討が重ねられた。

これら研究会、関係府省、地方公共団体等との会議における検討を経て策定された令和3年経済センサス - 活動調査の調査計画は、令和2年3月30日の統計委員会への諮問、6月25日の答申を経て、7月30日に総務大臣から承認された。

(2) 実施体制

平成28年経済センサス - 活動調査時と同様に、調査の実施に係る事務の一体的かつ円滑な推進を図るため、総務省、経済産業省及び独立行政法人統計センターを構成員とする「令和3年経済センサス - 活動調査実施本部」が令和2年7月に設置された。

実施本部は3年4月までに3回開催され、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年経済センサス - 活動調査（調査員調査部分）における対応方針」の決定等を行った。この方針においては、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、地域の実情に応じて郵送回収を活用できることなどを定めている。

(3) 調査の概要

ア 調査期日

調査期日は、平成28年調査と同じ6月1日とした。これは、7月実施とした場合は市町村による督促回収期間がお盆の時期と重なること、3年ごと7月に参議院議員通常選挙が行われ、その年に調査を実施する場合には輻輳を避けるため調査日を6月に変更する必要があること、中間年に実施する経済センサス - 基礎調査（乙調査）、経済構造実態調査及び工業統計調査の調査期日との整合性を確保する必要があること等を踏まえたものである。

イ 調査対象

従前の経済センサス - 活動調査は民営事業所のみを調査対象としてきたが、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅲ期基本計画、平成30年3月6日閣議決定）において国

及び地方公共団体の事業所に対する母集団情報の整備充実が求められたことを踏まえ、次のとおり調査体系を見直し、国及び地方公共団体の事業所を調査対象に追加した。

- ・甲調査：国、地方公共団体を除く事業所を対象とする調査
- ・乙調査：国、地方公共団体の事業所を対象とする調査

ウ 調査方法

令和3年経済センサス - 活動調査における調査区分については、平成28年経済センサス - 活動調査の区分を基本としつつ、より効率的な調査の実施に向けて次表のような見直しを行った。

表5 調査対象区分ごとの調査方法の比較（平成28年・令和3年）

調査対象区分		調査方法	
		平成28年調査	令和3年調査
個人経営 企業	複数事業所	直轄調査	調査員調査 ^(注)
	単独事業所	調査員調査	調査員調査 ^(注)
会社、会社 以外の法人	複数事業所企業		直轄調査
	単独事業 所企業	資本金1億円以上、純粋持株会社、不動産投資法人	直轄調査
		上記以外 鉱業、採石業、砂利採取業	調査員調査
		上記以外 経済構造実態調査（甲調査）対象	調査員調査
		従業者300人以上	調査員調査
その他	調査員調査		
外国の会社の事業所		調査員調査	直轄調査
法人でない団体		調査員調査	調査員調査

(注) 個人企業経済調査の調査対象企業については、直轄調査で実施。

また、調査事務の一部（サポート対象企業分^(注1)）について、独立行政法人統計センターに業務委託し、独立行政法人統計センターは、プロファイリング活動^(注2)の中で、調査票の配布・回収・検査等の調査事務を実施した。

さらに、個人企業経済調査の調査事項には経済センサス - 活動調査と類似する調査事項が多数含まれていることから、両調査の調査事項を統合した同時実施調査票を作成して調査対象事業所の報告者負担の軽減を図るとともに、直轄調査として実施することにより調

(注1) 報告者負担が大きく、経済統計への影響が高いと思われる約5,000企業(具体的には、①金融商品取引法に基づく有価証券報告書等を提出している企業、②売上高等が1,000億円以上の企業等、③相互会社

(注2) 主要な企業グループ等における本所・支所等の企業構造や売上高・従業者数などの企業活動状況について専任の担当者が定期的に把握すること。統計センターは、これを「企業調査支援事業」と呼んでいる。

査員の負担軽減を図った。

なお、平成28年経済センサス - 活動調査においては、調査員調査のうち、多事業所ビルや大型商業施設等（調査区全体が多事業所ビルや大型商業施設と設定されている場合に限る）に係るものについては、その円滑な実施の観点から、地方公共団体の判断により、その管理者（法人）等に調査員事務を委託できるよう措置したが、令和3年経済センサス - 活動調査においては、複合商業施設等について建物単位による委託も可能とした。

エ 調査票構成・調査事項

平成28年経済センサス - 活動調査結果を踏まえ、調査の効率的な実施及び産業ごとに必要とされる事項を的確に把握するため、次のとおり調査票の構成を見直した。

- ①個人経営調査票と産業共通調査票を統合
- ②政治団体、宗教を対象とする調査票を除いて、複数事業所企業対象の企業調査票を全て統合
- ③サービス関連産業調査票の構成を再編（単独事業所企業対象の調査票及び複数事業所企業対象の事業所調査票）

調査事項については、報告者負担の軽減に資すること、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日）を踏まえ産業連関表のSUT（供給・使用表）体系への移行のため副業の生産構造を正確に把握すること、調査結果の利活用ニーズに資することなどのため、次の変更を行った。

- ①個人経営企業の調査事項のうち、経理項目については、原則として確定申告書から転記可能なものに限定するとともに、企業単位で把握
- ②サービス収入の内訳について、日本標準産業分類を基にしていた調査品目から、生産物分類を基にした調査品目に見直すとともに、副業の生産構造を把握するための調査品目を追加
- ③「卸売業、小売業」主業企業における年間商品仕入額については、商品売上原価として把握することとし、「卸売業、小売業」副業企業についても商品売上原価を調査事項として追加
- ④外注費及び支払利息等の費用項目を廃止
- ⑤従業者を把握する調査事項である労働者区分について、常用雇用者の区分である「常用雇用者（正社員、正職員）、常用雇用者（正社員、正職員以外）」を「無期雇用者、有期雇用者（1か月以上）」に見直し
- ⑥法人番号を追加
- ⑦物品賃貸業のリース契約高をファイナンスリースとオペレーティングリースに分割。リース・レンタル物件を一部見直し
- ⑧8時間換算雇用者数、個人業主等を除いた事業所従業員の毎月末現在数の合計、電子商取引の有無及び割合、チェーン組織への加盟、宿泊業における収容人数・客室数、鉱業活動に係る費用、酒税・たばこ税・揮発油税及び地方揮発油税の合計額、リース契約

による契約額及び支払額の廃止

オ 集計・公表

生産物分類を更に活用するとともに利用者の利便性の向上を図るため、また、乙調査が新設されたことに伴い、次のような変更を行った。

- ①集計区分「建設・サービス収入の内訳」を追加
- ②産業横断的集計（事業所数、従業者数）において、国及び地方公共団体の事業所を加えた結果表を追加
- ③旧商業統計調査^(注1)で公表していた立地環境特性編^(注2)について、従来対象産業としていた小売業に加え、飲食サービス業、生活関連サービス業の個人向けサービス業を集計対象に追加の上、継承

結果については、速報集計として事業所に関する集計、企業等に関する集計を令和4年5月に公表した。また、確報集計として産業横断的集計及び産業別集計を令和4年9月から5年6月にかけて順次、公表した。

第四節 サービス産業動向調査

1 調査の創設

サービス産業動向調査は、サービス産業を主業とする全国の約12,000企業等及び約25,000事業所を対象（令和3年）に、毎月の売上高、月末営業日時点での事業従事者数及びその内訳、事業活動の種類を調査する月次の統計調査であり、それまで体系的に整備されていなかった第3次産業（サービス産業）の月次・四半期ごとの動向を明らかにするために、次のような経緯を経て、平成20年7月に創設されたものである。

15年6月27日、各府省統計主管部局長等会議において申合せが行われ、「統計行政の新たな展開方向」として統計行政の進むべき道筋が提示されたが、その中で、第3次産業（サービス産業）について、国民経済に占めるウエイトが高まっているにもかかわらず体系的に整備されていないこと、四半期別GDP速報（QE：Quarterly Estimates）推計に利用する供給側統計（月次・四半期調査）が不足していることが指摘された。

また、内閣府に設置された「経済社会統計整備推進委員会」の17年6月10日の報告「政府統計の構造改革に向けて」においても、サービス産業に関する統計は業種ごとに、所管する府省によって個別に実施されており網羅的でないこと、月次や四半期といった短い周期での動態統計については対象業種が更に限られていることから、サービス産業全体を網羅する月次・四半期の動態統計を整備すること、また将来的にはサービス産業を幅広く捉

（注1） 商業統計調査は、「公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月6日閣議決定）」において、経済統計の体系的整備が必要とされたことを踏まえ、新設された「経済構造実態調査」（経済センサス・活動調査の中間年に実施）に統合・再編され廃止された。

（注2） 小売事業所の立地背景別にみた商業活動の実態把握を目的としたもので、昭和57年調査から作成されている。

えた構造統計を整備することが必要であるとされた。

こうして、同年6月21日の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」において、「産業構造の変化等に対応した統計（経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス（仮称）、サービス統計、観光統計等）を整備する。」ことが閣議決定された。

この閣議決定を受けて、翌7月、総務省統計局は外部有識者や関係府省等からなる「サービス統計研究会」を発足させた。サービス統計研究会は20年まで14回にわたって開催され、新たな動態統計調査の創設に関し、その調査対象範囲や調査事項、調査方法等調査計画の企画・立案上の諸問題についての検討を行った。また、その間も「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）、「日本経済の進路と戦略」（平成19年1月25日閣議決定）において、重ねてサービス統計拡充の方針が示されている。

これら閣議決定等を踏まえ、研究会での検討を経て、20年7月、GDPベースで7割を占める第3次産業のうち、それまで統計の整備が十分でなかったサービス産業を調査対象に、その活動の動向を包括的かつ適時に把握するための「サービス産業動向調査」が創設された。なお、サービス産業動向調査は、「統計報告調整法」（昭和27年法律第148号）に基づく統計報告の徴集（平成21年4月以降は新たな統計法に基づく一般統計調査）として位置付けられている。

また、7月の調査開始直後から21年5月まで「サービス産業動向調査利用研究会」を開催した。この研究会において、特異値の検出・取扱方法、未回収結果の補定方法など結果を推定する上での課題や指数の作成方法、結果表章の仕方など幅広い利用に供するための課題をさまざまに検討した上で、21年12月（同年10月調査の結果）から公表を開始した。

2 調査の概要

平成20年7月開始時のサービス産業動向調査は、日本標準産業分類（平成19年11月改定）における「G－情報通信業」、「H－運輸業、郵便業」、「K－不動産業、物品賃貸業」、「L－学術研究、専門・技術サービス業」、「M－宿泊業、飲食サービス業」、「N－生活関連サービス業、娯楽業」、「O－教育、学習支援業」、「P－医療、福祉」、「R－サービス業（他に分類されないもの）」を主業とする事業所のうち、約39,000事業所を対象とし、当初からオンラインによる回答を可能にしている。また、民間調査機関への業務委託を行っている。

次いで、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅰ期基本計画、平成21年3月13日閣議決定）において、サービス活動に係る統計の一層の整備が必要とされたこと等を踏まえ、25年から、サービス産業の詳細な産業分類別及び地域別の状況を年次で把握することを目的として年1回の拡大調査を開始した。これに合わせて、月次調査についても、調査対象及び調査事項の見直しを行った。

なお、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅲ期基本計画、平成30年3月6日閣議決定）等に基づき、経済構造統計を軸とした経済統計の体系的整備を図る観点から、

既存の統計調査を整理・統合した経済構造実態調査が創設されたことから、拡大調査は平成30年調査をもって廃止された。

3 サービス産業動向調査（月次調査）

令和3年における月次調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査対象産業

サービス産業動向調査の調査対象は、次の表1-1、表1-2に掲げる産業・業種に属する企業等^(注)又は事業所である。ただし、平成25年から30年まで行われた拡大調査については、大分類「G-情報通信業」は、類似の年次調査が存在していたため、調査対象としていない。

(2) 調査対象の抽出と交替

調査対象は、経済センサス等を母集団（民営事業所は平成28年センサス-活動調査、国・地方公共団体の事業所は平成26年経済センサス-基礎調査）とし、表1-1に掲げる産業を主業とする全国の事業所・企業等の中から、統計的手法によって次のとおり約25,000事業所、約12,000企業等を抽出している。

ア 企業等（全数調査）

(ア) 次の①から⑥までに掲げる産業を主業とする企業等の全て

- ①小分類371-固定電気通信業
- ②小分類372-移動電気通信業
- ③小分類381-公共放送業（有線放送業を除く）
- ④中分類42-鉄道業
- ⑤中分類46-航空運輸業
- ⑥中分類49-郵便業（信書便事業を含む）

(イ) (ア)以外で、資本金・出資金・基金が1億円以上の企業等の全て

(ウ) 交替を行わず、継続的に調査

イ 事業所（全数調査又は標本調査）

ア(ア)①から⑥までに掲げる産業以外のサービス産業を主業とする事業所を次のとおり抽出する。ただし、ア(ア)及び(イ)に該当する企業等に属する事業所は除く。

(ア) 産業ごとに定める一定規模以上の事業所の全て

(イ) (ア)以外の事業所から一定数を抽出。原則として、2年間継続して調査

(注) 「企業」とは、事業活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所をいう。「企業等」とは、企業に国・地方公共団体が運営する公営企業等を一部含めたものをいう。

表 1-1 第 3 次産業におけるサービス産業動向調査（月次調査）の調査対象産業

□： サービス産業動向調査の対象
 ■： サービス産業動向調査の対象外

産業分類	平成28年経済センサス - 活動調査結果 (民営事業所) (注1)		平成26年経済センサス - 基礎調査結果 (国、地方公共団体の事業所) (注1)	
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
F 電気・ガス・熱供給・水道業	4,654	187,818	4,136	82,367
G 情報通信業	63,574	1,642,042	73	449
37 通信業	2,953	141,910	9	41
38 放送業	1,952	69,718	55	322
39 情報サービス業	34,576	1,077,081	8	85
40 インターネット附属サービス業	5,711	107,878	1	1
41 映像・音声・文字情報制作業	18,294	243,696	-	-
H 運輸業、郵便業	130,459	3,197,231	836	35,744
42 鉄道業	4,277	226,354	243	16,631
43 道路旅客運送業	23,028	514,236	138	12,439
44 道路貨物運送業	69,823	1,651,296	-	-
45 水運業	3,046	47,744	65	1,073
46 航空運輸業	922	50,901	-	-
47 倉庫業	10,605	201,073	-	-
48 運輸に附帯するサービス業	18,342	393,459	390	5,601
49 郵便業（信書便事業を含む）	355	111,268	-	-
I 卸売業、小売業	1,355,060	11,843,869	179	1,518
J 金融業、保険業	84,041	1,530,002	73	493
K 不動産業、物品賃貸業	353,155	1,462,395	832	4,414
68 不動産取引業	63,352	323,508	11	64
69 不動産賃貸業・管理業	260,042	845,185	814	4,314
70 物品賃貸業	29,197	284,287	7	36
L 学術研究、専門・技術サービス業	223,439	1,842,795	3,894	104,656
71 学術・開発研究機関	5,223	261,326	1,152	33,666
72 専門サービス業（他に分類されないもの）	115,043	646,580	1	14
73 広告業	9,282	127,639	-	-
74 技術サービス業（他に分類されないもの）	93,781	806,449	2,741	70,976
M 宿泊業、飲食サービス業	696,396	5,362,088	2,937	31,077
75 宿泊業	48,963	678,833	578	3,969
76 飲食店	590,847	4,120,279	82	551
77 持ち帰り・配達飲食サービス業	56,050	557,209	2,277	26,557
N 生活関連サービス業、娯楽業	470,713	2,420,557	4,075	31,534
78 洗濯・理容・美容・浴場業	358,523	1,142,326	330	2,967
79 その他の生活関連サービス業（注2）	56,652	405,870	816	3,200
80 娯楽業	55,431	871,377	2,929	25,367
O 教育、学習支援業	167,662	1,827,596	54,125	1,339,283
81 学校教育	18,853	1,018,611	39,128	1,207,544
82 その他の教育、学習支援業	148,809	808,985	14,997	131,739
P 医療、福祉	429,173	7,374,844	28,250	741,152
83 医療業	253,942	3,841,308	1,949	284,258
84 保健衛生業	2,169	63,921	2,512	66,485
85 社会保険・社会福祉・介護事業	172,733	3,464,165	23,789	390,409
Q 複合サービス事業	33,780	484,260	28	90
R サービス業（他に分類されないもの）	346,616	4,759,845	7,066	81,414
88 廃物処理業	20,005	271,749	2,780	56,568
89 自動車整備業	54,699	244,049	39	464
90 機械等修理業（別掲を除く）	29,001	222,494	6	107
91 職業紹介・労働者派遣業	18,483	1,039,740	82	297
92 その他の事業サービス業	79,927	2,417,455	318	2,497
93 政治・経済・文化団体	48,753	263,808	2	17
94 宗教	90,774	258,057	-	-
95 その他のサービス業	3,944	34,092	3,839	21,464
96 外国公務	-	-	-	-
S 公務（他に分類されるものを除く）	-	-	39,734	1,896,579
第 三 次 産 業 計	4,358,722	43,935,342	146,238	4,350,770
うちサービス産業動向調査の対象（注3）	2,704,242	27,835,815	60,408	1,052,174

(注1) サービス産業動向調査の母集団情報は、令和3年から民営事業所については「平成28年経済センサス - 活動調査」、国、地方公共団体の事業所については「平成26年経済センサス - 基礎調査」を基礎としている。

(注2) 「家事サービス」を除く。

(注3) 「純粋持株会社」、「保健所」、「社会保険事業団体」、「福祉事務所」及び中分類ごとに設けられている、小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く。

表 1-2 サービス産業動向調査（月次調査）の調査対象産業に含まれる主な業種

産業分類	主な業種
G 情報通信業	
37 通信業	固定電気通信業 / 移動電気通信業
38 放送業	公共放送業 / 民間放送業 / 有線放送業
39 情報サービス業	ソフトウェア業 / 情報処理・提供サービス業
40 インターネット附随サービス業	インターネット附随サービス業
41 映像・音声・文字情報制作業	映像情報制作・配給業 / 音声情報制作業 / 新聞業 / 出版業 / 広告制作業
H 運輸業、郵便業	
42 鉄道業	鉄道業
43 道路旅客運送業	一般乗合旅客自動車運送業 / 一般乗用旅客自動車運送業 / 一般貸切旅客自動車運送業
44 道路貨物運送業	一般貨物自動車運送業 / 特定貨物自動車運送業 / 貨物軽自動車運送業 / 集配利用運送業
45 水運業	外航海運業 / 沿海海運業 / 内陸水運業 / 船舶貸渡業
47 倉庫業	倉庫業 / 冷蔵倉庫業
48 運輸に附帯するサービス業	港湾運送業 / 貨物運送取扱業 / 運送代理店 / こん包業 / 運輸施設提供業
4* 航空運輸業、郵便業 （信書便事業を含む）	航空運送業 / 航空機使用業 / 郵便業（信書便事業を含む）
K 不動産業、物品賃貸業	
68 不動産取引業	建物売買業、土地売買業 / 不動産代理業・仲介業
69 不動産賃貸業・管理業	不動産賃貸業 / 貸家業、貸間業 / 駐車場業 / 不動産管理業
70 物品賃貸業	各種物品賃貸業 / 産業用機械器具賃貸業 / 事務用機械器具賃貸業 / 自動車賃貸業 / スポーツ・娯楽用品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業(注1)	
72 専門サービス業 （他に分類されないもの）(注2)	法律事務所、特許事務所 / 公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所 / 行政書士事務所 / 公認会計士事務所、税理士事務所 / 社会保険労務士事務所 / デザイン業 / 著述・芸術家業 / 経営コンサルタント業
73 広告業	広告業
74 技術サービス業 （他に分類されないもの）	獣医学 / 土木建築サービス業 / 機械設計業 / 商品・非破壊検査業 / 計量証明業 / 写真業
M 宿泊業、飲食サービス業	
75 宿泊業	旅館、ホテル / 簡易宿所 / 下宿業
76 飲食店	食堂、レストラン / 専門料理店 / そば・うどん店 / すし店 / 酒場、ビヤホール / バー、キャバレー、ナイトクラブ / 喫茶店
77 持ち帰り・配達飲食サービス業	持ち帰り飲食サービス業 / 配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	
78 洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業 / 理容業 / 美容業 / 一般公衆浴場業
79 その他の生活関連サービス業(注3)	旅行業 / 衣服裁縫修理業 / 物品預り業 / 火葬・墓地管理業 / 冠婚葬祭業
80 娯楽業	映画館 / 興行場、興行団 / 競輪・競馬等の競走場、競技団 / スポーツ施設提供業 / 公園、遊園地 / 遊戯場
O 教育、学習支援業(注4)	
82 その他の教育、学習支援業	
82a 社会教育、職業・教育支援施設	社会教育 / 職業・教育支援施設
82b 学習塾、教養・技能教授業	学習塾 / 教養・技能教授業
P 医療、福祉	
83 医療業	病院 / 一般診療所 / 歯科診療所 / 助産・看護業 / 療術業
84 保健衛生(注5)	健康相談施設
85 社会保険・社会福祉・介護事業(注6)	児童福祉事業 / 老人福祉・介護事業 / 障害者福祉事業
R サービス業(他に分類されないもの)(注7)	
88 廃棄物処理業	一般廃棄物処理業 / 産業廃棄物処理業
89 自動車整備業	自動車整備業
90 機械等修理業(別掲を除く)	機械修理業 / 電気機械器具修理業 / 表具業
91 職業紹介・労働者派遣業	職業紹介業 / 労働者派遣業
92 その他の事業サービス業	速記・ワープロ入力・複写業 / 建物サービス業 / 警備業
95 その他のサービス業	集会場 / と畜場

(注1) 「学術・開発研究機関」を除く。

(注2) 「純粋持株会社」を除く。

(注3) 「家事サービス業」を除く。

(注4) 「学校教育」を除く。

(注5) 「保健所」を除く。

(注6) 「社会保険事業団体」及び「福祉事務所」を除く。

(注7) 「政治・経済・文化団体」、「宗教」及び「外国公務」を除く。

(3) 結果の推定方法

サービス産業動向調査における売上高及び事業従事者数は、全数調査の結果と標本調査から得られる推定値を合算することにより集計している。推定値の推定に当たっては、調査票に記載されていない欠測値や回答内容の矛盾などについて精査し、経済センサスや公開情報等を基に補足訂正を行っている。

ア 全数調査の対象事業所及び企業等

売上高や事業従事者数を合算する。

イ 標本調査の対象事業所

それぞれの事業所の売上高や事業従事者数に、抽出率（産業分類、事業従事者規模別）の逆数を乗じた上で合算する（なお、拡大調査においては、更に集計時点で利用可能な最新の経済センサスに基づく事業所数をベンチマーク（基準）とする推定によって算出していた。）。

サービス産業動向調査の推定値算出の基本式は、次のとおりである。

	月次調査	拡大調査
総和の推定値	$\hat{T}_x = \sum_{h=1}^L W_h \sum_{i=1}^{n_h} x_{hi}$	$\hat{T}_x = \sum_{h=1}^L \sum_{i=1}^{n_h} x_{hi} W_h \frac{N'_h}{N_h}$

h : 層（産業分類×事業従事者規模×調査対象の種類（全数、標本））

W_h : ウェイト N_h/n_h なお、全数調査の場合は $N_h = n_h$ で $W_h = 1$

L : 層の数

N_h : 第 h 層の母集団事業所数

n_h : 第 h 層の調査事業所数

N'_h : 第 h 層のベンチマーク事業所数

x_{hi} : 第 h 層の第 i 番目の売上高、事業従事者数

(4) 月次調査の時系列比較

ア 母集団変更及び標本交替等による変動の調整

サービス産業動向調査（月次調査）においては、2年ごとに標本交替を行っているほか、母集団情報の最新のものへの変更、調査内容の見直しを行っている。このため、時系列の統計表に掲載する実数値については、その水準変化・動向を的確に把握できるよう、標本交替等により生じる変動を過去に遡って調整しており、実数を直接時系列比較する際には注意を要する。

具体的には、平成25年1月に調査内容の見直し・母集団情報変更・標本事業所の交替、

27年1月に標本事業所の交替、29年1月に母集団情報変更・標本事業所の交替、31年1月に標本事業所の交替、令和3年1月に母集団情報変更・標本事業所の交替を行った。また、平成28年まで郵便業に含まれていた企業等の一部が29年から他の産業分類に変更となった。

令和3年1月の母集団情報変更・標本事業所の交替の際には、3年1月分の速報及び確報の公表時に、2年以前の実数値を当該変更・交替により生じた変動を調整した値（調整値）に変更した。また、3年1月から12月までの前年同月比については、各月の速報及び確報の公表時に、調整した値を用いて計算した結果を掲載した。

表2-1 調査の主な変更内容（月次調査）

変更年月	主な変更内容
平成25年1月調査	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象産業の変更（学術・開発研究機関、純粋持株会社及び社会保険事業団体を除外、持ち帰り・配達飲食サービス業を追加） 調査内容の変更（会社以外の法人及び法人でない団体における事業・活動を継続するための収入を売上高（収入額）から除外） 母集団情報の変更（平成18年事業所・企業統計調査から平成21年経済センサス - 基礎調査に。） 標本事業所の交替 調査方法の変更（資本金・出資金・基金が1億円以上の企業及び一部産業の企業は、事業所単位から企業単位の調査に。）
27年1月調査	<ul style="list-style-type: none"> 標本事業所の交替
29年1月調査	<ul style="list-style-type: none"> 母集団情報の変更（平成21年経済センサス - 基礎調査から平成26年経済センサス - 基礎調査に。） 標本事業所の交替 調査項目の変更（需要の状況を削除、常用雇用者の定義を一部変更）
31年1月調査	<ul style="list-style-type: none"> 標本事業所の交替
令和3年1月調査	<ul style="list-style-type: none"> 母集団情報の変更（民営事業所について、平成26年経済センサス - 基礎調査から平成28年経済センサス - 活動調査に。なお、国・地方公共団体の事業所については、平成26年経済センサス - 基礎調査のまま変更していない。） 標本事業所の交替

イ 変動の調整方法

標本交替等により生じる変動は、標本交替等の前と標本交替等の後の集計値から算出した「リンク係数」を、標本交替等の前の各月の実数値に乗じて調整する。具体的には次の例のとおりである。

例：令和3年1月の母集団情報変更・標本交替の場合

①母集団情報変更・標本交替前の調査対象と、変更・交替後の調査対象それぞれについて、令和2年12月の売上高及び事業従事者数を調査する。

②変更・交替前の調査対象における令和2年12月の集計値（a）と、変更・交替後の調

査対象における同月の集計値（b）を用いて、事業活動別の売上高及び事業従事者数それぞれについて産業別に「リンク係数」（交替後 b / 交替前 a）を算出する。

$$\text{リンク係数} = \frac{\text{母集団情報変更・標本交替後の調査対象の令和2年12月の集計値 (b)}}{\text{母集団情報変更・標本交替前の調査対象の令和2年12月の集計値 (a)}}$$

（注）変更・交替前後で継続して調査する事業所・企業等の値を含む

③算出したリンク係数を、平成25年1月から令和2年12月までの各月の実数値（時系列の統計表において掲載していた数値）に乗じて調整値を算出する。

$$\text{調整値（平成25年1月～令和2年12月）} = \text{実数値} \times \text{リンク係数}$$

（5）消費税の取扱い

サービス産業動向調査の月間売上高については、原則として消費税込みでの回答を依頼しているが、記入者負担を考慮し、消費税抜きでの回答も可としており、税込み・税抜きに係る相違については特段の補正を行わず集計、公表している。

平成30年1月分以降は、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」（平成29年3月29日改定、各府省統計主管課長等会議申合せ）の趣旨を踏まえ、特別集計による参考値として、消費税込み補正後の月間売上高も公表している。

4 サービス産業動向調査（拡大調査）

サービス産業動向調査（拡大調査）は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第I期基本計画、平成21年3月13日閣議決定）において、サービス活動に係る統計の一層の整備が必要とされたことや、「公的統計整備における喫緊の課題とその対応に関する基本的な考え方」（平成22年6月18日統計委員会）において、サービス産業動向調査（月次調査）や経済センサスに加えて年次の構造把握が未整備な分野への対応が求められたこと等を踏まえ、サービス産業の詳細な産業分類別及び地域別の状況を年次で把握することを目的として、平成25年に創設された調査である。

創設時の検討過程においては、年次で把握すべき事項として、特にサービス産業の付加価値額、都道府県別の動向が挙げられたが、付加価値額については、経理事項を調査している既存統計が多いことから、それらを活用した二次統計の研究を行うこととし、新設する年次統計調査としては、都道府県別の動向の把握に重点を置くこととした。

そのため、企業調査票において都道府県別の売上高内訳を調査することとするとともに、その精度を確保するため、月次調査の対象に約4万事業所・企業等を加えた、約78,500事

業所・企業等を調査対象^(注)とした。

その後、付加価値額の把握については、既存の統計調査（経済センサス - 活動調査等）を活用した推計方法の研究も行われたが、令和元年に至り、経済統計の体系的整備の一環として、経済センサス - 活動調査の中間年における産業横断的な付加価値構造等を把握するため、複数の統計調査を整理・統合し、大規模な年次調査として経済構造実態調査が創設されることとなり、拡大調査は、平成30年調査をもってその役割を終えることとなった。

表 2 - 2 調査の主な変更内容（拡大調査）

変更年月	主な変更内容
平成 29 年調査	<ul style="list-style-type: none">・母集団情報の変更（平成 21 年経済センサス - 基礎調査から平成 26 年経済センサス - 基礎調査に。）・企業調査における都道府県別の年間売上高について、「サービスの提供場所」から「サービスを提供している事業所の場所」を基準に計上するように変更・1 人の者が複数の事業活動に従事している場合の事業従事者数について、従事している事業活動それぞれに計上（延べ人数）から、主に従事している事業活動にのみ計上（実人数）するように変更

5 サービス産業動向調査の見直しに向けて

サービス産業動向調査の月次調査については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅲ期基本計画、平成 30 年 3 月 6 日）において、国民経済計算に活用される一次統計として更なる見直しを検討するよう求められており、統計局は、調査を継続しながら、その改善に向けての検討を進めている。

第五節 経済構造実態調査

1 経済構造実態調査の創設経緯

経済構造実態調査は、産業横断的に付加価値額等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、5 年ごとに実施する「経済センサス - 活動調査」の中間年の実態を把握することを目的とした基幹統計調査であり、統計改革の一環として創設されたものである。平成28年12月21日の経済財政諮問会議「統計改革の基本方針」、29年5月19日の統計改革推進会議「最終取りまとめ」、30年3月6日の閣議決定「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅲ期基本計画）など、累次にわたる統計改革の方針やそれを反映した計画には共通して国民経済計算及び経済統計の改善が掲げられており、特に5年に一度の経済センサス - 活動調査の中間年に関しては、サービス産業における付加価値構造の把握等に対応し、経済構造統計の充実やGDP推計の精度向上への活用が可能な統計

(注) 調査対象産業は、月次調査とは異なり、他の年次統計調査との重複是正の観点から情報通信業を主業とする企業等や事業所は対象外としている。

が必要とされていた。

こうした課題に対応するため、総務省所管の一般統計調査であるサービス産業動向調査（拡大調査）、経済産業省所管の基幹統計調査である特定サービス産業実態調査及び商業統計調査の3調査を整理・統合して、両省共管の基幹統計調査として「経済構造実態調査」が創設され、経済センサス - 活動調査の実施年を除き、令和元年以降毎年実施されている。なお、経済構造実態調査の創設と同時に、工業統計調査の位置付けも変更され、経済構造統計を作成するための基幹統計調査とされている（平成30年8月28日統計委員会答申に基づき同年12月21日総務大臣承認）。

○統計改革の基本方針（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定）

別紙：経済統計改善の取組方針

I. GDP統計に用いられる基礎統計の改善

<生産やサービス産業などの経済活動の基礎統計>

1-9. サービス統計全般（体系的整備）〔総務省、経済産業省、関連統計作成府省〕

○対応方針

サービス産業をほぼ網羅的に把握するものの費用を把握していない「サービス産業動向調査」と、特定のサービス産業において費用等を把握している「特定サービス産業実態調査」等の関連統計調査の発展的な統合に向けて、次のような観点を含め、検討を行う。

- ・付加価値等の構造を把握するために営業費用や内訳等を把握
- ・結果公表の早期化・安定化

○実施日程

2019年度からの統合に向け、2018年度までに結論を得る。

○統計改革推進会議最終取りまとめ（平成29年5月19日）

2. GDP統計を軸にした経済統計の改善

(3) 生産面を中心に見直したGDP統計への整備

②SUT体系に移行するための基盤整備

・総務省及び経済産業省は、営業費用等の把握という観点を含め、サービス産業動向調査、特定サービス産業実態調査等のサービス関連統計を2019年度から統合するとともに、商業統計を2019年度から年次調査化し、工業統計等の既存年次統計を含め、GDP統計の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するビジネスサーベイを2019年度に創設する。

○公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月6日閣議決定）

第2 公的統計の整備に関する事項

1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

イ サービス産業・企業関連統計の改善・整備

(ア) サービス産業に関わる統計整備を推進するためには、サービス産業の構造を明らかにする上で重要な付加価値等をサービス産業全体で把握することが重要である。

このため、総務省及び経済産業省は、平成31年度（2019年度）から実施する予定の経済構造実態調査の企画に当たって、国民経済計算の精度向上や報告者負担の抑制にも留意しつつ、内閣府とも連携し、よりの確な付加価値の把握や基幹統計調査とすることを目指す。

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

○項目

(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

○具体的な措置、方策等

関連基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設する。

○担当府省

総務省、経済産業省

○実施時期

平成31年度（2019年度）から実施する。

2 経済構造実態調査（甲調査）の概要

経済構造実態調査は、甲調査と乙調査で構成されており、そのうち甲調査の概要は次のとおりである。なお、乙調査は特定のサービス産業に属する企業・事業所を対象としており、その調査事項等は旧特定サービス産業実態調査をおおむね踏襲している。

(1) 調査期日及び調査対象

経済構造実態調査（甲調査）は、経済センサス - 活動調査の実施年を除く毎年6月1日現在で実施し、その調査対象は、一部の例外を除き「製造業及びサービス業（商業を含む）」に属する企業のうち、売上高の大きいものである。調査対象産業は、従来のサービス産業動向調査（拡大調査）、特定サービス産業実態調査及び商業統計調査を引き継ぐとともに、これに製造業を加えたものであり、その対象企業によりGDPの約9割をカバーすることとなる。具体的には、日本標準産業分類に掲げる産業に属する企業のうち、大分類、中分類又は小分類ごとに企業の売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割に達するまでの範囲の企業である。ただし、個人経営の企業及び次の産業に属する企業は除いている。

- ・「大分類A－農業，林業」
- ・「大分類B－漁業」
- ・「大分類C－鉱業，採石業，砂利採取業」
- ・「大分類D－建設業」
- ・「大分類N－生活関連サービス業，娯楽業」のうち、「中分類79－その他の生活サービス業」の「小分類792－家事サービス業」
- ・「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち、「中分類93－政治・経済・文化団体」、「中分類94－宗教」及び「中分類96－外国公務」
- ・「大分類S－公務（他に分類されるものを除く）」

(2) 調査事項

経済構造実態調査（甲調査）の調査事項は、経済センサス - 活動調査中間年の経済構造統計を作成するものとして活動調査との整合性を図りつつ、GDP統計の推計等に活用する観点から産業横断的な付加価値構造を把握するもの等が設定されている。特に、企業全体の売上高や費用総額に加え、事業活動別売上高（副業も含む売上内訳）や、事業別の費用構造（投入構造）を調査事項としていることが特徴である。

また、結果の安定性の確保、報告者負担、調査実施者のリソース等を総合的に勘案し、「売上高上位の法人企業に対する悉皆調査」としつつ、さらに、甲1調査、甲2調査及び甲3調査の3段階に区分し、調査項目が多くなるに従って調査対象数も絞られる設計としている。

①甲1調査

産業大・中・小分類のそれぞれにおいて売上高を上位から累積し、全体の8割となるまでの範囲に含まれる約20万企業に回答を求める。調査事項は、付加価値額等の産業横断的把握に資するものとして、企業全体の売上（収入）金額、費用総額、主な事業の内容、事業活動別の売上（収入）金額などである。

②甲2調査

甲1調査対象企業の中から、更に製造業を除く産業大・中・小分類のそれぞれにおいて売上高が全体の5割となるまでの範囲に含まれる約3万企業に対し回答を求める。調査事項は、費用（投入）構造の把握に資するものとして、企業全体の事業区分別の費用の割合などである。

③甲3調査

甲2調査対象企業の中から更に、金融商品取引法に基づく有価証券報告書提出企業及び売上高1,000億円以上（かつ会社企業の場合は資本金2億円以上）の企業、合わせて約3,000企業に回答を求める。調査事項は、都道府県別結果の精度向上に資するものとして、傘下事業所についての売上高等である。この甲3調査については、対象が大規模であり結果に大きな影響を与えること、また、事業所の値については回答者の負担が特に大きいことから、独立行政法人統計センターにおいて、専門の担当者がオンラインサポート

システムを用いて支援することとしている。

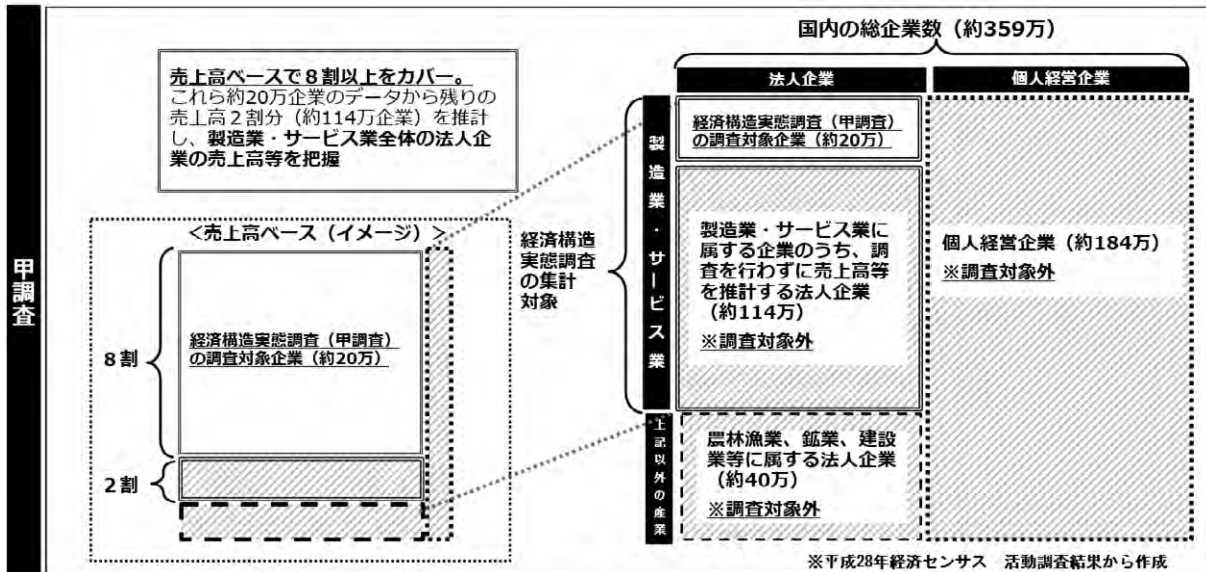


図1 調査対象範囲イメージ

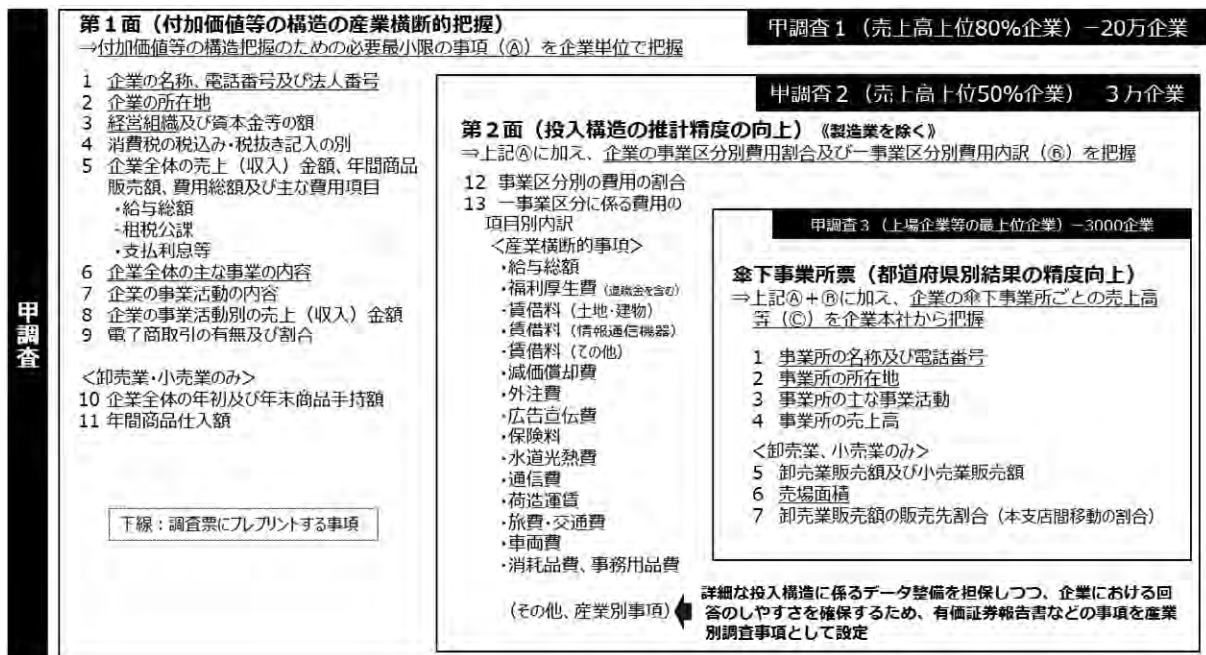


図2 調査対象ごとの調査事項イメージ

(3) 推計・集計方法

経済構造実態調査（甲調査）においては、「売上高上位の法人企業」に対して調査を実施しているが、調査対象外の企業についても、個別にその値を推計した上で、法人企業全体の集計を行っている。

具体的には、調査対象の法人企業からの回答を元に、産業分類別かつ地域別に売上高及び費用の伸び率を算出し、当該伸び率を調査対象外の企業の過去の値^(注)に掛け合わせ、個別企業単位で推計値を作成している。

なお、調査対象の企業であって調査票が未回収となった企業についても、これと同様の方法によって補完を行っている。

(4) 公表

経済構造実態調査の結果は、3段階に分けて公表しており、1次公表では企業の売上（収入）金額を、2次公表では企業の事業活動別売上、付加価値額、費用構造等を、3次公表では事業所の売上（収入）金額等をそれぞれ公表している。

表 集計区分別の公表内容及び公表時期

	公表内容	公表時期
1次集計	・産業（小分類）、経営組織別の売上（収入）金額	調査実施翌年3月末まで
2次集計	・産業（小分類）、経営組織別の売上（収入）金額、費用総額、主な費用項目、付加価値額 ・産業（中分類）、資本金階級・売上（収入）階級別の売上（収入）金額、費用総額、主な費用項目、付加価値額 ・事業活動分類（小分類）、経営組織別の売上（収入）金額 ・産業（中分類）別の費用内訳割合 等	調査実施翌年7月末まで
3次集計	・都道府県、産業（大分類）別の売上（収入）金額 ・都道府県、産業（卸売業、小売業）別の年間商品販売額、本支店間移動の額、売場面積 等	調査実施翌年10月末まで

(5) 工業統計調査との同時実施

経済構造実態調査の創設とともに、工業統計調査が経済構造統計を作成するための調査と位置付けられ、令和元年から、両調査を同時実施することとなった。

このため、調査票の発送先が同一である場合は同梱しているほか、製造業に属する企業で事業所が単独のものについては、両調査の対象として重複することから、工業統計調査票のみを配布し、その結果を経済構造実態調査に使用する等の対応を行っている。

3 2022（令和4）年調査以降の変更点の概略

経済構造実態調査は、経済センサス - 活動調査中間年の経済構造統計を担う統計調査として創設されたばかりであり、今後、変更・改善していくことが見込まれる。令和4年の調査は、3年6月の統計委員会答申を踏まえて、次のような取組を進めることとしている。

(注) 過去の値とは、調査時に保持されている事業所母集団データベース等における値である。

甲3調査で把握する事業所の値についても、当該事業所が属する企業や事業所の産業分類に応じて、個別事業所単位で調査事項ごとの伸び率を算出の上、これを過去の値に掛け合わせることで最新の値を推計し、集計している。

①調査対象範囲の全産業化及び調査事項の変更（特にサービス部門に係る生産物分類の導入）

製造業・サービス業以外の産業も対象とし、また、令和3年経済センサス-活動調査において新設された調査事項（サービス部門に係る生産物分類ごとの売上内訳把握）を経済構造実態調査にも取り入れて、更なる活動調査との一体化を図る。

②工業統計調査を経済構造実態調査に包摂

工業統計調査は、経済センサス-活動調査との断層を解消するため、その調査母集団名簿を独自のものから事業所母集団データベースに、調査対象範囲を従業者規模4人以上から売上高上位層に、非調査対象事業所も全て推計を行い全数集計することに、それぞれ経済構造実態調査と合わせるよう変更した上で、これを経済構造実態調査に包摂させる。

③経済構造実態調査乙調査の廃止

経済構造実態調査の創設により産業横断的な経理事項の把握が可能となったことから、GDP統計に必要な一部の調査事項を甲調査に編入した上で、乙調査を廃止する。

④科学技術研究調査、経済産業省企業活動基本調査との一体的・同時実施

他の企業調査との重複是正の取組の第一歩として、経済構造実態調査と総務省の科学技術研究調査及び経済産業省の企業活動基本調査を一体的・同時に実施する。この際には、各調査の調査母集団名簿を同一のものとし、必要に応じて相互に他調査の結果データを使用できるように措置することとする。

第六節 事業所母集団データベース

1 事業所母集団データベースの整備

(1) 検討の開始

我が国の事業所名簿としては、平成14年度から「事業所・企業データベース」が運用されてきたが、その後19年の統計法全面改正（施行は21年4月1日）において、正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担の軽減に資することを目的として、総務大臣が「事業所母集団データベース」を整備することが盛り込まれた。また、母集団情報については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第I期基本計画、平成21年3月13日閣議決定）においても、「平成26年経済センサス-基礎調査」の着実な実施、事業所・企業照会を通じた精度の向上及び労働保険情報を用いた更新等に取り組むこととされた。

これらを受けて、総務省統計局においては、「事業所母集団データベース研究会」を21年9月から開催するとともに、同月には各府省が緊密に連携し各種行政記録情報の活用等を含む課題の検討を円滑に行うため、各府省統計主管部局長等会議申合せにより、関係府省を構成員とする「事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」が設置され、

事業所母集団データベースに関する具体的な検討が進められた。

(2) 求められる機能等に関する検討

事業所母集団データベースに求められる機能等については、主に事業所母集団データベース研究会において検討し、平成21年度には、ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の整備・活用状況について米国及び欧州の主要国に対する実地調査や経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）加盟国等に対する郵送調査を行った。その結果、多くの国々で、経済センサス等の調査結果のほか行政記録を主な情報源とするビジネスレジスターが構築されていること、プロファイリング（事業所・企業の異動、新設、廃業等の確認作業）が広く行われていること、ビジネスレジスター統計が作成されていることなどが判明した。22年度には、我が国のビジネスレジスター、すなわち事業所母集団データベースに収録すべき主要な統計調査結果や行政記録情報について議論を行い、事業所母集団データベースは、次のような機能を持つ必要があると整理した。

ア 母集団情報の提供機能

それまで事業所・企業データベースにより提供してきた産業分類や従業者数等の項目にとどまらず、売上高等の経理項目を利用した抽出にも対応し、また、各種統計調査結果や行政記録情報を用いて更新された母集団情報が、毎年度、提供されること。さらに、重複を排除するため、調査履歴情報の付与が可能であること。

イ 補完データの提供機能

各府省が実施する統計調査の調査対象名簿に対応した補完的な検証用データを提供できること。これにより、欠測値の補完や結果審査の補助情報としての利用等が可能となり、各種統計調査結果の精度の向上が期待される。

ウ 統計調査結果等の時系列収録機能

特に経理項目について、各府省の多様な調査結果様式から、必要な項目を的確に収録できること。また、データの時系列的な収録ができること。

エ プロファイリング機能

各種行政記録情報等については、諸外国と同様に郵送や電話による照会等、様々な方法でプロファイリングを実施することを前提に、これらの業務の実施に当たり必要となる情報の表示や得られた情報の収録を可能とすること。

オ 統計作成機能

収録された情報について、各府省が必要に応じて集計し、統計を作成することが可能となること。また、総務省において、年次フレーム（母集団情報を年次単位で提供する枠組み）を基盤として、ビジネスレジスターを集計した統計の作成が可能となること。

カ 統計関係業務支援機能

各府省の担当者が、母集団情報の利用、調査名簿の登録、補完データの取得、結果情報の登録等のプロセスを可能な限り容易に行えるよう、府省ごと、統計調査ごとのポータル

サイト（インターネットにアクセスする際の入口）を整備すること。

(3) 「事業所母集団データベースの整備方針」の策定

事業所母集団データベース研究会における検討結果及び①ビジネスレジスターの構築・利活用のための取組を引き続き推進すること、②共通事業所・企業コードの維持管理方法等に関する検討を行うこと、との統計委員会の意見（「平成21年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」（平成22年9月30日））などを踏まえた上で、総務大臣は、平成23年3月25日、事業所母集団データベースの運用開始予定を25年1月とする「事業所母集団データベースの整備方針」を決定し、23年度以降は、この整備方針に沿って次のような取組が進められた。

ア 事業所母集団データベースの整備サイクル

事業所母集団データベースは、①統計調査の実施計画の入力、②統計調査実施前の重複是正の実施、調査対象名簿の入力、③統計調査結果の総務省への提供、入力、④統計調査結果データに紐付けされた共通事業所・企業コードの保持・利活用、という一連の整備サイクルに従い、各プロセスを適切に実施することとした。

共通事業所・企業コードは、母集団に属する事業所・企業を個別に識別するための符号であり、統計調査結果にそれぞれの事業所・企業のコードを付すことによって、このコードを媒介にして各統計調査間での連携、結果の相互利用を可能とするものである。また、各府省は、この共通事業所・企業コードを自らが実施する統計調査のための名簿整備にも活用することができる。なお、事業所母集団データベースの運用開始に当たっては、総務省が、各府省の調査結果データにおいてどの程度共通事業所・企業コードが保持されているかを確認するとともに、調査周期がまだ至らないことやシステムが改修中であることなどの理由で共通事業所・企業コードがすぐに利用できない統計調査については、共通事業所・企業コードとは別に、共通事業所・企業コードと紐付けた各調査独自のコードを付与して他の調査との連携を可能とするなど必要な支援を行った。

イ 統計関係業務支援機能の整備

事業所母集団データベースシステムは、独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）が運用する「政府統計共同利用システム」上に設けることとし、統計センターと協同してその開発を行ったが、その際、各府省が利用しやすいものとなるよう、府省ごと、統計調査ごとのポータルサイトを設けることとした。

ウ 事業所母集団データベースに記録する統計調査

事業所母集団データベースには、基幹統計調査を中心に、各府省における利用度が高く、データベースの整備に寄与度の大きい統計調査（特定の産業において悉皆となっている統計調査、幅広い産業を対象とし大規模なものなど一定の対象は悉皆となっている統計調査や調査対象数が多い統計調査、行政記録情報等と連動することにより新たな統計の作成が期待される統計調査など）を優先的に収録することとした。その結果、運用開始時には、21統計調査を対象とし、経済センサスの調査項目を基盤とした上で、それ以外の統計調査

については、経済センサスの調査項目と共通する産業分類や従業者数、売上高等を中心に収録することとした。

エ 行政記録情報等の活用

事業所母集団データベースの整備方針においては、商業・法人登記情報、労働保険情報、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T : Electronic Disclosure for Investors' NETwork）情報等の行政記録情報を始め、プロファイリングによって得られた情報、民間によって収集されている各種企業情報などを、補完情報として活用するよう検討を進めることとされている。

このうち、労働保険情報については、平成23年度に厚生労働省から提供を受け、当該情報とデータベースに収録されている情報を比較するなどしてその活用方法を検討し、24年5月から本格的な利用を開始した。これに伴い、従前、平成21年経済センサス - 基礎調査（平成21年7月）以降の新設法人を対象として毎月行っていた、商業・法人登記情報によるデータベースの更新を年1回の頻度とした。さらに、E D I N E Tについては、上場企業の売上高等を把握できることに加えて、大企業の合併・分割等の参考情報を得ることが可能であることも踏まえ、プロファイリングへの活用方法の検討を行った。

(4) 「事業所母集団データベース運用管理規程」の策定

事業所母集団データベースシステムは、平成23年度中にほぼ構築が完了したことから、事業所母集団データベースの利用について必要な事項を定めた「事業所母集団データベース運用管理規程（案）」を各府省の合意を得て取りまとめ、これに基づいて24年度にはデータベースの試験運用を行った。その結果を踏まえ、24年12月21日に「事業所母集団データベース運用管理規程」（総務省統計局長・政策統括官（統計基準担当）決定）を策定した。

(5) 運用の開始

事業所母集団データベースは、平成25年1月から本格的な運用を開始した。

運用に当たっては、事業所母集団データベース運用管理規程に基づき、事業所・企業を対象とする全ての統計調査について、調査の実施後に、統計調査結果名簿（実際に調査された調査対象が記載された名簿）を登録することとした。また、当面収録することとされた21統計調査については、名称、所在地などの名簿情報に加え、経済センサスと共通する事項の調査結果についても収録することによって毎年度提供する年次フレームに活用するとともに、検証の結果、データベースの母集団情報と一致しなかった事業所情報等については、平成26年経済センサス - 基礎調査の調査対象とすることとした。

事業所母集団データベースは、平成25年6月末に平成24年次フレームの提供を開始した。それ以降、毎年度年次フレームを作成の上、統計法第27条に基づく国や地方公共団体からの利用申請を受けて、母集団情報及び重複是正に関する情報の提供を行っている。

2 事業所母集団データベースの拡充

(1) 「事業所母集団情報の整備に係る見直し方針」の策定

事業所母集団データベースについては、平成25年1月からの本運用開始後も、事業所母集団データベース研究会において、毎年度作成する年次フレームの在り方やプロファイリング活動に関する取組の方向性等が引き続き検討された。また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅱ期基本計画、平成26年3月25日閣議決定）においても、①企業の組織構造等の変化を経常的に確認する方法の検討、②経済センサス - 活動調査の中間年における母集団情報整備のための統計調査の在り方の検討、などを推進することとされた。

これらを踏まえ、統計局は、企業組織構造の把握に関しては、諸外国で行われているプロファイリング活動について改めて整理・検討し、また、経済センサス - 活動調査の中間年における母集団情報整備に関しては、経済センサス - 基礎調査の見直し等について検討し、「事業所母集団情報の整備に係る見直し方針」（平成28年2月8日総務省統計局長決定）を策定した。この方針においては、①企業構造・活動状況の確認については、主要な企業グループの頂点に位置する企業ごとに専任の担当職員を当て、その本所・支所等の組織構造と売上高、従業員数など活動状況に関する基本的事項を経常的に把握すること、②事業所の開業・廃業状況に関する調査については、経済センサス - 基礎調査の調査区等の地域ごとに期日を設け、統計調査員が複数年度にわたって経常的に全調査区を順次調査する「ローリング調査」を行うこと、としている。

これらの取組については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅲ期基本計画、平成30年3月6日閣議決定）にも盛り込まれ、31年度から本格的に実施されている。また、同計画においては、事業所母集団データベースが報告者負担の軽減や効率的な統計作成に重要な役割を担っていることなどを踏まえ、①事業所母集団データベースの有用性を更に高めるための方策等を検討すること、②各府省においても、事業所・企業等を対象とした統計調査については、個々の調査の特性を考慮しつつ事業所母集団データベースの最新情報を使用すること、を原則とすることとされており、これを踏まえて、事業所母集団データベースに収録する情報の拡充やプロファイリング活動を行っている。

(2) 事業所母集団データベースに収録する情報の拡充

令和元年に創設された経済構造実態調査の調査結果を新たに事業所母集団データベースに収録するとともに、2020年農林業センサスの結果からは、新たに一戸一法人の経営組織体及び非法人の組織経営体の情報を収録することとした。

また、国税庁が運用する法人番号公表サイトの情報を基に、これまで事業所母集団データベースに収録されていなかった約160万の法人を令和元年経済センサス - 基礎調査の対象とし、調査を実施した。この結果を踏まえ、従前、把握が困難であった専従の役員・労働者等が存在しない法人についても事業所母集団データベースに収録するとともに、財務省の実施する法人企業統計調査の母集団名簿との乖離の要因の分析を進めている。さらに、

行政記録情報等の更なる活用として、国土交通省の所管する「建設業許可事業者名簿」に掲載された企業情報についても、元年度から提供を受け、データベース収録に向けた確認作業を行っている。

(3) プロファイリング活動

ア プロファイリング活動実施方針及び実施計画の策定

第Ⅱ期基本計画においても、プロファイリング活動については、企業の組織構造等の変化を経常的に確認する方法を検討することとされたほか、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成 29 年 5 月 19 日）においても、産業連関表の供給・使用表（SUT：Supply and Use Tables）体系への移行の基盤となるビジネスレジスターについて、①統計調査に対する専門的知識を有する統計センターにおいてプロファイリング^{（注）}を実施することとし、法制面を含め着実な整備を図ること、②特に報告負担の大きい企業等に対し、プロファイリング活動を通じた支援を強化することなど、が提言された。プロファイリング活動に関しては、統計局と統計センターが一体となって検討を行う必要があることから、事業所母集団データベース研究会のほか、両者による「プロファイリング活動に関する連絡会議」（平成 29 年 11 月 17 日設置）及び「プロファイリング活動に関する実務検討会」（平成 30 年 9 月 21 日設置）を設け、企業に対するヒアリング等を実施するなどして具体的な検討を進め、30 年 4 月に「プロファイリング活動の実施方針」を、翌 31 年 3 月には「プロファイリング活動実施計画」を策定した。この実施方針及び実施計画においては、プロファイリング活動の対象とする企業を①金融商品取引法に基づく有価証券報告書等を提出している企業、②売上高等が 1,000 億円以上の企業等（ただし、会社企業の場合は資本金が 2 億円以上のものに限る。）、③相互会社、のいずれかに該当するものとし、①その合併・分割等による企業・事業所の開廃、名称・所在地変更など統計調査の名簿に必要な基本的情報を適時に把握し、それを事業所母集団データベースに反映すること、②データベースの管理業務の一環として、対象企業の統計調査への回答やその他の報告に対する支援を行うこと、などを定めている。

イ 独立行政法人統計センター法の改正

平成 29 年 5 月 19 日の「統計改革推進会議最終取りまとめ」において、統計調査に対する専門的知識を有する統計センターにおいてプロファイリングを実施すると提言されたこと等を踏まえ、30 年 6 月 1 日に「独立行政法人統計センター法」（平成 11 年法律第 219 号）が改正された。この改正により、統計センターの業務として、それまでの「国や地方公共団体から委託を受けて統計調査の製表を行うこと」に「国や地方公共団体から委託を受けて統計調査を実施すること」が追加され、統計センターが、総務省及び経済産業省からの委託を受けて、まずは令和元年度に実施される経済構造実態調査について、プロファ

（注） 「プロファイリング」は、諸外国において統計調査等の手法の一つとして用いられている言葉であり、我が国においても当初はこの言葉を使用していたが、我が国では犯罪捜査手法の一つであるとの理解が一般的となっていることから、その後、統計調査においては、誤解を招くことがないように、かつ事務内容を端的に表すことができるよう、これを「企業調査支援事業」と称することとしている。

イリング対象企業に対する調査を行うこととなった。

ウ プロファイリング活動の実施

プロファイリング活動を行うに当たり、統計センターにおいて「政府統計オンラインサポートシステム」を開発し、企業ごとのポータルサイトを設けて、企業へのお知らせの発信、企業からの疑義照会への対応、企業が調査に回答するに際しての支援など、プロファイリング対象企業との間の双方向のやりとりを可能とした。さらに、平成30年度には、その概要や操作の説明等を行うための説明会を開催するなどして、このシステムの周知・広報を図った。

その後、令和元年度において、令和元年経済構造実態調査の対象となるサービス業の約3,000企業等を対象にプロファイリング活動を行った。具体的には、法人番号公表サイト、有価証券報告書、民間商用データベース等を活用して、また、企業への照会や調査によって、開廃業・合併・分割、名称・所在地変更等の基本的事項を経常的に把握し、得られた情報を事業所母集団データベースに反映させた。さらに、2年度からは、令和3年経済センサス-活動調査の準備事務に合わせ、対象企業を全ての産業に拡大してプロファイリング活動を行った。

3 ビジネスレジスター統計の検討

(1) 経緯

事業所母集団データベースは、各種統計調査のための母集団情報を提供することを主たる目的とするものであるが、それと同時に、その創設当初から、データベース自体を活用することによって統計（ビジネスレジスター統計）を作成することもまた目的の一つとされていた。

例えば、第Ⅰ期基本計画においては「ビジネスレジスターは、経済センサスを始めとする各種全数調査の結果を収録することに加え、各種行政記録情報を事業所及び企業の識別番号と結合させて活用すること等が可能となれば、有効な統計の作成に活用することができる。」とされており、第Ⅱ期基本計画においては「企業活動に関する各種統計調査で共通的に把握すべき項目を整理した上で、事業所母集団データベースを活用し、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供について検討する。」とされている。

事業所母集団データベースを用いて作成すべき統計については、事業所母集団データベース研究会において、諸外国における取組事例等を参考にしつつ検討され、平成25年2月に「ビジネスレジスター統計に係る基本的な考え方について」として取りまとめられた。

1. ビジネスレジスター統計作成の目的

ビジネスレジスターにおいて、毎年度、経済センサスの調査票情報を基礎として、各種行政記録情報及び統計調査結果等により最新の母集団情報である「年次フレーム」を整備することとなる。そこで、経済センサス間をつなぐ統計として、年次フレーム

の年次情報を活用した統計「ビジネスレジスター統計」を作成し、我が国の事業所及び企業の経済活動の状態を毎年度把握する。

2. 作成方針

ビジネスレジスター統計は、次の方針で作成する。

(1) 統計の種類

- ・ビジネスパターン：

地域別・産業別の事業所・企業数、従業者数、売上高等の統計

- ・ビジネスデモグラフィー：

事業所・企業の異動状況、産業の成長・衰退に着目した統計

- ・フレーム集計：

ビジネスパターン及びビジネスデモグラフィーに先立ち、母集団の全体像を把握するために早期に作成する簡易な統計

この中で「統計の種類」として掲げられている統計は、いずれも、全数調査である経済センサス - 活動調査の中間年の状態を毎年度把握することを目的としており、毎年データが更新される事業所母集団データベースの特長をいかしたものとなっている。しかし一方で、事業所母集団データベースは元となる情報の把握時点が事業所・企業によって異なるなど、集計値として表すためには推計を施す必要も考えられるところである。そこで、その後、事業所母集団データベース自体のデータの充実作業と並行して、その試験的な集計や検証等が行われた。

(2) 初回の試行的集計に係る取組内容

第Ⅲ期基本計画においては、「事業所母集団データベースに収集したデータにより、経済センサス - 活動調査（基幹統計調査）の中間年における経済構造統計の作成・提供を開始する」とされており、ビジネスレジスター統計を経済センサス - 活動調査の中間年における状態を表すものと位置付けている。

これを踏まえ、統計局は、事業所母集団データベースの令和元年次フレームの集計を試行的に実施することとした。

ア 作成方針

中間年に作成される経済構造統計として、令和元年から経済構造実態調査が創設され、毎年、法人企業全体の状態を把握することができるようになったが、その調査対象は法人企業に限られ、かつ全国・都道府県別集計のみであることから、特にビジネスレジスター統計の役割として期待されるのは、小地域別に全数の結果の提供を行うことである。

そのため、経済センサス - 活動調査の産業横断集計の結果表に準じた形で、地域別に、事業所数、企業数、従業者数、売上高、費用総額、付加価値額といった、基本的な項目を集計することとした。

表 事業所母集団データベース令和元年次フレームの集計項目

	企業等数、事業所数、従業者数		経理事項等	
	企業等	事業所	企業等	事業所
対象	全民営企業等	民営事業所	全民営企業等	民営事業所
地域区分	全国 都道府県 市区町村	全国 都道府県 市区町村	全国 都道府県 市区町村	全国 都道府県 市区町村
分類事項	企業産業分類 経営組織 企業常用雇用者 規模 資本金階級	産業分類 企業産業分類 経営組織 従業者規模 常用雇用者規模 単独・本所・支所の別 従業上の地位	企業産業分類 単一・複数の別 経営組織 企業常用雇用者規模 資本金階級 売上（収入）金額階級 電子商取引の有無	産業分類 経営組織 従業者規模 単独・本所・支所の別
集計事項	企業等数 従業者数 うち常用雇用者 数	事業所数 従業者数	企業等数 売上（収入）金額 費用総額 主な費用項目 付加価値額 一般消費者と行った電 子商取引の額	事業所数 売上（収入）金額 付加価値額

イ 集計方法・推計方法

集計に当たっては、その時点で最新の年次フレームであった令和元年次フレームを用いることとし、基本的には単純に積み上げ集計を行うこととしたが、令和元年次フレームに収録された情報^(注)はそのデータソースごとに情報の年次等が異なるため、可能な限り令和元年次情報にそろえるための推計を施している。推計の方法は、経理事項等については次のとおりである。

①売上高・従業者数・資本金は、令和元年経済センサス - 基礎調査の調査項目となっているが、付加価値額は調査されていない。そのため、この調査によって把握された新設企業については、各産業分類に属する企業群を同質性の高いグループに分けた上で、存続企業の情報を基に付加価値額を被説明変数、売上高・従業者数・資本金を説明変数とするモデルを作成し、これを新設企業に当てはめることにより、その付加価値額を推計した。

②2019年経済構造実態調査により売上高のみが更新された事業所については、売上高の伸び率と付加価値額の伸び率が同じであると仮定して、その付加価値額を推計した。

ウ 集計結果の掲載

令和元年次フレームの集計結果については、事業所集計9表、企業集計10表を作成し、3年6月30日に統計局のホームページに掲載した。また、令和2年次フレームの集計結果についても、事業所集計9表、企業集計10表を作成し、4年3月30日に統計局のホームページに掲載した。なお、試行的な集計結果である旨を付記している。

(注) 令和元年次フレームは、平成28年経済センサス - 活動調査、平成26年経済センサス - 基礎調査（公営事業所等）及び令和元年経済センサス - 基礎調査の調査票情報を基礎として、2019年経済構造実態調査を始めとする各種統計調査の調査票情報及び各種行政記録情報等により整備している。

(3) 今後の方針

ビジネスレジスター統計については、その位置付けや作成目的を再確認しつつ、経済構造実態調査や経済センサス - 基礎調査など他の経済構造統計の調査内容等の見直しをも考慮に入れながら、今後の在り方について検討することとしている。

第七節 個人企業経済調査

1 調査の沿革

戦後、諸外国との外交関係が徐々に回復し、経済関係が密となってくるに従い、関係各国の経済状態との比較に必要な各種の統計資料が要求されるようになってきた。

その中でも国の経済力や経済循環を端的に把握できる国民所得統計の必要性が強く叫ばれ、経済安定本部（現在の内閣府）の中に国民所得調査室が設けられて、国民所得の推計に必要な資料の収集が行われていたが、当時は、個人業主の所得に関する資料は、皆無に近い状態であった。もちろん、以前から国民所得の推計は各方面で行われていたが、その際も個人業主所得については税務統計に頼らざるを得ず、税務統計で捉えることのできない免税点以下の所得については、大まかな推定によるしかない状態であった。そこで経済安定本部では、昭和22年以降、国民所得推計資料を得るために、日本商工会議所に委託して個人企業経済調査を実施してきた。

27年4月に、そのうち工業及び商業の部分が総理府統計局に移管され、同年10月に個人商工業経済調査（指定統計第57号）として新しく発足した。その後、36年7月には従来の製造業及び卸売業・小売業のほかにサービス業を加え、名称も個人企業経済調査と改めた。次いで39年7月からは調査事項を拡充し、営業上の資産及び負債についても調査することとし、また、41年7月からは調査対象を大幅に拡大するとともに、従来、調査地域となっていなかった町村も調査することとした。さらに、沖縄の本土復帰に伴い、47年7月から沖縄県を調査地域に含めた。その後、平成14年4月からの調査事項の大幅な見直し等を経て、令和元年からはそれまでの四半期調査から年1回の調査に変更するとともに、調査対象をほぼ全ての産業とした。

一方、個人企業営業状況調査は、個人企業経済調査に附帯して、同調査の対象となった個人企業の経営の動向を把握することを目的として、昭和43年3月にその第1回を実施し、その後、各年の社会・経済情勢に対応して若干の調査事項を変更しながら、46年、47年及び56年を除いて毎年3月に実施してきたが、個人企業経済調査の見直しに合わせて一部事項を同調査に吸収し、平成13年3月調査をもって終了した。

2 調査の変遷

(1) 昭和27年度

昭和27年4月に、それまで経済安定本部が所掌していた個人企業経済調査のうち、工業

及び商業の部分が総理府統計局に移管され、個人商工業経済調査として、同年9月11日に統計法第2条に基づく指定統計第57号に指定された。

この調査は、毎年4月から翌年3月までの1年間を、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及び翌年1月から3月までの4期に分けて行い、調査対象は各期ごとに一齐に交替することとしたが、結果数値の連続性を考慮し、第2期からは各期前1か月間の売上高を併せて調査した。

調査の範囲は、都市に事業所を有する個人企業のうち、日本標準産業分類の大分類に掲げる「G－卸売及び小売業」又は「F－製造業」を営むものである。

調査対象の抽出は、6大都市については区、6大都市以外については市を第1次抽出単位とし、個人経営の事業所を第2次抽出単位とする層化2段抽出法とした。

調査事業所数は、每期、製造業500事業所、卸売及び小売業500事業所の合計1,000事業所である。

調査事項は、次のとおりであり、調査票甲は、卸売及び小売業用と製造業用の2種類に分かれている。また、調査票丙の裏面に収支検査表を設け、この検査表は、指導員が調査票甲から転記して作成した。

①調査票甲

- ・営業上の収支に関する事項

売上高、仕入高、営業費（営業上の人件費、その他の営業費）、その他（土地建物機械設備費、業主の勤労収入、業主の兼業収入）

- ・棚卸高又は在庫高（期首・期末）

②調査票乙

- ・各期前1か月間の売上高

③調査票丙

- ・事業所に関する事項

事業の内容、簿記記帳の程度（青色申告又は同程度の正確な簿記記帳、全く帳簿を使用していない等）、家屋の総延建坪数、家屋の営業用延建坪数、営業用部分の百分比、操業日数

- ・業主及び世帯員に関する事項

業主について、性別、年齢、世帯上の地位、家業以外の職業、家業以外の職業から得られた収入金額。世帯員について、性別、年齢、続柄、職業、家業による収入以外の収入

- ・従業者に関する事項

従業者総数、雇用従業者数、賄付雇用従業者数、賄付雇用従業者数中住込の者

調査事業所の抽出は統計局で行い、実地調査は各都道府県に委託した。業主に対する記入依頼は、調査員が個別に訪問して行い、抽出された調査対象が不適当と認められたときは、あらかじめ統計局の指示する方法によって別に抽出された予備事業所に交替した。

(2) 昭和28年度

昭和28年度予算の国会における修正に伴い、府県委託費についても相当大幅な経費節減を余儀なくされ、府県における事務量の軽減を図らなければならなくなった等の理由により、第3期及び第4期については、「各期前1か月間の売上高」の調査を中止した。

(3) 昭和32年度

調査票甲については、卸売及び小売業用と製造業用の2種類に分けていたが、両調査票は、記入内容に若干の差異があるだけで様式はほとんど同一であったことから、簡素化のため、記入上の注意を若干付け加えて共通のものとした。

(4) 昭和33年度

調査対象の抽出は、6大都市について、区を細分化した単位区（昭和29年事業所統計調査の調査区を約4㎢の区域となるよう合併した地域）を第1次抽出単位とした。

(5) 昭和35年度

調査対象の抽出は、一部の6大都市以外の市について、市を細分化した単位区（昭和32年事業所統計調査の調査区を約4㎢の区域となるよう合併した地域）を第1次抽出単位とした。

(6) 昭和36年度

昭和35年8月18日に経済企画庁から「個人商工業経済調査の拡充実施について」として、従来の製造業、卸売業・小売業のほかに新たにサービス業を対象産業に加え、個人企業経済調査（仮称）として実施してほしい等の要望があり、これを受けて36年度調査の第2期から調査の対象にサービス業を加え、名称も個人企業経済調査に改めた。

なお、サービス業については、第2期において特例として3月、4月及び5月の各月の営業収入（売上高）、従業者総数、そのうちの雇用者数及び操業日数も調査した。

調査の範囲は、都市に事業所を有する個人企業のうち、日本標準産業分類の大分類に掲げる「F－製造業」、「G－卸売業、小売業」又は「L－サービス業」を営むものである。ただし、「L－サービス業」については、中分類「80－旅館、貸間、下宿業、その他の宿泊所」、「81－対個人サービス業」（ただし、物品預かり賃貸業、葬儀火葬業及びその他の対個人サービス業を除く。）、「84－自動車修理業、ガレージ業」、「85－その他の修理業」を営む事業所に限定した。

調査対象の抽出は、全ての市について、単位区（昭和32年事業所統計調査の調査区を約4㎢の区域となるよう合併した地域）を第1次抽出単位とした。

調査事業所数は、第2期から每期、製造業500事業所、卸売業・小売業500事業所、サービス業500事業所の合計1,500事業所である。

調査票は、調査票甲・乙・丙の3種類を、それぞれ商工業用とサービス業用に分けたものとした。

(7) 昭和37年度

第2期から、サービス業の調査対象業種に、物品預かり賃貸業、葬儀火葬業、その他の

対個人サービス業及び「83-対事業所サービス業」を加えた。

(8) 昭和38年度

調査票丙の裏面の「収支検査表」を「損益計算表」に改めた。

(9) 昭和39年度

個人企業の経営の実態をよりの確に把握し、より充実した資料を得るため、第2期から、従来の調査事項のほかに、「営業上の資産及び負債」を調査票丁として追加し、各期の期首及び期末に調査することとした。

(10) 昭和41年度

結果の精度向上を図るため、第2期から、調査事業所数を大幅に拡大するとともに、従来調査の対象となっていなかった町村も調査することとした。

また、調査期間を従来の3か月から6か月に変更し、調査事業所の交替は、従来の各期一斉から各期ごと半数に改めた。これに伴い、期ごとの結果の連続性を図るために行っていた「各期前1か月間の売上高」の調査を廃止した。さらに、記入負担を軽減するため、各期の期首及び期末に行っていた「棚卸高（又は在庫高）」については各期末のみの、「営業上の資産及び負債」は第2四半期末及び第4四半期末のみの調査とした。

調査事業所数は、第2期から每期、製造業1,000事業所、卸売業・小売業1,000事業所、サービス業550事業所の合計2,550事業所である。

また、調査票甲は「営業収支調査票」に、調査票丙は「企業票」に、調査票丁は「営業資産・負債調査票」にそれぞれ改め、調査票乙は廃止した。一方、調査票丙の裏面にあった「損益計算表」を「損益計算票」に改め、指導員ではなく調査員が転記・作成することとした。

(11) 昭和42年度

個人企業経済調査の附帯調査として個人企業営業状況調査を昭和43年3月20日現在で実施した。

調査の対象は、個人企業経済調査の第4期の調査企業であり、調査事項は、次のとおりである。

① 営業状況に関する事項

売上高の増減及びその理由、人件費の増減及びその理由、営業費の増減及びその理由、設備費の増減及びその理由、資金繰りの状況及びその理由、資金の主な借入先

② 雇用者に関する事項

雇用実績、定休日の状況

③ その他の事項

減価償却の状況、業態の別（製造業のみ）

調査の方法は、業主の直接記入又は調査員の聞き取りとした。

(12) 昭和47年度

「営業上の資産及び負債」については、年度末の調査とした。

調査対象は、従来の層化２段抽出法から、第１次抽出単位を市区町村、第２次抽出単位を単位区（昭和44年事業所統計調査の調査区を合併した地域）、第３次抽出単位を個人経営の事業所とする層化３段抽出法に変更して抽出した。

また、沖縄の本土復帰に伴い、第２期から、沖縄県を調査地域に加えた。

調査事業所数は、第２期から毎期、製造業1,060事業所、卸売業・小売業1,060事業所、サービス業580事業所の合計2,700事業所である。

(13) 昭和49年度

調査対象の抽出は、全国を国勢統計区^(注1)設定市区と国勢統計区設定市区以外の市区町村に分け、国勢統計区設定市区については、第１次抽出単位を単位区（原則として国勢統計区を二つ合わせた地域）、第２次抽出単位を個人経営の事業所とする層化２段抽出法、国勢統計区設定市区以外の市区町村については、第１次抽出単位を市区町村、第２次抽出単位を単位区（事業所基本調査区^(注2)を数調査区合併した地域）、第３次抽出単位を個人経営の事業所とする層化３段抽出法とした。

(14) 昭和55年度

「営業収支調査票」を日計表様式から月額記入様式に改めた。このため、記入負担を考慮して、調査対象業主に対し、別にメモ帳としての日計表を配布した。

第４期から、サービス業の調査事業所数を増やし、調査事業所数は、製造業1,040事業所、卸売業・小売業1,040事業所、サービス業700事業所の合計2,780事業所とした。

(15) 昭和63年度

従来は、調査対象とする単位区を第１四半期及び第２四半期に替えていたが、これを四半期ごとの交替に変更し、結果数値への影響を均等化することとした。

(16) 平成14年度

平成7年3月の統計審議会答申「統計行政の新中・長期構想」において、個人企業経済調査について「自営業者の構造的変化が商業の構造に及ぼす影響を的確に把握するため、個人企業経済調査の標本数の拡充や自営業のフランチャイズ化、自営業者の高齢化に関する調査項目の追加など、今後5年以内を目処に必要な対応を行う。」とされたことを受け、大幅な見直しを行った。

調査票は、それまでの「企業票」、「営業収支調査票」、「損益計算票」及び「営業資産・負債調査票」の４種類から、「動向調査票」（毎四半期）及び「構造調査票」（毎年3月）の２種類に変更した。

調査対象の抽出は、全ての市区町村について層化３段抽出法（第１段－市区町村、第２

(注1) 国勢調査において、人口20万以上の市について、市内の小地域の人口等を分析するために学校区・行政区などにより区画した集計単位。国勢統計区別集計は、平成2年国勢調査で基本単位区別集計が導入され、基本単位区を合算することにより学校区・行政区などの結果が得られ、かつ、平成7年国勢調査から町丁字等別の集計が開始されたため、平成7年に廃止した。

(注2) 昭和47年事業所統計調査に先立ち、事業所統計調査、商業統計調査及び工業統計調査を始め、事業所を単位とする各種統計調査に共通して使用できる統一的な地域フレームとして、我が国全ての地域を対象に設定された調査区

段一単位区（事業所・企業統計調査の調査区を組み合わせたもの）、第3段一個人経営の事業所）とし、調査事業所数は従来の約3,000事業所から約4,000事業所に拡大した。事業所の調査期間は、従来の6か月から1年に変更し、調査事業所の交替は、従来の各期ごと半数から、各期ごと4分の1ずつに改めた。

また、個人企業経済調査の附帯調査として実施していた個人企業営業状況調査は廃止した。

(17) 平成22年度

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県においては、動向調査票については、23年1～3月期分の回収及び4～6月期分の配布ができなかったため、両期は、当該3県を除いて集計・公表した。また、構造調査票については、22年分の回収ができなかったため、22年結果は、当該3県を除いて集計・公表した。

(18) 平成23年度

東日本大震災の影響により、宮城県の一部の地域では、平成23年7～9月分の動向調査票の配布ができなかったため、23年7～9月期結果は、当該地域を除いて集計・公表した。

(19) 平成27年度

調査対象を抽出する際の母集団名簿については、従来は経済センサス - 基礎調査の調査区内事業所名簿（平成23年度までは事業所・企業統計調査の調査区内事業所名簿）を利用していたが、これに替えて事業所母集団データベースを利用することとした。

(20) 令和元年度

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅱ期基本計画、平成26年3月25日閣議決定）において、国民経済計算に関し「個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備等についての有用性、必要性を引き続き整理する。」とされたことを踏まえ、全面的な見直しを行った。

調査の単位を事業所から企業へ変更するとともに、対象産業を「製造業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」及び「サービス業」からほぼ全産業に拡大し、対象企業数を約40,000企業に大幅に拡大した。このことにより、新たに都道府県別結果の公表が可能となった。

調査は年1回毎年6月の実施とし、調査票はそれまでの「動向調査票」及び「構造調査票」の2種類から1種類に変更した。

調査対象の抽出は、最新の事業所母集団データベースから作成した母集団名簿に基づき、都道府県別に産業及び売上高階級（2区分）の各層から無作為抽出により行うこととした。調査対象は継続して3年間調査し、毎年、全体の3分の1ずつを入れ替えることとした。また、調査員調査から郵送調査及びオンライン調査へ変更し、調査実施業務の民間事業者への委託を開始した。

(21) 令和3年度

調査の輻輳によって報告者負担及び調査員事務負担が増大することに配慮し、令和3年

経済センサス - 活動調査と同時一体的に実施した。同時実施に当たっては、両調査の調査項目には従業者数、売上金額、給料賃金等共通のものも多いことから、共通調査票を作成した。

第八節 サービス業基本調査

1 調査の沿革

従来からサービス業に関する統計はかなり多く存在したが、それぞれの調査事項等には一貫性に欠ける面があること、新たな業種に係るニーズに対応していないこと等が早くから指摘されていた。これに加えて、近年の経済のサービス化には著しいものがあり、その実態を的確に把握することが行政はもとより各方面からも強く求められることとなった。

こうした状況の中で、昭和60年の統計審議会運輸・流通統計部会において、サービス業全体について統一的に把握することが必要であり、このための広く概括的な統計調査を実施する必要があるとされ、この指摘を受けて、平成元年にサービス業基本調査が創設されることとなった。以後、サービス業基本調査は、5年周期で実施されてきたが、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において、新たに経済センサスを創設するとされたことに伴い、16年の第4回調査を最後に廃止され、サービス業基本調査で調査していた事業所・企業の経理項目については、経済センサス - 活動調査に引き継がれることとなった。

第1回から第4回までのサービス業基本調査の概要は、次のとおりである。

①第1回調査（平成元年7月1日現在）

日本標準産業分類「Lーサービス業」に属する民営事業所（ただし教育及び医療の一部を除く。）を対象として実施した。

②第2回調査（平成6年11月1日現在）

非営利サービス業である協同組合、社会保険・社会福祉、学術研究機関、宗教、政治・経済・文化団体等は、調査対象から除外した。また、同年に行われた全国消費実態調査の対象地域となった町村は、サービス業基本調査の対象地域から除外した。

③第3回調査（平成11年11月15日現在）

非営利サービス業を再び調査対象とした。

④第4回調査（平成16年6月1日現在）

記入者の負担を軽減し、より効率的かつ円滑に調査を実施する観点から、事業所・企業統計調査及び商業統計調査と同時に実施することとし、三つの調査を一元化した1枚の調査票を用いた。

2 調査の概観

(1) 調査の目的

サービス業基本調査は、我が国においてサービス業を営んでいる事業所の基本的属性、経理事項及び業務の実態を調査し、それらを全国及び地域別に明らかにすることにより、各種行政施策のための基礎資料を得ることを目的とするものである。

(2) 調査の時期

サービス業基本調査は、平成元年から16年まで5年周期で計4回行い、その後経済センサスに統合された。

16年の第4回調査の際には、サービス業基本調査と同様に、事業所及び企業を対象とする事業所・企業統計調査と商業統計調査が同じ年に実施される予定であったため、記入者負担を軽減する観点から、これら三つの調査を1枚の調査票により同時に実施することとした。

(3) 調査の範囲

全国の全地域を対象として実施した。

(4) 調査の対象

平成16年の第4回調査においては、対象となる産業に該当する事業所の中から約43万事業所を選定して調査した。

ア 調査の対象産業

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）に掲げる産業のうち、表1に示す産業に属する事業を営む事業所（国及び地方公共団体の事業所は除く。）を調査対象とした。

表1 サービス業基本調査の対象産業

大分類	中分類	備考
H 情報通信業	41 映像・音声・文字情報制作業	小分類「415 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」のみ
L 不動産業	69 不動産賃貸業・管理業	
M 飲食店、宿泊業	70 一般飲食店 72 宿泊業	
N 医療、福祉	73 医療業 74 保健衛生 75 社会保険・社会福祉・介護事業	小分類「734 助産・看護業」、「735 療術業」、「736 医療に附帯するサービス業」のみ
O 教育、学習支援業	77 その他の教育、学習支援業	
P 複合サービス事業	79 協同組合（他に分類されないもの）	

大分類	中分類	備考
Q サービス業（他に分類されないもの）	80 専門サービス業（他に分類されないもの） 81 学術・開発研究機関 82 洗濯・理容・美容・浴場業 83 その他の生活関連サービス業 84 娯楽業 85 廃棄物処理業 86 自動車整備業 87 機械等修理業（別掲を除く） 88 物品賃貸業 89 広告業 90 その他の事業サービス業 91 政治・経済・文化団体 92 宗教 93 その他のサービス業	小分類「832 家事サービス業」を除く 別掲とは、修理する商品と同種の商品を製造又は販売する事業所、自動車整備業及び衣服修理業に属する事業所である

イ 調査事業所

対象産業に属する事業を営む事業所のうち、次により選定された約43万事業所について調査を行った。

(ア) あらかじめ指定された事業所

平成13年事業所・企業統計調査（平成13年10月1日実施）で調査された事業所で、16年6月1日現在もその場所に所在する事業所（以下「存続サービス業事業所」という。）のうち、総務大臣が指定する事業所

(イ) 指定調査区内で新たに把握された従業者数30人以上の事業所

平成13年事業所・企業統計調査以降、新たに把握された事業所（以下「新設サービス業事業所」という。）で、指定調査区に所在し、従業者数が30人以上の事業所

なお、指定調査区とは、平成16年事業所・企業統計調査の調査区の中から都道府県ごとに6分の1の等確率系統抽出法（母集団となる調査区に一連番号を付与した上で、1から6までの数字のうち無作為に選んだ数字を抽出起番号とし、この番号に6（抽出率の逆数である抽出間隔）を次々に足して得られる番号の調査区を抽出する方法。例えば、抽出起番号が1の場合は1、7、13…の調査区を抽出）により抽出した調査区である。

(5) 標本設計及び標本抽出

平成16年の第4回調査の標本設計及び標本抽出は、次に示す方法で行った。

ア 標本設計

従業者数30人以上の存続サービス業事業所については全数調査、従業者数30人未満の存続サービス業事業所及び従業者数30人以上の新設サービス業事業所については標本調査とした。なお、存続サービス業事業所の従業者数は平成13年事業所・企業統計調査の結果を、

新設サービス業事業所の従業者数は16年6月1日現在の従業者数を基準とした。

イ 標本抽出方法

存続サービス業事業所については、従業者数30人未満の事業所から、都道府県、産業小分類別に定めた抽出率に基づき、等確率系統抽出法により抽出した。

新設サービス業事業所については、指定調査区内に所在する従業者数30人以上の事業所を全て対象とした。

(6) 調査事項

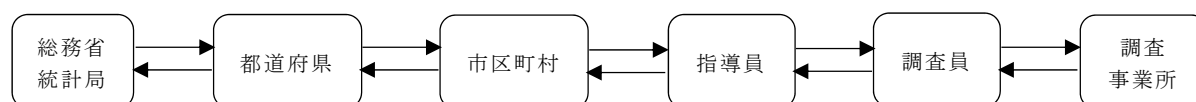
調査事項は、表2のとおりである。

表2 サービス業基本調査の調査事項

第1回調査 平成元(1989)年	第2回調査 平成6(1994)年	第3回調査 平成11年(1999)年	第4回調査 平成16(2004)年
1 名称及び電話番号 2 所在地 3 経営組織及び資本金額 4 本所・支所の別 5 開設時期 6 開設形態 7 従業者数 8 事業収入金額及び経費等 ・事業収入金額 ・事業の種類及び収入割合 ・サービスの提供先別割合 ・経常経費総額 ・給与支給総額 ・設備投資額 9 営業時間 10 定休日 11 業務の忙しい曜日・月	1 名称 2 所在地 3 経営組織及び資本金額 4 本所・支所の別 5 開設時期 6 開設形態 7 従業者数 8 事業収入金額及び経費等 ・事業収入金額 ・経常経費総額 ・給与支給総額 ・設備投資額 ・事業の種類及び収入割合 ・サービスの提供先別割合 9 営業時間 10 定休日 11 業務の忙しい曜日・月	1 事業所・店舗・施設の名称 2 経営組織 3 資本金等 4 本所・支所の別 5 開設時期 7 開設形態 6 従業者数 8 経理事項の記入対象期間 9 収入金額(年間) 10 事業・活動の内容別収入金額の割合 11 主たる事業・活動の収入を得た相手先別の収入金額割合 12 経費総額(年間) 13 経費総額のうち給与支給総額(年間) 14 設備投資額(年間)(土地を除く) 15 事業・活動の繁閑の状況	1 名称 2 所在地 3 経営組織 8 資本金額 4 本所・支所の別 5 開設時期 9 開設形態 6 従業者数 7 事業の種類 10 収入額(年間) 11 事業の内容別収入額の割合(年間) 12 相手先別収入額の割合(年間) 13 経費総額(年間) 14 給与支給総額(年間) 15 設備投資額(年間)(土地を除く)

(7) 調査の方法

総務省統計局が基本的な計画を立案し、都道府県・市区町村を通じて実施した。平成16年6月1日現在で行った第4回調査では、都道府県知事が任命した調査員が、5月24日(月曜日)から6月20日(日曜日)までの間に、各事業所を訪問して、調査票を配布・回収した。



ア 総務省統計局

調査全体の企画設計、調査書類の作成、調査票等の審査、調査結果の集計、調査結果の公表、報告書の刊行などの事務を行った。

イ 都道府県

指導員・調査員の任命、調査票等の審査などの事務を行った。

ウ 市区町村

指導員・調査員の都道府県への推薦、指導員・調査員に対する調査事務の指導、調査票等の審査などの事務を行った。

エ 指導員

調査員に対する調査事務の実地指導、調査員から提出された調査票等の記入内容の審査などを行った。

オ 調査員

あらかじめ定められた期間内に、担当する調査区域内にあるサービス業基本調査の対象事業所を訪問して、調査の趣旨・方法などの説明、調査票の配布・記入依頼、記入された調査票の回収などを行った。その後、調査票の各欄の記入漏れや記入誤りなどを検査し、必要に応じて、電話などで調査事業所に確認した上で、調査票を整理し、あらかじめ定められた日までに市区町村に提出した。

なお、サービス業基本調査に従事する調査員は、市町村長の推薦に基づき、都道府県知事が任命する特別職の地方公務員であり、第4回調査では、同時実施された事業所・企業統計調査の調査員がサービス業基本調査の調査員を兼任した。

(8) 結果の推計方法

平成16年の第4回調査の収入額等の調査結果は、従業者数30人以上の存続サービス業事業所、従業者数30人未満の存続サービス業事業所及び従業者30人以上の新設サービス業事業所の推定値を加えて求めた。具体的には、従業者数30人以上の存続、従業者数30人未満の存続、従業者30人以上の新設の3区分別に、収入額等のデータ $X(a)_{qst}$ 、 $X(b)_{qst}$ 及び $X(c)_{qst}$ を算出し、それら $X(a)_{qst}$ 、 $X(b)_{qst}$ 及び $X(c)_{qst}$ を合算した。

$$X(a)_{qst} = \sum_{i=1}^{n(a)_{qst}} X(a)_{iqst} \cdot W(a)_{iqst}$$

a : 従業者数30人以上の存続サービス業事業所

b : 従業者数30人未満の存続サービス業事業所

c : 従業者数30人以上の新設サービス業事業所

n : 標本事業所数（調査事業所数）

i : 当該層 i 番目の事業所であることを示す

q : 地域（都道府県及び14大都市）

- s : 産業小分類
 t : 経営組織（個人、株式会社、有限会社、合名会社・合資会社・相互会社・外国の会社、会社以外の法人・法人でない団体）
 W : 集計用乗率
 X : 収入額等のデータ

$$W(a)_{iqst} = U(a)_i \cdot \frac{N(a)_{qst}}{\sum_{i=1}^{n(a)_{qst}} U(a)_i}$$

- N : 母集団事業所数（平成16年事業所・企業統計調査結果）
 U : 抽出率の逆数

なお、推定値は、平成16年サービス業基本調査と同日に実施した平成16年事業所・企業統計調査結果による都道府県、産業小分類、経営組織別事業所数を基準にして求めた。

(9) 結果の公表

平成16年の第4回調査については、17年5月27日に速報集計、同年12月13日に確報集計を公表した。

速報集計では全国及び都道府県別の主要な集計結果を、確報集計では全国、都道府県、14大都市（東京都区部及び政令指定都市）、県庁所在市及び人口30万以上市別の集計結果を公表した。

また、次のとおり報告書を刊行した。

- 平成16年サービス業基本調査報告 第1巻 全国編：平成18年3月
 平成16年サービス業基本調査報告 第2巻 地域編：平成18年3月
 平成16年サービス業基本調査報告 第3巻 解説編：平成18年9月

(10) 結果の利用

サービス業基本調査の結果は、サービス業を営む事業所の経済活動や業務の実態を明らかにする基礎資料として、国、地方公共団体における施策の立案に活用されてきた。また、大学、学術機関などの研究にも広く利用されてきている。

ア 産業連関表の作成

産業連関表を作成する際に、サービス業を営む事業所の生産額、投入額、産出額を推計する資料として利用

イ サービス業の振興等に関する諸施策の企画・立案

企業向けサービス価格指数の計算、新規産業施策立案の際の資料として利用

ウ 行政計画の策定・検証

都道府県におけるIT基本戦略の策定、長期総合計画の推進状況の取りまとめなどの資料として利用

エ 地方消費税の配分

国に納付された地方消費税は、最終的に消費が行われた都道府県の税収となるよう、各

都道府県における消費相当額に応じて按分して交付されており、この「消費相当額」を算定する際の指標の一つとして、サービス業を営む事業所が個人（一般消費者）から得た収入金額を利用

第九節 科学技術研究調査

1 調査の沿革

我が国の研究機関の研究活動の実態については、終戦後、「「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件」（昭和20年勅令第542号）（いわゆるポツダム緊急勅令）に基づく命令により、各研究機関から主務大臣に毎年事業報告（従事者数、主要設備、予算、研究題目等）が提出されていたが、昭和27年の日米講和条約の発効に伴い、この勅令が失効したため、研究機関からの事業報告は法的根拠を失うこととなった。しかし、この事業報告は科学技術振興施策の立案に欠かすことのできない基礎資料として活用されていたことから、科学技術行政協議会^{（注）}を中心に関係省庁との協議が行われ、研究活動に関する資料収集の必要性が再認識されて、統計調査報告として整備を進めることとなった。そして、28年、国の基本的統計調査を実施する総理府統計局によって、「統計法」（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査として研究機関基本統計調査（指定統計第61号）が実施された。

この研究機関基本統計調査は、当初、科学技術に関し試験研究又は調査研究を業務とする研究機関を対象としていたが、34年10月に科学技術庁から民間産業界における開発研究等についても把握したい旨の要望があり、これを受けて、35年からは調査対象を会社等、研究機関及び大学等に拡大し、名称を科学技術研究調査と改めて今日に至っている。

また、本調査は、38年にOECDにより提唱された科学技術統計に関する国際規範（研究開発を調査するための標準的実施方法）である「フラスカチ・マニュアル」を踏まえて調査項目の変更等を行っており、一定程度の国際比較が可能となっている。

なお、35年以降の主な改正点は、表1のとおりである。

（注） 内閣総理大臣が所轄し、科学技術を行政に反映させるための諸方策等、具体的には日本学術会議の答申・勧告を行政に反映させるために必要な措置、政府が日本学術会議に諮問すべき事項の選定に関することなどについて審議することを目的として、昭和24年から31年まで設置された。

表 1 科学技術研究調査の変遷

調査年	調査対象	調査事項	備考
昭和 35 年	・営利法人について、従来の研究機関単位の調査を企業単位に変更し、「特定産業を除く資本金 100 万円以上の会社」を対象	・「専門別研究者数」を追加 ・「外部へ支出した研究費及び支出先」を追加 ・「主な研究分野」及び「研究従事者の給与」を削除	
40 年		・「性格別研究費」を追加（会社等及び研究機関）	
45 年		・「製品分野別研究費」及び「特定目的別研究費」を追加（会社等）	
46 年		・「営業利益高」を追加（会社等） ・「特定目的別研究費」を追加（研究機関）	
47 年		・「技術交流」を追加（会社等）	
48 年		・「技術交流の国別」を追加（会社等）	
49 年		・研究関係従事者及び専門別研究本務者の内訳として、「女性」の区分を追加 ・「性格別研究費」及び「特定目的別研究費」を追加（大学等）	
51 年	・「特定産業を除く資本金 300 万円未満の会社」を対象から除外		
52 年		・特定目的別研究費から「原子力開発」を削除	・本調査と併せてエネルギー研究調査（承認統計）を実施
53 年		・外部から受け入れた研究費及び外部へ支出した研究費の内訳として「特殊法人」を追加	
55 年	・「特定産業を除く資本金 500 万円未満の会社」を対象から除外		
57 年			・本調査と併せてライフサイエンス研究調査（承認統計）を実施
平成 7 年	・「特定産業を除く資本金 1,000 万円未満の会社」を対象から除外		
8 年			・エネルギー研究調査及びライフサイエンス研究調査の対象数を削減

調査年	調査対象	調査事項	備考
平成9年	・会社等の調査対象に、「ソフトウェア業」を追加		
11年		・特定目的別研究費の項目に「ライフサイエンス」及び「エネルギー」を追加。 ・エネルギーの内訳として「原子力」を追加	・エネルギー研究調査及びライフサイエンス研究調査を廃止
14年	・「会社等」を「企業等」に変更 ・「研究機関」を「非営利団体・公的機関」に変更 ・会社等の調査対象に、「卸売業」、「銀行・信託業」、「貸金業、投資業等非預金信用機関（政府関係金融機関を除く）」、「補助的金融業、金融附帯業」、「証券業、商品先物取引業」、「保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）」、「情報処理・提供サービス業」、「専門サービス業（他に分類されないもの）」、「その他の事業サービス業」及び「学術研究機関」を追加	・「博士号取得者数」、「研究者の採用・転入、転出数」、内部使用研究費における「リース料」、研究関係従業者における「実際に研究関係業務に従事した割合で按分した値」及び国際技術交流の有無における「親子会社」を追加 ・特定目的別研究費の調査項目を、科学技術基本計画の重点分野に準拠した「特定目的別分野」に変更	・調査期日を4月1日から「3月31日」に変更
15年			・科学技術研究調査産業分類を、日本標準産業分類の改定（平成14年3月）を踏まえた分類に変更
20年			・科学技術研究調査産業分類を、日本標準産業分類の改定（平成19年11月）を踏まえた分類に変更
24年	・「企業等」を「企業」に変更（調査票乙の対象範囲を整理し、調査票甲の対象としていた一部の特殊法人・独立行政法人を調査票乙の範囲に変更）	・特定目的別研究費に政府が最優先で取り組むべき3分野（「震災からの復興、再生の実現」、「グリーンイノベーションの推進」、「ライフイノベーションの推進」）を追加 ・研究者の専門別内訳に「心理学」及び「情報科学」の区分を追加	

調査年	調査対象	調査事項	備考
平成 26 年		<ul style="list-style-type: none"> ・「営業利益高」を削除(企業) ・採用・転入研究者数及び転出研究者数の内訳として、「女性」の区分を追加 ・内部で使用した研究費の内訳として、「無形固定資産の購入費」の区分を追加 	
29 年		<ul style="list-style-type: none"> ・研究関係従業者の区分に「任期無し研究者」を追加(非営利団体・公的機関及び大学等) ・新規採用者数の内訳として「自然科学部門」、「理学」、「工学」、「農学」及び「保健」を追加。「保健」の内訳として「医学」、「歯学」及び「薬学」を追加 ・新規採用者及び転入研究者の区分に「博士号取得者」を追加(企業及び非営利団体・公的機関) ・特定目的別研究費の「特定3分野」(「震災からの復興、再生の実現」、「グリーンイノベーションの推進」及び「ライフイノベーションの推進」)を削除 ・社外受入研究費及び社外支出研究費の区分の「会社」に内訳として「親子会社」の区分を追加(企業) 	<ul style="list-style-type: none"> ・結果表章について、「総数、うち女性」の区分を「総数、男性、女性」に変更
令和 2 年		<ul style="list-style-type: none"> ・「法人番号」を追加 	
4 年	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等出資会社を対象に追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・「研究関係従業者数」の内訳として「うち労働者派遣法に基づく派遣労働者」を追加 ・大学院博士課程の在籍者及びその他の研究員について、雇用関係を有する者の数を把握 ・調査対象区分の「土地・建物など」を「土地」及び「建物など」に変更 ・調査対象区分の「数学・物理」を「数学」及び「物理」に変更 ・特定目的別研究費に「AI分野」、「バイオテクノロジー分野」及び「量子技術分野」の3分野を追加。また、既存の8分野を含め、「他分野との重複」欄を追加 ・外部(社外)から受け入れた研究費及び外部(社外)へ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「調査日」を毎年6月1日現在に変更。また、「企業の現況」を「事業の種類」に変更

調査年	調査対象	調査事項	備考
(令和4年)		支出した研究費の海外区分の項目に「政府機関」及び「民間非営利団体」を追加 ・令和3(2021)年調査までは「人件費」に含めていた「派遣労働者に関する費用」を「その他の経費」の内数として把握 ・科学技術研究費補助金等公的資金に関する取扱いを変更	

2 調査の概観

(1) 調査の目的

科学技術研究調査は、我が国における科学技術に関する研究活動の状態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的としている。

(2) 調査の根拠法令

科学技術研究調査は、「統計法」(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査(基幹統計である科学技術研究統計を作成するための調査)である。調査の実施に関しては、統計法に基づいて「科学技術研究調査規則」(昭和56年総理府令第33号)を制定している。

(3) 調査の期日

資本金は6月1日現在、従業者数は毎年3月31日現在、売上高、研究費などの財務事項は3月31日又はその直近の決算日から遡る1年間の実績である。

(4) 調査の対象

ア 企業

(ア) 「会社法」(平成17年法律第86号)に規定する、資本金1,000万円以上の会社であって、日本標準産業分類(平成25年10月改定)による次の産業に属する事業を主たる事業とするもの

- ・「A－農業、林業」
- ・「B－漁業」
- ・「C－鉱業、採石業、砂利採取業」
- ・「D－建設業」
- ・「E－製造業」
- ・「F－電気・ガス・熱供給・水道業」
- ・「G－情報通信業」
- ・「H－運輸業、郵便業」
- ・「I－卸売業、小売業」のうち「中分類50－各種商品卸売業」、「中分類51－繊維・衣服等卸売業」、「中分類52－飲食料品卸売業」、「中分類53－建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」、「中分類54－機械器具卸売業」、「中分類55－その他の卸売業」
- ・「J－金融業、保険業」のうち「中分類62－銀行業」、「中分類64－貸金業、クレジット

カード業等非預金信用機関（「政府関係金融機関」を除く）、「中分類 65－金融商品取引業、商品先物取引業」「中分類 66－補助的金融業等」「中分類 67－保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）」

・「L－学術研究, 専門・技術サービス業」のうち「中分類 71－学術・開発研究機関」、「中分類 72－専門サービス業（他に分類されないもの）」、「中分類 74－技術サービス業（他に分類されないもの）」

・「R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち「中分類 91－職業紹介・労働者派遣業」、「中分類 92－その他の事業サービス業」

(イ) 次に掲げる法人が出資する会社であって、当該法人における研究開発又は技術に関する研究の成果を活用しようとする民間事業者等と共同して又はその委託を受けて当該研究開発等の成果を実用化するために必要な事業等を実施するもの

・「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）に規定する研究開発法人

・「国立大学法人法」（平成 15 年法律第 112 号）に規定する国立大学法人及び大学共同利用機関法人

・「地方独立行政法人法」（平成 15 年法律第 118 号）に規定する公立大学法人

・「学校教育法」（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学及び高等専門学校を設置する「私立学校法」（昭和 24 年法律第 270 号）に規定する学校法人

・学校教育法に基づく大学を設置する「構造改革特別区域法」（平成 14 年法律第 189 号）に規定する学校設置会社

イ 非営利団体・公的機関

人文・社会科学、自然科学等に関する試験研究又は調査研究を行うことを目的とする国・公営の研究機関、特殊法人等、独立行政法人（大学等に含まれるものを除く。）及び営利を目的としない民間の法人

ウ 大学等

学校教育法に基づく大学の学部（大学院の研究科を含む。）、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所、大学附置研究施設、国立大学法人法に基づく大学共同利用機関法人及び「独立行政法人国立高等専門学校機構法」（平成 15 年法律第 113 号）に基づく独立行政法人国立高等専門学校機構

(5) 調査事項

企業、非営利団体・公的機関及び大学等の別に、それぞれ「調査票甲」、「調査票乙」及び「調査票丙」を用い、表 2 の事項について調査している。

なお、企業のうち資本金 1 億円以上の会社は「調査票甲（企業 A）」で、資本金 1 億円未満の会社は「調査票甲（企業 B）」で調査している。

表2 科学技術研究調査の調査事項

調査事項	調査票			
	甲 (企業A)	甲 (企業B)	乙	丙
ア 調査組織体に関する事項				
①名称	○	○	○	○
②所在地	○	○	○	○
③法人番号	○	○	○	○
④事業の種類	○	○	○	—
⑤学校等の種類	—	—	—	○
⑥学問別区分	—	—	○	○
⑦従業者数	○	○	○	○
⑧資本金	○	○	—	—
⑨総売上高	○	○	—	—
⑩支出総額	—	—	○	○
イ 研究の実施に関する事項				
①研究の実施の有無	○	○	○	—
②研究の種類	—	—	○	—
ウ 研究関係従業者に関する事項				
①研究関係従業者数	○	○	○	○
②専門別研究者数	○	○	○	○
③採用・転入研究者数	○	○	○	○
④転出研究者数	○	○	○	○
エ 研究費に関する事項				
①内部で使用した研究費	○	○	○	○
②外部から受け入れた研究費	○	○	○	○
③外部へ支出した研究費	○	○	○	○
④性格別研究費	○	○	○	○
⑤製品・サービス分野別研究費	○	—	—	—
⑥特定目的別研究費	○	—	○	○
オ 国際技術交流に関する事項 ・国際技術交流の有無、受払額	○	○	—	—

(6) 調査の方法

総務省統計局が調査対象に調査票を郵送し、インターネット又は郵送により回答を得る方法で実施している。

(7) 抽出方法

調査対象のうち、企業は、事業所母集団データベース及び過去の調査結果を基に作成した母集団名簿に基づき、研究活動の有無（2区分）、資本金階級（4区分）及び産業（40区分）の各層から所要の企業数を抽出している。非営利団体・公的機関は、各府省庁及び地方公共団体に依頼して作成した資料に基づき、科学技術に関する試験研究等を目的として設置されている全ての機関等を対象としている。大学等は、文部科学省の資料に基づき、国内全ての大学等を対象としている。

(8) 調査の対象数と回収率

令和4年調査では、企業約13,500、非営利団体・公的機関約1,100及び大学等約4,000の合計約18,400を調査対象とし、そのうち92%（企業は89%、非営利団体・公的機関は99%、大学等は99%）から回答を得ている。

(9) 結果の推定方法

企業については、事業所母集団データベース及び過去の調査結果を基に作成した母集団名簿の層別企業数を基準として、層別回収率を加味して結果を推定している。

(10) 結果の公表

調査を実施した年の12月に公表している。

第四章 家計に関する統計調査

家計に関する統計調査として、総務省統計局は、家計調査、全国家計構造調査(いずれも「統計法」(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査)、家計消費状況調査、家計消費単身モニター調査(いずれも一般統計調査)を実施している。さらに、これらの調査から得られる結果を用いて、平成30年1月分から、消費全般の動向をミクロ、マクロの両面から捉える速報性の高い指標として消費動向指数(C T I : Consumption Trend Index)を作成、公表している。

家計調査は、全国平均の家計収支の実態を毎月把握し、その時系列の動きを明らかにすることを主たる目的としており、経済政策、社会政策を立案するための基礎資料として不可欠のものとなっている。なお、14年からは、単身世帯の家計収支の実態を把握してきた単身世帯収支調査及び世帯の貯蓄と負債の現在高を明らかにしてきた貯蓄動向調査を家計調査に統合した。

一方、全国家計構造調査は、家計における消費、所得、資産、負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布、消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにするものであり、昭和34年から5年ごとに行われてきた全国消費実態調査を引き継ぐとともに、精度の向上、報告者負担の軽減などを目的として、調査対象規模、調査事項、調査方法、調査期間などを見直し、令和元年から開始したものである。この調査は、家計収支、年収・貯蓄等を主な調査事項としているが、世帯の構成員が「個人の判断で自由に使えるお金」についても併せて調査している。

家計消費状況調査は、I T (情報通信) 関連の消費やインターネットを利用した商品・サービスの購入状況、購入頻度が少ない高額商品・サービスの消費等の実態を安定的に捉えることを目的に平成13年10月から、家計消費単身モニター調査は、単身世帯の消費動向を詳細に把握することを目的に29年8月から、それぞれ毎月実施している調査であり、家計調査の結果を補完・補強するとともに、消費動向指数の作成等に活用している。

第一節 家計調査

1 調査の概観

我が国における家計調査の歴史は、大正5年に高野岩三郎が実施した「東京ニ於ケル二十職工家計調査」に代表される家計簿方式の調査方法が確立する大正末期までの時期、政府統計として内閣統計局が家計調査を実施した15年から終戦までの時期、昭和21年に連合国最高司令官総司令部(G H Q : General Headquarters of the Supreme Commander for

the Allied Powers) の指令により開始された消費者価格調査(C P S : Consumers Price Survey)から、標本理論に基づき調査が実施されている現在に至るまでの戦後期の三つの期間に大別できる。

内閣統計局が家計調査を開始するに当たって大きな影響を及ぼしたのは、明治末期から大正までにかけて数多く実施された生計費調査であった。この時期は、産業の発展で形成された労働者階級の生計費問題に注目が集まり、大正デモクラシーの影響もあって、官庁だけでなく企業などでも多くの生計費調査が実施された。この時期に実施された生計費調査のほとんどは、特定集団を対象として特定地域において実施された調査であり、不完全なものが多かったが、それまで十分認識されていなかった調査方法に関する諸問題が明らかにされ、本格的な家計調査の実現に向けて大きく貢献した。

この時期における代表的な調査には、内務省が明治44年に低所得者の生計費について調査を行った「細民調査」、高野岩三郎が行った「東京ニ於ケル二十職工家計調査」等がある。特に、「東京ニ於ケル二十職工家計調査」は、規模は小さいものの、調査世帯が1か月間にわたり日々の収支をあるがままに記入する家計簿方式で実施されたことから、我が国において初めて実施された科学的方法による生計費調査であるといわれ、我が国の近代的家計調査の始まりとされている。この調査は、労働者団体友愛会の会員の自発的協力により大正5年5月1日から31日までの1か月間実施され、回収された21世帯の家計簿を審査して20世帯が集計された。

我が国最初の全国規模の家計調査は、13年に実施する計画であったが、前年9月の関東大震災により延期され、15年に内閣統計局によって実施された。この調査は、一般社会政策の基礎資料を得ることを目的として、15年9月から昭和2年8月までの1年間、19道府県の給料生活者、労働者及び農業者合わせて7,220世帯を公募して実施された。また、大正15年10月と昭和2年5月には栄養調査が併せて実施された。戦前における第1次の家計調査と呼ばれるこの調査は、記入世帯と調査関係者の努力により大きな成果を上げ、長期間にわたって家計簿に全ての収支を記入する我が国独特の家計調査の方法がここに確立されることとなった。

第2次の家計調査は、6年から16年まで、毎年9月から翌年8月までの1年間を調査期間として実施された。この調査は、主として改正米穀法（「米穀法中改正法律」（昭和6年法律第31号））運用のための基礎資料と一般的社会政策の基礎資料を得ることを目的として、毎年10道府県の給料生活者及び労働者の計2,000世帯を公募して、家計調査員に加えて初めて家計調査指導員を配置して実施された。

第3次の家計調査は、16年から実施され、10月から翌年9月までの1年間を調査期間とした。この調査は、戦時下における国民生活の実態を明らかにすることを目的として、全国の給料生活者、労働者、農家、商家及び未婚者の計8,060世帯を公募して実施された。また、16年11月、17年2月、5月及び8月には、附帯して栄養調査が実施された。この第3次の家計調査は、戦局の変化、戦災の影響などにより、19年には中止され、以後の調査も

計画されたものの行われなかった。

戦後の家計調査は、21年の消費者価格調査に始まる。戦後の家計調査の大きな特徴は、戦前が一定の基準に該当する世帯を公募する典型調査であったのに対し、標本抽出理論に基づき調査世帯を無作為抽出する標本調査法を導入したことである。標本理論に基づく標本設計を用いた調査は、我が国の官庁統計の中にあつて、この消費者価格調査が最初のものであつた。無作為抽出を行うに当たり、調査に強制力を持たせる必要があつたことから、占領下においてはGHQの指令に基づき、また、27年のサンフランシスコ平和条約の発効後には「統計法」（昭和22年法律第18号）の規定に基づき、被調査者に申告義務が課された。

戦後の我が国経済は、過度の生活消費物資の不足等によるインフレに見舞われ、破綻状態にあつた。そのため、GHQは、インフレ対策などに利用する目的で、21年6月7日に「消費者ガ支払ツタ価格報告ヲ提出スルコトニ関スル指令」を發出し、内閣統計局に対し価格調査を実施するよう指示した。当時、我が国の市場は公定価格とヤミ価格の二重価格体系が混在するインフレ進行期にあり、商品の銘柄を定めて定期的に小売店舗から価格を調査する通常の価格調査の実施は極めて困難な状況下にあつた。そこで、都市消費者が実際に購入する商品の価格を調査する方法を用いた消費者価格調査が、21年7月から毎月、全国26都市の約5,000世帯を調査対象として実施された。消費者価格調査の本来の目的は世帯で購入する商品の価格の調査であつたが、この調査から世帯の支出金額が得られるため、家計調査の代替調査としても大いに利用され、戦後の家計調査はここに始まることになった。

23年7月には、消費者価格調査では欠落していた世帯の収入を調査する勤労者世帯収入調査が開始された。この調査は、毎月約2,400世帯を調査対象として実施された。

その後、我が国経済が安定に向かい、ヤミ価格は低落して公定価格に接近し、公定価格が漸次撤廃されるに及んで、消費者価格調査はその目的を達することとなり、調査の重点は「家計上の支出金額及び購入数量」を得るという生計費調査的な内容に移っていった。そこで、25年9月からは、消費者価格調査に勤労者世帯収入調査を附帯させ、同一世帯において収入と支出を調べる本来の家計調査の形態を採った（新）消費者価格調査が実施されることとなった。

（新）消費者価格調査は、調査票、調査地域、調査世帯数を改正し、国民生活における消費の実態を一層合理的に把握することを目的として、毎月約4,200世帯を選定して実施された。さらに、26年11月には、（新）消費者価格調査を生計費調査として完全なものとするために若干の改正が加えられ、名称も調査目的に合致するよう消費実態調査と改められた。

その後、27年4月28日のサンフランシスコ平和条約の発効により消費実態調査は法的根拠を消失することになったが、統計調査としての重要性から統計法による指定統計第56号に指定されるとともに、調査方法等を定めた「消費実態調査規則」（昭和27年総理府令第

81号)が施行され、同年11月からはこれら法令に基づいた調査が開始された。この際、記入者負担の軽減のために調査票を従来の単記票形式から家計簿形式に改め、現金収支のみであった調査事項に現物収支を加え、主要消耗品については月初、月末の手持量も調査することになり、調査期間も4か月から6か月に延長された。さらに、結果の分類を、従来の品目による分類から用途による分類に改めた。このように、27年11月の改正によりおおむね生計費調査としての体裁が整ったといえる。

28年4月には、調査名を家計調査に変更し、ここに名実共に家計調査が開始されることとなった。

こうして現在の家計調査の基本形が確立されたが、標本数が限られ、調査地域が24年4月当時の市部のままであったため、その後に著しく増加した市制施行地及び町村を含めた全国推計を行うことができないことや、所得、職業などの階層別あるいは地域別の結果が得られないという問題点が残っていた。これら諸問題を解決するために、37年7月からは標本数を大幅に増やして、全国結果が得られるように標本設計を行い、46都道府県の170市町村に所在する8,064世帯を調査することとした。これに併せ、調査事項に年間収入が加えられた。以後、家計調査の標本設計は、国勢調査の結果を母集団として5年ごとに改正されてきている。

47年7月には、同年5月に施政権が返還された沖縄県を含めた家計調査が開始された。53年1月からは、昭和50年国勢調査の結果を母集団とした新標本による調査となり、47都道府県の168市町村に所在する8,076世帯という現在まで続く標本規模の基礎が整った。平成14年からは、単身世帯収支調査を家計調査に統合する形で745の単身世帯を調査対象に加え、現在に至っている。

調査結果に関しては、利用者ニーズの多様化に対応して充実・改善が図られてきた。特に収支項目分類については、生活水準が向上して雑費の割合が大きくなり、分類体系が時代にそぐわなくなったため、昭和56年に、戦前から用いられてきた5大費目分類^(注1)を国際労働機関(ILO:International Labour Organization)の第12回国際労働統計家会議(昭和48(1973)年)における決議によって勧告されている国際標準分類に沿った10大費目分類^(注2)に改正した。

2 戦後の調査の変遷

戦後の家計調査の歴史は、次の五つの時期に区分することができる。

(1) 消費者価格調査の時期(昭和21年7月～25年8月)

消費者価格調査は、消費者が購入する財やサービスの価格調査として始められたものであるが、通常の価格調査とは異なり、財やサービスの価格を小売店舗の側からではなく消費者の側から調査するという、むしろ家計調査に近いものであった。全国の28市から約

(注1) 食料、住居、被服、光熱、雑費

(注2) 食料、住居、光熱・水道、家具・家事用品、被服及び履物、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽、その他の消費支出

5,600世帯を選び、日々の買物について、その価格、購入数量、支出金額を調査し、世帯が実際に購入している価格である実効価格を計算して、消費者物価指数を作成した。この調査により世帯の支出に関しても家計調査とほぼ同じ性質の結果を得ることができたが、収入に関しては把握できなかった。

(2) 消費実態調査の時期（昭和25年9月～27年12月）

昭和25年9月から消費者価格調査に勤労者世帯収入調査（23年7月開始）を吸収し、同一世帯について収支両面を調査する本来の家計調査の形に切り替えて（新）消費者価格調査と改称し、更に26年11月には消費実態調査と改称した。また、標本設計を全面的に改正し、それまでの調査市28市のうち8市を変更し、調査世帯数を約4,200世帯とした。なお、25年6月からは、消費者物価指数の作成のための価格の調査も小売店舗の側から調査するという本来の物価調査の方法に改め、別途、小売物価統計調査を開始した。

(3) 家計調査（拡大改正前）の時期（昭和28年1月～37年6月）

昭和28年1月からは、結果の表章を品目分類から用途分類に変えるとともに、調査方法も若干改正し、名称を同年4月に家計調査と改めた。なお、品目分類については、それまでの系列と接続させるため、調査世帯のうち3分の1について集計を続けた。

(4) 家計調査（拡大改正後）の時期（昭和37年7月～平成29年12月）

昭和37年7月からは、標本設計を全面的に改正し、母集団地域を郡部にまで広げ、調査市町村数、調査世帯数も従来の28市、約4,200世帯から170市町村、8,064世帯に拡大し、調査方法も若干改正した。なお、37年12月分までは、拡大改正前の標本設計による調査市の結果を公表しており、拡大改正後の調査結果は、38年1月分から公表を開始している。

沖縄の本土復帰により、47年7月から沖縄県を母集団地域に加え、48年1月分から沖縄県を含む全国の結果の公表を開始した。

56年1月からは、収支項目分類を大幅に改正し、消費支出の5大費目分類を10大費目分類とした。このことにより、一部の項目を除き従来の5大費目分類による結果は56年1月分以降接続せず、時系列で比較することなどができなくなった。そのため、基本的な年次別結果については38年以降、月次別結果については45年以降の結果を新分類に組み替えて作成し、利用者のニーズに応じてこれらを活用できるようにした。

平成11年7月からは、農林漁家世帯を調査対象に含めることとし、12年1月分から、従来の農林漁家世帯を除く結果に加え、農林漁家世帯を含む結果の作成を開始した。

14年1月からは、それまで全ての2人以上の世帯を調査対象としていた購入数量のうち食料の購入数量については、6分の1の世帯のみ調査することとした。

さらに、14年からは、単身世帯の家計収支の実態を把握してきた単身世帯収支調査及び世帯の貯蓄と負債の現在高を明らかにしてきた貯蓄動向調査を家計調査に統合した。なお、総世帯及び単身世帯の家計収支の四半期ごとの結果は12年から、2人以上の世帯の貯蓄・負債の四半期ごとの結果は14年から利用できる。

(5) 調査方法・調査票等の変更と消費動向指数の公表開始（平成30年1月～）

平成30年1月から調査票や抽出区分を変更し、オンライン調査を順次導入した。

調査票の変更については、その影響を推計できるようにするため、全国の調査世帯を二分し、それぞれ旧家計簿と新家計簿を用いて調査を実施した。その結果を踏まえ、30年の1年間は旧家計簿を基準にして調整した「変動調整値」により、31年・令和元年の1年間は平成30年を新家計簿基準に調整した「変動調整値」により、それぞれ前年との比較を行った。また、調査票や抽出区分の変更に伴い、農林漁家世帯を除く結果や、現物（「もらい物」及び「自家産物」）の結果を廃止した。

オンライン調査は、調査単位区の更新に合わせて順次導入し、令和元年12月までに全ての単位区でオンライン調査が可能となった。さらに、2年4月には、災害等の発生により調査員による調査票の配布・回収が困難となった場合等に備え、特例として郵送による調査も行えることとした。

また、平成30年1月分から、参考指標として、世帯消費動向指数（C T I ミクロ）と総消費動向指数（C T I マクロ）の2種類のC T I の公表を開始した。世帯消費動向指数は、家計調査の結果、29年に開始した家計消費単身モニター調査の結果及び家計消費状況調査の結果を総合して作成するもので、この指数により、単身世帯を含む世帯の消費動向の総合的な分析が可能となる。なお、これに伴い、14年1月から公表していた家計消費指数（家計調査の結果を家計消費状況調査の結果で補完した指数）はその役割を終えることとなった。一方、総消費動向指数は、我が国における世帯全体の消費支出総額（G D P ^{（注）} 統計の家計最終消費支出に相当）の動向を表すものである。

3 戦後の家計調査の附帯調査、特別調査

家計調査がまだ全国規模でなかった昭和37年までは、家計調査を補完する目的で数多くの附帯調査及び特別調査が実施されてきた。主な附帯調査及び特別調査の概要は、次のとおりである。

(1) 特別消費者価格調査（昭和24年5月）

昭和21年7月から開始された消費者価格調査は、戦後の国民生活並びに消費者物価のすう勢を全国的に総合的に把握することを目的とした調査であり、消費生活の地域的特色、物価水準の地域的差異を測定するものとしては十分なものとはいえなかった。そこで、24年に「消費者価格の実情、消費生活の地方的態様を明らかにせんと」（特別消費者価格調査要綱）することを目的として、指定統計調査として特別消費者価格調査が実施された。なお、この調査については、24年1月の人事院会議において、全国各地の生計費の状況を把握し勤務地手当の調整を図る必要がある旨決議が行われ、これを受けて人事院事務総長から総理府統計局長宛ての実施依頼が行われている。

調査は、24年5月1日から31日までの1か月間を1日から8日まで、9日から15日まで、16日から23日まで、24日から31日までの4期に分けて実施した。

（注） Gross Domestic Product 国内総生産。一定期間内に国内で算出された付加価値の総額

調査地域は、火災のため調査不能であった能代市を除く全ての市（203市）及び①大都市の周辺、②山間僻地、③両者の中間、の三つの基準で選定した150町であった。

調査世帯は、調査市町ごとに調査地区を抽出し、次いで調査世帯を抽出する層化2段抽出法により選定した。具体的には、調査市町ごとに、23年の常住人口調査に用いた調査区の中から一定数の調査区を無作為抽出し、この調査区を中心に居住世帯が250世帯程度になるように隣接する調査区をまとめて調査単位区を作った。次に、調査単位区を構成する各調査区をそれぞれ4分割した基本区を作り、各調査区ごとに無作為に1基本区を抽出し、この基本区内の居住世帯の中から一定の抽出率をもって調査世帯を無作為抽出した。

調査世帯は、1単位区7世帯を原則とし、単位区設定に当たって、農家戸数50%以上の農家地域はあらかじめ除外した。そして、抽出した世帯が①単独世帯、②料理飲食店、旅館、寄宿舎、玄人下宿屋、刑務所等、③常時不在がちの世帯、④貸座敷、待合、置屋等を営んでいる世帯、⑤農家及び1反歩以上（北海道の場合は5反歩以上）の耕地を耕作している世帯、などであった場合にはこれを除外し、所定の方法により別の世帯を選定した。

調査世帯数は33,140世帯で、都市階級により①人口20万以上の市には200世帯を、②人口10万以上20万未満の市には150世帯を、③人口5万以上10万未満の市には110世帯を、④人口5万未満の市には90世帯を、⑤町には70世帯を、それぞれ割り当てた。

調査世帯は、1品目1枚の単記票形式の「現金支出記入票」及び「現物収入消費票」を出入の都度記入し、1日単位でこれを集計して「日計票」に記入した。また、消費者価格調査員は、世帯員及び住居に関する事項を調査世帯の申告義務者に質問し、「世帯票」及び「世帯人員票」に記入した。さらに、消費者価格調査指導員は、市町長が選定した指定地域内の事業所から、統計局長が指定した106品目の5月14日現在の市場小売価格、統制価格及び料金を質問し調査した。

(2) 特別消費者価格調査（昭和24年11月）

第1回特別消費者価格調査の実施時期が昭和24年5月であったことから、その季節的な偏りを補完するため、第2回の特別消費者価格調査を同年11月16日から12月15日までの1か月間実施した。調査の方法等については、第1回調査と同様であったが、調査市を207市、調査町を147町、調査世帯数を33,250世帯に変更した。なお、この調査についても、9月の人事院会議の決議を受けて人事院事務総長から総理府統計局長宛での実施依頼が行われている。

(3) 特別消費者価格調査（昭和25年5月）

昭和24年5月及び11月に実施された調査と比較するため、第3回の特別消費者価格調査を25年5月1日から31日までの1か月間実施した。調査の方法などについては前2回の調査と同様であったが、調査市は大火のために調査不能となった熱海市を除く206市、調査町は147町、調査世帯数は33,200世帯に変更した。また、調査地域の選定については、昭和25年国勢調査の調査区の中から一定数の調査区を無作為に抽出し、この調査区を中心としてほぼ150世帯になるように調査区をまとめて単位区を作り、一定の抽出率により単位区ご

とに13世帯から15世帯を無作為抽出する方法に変更した。

(4) 特別消費実態調査（昭和27年6月、11月）

昭和24年5月、11月及び25年5月の特別消費者価格調査に続き、27年に2回、特別消費実態調査を実施した。これは、前回調査から「既に2年を経過しており、この間の経済状況の変化に伴い消費生活の態様もかなり変転してきていると思われるので、先ず第1回目は特に人事院の後援をえて6月に実施し、ついで11月には、6月という月の季節的かたよりを補う意味で第2回の調査を実施した。」（消費実態調査年報 昭和27年）ものである。

この調査は、当時実施していた消費実態調査の対象となっていなかった26県庁所在都市を調査地域として、6月及び11月をそれぞれ1日から10日まで、11日から20日まで、21日から末日までの3期に分けて実施した。調査世帯は、農家、漁家を除いて各都市から104世帯ずつ選定した計2,704世帯であり、調査の方法などについては消費実態調査と同様である。

(5) 臨時家計調査（昭和28年11月、29年11月、30年6月、11月、31年11月、32年11月）

特別消費実態調査を引き継いで、家計調査の対象となっていない都市における消費生活の実態を把握し、その地方差を明らかにすることを目的として、昭和28年から32年までの各年11月及び30年6月の計6回、臨時家計調査が実施された。この6回の調査の実施方法、調査事項は、当時実施されていた家計調査と同じであった。

調査地域は、家計調査の対象となっていない26県庁所在都市であったが、31年4月に岐阜市が臨時調査都市から毎月調査都市に変更になったため、31年以降の調査都市は25都市となった。

調査世帯数は、各都市104世帯で、当初は計2,704世帯、31年以降は計2,600世帯である。

(6) 家計調査附帯調査（一般世帯の収入調査）（昭和32年3月）

家計調査ではその収入については調査していない勤労者世帯以外の世帯^(注)について、世帯の収入に関する事項を調査し、その実態を明らかにするとともに家計調査の体系を整備するための資料を得ることを目的として、昭和32年3月1日から31日までの1か月間、承認統計調査として家計調査附帯調査（一般世帯の収入調査）を実施した。

この調査は、32年3月1日現在の家計調査対象都市を調査地域とし、その時点における調査世帯のうち同年3月末日及び4月末日をもって終了することが予定されている一般世帯479世帯を対象に実施した。また、調査世帯を製造業、卸売業及び小売業を主な事業として営んでいる世帯とその他の世帯に分けて区分し、これらの調査世帯は、「収支記入帳」に①営んでいる製造業、卸売業及び小売業についての売上高、仕入高、月初、月末在庫高及び事業支出、②営んでいる製造業、卸売業及び小売業以外の事業についての事業収入及び事業支出、③事業外収入、について記入した。

(注) この家計調査附帯調査においては、「勤労者世帯以外の世帯」を一般世帯と呼んでいる。

(7) 昭和33年特別家計調査（昭和33年9月～10月）

臨時家計調査の規模を拡大しこれに替えて実施されたのが昭和33年特別家計調査である。この調査は、家計調査の対象地域が24年当時の市制施行地域であったことから、その後市制の敷かれた新市及び郡部地域における非農家世帯の家計収支の実態を把握し全国推計の際の利用に供するとともに、家計調査の全都市平均の偏りを推定し将来の家計調査標本改正のための基礎資料を得ることを目的として、昭和33年9月1日から10月31日までの2か月間、承認統計調査として実施した。したがって、調査地域は家計調査の対象地域に含まれていない地域であったが、調査の方法は家計調査と同じであった。

調査世帯の抽出は、市町村を第1段、調査単位区を第2段、調査世帯を第3段とする層化3段抽出法を用いて行った。

調査都市は、32年10月1日現在の270新市を対象に、昭和30年国勢調査の調査区数を基に全国46都道府県を9グループに分け、各グループ内の都市の調査区数に比例させて調査都市数を配分し、各グループから調査区数による確率比例系統抽出法^(注1)により26市を選定した。また、調査町村は、32年10月1日現在の3,284町村を市部と同様に9グループに分け、各グループ内の町村の調査区数を、町2、村1のウエイトで合計した数に比例させて調査町村数を配分し、各グループから調査区数による確率比例系統抽出法により46町村を選定した。調査市町村は、計72市町村である。

調査世帯数は、都市24世帯、町村12世帯の計1,176世帯であり、その選定は次のように行った。なお、1人の調査員が3単位区を担当した。

- ①二つの国勢調査区を併せて調査単位区を設定する。
- ②各都市から6調査単位区、各町村から3調査単位区を無作為に抽出する。
- ③3調査単位区ごとに勤労者世帯とそれ以外の世帯合わせて12世帯を系統抽出(世帯に一連番号を付し、等間隔に選んでいく方法)する。勤労者世帯とそれ以外の世帯の配分は、当該3単位区内の世帯割合による。

(8) 昭和36年特別家計調査（昭和36年9月～10月）

昭和36年特別家計調査は、昭和36年9月1日から10月31日までの2か月間、標本設計等を除き昭和33年特別家計調査と同じ内容で実施された。

調査市町村は、対象市町村を都市及び町村の別に①地理的位置、②非農林漁家世帯^(注2)数の比率、③産業的特性、などに基づいて層化(グループ分け)し、非農林漁家世帯数による確率比例抽出法により各層からそれぞれ1市町村ずつ計94市町村(35市、59町村)を確定した。

調査世帯の選定方法は、昭和33年特別家計調査と同様であり、調査世帯数は、全国で計1,548世帯であった。

(注1) 不ぞろいな抽出単位から標本抽出をする場合、その大きさに比例する確率で抽出する方法

(注2) 農業、林業、漁業を営む世帯以外の世帯

第二節 全国家計構造調査（全国消費実態調査）

1 調査の概観

(1) 調査目的・調査内容

総理府統計局は、昭和34年に第1回の全国消費実態調査を行った。家計に関する調査としては、統計法に基づく指定統計（指定統計第97号）として、戦後の21年7月から家計調査（当初は消費者価格調査）を毎月実施し、家計収支の時系列的な変化を捉えていたが、調査地域が28都市に限られ、調査世帯数も約4,000と小規模であったため、全国平均の数値が得られないほか、詳細な分析、特に地域分析を行うには十分とはいえないという問題があった。この点を満たすために調査地域を郡部まで広げ、家計調査の約8倍の約3万1,000の非農林漁家世帯を対象として実施したのが全国消費実態調査である。また、この全国消費実態調査では、家計調査の対象となっていない単身世帯^(注1)も対象とし、家計収支だけでなく耐久消費財の所有状況も調査した。

その後、家計調査を37年7月に全国規模に拡大し、経常的に全国ベースの計数が得られるようになったが、調査世帯数は約8,000世帯であり、都道府県平均の表章や各種分類を組み合わせた詳細な集計をするにはいまだ不十分であったため、39年に2回目の全国消費実態調査を実施した。

我が国経済が高度成長を果たし、家計においてもストックの水準が高まってきた44年の第3回調査では資産に関する調査事項の充実を図り、金融資産の状況を明らかにするため貯蓄現在高及び負債現在高を加えたほか、世帯票の中の現住住宅に関する事項を充実し、さらに、所有耐久消費財の価額評価（粗資産額^(注2)）を行い、集計した。

一方、経済が発展するにつれて、世帯の形態が変化してきたため、これに対応した調査対象の変更等を行った。例えば子女の教育、住宅事情などのため世帯主が単身赴任するケースが多くなったことから、44年調査では、それまで対象外としていた「世帯主が長期不在の世帯」を、また、高齢の単身世帯の増加に対応して、勤労者世帯以外の単身世帯を調査対象に加えた。さらに、2度の石油危機を経て我が国が高度成長期から安定成長期に移行するにつれて、パートタイム雇用が進み、夫婦共働き世帯が増加したことから、54年の第5回調査では夫婦共働き世帯に関する集計を行った。このように、家計調査よりも規模が大きい利点をいかし、注目される特定世帯グループについて詳細な集計を行うことも全国消費実態調査の大きな目的となった。

首都圏を中心に地価が高騰し、家計資産に占める土地・建物の比重が大幅に高まった平成元年の第7回調査では、現住居以外を含めた住宅・宅地及び耐久消費財を価額評価し、

(注1) 1人で1戸を構えて暮らしている人、間借りして1人で暮らしている人、寮・寄宿舎、下宿屋に住んでいる単身者1人1人をいう。

(注2) 品目別所有数量に品目別単価を乗じたもの。なお、純資産額の評価方法は、品目別・取得時期別所有数量に品目別単価、品目別・取得時期別残価率を乗じたものである。

昭和45年国富調査の一環として実施した家計資産調査以来の本格的な家計資産推計を行った。こうして、全国消費実態調査は、ストックなどを含めた家計の総合調査という性格を強めることとなった。

6年の第8回調査では、コンビニエンスストア、ディスカウントストア、通信販売などの新しい店舗や販売形態の大幅な増加が世帯の消費行動に与える影響を明らかにするため、昭和39年から59年まで調査していた品目の購入先を再度調査事項に追加した。平成16年の第10回調査では、急速に進む高齢化を踏まえて、要介護認定された者のいる世帯における家計収支の状況や、情報通信技術（ICT：Information and communication technology）関連機器の急速な普及を受けて、インターネットを介した商品購入の実態を調査した。続く21年の第11回調査では、電子マネーを使用した支出や、商品の購入先（自分の住んでいる市町村か他の市町村か）の調査を行った。さらに、26年の第12回調査では、少子高齢化の進展を踏まえて介護や育児が家計に与える影響を、また、東日本大震災後の初めての調査であったことから地震を始めとする大規模な自然災害が家計へ与えた影響を、より詳細に調査した。このように、全国消費実態調査は、少子高齢化やICTの進展等その時々、社会的背景に対応して見直しを行ってきている。

その後も、単身世帯比率の上昇が続き、生活保護受給世帯の8割が単身世帯となるなど、世帯の特性に応じた家計実態の把握がますます重要となってきた。また、高齢化が進展する中、資産の格差が所得の格差以上に拡大してきており、政策立案において所得はもとより資産・負債の保有状況を把握する必要性が増大した。しかし一方で、家計簿の記入習慣が希薄になったことに加え、他の統計調査に比べて、家計簿を通じて家計の全容・詳細を明らかにすることには忌避感が強く、また、記入負担感にも極めて大きいものがあった。そこで、令和元年の第13回調査においては、総世帯^(注1)・単身世帯別の結果精度の向上、資産及び年間収入額の精度向上、誤差の縮小とともに、報告者負担の軽減を実現することを目的に、調査対象の規模、調査事項、調査方法、調査期間などの全面的な見直しを行い、「基本調査」、「簡易調査」、「家計調査世帯特別調査」及び「個人収支状況調査」の大きく四つの調査からなる構造とし、名称も全国家計構造調査に変更した。また、全国消費実態調査の単身世帯結果を補完することを目的として、民間事業所が保有・管理する登録モニター等の中から選定した全国の単身世帯を対象に、一般統計調査として、平成21年から全国単身世帯収支実態調査を実施しているが、26年にこの調査の全国消費実態調査への統合方法を研究し、その結果を踏まえて、令和元年からは全国単身世帯収支実態調査を全国家計構造調査と一体的に集計することとした。

(2) 調査方法・調査対象等

全国消費実態調査の調査規模は、1回目の昭和34年調査では、797市町村、2人以上の普通世帯^(注2)約3万、単身者世帯約1,000であったが、その後、地域別表章の充実などを図

(注1) 2人以上の世帯と単身世帯を合わせたもの

(注2) 2人以上の世帯のうち、農業・林業・漁業を営む世帯、料理飲食店又は旅館を営む併用住宅の世帯、外国人世帯などを除いたもの。調査年ごとに除外世帯は、異なっており、昭和59年調査からは、農林漁家世帯

るため徐々に拡大し、7回目の平成元年調査では、1,191市町村、2人以上の普通世帯約5万5,000、単身世帯約4,100となった。また、令和元年には、調査を全面的に見直して、名称を全国家計構造調査と改め、調査規模についても、1,008市町村、基本調査（世帯票、年収・貯蓄等調査票、家計簿）の約4万世帯、簡易調査（世帯票、年収・貯蓄等調査票）の約4万4,000世帯に家計調査世帯特別調査（家計調査の調査世帯に対して、家計調査にない事項を調査するもの）の約6,000世帯を加えた計約9万世帯とした。

標本設計等については、まず、

- ① 2人以上の普通世帯は当初から全市を対象とし、郡部は層別（グループ分け）を行った後、一部町村を抽出して調査している。標本規模が家計調査よりも大きいことから、家計調査は1調査単位区から6世帯を抽出しているのに対し、全国家計構造調査（全国消費実態調査）では1調査単位区から10世帯（令和元年調査。昭和34年調査では一部の都市で9又は10世帯、昭和39年から平成元年調査までは12世帯、6年から26年調査までは11世帯）を抽出し、調査単位区内変動分を家計調査よりも抑える設計となっている。
- ② 単身世帯については、一般の調査区に居住する単身世帯と寮・寄宿舎（昭和49年までは50人以上、54年以降は30人以上）に居住する単身世帯とでは消費構造が異なるため、一般の調査区に居住する単身世帯については2人以上の普通世帯の調査単位区から抽出（平成26年調査までは1世帯、令和元年調査から2世帯）しており、寮・寄宿舎に居住する単身世帯は、直近の国勢調査の調査区資料に基づき、寮・寄宿舎を産業別に層別して抽出した。なお、寮・寄宿舎に居住する単身世帯に対する調査は21年に廃止した。

調査地域は、2人以上の普通世帯については当初から全国を対象としており、単身世帯については、昭和34、39年調査では調査対象を勤労者に限っていたこともあり、人口5万以上の都市としていたが、44年調査からは全国に拡大した。なお、47年5月の沖縄県の本土復帰に伴い、49年調査から同県を調査地域に加えている。

調査時期・期間については、世帯のふだんの消費行動を調べるため、1年間のうち特異な時期を避け、2人以上の普通世帯は9月から11月までの3か月間（ただし、令和元年調査からは10月から11月までの2か月間）、単身世帯は10月から11月までの2か月間（ただし、昭和59年調査では11月の1か月間）としている。2人以上の普通世帯の調査期間を3か月から2か月に変更したのは、記入者負担を軽減するためであり、単身世帯の調査期間が2人以上の普通世帯より短くなっていたのは、単身者については特に長期間の調査が困難であること、単身世帯は移動が激しいことから、あらかじめ調査単位区内に居住する単身世帯の名簿を作成した後に各調査単位区に調査対象世帯を配分することとしており、その作業に時間を要するためである。

調査対象世帯の範囲は、徐々に拡大させてきており、34年の第1回調査のときには、2人以上の普通世帯については、農林漁家世帯、世帯主が長期間不在の世帯などを除外し、単身世帯については勤労者世帯のみを調査していたが、44年調査では世帯主が長期間不在の世帯、勤労者以外の単身世帯も調査対象とした。また、農業外収入の多い兼業農家が増

えてきたことから、49年には農林漁家世帯のうち「世帯主が専ら又は主として農林漁業を営む世帯」以外の世帯を、さらに、59年調査では、全ての農林漁家世帯を調査対象に加えた。

この調査は、調査員が直接世帯を訪問し、記入依頼、調査票の配布、回収を行う調査員調査であり、世帯票は調査員が聞き取りをして記入する他計方式、家計簿などほかの調査票は世帯が記入する自計方式を採っていたが、平成6年調査から世帯票も自計方式に変更した。また、家計調査よりも規模が大きく、調査市町村数が多いことから、都道府県ではなく、市町村が調査員を指導することとした。ただし、家計調査の調査世帯を対象とする家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査（こづかい調査）については、家計調査と同様に、都道府県が直接調査員を指導する形態とした。

調査の流れは、次のとおりである。

総務大臣－都道府県知事－市町村長－指導員－調査員－調査世帯

2 調査の変遷

(1) 単身世帯に関する調査

単身世帯の家計については、昭和34年の第1回全国消費実態調査以降5年ごとに毎回調査してきたが、全国消費実態調査開始以前にも小規模ながら何回か実施している。

ア 戦前の調査

戦前の単身世帯の家計に関する調査としては、昭和17年の家計調査の一環として実施した未婚者家計調査が最も規模の大きなものであったとみられる。未婚者家計調査以前には、単身世帯に関する調査は少数に限られており、僅かに、アンケート方式とみられる生計費調査で農商務省の「職工の収支に関する調査」（明治45年）や京都帝国大学助教授汐見三郎の「関西某官庁判任官の生計費調査」（大正8年）に単身者の家計も含まれているのみである。また、大正5年5月の高野岩三郎の「東京ニ於ケル二十職工家計調査」に始まり、15年9月の内閣統計局の家計調査までの間に数多く実施された家計簿方式の生計費調査では、単身世帯を除外し、例えば4人から5人の家族から成る標準世帯などに調査対象を絞る傾向があり、単身世帯の家計を明らかにすることを目的とする調査は無かったとみられる。

昭和17年4月から同年9月までの半年間実施した未婚者家計調査は、それまで明らかではなかった単身者の家計の状況を把握し、未婚者の消費生活指導、婚資貸付制度等諸般の政策立案の基礎資料を整備することを目的としていた。

調査地域は東京市及び大阪市、調査対象は未婚の給料生活者（国民学校教員と銀行会社員）及び労働者であって、月平均実収入40円以上100円未満、数え年15歳以上35歳未満、単身で借家に居住、寄宿舎・合宿所・社宅の類いに居住していない、自炊していない、扶養のための仕送りをしていない、という条件に該当する160人であった。なお、戦時下であったことなどにより調査結果は残されていない。

イ 昭和25年臨時単身者世帯家計調査、昭和29年単身者生計費調査

戦後の家計調査の前身に当たる消費者価格調査の附帯調査として昭和25年5月に臨時

単身者世帯家計調査を、また、29年11月には単身者生計費調査（30年7月に刊行した報告書では単身世帯家計調査としている。）を実施した。

（ア）昭和25年臨時単身者世帯家計調査

消費者価格調査の調査対象外となっていたことから、その実情が不明であった単身者世帯の生計状態を調査し、消費者価格調査を補充するため、昭和25年5月の1か月間試験的に実施した。調査対象は、消費者価格調査を行っている人口10万以上の15都市の調査地区内に居住する世帯から無作為に抽出した年齢20歳から25歳（ただし、調査区内に該当者がいない場合には満30歳）までの勤労単身者世帯259（調査予定世帯数は300）で、日雇労働者、他の場所に居住する妻子や国元の親などに送金している者を除いている。

（イ）昭和29年単身者生計費調査

家計調査では単身者を調査しておらず、単身の公務員の給与決定に非常に困難を来していたことから、給与決定の基礎資料を得るとともに広く単身者の生活実態を明らかにすることを目的として、昭和29年11月の1か月間実施した。調査地域は東京都区内に限定したが、調査対象は18歳以上の勤労単身者世帯（ただし、他の場所に居住する妻子又は親などに送金している者を除く。）約600であり、昭和25年臨時単身者世帯家計調査より拡大している。

ウ 全国消費実態調査開始後の単身世帯（平成元年までは「単身者世帯」）調査の変遷

（ア）全国家計構造調査（全国消費実態調査）

昭和29年単身者生計費調査を受け継ぎ、単身世帯の収支を家計簿方式で調査したのが、全国消費実態調査（令和元年に全国家計構造調査に名称変更）である。昭和34年の第1回全国消費実態調査では、人口5万以上の全市（260市）から、勤労単身世帯949を抽出し、10月から11月までの2か月間調査した。39年調査では、調査世帯数を1,943に拡大し、44年調査では、調査対象を「勤労者に該当しない学生、社会施設にいる者、入院患者」を除く15歳以上の勤労者以外の者にも広げ（ただし、44年調査において2人以上の普通世帯に含まれないとしている農林漁家世帯などの単身世帯は調査対象外）、調査地域も人口5万未満の市及び町村部に拡大し、調査世帯数は3,590となった。59年調査では、調査期間を1か月に短縮したが、調査世帯数を4,084に増やし、平成元年調査では、結果精度の改善のために再び調査期間を2か月とした。その後、令和元年調査では、総世帯・単身世帯別の結果精度の向上等を実現するため、基本調査（世帯票、年収・貯蓄等調査票、家計簿）の調査世帯数は約7,200（家計調査世帯特別調査の約500世帯を含む。）、簡易調査（世帯票、年収・貯蓄等調査票）の調査対象世帯は約7,300に増やした。

平成16年調査までは、寮・寄宿舎（昭和49年までは50人以上、54年以降は30人以上の寮・寄宿舎）などに居住する単身者とその他の単身世帯に分け、その他の単身世帯は、2人以上の普通世帯の調査単位区から抽出する方法を採った。寮・寄宿舎における調査は21年調査で廃止したが、昭和34年調査では同年の就業構造基本調査の対象となった50人以上の寮・寄宿舎の中から16を選定しており、39年調査では寮・寄宿舎についても2人以上の普通世

帯の調査単位区から抽出する方法を採っていた。また、44年調査からは2人以上の普通世帯の調査単位区とは別に、直近の国勢調査の調査区資料に基づき直接、寮・寄宿舎を選定していた。

単身世帯用の調査票は、44年調査までは、世帯票を除いて2人以上の普通世帯用と同じものを使用していた（ただし、購入先を調査するための11月分の家計簿は単身世帯の調査には用いなかった。）。49年調査では、家計簿の現金支出欄にあらかじめ項目を記入しておく固定項目方式を導入したこともあって、単身世帯（特に若年単身世帯）の家計の特殊性を考慮して専用の家計簿を設けたが、平成元年調査からは、人口の高齢化が進んで40歳以上の単身世帯数が40歳未満の単身世帯数を上回るようになり、単身世帯を全体として見ると若年単身世帯の特殊性が薄らいできたことや実査事務の煩雑さの回避などの理由から世帯票を含めて全ての調査票を統一した。

(イ) 消費動向調査における独身勤労者の調査

経済企画庁は、消費動向調査において、昭和53年度から56年度まで四半期ごとに独身勤労者の家計収支を調査していた。家計簿方式ではなく、大まかな費目ごとに3か月分の収支をまとめて記入する簡易な方式を採っていたが、経常的に単身者の家計を捉える唯一の調査であった。調査対象は、全国の従業者100人以上の事業所に働く30歳未満の独身勤労者で、56市町村の410事業所から抽出した4,100人であった。この調査は、実施が困難となったため56年度で中止された。

(2) 家計収支に関する調査

全国家計構造調査（全国消費実態調査）の中核を成すのが家計収支に関する調査であり、家計簿により調査年の10月から11月までの日々の収入・支出を、年収・貯蓄等調査票により前年11月から調査年10月までの1年間の収入を調査している。

昭和34、39年調査では、一般世帯^(注1)については、収入は9月から11月までの間の1か月平均について世帯票により、支出は家計簿により調査し、勤労者世帯については、収入支出とも家計簿により調査していたが、44年調査からは、世帯の経常的な所得水準を得るため、一般世帯、勤労者世帯共に年間収入（前年12月から調査年11月まで）を調査するようになった。また、49年調査では、世帯主の収入と家族の収入に区分（54年調査からは、世帯主、その配偶者、その他の家族の3区分）するとともに、「勤め先年間収入」、「農林漁業の営業年間収益」、「農林漁業以外の営業年間収益」、「内職年間収益」など収入の種類別も調査した。さらに、高齢者世帯の所得水準が注目されてきたことから、59年調査から、無職世帯^(注2)の日々の収入も家計簿により調査するようになり、併せて「その他の年間収入」を「年金・恩給」、「親族などからの仕送り金」、「家賃・地代」、「利子・

(注1) 2人以上の普通世帯のうち、勤労者世帯以外の世帯。世帯主が社長、取締役、理事など会社団体の役員である世帯も一般世帯としている。ただし、平成6年調査からは「勤労者世帯」と「勤労者以外の世帯」に区分している。

(注2) 世帯主が無職である世帯。例えば、年金、恩給、仕送り金、保険取金、財産収入等により家計を営んでいる世帯

配当金」などに細分した。

このように、当初は世帯全体の所得水準を把握することが目的であった年間収入の欄は、収入の特性を詳細に知るためにも利用されるようになってきている。なお、令和元年調査からは、報告者負担の軽減等のため、基本調査の対象世帯のみ家計簿により日々の収入・支出（調査年の10月から11月まで）を、全ての調査対象世帯については年収・貯蓄等調査票により1年間の収入（前年11月から調査年10月まで）を調査するようになった。

家計簿については、昭和34年調査では電子計算機（コンピュータ）による集計ではなかったため、支出はカード形式の支出票に1品目ごとに品名、数量、金額を記入し、収入は現金収入票にその額を記入した後に、1日単位で収入と支出の合計を日計表に記入する方式を用いた。39年調査からはコンピュータによる集計となったため、支出1日分を1ページに割り当て、その合計をそのページの合計欄に記入する方式に改めた。また、11月分の家計簿には、購入先（小売店、百貨店、スーパーなど）の記入欄を設けた。49年調査からは支出項目分類の符号格付事務（支出をその項目ごとに分類して符号を付けること）の効率化を図るため、あらかじめ一部の支出項目を固定して印刷しておく方式とし、野菜、鮮魚、果物の3項目を設けた。固定項目の数は、その後の調査で増やし、54年調査で9項目、59年調査で10項目、平成元年調査で11項目としている。また、昭和54年以降の調査では、キャッシュレス化の進行に対応して、「口座自動振込」、「口座自動振替による支払い」、「クレジットカードによる購入」などの欄を設けている。さらに、平成元年調査からは、2人以上の世帯用と単身世帯用の区別を廃止し、統一の家計簿を使用している。

集計における収支項目の分類については、昭和54年調査までは5大費目分類が、59年調査以降は10大費目分類が用いられている。また、家計調査に先行してこの費目分類以外の分類も積極的に取り入れてきており、44年調査からレジャー関連支出を幅広く集めた「教養娯楽関係費」、教育関係支出を幅広く集めた「教育関係費」を設け、また、持家の帰属家賃（所有する住居から受けるサービスを一般市場価格（家賃）で評価したもの）を現物支出として表章することとした。54年調査からは購入する財・サービスの形態による分類（耐久財、半耐久財、非耐久財、サービス）を、平成元年調査では贈与金と仕送り金を合わせた「移転支出」、購入頻度の高いものや毎月決まって支出するものなど日常的な支出を集めた「経常消費支出」を設けている。

さらに、家計調査が家計消費の動向を把握するための集計が中心となっているのに対し、全国家計構造調査（全国消費実態調査）は世帯の消費構造を把握するため、特定世帯別の集計など様々な角度から集計を行っている。昭和49年及び平成元年調査では曜日別の支出を集計し、49年調査では、更に給料日からの経過日数別支出の集計を行った。

(3) 家計資産に関する調査

国民の所得水準が向上し、家計におけるストックの比重が高まってきたことに伴って、家計資産に関する調査事項も充実してきた。特に平成元年調査では、昭和45年以来実施していない国富調査の一部としての家計資産調査という性格を兼ねることも目的となってお

り、家計資産に関する調査事項の比重が大きくなっている。

ア 耐久消費財

世帯が保有する耐久消費財については、全国消費実態調査以前にも昭和5、10、30年に行われた国富推計のための基礎資料として調査しており、その後の45年にも国富推計のための家計資産調査を実施している。また、国富推計とは別に、世帯の生活水準を測定することを目的として、戦時下の17年家計調査の中で手持耐久品調査を、戦後では28年に都市消費世帯手持耐久財調査を実施している。また、32年からは経済企画庁が、消費需要予測調査（現在の消費動向調査）の中で耐久消費財の所有状況を調査している。全国消費実態調査を含めてこれらの調査は、所有耐久消費財を価額評価し、国富全体の中の家計部門のストックを推計するというマクロ統計の作成を目的とするものと、必ずしも価額評価を前提とせず、世帯の生活水準を測定するというミクロ統計の作成を目的とするものに分けられる。全国消費実態調査の中の所有耐久消費財の調査は、どちらかというとな後者に当たるものであるが、平成元年調査では前者の目的も兼ねたものとなっている。その後、耐久消費財の所有状況については26年調査まで継続して調査したが、令和元年の全国消費実態調査の全国家計構造調査への見直しに伴い、記入者負担軽減等の観点から廃止した。

(ア) 昭和5年国富調査

昭和5年の国富を推計するに当たり、その精度を高めるために一連の実地調査が行われ、家具家財について世帯調査を実施した。調査地域は東京府を含む10道府県、調査世帯数は昭和5年国勢調査結果による世帯総数の2%に当たる2万5,000で、その内訳は大正9年国勢調査結果による世帯の構成割合に基づいて農業世帯1万1,000、商工業世帯8,300、その他の世帯5,700とした。調査は7年12月末現在で実施し、5年の時価に換算する方法が採られた。調査品目は家具、衣料など22品目でその所有数量を調査したが、22品目以外でも書籍、書画骨とう、農具、漁具、その他の営業用道具等高額な財を所有している場合には、その総価額も記入するようになっていた。

(イ) 昭和10年国富調査

5年国富調査と同様の世帯調査を昭和12年12月末現在で実施したが、規模を拡大し、調査地域は5年調査の調査道府県を含む34道府県、調査世帯数は4万404で、その内訳は農業世帯が1万6,920、水産業世帯が1,765（漁撈1,442、養殖323）、工業世帯が6,084、物品販売業世帯が6,543（卸売1,309、小売5,234）、非営業世帯が9,092となっている。所有耐久財の部分についての調査内容は5年調査と同じであった。

(ウ) 昭和17年家計調査

昭和17年家計調査では、家計の資産に関してより詳しい資料を得るため、その調査世帯4,900について、昭和16年10月1日現在、17年3月末現在、同年9月末現在で、家具、衣類など手持耐久品169品目の所有数量を調査している。その後の戦時下の家計調査でも手持耐久品の調査を実施したが、集計結果はほとんど残っておらず、僅かに16年10月1日現在の東京市、大阪市の分が「給料生活者及労働者戦時下家計調査結果表抜萃」（19年3月発

行)に掲載されているのみである。

(エ) 昭和28年都市消費世帯手持耐久財調査

戦後の所有耐久消費財調査で最も古いものが、昭和28年11月15日午前零時現在で実施した都市消費世帯手持耐久財調査である。この調査は戦後の都市消費世帯の生活水準を測定することを目的としており、戦災による家財の損失の程度についての調査事項も設けられていた。調査地域は家計調査の毎月調査都市28都市、調査世帯は家計調査の全調査世帯4,134であり、衣類を含まない89品目について、所有数量、取得時期及び同種の新品を購入したものとしての価格を世帯に申告してもらう方法で調査を行った。

(オ) 昭和30年国富調査

総理府統計局は、経済企画庁の委託を受けて、昭和30年国富調査の一環として、昭和30年12月末現在で所有耐久消費財の調査を実施した。調査世帯は、全国の農家を含む約9,000世帯で、主要耐久消費財83品目について取得年次別所有数量を調査した。

(カ) 全国消費実態調査開始以後

昭和34年の第1回全国消費実態調査では、同年11月末現在で被服類13品目を含む54品目の主要耐久消費財について、取得年次別の所有数量を調査した。29年以前に取得したものは一括し、30年から33年に取得したもののうち被服類以外は年ごとに、被服類は購入頻度が高く記憶が曖昧になるため30年から32年をまとめて記入するようにした。また、幾つかの品目については、33年に新品で購入したものの購入価格も調査し、さらに、調査年の34年に取得した(する予定の)分については、その時期を「1月～8月」、「9月～11月」、「12月に確実に購入予定」に区分して調査した。

なお、この時期には既に経済企画庁の消費需要予測調査が開始されていたが、いまだ全国を範囲とする調査ではなかったことから、全国ベースの数値に対する需要が強く、別途、耐久消費財調査を35年12月末現在で、前年の全国消費実態調査の調査世帯を対象に実施している。調査品目は47品目で、前年の全国消費実態調査では調査しなかったテープレコーダー、電話、ルームクーラー、乗用車を加え、所有数量とそのうちの35年取得分を調査した。

39年の全国消費実態調査では、調査品目を58品目としたが、調査内容はやや簡素化して、調査年の取得時期は「1月～11月」と「12月に確実に購入予定」の2区分とし、調査年の前年の取得分についての購入価格の調査は廃止した。

44年調査では、59品目とし、40年以降取得したもののうち月賦で購入した数量を調査事項に加えた。

49年調査では、第1次石油危機が発生してエネルギー問題が注目されたことから、エネルギー関連を中心に調査品目を大幅に増やして83品目とし、また、風呂の使用燃料の種類(ガス、石油、その他)を調査している。一方、月賦の利用率が低下したこともあって月賦購入の調査は廃止した。取得時期については、耐用年数が長く、高額な耐久消費財のみ従来と同じように取得年次によって区分し、他の品目については調査年の取得分と購入予

定に区分して調査した。なお、44、49年調査では、所有耐久消費財を価額評価して、その集計を行っている。

54年調査では家財としての比重が小さくなった衣料品を調査品目から除外し、55品目（単身世帯は39品目）を調査した。この時期には家電製品等が広く世帯に普及して買い替えによる購入の割合が高まり、購入のサイクルが注目されるようになったことから、取得時期を詳しく調査する品目を再び増やし、また、2人以上の普通世帯を対象に、調査年の1月から11月購入分の取得形態（新規購入、買い替え、買い増し。これに加えて、特にカラーテレビ、乗用車などの5品目については買い替え理由、買い替え前の品の使用年数）も調査した。

59年調査では、調査品目を50品目とし、取得時期については調査年の取得分と購入予定に区分して調査した。また、キャッシュレス化が進行し、クレジットカードが普及し始めたことから、調査年1月から11月までの購入分について、月賦・クレジットカードによる購入数量を調査事項に加えた。

平成元年調査では、調査品目を約60品目に増やし、純資産額を把握できるよう取得時期を再び詳しく調査した。大半の耐久消費財については普及期が過ぎ、取得からの経過年数が長くなっていることから、取得時期の区分は「昭和54年以前」、「昭和55年～59年」及び「昭和60年」以降は各年の7区分とした。また、車種によって価格幅の広い自動車、自動二輪車及び原動機付き自転車については、車種名、取得時期、年式、排気量を調査した。さらに、ゴルフなどのスポーツやレジャークラブの会員権、調査票にあらかじめ印字されていない購入金額5万円以上の耐久消費財（衣類や宝石、貴金属、書画骨とう品を除く）については、取得時期と価格（原則として時価で記入）を調査している。

6年調査では、家具類、一般家事用品、教養娯楽用品、自動車など約60品目について、所有数及び過去1年間（5年11月～6年10月）の取得状況を、11年から26年調査までは約40品目（26年調査は約30品目）についての所有数量及びそのうち約20品目（26年調査は約30品目）についての取得時期（「過去1年以内」、「過去1年～5年以内」、「過去5年を超える時期」）を調査している。

このように、昭和34年の第1回調査から耐久消費財についても調査してきたが、品目を問わず広く家庭に普及し価格も低下したこと、5年に1回の調査では適時に把握することができないこと等から令和元年調査において廃止した。

イ 金融資産

全国家計構造調査（全国消費実態調査）以前の世帯の金融資産に関する調査としては、戦時下に調査対象者を公募して実施した昭和17年の家計調査などが挙げられる。

全国消費実態調査において金融資産の調査を始めたのは、44年調査からである。当初金融資産を調査しなかった理由としては、

- ①33年から家計調査の附帯調査として貯蓄動向調査を毎年実施するようになったこと、特に34年以降は全国規模で実施するようになったこと

②全国消費実態調査の調査期間は9月から11月までであり12月末現在での調査ができず、かつ12月の収入・支出は他の月より多いため、金融資産については、耐久消費財のように12月末の予定を見積ることが困難であること

③家計収支に比べて調査方法に関する経験が少なく、また、貯蓄・負債は特に世帯のプライバシーと深く関わるため、他の調査事項に比べて協力を得にくいとみられていたこと（実際に貯蓄動向調査の初期の段階ではプライバシーがかなり意識され、各種の調査方法が試みられている。）

などの点が挙げられる。しかし、高齢化の問題が意識されるようになったことや家計資産に占める金融資産の比重が高まったこと、住宅ローンの負担が注目されつつあったこともあり、金融資産の現在高に関するデータの充実が必要となり、44年調査から金融資産に関する調査事項を加えることとなった。全国消費実態調査においては、ストックとしての貯蓄、負債の現在高のみを調べており、金融資産の水準と世帯の消費行動の関連や世帯属性別の貯蓄・負債現在高の水準などについての詳細な分析が可能となっている。これに対し、貯蓄動向調査は、1年間の貯蓄の純増減などフローに関しても詳細に調べることによって貯蓄率を分析することを大きな目的の一つとするものである。なお、金融資産については、事業用と家計用を切り分けることが困難であり、全国消費実態調査においても貯蓄動向調査と同様に両者を区分せずに調査しており、家計用のみを調べる耐久消費財（平成26年調査まで）や住宅・宅地の場合とは異なっている。

ウ 住宅・宅地

住宅・宅地については、昭和59年までは価額評価が行われなかったが、「世帯票」により、現住居の住宅・宅地の広さ、設備など量的な指標を調査しており、その調査事項は、表1のとおり徐々に充実してきている。また、直接住宅・宅地を調べているわけではないが、44、49、54年調査では住宅・土地の購入計画、49、54年調査では過去の購入の有無を調査し、住宅・土地の購入と家計の関連を捉えている。

表1 2人以上世帯用の世帯票における現住居の住宅・宅地に関する調査事項の変遷

年次	調査事項
昭和34(1959)年	種類、用途、面積、地代・家賃・間代など、設備
39(1964)年	住宅の所有関係、住宅の種類、面積、地代・家賃・間代(1か月当たり)、設備、現住所に居住した時期
44(1969)年	住居の所有関係、1か月あたりの地代家賃等、入居した時期、住居の建て方、住居の構造、居住室数延面積、設備、住居の建築時期
49(1974)年	住居の建て方、住居の構造、住居の所有関係、居住室数・面積、建築時期、設備等、土地の所有関係・面積、1か月あたり家賃地代
54(1979)年	住居の所有関係、建物の構造、建て方、建築時期、居住室数及び住居の延べ面積、1か月当たりの家賃・地代、入居時期、設備
59(1984)年	住居の所有関係、建物の構造、建て方、建築時期、入居時期、居住室数及び住居の延べ面積、耕地面積、1か月当たりの家賃・地代、設備

年次	調査事項
平成元（1989）年	住居の所有関係、住居の構造、住居の建て方、建築時期、敷地面積・地代の有無、住居の延べ面積、設備
6（1994）年	住宅の所有関係、住宅の構造、住宅の建て方、設備の有無、入居時期、地代の有無、住宅の延べ床面積、耕地面積
11（1999）年	住宅の所有関係、住宅の構造、住宅の建て方、設備の有無、耕地面積、住宅の延べ床面積、地代の有無、住宅の敷地面積、住宅の建築時期、入居時期
16（2004）年	住居の構造、住居の延べ床面積、住居の建て方、住居の所有関係、水洗式トイレの有無、地代の有無、住居の敷地面積、住居の建築時期、入居時期
21（2009）年	住居の構造、住居の延べ床面積、住居の建て方、住居の所有関係、水洗式トイレの有無、地代の有無、住居の敷地面積、住居の建築時期、入居時期
26（2014）年	住居の構造、住居の延べ床面積、住居の建て方、住居の所有関係、地代支払の有無、住居の敷地面積、住居の建築時期、住居への入居時期、設備の有無
令和元（2019）年	住居の構造、住居の延べ床面積、住居の建て方、住居の所有関係、地代支払の有無、住居の敷地面積、住居の建築時期

家計資産に占める住宅・宅地資産の比重が極めて大きくなってきたことから、平成元年調査では、現住居以外の住宅・宅地についても調べるとともに、住宅・宅地の価額評価を行うこととした。

世帯票では捉えていない別荘、貸家など現住居以外の住宅・宅地資産については、「年収・貯蓄・耐久財等調査票」により、住宅については建築時期、延べ面積、構造を、宅地については所在地、面積を調査した。

価額評価の方法は、住宅については昭和45年国富調査における推計方法とほぼ同じであり、住宅の構造別・地域別の単位面積当たりの建築コストを建築着工統計より求め、これに住居の延べ面積を乗じ、更に住宅の構造別・建築時期別残価率を乗じて推計している。

宅地については、各調査単位区に最も近い国土交通省「地価公示」の基準地又は都道府県「地価調査」の基準地の単位面積当たり評価額に面積を乗じて推計している。借地権は住宅の構造により5割から6割に設定し、現住居以外の宅地については所在市区町村の地価の中央値を用いた。なお、地価のデータとしては、「路線価」、「時価」などを用いることもできると考えられるが、推計の容易さ、安定性などを考慮して地価公示、地価調査を採用したものである。

（4）個人収支状況調査（こづかい調査）

全国家計構造調査（全国消費実態調査）の中で最も新しい調査項目は、各世帯員が自由裁量で使えるいわゆる「こづかい」の収支であり、平成元年調査から調査項目に加えられたが、それ以前にも4回の小規模なこづかい調査を実施している。

ア 昭和46、51年こづかい調査

世帯の生活水準が向上するにつれて、各世帯員が自由裁量で使えるこづかいが増加するという、いわゆる個計化の現象が進行してきた。これを反映して、家計調査や全国消費実態調査において、消費支出に占める「使途不明のこづかい」の割合が拡大して支出分類結果に偏りが生じるようになり、家計簿で世帯の全ての収支を捉える方式の限界が明らかとなった。このため、各世帯員のこづかいの状況を調査し、家計簿による調査を補完する方法を検討することとなったが、調査内容は各世帯員のプライバシーに深く関わるものであり、各世帯員の調査への協力が必要となることから、家計簿による調査以上の実施上の困難さが予想された。そこで、まず、簡易な方法で、家計調査の試験調査として、昭和46年3月に1回目の調査を、次いで5年後の51年3月にほぼ同じ調査方法・調査事項による2回目の調査を実施した。この2回の調査はごく小規模かつ試験的に行い、全国平均の結果を出すことを目的とするものではなかったことから、調査結果は公表しなかったが、45年及び50年基準の消費者物価指数の基準時ウエイト（家計支出に占める品目別の割合）の算定に利用した。

調査の対象者は、第1回調査が群馬県前橋市の48世帯の満15歳以上の世帯員135人、第2回調査が茨城県水戸市、東京都特別区部及び愛知県名古屋市の108世帯の満15歳以上の世帯員280人である。調査は、世帯員がそれぞれこづかい帳を兼ねた調査票に過去1か月間の項目別支出金額をまとめて記入するという方法で行った。なお、プライバシー保護に配慮して、記入された調査票は原則として世帯が封入して提出することとした。

イ 昭和55、60年こづかい調査

進行する個計化に対応して、家計簿による調査の結果を補完する役割を果たすためには、本格的な調査が必要であり、昭和55年、60年にもこづかい調査を行った。この2回の調査は、調査地域を全国規模に拡大し、20都道府県の68から69市及び17から19町の、前年9月の家計調査の調査世帯の中から抽出した663世帯の15歳以上の世帯員を対象として、調査年9月の1か月間、こづかい帳に日々のこづかい支出を記入する方法によって行った。また、家計の状況との関連を明確にするため、家計調査と同様の家計簿による調査も併せて行ったが、家計簿記入者については、多くの場合家計とこづかいの区分がなく、こづかい支出の額も小さいと考えられることから、こづかい調査の対象からは除外した。

この調査方法の変更で記入者の負担が重くなることから、単位区の6世帯全てを調査する方法から、一部の世帯を抽出して調査する方法に変更するとともに、15歳以上の世帯員のこづかい収入額に関する調査を廃止した。

ウ 平成元年以降の全国家計構造調査（全国消費実態調査）

賃金水準の上昇、年金の給付水準の上昇などにより、ますます自由裁量で使えるこづかいが増え、いわゆる家庭内単身者などの消費行動が注目されてきたことなどを踏まえ、平成元年からは、こづかいについても、家計の構造を総合的に把握することを目的とする全国消費実態調査の一環として、これまでの規模を大幅に拡大して調査することとなった。元年の調査は、4,584世帯の家計簿記入者を除く18歳以上の世帯員を対象に、こづかい帳を

用い、11月1か月間の日々のこづかいの収入・支出を記入するという方法によって行った。

昭和46、51年の簡易な調査では「使途不明のこづかい」の額が明確に表れなかったが、55、60年の調査では各世帯員分を合計したこづかい消費支出が家計簿上の額を大きく上回っていたことから、平成元年調査では、こづかい収入に関する調査項目を復活させ、個人収支状況調査として、どのような形態でこづかいを得ているのかを明らかにすることとした。

その後の調査対象は、26年調査までは、家計調査の対象となっている168市町村の8月から10月に家計簿の記入が終了した世帯から抽出した673世帯、令和元年調査では、9月から10月に家計簿の記入が終了した世帯898世帯である。なお、平成6年調査までは「こづかい帳」、11年からは「個人収支簿」という名称の調査票を用いた。また、こづかいに関する支出の内訳とその金額の家計簿への記入は、個人収支簿による構造と家計簿による構造に大きな違いがないことから、報告者負担の軽減のため、令和元年調査において廃止している。

表2 全国家計構造調査（全国消費実態調査）の変遷

調査年	調査対象	調査票及び調査事項（主要）	備考
昭和34年	<ul style="list-style-type: none"> ・名瀬市を除く全市（544市）、253町村計797市町村 ・全国・全世帯（農林漁業を営む世帯は除く） 約3万1,000世帯 うち単身者世帯約900世帯	(1) 家計簿 家計上の収入と支出（一般世帯は支出のみ） 収入の種類別金額、項目ごとの品名、用途、購入数量、支出金額 (2) 主要耐久消費財調査票 主要耐久消費財54品目の取得時期別所有数量 (3) 世帯票甲（2人以上の普通世帯用） ①氏名、世帯主との続柄、性別、年齢、就業非就業の別、勤め先名称、産業、職業、企業規模、副業又は内職の種類、学校名 ②住居の所有形態、用途、延建坪畳数、地代・家賃・間代、水道・ガス・風呂の整備の有無 ③生活保護受給の有無 ④一般世帯のみ1か月平均収入又は営業収入 (4) 世帯票乙（単身者世帯用） 氏名、性別、年齢、勤め先名称、産業、職業、企業規模、住居の所有形態、家賃・間代、食事の形態 (5) 準調査世帯票（抽出された世帯のうち調査を引き受けなかった世帯）世帯票甲に準ずる項目、1か月平均の家計費総額	<ul style="list-style-type: none"> ・単身者世帯は人口5万以上の市の勤労者のみ調査した。

調査年	調査対象	調査票及び調査事項（主要）	備考
39年	<ul style="list-style-type: none"> ・全市（559市）、255町村 計814市町村 ・全国・全世帯（農林漁業を営む世帯は除く） 約3万9,000世帯 うち単身者世帯約1,900世帯 	<p>(1) 家計簿甲 [2人以上の普通世帯の9月、10月及び単身者世帯に使用] 家計上の収入と支出（一般世帯は支出のみ） 収入の種類別金額、項目ごとの品名用途、購入数量、支出金額</p> <p>(2) 家計簿乙 [2人以上の普通世帯の11月に使用] 家計簿甲の項目及び品目の購入先</p> <p>(3) 主要耐久消費財調査票 主要耐久消費財58品目の取得特別所有数量</p> <p>(4) 世帯票甲 前回項目から③を除いた項目、入居時期</p> <p>(5) 世帯票乙（単身者世帯用） 前回と同様の項目、入居時期</p> <p>(6) 準調査世帯票 前回調査と同様</p> <p>前回調査との主な相違点 ・家計簿乙で品目の購入先を調査した。 ・家計簿はカード形式から日記帳式となった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住居の所有関係 前回の官公社宅を給与住宅と寄宿舎に分けた。
44年	<ul style="list-style-type: none"> ・全市（565市）、301町村 計866市町村 ・全国・全世帯（農林漁業を営む世帯は除く） 約4万6,000世帯 うち単身者世帯約3,600世帯 	<p>(1) 家計簿甲 前回と同様</p> <p>(2) 家計簿乙 前回と同様</p> <p>(3) 貯蓄・借入金・年間収入調査票 種類別貯蓄現在高、借り入れの理由別未払い残高、年間収入、住宅・土地の購入・建築の有無</p> <p>(4) 主要耐久消費財等調査票 主要耐久消費財59品目の取得特別所有数量</p> <p>(5) 普通世帯票 前回世帯票甲と同様</p> <p>(6) 単身者世帯票 前回世帯票乙と同様</p> <p>(7) 準調査世帯票 前回調査と同様</p> <p>前回調査との主な相違点 ・貯蓄・借入金・年間収入調査票を導入した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「世帯主が長期間不在の世帯」を含めた。 ・単身者世帯の対象地域を全国・全世帯とした。 ・住居の所有関係における借間及び公営借家を分割した。 <p>[39年] (a) 民営借家 (b) 借間 (c) 公営借家</p> <p>[44年] (a) 民営借家（設備専用） (b)-1 民営借家（設備共用） (b)-2 借間</p>

調査年	調査対象	調査票及び調査事項（主要）	備考
(44年)			(c)-1 公営借家 (c)-2 公団・公社借家 ・持家の帰属家賃を算出した。
49年	<ul style="list-style-type: none"> ・全市（643市）、354町村 計 997 市町村 ・全国・全世帯（世帯主が専ら又は主として農林漁業を営む世帯は除く） 約 5 万 3,000 世帯 うち単身者世帯約 3,600 世帯 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家計簿甲 前回と同様（単身者世帯には使用しない。） (2) 家計簿乙 前回項目のほかに、世帯主の休日 (3) 収入及び支出調査票（家計簿丙） 単身者世帯に使用 (4) 貯蓄・借入金・年間収入調査票 前回項目に勤労者財産形成貯蓄現在高を加えた。 (5) 主要耐久消費財等調査票 主要耐久消費財 83 品目の所有数量、そのうち特定 28 品目の取得時期別所有数量 (6) 普通世帯票 前回と同様 (7) 単身者世帯票 前回と同様 (8) 準調査世帯票 前回と同様 <p>前回調査との主な相違点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身者世帯用の家計簿（家計簿丙）を導入した。 ・家計簿の「現金支出」欄に固定項目方式を導入した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・47年5月に本土に復帰した沖縄県を調査地域に加えた。 ・農林漁業を営む世帯のうち「世帯主が専ら、又は主として農林漁業を営む世帯」以外の世帯を含めた。 ・県内経済圏（都道府県内を経済活動の状態あるいは産業の状態などにより区分したもの）を設定した。
54年	<ul style="list-style-type: none"> ・全市（647市）、434町村 計 1,081 市町村 ・全国・全世帯（世帯主が専ら又は主として農林漁業を営む世帯は除く） 約 5 万 3,000 世帯 うち単身者世帯約 3,600 世帯 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家計簿甲 前回と同様 (2) 家計簿乙 前回と同様（世帯主の休日は除外） (3) 家計簿（単身者世帯用） 前回の収入及び支出調査票（家計簿丙）と同様 (4) 耐久財・貯蓄・年収調査票 <ul style="list-style-type: none"> ①主要耐久消費財 50 品目の所有数量、39 品目の取得時期及び取得形態別所有数量、特定 5 品目の買い換え理由及び買い換え前の品の使用年数 ②種類別貯蓄現在高、借入金の種類別未払残高、年間収入、住宅・土地の購入・建築の有無、家計をまかなう収入の種類 	

調査年	調査対象	調査票及び調査事項（主要）	備考
(54年)		<p>(5) 耐久財・貯蓄・年収調査票（単身者世帯用）</p> <p>①主要耐久消費財 35 品目の所有数量、28 品目の取得時期別所有数量</p> <p>②種類別貯蓄現在高、借入金の種類別未払残高、年間収入、家計をまかなう収入の種類</p> <p>(6) 普通世帯票 前回項目のほかに、週休2日制の有無、クレジットカードの保有の有無等</p> <p>(7) 単身者世帯票 前回と同様</p> <p>(8) 準調査世帯票 前回と同様</p> <p>前回調査との主な相違点 ・単身者世帯用の耐久財・貯蓄・年間調査票を導入した。</p>	
59年	<p>・全市（652市）、460町村 計 1,112 市町村</p> <p>・全国・全世帯 約 5 万 4,000 世帯 うち単身者世帯約 4,100 世帯</p>	<p>(1) 家計簿甲 前回と同様</p> <p>(2) 家計簿乙 前回項目のほかに、支払方法</p> <p>(3) 家計簿（単身者世帯用） 前回と同様</p> <p>(4) 耐久財・年収・貯蓄等調査票</p> <p>①主要耐久消費財 50 品目の所有数量、取得形態、購入形態</p> <p>②種類別貯蓄現在高、借入れの理由別借入金残高、年間収入、住宅・土地の購入・建築の有無、家計をまかなう収入の種類等</p> <p>(5) 普通世帯票 前回と同様</p> <p>(6) 単身者世帯票 前回と同様</p> <p>前回調査との主な相違点 ・家計簿乙で支払方法を調査した。 ・耐久財・年収・貯蓄等調査票について、2人以上の普通世帯用と単身者世帯用を統合した。</p>	<p>・農林漁家世帯を含めた。</p> <p>・単身者世帯は11月の1か月間のみ調査</p> <p>・家計収支分類を5大費目分類から10大費目分類に改定した。</p>
平成元年	<p>・全市（656市）、535町村 計 1,191 市町村</p> <p>・全国・全世帯 約 5 万 9,000 世帯 うち単身者世帯約 4,100 世帯</p>	<p>(1) 家計簿 〔2人以上の普通世帯、単身者世帯に共通〕 前回家計簿甲の項目と同様</p> <p>(2) 年収・貯蓄・耐久財等調査票</p> <p>①約 60 品目の取得時期別所有数量</p> <p>②種類別貯蓄現在高、借入れの理由別未払残高、年間収入</p>	<p>・単身者世帯は10月、11月の2か月間調査した。</p> <p>・こづかい調査は11月の1か月間、</p>

調査年	調査対象	調査票及び調査事項（主要）	備考
(平成元年)		<p>③現住居以外の住宅・宅地の所在地、面積、建築時期等</p> <p>(3) 世帯票 [2人以上の普通世帯、単身者世帯に共通] 単身者世帯の形態（1 単身赴任、2 出稼ぎ、3 その他）を追加したほか、前回の普通世帯票の項目と同様</p> <p>(4) こづかい帳 18 歳以上の世帯員のこづかいの収入と支出</p> <p>前回調査との主な相違点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身者世帯用と2人以上の普通世帯用の調査票を統合した。 ・家計簿で調査していた項目のうち、購入数量、購入先、支払方法を廃止した。 ・年収・貯蓄・耐久財等調査票に現住居以外の住宅・宅地に関する事項を加えた。 ・こづかい帳を導入した。 	<p>約 4,600 世帯で実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計資産推計を行った。
6 年	<ul style="list-style-type: none"> ・全市（664 市）、486 町村 計 1,150 市町村 ・全国・全世帯 約 6 万世帯 うち単身世帯約 4,700 世帯 	<p>(1) 家計簿甲、乙 前回項目のほかに購入先</p> <p>(2) 住宅・土地・年収・貯蓄等調査票 耐久財等に関する項目を独立し、耐久財等調査票を導入</p> <p>(3) 耐久財等調査票 前回項目のほかに、購入動機（新規・買い増し、買い替え）</p> <p>(4) 世帯票 住宅の建築時期、敷地面積を(2)の調査票に移行</p> <p>(5) こづかい帳 前回と同様</p> <p>前回調査との主な相違点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計簿は収入と支出を記入する「家計簿甲」と、それ以外に購入先を記入する「家計簿乙」を用いた。 ・11 月分は「家計簿乙」で調査した。 ・主要耐久消費財の購入動機を再び調査し、取得時期を過去 10 年間の状況から 1 年間の取得数量の調査に変更した。 ・世帯票を自計方式に変更した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住居の所有関係における民営借家と借間を統合した。 <p>[元年] 民営借家（設備専用） 民間借家（設備共用） 借間</p> <p>[6年] 民営借家・借間 うち民営借家（設備専用）</p>
11 年	<ul style="list-style-type: none"> ・全市（671 市）、471 町村 計 1,142 市町村 ・全国・全世帯 	<p>(1) 家計簿 A、B 前回家計簿甲、乙と同様</p> <p>(2) 年収・貯蓄等調査票 前回住宅・土地・年収・貯蓄等調査票と</p>	

調査年	調査対象	調査票及び調査事項（主要）	備考
(11年)	約6万世帯 うち単身世帯約 5,000世帯	同様 (3) 耐久財等調査票 購入動機（新規・買い増し、買い替え） を取得時期別所有数に変更 (4) 世帯票 前回項目のほかに、世帯主と子の同居等 について及び現住地以外の住宅・土地の 所有状況 (5) 個人収支簿 個人的な収入、個人的な支出、個人的な 収支と家計費との関係 前回調査との主な相違点 ・家計簿甲、乙から家計簿A、Bに変更 ・耐久財票で約40品目のうち約20品 目の取得時期（過去1年以内、過去1 年から5年以内、過去5年を超える時 期）を調査した。	
16年	・全市（680市）、458 町村 計1,138市町村 ・全国・全世帯 約5万9,000世帯 うち単身世帯約 5,000世帯	(1) 家計簿A、B 前回と同様 (2) 年収・貯蓄等調査票 前回と同様 (3) 耐久財等調査票 前回と同様 (4) 世帯票 前回項目のほかに、介護が必要な家族に ついて (5) 個人収支簿 前回と同様	・住宅の所有 関係におけ る「公団・公 社等借家」 を「都市再 生機構・公 社等借家」 に変更し た。
21年	・全市（784市）、219 町村 計1,003市町村 ・全国・全世帯 約5万7,000世帯 うち単身世帯約 4,400世帯	(1) 家計簿A、B 前回項目のほかに、購入地域 (2) 年収・貯蓄等調査票 前回と同様 (3) 耐久財等調査票 前回と同様 (4) 世帯票 前回と同様 (5) 個人収支簿 前回と同様	
26年	・全市（791市）、212 町村 計1,003市町村 ・全国・全世帯 約5万6,000世帯 うち単身世帯約 4,700世帯	(1) 家計簿A、B 前回項目のほかに、電子マネーを使用し た支出及び購入地域 (2) 年収・貯蓄等調査票 前回と同様 (3) 耐久財等調査票 前回と同様 (4) 世帯票 現住居以外の住宅・土地の所有用途を廃 止したことを除き、前回と同様	・住宅の所有 関係におけ る「うち民 営借家（設 備専用）」を 「うち民 営借家」に変 更した。

調査年	調査対象	調査票及び調査事項（主要）	備考
(26年)		<p>(5) 個人収支簿 前回と同様</p> <p>前回調査との主な相違点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計簿で電子マネーを使用した支出及び購入地域を調査した。 ・住居の設備に関する10品目は世帯票で、それ以外の約30品目は耐久財等調査票で調査した。 	
令和元年	<p>・全市（793市）、215町村 計1,008市町村</p> <p>・全国・全世帯</p> <p>[基本調査] （世帯票、年収・貯蓄等票、家計簿） 約4万世帯 うち単身世帯約6,700世帯</p> <p>[簡易調査] （世帯票、年収・貯蓄等票） 約4万4,000世帯 うち単身世帯約7,300世帯</p> <p>[家計調査世帯特別調査]（特別調査票） 約6,000世帯 うち単身世帯約500世帯</p> <p>[参考] 全国単身世帯収支実態調査（世帯票、年収・貯蓄等調査票、家計簿）約2,000世帯</p>	<p>(1) 家計簿10月分、11月分 「口座への入金」について、「世帯主」、「世帯主の配偶者」、「他の世帯員」に分けて新たに把握等</p> <p>(2) 年収・貯蓄等調査票 「社会保障給付金（公的年金・恩給以外）」欄の追加等</p> <p>(3) 世帯票 「子供の住んでいる場所」欄等の廃止、「世帯の人数」欄等の新設等</p> <p>(4) 個人収支簿 前回と同様</p> <p>前回調査との主な相違点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の目的を「家計の構造を所得、消費及び資産の観点から総合的に把握するとともに、都道府県などの地域的差異を明らかにする」から、「世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにする」に変更し、調査名も全国消費実態調査から全国家計構造調査に変更した。 ・3種類の調査票による基本調査と2種類の調査票による簡易調査に再編するとともに、耐久財等調査票を廃止した。 ・家計のこづかいに関する支出の内訳とその金額（家計簿C）を廃止した。 ・家計調査の調査対象世帯を対象に家計調査世帯特別調査を新設した。 ・レシート読取機能を実装したオンライン家計簿を導入した。 ・家計簿の調査時期を、調査実施年の9月、10月及び11月の3か月間から、調査実施年の10月及び11月の2か月間に短縮した。 	<p>・抽出世帯数の変更 国勢調査の調査区を基に抽出した調査単位区から次のとおり選定</p> <p>[平成26年調査] 単身世帯：1世帯 2人以上世帯：11世帯</p> <p>[令和元年調査] 単身世帯：2世帯 2人以上世帯：10世帯</p>

第三節 貯蓄動向調査

1 調査の概観

貯蓄動向調査は、2人以上の世帯における貯蓄と負債の現在高及び住宅・土地等への投資状況を調査し、その動向を明らかにすることにより、各種の経済・社会施策のための基礎資料を得ることを目的に、「統計報告調整法」（昭和27年法律第148号）に基づく承認統計として、家計調査に附帯して、昭和33年2月末日及び34年から平成12年までの毎年12月末日現在で、計43回実施された。

第1回貯蓄動向調査が行われたのは昭和33年である。当時は、家計における貯蓄の状況を見るには、金融機関の諸統計や既存の貯蓄に関する世帯調査が利用されていたが、金融機関統計は口座の名義で個人・法人の区分を行っていることから、実際に家計が保有する貯蓄とは必ずしも一致せず、また、家計と結び付けて貯蓄の動向を把握することができないという制約があった。既存の世帯統計についても、家計調査では毎月の貯蓄に回る分がどの程度あるかは把握できるものの、その詳細や現在高が得られないといった問題があり、そのほかの調査でも様々な制約があった。一方、この頃は我が国の貯蓄率が国際的に見て極めて高く、世帯の貯蓄行動が注目を集めており、これらの状況を踏まえて、新たな世帯調査として貯蓄動向調査を創設し、家計と貯蓄の関連を詳細に把握することとなった。

貯蓄動向調査は、初期の段階では、世帯の高い貯蓄率を分析することに関心が高く、貯蓄現在高よりも1年間の貯蓄の増減が重視されていたが、貯蓄現在高の水準が高まり、また、住宅・土地取得の負担が大きくなるにつれて、次第に貯蓄現在高及び負債現在高の状況に重きが置かれるようになった。このため、41年からは現在高を中心に結果表が編成されるようになり、45年以降は「住宅・土地の購入計画の有無」など主に住宅・土地の取得に関連した調査事項の追加・変更が行われた。

昭和後期から平成に入ると、バブル期のいわゆる「財テクブーム」やバブル崩壊後の長期にわたる低金利政策など個人金融資産を取り巻く状況が大きく変化する中で、金融制度の自由化などもあって金融商品が多様化したことから、積立型損害保険や外貨預金・外債など貯蓄の種類を追加・変更が行われた。

また、家計調査の対象に農林漁家世帯が加えられたことに伴い、貯蓄動向調査についても、平成11年から農林漁家世帯を調査対象とするとともに、負担軽減という観点から1年間の貯蓄・負債の増減に関する調査項目を大幅に削減した。

貯蓄動向調査は12年調査が最後となり、14年1月以降は家計調査の中で、貯蓄・負債の現在高と住宅・土地の購入計画の有無を調査することとなった。

2 調査開始前後の状況

(1) 貯蓄動向調査開始前の貯蓄に関する調査

生活水準が低い時代には、やっと暮らしていける程度の収入しか得ていない世帯が多く、家計に関する調査の多くは、最低生活水準の計測あるいは生活水準が最低レベルの世帯がどれだけいるかの実態把握に重点を置いていた。そのため、どれだけ暮らしにゆとりがあるかについての主要な判断基準の一つとして毎月貯蓄ができるかどうかといった点に関心が強く、家計収支に関する調査に比べて、保有金融資産の水準を調べる調査の数は極めて少なかった。

戦前の世帯調査で金融資産に関して調査をしている例としては、明治16年に農商務大輔品川彌二郎により全国的に実施された士族生計調査（ただし、数県の調査結果しか残されていない。）が挙げられる。この調査は、旧来の社会秩序が崩壊して生活の手段を失い、社会体制の存立を危うくしかねない存在だった士族の生活状態を把握することを目的としており、政府から支給された公債の利子が士族の収入源の一つであったこともあって、収入以外に土地、公債、株券の現在高についても調査している。

内閣統計局の実施した世帯調査では、昭和17年家計調査が保有金融資産に関する最初の調査とみられる。しかし、集計結果はほとんど残されておらず、僅かに16年10月分の結果を収録した「給料生活者及労働者戦時下家計調査結果表抜萃」（19年3月発行）の中に10月末現在の官公吏、石炭鉱業労働者及び機械器具工業労働者の銘柄別株式保有高が残されているのみである。

戦後になって我が国が復興から高度成長へと向かい国民生活が安定するにつれて、企業の投資の資金源となる家計貯蓄に関心が集まるようになってきた。このため、我が国が朝鮮戦争に伴う特需景気から神武景気、岩戸景気と次々に大型景気を経験した20年代後半から30年代前半にかけて、世帯の貯蓄行動及び保有金融資産に関する幾つかの世帯調査が開始されることとなった。

28年に貯蓄増強中央委員会（現在の金融広報中央委員会）が「貯蓄に関する世論調査」（現在の「家計の金融行動に関する世論調査」）を開始した。この調査は、貯蓄現在高など実態面も調査しているが、主に世帯の貯蓄に関する考え方などを把握し、貯蓄推進運動に役立てることを目的としており、家計との関連を定量的に詳細に把握するものではなかった。特に、調査開始当時は学校を經由して調査世帯を抽出する方法を採っており、全国の全世帯の平均像を捉えるものではなかった。

32年に経済企画庁が調査を開始した消費需要予測調査（現在の「消費動向調査」）においても貯蓄現在高を捉えていたが、調査開始当時は調査地域が限られ全国ベースの計数が得られなかった。また、調査事項が簡易で家計と貯蓄の関係についての十分な情報を得ることができなかった。

（2）貯蓄動向調査の開始

昭和30年代前半までは、貯蓄・負債の現在高に関する調査は極めて少なかった。これは、まだ生活水準の低い時代には、生活をしていく上で食料の次に必需性が高い生活用品・用具の充足が大きな目標であり、家計資産の中で貯蓄よりも耐久消費財、衣料品などの家財

の水準を調査することに関心が強かったことなどが理由とみられる。しかし、戦災から復興し、「もはや戦後ではない」といわれるようになった30年頃になると、より豊かな暮らしを求めて家計貯蓄率は高い値を示すようになり、世帯の家計資産の中で金融資産の比重が高まってきたため、世帯の貯蓄行動を詳細に把握する必要が生じてきた。

しかし、貯蓄に関しては世帯の協力を得ることが特に困難であると考えられたことや貯蓄に関する調査がそれまでほとんど無く、調査方法が確立されていなかったことから、まず、試験的な調査の形で、33年に第1回の貯蓄動向調査が実施されることとなった。

ア 昭和33年調査

第1回貯蓄動向調査は、昭和33年2月末現在で実施され、この種の調査にはどのような方法が最も適切なのかを検討するため、郵送提出方式など幾つかの方法が併用された。

(ア) 調査の範囲

貯蓄のほとんどを家計用と見ることができ、他の世帯に比べて調査協力が得やすいと考えられた勤労者世帯に絞って調査が実施された。また、貯蓄に関する事項を詳しく調べることができるように、現に家計調査の調査世帯となっている勤労者世帯を対象とした。ただし、昭和33年1月1日以降に調査世帯となった世帯を除いており、調査世帯数は約1,600世帯であった。

(イ) 調査事項

2種類の調査票を用い、調査票甲で過去1年間の貯蓄の増減などを、調査票乙で貯蓄の現在高を調査した。これは貯蓄現在高に関しては特にプライバシー意識の強いことに配慮し、調査票乙を統計局に直接郵送提出することとしたためである。

調査票甲は全ての調査世帯を対象とし、①過去1年間の貯蓄増減額、②過去1年間の耐久消費財購入額、③定期的収入の貯蓄計画、④年末賞与の使途、を調査した。

調査票乙は半分の調査世帯（33年2月又は3月をもって家計調査を終了する世帯）を対象とし、⑤貯蓄の現在高、⑥月平均収入、を調査した。

また、調査票甲、乙とは別に、調査方法、調査事項についての調査世帯の意見をアンケート調査した。

(ウ) アンケート調査の結果

アンケート結果を見ると、貯蓄動向調査に対する所感については、「個人の秘密が十分に守られるなら協力する」が48.6%、「重要な調査であるかぎり進んで協力する」が43.5%と高く、「こんな調査はやってもらいたくない」は9.1%で、調査への協力度はかなり高いことが示された。

調査方法に対しては、「自分で調査票に記入し、そのまま調査員に渡す」が26.2%で「自分で調査票に記入し、それを封筒に密封して調査員に渡す」の16.2%を上回ったが、その一方、「全然無記名でどこのだれかわからないようにして直接統計局に郵送する」が22.5%、「自分で調査票に記入し、それを直接統計局に郵送する」が18.8%と郵送提出方式を支持する意見も強く、「調査員が質問して記入する」は14.0%とやや低かった。

また、調査事項別に見ると、いずれの事項も70%程度かそれ以上の世帯が「答えてよい」と回答し、「答えてたくない」は5から15%であった。貯蓄の現在高については、「答えてよい」が74.8%、「答えてたくない」が15.1%と、他の事項に比べ（例えば、過去1年間の収入と貯蓄の増減については、「答えてよい」が79.1%、「答えてたくない」が12.0%）やや世帯の協力度が低い傾向が見られた。

各調査事項の回答の難易度については、「答えるのが難しい」と回答した世帯は3から6%であったが、「過去1年間の収入と貯蓄の増減について」だけは10.2%と高く、記入の精度を確保するのに配慮が必要であることを示す結果となった。

イ 昭和34年調査

昭和33年の第1回調査の結果を受けて、翌34年12月末現在で、より本格的な調査が実施された。

(ア) 調査の範囲

調査対象を勤労者世帯よりも調査が困難とみられた「農林漁家世帯を除く勤労者以外の世帯」（この調査においては、「一般世帯」と定義している。）にも広げるとともに、全国規模の調査とするため、家計調査の調査世帯に加えて昭和34年全国消費実態調査の調査世帯から一部の世帯を抽出して調査対象とし、計91市町村、約3,600世帯を選定した。

(イ) 調査事項

昭和33年調査と同様に、調査票甲で過去1年間の貯蓄の増減など、調査票乙で貯蓄現在高などを調査した。33年調査との相違点は、借入金の残高及び1年間の増減を調査事項に加えたことで、これらの事項は調査票乙で調査した。また、34年調査では調査票乙についても、約3,600の全世帯を対象とした。

一般世帯も調査対象としたことにより、事業用の貯蓄・負債を家計用と区分して捉えることができるかどうかを見る必要があることなどから、勤労者世帯用、一般世帯用を別々の調査票とし、さらに、調査票乙については青色申告をしている個人経営者の世帯とそれ以外の一般世帯で調査票を別にした。

(ウ) 調査方法

昭和33年調査時のアンケートでは聞き取り方式は支持されなかったことから、調査票甲、乙とも世帯が記入する自計方式とした。ただし、世帯事項については家計調査に合わせて、調査員が聞き取り、記入する他計方式とした。

1年間の貯蓄の増減などについては回答が難しい事項であることが確認され、記入内容の審査が必要とみられたことや密封提出が必ずしも高い支持を得ていないことなどから、調査員が回収し、内容審査を行う方式とした。

他方、貯蓄現在高などについては、やはり世帯のプライバシー意識が高いとの判断から、統計局へ直接郵送提出する方式としたが、調査票甲、乙の回答内容の関連をチェックする必要性から、あらかじめ回答世帯の世帯番号を記入して調査票を配布する方式とした。

なお、年間収入については、勤労者世帯は調査票甲により、一般世帯は収入に関しても

プライバシー意識が強いことに配慮して調査票乙により調べている。

3 調査の変遷

昭和33年、34年の2回の調査の結果を踏まえ、35年以降は毎年継続して貯蓄動向調査が実施されることとなったが、その変遷をたどると、大きく三つの時期に分けることができる。

40年頃までの「初期」の段階では、調査方法の改善、調査内容の改善・整理などが行われており、基礎固めの時期といえる。また、調査の目的も家計貯蓄率の分析という観点が強く、金融資産の現在高よりも資産の増減に重きが置かれていた。

しかし、我が国の社会経済が目覚ましく発展し、生活水準が向上するにつれて、貯蓄に関する調査へのニーズも次第に変化を見せ、それに呼応して調査事項の充実等が行われていった。40年代前半は、貯蓄動向調査をどう発展させていくかを模索していた「過渡期」に当たり、金融資産の現在高に重きを置く、現在まで続いている流れが作られた一方で、調査事項については試行が繰り返された時期といえる。

そして、40年代後半以降は、家計に占める比重が急速に高まっていった住宅・土地の取得に関連する調査事項が充実され、また、金融制度・金融商品の多様化により、貯蓄の種類などが追加・変更された時期である。したがって、貯蓄動向調査が、家計のストック化に対応して変化していった「進展期」といえよう。

こうして貯蓄動向調査は、時代に応じて進化してきたが、家計調査に統合することによりその役割を終え、平成12年をもって終了した。

(1) 標本設計

家計調査が全国規模に拡大される昭和37年までは、家計調査の毎月調査都市（以下「A地域」という。）の調査世帯の一部を調査の対象としたほか、家計調査の施行地域以外の市町村（以下「B地域」という。）からも調査世帯を選定し、全国規模の調査を行っていた。しかし、調査世帯の抽出方法は、調査年によってやや異なっている。

B地域について、34年調査では同年の全国消費実態調査の調査世帯から調査対象を選定していたが、35年調査では、他の調査とは別に25市47町村を選定し、各市町村から昭和30年国勢調査の調査区を3調査区ずつ、合わせて216調査区を抽出し、その3調査区の中から12世帯ずつ、合わせて864世帯を選定している。A地域の調査世帯と合わせると、3,617世帯となる。

続く36年調査の標本設計が35年調査と大きく異なるのは、結果数値の安定性を考慮して、調査世帯4,988世帯（A地域4,124世帯、B地域864世帯）のうち半分の2,494世帯を35年調査と同じ世帯としていることである。B地域からは、昭和35年国勢調査の調査区から新たに調査区を選んで、その中から半数の432世帯を選定している。

37年調査及び38年調査では、家計調査の調査世帯のうち、県庁所在都市集計のために追加した世帯と調査年12月又は翌年1月に記入を開始した世帯を除いた世帯を調査世帯とし

ており、37年調査では、家計調査が全国ベースに切り替えられたことに伴う若干の経過的措置を講じている。なお、36年調査の都道府県に対する「指示注意事項」を見ると、37年調査についても一部の世帯を前年に継続して調査する予定であったことがうかがえるが、実際には家計調査の拡大改正によってその標本設計が全面的に改定されたことに伴ってそれが困難になったとみられ、再度一部の世帯を継続して調査することとしたのは、39年調査からである。

39年調査では、前年調査と同様にして選定した新調査世帯3,828世帯と前年調査の調査世帯3,828世帯のうち家計調査において前年11月に記入を開始した世帯を除く再調査世帯2,868世帯の計6,696世帯を調査した。40年以降の調査では、39年調査と同様に、新調査世帯と前年調査の時の新調査世帯から市町村交替があった分などを除いた再調査世帯を対象とする方法を採用しており、標本設計に関しては39年調査でほぼ確立されたといえる。

なお、最後の調査となった平成12年調査における調査世帯数は、新調査世帯が3,186世帯、再調査世帯が3,162世帯であった。

(2) 調査方法

昭和36年調査までは、世帯事項、1年間の貯蓄の増減などを調査事項とする調査票甲は密封せずに調査員が回収し、貯蓄現在高、借入金の状況、過去1年間の実収入などを調査事項とする調査票乙は世帯が統計局に直接郵送提出する方式を採用していた。

37年調査では、従来の調査票甲、乙を統合するとともに、青色申告世帯とそれ以外の世帯の調査票の区別も廃止し、世帯が調査票を調査員に提出する際、調査票を世帯事項、1年間の貯蓄の増減などの部分と貯蓄現在高、借入金、過去1年間の実収入の状況などの部分とに切り離し、後者を密封して調査員に渡す方式に切り替えた。このような変更を行った理由としては、

①従来は青色申告世帯の金融資産については、家計用と事業用に分けて調査したが、これを明確に区分することは困難であり、他の世帯と同様に両者をまとめて記入する方式でも支障がないとみられたこと

②家計調査の拡大改正に伴って、家計調査でも年間収入を調査することとなったが、これを直接郵送提出方式とすると事務の負担が大きくなり現実的でない。そのため密封提出方式としたが、特に問題は生じなかったこと

などが挙げられる。

39年には、再び一部の世帯を継続して調査することにしたことから、調査票を新調査世帯用（調査票A）と再調査世帯用（調査票B）に分け、新調査世帯についてのみ借入金の状況を調査することとしたが、45年に新調査世帯と再調査世帯を合算した集計を本集計としたことに合わせて、再調査世帯についても借入金の状況を調査することとし、新・再調査世帯とも再度同一の調査票とした。また、この際に、年間収入は別の調査票（年間収入調査票）で調査することとした。

さらに、41年調査からは調査票のレイアウトを変更し、世帯事項のみ切り離して調査員

に直接渡し、過去1年間の貯蓄の増減に関しては、1年前の残高を現在高などと一緒に密封して提出する方式としたが、これは、次のような理由によるものであった。

- ①生活水準が向上し、1年間の貯蓄の状況よりも金融資産の現在高のほうが重視されるようになったこと
- ②現在高のほうが記入精度が良く、調査世帯の負担も軽減されることから、預貯金については、利子分が含まれることにはなるが、1年前の預貯金残高を調べ、現在の残高との差額を1年間の増減とする方法に切り替えたほうが望ましいこと
- ③世帯のプライバシー意識の高まりに配慮したこと

61年調査からは、封筒に窓を設け、世帯事項のある調査票の第1面が密封しても見えるようにして、世帯事項の部分と金額が記入された部分を世帯が切り離す方式から世帯事項の部分の切り離さず一緒に密封提出することとした。これによって、切り離す手間や回収した後に照合する手間を省くことが可能となった。

(3) 調査事項

標本設計、調査方法については、昭和40年頃までにほぼ完成形となったが、調査事項については、その後も様々な変更が加えられている。

ア 初期

この時期は、主に試験調査の段階で細かく調べていた事項を整理する時期に当たっている。昭和35年調査では、「預け先金融機関の選定理由」や勤労者世帯についての「定期収入からの貯蓄状況」及び「年末賞与の使途」といった貯蓄態度に関する事項を削除し、勤労者世帯用と青色申告世帯以外の一般世帯の調査票を共通化している。一方で、貯蓄の種類に「無尽、頼母子講^(注)の掛金」及び「勤め先への預金」を、負債の種類に「月賦・年賦」を加えた。

37年調査では、青色申告世帯の貯蓄・負債を家計用と事業用に区分することが実際上困難であったことから、この区分を廃止し、青色申告世帯の調査票を他の世帯の調査票と一本化した。また、38年調査では、記憶が曖昧になりがちで調査が困難な「設備、耐久財などの過去1年間の購入状況」を廃止している。

39年調査では、調査票を新調査世帯用と再調査世帯用に分けて、「各種の負債の有無、現在高及び過去1年間の増減額」は新調査世帯のみ調査することとしたが、45年調査において、再調査世帯もこれらの事項を調査することとし、再び調査票を統一した。そのほか、41年調査では、貯蓄の種類に勤め先の共済組合、互助会などを預け先とする「その他の預貯金」、42年調査では負債の種類に「その他の借入金」を加え、貯蓄動向調査の調査事項の基本部分はこの頃までにほぼ固まった。

イ 過渡期

基本的な調査事項が固まり、調査結果が積み重ねられてくると、高い家計貯蓄率を世帯

(注) 一定の口数と給付金額を定めて加入者を集め、加入者が積み立てた定期的な掛金に基づき、抽選ないし入札などにより、順番に給付を受ける仕組みのこと。沖縄では、「模合(もあい)」ともいう。

の態度からも捉えようという新たな試みがなされた。昭和42年調査で「貯蓄の目的」が調査事項に加えられ、43年調査では、「貯蓄の方法」がこれに替えられ、更に新調査世帯については「借入れた理由」も調査された。しかし、44年調査では、世帯の態度に関する調査事項は廃止されている。

ウ 進展期

この頃になると住宅・土地の取得費用が上昇し、世帯の資産形成の中で住宅・土地の取得が大きな比重を占めるようになったことから、これに関連する調査事項が加えられるようになった。

昭和45年調査では、「住宅・土地の新築・購入計画の有無」を加え、負債のうち「住宅・土地のための借入金」を調べることにした。また、47年調査からは各種貯蓄の現在高のうち「勤労者財産形成貯蓄」の分を調査し、その後、勤労者財産形成貯蓄が各種の金融機関で扱われるようになったことに対応して、生命保険（50年）、定額郵便貯金及び簡易保険（貯蓄保険）（51年）、積立型損害保険（平成元年）について、それぞれ「勤労者財産形成貯蓄」の分を調べることにした。

52年調査では、「住宅・土地のための借入金」について「借入れ先別の内訳」を加え、53年調査からは「借入れ先別の1年間の返済額」や住宅・土地を「3年以内に購入する計画がある」場合に、その計画の内容（「住宅を購入又は新築」、「土地を購入」、「土地及び住宅を購入又は新築」）を調べることにした。

58年以降は、新たな金融商品の登場に対応して、貯蓄の種類を追加を行っている。人口の急速な高齢化を背景に公的年金制度を補う個人年金に注目が集まり、年金制度が組み込まれた商品が登場してきたことから、58年調査で「年金制度が組み込まれている貯蓄」を、また、従来掛捨て型だけであった損害保険に積立型が登場したことから、60年調査で「積立型損害保険」を追加した。

さらに、この頃から、金融制度の自由化に向けて大口定期、スーパー定期、スーパーMMCなど自由金利商品が登場したが、そのような金融商品の中には、これまでの貯蓄の分類に当てはまらないものもあり、平成2年調査では「金投資・金貯蓄口座」を、10年調査では「外貨預金、外債」を追加した。

他方、2年調査では、預入先等についても変更を行った。相互銀行が普通銀行に転換したことから、預貯金の預入先のうち「相互銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合・労働金庫・その他の金融機関」から「相互銀行」を削除したほか、世帯の貯蓄に占める比重が極めて小さくなった「無尽・頼母子講・模合」も削除した。

11年調査では、預貯金・生命保険などの「1年前の現在高」と「1年間に借り入れた金額」、「1年間に返済した金額」を削除した。これにより、貯蓄・負債の1年間の増減に関する調査事項は、「有価証券の1年間の純増減額」及び「住宅・土地のための負債の年間返済額」のみとなった。このほか、現在高が大きく減少していた「金投資口座・金貯蓄口座」を削除した。

また、11年調査から家計調査の対象に農林漁家世帯が加えられたことから、11年からは貯蓄動向調査においても調査対象に加えることとした。これに伴い、年間収入調査票に「農林漁業収入」及び「現物消費の見積り額」を加えた。そのほか、「年金・恩給」を「公的年金・恩給」に名称変更した。

さらに、高齢化社会における住宅の取得動向を明らかにするため、住宅・土地の購入計画の無い場合にその理由を調査することとし、11年調査で「相続」を、12年調査で「増改築を予定」、「住宅リフォーム（修繕等工事）を予定」をそれぞれ選択肢に追加した。

第四節 家計消費状況調査

1 調査の概観

家計消費状況調査は、購入頻度が少なく、家計調査においては結果が安定しない高額商品等への支出を補完して把握することによって四半期別GDP速報値（QE：Quarterly Estimates）推計の精度向上を図るとともに、増加が著しく今後の消費動向を左右するIT（情報通信）関連の商品・サービスへの支出を的確に把握することを目的として、平成13年10月から開始された調査である。

この調査は、民間の調査機関に委託し、全国の全世帯の中から抽出した30,000世帯（うち単身世帯3,000）を対象に、毎月、調査員が調査票を配布（調査票の取得はオンラインでも可能）し、その回収は調査員によるほか、郵送、オンラインを併用することによって実施している。

2 調査実施までの経緯

平成12年2月、月例経済報告等に関する関係閣僚会議において、小渕内閣総理大臣から「消費や投資の実態の早期かつ的確な把握につき、さらに改善を図るよう、関係者で至急検討するように」との指示があり、これを受けて、総務庁と経済企画庁は共同で、有識者から成る「個人消費動向把握手法改善のための研究会」（座長 竹内啓明治学院大学国際学部教授）を同年4月に設置した。この研究会は、その後6回開催され、同年8月9日に中間報告を取りまとめ、次のような提言を行った。

① 需要面からの新調査の実施に向けた検討

消費動向の更なる的確な把握及びQEの推計精度の向上を図るため、既存の消費統計調査をより充実するとともに、これを補完する新たな消費動向把握のための調査の実施に向けた検討を行うべきである。

② 高額消費に関する供給側の統計整備・活用

消費動向の把握を改善していくためには、需要側のみならず供給側の統計を整備・活用していくことが望ましい。

QEにおける民間最終消費支出の推計に際し、高額消費に関する供給側統計の活用を現行の自動車などから拡充し、高額消費と非高額消費の相互関連も踏まえた推計方法に出来るだけ早期に移行することが望ましい。

③既存調査からの集計方法等についての検討

既存の消費統計調査においても、新たな集計や推計方法の開発を行い、その有用性について検討する必要がある。

この提言を受け、総務庁統計局は、家計調査を補完する新たな調査の実施に向けて検討を開始することとした。また一方、経済審議会の報告書（12年6月30日）においては「IT革命は消費生活の姿にも大きな影響をもたらす。」ことが指摘されているにもかかわらず、ITの進展が国民の消費生活に与える影響を把握するための統計整備が立ち遅れていたことを踏まえ、IT関連の消費の実態を捉えることも新たな調査の目的に加えることとした。

(1) 試験調査の実施

新調査の開始に向けて、調査方法、調査事項、調査票の設計等について検証するため、平成13年1月から2月までの2か月間に、「IT関連消費、高額消費等を中心とした個人消費動向把握のための試験調査」を実施した。

調査期間…13年1月1日から2月28日までの2か月間

調査対象…2,000世帯（うち単身世帯200）

調査方法…民間調査機関に委託し、調査員が調査票を配布。調査票の回収は、1月分は郵送により、2月分は調査員による。

調査事項…①調査票甲（世帯の状況等に関する事項）

世帯に関する事項、特定商品・サービスの保有・利用状況、インターネットの利用状況

②調査票乙（毎月の特定期間消費、支出総額、収入総額に関する事項）

・調査票乙1（1,000世帯対象）

特定の商品・サービスに対する1か月間の支出金額、日々の記入に基づく1か月間の支出総額、1か月間の収入総額

・調査票乙2（1,000世帯対象）

3万円以上で購入した商品・サービスに対する1か月間の支出金額（及び名称）、預金通帳等に基づいて記入する1か月間の支出総額及び収入総額

(2) 研究会の開催

ア 新たな個人消費統計調査の調査方法等に関する研究会

平成13年1月、総務省統計局は、試験調査の結果の検証、新調査の実施に向けた検討を行うことを目的として、有識者から成る「新たな個人消費統計調査の調査方法等に関する研究会」（座長 竹内啓明治学院大学国際学部教授）を設置し、同年10月までに4回開催した。

この研究会では、高額商品を調査するに当たって特定の品目に着目するか、購入金額に着目するか、特定品目型とした場合のその品目の種類、収入・支出の総額を調査するか否か、収支総額を調査するに当たってフリー記入方式とするか通帳記入方式とするか、調査票の設計、などに関して議論が行われた。

イ 新たな個人消費統計調査の調査方法等に関する検討会

新たな個人消費統計調査の調査方法等に関する研究会と並行して、統計局は、新調査の開始に向けて、調査方法、調査事項、集計事項、公表方法などを具体的に検討するため、実務者による「新たな個人消費統計調査の調査方法等に関する検討会」を平成13年2月から4回開催した。

(3) 統計審議会への諮問・答申

新たな家計消費状況調査の実施については、指定統計調査である家計調査と密接な関連を有するもの（「統計報告調整法施行令」（昭和27年政令第396号）第1条の2）として、家計調査の見直しと併せて、平成13年5月11日に統計審議会に諮問され、国民生活・社会統計部会での審議を経て同年7月13日に答申が行われ、これを受けて、同月30日に総務大臣から承認された。

(4) 調査委託業者の選定

調査業務を委託する業者については、平成13年5月に意見招請のための官報公示、6月に一般競争入札のための官報公告を行い、提出された実施体制報告書の審査を経て、同年7月に決定した。

3 調査の変遷

(1) 調査の概要

平成13年10月に実施した初回の家計消費状況調査の概要は次のとおりである。

ア 調査対象と選定方法

調査の対象は、全国の全世帯とし、層化2段抽出法により次のように30,000世帯（うち単身世帯3,000）を抽出

(ア) 調査地点の抽出

全国を地方別（9分類：北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州（沖縄県含む。））、都市階級別（5分類：人口100万以上の市、15万以上100万未満の市、5万以上15万未満の市、5万未満の市、町村）に層化（グループ分け）し、その中から計3,000の調査地点（国勢調査の調査区を基に設定）を抽出

(イ) 調査世帯の抽出

各調査地点から、住民基本台帳（又は選挙人名簿）を基に、10世帯（うち単身世帯1）を抽出

イ 調査期間

全調査世帯を12のグループ（各2,500世帯）に分け、毎月1グループずつずらして調査を開始し、一つのグループごとに1年後に別のグループに交替する。対象となった世帯は1年間継続して調査することとなる。

ウ 調査事項

(ア) 調査票甲（平成16年から調査票A）（調査開始月のみ、世帯の状況等に関する事項）

世帯に関する事項、IT関連の機器・サービスの保有・利用状況、1か月のインターネットの利用状況

(イ) 調査票乙（平成16年から調査票B）（毎月の特定期間に関する事項）

世帯に関する事項（前月からの変更のみ）、特定の商品・サービスの購入金額、支出総額、消費に関するインターネット利用状況

エ 調査方法

調査の企画は統計局が行い、実査と集計は民間調査機関に委託する。調査員が調査票を配布し、調査票の回収は調査員による回収（1、4、8、12か月目の調査票）と郵送による回収（2、3、5、6、7、9、10、11か月目の調査票）を併用する。

オ 集計

(ア) 主な集計事項

- ・世帯の属性に関する事項
- ・IT関連の機器・サービスの保有・利用状況に関する事項
- ・インターネットの利用状況に関する事項
- ・特定の商品・サービスに係る1世帯当たり1か月間の支出金額に関する事項

(イ) 集計範囲と期間

集計は、全国平均のほか、地方別、都市階級別とし、世帯属性別（世帯主の年齢階級別、世帯主の職業別等）結果も作成する。これらの結果について、月別のほか、四半期別、年別、年度別を作成する。

(ウ) 推計方法

全国平均や地方別平均の推計は、層別の抽出率の逆数（線形乗率）に対して労働力調査の世帯分布結果を基に補正を行ったものをウエイトに用いて行っている。

ただし、単身世帯については、線形乗率を1として、労働力調査の世帯分布結果を基に補正を行っている。

四半期及び年平均については、月別結果の単純平均として算出している。

(2) 結果の公表と調査の見直し

家計消費状況調査の結果は、平成14年5月からIT関連項目についての、15年5月から14年1月に遡って支出関連項目についての公表を開始した。なお、この15年5月からは、

家計調査結果と家計消費状況調査結果を合成して作成した家計消費指数についても公表を開始した。

家計消費状況調査の調査事項や調査方法については、状況の変化に応じて不断に見直しを行っており、その主なものは表3のとおりである。

表3 家計消費状況調査の変遷

変更年月	調査票	変更内容
平成16年1月	調査票B	「特定の商品・サービス」のうち、「パック旅行費」を国内と外国に分割
18年1月	調査票A	「2. 情報技術 (IT) 関連の機器・サービスの保有・利用状況について」及び「3. 今月1か月間のインターネットの利用状況について」の調査事項の選択肢を変更
	調査票B	「特定の商品・サービス」のうち、「ピアノ」を「楽器」に、「携帯情報端末 (PDA)」を「ビデオデッキ」に変更
20年1月	調査票A	①「2. 情報技術 (IT) 関連の機器・サービスの保有・利用状況について」及び「3. 今月1か月間のインターネットの利用状況について」の調査事項を変更 ②「電子マネー等関連の利用状況について」を新設
	調査票B	①「特定の商品・サービスの購入金額」のうち、「インターネット接続機能付固定電話機」を廃止、「カメラ」及び「ビデオカメラ」においてデジタルとアナログを統合、「インターネット接続機能付カーナビゲーション」の対象を広げ「カーナビゲーション」に変更 ②「特定の商品・サービス」に「有料道路料 (ETC利用、ETC利用以外)」、「スポーツ施設使用料」を追加
22年1月	調査票A	「電子マネー等の利用状況について」の「電子マネーの利用回数が最も多かった場所」の選択肢に「スーパーマーケット」を追加
	調査票B	「特定の商品・サービスの購入金額」のうち、「インターネット接続料 (プロバイダ料と通信料)」と「インターネット接続料 (プロバイダ料金など)」を「インターネット接続料 (プロバイダ料金など)」に統合、「腕時計」と「装身具 (アクセサリー類)」を新設、「デジタル放送チューナー内蔵テレビ」と「デジタル放送チューナー内蔵以外のテレビ」を「テレビ」に統合、「インターネット接続機能付テレビゲーム機」を「テレビゲーム (ソフト含む)」に変更
23年4月	調査票A	「今月1か月間のインターネットの利用状況について」を廃止
27年1月	調査票A	①「あなたの世帯について」の世帯員の数、就業者の数、在学者の数を年齢階級別に変更 ②「電子マネーの利用状況について」の調査項目を変更 ③「インターネットを利用した購入状況について」を新設
	調査票B	①「特定の商品・サービスの購入金額」の調査対象品目を追加・変更・削除し、44品目に ②「支出総額」の調査項目を変更 ③「消費に関するインターネットの利用状況」を「インターネットを利用した商品・サービスの購入金額」に変更し、支出総額に加え内訳として商品・サービス22品目を新設
29年1月	調査票B	①「特定の商品・サービスの購入金額」に、「授業料等 (幼稚園～大学、専修学校) : 国公立」、「授業料等 (幼稚園～大学、専修学校) : 私立」、「補習教育費 (学習塾・予備校・

変更年月	調査票	変更内容
		通信添削などにかかる費用)」、「机・いす(事務用・学習用)」、「食卓セット(単品のみを含む)」、「仕送り金」を追加し、44品目を55品目に ②「支出総額」を廃止し、「食費及び仕送り金・贈与金」の調査を終了
30年1月	調査票A及び調査票B	「農林漁家／非農林漁家」欄を廃止
令和3年1月	調査票A	「インターネットを利用した購入状況について」の「最も多く購入に利用した機器」の選択肢のうち「スマートフォン・携帯電話(PHSを含む)」を「スマートフォン・携帯電話」に変更
	調査票B	①「特定の商品・サービスの購入金額」のうち、「スマートフォンなどの通信・通話使用料(携帯電話・PHSなどを含む)」を「スマートフォン・携帯電話などの通信・通話使用料」に、「スマートフォン・携帯電話・PHSの本体価格」を「スマートフォン・携帯電話の本体価格」に、「和服(男子用・婦人用)(着物、帯など)」を「和服(着物、帯など)」に変更 ②「インターネットを利用した商品・サービスの購入金額」のうち、「保険(生命保険、医療保険、自動車保険、火災保険など)」を「保険(生命保険、医療保険、自動車保険、火災保険など)※掛け捨て型のみ」に変更

4 近年の取組

家計消費状況調査では、平成26年からインターネット回答を導入し、回答者の利便性の向上を図っている。

また、29年1月期分からの公表時期を調査実施月の翌々月中旬から翌々月上旬に早期化することとしたが、調査票回収までの日数が短縮されて回収率の低下が見込まれたため、回収率向上措置として、謝礼金を増額し、調査世帯の協力を得られるよう努めている。

第五節 家計消費単身モニター調査

1 調査の概観

家計消費単身モニター調査は、個人消費動向への注目が集まる中で、家計調査を含めた家計消費統計の見直しが必要とされ、家計消費の動向把握や景気判断に資する新たな指標の検討が求められたことから、家計調査の単身世帯結果を補完・補強するため、平成29年8月から実施している調査である。

この調査は、CTIの作成に活用することを目的として、民間に委託し、受託した事業者が保有・管理する登録モニターの中から選定した世帯を対象に、オンライン調査システムによって実施している。

2 調査実施までの経緯

(1) 背景

平成27年11月の「経済財政諮問会議」において、経済情勢を的確に把握する観点から統計整備の重要性が指摘され、統計委員会に対し、家計統計、毎月勤労統計、法人企業統計といった個々の統計の改善に加え、統計調査の標本の偏り（調査対象者が母集団全体を正しく代表するものとなっていないこと）に対する補正の在り方、標本替えや遡及改定（調査対象者の交替、交替に伴って遡って結果数値を改定・変更すること）の際の新系列と旧系列との整合性の取り方を始めとする横断的な課題について、利用者のニーズを踏まえ、専門的な知見をいかして方針を整理すべきとの要請がなされた。この要請の内容は、統計委員会においても重要な課題であると受け止められ、また、専門的な審議を通じて、公的統計の総合的かつ体系的な整備を推進するという統計委員会の役割にも合致したものであった。

そこで、統計委員会は、基本計画部会において、家計調査を始めとする経済統計に共通する課題について横断的に審議し、28年3月、その結果を取りまとめた。このうち、家計統計に係る課題解決に向けた今後の取組の方向性の具体的な内容は、次のとおりである。

世帯分布

- ・世帯主の年齢階級分布を用いた推定結果を参考系列として提供することについて検討する必要がある。
- ・有業人員など他の世帯属性を用いた推定方法について引き続き研究を進める必要がある。

個人消費の把握の拡充

- ・家計消費状況調査及び家計消費指数の公表早期化を行う必要がある。
- ・ビッグデータ等の活用可能性、単身世帯の消費支出の把握方法、世帯構造の変化の影響分析など幅広い観点から、家計消費に関する新たな指標開発に向け研究していくことが必要である。

記入者負担の軽減

- ・本調査の電子化の検討を進め、オンラインでの回答、タブレットでの回答について実現化を図っていくことが必要である。
- ・調査方法を見直し、記入しやすい調査票を導入するため、検討を進める必要がある。
- ・数量（重量）調査については、利用者ニーズに留意の上、記入者負担の軽減という観点から検討を続ける必要がある。
- ・高齢者に配慮した記入支援方法について、引き続き検討する必要がある。

情報提供・利活用の向上

- ・公表資料（冊子）や「家計Q&A」（ホームページ）などを活用して、他の関連統

計との相違に関する解説などを随時掲載していくことが必要である。

- ・引き続きタイムリーかつ的確な情報提供に努めることが必要である。

利用ニーズと役割

・本統計は、家計消費の実態把握というミクロの把握が本来の目的であり、景気指標として要求される精度を達成するには標本調査としての限界もある。したがって、景気指標としてはビッグデータ等を含む新たな指標開発が必要であり、本統計については、記入者負担、利用ニーズ、国際的な動向、全国消費実態調査との関係などを考慮しながら、家計統計の長期的な在り方についても検討を進めるべきである。

これを受けて統計局は、消費の実態をよりの確に把握するための改善に向けて「家計調査の改善に関するタスクフォース」（第1回：平成28年6月15日～第4回：平成28年7月25日）を設置して検討し、次の三つを柱として、家計調査の調査方法や公表体系を見直し、より分かりやすく、充実した家計消費統計の整備に資することとした。

- ・キャッシュレス化等に対応した調査方法の見直し

ICTの活用、記入負担の軽減

- ・家計消費統計のデータ整備・公表体系の見直し

新たな経済指標の開発

- ・統計ユーザーとのコミュニケーションの充実

理解の浸透、的確な市場分析への寄与

このうち、「家計消費統計のデータ整備・公表体系の見直し」の具体的な内容は、次のとおりである。

○家計調査は、速報性があり、費目別・年齢別・地域別の傾向等の分析が可能といった特長を持つが、サンプル調査としてのバラつき等が存在。また、国全体の消費動向を示すGDP等のマクロ統計とは異なり、月次の公表では単身世帯の動向や世帯数の伸びは反映されていない。

○我が国の経済活動、景気動向をよりの確に把握するため、

- ①家計収支の特性や新たな推定・加工方法を研究し、その成果を随時提供
- ②単身モニター調査の導入等による家計調査を補完・補強する基礎データの充実
- ③ビッグデータや販売統計等の供給側統計も活用した、家計消費の動向把握や景況判断に資する新たな指標開発の検討

等を行うことが必要

(2) 購買状況の把握に関する試験調査

このような経緯を踏まえ、新たに家計消費単身モニター調査を実施することとし、その在り方、内容を詳細に検討するためのデータを得ることを目的として「購買状況の把握に

関する試験調査」を実施した。

調査期間…平成29年1月1日から7月31日まで

調査の位置付け…統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項の規定に基づく一般統計調査

調査対象…民間事業者が保有・管理する登録モニターの中から選定した全国の単身世帯900世帯

調査票…家計簿（毎月）、世帯票（家計簿入力開始前）、年収・貯蓄等調査票（入力開始後1か月目の後半）。これらは全て電子調査票とする。

調査事項…家計調査と同様。ただし、負担の軽減を図るため、家計簿には詳細な品目名は入力せず、カテゴリー（支出項目分類（小分類）を中分類程度にまとめた区分）を選択して、金額と用途を入力

調査方法…民間事業者に委託し、世帯がオンラインシステムにアクセスし入力することにより回答

(3) 速報性のある包括的な消費関連指標の在り方に関する研究会

一方、新たな消費関連指標については、家計調査の改善に関するタスクフォースにおいて、学識経験者を含む有識者による新たな検討の場が必要とされており、これを受けて、統計局は、総務大臣が主宰する「速報性のある包括的な消費関連指標の在り方に関する研究会」（座長 国友直人 明治大学政治経済学部特任教授）を設置し、消費全般の動向をマクロ、ミクロの両面で捉える指標の在り方について検討を行った（第1回：平成28年9月15日～第6回：平成29年3月22日）。

この研究会は、その報告において、「消費動向の全体構造を捉える、新たな速報性のある包括的な消費指標の体系：【消費動向指数】（C T I : Consumption Trend Index）を短期及び中長期の視点に立って開発し、今後の経済財政運営、税制改正等に寄与し、民間企業における経営判断、市場分析等に資する国民共有の統計指標体系として、行政及び一般に供することを提言」し、さらに、家計消費単身世帯モニター調査及びC T Iについて、次のように述べている。

単身世帯の消費状況を毎月捉えるため、家計調査を補完する新たな調査として総務省が実施を予定している家計消費単身世帯モニター調査については、試験調査を通じてその実施可能性や結果推定方法の検証を行いつつ、平成29年夏を目途に本格的に開始し、平成30年1月に予定する家計調査の改善・刷新に合わせて、その結果を基礎データとしてC T Iに組み込むことが望ましい。

この場合において、モニターの脱落を防止し、安定的・継続的な調査実施を確保できるよう、ICT（情報通信技術）を活用し、調査負担の少ない回答方法を採用する

とともに、公表の早期化を確保することが適当である。

また、無作為抽出調査と異なり、有意抽出となるモニターの回答には偏りがあると考えられることから、地域、年齢、性別、収入等の分布に偏りがないよう設計を行うとともに、結果については、統計的手法を用いて補正することが必要である。

(4) 承認申請

家計消費単身モニター調査については、試験調査の実施状況、研究会報告等を踏まえて実施計画を策定し、平成29年6月26日に統計法第19条第1項の規定に基づき、一般統計調査として承認申請を行い、同月30日に承認された。また、調査計画のうち集計事項（結果公表）については、当初承認申請時には確定していなかったことから、30年2月21日に改めて変更申請を行い、同月27日に承認された。

(5) 調査委託業者の選定

調査業務を委託する業者については、平成28年11月に意見招請のための官報公示、29年1月に一般競争入札（総合評価落札方式）のための官報公告を行い、提出された企画書の審査を経て、同年4月に決定した。

(6) 調査の本格実施

平成29年8月、試験調査の対象であったモニターに加えて新たに選定したモニターを対象として、家計消費単身モニター調査を開始した。

結果については、インターネット（統計局ホームページ及びe-Stat（政府統計の総合窓口））へ掲載する方法により、30年1月分から公表を開始している。なお、調査票、調査事項、調査方法は、試験調査と同じである。

調査の開始時期…29年8月1日

調査の位置付け…統計法第19条第1項の規定に基づく一般統計調査

調査の対象…民間事業者が保有・管理する登録モニターの中から選定した全国の単身世帯2,400世帯

調査票…家計簿（毎月）、世帯票（家計簿入力開始前）、年収・貯蓄等調査票（入力開始後1か月目の後半）。これらは全て電子調査票とする。

調査事項…家計調査と同様。ただし、負担の軽減を図るため、家計簿には詳細な品目名は入力せず、カテゴリーを選択して、金額と用途を入力

調査の方法…民間事業者に委託し、世帯がオンラインシステムにアクセスし入力することにより回答

結果の公表…30年1月分（同年3月9日）から開始

第六節 消費動向指数（C T I）

1 消費動向指数の概観

消費動向指数は、消費全般の動向をミクロ、マクロの両面から捉える速報性の高い消費指標の体系として開発を進めており、次の二つの指標体系を平成30年1月分から参考指標として公表している。

「世帯消費動向指数（C T I ミクロ）」は、我が国における世帯の消費支出の平均額の推移を示す指数であり、家計調査、家計消費状況調査及び家計消費単身モニター調査の結果を合成した支出金額により作成している。

「総消費動向指数（C T I マクロ）」は、我が国における世帯全体の消費支出総額（G D P 統計の家計最終消費支出に相当）の推移を推測する指数であり、毎月の世帯消費動向指数（総務省統計局）、サービス産業動向調査結果（総務省統計局）、商業動態統計調査結果（経済産業省）、第3次産業活動指数（経済産業省）及び鉱工業生産指数（経済産業省）の動向から、季節調整済みの家計最終消費支出に相当する消費支出総額の推移を状態空間モデル^{（注1）}に基づく時系列回帰モデル^{（注2）}によって推測している。

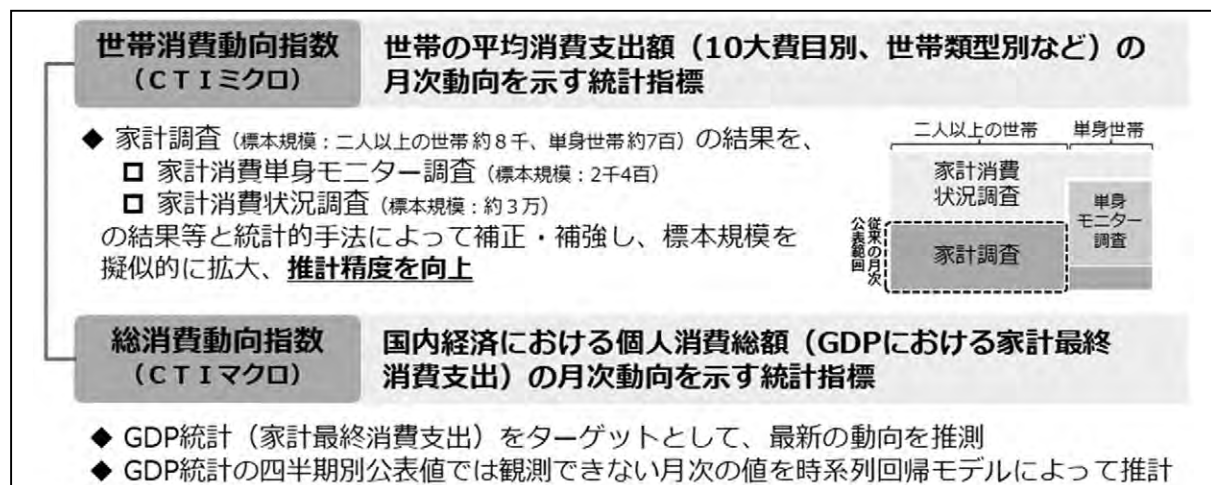


図 消費動向指数（C T I）の概要

2 消費動向指数の開発・公表

(1) 背景

消費関連の統計は統計局の家計調査のほか、内閣府のG D P 統計（家計最終消費支出）

（注1） 時系列分析における分析ツールの一つで、観測値（調査票情報などから直接集計される値）からは直接知ることのできない情報（通常、これを「状態」と呼ぶ。）を推計するための数学的モデルのことをいう。

（注2） 時系列データに対して通常の回帰モデルを適用した数学的モデルのことをいう。説明変数には、各種時系列データのほか、ダミー変数や、時点をずらした時系列データが用いられる。通常、回帰モデルにより推計される回帰係数は1組だけであるが、状態空間モデルに基づく時系列回帰モデルの場合、回帰係数を時間的に変化する値（状態）として推計すること（回帰係数の組が時点の数だけ求められる。）が可能である。

や日本銀行の消費活動指数など複数存在するが、対象の捉え方や作成方法が異なるため、時系列的な変動に違いが生じていること、また、世帯規模の縮小と世帯数の増加により、ミクロ統計とマクロ統計でトレンドが異なっているにもかかわらず、マクロ・ミクロの両面を包括的に捉える統計が存在しないことが問題視されていた。

このような背景の下、家計調査の改善に係る検討の場として平成28年に「家計調査の改善に関するタスクフォース」が開催され、三つの課題が取りまとめられた。そのうち、「家計消費統計のデータ整備・公表体系の見直し―新たな経済指標の開発―」に関しては、有識者による新たな検討の場が必要とされたことから、「速報性のある包括的な消費関連指標の在り方に関する研究会」が設けられ、ビッグデータの活用を視野に入れた新たな消費関連指標の開発に向けて具体的な議論が行われた。

この研究会においては、ビッグデータの活用は様々な可能性を秘めている一方、プライバシー保護との関係など個々のビッグデータが抱える課題の解決には一定の時間を要することから、中長期的にはビッグデータをデータソースとする統計作成に取り組みつつ、短期的には世帯の消費動向を包括的に把握することが可能な指標として、家計調査を他の統計調査等で補完・補強した指標の開発を進めて早期に提供することが肝要であるとされ、最終的には、短期及び中長期の視点に立って「消費動向指数」を開発し、新たな統計指標体系として広く提供することが提言された。

この提言を受けて統計局は、C T Iの開発に着手することとし、29年7月に学識経験者、企業関係者及び統計局、統計研究研修所、独立行政法人統計センターを構成員とする「消費動向指数研究協議会」を設立した。その後、協議会の活動を通じて具体的なデータの分析なども行いながら企業保有情報の適切かつ有効・有益な活用についての協議・検討を進め、産学官連携の下で新たな指標の開発に取り組んでいる。

(2) C T I ミクロと C T I マクロ

ア 世帯消費動向指数（C T I ミクロ）

家計調査の単身世帯及び単身世帯を含む総世帯の結果は、調査対象世帯数が少ないため、四半期ごとの公表となっている。しかし、単身世帯の増加に伴い、単身世帯を含む総世帯の消費動向を捕捉する重要性が増していることから、家計調査の単身世帯結果を家計消費単身モニター調査結果^(注)で補完・補強するとともに、高額な消費を家計消費状況調査で補完した「世帯消費動向指数（C T I ミクロ）」を開発し、総世帯の包括的な消費動向を把握する指標として平成30年1月分から毎月公表している。これに伴い、それまで公表していた家計消費指数は、29年12月分をもって廃止した。

なお、総世帯及び2人以上の世帯の結果には、世帯構造（年齢や人数など）の変化の影響が含まれることから、世帯主の年齢階級の分布及び世帯人員の分布を基準年で固定して

(注) 家計消費単身モニター調査は民間企業の登録モニターを対象としており、無作為抽出でないことから、傾向スコアによる補正を行った上で家計調査との合成を行っている。

これらの変化の影響を除去した指数を併せて作成し、「分布調整値」として公表している。

「世帯消費動向指数（CTIマイクロ）」として公表している数値には、①当月の世帯属性の分布を反映した基本系列、②世帯分布を基準年の分布で固定した分布調整値、③そのそれぞれ（名目値）について消費者物価変動の影響を除去した実質値、④名目値・実質値に対して季節調整を行った季節調整系列、がある。

イ 総消費動向指数（CTIマクロ）

日本社会全体のマクロの消費動向を把握する指標としては、GDP統計の家計最終消費支出があるが、GDP統計は四半期が最短の周期であることから、その背後に隠れている月次の動向を捉えるため、総消費動向指数（CTIマクロ）を開発し、CTIマイクロとともに毎月公表している。CTIマクロは、後日公表されるGDP統計の家計最終消費支出と整合的な動きであることが求められることから、推計には時系列分析の手法である状態空間モデルに基づく時系列回帰モデルを適用している。

なお、CTIマクロについては、公的統計のみならず、民間企業が保有するデータを活用することをも視野に入れて、消費動向指数研究協議会を中心にその改善に向けた研究を進めているところである。

第五章 物価に関する統計調査

物価に関する統計調査として、総務省統計局は、小売物価統計調査(動向編)及び小売物価統計調査(構造編)を実施している。物価変動が国民生活に及ぼす影響を明らかにする重要な指標の一つに消費者物価指数があるが、小売物価統計調査は、国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格及びサービスの料金を調べることによってこの消費者物価指数を始めとする物価に関する基礎資料を得るための調査であり、「統計法」(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計を作成するための調査である。

「動向編」は物価の毎月の動向を明らかにするものであり、商品の小売価格及びサービスの料金を調査する「価格調査」、家賃を調査する「家賃調査」及び民営宿泊施設の宿泊料を調査する「宿泊料調査」の三つの調査から成っていたが、宿泊料調査は、令和3年12月を最後に中止した。

これに対し、「構造編」は地域別の物価の構造を毎年明らかにするものであり、地域別の価格差を調査している。「構造編」の創設前は5年ごとの全国物価統計調査により物価構造を把握してきたが、消費・流通構造の変化が加速化する中で、5年周期の統計ではこれを的確に把握することが困難な状況となった。このため、全国物価統計調査で把握してきた地域別価格差、店舗形態別価格及び銘柄別価格を把握するための調査を「構造編」として小売物価統計調査に盛り込み、平成25年1月から開始したものである。これに伴い、従前の小売物価統計調査を「動向編」と位置付け、全国物価統計調査は19年調査を最後に中止した。

なお、当初「構造編」で調査していた店舗形態別価格及び銘柄別価格については令和3年12月を最後に集計事項から削除し、民間データを用いた店舗形態別価格等に関する分析に移行することで調査の改善・効率化及び内容の充実を図っている。

小売物価統計調査は、昭和25年6月の開始後、経済情勢の変化に伴う小売店舗の分布の変化、消費者の生活向上に伴う消費構造の変化に対応し、また、精度の向上を図るため、必要に応じて、調査市町村の交代、調査品目、調査方法等の改正を実施してきている。

第一節 小売物価統計調査(動向編)

1 調査の創始期

(1) 調査開始までの経緯

物価変動が国民生活に及ぼす影響を明らかにする重要な指標の一つに消費者物価指数があるが、小売物価統計調査は、国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価

格及びサービスの料金を調べることによって消費者物価指数を作成するための基礎資料を得ることを目的とする調査で、昭和25年6月から開始された。

消費者物価指数は、小売物価統計調査開始前の21年8月から作成されていたが、戦後の混乱の中で日常の生活用品の価格は公定価格とヤミ価格の二重体系となっており、こうした状況の下で小売店舗から月々同一銘柄の商品の価格を求めることは困難であったため、当時の消費者物価指数は、現行の家計調査の前身である消費者価格調査に基づいて、実際に消費者が購入した価格（配給価格とヤミ価格を購入数量により加重平均した価格）と購入数量を用いて作成したものであった。

その後、我が国の経済状態は徐々に回復し、消費面の統制も次第に解かれ、日常生活用品の市場への出回りも多くなって、月々一定の銘柄で小売店舗における価格を調査することが可能な状況となった。このため、価格資料を小売店舗、その他の営業所、事業所から求め、新しい消費者物価指数を作成するための小売物価統計調査の実施準備が進められた。

(2) 調査開始前の準備事務

統計局は、「小売価格調査要綱（局内試案）」を策定し、調査方法、調査品目、調査地域の選定方法等についての検討を進めるとともに、調査品目の規格・品質・等級等の定め方、調査店舗の選定方法等について実地調査面での検討資料を得るため、次のような準備調査等を行った。

ア 衣料品及び身の回り品の規格・品質基準の資料を得るためのアンケート「小売価格資料収集のための被服品類の規格について」の実施

昭和21年8月から作成されている消費者物価指数は、消費者価格調査で調査した実効価格（消費者が実際に購入した商品の価格）を価格資料としていたため、各世帯及び調査時ごとに商品の規格・品質等が不統一であった。新たに開始することとした小売価格調査においては、調査品目の規格・品質・等級等をできる限り精密に規定し、地域、店舗及び時系列に左右されない同一の商品の小売価格及びサービスの料金を比較することによって、正確に物価変動を把握できるようにすることが重要な課題であった。24年当時は、日常生活用品の市場への出回りが増えてきたとはいっても、地方都市などでは品不足がまだまだ深刻な状況であった。特に、衣料品などについては、大量生産による同品質の商品の出回りには地域的な偏りがあり、他の商品に比べ、素材、型等品質を規定する上で難しい面が多かった。

このため、調査品目・銘柄を決める上での参考資料を得ることを目的として、24年10月に「小売価格資料収集のための被服品類の規格について」により、東京都に所在する百貨店（三越、白木屋、高島屋、伊勢丹、松坂屋）、関係業界団体等（東日本既製洋服工業協同組合、日本メリヤス組合、東京都和装協議会、東京都被服工業協同組合、ゴム工業会、東京都価格査定委員会）に対して情報の提供を依頼した。

依頼した内容は、各品目について、当該百貨店等において過去1年間を通じて最も多量に販売された材料、型、使用時期、大きさ等を次の例のように記入し、返送してもらうこ

とであった。

例) 木綿、人絹、絹、毛等／長袖、半袖等／夏物、冬物、合物等／大人用、小人用（何才用）等／男子用、婦人用等

・品目

衣 料 品…婦人着物、乳児着物、ベビー服、男子背広服、婦人洋服、子供通学服、子供洋服、子供オーバー、男子ズボン、子供セーター、男子シャツ、男子ワイシャツ、男子ズボン下、おむつカバー、毛布、綿ネル、絹地、人絹地、洋服地、タオル、縫糸、毛糸、綿

身の回り品…男子学生帽、ネクタイ、靴下、足袋、地下足袋、革靴、ゴム靴、運動靴、靴墨、下駄、草履、鼻緒、洋傘、革製バンド、眼鏡、ボタン、ホック、ゴム紐

イ 小売価格調査第1次及び第2次試験調査の実施

(ア) 小売価格調査第1次試験調査

第1次試験調査は、規格・銘柄の適否、調査方法及び調査店舗について実地調査面での検討資料を得るため、次のとおり実施した。

- ・調査地域…新宿区内の4地域（早稲田鶴巻町、市ヶ谷薬王寺町、四谷大町、淀橋戸町）
- ・調査日時…昭和25年1月18日、19日及び20日の3日間
- ・調査方法…統計局職員による面接調査

(イ) 小売価格調査第2次試験調査

第2次試験調査は、実際の小売価格の把握・収集方法、調査品目の規格・品質・等級、調査店舗の選定、調査員の業務量等についての検討資料を得るため、次のとおり実施した。

- ・調査地域…住宅街（新宿区下落合4丁目、柏木3丁目、市ヶ谷薬王寺町、南元町）、商店街（四谷2丁目）、中心繁華街及びデパート（新宿駅前通り及び伊勢丹）
- ・調査日時…昭和25年2月16日、17日及び18日の3日間
- ・調査方法…統計局職員による面接調査

ウ 小売価格調査の調査地域を選定するための参考資料の照会

昭和25年3月、都道府県に対し、調査都市として選定することを予定している全国54都市における繁華街について照会を行った。照会内容は、当該都市における最大の繁華街及びそれに次ぐもの2か所（6大都市においては、東京6、大阪5、横浜・名古屋・京都・神戸4とした。）の名称、所在地、当該地域に該当する昭和25年国勢調査の調査区番号、当該地域にある著名な建物や百貨店などである。なお、照会に当たっては、次のような注書きが付されている。

注1 ここである「繁華街」とは、デパート、専門品小売店などの密集しているところで、かつそれを利用する一般購買層が全市域にわたるような地区をいい、いわゆる歓楽街を考えない。

(例) 東京都における銀座通り、大阪市における心齋橋筋など

- 2 広い地域にわたる繁華街は、場合によってはそれを適宜2地域あるいは3地域の繁華街に分けて考えられたい。
- 3 各都市において繁華の状況により順位をつける。
- 4 各繁華街の中心にあたる調査地区番号に◎をつける。

エ 小売物価統計調査準備調査の実施

調査を予定する205品目の種類、規格、品質などについての実情を把握し、また、調査地点の妥当性について調査都市ごとに検討するため、昭和25年4月に都道府県に対し、次のような準備調査を行うよう依頼した。

(ア) 調査品目の種類、規格、品質等についての検討

- ・当該都市に全く出回ることのない品目とそれに替わるべき適当と思われる品目
- ・品目はあるが、種類、規格、品質が一致しない品目とそれに替わるべき適当な種類、規格、品質、等級等
- ・指定された銘柄（商品マーク）がない場合のそれに替わるべき適当な銘柄
- ・当該都市にあるけれども替えたほうが適切と考えられる品目とそれに替わるべき種類、規格、品質
- ・年間を通しては出回らない品目とその出回り期間
- ・価格報告者が規定数に達しないと思われる品目と調査し得る価格報告者の見込数

(イ) 調査地域についての検討

調査地域として一般地域と繁華街地域を統計局において抽出したが、その地域について妥当でなく、他の適当な地域に変更したほうが良いと考えられる場合は、それに替わるべき地域

(3) 調査の開始

小売物価統計調査は、昭和25年5月8日に「統計法」（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計第35号に指定され、25年6月から開始された。また、これに基づく消費者物価指数は26年1月分から作成された。

調査開始時の概要は、次のとおりである。

ア 調査市

家計調査の調査対象28市（東京都区部を含む。）及びそれ以外の県庁所在市26市の計54市

イ 調査地点
各調査市の昭和25年国勢調査の調査区のうちから、調査市ごとに定めた数を層別任意抽出法（母集団をその特性によってグループ分け（層化）し、各グループから調査対象を抽出する方法）により抽出した上で、当該調査区と隣接する他の二つの調査区を合わせて一つの調査地点とし、全国で383地点を選定した。また、このほかに各市の購入事情を十分に反映させるため、あらかじめ準備調査により設定した繁華街を調査地点とし、全国で63地点

を選定した。

ウ 価格報告者

調査地点において、その付近の居住者が日常利用している代表的な小売店舗又は事業所を、都道府県知事が1品目について1店舗（又は事業所）選定し、その事業主を価格報告者とした。選定した店舗等の総数は、全国で約1万3,000店舗である。

価格報告者の選定に当たっては、次に示す小売店舗又は事業所は除外した。

- ・一般消費者を対象としないもの
- ・取引量の著しく少ないと認められるもの
- ・営業状態が不安定と認められるもの
- ・露店、行商人
- ・せり売り、通信販売、中古品販売店
- ・その他、都道府県知事が不適格と認める店舗等

エ 調査時期

毎月15日を含む週の水、木、金曜日の3日間のうちいずれかの日。ただし、鮮魚類と野菜類については、これら3日間について毎日調査した。

オ 調査品目及び銘柄

家計支出上重要度の高い205品目（247銘柄）

カ 家賃に関する調査

家賃については、調査地点内の民営・公営の借家・借間に居住する世帯のうちから系統的に10世帯を選定（該当する各世帯に順に番号を振り、その番号に従って等間隔に抽出）した（調査地点数446、調査世帯数4,460）。

キ 調査員及び指導員

調査員は、調査地点内の価格報告者を巡回し、指定した品目の価格を面接調査し、調査票その他の調査関係書類の作成等の事務を行った。各調査市の居住者の中から都道府県知事が任命し、全国で446人であった。

指導員は、調査員の実査実務を指導するとともに、バス代及び授業料等料金関係の一部品目の調査を担当した。都道府県の職員から都道府県知事が任命し、全国で61人であった。

2 価格調査の変遷

(1) 調査市町村の変遷

調査開始の昭和25年6月から37年6月まで、県庁所在市46市及びその他の市8市合計54市について実施していたが、37年7月分調査から、全国、地方別、都市階級別等の詳細な結果を得るため、36年10月現在の全市町村の中から選定した173市町村にこれを拡大し、市部、郡部を含めた全国にわたる主要品目の小売価格、サービスの料金等を調査することとした。この調査市町村は、消費者物価指数のウエイト（ある商品の小売価格又はサービスの料金を消費者物価指数に反映させる場合に用いる世帯の支出全体に占める当該価格又は

料金の割合)の基礎資料となっている家計調査と同一とした。

なお、新たに追加された市町村の調査地区については、昭和35年事業所統計調査の調査区を基礎として従前と同じ方法により選定し、37年6月以前から調査していた54市については昭和29年事業所統計調査の調査区により選定したものを継承した。その後、必要に応じて市町村の追加・廃止を行い、令和2年1月からは、167市町村となっている。

表 1 調査市町村数の変遷

年・月	調査市町村数	拡充・改正等
昭和25年6月	54市	県庁所在市46市、その他の市8市
37年7月	173市町村	県庁所在市46市、人口15万以上の市13市、人口5万以上15万未満の市31市、人口5万未満の市27市、町村56
44年4月	172市町村	
7月	170市町村	
47年6月	175市町村	沖縄県5市で調査開始
11月	177市町村	沖縄県2町で調査開始
50年1月	186市町村	7市2町追加
4月	169市町村	12市5町廃止
51年5月	168市町村	広島県安芸町が広島市に合併
54年11月	174市町村	5市1町追加
55年1月	167市町村	7市廃止
59年11月	175市町村	5市3町追加
60年1月	167市町村	5市3町廃止
平成元年11月	178市町村	9市2町追加
2年1月	167市町村	9市2町廃止
6年11月	171市町村	4市追加
7年1月	167市町村	4市廃止
11年11月	176市町村	3市6町追加
12年1月	167市町村	3市6町廃止
16年12月	168市町村	1町追加
17年1月	167市町村	1町廃止
20年12月	166市町村	調査市町村の交替(27市・1町)
21年8月	166市町村	調査市町村の交替(20市・4町)
12月	167市町村	調査市町村の交替(45市)
27年1月	167市町村	調査市町村の交替(2市・1町)
令和2年1月	167市町村	調査市町村の交替(13市)

(2) 調査地区の変遷

調査市を選定した後、更にその中から実際に調査する地域を選定しており、これを「調査地区」（昭和31年10月以前は「調査地点」）と呼んでいる。この調査地区を選定するに当たり、国勢調査の調査区から事業所統計調査の調査区を単位とするように改めるとともに、調査地区の数や規模等についても改正してきている。

ア 昭和25年6月～31年10月（国勢調査の調査区を単位として調査地点を選定）

調査市ごと（東京都区部、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市の6大都市については別に選定した行政区ごと）に昭和25年国勢調査の調査区を任意に抽出し、この調査区と隣接する他の二つの調査区を併せて調査地点とした。また、各市の消費者の購入事情を十分に反映させるため、調査開始前の準備事務により選定した各調査市の代表的な繁華街、全国63地点も調査した。小都市の調査地点数は6とし、大都市の調査地点数は大都市全体の物品小売業者総数に占める当該市の物品小売業者数を基に定め、調査地点の総数は全国で446であった。

イ 昭和31年11月～57年3月（事業所統計調査の調査区を単位として調査地区を選定）

改正前の調査は、昭和22年から25年頃までの経済状態を基礎として企画されたものであるが、その後、経済情勢の変化に伴い小売店舗の分布が変化し、また、調査地域ごとの価格差も著しく小さくなったため、31年11月に次のような改正を行った。

・調査地区数及び調査員数の削減

改正前	調査地区数	446	調査員数	446
改正後	調査地区数	290	調査員数	353

また、調査地区を選定するに当たって、地区を区分する単位として国勢調査の調査区を用いていたが、これを事業所の所在を考慮して定められている昭和29年事業所統計調査の調査区に変更した。

さらに、消費者の購入行動により、消費者が住居の近くで購入する商品（いわゆる最寄品）を調査するための「一般地区」と、消費者が市の代表的な商店街に行って購入する商品（いわゆる買回品）を調査するための「繁華街地区」を区分した。290の調査区のうち、繁華街地区は63、一般地区は227である。

①繁華街地区

調査市ごとに、繁華街（購買層が全市域にわたっている代表的商店街）の中の昭和29年事業所統計調査の調査区のうちから所定数の調査区を無作為抽出し、その調査区に近接する4調査区を合わせて、5調査区をもって繁華街地区とした。

②一般地区

調査市ごとに繁華街地区を除いた昭和29年事業所統計調査の調査区のうちから所定数の調査区を無作為抽出し、その調査区に近接する4調査区を合わせて、5調査区をもって一般地区とした。

なお、37年7月に調査市町村を173市町村に拡大した際に、新たに追加された町村につい

ではこの区分を設けず、当該町村全域を調査地区とした。

ウ 昭和57年4月（調査地区の見直し及び範囲の拡大）

調査地区は昭和25年、31年及び37年に選定したが、その後、都市計画の実施や大型店舗の出現、商店街の拡大や衰退等に伴って商店街の形成状況が変化し、また、消費生活の多様化により調査品目・銘柄数も増加したため、従来の調査地区の範囲（事業所統計調査の5調査区）では価格取集が困難な状況となってきた。このため、57年には、昭和53年事業所統計調査の調査区を基礎として調査地区を選定し直すとともに、調査地区の範囲を都市階級及び地区の種類により、次のとおり拡大した。

・ 県庁所在市及び 政令指定都市	— 繁華街地区	— 12	事業所統計調査調査区
	— 一般地区	— 10	〃
・ 人口5万以上の市	— 繁華街地区	— 10	〃
	— 一般地区	— 8	〃
・ 人口5万未満の市	— 一般地区	— 5	〃
・ 町 村	— 町村全域		

エ 平成4年3月（調査地区の見直し）

昭和57年の調査地区の見直し後、郊外型店舗の出現や都市再開発により商店街の形成が著しく変化し、従来の調査地区での調査が困難となった17道府県の27地区について選定替えを行った。

オ 平成16年1月（調査地区の見直し）

新たな商業集積地区や郊外型大型店舗の出現に対してより迅速に対応し、小売業の構造変化及び消費行動の変化を的確に反映した調査結果を得ることを目的として、調査対象市町村の全域を当該市町村におけるA品目（主として消費者が住居地区近辺で購入する品目で、地区間で価格差がみられる品目）の価格取集数と同数に分割し、それぞれを価格調査地区とした。

(3) 調査品目の変遷

小売物価統計調査の調査品目には、国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格及びサービスの料金を選定しており、その基準として、調査開始当時から、原則として家計調査結果による当該品目の年間支出金額が消費支出総額の1万分の1以上の品目であることとしている。ただし、1万分の1以上に該当する全ての品目を調査品目とすると膨大な数になることから、調査経費、事務量等を勘案して、個別の品目を類型化したグループ（類）の中から代表的な品目を選定している。

調査品目として選定した品目については、全国的に、かつ毎月、同じ規格・品質のものの価格を調査できるように、一般消費者が最も多く購入している銘柄を調査銘柄とし、これを「基本銘柄」として定めている。ただし、調査市町村によって基本銘柄の出回りが少な

かったり、また、地域の価格を代表するのに不適當な場合には、規格、品質、容量などが基本銘柄に最も近く、かつ、調査市町村において価格の代表性があり、継続的に調査できる銘柄を、その市町村の調査銘柄、「市町村銘柄」として調査している。

昭和31年11月からは、消費者の購入する場所、商品の出回り状況、価格収集の必要度などに応じて調査品目を区分することとし、全調査地区で1価格を調査する品目をA品目、繁華街地区のみで3価格を調査する品目をB品目、繁華街地区のみで1価格を調査する品目をC品目、一般地区でのみ調査する家賃及び指導員の調査する品目をD品目、統計局の調査する品目をE品目とした。したがって、調査員が調査するのは、A、B、C品目及び家賃であった。

さらに、37年7月からA、B、C、D、Eの定義を変更し、54年には新たにS品目の区分を追加した。

A品目…魚介、野菜、菓子、日用雑貨など一般消費者が主としてそれぞれの住居地区で購入する品目で、地区による価格差がある品目（市は一般地区、町村は全地域で調査）

B品目…被服、家具、電気器具など販売店が各市町村の中心的な商店街に多い品目で、店舗による価格差がある品目（市は繁華街地区、町村は全地域で調査）

C品目…牛乳、酒類など店舗間又は地区間における価格差が比較的小さい品目（市は繁華街地区、町村は全地域で調査）

D品目…電気代、通話料、入浴料など各市町村において価格又は料金が均一か又はこれに近い品目（市は繁華街地区、町村は全地域で調査）

E品目…国鉄運賃、郵便料、たばこなど全国又は地方的に価格又は料金が均一の品目

S品目…セメント、砂などのように調査地区内に必ずしも取扱店舗がない品目で、調査地区にこだわることなく調査市町村の全域において調査する品目

なお、S品目を新たに追加した時点での調査品目数は次のとおりである。調査品目数は、調査市町村における出回り状況を考慮し、その都市階級によって定めている。

- ・東京都区部で調査する品目数…393品目
- ・県庁所在都市で調査する品目数…378品目
- ・人口5万以上の市で調査する品目数…300品目
- ・人口5万未満の市で調査する品目数…261品目
- ・町村で調査する品目数…191品目

調査品目・銘柄は、その時々の消費生活の実態に合わせて追加・廃止を行っている。追加・廃止は、原則として消費者物価指数の基準改定(消費者物価の測定精度の維持向上のため、一定の周期で指数の基準年次を更新する。)に合わせて5年ごとに行っているが、調査品目・銘柄が生産中止になった場合や、調査品目・銘柄に比べて別の銘柄の市場への出回りが多くなった場合には、その都度、追加・廃止及び変更を行っている。なお、市場における出回りの状況を把握するため、毎年、指導員による出回り状況調査を行っている。

令和2年1月までに追加・廃止した主な品目は、次のとおりである。

・食料関連

追加品目…しじみ(昭和26年)、まる干しいわし(27年)、あんパン(31年)、ジュース(32年)、清酒の特級及び1級(37年)、中華そば(37年)、即席ラーメン(39年)、コーラ(44年)、アイスクリーム(45年)、えび(48年)、ハンバーガー(平成元年)、すし(回転ずし)(17年)、カット野菜(令和2年)

廃止品目…コッペパン(昭和30年)、ひらめ(44年)、合成清酒(49年)、鯨肉(50年)、みりん干し(平成3年)、お子様ランチ(28年)

・住居関連

追加品目…角材(昭和26年)、ラジオ受信機(31年)、電気洗濯機・噴流式(32年)、家賃・公営(34年)、電気冷蔵庫(36年)、テレビ・白黒(36年)、電気掃除機(37年)、ルームクーラー(45年)、乗用車(45年)、ルームエアコン(59年)、ワードプロセッサ(平成元年)、パーソナルコンピュータ(デスクトップ型、ノート型)(12年)、携帯電話機(17年)

廃止品目…ラジオ受信機(昭和57年)、テレビ・白黒(57年)、ルームクーラー(59年)、ワードプロセッサ(平成17年)、固定電話機(令和2年)

・光熱関連

追加品目…灯油(昭和32年)、プロパンガス(39年)、自動車ガソリン(41年)

廃止品目…まき(44年)、木炭(57年)

・被服関連

追加品目…ゴム長ぐつ(27年)、スカート(32年)、スリッパ(44年)、婦人浴衣(45年)、ブルージーンズ(48年)、子供タイツ(50年)

廃止品目…学生帽(44年)、キャラコ(44年)

・雑費関連

追加品目…歯ブラシ(26年)、パーマメント代(27年)、シャンプー(31年)、タクシー代(31年)、ファンデーション(32年)、レコード(32年)、自動車教習料(42年)、ボウリングゲーム代(45年)、トイレトペーパー(50年)、ドリンク剤(54年)、漢方薬(59年)、コンパクトディスク(平成元年)、家庭用テレビゲーム機(7年)

廃止品目…レコード(3年)

(4) 調査品目数の変遷

調査品目・銘柄数の現在までの主な変遷は表2のとおりである。

表2 調査品目・銘柄数の主な変遷

年・月	品目・銘柄数	年・月	品目・銘柄数
昭和25年 6月	205品目 (247銘柄)	平成12年 1月	537品目 (811銘柄)
8月	202品目 (248銘柄)	4月	537品目 (822銘柄)
11月	202品目 (254銘柄)	13年12月	537品目 (832銘柄)
26年 4月	202品目 (253銘柄)	14年 1月	504品目 (772銘柄)
5月	202品目 (252銘柄)	4月	504品目 (773銘柄)
7月	206品目 (259銘柄)	10月	504品目 (772銘柄)
27年 8月	214品目 (265銘柄)	11月	504品目 (776銘柄)
31年 1月	237品目 (288銘柄)	12月	506品目 (778銘柄)
11月	237品目 (274銘柄)	15年 1月	505品目 (773銘柄)
32年12月	275品目 (316銘柄)	16年 4月	505品目 (775銘柄)
36年 1月	292品目 (353銘柄)	12月	536品目 (815銘柄)
45年 1月	303品目 (364銘柄)	17年 1月	530品目 (795銘柄)
46年 1月	312品目 (373銘柄)	18年 1月	528品目 (787銘柄)
48年 6月	414品目 (618銘柄)	12月	529品目 (788銘柄)
50年 4月	429品目 (643銘柄)	19年 1月	509品目 (718銘柄)
54年10月	463品目 (699銘柄)	12月	510品目 (721銘柄)
57年 3月	449品目 (679銘柄)	20年 1月	509品目 (719銘柄)
59年10月	489品目 (729銘柄)	21年12月	533品目 (747銘柄)
62年 1月	482品目 (726銘柄)	22年 1月	533品目 (737銘柄)
平成元年10月	514品目 (775銘柄)	23年 4月	533品目 (739銘柄)
4年 1月	510品目 (776銘柄)	24年 1月	514品目 (713銘柄)
11月	510品目 (775銘柄)	27年 1月	545品目 (864銘柄)
6年 3月	510品目 (779銘柄)	4月	545品目 (868銘柄)
11月	529品目 (828銘柄)	10月	545品目 (874銘柄)
7年 1月	522品目 (815銘柄)	28年 1月	543品目 (874銘柄)
9年 1月	513品目 (778銘柄)	29年 1月	513品目 (823銘柄)
10年 5月	513品目 (780銘柄)	30年 1月	513品目 (825銘柄)
11年11月	555品目 (842銘柄)	令和2年 1月	540品目 (859銘柄)

(5) 調査期日の変遷

調査期日は、調査方法の改定に伴い変遷してきており、その概要は次のとおりである。

なお、調査品目（家賃及び宿泊料を除く。）により、毎月1回中旬に調査（月別価格調査）するものと毎月上旬、中旬及び下旬の3旬に調査（旬別価格調査）するものに分けている。旬別価格調査は、日々の動きが激しい生鮮食料品の価格変動をより短い間隔で明らかにするとともに、消費者物価指数の精度を高めるために、昭和44年7月から開始したものである。

ア 昭和25年6月（調査開始時）

毎月15日を含む週の水、木、金曜日を調査期間とし、この3日間のうち、いずれか1日について価格・料金を調査した。ただし、鮮魚類、貝類及び野菜類については3日間毎日調査した。

イ 昭和31年11月

従来と同じく、毎月15日を含む週の水、木、金曜日を調査期間とし、この3日間のうち、いずれか1日について価格・料金を調査した。ただし、鮮魚類、貝類及び野菜については調査日及びその前2日の3日間の中値を調査した。

ウ 昭和37年7月

調査市町村の拡大等に伴う集計期間の長期化が公表時期に影響しないよう、調査期日を毎月15日を含む週の水、木、金曜日から毎月12日を含む週の水、木、金曜日に変更した。ただし、鮮魚類、貝類及び野菜については従来と同じく調査日及びその前2日の3日間の中値を調査した。

エ 昭和44年7月

毎月12日を含む週の水、木、金曜日を調査期間とし、この3日間のうち、いずれか1日について価格・料金を調査したのは従来と同様であるが、生鮮食料品は日々の価格変動が激しく、また、気象の変化などによる価格変動も大きいことから、生鮮食料品の一部については、中旬の価格に加えて、上・下旬の価格も調査し、旬別の価格変動の実態を明らかにするとともに、消費者物価指数の精度を高めることとし、調査日及びその前2日の3日間の中値を調査した。

- ・ 上旬調査…毎月5日を含む週の水、木、金曜日のうちいずれか1日
- ・ 中旬調査…毎月12日を含む週の水、木、金曜日のうちいずれか1日
- ・ 下旬調査…毎月22日を含む週の水、木、金曜日のうちいずれか1日

オ 昭和59年10月

D品目（都道府県又は市町村内で価格・料金が均一又はこれに近い品目）及びE品目（全国又は地方的に価格・料金が均一な品目）の調査日を、毎月12日を含む週の金曜日に変更した。なお、遊園地入場料（昭和59年10月から追加）については日曜日に調査している。

カ 令和2年1月

鮮魚類、貝類、野菜及び果物類については、毎月5日、12日及び22日を含む各週の水、木、金曜日のうち、いずれか1日の価格を調査することとし、中値の調査を中止した。

3 家賃調査の変遷

家賃については、昭和25年6月の小売物価統計調査開始時から調査が行われている。33年12月までは民営住宅と公営住宅を区分せずに、これらの借家・借間に居住する世帯（給与住宅に居住する世帯を除く。）の家賃・間代を調査員が調査していたが、34年1月からは民営・公営住宅別の家賃変動を消費者物価指数に明確に反映させるため、公営住宅と民営住宅とに分けて調査している。

(1) 昭和25年6月（調査開始時）

一般商品の小売価格及びサービスの料金を調査する地域として選定した調査地点を家賃調査地区とし、地区内の民営及び公営の借家・借間に居住する世帯のうちから10世帯を系統的に選定（該当する各世帯に順に番号を振り、その番号に従って等間隔に抽出）し、これを家賃調査世帯として、毎月調査した（調査地区数446、調査世帯数4,460）。

(2) 昭和28年3月改正

一般商品の小売価格及びサービスの料金を調査する地域として選定した調査地点を家賃調査地区とし、地区内の民営及び公営の借家・借間に居住する全ての世帯を家賃調査世帯として、毎月調査した（調査地区数446、調査世帯数約1万6,000）。

(3) 昭和30年3月改正

家賃調査地区の選定方法は従前と同様であるが、調査世帯については毎月調査地点の1/4ずつ「調査地区内居住世帯名簿」を更新し、調査地区内に居住する借家・借間世帯の異動（転出、転入、新築等）の状況を織り込んで調査した（調査地区数446、調査世帯数約1万6,000）。

(4) 昭和31年11月改正

昭和30年国勢調査の調査区を基に調査地区を選定することとし、調査市ごとに所定数の国勢調査の調査区を無作為抽出して家賃調査地区とした。調査世帯については、毎月各調査市で調査地区の1/3ずつ調査地区内居住世帯名簿を更新し、調査地区内に居住する借家・借間世帯及び併用住宅の借間世帯の異動（転出、転入、新築等）の状況を織り込んだ上で、名簿更新時期によって調査地区を3グループに分け、順に1グループずつ調査した。その際、当月調査されなかった地区の家賃・間代は、前月及び前々月の調査結果を用いている（調査地区数672、調査世帯数約9,000）。

(5) 昭和34年1月改正

昭和34年1月からは、民営・公営住宅それぞれの家賃変動を消費者物価指数に明確に反映させるため、公営住宅の家賃と民営住宅の家賃を分けて調査することとした。

民営住宅については、従来どおり調査員が世帯から聞き取って調査し、公営住宅（都道府県営住宅、市営住宅、日本住宅公団住宅、都道府県住宅協会住宅及び市住宅協会住宅）については、業務資料に基づき指導員が調査した。

(6) 昭和37年7月改正

調査地区を選定するための基礎的な単位を昭和35年国勢調査の調査区とした（これ以降も、国勢調査の調査区が新しくなる都度、これに基づいて選定し直している。）。また、調査市町村を173に拡大したことに伴い、家賃調査地区も各調査市町村に拡大した（調査地区数957地区、調査世帯数約1万6,000）。

(7) 令和3年1月改正

民営家賃調査については、報告義務者を民営借家世帯から民営借家を賃貸する事業所（不動産管理会社、大家等）に変更した（調査市町村数167、調査地区数1,233、調査事業所数約8,000、調査世帯数約2万8,000）。

4 宿泊料調査の変遷

宿泊料金は、昭和37年1月から調査を開始し、令和3年12月の調査を最後に終了した。開始当初は、民営の宿泊施設（日本交通公社協定旅館）の料金のみであったが、その後の宿泊施設の多様化に伴い、昭和54年4月からは公的宿泊施設の料金についても調査を開始した。調査の範囲、調査施設の選定方法についての主な変遷は、次のとおりである。

(1) 昭和37年1月（調査開始時）

統計局職員が業務資料を用いて、日本交通公社協定旅館の標準料金（大人、1泊2食付き、税・サービス料込みの料金）を、2か月に1度行われる標準料金改定時に調査した。

(2) 昭和50年2月

調査方法の変更はないが、日本交通公社協定旅館の標準料金の内容が、「大人、1泊2食付き、税・サービス料を除く料金」に変更されたため、調査する料金もこれに合わせることにした。

(3) 昭和54年1月

全調査市町村のうちから98市町村を選定し、さらに、その市町村内に所在する旅館・民宿のうちから計1,533の旅館・民宿を選定し、その平日の料金（大人、1泊2食付き、税・サービス料込みの料金）を、毎月、指導員が郵送により調査した。

(4) 昭和55年1月

全調査市町村のうちから98市町村を選定し、さらに、その市町村内に所在する旅館・民宿のうちから計511の旅館・民宿を選定し、選定されたそれぞれの旅館・民宿で最も多いタイプの客室3室の、毎月1日から7日までの1週間（1月及び5月は4日から10日までの1週間）の中の平日料金（大人、1泊2食付き、税・サービス料込みの料金）を、毎月、指導員が郵送により調査した。

(5) 昭和57年4月

調査市町村は変更せず、旅館・民宿の数を511から539に拡大し、それぞれの旅館・民宿で最も多いタイプの客室1室の、平日及び休前日（毎月5日を含む週の金曜日（金曜日が休前日の場合は翌週の月曜日）及び土曜日）の料金（大人2人が宿泊した場合の1人分、

1泊2食付き、税・サービス料込みの料金)を、毎月、指導員が電話により調査した。

(6) 平成15年1月

都道府県庁所在市及び全国の観光地の中から宿泊者数の多い地域を選定し、調査市町村数を101とした。調査市町村内に所在する旅館・ホテル等のうちから代表的な530の施設を選定し、大人2人が1泊2食付き又は1泊朝食付きで宿泊した場合の平日及び休前日の料金を、毎月、指導員が電話により調査した。

(7) 平成24年1月

調査市町村数を101から99に、調査旅館・ホテル数を約320にそれぞれ変更した。

(8) 令和4年1月

宿泊料調査は令和3年12月を最後に中止し、ウェブスクレイピング(ウェブサイトから情報を抽出するコンピュータソフトウェア技術)を活用して、ネット販売価格を取集する方法に変更した。

5 その他の改正等

(1) 輸入品調査品目の拡充

小売物価統計調査の調査品目には、国民の消費生活上重要な商品の小売価格及びサービスの料金を選定しているが、消費者は国内品、輸入品を問うことなく自由に商品を選択しており、調査品目の選定に当たっても、国内品と輸入品で扱いを異にする理由はない。

例えば、市場に出回るバナナ、キウイフルーツなどはほとんどが輸入品であるが、小売物価統計調査ではこのような品目についても毎月の価格動向を調査してきている。

一方、昭和60年以降、我が国の物価は円高の進展と原油価格の下落により、国際的にも極めて安定した推移を示してきたが、このような中で、「内外価格差問題」が重要な政策課題として注目を集めるようになり、「政府・与党内外価格差対策推進本部」が設置されて、関係省庁に対して、物資・役務の価格の内外格差を調査すること等により実態把握に努め、その是正、縮小を図るため、必要に応じ所管業界に対し価格情報の提供その他の処置を講じるよう求める申合せが行われている。これを受けて、具体的な取組として、日米両国で44品目の共同価格調査を実施したほか、関係省庁でもそれぞれの所管する品目について価格調査を行っている。

このような状況に際し、小売物価統計調査においても、輸入品の調査品目を拡充すること及びその価格変動や内外価格差を明らかにすることを目的として、平成2年と3年の2回、延べ20市において、輸入品の地域・店舗での浸透状況、取り扱っているブランド等を把握し、調査銘柄や調査店舗の選定方法等を検討するための試験調査を実施した。

この2回の試験調査の結果を踏まえ、4年1月から都道府県庁所在市調査品目として、輸入品18品目・銘柄(東京都区部では15品目・銘柄)を追加した。

(2) 緊急物価統計調査の実施

ア 調査の経緯

昭和48年10月、第4次中東戦争が勃発し、アラブ諸国が原油の減産や値上げを行ったために石油危機(第1次石油ショック)が発生し、消費者物価指数の上昇率が20%を超える、いわゆる狂乱物価の時代となった。政府は49年2月に「物価対策本部」を設置したほか、同年8月には、総理府総務長官の諮問機関として、産業界、流通機構、消費者の代表者、大学教授等からなる「物価問題調査会」が設置された。また、「物価対策閣僚会議」(52年1月21日に「物価問題に関する関係閣僚会議」となる。)において、小坂徳三郎総理府総務長官から、統計局で緊急に価格調査を行う旨の発言があった。これを受けて、49年4月から10月にかけて緊急物価統計調査が実施された。

イ 調査の趣旨

我が国の物価は、毎月異常な上昇が続き、その安定が政治・経済上の最大の課題とされ、そのための施策を講ずるには流動的な物価情勢を刻々と捉えることが極めて重要となっていた。この調査は、国民の消費生活上重要な商品の小売価格を毎月3回調査し、早期に価格資料を作成して、政府における物価対策の基礎資料とすることを目的として実施された。

ウ 調査事項

国民の消費生活に関連が深い品目の中から、「国民生活安定緊急措置法」(昭和48年法律第121号)及び「生活関連物資及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」(昭和48年法律第48号)で定められている品目を含め55品目60銘柄について小売価格を調査した。その調査品目は、次のとおりである。

- ・食料…うるち米、食パン、小麦粉、干しうどん、即席ラーメン、塩さけ、牛肉、豚肉、鶏肉、ハム、粉ミルク、バター、鶏卵、豆腐、油揚げ、さつま揚げ、さば缶詰、しょう油、みそ、砂糖、食用油、マーガリン、化学調味料、塩せんべい
- ・住居…角材、ベニヤ板、くぎ、セメント、ガラスコップ、バケツ、台所用洗剤
- ・光熱…灯油、プロパンガス
- ・被服…ワイシャツ、男子シャツ、さらし木綿、婦人服裏地、タオル、ぬい糸、マットレス、敷布、運動ぐつ
- ・その他…総合ビタミン剤、化粧せっけん、せんたく用洗剤、ちり紙、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、自動車ガソリン、ノートブック、レターペーパー、週刊誌、学習参考書、人形、レコード

エ 調査の対象

札幌市、仙台市、東京都区部、横浜市、川崎市、金沢市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、高松市、福岡市及び北九州市の計14都市の317地区、約6,500の小売店舗において調査した。

価格取集数は、各都市とも1品目・銘柄につき20価格とした。

オ 調査の期間及び期日

調査は、昭和49年4月下旬から10月中旬までの6か月間行い、毎月3回、それぞれ5日、12日及び22日を含む週の水、木、金曜日のいずれか1日を調査日とした。

カ 調査の方法

調査は他計申告（調査員が調査店舗の代表者から直接聞き取って調査票に記入する方法）により行い、調査した価格は、都道府県の職員が調査日の翌週の火曜日までに電話で統計局に報告した。

キ 結果の集計及び報告

結果は、都市別に品目・銘柄別の旬別の小売価格及び価格分布について集計し、調査日の翌週の金曜日に総理府総務長官に報告した。なお、調査結果は、総理府及び経済企画庁の行政上の基礎資料として利用し、公表は行わないこととした。

ク その他

調査は、「統計報告調整法」（昭和27年法律第148号）による統計報告として実施した。なお、調査経費には、経済企画庁の「政策推進調査調整費」のうち約2,770万円が充てられた。

(3) ガソリン価格の公表の早期化

「平成22年度税制改正大綱」（平成21年12月22日閣議決定）において、国民生活を守るため、原油価格の異常な高騰が続いた場合は、ガソリン及び軽油について燃料課税（揮発油税・地方揮発油税）の本則税率を上回る課税を停止できるような法的措置を講ずる（いわゆる「トリガー条項」を創設する。）こととされた。これを受けて、租税特別措置法等が改正され、課税停止（停止解除）を判断する際の揮発油価格の指標として、小売物価統計調査による「ガソリン」の全国の都市（都道府県庁所在市及び人口15万以上の市）別小売価格が使用されることとなった。

このため、ガソリン価格の状況の判断が迅速に行えるよう平成22年3月分の結果から、当該小売価格の公表期日を「調査月の翌月の月末以降」から「調査月の翌月20日まで」に早期化した。

(4) 調査のシステム化

小売物価統計調査のシステム化の歩みは、平成13年に東京都の調査員が行う調査において、アナログ電話回線に接続する情報携帯端末（PDA：Personal Digital Assistant）を導入し、機器への入力による調査を開始したことに始まる。この際には、PDAにインストールする小売物価統計調査専用のアプリケーションを独自開発している。15年にはPDAを全国に展開し、国の主要統計調査の中で、調査員調査としては紙の調査票を一切併用しない完全オンライン化をいち早く実現した。24年にシステムを更改し、PDAからWindowsタブレット端末に変更するとともに、通信方式をモバイルデータ通信に切り替えた。

データ基盤については、当初は独立行政法人統計センターが管理するサーバを利用していたが、24年の更改時に民間のデータセンターへ移行し、更にその後、28年の更改時において政府共通プラットフォームへ移行している。

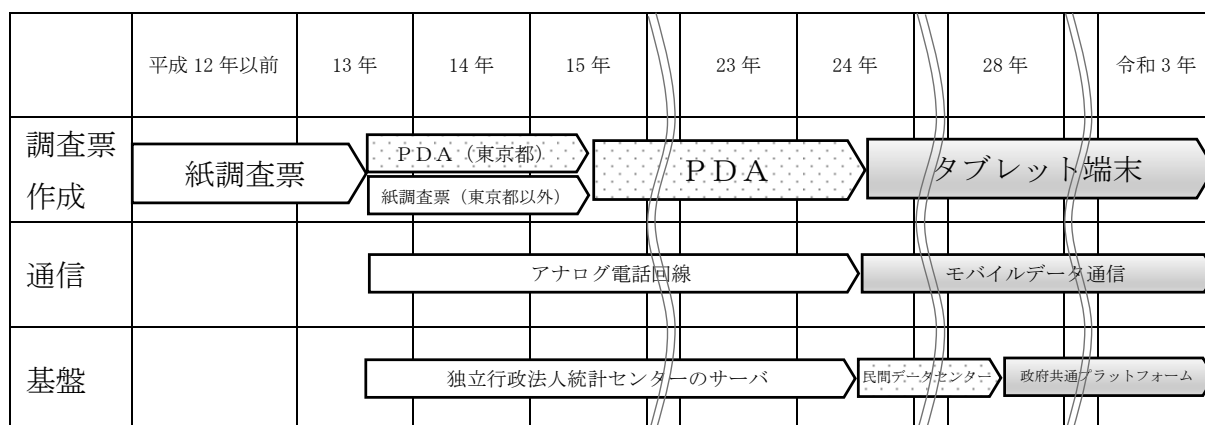


図 小売物価統計調査のシステム化の歴史

第二節 小売物価統計調査（構造編）

1 構造編の創設

地域別価格差、店舗形態別価格及び銘柄別価格などの物価構造については、過去、5年ごとの全国物価統計調査により把握してきたが、消費・流通構造の変化が加速する中で、5年周期の統計では物価構造の変化を的確に捉えることが困難な状況となってきた。そこで、こうした物価構造を毎年把握するための調査を創設することとし、これを「構造編」として小売物価統計調査に盛り込み、平成25年1月から開始した。

なお、これにより、従前の小売物価統計調査を「動向編」と位置付け、全国物価統計調査は19年を最後に中止した。

2 構造編の体系と変遷

「構造編」には、地域別価格差調査、店舗形態別価格調査及び銘柄別価格調査の三つの調査種別を設けている。

調査結果の利活用の推進及び結果精度の向上に向けた取組として、平成28年に調査品目の見直しを初めて実施し、以後、調査品目が適時適切なものとなるよう、毎年その見直しを行っている。

(1) 地域別価格差調査

都道府県など地域別の価格差を捉えることを目的とした調査であり、その結果を基に消費者物価地域差指数を作成している。

ア 調査市町村

「動向編」の調査対象となっていない市町村から、「動向編」の調査市町村と併せて各都道府県において人口の50%をカバーすることを目標に、経済圏のバランスを考慮して選定している。

年・月	調査市数	調査市
平成25年1月	88市 (人口15万以上の市30市、人口15万未満の市58市)	北見市、弘前市、八戸市、花巻市、一関市、大崎市、横手市、大館市、米沢市、新庄市、天童市、いわき市、土浦市、古河市、取手市、つくば市、ひたちなか市、筑西市、神栖市、小山市、大田原市、那須塩原市、高崎市、伊勢崎市、太田市、川越市、春日部市、草加市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、あきる野市、藤沢市、上越市、砺波市、七尾市、越前市、富士吉田市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、上田市、飯田市、佐久市、大垣市、高山市、多治見市、各務原市、磐田市、岡崎市、一宮市、豊田市、四日市市、伊勢市、尾鷲市、伊賀市、長浜市、草津市、亀岡市、豊中市、豊岡市、橿原市、桜井市、五條市、生駒市、田辺市、米子市、出雲市、倉敷市、三次市、下関市、鳴門市、阿南市、さぬき市、新居浜市、四万十市、飯塚市、鳥栖市、諫早市、五島市、玉名市、佐伯市、都城市、鹿屋市、霧島市、うるま市
令和2年1月	91市 (人口15万以上の市31市、人口15万未満の市60市)	調査市町村の交替(11市追加・8市廃止) [追加] 宮古市、大仙市、栃木市、上尾市、久喜市、旭市、館山市、高岡市、安曇野市、豊橋市、東近江市 [廃止] 八戸市、横手市、小山市、草加市、成田市、砺波市、飯田市、岡崎市

イ 調査品目

「動向編」の調査品目^(注)のうち、市町村間の価格差が大きく、かつ、家計消費支出のウェイト(家計調査結果による当該品目の年間支出金額が年間消費支出総額に占める割合)が大きい品目を調査している。

(注) 調査品目の名称は、いずれも調査開始時点又は品目の追加・廃止時点における表記を用いている。

(ア) 調査開始時の調査品目

うるち米（コシヒカリ）、うるち米（コシヒカリを除く。）、食パン、あんパン、カレーパン、干しうどん、即席めん、たらこ、さつま揚げ、ちくわ、かまぼこ、牛肉、豚肉（ロース）、豚肉（もも肉）、鶏肉、ハム、ソーセージ、牛乳、ヨーグルト、鶏卵、のり、こんぶ、納豆、こんにゃく、梅干し、こんぶつくだ煮、食用油、しょう油、みそ、砂糖、マヨネーズ、ビスケット、あめ、せんべい、チョコレート、アイスクリーム、ポテトチップス、ゼリー、おにぎり、サラダ、コロッケ、インスタントコーヒー、清酒、焼酎、ビール、発泡酒、ビール風アルコール飲料、ラップ、ティシュペーパー、トイレットペーパー、台所用洗剤、洗濯用洗剤、化粧石けん、歯磨き、ヘアコンディショナー、ボディークリーム、整髪料、化粧水

(イ) 調査品目の変遷

	追加	廃止
平成29年	しらす干し、わかめ、豆腐、油揚げ、だいこん漬、緑茶、ドリンク剤	かまぼこ、ヨーグルト、アイスクリーム、ゼリー、インスタントコーヒー、ヘアコンディショナー、ボディークリーム
30年	チューハイ、ウイスキー、養毛剤	こんぶ、マヨネーズ、化粧石けん
令和3年	生理用ナプキン	豚肉（もも）

ウ 調査店舗、調査品目区分及び価格取集数

調査店舗	調査品目区分	人口規模	価格取集数
スーパーを中心とした代表的な店舗	a品目 主として消費者が居住地区近辺で購入する品目	15万以上市	4
		15万未満市	2
	b品目 主として消費者が各市町村の代表的な商業集積地、大型店舗等で購入する品目	15万以上市	3
		15万未満市	1

エ 調査日

奇数月の、12日を含む週の水、木、金曜日のいずれか1日を調査日としている。

(2) 店舗形態別価格調査

スーパーや一般小売店などの店舗形態別の価格を把握することを目的とした調査である。

なお、調査の効率化及び内容の充実を図るため、令和3年12月を最後に調査員による価格調査を中止し、POS情報(販売時点情報管理システム(Point of Sales system))によって収集された、販売した商品の商品名、価格などの情報(物品の売上についてその商品名、価格などを集計した情報)等の民間データを活用した分析集計に移行した。

ア 調査市町村

全国の道府県庁所在市(46市)^(注)

イ 調査品目

「動向編」の調査品目のうち、スーパー及びスーパー以外の店舗形態において、共に価格収集が可能な品目である。

(ア) 調査開始時の調査品目

うるち米(コシヒカリを除く。)、豚肉(ロース)、コロッケ、ビール、ティッシュペーパー、洗濯用洗剤、ドリンク剤、紙おむつ、シャンプー

(イ) 調査品目の変遷

	追加	廃止
平成29年	清酒、ラップ、整髪料	ビール、ティッシュペーパー、シャンプー
30年	生理用ナプキン	紙おむつ

ウ 調査店舗、調査品目区分及び価格収集数

調査店舗	調査品目区分	価格収集数
店舗形態別に 代表的な店舗	a品目 主として消費者が居住地区近辺で購入する品目	4
	b品目 主として消費者が各市町村の代表的な商業集積地、大型店舗等で購入する品目	3

エ 調査日

偶数月の、12日を含む週の水、木、金曜日のいずれか1日を調査日としている。

(3) 銘柄別価格調査

「動向編」で調査していない銘柄の価格を把握することを目的とした調査である。

(注) 東京都は、動向編において様々な店舗形態の価格が得られているため、構造編では調査を行っていない。

なお、店舗形態別価格調査と同様、調査の効率化及び内容の充実を図るため、令和3年12月を最後に調査員による価格調査を中止し、POS情報等の民間データを活用した分析集計に移行した。

ア 調査市町村

東京都区部

イ 調査品目

「動向編」の調査品目のうち、最もシェアの高い売れ筋銘柄を設定している基本銘柄に対し、調査の候補となり得る他の銘柄が存在する品目、まとめ売りなど販売形態が他と異なる品目である。

(ア) 調査開始時の調査品目

生中華めん、ヨーグルト、液体調味料、洗濯用洗剤、男子靴下、婦人ソックス、テレビ、携帯型オーディオプレーヤー、家庭用ゲーム機

(イ) 調査品目の変遷

	追加	廃止
平成28年	ルームエアコン	液体調味料
29年	しょう油、台所用洗剤、電気かみそり	中華麺、洗濯用洗剤、家庭用ゲーム機
30年	食用油、洗濯用洗剤	男子用靴下、携帯型オーディオプレーヤー
31年	電気掃除機	婦人用ソックス

ウ 調査店舗、調査品目区分及び価格取集数

調査店舗	調査品目区分	価格取集数
「動向編」で指定されている店舗（事業所）と同一の店舗の中から代表的な店舗	a品目 主として消費者が居住地区近辺で購入する品目	4
	b品目 主として消費者が各市町村の代表的な商業集積地、大型店舗等で購入する品目	3

エ 調査日

偶数月の、12日を含む週の水、木、金曜日のいずれか1日を調査日としている。

3 構造編による消費者物価地域差指数の作成

消費者物価地域差指数は、世帯が購入する各種の財・サービスの価格を総合した物価水準の地域間の差を指数値で表したものである。全国平均価格を基準(=100)とした指数を、地方別及び都道府県別については平成25年から、都市別(都道府県庁所在市及び政令指定都市)については26年から、毎年作成している。

なお、19年まで5年ごとに実施していた全国物価統計調査においても、都道府県別などの地域差指数を消費者物価指数の副次統計として作成し公表していたが、調査設計や指数作成に使用する価格の調査期間などが異なっているため、単純に比較を行うことは適当でない。

(1) 指数の算式

消費者物価地域差指数は、フィッシャー類似算式(ラスパイレス類似算式による指数とパーシェ類似算式による指数の幾何平均)を使用して算出している。

[フィッシャー類似算式]

$$I_{ag} = \sqrt{I_{ag}^L \cdot I_{ag}^P}$$

I : 地域差指数(フィッシャー型)

I^L : 地域差指数(ラスパイレス型)

I^P : 地域差指数(パーシェ型)

a : 比較地域(地方10区分、都道府県、都道府県庁所在市及び政令指定都市)

g : 費目・類

[ラスパイレス類似算式]

加重算術平均により算出した全国平均価格を100とした品目別価格指数を、品目別・全国ウエイト W_{0i} により加重算術平均し、上位類^(注) g の指数を算出する。

$$I_{ag}^L = \frac{\sum_{i \in g} \left(\frac{\bar{P}_{ai}}{\bar{P}_{0i}} \right) W_{0i}}{\sum_{i \in g} W_{0i}} \times 100$$

0: 全国

i : 品目

\bar{P} : 平均価格(加重算術平均)

$\frac{\bar{P}_{ai}}{\bar{P}_{0i}}$: 品目別価格指数

W_{0i} : 品目別・全国ウエイト

(注) 例えば、品目「まぐろ」、「あじ」等の上位類は「魚介類」であり、更にその上位類は、大分類「食料」である。

[パーシェ類似算式]

加重調和平均により算出した全国平均価格を100とした品目別価格指数を、品目別・地域別ウエイトにより加重調和平均し、上位類の指数を算出する。

$$I_{ag}^P = \frac{\sum_{i \in g} W_{ai}}{\sum_{i \in g} \left(\frac{\hat{P}_{ai}}{\hat{P}_{0i}} \right)} \times 100$$

\hat{P} : 平均価格 (加重調査平均)
 $\frac{\hat{P}_{ai}}{\hat{P}_{0i}}$: 品目別価格指数
 W_{ai} : 品目別・地域別ウエイト

(2) 全国及び地域別平均価格の作成

ア 価格資料

「動向編」で調査した価格に加えて、「構造編」における地域別価格差調査で調査した価格を用いている。

なお、「動向編」は毎月実施しているのに対し、「構造編」は奇数月のみの実施であることから、「構造編」品目の偶数月分の価格については補完推定^(注1)を行っている。

また、構造編調査市において調査を行っていない品目については、品目ごとに定めた方法により動向編の調査価格^(注2)を用いている。

消費者物価地域差指数の算出品目は、「持家の帰属家賃」（所有する住居から受けるサービスを一般市場価格（家賃）で評価したもの）を除き、消費者物価指数の算出品目と同じである。

イ 平均価格の算出方法

(ア) 品目別・市町村別月別価格の算出

価格資料から単純算術平均により月別平均価格を算出している。

(イ) 品目別・市町村別年平均価格の算出

(ア)の12か月分の平均価格を、単純算術平均により算出している。ただし、生鮮食品については、家計調査から得られた月別購入数量を用いて加重算術平均している。

(ウ) 品目別・全国及び地域別年平均価格の算出

①加重算術平均価格（ラスパイレス類似算式に用いる平均価格）

(注1) 動向編の調査価格を使用して地方別（10区分）の価格比（各偶数月の単純算術平均価格について、直前の奇数月の単純算術平均価格に対する比率）を作成し、これを構造編の各調査価格に乗じることにより偶数月価格を算出している。

(注2) 動向編で調査した全国統一価格品目の価格は全ての構造編調査市に、都道府県内統一価格品目は同一県内全ての構造編調査市に用いている。また、動向編において一定の人口規模以上の市町村に限り調査を行う品目については、同一県内における近隣の動向編調査市の年平均価格を用いている。さらに、全ての動向編調査市町村で調査を行う品目については調査市町村別年平均価格を加重平均した都道府県別平均価格を同一県内全ての構造編調査市に用いている。

(イ)で求めた品目別・市町村別年平均価格 (\bar{P}_{ji}) を、市町村別総合ウエイト (C_j) を用いて加重算術平均し、全国又は地域別・品目別年平均価格を算出している。

$$\bar{P}_{ki} = \frac{\sum_{j \in k} C_j \bar{P}_{ji}}{\sum_{j \in k} C_j}$$

j : 市町村
 C_j : 市町村別総合ウエイト

②加重調和平均価格（パーシェ類似算式に用いる平均価格）

(イ)で求めた品目別・市町村別年平均価格 (\bar{P}_{ji}) を、品目別・市町村別ウエイト (W_{ji}) で加重調和平均し、全国又は地域別・品目別年平均価格を算出している。

$$\hat{P}_{ki} = \frac{\sum_{j \in k} W_{ji}}{\sum_{j \in k} \frac{1}{\bar{P}_{ji}} W_{ji}} \left(= \frac{\sum_{j \in k} \bar{P}_{ji} Q_{ji}}{\sum_{j \in k} Q_{ji}}, \quad \bar{P}_{ji} Q_{ji} = W_{ji} \right)$$

W_{ji} : 品目別・市町村別ウエイト
 Q_{ji} : 品目別・市町村別購入頻度

(エ) ウエイト

(ウ)で用いる市町村別総合ウエイト、品目別・市町村別ウエイトは、直近5年分の家計調査月別結果を用いて、農林漁家を含む2人以上世帯の1世帯当たりの品目別・市町村別の支出金額を基に作成している。

第三節 消費者物価指数 (C P I)

1 消費者物価指数の沿革

消費者物価指数 (C P I : Consumer Price Index) は、全国の世帯が購入する各種の商品とサービスの価格を総合した物価の変動を時系列的に測定するものであり、基準となるある時点 (以下「基準時」という。) の物価を100として、その時々 (以下「比較時」という。) の物価を比較計算した数値である。

戦前は、物価変動が国民の実生活に及ぼす影響の程度などを測ることを目的として、生計費指数資料実地調査に基づき、昭和12年7月から20年6月まで生計費指数が作成された。

戦後は、混乱期の物価上昇を早急に測定するため、21年8月分から25年12月分まで消費者価格調査に基づく消費者物価指数が作成され、その後、25年6月に小売物価統計調査が開始されたことから、26年1月分からは小売物価統計調査に基づく消費者物価指数が作成されている。

(1) 消費者価格調査に基づく消費者物価指数の作成

戦後の消費者物価指数は、混乱期の物価上昇を早急に測定するため、昭和21年8月分から作成されている。指数作成に用いる価格は、消費者価格調査に基づくものであり、この調査は、戦後の混乱した経済情勢の下、公定価格とヤミ価格という二重価格体系の中で、消費者が現実に支払った実効価格（配給価格とヤミ価格とをそれぞれの購入数量に従って加重平均した価格）を調査するものであった。

この消費者物価指数の基準時は21年8月から22年3月までの8か月間、用いた価格は消費者価格調査に基づく実効価格、項目は「全都市」（消費者価格調査の対象となった28市）124項目、「東京」152項目、「大阪」148項目である。算式は、当時インフレの進行が顕著であったためフィッシャー算式（比較時と基準時の価格を、それぞれ基準時のウェイト（家計の消費支出全体に占める各商品の割合）で加重平均した基準時加重指数と、それぞれ比較時のウェイトで加重平均した比較時加重指数を幾何平均した算式）が用いられた。なお、基準時加重指数におけるウェイトは21年8月から22年3月までの8か月間の購入数量、比較時加重指数におけるウェイトは当該比較時における購入数量によっている。

その後、24年8月に改定を行い、基準時を23年1月から12月までの1年間とし、算式を基準時加重相対法算式（各品目の価格の変化率を計算後、基準時のウェイトで加重平均する方法。以下「ラスパイレズ式」という。）に変更した。

(2) 小売物価統計調査に基づく消費者物価指数の作成

昭和21年8月からの消費者物価指数は、消費者価格調査に基づく実効価格を用いて作成したが、統制も大幅に解けて需給事情も一応落ち着き、二重価格体系がほぼ解消したことから、25年6月からは、商品の価格を小売段階で調査する小売物価統計調査が開始された。

同一銘柄の小売価格により消費者物価指数を作成する方がより適切に物価変動を把握することができることから、27年9月に改定を行い、消費者物価指数は、26年1月に遡って小売物価統計調査による小売価格を用い、26年の消費実態調査の結果から得られた品目別消費支出金額をウェイトとして作成されることとなった。

2 消費者物価指数の基準改定

消費者物価指数は、家計の消費構造を的確に反映させるため、指数構成品目を見直し、ウェイトを更新するなど所要の改定を行うこととしている。戦後間もない時期には経済が混乱し、家計の消費状況の変化も激しかったことなどから、昭和24年に第1回の改定を、27年に第2回の改定を行った。その後は生活も徐々に落ち着いてきたことから、5年ごとに品目と基準時を改定している。

(1) 昭和24年8月の改定（昭和23年基準）

- ①算出期間…昭和21年8月～25年12月（27年7月まで計算）
- ②基準時…23年1月～12月の1年間
- ③価格及び品目数…消費者価格調査による実効価格（統制価格とヤミ価格のように、2

種類以上の価格がある場合に、それぞれの購入数量によって加重平均した価格。店舗で調べた価格ではなく、消費者が購入した価格であるため、品目の銘柄、品質は一定していない。) 。195品目

④ウエイト…消費者価格調査による23年の消費支出金額

⑤算式…ラスパイレス式

⑥作成範囲…全都市及び東京都区部

⑦前指数との接続方法…前指数の作成が開始された21年8月まで遡って23年基準の指数を作成したことから、前指数は全て廃止した。

(2) 昭和27年9月の改定（昭和26年基準）

①算出期間…昭和26年1月～29年12月(32年10月まで計算)

②基準時…26年1月～12月の1年間

③価格及び品目数…小売物価統計調査による小売価格。254品目

④ウエイト…消費実態調査による26年の消費支出金額

⑤算式…ラスパイレス式。全都市指数は、都市別中分類^(注)指数を都市選定の際に用いた層別人口によって加重算術平均して作成

⑥作成範囲…全都市及び東京都区部のほかに27市の都市別指数も作成、計29系列

⑦前指数との接続方法…23年基準の26年1月における指数値と26年基準の同月の指数値との比率を用いて、25年12月以前の全系列を新基準に接続(21年8月以降全て26年基準に接続)。この接続は、中分類以上の指数についてそれぞれ独立に行った。

(3) 昭和32年12月の改定（昭和30年基準）

①算出期間…昭和30年1月～34年12月(36年9月まで計算)

②基準時…30年1月～12月の1年間

③価格及び品目数…小売物価統計調査による小売価格。306品目

④ウエイト…家計調査による30年の品目別消費支出金額。季節商品(55年基準の生鮮食品に当たる)については、29年、30年、31年の3か年の月別平均支出金額による月別ウエイトを作成

⑤算式…ラスパイレス式。全都市指数の算出は、都市別品目価格指数を消費支出額によって加重算術平均し、その値を更に都市選定の際に用いた層別人口によって加重算術平均して作成

⑥作成範囲…26年基準と同様、全都市、東京都区部及び27市の29系列

⑦前指数との接続方法…29年12月以前の全指数を26年基準の30年平均指数値で除して接続。この接続は、中分類以上の指数についてそれぞれ独立に行った。

(注) 消費者物価指数では、品目別価格指数を加重平均して上位の類指数を算出している。例えば、品目別価格指数である「精米(ヤミ)」、「精米(配)」、「もち米(ヤミ)」、「もち米(配)」、「精麦」等を加重平均して中分類「穀類」の指数を算出し、更にこれを「魚介」、「その他の食料」等の他の食料の中分類指数と加重平均して大分類「食料」の指数を算出している。

(4) 昭和36年11月の改定（昭和35年基準）

- ①算出期間…昭和35年1月～39年12月（41年9月まで計算）
- ②基準時…35年1月～12月の1年間
- ③価格及び品目数…小売物価統計調査による小売価格。332品目
- ④ウエイト…家計調査による35年の品目別消費支出金額。季節商品については、34年、35年の2か年の月別平均支出金額による月別ウエイトを作成
- ⑤算式…ラスパイレス式。全都市指数の算出は、30年基準と同じ。
- ⑥作成範囲…26年基準と同様、全都市、東京都区部及び27市の29系列
- ⑦前指数との接続方法…34年12月以前の全指数を30年基準の35年平均指数値で除して接続。この接続は、中分類以上の指数についてそれぞれ独立に行った。

(5) 昭和41年11月の改定（昭和40年基準）

- ①算出期間…昭和40年1月～44年12月（46年9月まで計算）
- ②基準時…40年1月～12月の1年間
- ③価格及び品目数…小売物価統計調査による小売価格。364品目
- ④ウエイト…家計調査による40年の品目別消費支出金額。季節商品については、39年、40年の2か年の月別平均支出金額による月別ウエイトを作成
- ⑤算式…ラスパイレス式。全国、都市階級、地方別指数の算出は、市町村別品目別価格指数を、各調査市町村の属する層の非農林漁家世帯数を加味して補正した1世帯当たり支出金額によって加重算術平均し、その値を更に市町村選定の際に用いた層別人口によって加重算術平均して作成
- ⑥作成範囲…37年に家計調査と小売物価統計調査の調査範囲が全国に拡大されたことに伴い、指数の作成範囲も拡大し、全国平均、7都市階級、13地方、46都道府県庁所在市及び北九州市の68系列。旧指数29系列のうち都道府県庁所在市でない7市については指数作成を打ち切った。
- ⑦前指数との接続方法…従来から引き続いて作成している22系列については、39年12月以前の全指数を35年基準の40年平均指数値で除して接続。新しく作成した46系列については、38年を基準として38年1月から40年12月までの指数を計算し、それを40年平均指数値で除して接続。なお、従来の「全都市」指数は、新しく作成した「人口5万以上の都市」の指数に接続させている。

(6) 昭和46年11月の改定（昭和45年基準）

- ①算出期間…昭和45年1月～49年12月（52年3月まで計算）
- ②基準時…45年1月～12月の1年間
- ③価格及び品目数…小売物価統計調査による小売価格。428品目
- ④ウエイト…家計調査による45年の品目別消費支出金額。季節商品については、44年、45年の2か年の月別平均支出金額による月別ウエイトを作成
- ⑤算式…ラスパイレス式。全国、都市階級、地方別指数の算出は、40年基準と同じ。

- ⑥作成範囲…40年基準と同様、全国平均、7都市階級、13地方、46都道府県庁所在市及び北九州市の68系列
- ⑦前指数との接続方法…系列ごとに、44年12月以前の全指数を40年基準の45年平均指数値で除して接続
- ⑧その他…持家の帰属家賃を含む総合指数を作成

(7) 昭和51年9月の改定（昭和50年基準）

- ①算出期間…昭和50年1月～54年12月（57年3月まで計算）
- ②基準時…50年1月～12月の1年間
- ③価格及び品目数…小売物価統計調査による小売価格。485品目
- ④ウェイト…家計調査による50年の品目別消費支出金額。季節商品については、50年の支出額のほか、49年、50年の月別購入数量により月別ウェイトを作成
- ⑤算式…ラスパイレス式。全国、都市階級、地方別指数の算出は、従来どおり
- ⑥作成範囲…全国平均、8都市階級、14地方、47都道府県庁所在市、川崎市及び北九州市の72系列
- ⑦前指数との接続方法…系列ごとに、49年12月以前の全指数を45年基準の50年平均指数値で除して接続。なお、全国指数は38年以降について作成されており、それ以前も含めた長期系列を使う場合は、人口5万以上の都市指数によっていたが、50年基準への移行を機に、37年以前の人口5万以上の都市指数を全国指数に接続した。この接続は、45年基準の全国指数と人口5万以上の都市指数の38年平均の水準差(比)を調整係数とし、37年以前の人口5万以上都市指数を修正して行った。
- ⑧その他…世帯属性別（世帯主の年齢階級別等）などの特殊指数を作成。毎年ウェイトを更新して指数を計算する「ラスパイレス連鎖基準方式による指数」の年平均指数を参考指数として作成。分類項目の特掲項目として「教育関係費」を新設

(8) 昭和56年8月の改定（昭和55年基準）

- ①算出期間…昭和55年1月～59年12月（60年12月まで計算）
- ②基準時…55年1月～12月の1年間
- ③価格及び品目数…小売物価統計調査による小売価格。512品目
- ④ウェイト…家計調査による昭和55年の品目別消費支出金額。生鮮食品については、55年の支出額のほか、54年、55年の月別購入数量により月別ウェイトを作成
- ⑤算式…ラスパイレス式。全国、都市階級、地方別指数の算出は、従来どおり
- ⑥作成範囲…50年基準と同様、全国平均、8都市階級、14地方、47都道府県庁所在市、川崎市及び北九州市の72系列
- ⑦前指数との接続方法…54年以前の5大費目を10大費目に組み替えた上、系列ごとに、54年以前の指数を50年基準の55年平均指数値で除して接続
- ⑧その他…季節調整済指数（季節変動の影響を除いた指数）を作成。家計調査の収支項目分類の改定に伴って、指数項目を従来の5大費目から10大費目に改定

(9) 昭和61年8月の改定（昭和60年基準）

- ①算出期間…昭和60年1月～平成元年12月（3年12月まで計算）
- ②基準時…昭和60年1月～12月の1年間
- ③価格及び品目数…小売物価統計調査による小売価格。543品目
- ④ウエイト…家計調査による60年の品目別消費支出金額。生鮮食品については、60年の支出額のほか、59年、60年の月別購入数量により月別ウエイトを作成
- ⑤算式…ラスパイレス式。全国、都市階級、地方別指数の算出は、従来どおり
- ⑥作成範囲…50年基準と同様、全国平均、8都市階級、14地方、47都道府県庁所在市、川崎市及び北九州市の72系列
- ⑦前指数との接続方法…系列ごとに、59年以前の指数を55年基準の60年平均指数値で除して接続

(10) 平成3年8月の改定（平成2年基準）

- ①算出期間…平成2年1月～6年12月（8年12月まで計算）
- ②基準時…2年1月～12月の1年間
- ③価格及び品目数…小売物価統計調査による小売価格。561品目
- ④ウエイト…家計調査による2年の品目別消費支出金額。生鮮食品については、2年の支出額のほか、元年、2年の月別購入数量により月別ウエイトを作成
- ⑤算式…ラスパイレス式。全国、都市階級、地方別指数の算出は、従来どおり
- ⑥作成範囲…昭和50年基準と同様、全国平均、8都市階級、14地方、47都道府県庁所在市、川崎市及び北九州市の72系列
- ⑦前指数との接続方法…指数作成の分類を改めたことから、過去の各基準年次を100とする新分類に組み替えた後、系列ごとに、各基準年を100とする指数を次の基準年に当たる年の年平均指数で除して接続
- ⑧その他

- ・基本分類（指数を作成している分類。総合、大分類、中分類、小分類、品目）の別掲項目として、「生鮮食品を除く食料」、「教養娯楽関係費」を新設
- ・基本分類以外に作成している指数の分類名称を「特殊分類」から「商品・サービス分類」（工業製品などの商品、公共サービス料金などサービスに分類したもの）に、「特殊系列指数」を「世帯属性別指数」（世帯主の年齢などの世帯の属性区分ごとのウエイトにより作成した指数）、「品目特性別指数」（家計調査から得られる支出弾力性^(注)の大きさによって区分した指数等）などにそれぞれ変更

(注) 消費支出総額が1%変化する時に各財・サービスの支出が何%変化するかを示す指標。支出弾力性が1.00未満の支出項目は基礎的支出（必需品）に分類され、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当する。
1.00以上の支出項目は選択的支出（贅沢品）に分類され、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当する。

(11)平成8年8月の改定（平成7年基準）

- ①算出期間…平成7年1月～11年12月（13年12月まで計算）
- ②基準時…7年1月～12月の1年間
- ③価格及び品目数…小売物価統計調査による小売価格。580品目
- ④ウエイト…家計調査による7年の品目別消費支出金額。生鮮食品については、7年の支出額のほか、6年、7年の月別購入数量により月別ウエイトを作成
- ⑤算式…ラスパイレス式。全国、都市階級、地方別指数の算出は、従来どおり
- ⑥作成範囲…昭和50年基準と同様、全国平均、8都市階級、14地方、47都道府県庁所在市、川崎市及び北九州市の72系列
- ⑦前指数との接続方法…系列ごとに、平成6年12月以前の指数を2年基準の7年平均指数値で除して接続
- ⑧その他…卸売物価指数との比較を容易に行えるようにするため、商品・サービス分類の別掲項目に「生鮮食品を除く商品」を新設

(12)平成13年8月の改定（平成12年基準）

- ①算出期間…平成12年1月～16年12月（18年12月まで計算）
- ②基準時…12年1月～12月の1年間
- ③価格及び品目数…小売物価統計調査による小売価格、「パソコン（デスクトップ型）」及び「パソコン（ノート型）」の2品目についてはPOS情報による全国の主要な家電量販店で販売された全製品の販売価格。計596品目
- ④ウエイト…家計調査による12年の品目別消費支出金額。生鮮食品については、12年の支出額のほか、11年、12年の月別購入数量により月別ウエイトを作成
- ⑤算式…ラスパイレス式。全国、都市階級、地方別指数の算出は、従来どおり
- ⑥作成範囲…昭和50年基準と同様、全国平均、8都市階級、14地方、47都道府県庁所在市、川崎市及び北九州市の72系列
- ⑦前指数との接続方法…系列ごとに、平成11年12月以前の指数を7年基準の12年平均指数で除して接続
- ⑧その他

・技術革新が激しく、市場の製品サイクルが極めて短い「パソコン（デスクトップ型）」、「パソコン（ノート型）」については、POS情報による全国の主要な家電量販店で販売された全製品の販売価格、販売数量、製品特性等を用いて、ヘドニック法（同品質の物価変動を計測するため、品質調整に用いられる方法）により価格指数を作成。さらに、15年1月以降はPOS情報を用いてヘドニック法により作成したデジタルカメラの価格変動を「カメラ」に合成して指数を作成

・基準年と比較年の中間に当たる年の消費構造を用いた「中間年バスケット方式による指数」及び2人以上の世帯と単身世帯を合わせた「総世帯」のウエイトを用いた「総世帯指数」について、それぞれ年平均指数を参考指数として作成。また、「財」、「半耐

久財」及び「生鮮食品を除く財」の季節調整済指数を作成系列に追加

・基準改定後に急速に普及し、一定のウェイトを占めるに至った新たな財やサービスの価格変動を迅速に指数に取り込めるようにするため、次の基準改定を待たずに品目の見直しを行う枠組み（中間年見直し）を導入し、15年1月に「パソコン用プリンタ」及び「インターネット接続料」の2品目を追加

(13)平成18年8月の改定（平成17年基準）

①算出期間…平成17年1月～21年12月（23年12月まで計算）

②基準時…17年1月～12月の1年間

③価格及び品目数…小売物価統計調査による小売価格、「パソコン（デスクトップ型）」、「パソコン（ノート型）」及び「カメラ」の3品目についてはPOS情報による価格。計584品目

④ウェイト…家計調査による17年の品目別消費支出金額。生鮮食品については、17年の支出額のほか、16年、17年の月別購入数量により月別ウェイトを作成

⑤算式…ラスパイレス式。全国、都市階級、地方別指数の算出は、従来どおり

⑥作成範囲…昭和50年基準と同様、全国平均、8都市階級、14地方、47都道府県庁所在市、川崎市及び北九州市の72系列

⑦前指数との接続方法…系列ごとに、平成16年12月以前の指数を12年基準の17年平均指数で除して接続

⑧その他

・毎年ウェイトを更新して指数を計算する「ラスパイレス連鎖基準方式による指数」及び家計調査の単身世帯と2人以上の世帯を合わせた総世帯のウェイトを用いた「総世帯指数」について、年平均指数に加え、月次指数の作成を開始。さらに、分類項目（別掲項目）に「情報通信関係費」、「エネルギー」及び「食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合」を新設。「食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合」については、季節調整済指数も追加

・20年1月から中間年見直しとして、「ビール風アルコール飲料」「電気洗濯機（洗濯乾燥機）」「家庭用ゲーム機（携帯型）」の3品目を追加。「テレビ（ブラウン管）」は「テレビ（薄型）」に、「オーディオ記録媒体」は「録画用DVD」に整理統合。「固定電話通信料」については品目内容を見直し、IP電話通信料を算入

(14)平成23年8月の改定（平成22年基準）

①算出期間…平成22年1月～26年12月（28年12月まで計算）

②基準時…22年1月～12月の1年間

③価格及び品目数…小売物価統計調査による小売価格、「パソコン（デスクトップ型）」、「パソコン（ノート型）」及び「カメラ」の3品目についてはPOS情報による価格。計588品目

④ウェイト…家計調査による22年の品目別消費支出金額。生鮮食品については、22年の

支出額のほか、21年、22年の月別購入数量により月別ウェイトを作成

⑤算式…ラスパイレス式。全国、都市階級、地方別指数の算出は、従来どおり

⑥作成範囲…全国平均、5都市階級、14地方、47都道府県庁所在市、川崎市、浜松市、堺市及び北九州市の71系列

⑦前指数との接続方法…系列ごとに、21年12月以前の指数を17年基準の22年平均指数で除して接続

⑧その他

- ・基本分類の都市階級別について「小都市B」（人口5万未満の市）と「町村」を統合。

- 「6大都市」及び「全都市」を廃止

- ・財・サービス分類の財区分のうち、「大企業性製品」及び「中小企業性製品」を廃止。別掲項目に「民営家賃（木造）」、「民営家賃（非木造）」、「持家の帰属家賃（木造）」及び「持家の帰属家賃（非木造）」を追加

- ・世帯主が60歳以上の世帯が増加していることから、世帯属性別指数として、「世帯主60歳以上の無職世帯」の支出構成に基づく指数を追加。「標準世帯」（夫婦と子供2人の4人で構成される世帯のうち、有業者が世帯主1人だけの勤労者世帯）の支出構成に基づく指数を廃止

- ・民営家賃指数について、世帯が転出して空き家になった場合には、次の入居があるまでの間、従前の価格のままサービスが継続しているとみなす「保合（もちあい）処理（当月家賃が調査できなくなった世帯について、直近の家賃を当月のものとして継続する処理）」の手法を新たに導入し、転出による調査家賃価格数の減少に伴う指数への影響を除去した。

また、基準時以降の賃貸物件の増減や世帯の転出入などの変化により、民営家賃の4区分（木造小住宅、木造中住宅、非木造小住宅、非木造中住宅）の構成比が基準時から変動することがあり、この構成比を基準時に固定すると家賃額の変動が実態よりも指数に大きく影響することがあることから、このような影響を軽減できるように、ウェイトを基準時に固定する品目としては「民営家賃」の1品目とし、民営家賃の4区分の構成比については実情に応じて見直しを行うことができるようにした。「持家の帰属家賃」についても、民営家賃と同様にウェイトを基準時に固定する品目としては「持家の帰属家賃」の1品目とした。

- ・25年1月分から中間年見直しとして、「携帯電話機」及び「携帯電話通信料」について、スマートフォンの価格を算入

- ・26年1月分から中間年見直しとして、「パソコン（ノート型）」について、タブレット端末の価格を算入

(15)平成28年8月の改定（平成27年基準）

①算出期間…平成27年1月～令和元年12月（3年12月まで計算）

②基準時…平成27年1月～12月の1年間

③価格及び品目数…小売物価統計調査による小売価格、「パソコン(デスクトップ型)」、「パソコン(ノート型)」及び「カメラ」の3品目についてはPOS情報による価格。計585品目

④ウェイト…家計調査による27年の品目別消費支出金額。生鮮食品については、27年の支出額のほか、26年、27年の月別購入数量により月別ウェイトを作成

⑤算式…ラスパイレス式。全国、都市階級、地方別指数の算出は、従来どおり

⑥作成範囲…全国平均、5都市階級、14地方、47都道府県庁所在市、川崎市、相模原市、浜松市、堺市及び北九州市の72系列

⑦前指数との接続方法…系列ごとに、26年12月以前の指数を22年基準の27年平均指数で除して接続

⑧その他

- ・人口構造の変化を踏まえ、「世帯主65歳以上の無職世帯」の指数を追加
- ・ラスパイレス連鎖基準方式における生鮮食品を含む「総合」等の月次指数を追加
- ・ラスパイレス連鎖基準方式における、より詳細な各品目の寄与度を追加
- ・利用環境向上のため、参考値として小数第3位までの指数を開示
- ・半期(6か月平均)の指数、「世帯主の職業別」の指数及び中間年バスケット方式による指数の公表を廃止
- ・29年1月から、基本分類の分類項目(別掲項目)に「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」を新設
- ・30年1月から中間年見直しとして、「たばこ(国産品)」及び「たばこ(輸入品)」について、加熱式たばこによる価格を算入。「通信料(携帯電話)」について、いわゆる格安スマホ通信料による価格を算入。「携帯電話機」について、SIMフリー端末の価格を算入

(16) 令和3年8月の改定(令和2年基準)

①算出期間…令和2年1月～

②基準時…2年1月～12月の1年間

③価格及び品目数…小売物価統計調査による小売価格、「テレビ」、「パソコン(デスクトップ型)」、「パソコン(ノート型)」などの7品目についてはPOS情報による価格、「航空運賃」、「宿泊料」及び「外国パック旅行費」の3品目についてはウェブスクレイピング(ウェブサイトから情報を抽出するコンピュータソフトウェア技術)を活用して得た価格。計582品目

④ウェイト…新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、元年及び2年の2年間の品目別消費支出金額を用いて作成。生鮮食品については、元年、2年の支出額のほか、元年及び2年の月別購入数量により月別ウェイトを作成

⑤算式…ラスパイレス式。全国、都市階級、地方別指数の算出は、従来どおり

⑥作成範囲…全国平均、4都市階級、10地方、47都道府県庁所在市、川崎市、相模原市、

浜松市、堺市及び北九州市の67系列

⑦前指数との接続方法…系列ごとに、元年12月以前の指数を平成27年基準の令和2年平均指数で除して接続

⑧その他

- ・国際間の比較に資するため、COICOP2018分類（国際連合の定める国際分類基準の「個別消費の目的別分類（平成30（2018）年）」）に準拠して基本分類を組み替えた「全国」の年平均指数を作成

- ・消費税率の改定による直接的な影響を除いた「消費税調整済指数」（課税扱いとなる品目について、一律に消費税率改定の直接的な影響があるとみなして機械的に調整を行った指数）を参考値として継続的に公表するとともに、建物の経年変化を踏まえた家賃の品質調整に関する分析結果を参考資料として公表

- ・世帯属性別指数について、「世帯主の年齢階級別指数（10大費目（年）」）に、新たに「世帯主65歳以上世帯」及び「世帯主65歳以上の無職世帯」の階級を追加する一方で、「世帯主60歳以上の無職世帯指数（中分類（月別、年）」）及び「世帯主65歳以上の無職世帯指数（中分類（月別、年）」）を廃止

- ・指数の作成経緯や利活用状況等を踏まえ、都市階級「人口5万以上の市」及び地方「大都市圏（関東大都市圏、中京大都市圏、近畿大都市圏、北九州・福岡大都市圏）」を廃止

3 消費者物価地域差指数の変遷

消費者物価地域差指数は、地域間の物価水準の差を測ることを目的に、消費者物価指数の副次統計として、昭和22年から毎年作成してきた。

最初に公表した22年は、東京都の1か年の平均物価水準を基準とし、消費者価格調査における26都市の1か年平均及び3か月平均について計算した。品目は消費者物価指数と同じ品目とし、価格は消費者価格調査による実効価格（配給価格とヤミ価格とをそれぞれの購入量に従って加重平均した価格）、ウエイトは消費者物価指数と同様に実際の購入数量を用い、算式はフィッシャーの理想算式とした。

27年からは、全都市（28都市）平均の価格と全都市の品目別支出金額ウエイトを用いたラスパイレス式で算出するように改め、さらに、小売物価統計調査及び家計調査の調査市町村の範囲が全国に拡大したことから、38年からは基準とする地域を全国に改めた。

その後、消費者物価地域差指数は、小売物価統計調査に創設した「構造編」の中で作成することとし、消費者物価指数の副次統計としての作成は、平成25年を最後に中止した。

表3 消費者物価地域差指数の変遷表

年次	計算方法及びウエイト等
昭和22年	<p>基準地域：東京都区部 比較地域：26都市 市町村平均価格：消費者価格調査による実効価格 ウエイト：消費者価格調査による消費支出金額 算式：フィッシャーの理想算式（基準都市数量加重指数と比較都市数量加重指数とを幾何平均した値）</p> $\sqrt{\frac{p_i q_0}{p_0 q_0} \cdot \frac{p_i q_i}{p_0 q_i}}$ <p>p_0 東京都区部の価格、q_0 東京都区部の購入数量 p_i 比較対象地域の価格、q_i 比較対象地域の購入数量</p>
23年	(22年からの変更点)
24年	比較地域：28都市
25年	(24年からの変更点) 比較地域：20都市
26年	(25年からの変更点) 比較地域：36都市 市町村平均価格：小売物価統計調査による小売価格 ウエイト：消費実態調査(28年4月から家計調査に名称変更)による消費支出金額
27年～37年	(26年からの変更点) 基準地域：28都市平均 比較地域：54都市 算式：ラスパイレス式
	$\frac{\sum \frac{p_i}{p_0} W_0}{\sum W_0}$ <p>p_0 表章基準地域の価格、W_0 表章基準地域の消費支出 p_i 比較対象地域の価格</p>
38年～41年	(37年からの変更点) 基準地域：全国 比較地域：都市階級別、地方別、都道府県庁所在市
42年～平成21年	(41年からの変更点) 比較地域：都市階級別、地方別、都道府県庁所在市及び政令指定都市 ※49年から那覇市が加わった。
22年～25年	(21年からの変更点) 基準地域：都道府県庁所在市及び政令指定都市平均 比較地域：都道府県庁所在市及び政令指定都市

第四節 全国物価統計調査

1 調査の目的と沿革

全国物価統計調査は、昭和42年6月13日に統計法に基づいて指定統計第108号に指定され、同年11月の第1回以来、平成19年までに10回実施された。従来の物価に関する統計調査の多くは消費者物価指数、農村物価指数、卸売物価指数などの作成を中心とした物価の時系列変動を見るためのものであり、個々の商品やサービスの価格・料金そのものの実態、特に地域間、銘柄間、店舗間の価格差、さらに、大企業製品と中小企業製品の価格差等消費者物価の詳細な分析に資する統計の必要性が指摘されていた。こうした状況を踏まえて、昭和42年の第1回全国物価統計調査は、国民の消費生活上重要な商品やサービスについて、その小売価格や販売数量等の実態を銘柄別、地域別等に明らかにし、消費者物価に関する基礎資料を提供することを目的として実施された。

46年の第2回調査では、42年調査と同様の小売調査に加え、当時、物価対策の一つとして強く要請されていた流通機構の近代化による流通費用の節減に資するための基礎資料として、流通の経路や段階別の価格及び流通費用等の実態を把握することを目的に、新たに卸売調査を開始した。これ以降、平成4年の第7回調査まで、小売調査と卸売調査の2種類を基本とする体系となった。

昭和49年の第3回調査は、いわゆる狂乱物価による価格体系等の変化を早急に把握するために実施されたもので、調査地域も都道府県庁所在市（東京都区部を含む。）、川崎市及び北九州市の49市に絞るなど、言わば緊急調査的性格のものであった。

52年の第4回調査は、46年調査の系譜を引き継ぐものであり、新たに人口15万以上の市について商業地区を設定し、この商業地区を店舗の分布特性により近隣型、地区型、広域型に分類し、これらの地区類型間の価格差を把握することによって、競争条件の相違による価格の差異を明らかにする狙いをもって実施された。

57年の第5回調査では、52年調査の系譜を引き継ぐ本調査に加え、一部の都市において標本拡大調査を実施した。これは、本調査の結果をより詳細に分析するため、本調査の調査市のうち特定11市の一定地域において、指定した調査品目・銘柄を取り扱っている店舗全て（約9,800店舗）を調査したものである。

62年の第6回調査は、輸入商品の消費が拡大しつつある状況に鑑み、調査銘柄として特に輸入商品の充実を図って実施した。

平成4年の第7回調査では、結果利用の範囲を拡大するため、小売調査の調査市町村を拡大するとともに、市町村別調査地区数の適正化を図った。

9年の第8回調査では、価格決定がメーカー・流通段階主導から小売店主導へと変化しつつあることを踏まえ、卸売調査を廃止するとともに、小売調査については、小売段階における価格決定要素を解明するため、業態、立地環境等による価格の水準や分布の違いを

把握することに主眼をおいて、調査方法を改善した。

14年の第9回調査では、物価構造の変化に対応して、サービス価格の把握を充実させるとともに、新たにインターネット通信販売価格の調査を開始した。

19年の第10回調査では、ポイント制などの割引・特典サービス、経営に関する事項、店舗における通信販売の有無などを調査事項として追加することにより、販売形態の多様化の実態と価格への影響を把握するとともに、インターネットを含む通信販売の業態と取引の実態、店頭販売価格との価格差について調査事項を拡充した。

その後、消費・流通構造の変化が加速する中、5年周期の統計では物価構造の変化を的確に把握することが困難な状況となったことから、物価構造の適時把握ができるよう、小売物価統計調査において「構造編」を創設して調査内容等の拡充を図ることとし、全国物価統計調査は19年調査を最後に中止した。

2 調査の変遷

昭和42年調査は小売調査のみであったが、46年調査から平成4年調査までは小売調査と卸売調査の2本立てで実施した。卸売調査を廃止した9年調査以降は、小売店舗の業態等の把握を主眼において調査の拡充を図っている。

(1) 小売調査

ア 調査期日

各実施年の調査期日は表4のとおりであるが、昭和62年調査からは小売物価統計調査との整合を図るため曜日による指定に変更した。

表4 小売調査の調査期日変遷

年次	生鮮食料品	その他の品目
昭和42年	10月31日から11月2日まで及び11月7日から9日までの各3日間	11月7日、8日、9日のうちいずれか1日
46年	11月8日から10日までの3日間	11月10日
49年	6月19日から21日までの3日間	6月20日
52年	5月25日から27日までの3日間	5月25日
57年	11月17日から19日までの3日間	11月18日
62年	11月19日を含む週の水、木、金曜日（11月18日から20日までの3日間）のうちいずれか1日	11月19日を含む週の木曜日（11月19日）
平成4年	11月19日を含む週の水、木、金曜日（11月18日から20日までの3日間）のうちいずれか1日	11月19日を含む週の木曜日（11月19日）
9年	11月19日を含む週の木曜日（11月20日）	
14年	11月19日を含む週の木曜日（11月21日）	
19年	11月19日を含む週の水曜日（11月21日）	

イ 調査市町村

昭和42年調査及び46年調査は、市は全市、町村は一部で実施し、49年調査は、都道府県庁所在市（東京都区部を含む。）、川崎市及び北九州市の49市で実施した。52年調査以降は、人口10万以上の市は全市、人口10万未満の市及び町村はその一部で実施した。

表5 小売調査の調査市町村選定方法の変遷

年次	調査市町村の選定方法	市町村数
昭和42年	<ul style="list-style-type: none"> 市：42年5月1日現在の全市（東京都区部を含む。） 町村：都道府県別の地理的位置、人口、第1次・第2次・第3次産業比率等を考慮し、全町村を204層に分け、各層から1町村を人口による確率比例抽出法（人口に比例した確率で抽出する方法）で抽出 	565市 204町村 計769市町村
46年	<ul style="list-style-type: none"> 市：46年5月1日現在の全市（東京都区部を含む。） 町村：都道府県別の行政区域、地理的位置などを考慮し、全町村を約180層に分け、各層から平均2町村を人口による確率比例抽出法で抽出 	597市 345町村 計942市町村
49年	<ul style="list-style-type: none"> 市：都道府県庁所在市（東京都区部を含む。）、川崎市及び北九州市 	49市
52年	<ul style="list-style-type: none"> 市：51年10月1日現在の人口10万以上の全市（東京都区部を含む。）のほか、都道府県内の経済圏、人口、地理的位置などを考慮し、人口10万未満の市を223層に分け、各層から1市を人口による確率比例抽出法で抽出 町村：都道府県内の経済圏、人口、地理的位置などを考慮し、全町村を261層に分け、各層から1町村を人口による確率比例抽出法で抽出 	398市 261町村 計659市町村
57年	<ul style="list-style-type: none"> 市：55年10月1日現在の人口10万以上の全市（東京都区部を含む。）のほか、都道府県内の経済圏、人口、地理的位置などを考慮し、人口10万未満の市を230層に分け、各層から1市を人口による確率比例抽出法で抽出 町村：都道府県内の経済圏、人口、地理的位置などを考慮し、全町村を264層に分け、各層から1町村を人口による確率比例抽出法で抽出 ※拡大調査を行った市：秦野市、大和市、名古屋市、岡崎市、一宮市、姫路市、尼崎市、明石市、北九州市、久留米市、飯塚市	423市 264町村 計687市町村 (11市)
62年	<ul style="list-style-type: none"> 市：60年10月1日現在の人口10万以上の全市（東京都区部を含む。）のほか、都道府県内の経済圏、人口、地理的位置などを考慮し、人口10万未満の市を226層に分け、各層から1市を人口による確率比例抽出法で抽出 町村：57年と同様の方法により抽出 	429市 264町村 計693市町村
平成4年	<ul style="list-style-type: none"> 人口10万以上の市：2年10月1日現在の全市（東京都区部を含む。） 人口10万未満の市及び町村：都道府県内の経済圏、人口規模、地理的位置などを考慮し、人口10万未満の市及び町村を331層に分け、各層から市町村を人口による確率比例抽出法で抽出 	209市 518市町村 計727市町村
9年	<ul style="list-style-type: none"> 人口10万以上の市：7年10月1日現在の全市（東京都区部を含む。） 人口10万未満の市及び町村：都道府県内の経済圏などにより、人口10万未満の市及び町村をブロックに分けた後、各ブロックの市町村を人口階級別に層化し、層ごとに市町村を年間商品販売額の大きい順に配列し、市町村の人口階級により定めた抽出率により系統抽出（無作為に定めた抽出起番号及び抽出間隔（抽出率の逆数）を用いて抽出） 	221市 450市町村 計671市町村
14年	<ul style="list-style-type: none"> 人口10万以上の市：12年10月1日現在の全市（東京都区部を含む。） 人口10万未満の市及び町村：9年と同様の方法により抽出 	228市 408市町村 計636市町村
19年	<ul style="list-style-type: none"> 人口10万以上の市：17年10月1日現在の全市（東京都区部を含む。） 人口10万未満の市及び町村：14年と同様の方法により抽出 	263市 410市町村 計673市町村

ウ 調査方法

昭和42年から平成14年までの調査は、大部分の調査品目については、調査員が調査票を配布し、調査店舗等の代表者又は管理責任者がこれに記入する自計申告により、また、一部の品目については、調査員、指導員（市町村職員等）又は統計局職員の聞き取りによる他計申告により行った。

なお、全国的に価格差のない公共料金等については、昭和52年までの調査では統計局職員による他計申告により行ったが、57年以降の調査では小売物価統計調査の結果を用いた。

平成19年調査は、14年調査と同様の方法を基本としたが、広域展開するチェーン店等のうち一部の事業所については、統計局が本社等に調査票を郵送し、記入済調査票を郵送で回収する本社等一括調査を行った。また、通信販売企業についても、統計局が調査票を郵送し、記入済調査票を郵送で回収する方法により行った。これらの場合においては、オンライン調査システムにより回答することも可能とした。

エ 調査店舗

調査店舗については、調査市区町村内に所在する調査品目を取り扱っている小売店舗、営業所又は事業所のうちから、調査品目ごとに所定数を選定した。

表 6 調査店舗の選定方法の変遷

年次	調査店舗の選定方法	店舗等数
昭和42年	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者30人以上の大規模店舗については全て調査対象とした。 ・従業者規模10人以上30人未満の店舗については、41年事業所統計調査の名簿により、店舗を選定した。 ・従業者規模9人以下の店舗については、41年事業所統計調査の調査区により調査地区を抽出し、その中から所定数の店舗を選定した。 ・民営貸家、貸間の家賃等については、各調査市町村の物件をあっせんしている不動産業者を所定数選定した。 	約20万店舗
46年	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者規模20人以上の店舗については、調査市町村の人口階級に応じ、45年商業統計調査の商業準備調査名簿を用いて選定した。 ・従業者規模19人以下の店舗については、調査市町村の人口階級に応じ、45年商業統計調査の調査区により調査地区を抽出し、その中から所定数の店舗を選定した。 ・大工手間代などについては、各調査市町村全域から所定数の調査店舗を選定した。 ・民営貸家、貸間の家賃等については、各調査市町村の物件をあっせんしている不動産業者を所定数選定した。 	約20万店舗
49年	<ul style="list-style-type: none"> ・百貨店は全て調査対象とした。 ・百貨店を除く従業者20人以上の店舗は、47年商業統計調査の商業準備調査名簿を用いて所定数の店舗を選定した。 ・従業者20人未満の店舗は、調査市、品目ごとに所定数の店舗を選定した。 	約2万3,000店舗
52年	<ul style="list-style-type: none"> ・調査市町村の人口階級に応じて設定した調査地区ごとに、所定数の店舗を選定した。ただし、調査地区内の百貨店及びスーパーについては、全て調査店舗とした。 ・大工手間代などについては、各調査市町村全域から所定数の調査店舗を選定した。 ・民営貸家、貸間の家賃等については、各調査市町村の物件をあっせんしている不動産業者を所定数選定した。 	約20万店舗

年次	調査店舗の選定方法	店舗等数
昭和57年	<ul style="list-style-type: none"> ・調査市町村の人口階級に応じて設定した調査地区ごとに、所定数の店舗を選定した。ただし、百貨店等（衣食住にわたる各種の商品を取扱い、従業者が常時50人以上の小売店舗）は、調査市町村内の全てを調査店舗とした。 ・民営家賃、大工手間代などについては、各調査市町村全域から所定数を選定した。 	約20万店舗
62年	57年と同じ	約20万店舗
平成4年	<ul style="list-style-type: none"> ・調査市町村の人口階級に応じて設定した調査地区ごとに、所定数の店舗を選定した。ただし、百貨店等（衣食住にわたる各種の商品を取扱い、従業者が常時50人以上の小売店舗）については、調査市町村内の全てを調査店舗とした。 ・家電、家具等取扱店舗が少ない品目及び家賃、大工手間代などのサービスについては、各調査市町村内全域から所定数を選定した。 ・市町村ごとに設定される公共料金及び娯楽サービスについては、各調査市町村内全域から所定数の調査事業所を選定した。 ・ガス代、バス代等、複数の市町村にサービスを提供する事業所を調査対象とする品目については、統計局が関係資料を用いて調査事業所を選定した。 	約20万店舗
9年	<p>①調査員による調査店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模店舗（売場面積が450㎡以上の店舗） 調査市町村内に所在する全てを調査店舗とした。 ・小規模店舗（売場面積が450㎡未満の店舗） 調査市町村の中から2,954の調査地区を選定し、9年商業統計調査の商業準備調査名簿を用いて、所定数を抽出した。 <p>②市町村及び統計局による調査事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村及び統計局が関係団体資料等を用いて調査事業所を選定した。 	約20万店舗
14年	<p>①調査員による調査店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模店舗（売場面積が450㎡以上の店舗） 調査市町村内に所在する全てを調査店舗とした。 ・小規模店舗（売場面積が450㎡未満の店舗） 調査市町村の中から2,779の調査地区を選定し、14年商業統計調査の商業準備調査名簿を用いて、所定数を抽出した。 <p>②市町村による調査店舗（事業所）</p> <ul style="list-style-type: none"> 飲食店やサービス業を営む店舗（事業所）について、定めた条件に該当する店舗（事業所）を市町村が所定数選定した。 <p>③総務省による調査事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域地域でサービスを提供する事業所やインターネット通信販売を行っている事業所について、定めた条件に該当する店舗を統計局が全国から所定数選定した。 	約13万2,000店舗 約6万店舗 （事業所） 約300事業所
19年	<p>①調査員による調査店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模店舗（売場面積が1,000㎡以上の店舗） 調査市町村内に所在する全てを調査店舗とした。 ・小規模店舗（売場面積が1,000㎡未満の店舗） 調査市町村の中から2,779の調査地区を選定し、平成19年商業統計調査の商業準備調査名簿を用いて、所定数を抽出した。 <p>②市町村による調査店舗（事業所）</p> <ul style="list-style-type: none"> 飲食店やサービス業を営む店舗（事業所）について、平成18年事業所・企業統計調査を用いて統計局が事業所を抽出し、その中から市町村が調査店舗（事業所）を所定数選定した。 <p>③総務省による調査企業・事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域地域でサービスを提供する企業等及び通信販売を行っている企業並びにホテル、旅館及びゴルフ場について、統計局が全国から選定した。 	約13万7,000店舗 約6万5,000店舗 （事業所） 約2,200企業 約800事業所

オ 調査品目・銘柄

調査品目は、原則として小売物価統計調査の調査品目の中から消費支出に占める割合の高い品目（昭和52年調査以降は、直近の消費者物価指数におけるウエイトがおおむね1万分の5以上のもの）を選定している。

調査銘柄は、地域間の比較を行う必要性から全国的に出回っている銘柄を1品目について複数選定している。

なお、公共料金等の一部の品目の価格又は料金については、昭和57年調査から小売物価統計調査の同年11月の結果を用いている。

表7 調査品目・銘柄数の変遷

年次	調査品目数	調査銘柄数
昭和42年	372 (32)	850 (99)
46年	310 (54)	726 (95)
49年	223 (33)	639 (158)
52年	295 (39)	806 (150)
57年	268	682
62年	281	762
平成4年	288 (5)	678 (5)
9年	217 (7)	359 (14)
14年	211 (8)	374 (22)
19年	180 (29)	337 (70)

(注) ()内は調査品目・銘柄数のうち、統計局で調査した品目・銘柄数（一部の調査品目・銘柄は、調査員による調査品目・銘柄と重複する。）

カ 調査事項

商品及びサービスについて、販売価格（販売料金）、販売数量、仕入れ先、銘柄に関する事項等を調査した。

また、店舗（事業所）については名称、経営組織、店舗の種類、従業者数等を調査した。調査事項は、調査の実施ごとに見直しを行っており、その変遷は表8のとおりである。

表 8 調査事項の変遷

調査事項		昭和 42年	46年	49年	52年	57年	62年	平成 4年	9年	14年	19年	
小売店舗 (事業所) 調査票	店舗の名称	○	○	○	○	○	○	○	○			
	店舗の所在地	○	○									
	経営組織	○	○	○								
	売場面積	○			○	○	○	○				
	店舗の種類(形態)	○	○	○	○	○	○	○	○			
	従業者数	○	○	○	○	○	○	○	○			
	売上高	○										
	取扱商品又は営業種目	○	○	○	○	○	○	○				
	配達の有無	○										
	スタンプ販売組織への加入の有無	○										
	特売日の有無		○									
	開設年次(時期)				○	○						
	営業時間					○	○					
	立地環境									○	○	○
	主な仕入先									○	○	○
	ディスカウント販売の有無									○	○	※
	広告の実施状況									○	○	※
競合店の有無									○	○	○	
割引・特典サービスの有無											○	
通信販売の有無											○	
販売価格・数量調査票、小売価格調査票	販売価格・料金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	販売数量	○	○									
	主な仕入れ先		○	○	○	○	○	○				
特売価格調査票	販売価格								○	○		
週間価格調査票	販売価格										○	
サービス料金調査票	事業所の名称									○	○	
	サービスの料金									○	○	
インターネットを用いた通信販売価格調査票、通信販売調査票(価格調査票を含む。)	店舗の名称									○	○	
	従業者数									○	○	
	店頭販売の有無									○		
	広告媒体										○	
	主な仕入先										○	
	代金の支払方法										○	
	送料の有無										○	
割引・特典サービスの有無											○	
家賃(民営)調査票	所在地	○	○		○	○	○	○				
	貸家・貸間の別	○	○		○	○						
	建築年次(時期)	○	○		○	○	○	○				
	構造	○	○		○	○	○	○				
	建て方	○	○		○	○	○	○				
	室数・畳数	○	○		○	○	○	○				
	設備	炊事用流し	○	○		○	○					
		水道	○	○		○	○					
		都市ガス	○	○		○	○					
		便所	○	○		○	○					
		浴室	○	○		○	○	○				
家賃・間代	○	○		○	○	○	○					
礼金・敷金など	○	○		○	○	○	○					
延べ面積		○		○	○	○	○					

(注) 「※」印は、「経営に関する事項」として調査(選択肢の中の一つ)

キ 集計結果

小売調査の結果については、消費者物価地域差指数、店舗の属性別平均価格、銘柄別価格分布等について集計を行い、報告書、原表を閲覧に供する方法、インターネット（平成19年調査のみ）により公表している。また、平成9年から19年調査では特売価格、14年及び19年調査では通信販売価格に係る集計についても公表している。

ク 全国物価地域差指数

全国物価地域差指数は、全国物価統計調査に基づき世帯が購入する各種の財及びサービスの価格を総合した物価水準の地域間の差を測ることを目的として、基準地域の物価水準を100とした場合の各地域の物価水準を指数値で示したものである。なお、作成を開始した昭和42年から平成9年までは「消費者物価地域差指数」としていたが、消費者価格調査、小売物価統計調査に基づき昭和22年から消費者物価指数の副次統計として毎年作成してきた「消費者物価地域差指数」及び小売物価統計調査（構造編）に基づき平成25年から毎年作成している「消費者物価地域差指数」とは調査設計や指数作成に使用する価格の調査期間が異なるため、単純に比較を行うことは適当でない。

昭和42年は、算式はラスパイレズ型、基準地域は東京都区部、比較地域は地方、都市階級、4大都市圏及び調査市町村としており、価格資料は、42年全国物価統計調査で調査した価格を用いた。

その後、表9のとおり作成方法を変更し、平成19年は、算式はフィッシャー類似算式（ラスパイレズ類似算式による指数とパーシェ類似算式による指数の幾何平均）、基準地域は全国、比較地域は都道府県、調査市町村、都市階級など、価格資料は19年全国物価統計調査で調査した価格のほか、小売物価統計調査の19年11月結果及び15年住宅・土地統計調査の結果を用いた。

表9 全国物価統計調査地域差指数の変遷

年次	計算方法及びウエイト等
昭和42年	<p>基準地域：東京都区部（＝100）^{（注）}</p> <p>市町村平均価格：販売数量による加重平均又は販売金額による加重調和平均、一部単純平均</p> <p>全国平均価格：同上</p> <p>ウエイト：家計調査の昭和42年平均品目別1世帯当り支出金額を基に作成した品目ウエイトを全国物価統計調査の結果により銘柄に按分</p> <p>算式：基準地域加重相対法算式（ラスパイレズ型）</p> $I_i = \frac{\sum_j \frac{P_{ij}}{P_{0j}} W_{0j}}{\sum_j W_{0j}} \times 100$ <p style="text-align: right;">i：比較地域 0：全国 j：品目</p>

年次	計算方法及びウエイト等
昭和46年	<p>基準地域：東京都区部（＝100）^{（注）}</p> <p>市町村平均価格：販売数量による加重平均又は販売金額による加重調和平均、一部単純平均</p> <p>全国平均価格：市町村平均価格を昭和44年全国消費実態調査の市町村別支出金額から作成したウエイトを用いて加重調和平均</p> <p>ウエイト：44年全国消費実態調査の市町村別支出金額（9～11月）を全国物価統計調査の結果及び家計調査（昭和45年）結果を用いて修正</p> <p>算式：変更なし</p>
49年	（地域差指数の作成なし）
52年	<p>基準地域：東京都区部（＝100）^{（注）}</p> <p>市町村平均価格：単純平均</p> <p>全国平均価格：家計調査の市町村別昭和51年平均品目別1世帯当たり支出金額に昭和50年国勢調査の非農林漁家世帯数を乗じて作成した平均価格算出用ウエイトを用いた市町村平均価格の加重調和平均</p> <p>ウエイト：平均価格算出用ウエイトの全国計</p> <p>算式：変更なし</p>
57年	<p>基準地域：東京都区部（＝100）^{（注）}</p> <p>市町村平均価格：単純平均</p> <p>全国平均価格：家計調査の市町村別昭和57年平均品目別1世帯当たり支出金額に昭和55年国勢調査の非農林漁家世帯数を乗じて作成した平均価格算出用ウエイトを用いた市町村平均価格の加重調和平均</p> <p>ウエイト：平均価格算出用ウエイトの全国計</p> <p>算式：変更なし</p>
62年	<p>基準地域：全国（＝100）</p> <p>市町村平均価格：単純平均</p> <p>全国平均価格：家計調査の市町村別昭和62年平均品目別1世帯当たり支出金額に昭和60年国勢調査の非農林漁家世帯数を乗じて作成した平均価格算出用ウエイトを用いた市町村平均価格の加重調和平均</p> <p>ウエイト：平均価格算出用ウエイトの全国計</p> <p>算式：変更なし</p>
平成4年	<p>基準地域：全国（＝100）</p> <p>市町村平均価格：単純平均</p> <p>全国平均価格：家計調査の市町村別平成4年平均品目別1世帯当たり支出金額より作成した平均価格算出用ウエイトを用いた市町村平均価格の加重調和平均</p> <p>ウエイト：平均価格算出用ウエイトの全国計</p> <p>算式：変更なし</p>
9年	<p>基準地域：全国（＝100）</p> <p>市町村平均価格：単純平均</p> <p>全国平均価格：家計調査の市町村別平成9年平均品目別1世帯当たり支出金額より作成した平均価格算出用ウエイトを用いた市町村平均価格の加重調和平均</p> <p>ウエイト：平均価格算出用ウエイトの全国計</p> <p>算式：変更なし</p>

年次	計算方法及びウエイト等
平成14年・19年	<p>基準地域：全国（＝100） <ラスパイレス類似算式指数用> 市町村平均価格：店舗ウエイト（店舗抽出率の逆数）による加重算術平均及び11年（16年）全国消費実態調査の購入先別支出金額割合による加重調和平均 全国平均価格：家計調査の市町村別14年（19年）平均品目別1世帯当たり支出金額より作成した市町村別平均価格算出用ウエイトを用いた市町村平均価格の加重算術平均 ウエイト：市町村別平均価格算出用ウエイト（全品目の合計） <パーシェ類似算式指数用> 市町村平均価格：11年（16年）全国消費実態調査の購入先別支出金額割合による加重調和平均 全国平均価格：家計調査の市町村別14年（19年）平均品目別1世帯当たり支出金額より作成した品目別平均価格算出用ウエイトを用いた市町村平均価格の加重調和平均 ウエイト：市町村別平均価格算出用ウエイト（品目別及び銘柄別） 算式：フィッシャー類似算式（ラスパイレス類似算式による指数とパーシェ類似算式による指数の幾何平均）</p> $I_{ag} = \sqrt{I_{ag}^L \cdot I_{ag}^P}$ <p>I：地域差指数（フィッシャー型） I^L：地域差指数（ラスパイレス型） I^P：地域差指数（パーシェ型） a：比較地域（市町村又は上位地域） g：費目・類（基本分類又は財・サービス分類）</p> <p>[ラスパイレス類似算式]</p> $I_{ag}^L = \frac{\sum_{i \in g} \left(\frac{\bar{P}_{ai}}{\bar{P}_{0i}} \right) W_{0i}}{\sum_{i \in g} W_{0i}} \times 100$ <p>0：全国 i：品目 \bar{P}：平均価格（加重算術平均） $\frac{\bar{P}_{ai}}{\bar{P}_{0i}}$：品目別価格指数 W_{0i}：品目別・全国ウエイト</p> <p>[パーシェ類似算式]</p> $I_{ag}^P = \frac{\sum_{i \in g} W_{ai}}{\sum_{i \in g} \left(\frac{\hat{P}_{ai}}{\hat{P}_{0i}} \right)} \times 100$ <p>\hat{P}：平均価格（加重調和平均） $\frac{\hat{P}_{ai}}{\hat{P}_{0i}}$：品目別価格指数 W_{ai}：品目別・地域別ウエイト</p>

（注）昭和57年までの地域差指数は、全国平均価格を基準価格として全国基準の指数を計算し、それを全国基準により算出した東京都区部の指数値で除すことにより、東京都区部＝100の指数としている。

(2) 卸売調査

卸売調査は、流通段階別の価格差及び流通経路等の実態を把握することを目的に、昭和46年の調査から開始し平成4年調査まで実施した。その後、価格決定がメーカー・流通段階主導から小売店主導へと変化しつつあることを踏まえて廃止している。

ア 調査期日

調査期日は、昭和62年調査から、小売調査と同様に曜日による指定に変更した。

表10 調査期日の変遷

年次	生鮮食料品 ^(注)	その他の品目
昭和46年	11月8日から10日までの3日間	11月10日
49年	6月19日から21日までの3日間	6月6日
52年	—	5月20日
57年	—	11月8日
62年	—	11月19日を含む 週の木曜日 (11月19日)
平成4年	—	11月19日を含む 週の木曜日 (11月19日)

(注) 生鮮食料品の調査は、昭和49年調査を最後に廃止している。

イ 調査市町村

昭和46年調査は664市町村で、49年調査以降は都道府県庁所在市(東京都区部を含む。)、川崎市及び北九州市の49市で実施した。

表11 調査市町村の変遷

年次	生鮮食料品 ^(注)	その他の品目
昭和46年	小売調査の調査市町村のうち卸売市場の所在する537市127町村(計664市町村)	都道府県庁所在市(東京都区部を含む。)
49年	都道府県庁所在市(東京都区部を含む。)、川崎市及び北九州市	都道府県庁所在市(東京都区部を含む。)、川崎市及び北九州市
52年	—	同上
57年	—	同上
62年	—	同上
平成4年	—	都道府県庁所在市 (ただし、福島県、埼玉県、東京都、三重県及び山口県にあっては、それぞれ郡山市、大宮市、東京都区部、四日市市及び下関市)、川崎市及び北九州市

(注) 生鮮食料品の調査は、昭和49年調査を最後に廃止している。

ウ 調査方法

昭和46年及び49年調査は、生鮮食料品については指導員が、その他の調査品目については調査員が調査票を配布し、調査店舗等の代表者又は管理責任者がこれに記入する自計申告の方法によった。ただし、店舗に関する事項については、聞き取りによる他計申告の方法によった。

52年、57年、62年及び平成4年調査は、調査員が調査票を配布し、調査店舗等の代表者又は管理責任者がこれに記入する自計申告の方法によった。

エ 調査店舗

調査店舗については、昭和57年調査以降は、直近の商業統計調査の商業準備調査名簿を用いて、調査都市の人口規模別及び店舗の従業者規模別に所定数を選定した。

表12 卸売調査の調査店舗の選定方法変遷表

年次	調査店舗の選定方法	店舗等数
昭和46年	①生鮮食料品を除く品目 調査品目を取り扱っている卸売店舗、営業所等のうちから45年商業統計調査の商業準備調査名簿を用いて選定した。 ②生鮮食料品 調査市町村に所在する全ての卸売市場を対象とした。	約2万店舗 約2,500市場
49年	47年商業統計調査の商業準備調査名簿を用いて、調査市の規模に応じて統計局が選定した。なお、悉皆調査分 ^(注) については、都道府県において調査品目の取扱いの有無を確認した。	約1万7,000店舗 約100市場
52年	①49年全国物価統計調査の調査店舗名簿から、調査品目を取り扱っていない店舗を除外し、更に50年事業所統計調査の基本調査区内事業所名簿に記載されていない店舗を除外した。 ②47年以降新設された卸売店舗については、50年事業所統計調査の基本調査区内事業所名簿に基づき、品目・銘柄、調査市の人口階級及び店舗の従業者規模別に、所定数の店舗を選定した。	約1万2,000店舗
57年	54年商業統計調査の商業準備調査名簿を用いて、調査市の人口規模及び店舗の従業者規模別に調査店舗を選定した。	約1万2,000店舗
62年	60年商業統計調査の商業準備調査名簿を用いて、調査市の人口規模及び店舗の従業者規模別に調査店舗を選定した。	約1万2,000店舗
平成4年	3年商業統計調査の商業準備調査名簿を用いて、調査市の人口規模及び店舗の従業者規模別に調査店舗を選定した。	約1万2,000店舗

(注) 東京都区部及び大阪市においては従業者100人以上の店舗、人口50万以上の県庁所在市及び北九州市においては従業者数50人以上の店舗、人口30万以上50万未満の県庁所在市及び川崎市においては従業者数20人以上の店舗、人口30万未満の市においては従業者規模に関係なくすべての店舗

オ 調査品目・銘柄

原則として小売調査品目の中から、業界別の流通経路、ウエイトの大きさ等を考慮して、調査銘柄として特定商標が設定可能な品目・銘柄を選定している。

なお、銘柄は、原則として複数を選定している。

表13 調査品目・銘柄数の変遷

年次	調査品目数	調査銘柄数
昭和46年	88	294
49年	130	375
52年	46	179
57年	49	193
62年	38	173
平成4年	38	134

カ 調査事項

調査事項の変遷は、表14のとおりである。

表14 調査事項の変遷

調査事項		昭和46年	49年	52年	57年	62年	平成4年
卸売店舗 (事業所)	店舗の名称	○	○	○	○	○	○
	経営組織	○	○				
	資本金	○	○				
	従業者数	○	○	○	○	○	○
	店舗の種類(形態)	○	○	○	○	○	○
	代理店・特約店契約の有無	○					
	本所・支所の別			○	○	○	○
調査票	同一都道府県内への販売割合			○	○	○	○
	取扱商品の種類			○	○	○	○
	配送の有無				○		
	決済方法				○	○	○
卸売価格・ 数量等 調査票	販売価格	○	○	○	○	○	○
	販売数量	○	○	○	○	○	○
	主な仕入先	○	○	○	○	○	○
	仕入先の都道府県と仕入れ数量の割合	○					
	販売金額(生鮮食料品) ^(注)	○	○				
	産地・銘柄(生鮮食料品) ^(注)	○	○				
	主な仕入先の都道府県名		○	○	○	○	○
	配送の有無			○			
	配送費用と販売価格の関係			○			
	決済方法			○			
販売価格の主な割引方法			○	○			
販売価格の割引状況					○		

(注) 生鮮食料品の調査は、昭和49年調査を最後に廃止している。

キ 集計結果

卸売調査の結果については、卸売価格、流通経路、卸売価格分布等について集計を行い、報告書又は原表を閲覧に供する方法により公表している。

第四部 統計編成業務の実施

明治4年太政官正院中に「政表課」が設置され、これが統計局・統計センターの始まりとされているが、この時期の政表課の主たる任務は、省、府県等が作成した統計を取りまとめて政府の総合統計書を編集することであった。

他方、現在用いられている「製表」又は「統計編成」という用語は、調査の結果得られたデータを一定の手順に従って処理し、統計表を作成する一連の工程を総称するものであり、この意味で政府として製表が行われたのは32年の人口動態統計の編成が始めとされている。また、官制上ははっきりと製表の語句が使われたのは、大正7年5月14日に制定された「臨時国勢調査局分課規程」が最初であった。

○臨時国勢調査局分課規程

第1条 臨時国勢調査局ニ左ノ三課ヲ置ク

調査課

製表課

庶務課

第3条 製表課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 調査材料ノ保管、整理及検査ニ関スル事項

二 計牌ノ作成ニ関スル事項

三 統計表ノ調製ニ関スル事項

以後、国勢院から内閣統計局、総理庁統計局、総理府統計局に至るまで、所管統計調査の企画・実施部門（調査部）と製表部門（製表部）は不離一体のものとして運営されてきたが、昭和59年7月の機構改革によって製表部門は統計センターとして総務庁の施設等機関となり、さらに、独立行政法人制度の創設に伴い平成15年4月には独立行政法人統計センターとなった。しかし、独立した機関となった後も、調査実施部門と緊密な相互連携を取り合っただけで一体的に製表業務を処理してきており、政府統計を製表という面から支えている。なお、製表という用語は、現在でも、法令、年度目標及び事業計画等で使用されているが、近年は、統計表がメタ情報（データそのものではなく、データの属性などのデータに関連する情報）をも含めて作成されるようになっていることに鑑み、同じ意味の用語として「統計編成」という言葉を使用している。

第一章 独立行政法人化前の集計技術の発展

製表業務は、統計調査によって得られた調査票を用いて所定の結果数値を編成することをその眼目とする。中でも個々のデータの分類、集計に要する事務量は極めて大きく、多くの人員と長い期間が必要となる。特に我が国の全世帯、全住民を対象とする国勢調査の場合、データの量は膨大なものとなり、人手のみでこれを行うことは困難であって、大正9年の第1回国勢調査の製表業務も、統計機械の導入があつて初めて成し得たのである。

以来、統計局・統計センターでは、主として、調査票のデータに基づいてこれをパンチカードに穿孔（せんこう）し、分類機、会計機等の統計機械を使用して分類・集計するパンチカードシステム（PCS：Punch Card System）方式により、また、昭和36年からは電子計算機（コンピュータ）により製表業務を行い、現在に至っている。

第一節 パンチカードシステム（PCS）による製表

コンピュータが出現する以前は、世界の主要国における統計調査の集計は、PCSによるものが多かった。

我が国において統計機械による集計が行われたのは、明治38年に川口式電気集計機が考案され、人口動態統計の集計に応用されたのが始まりであるが、実用的利用の段階に入ったのは、大正12年にパワーズ式集計機（レミントン・ランド社製）が内閣統計局、鉄道省及び横浜税関に米国から輸入されてからである。

統計局がこの機械を輸入したのは大正9年の第1回国勢調査の集計に用いるためであったが、穿孔機の導入に対して分類集計機の導入が遅れたことから、穿孔されたパンチカードに錐（きり：千枚通し）を通して手作業によって分類・集計を行うなどといった苦勞もあつた。

国勢調査の製表業務が本格的にPCS化されたのは昭和5年以降であつて、その後、統計機械の台数の増加、高性能化により集計能力は著しく向上した。

しかし、昭和22年臨時国勢調査の際には、パンチカードの調達ができず、また、21年2月の庁舎火災によって統計機械が焼失したことから、一部緊要な結果表については市区町村において算盤などの計算器具を用いて集計するという地方分査の方法によらざるを得なかった。

その後、昭和25年国勢調査から再びPCSによる製表が行われるようになった。

なお、PCSは、分類や加減算には有効であつたが乗除算に弱いという制約があつた。したがって、国勢調査のように大量のデータの分類や加算を主とする集計においてはPC

Sを用いることができたが、家計調査や小売物価統計調査のように主として乗除算により結果表を作成する場合には、算盤や卓上計算機などの計算器具によって製表を行わざるを得なかった。

また、P C Sの機能上の問題とは別に、かなり大量ではあっても、簡単な集計であれば、計算器具による製表の方が便利で経済的な場合が多く、まして少量のデータで特に複雑でないものであれば、P C Sを使用しない方が効率的な場合がある。統計局においても、これら統計調査の特性や業務の効率性を勘案して、P C S導入後も計算器具による製表とP C Sによる製表を使い分けていたのである。

1 製表工程

製表工程を計算器具による場合とP C Sによる場合とで比較すると、次のとおりである。

計算器具による製表	P C Sによる製表
① 受付・整理事務	① 同左
② 内容検査事務	② 同左
③ 符号事務（分類・集計に必要な限度で符号を付ける）	③ 同左（製表に必要な事項全部の符号を付ける）
④ 分類事務	④ 穿孔事務
⑤ 集計事務	⑤ 分類事務（機械で行う）
⑥ 算出事務	⑥ 集計事務（機械で行う）
⑦ 結果表作成事務	⑦ 同左
	⑧ 同左

(1) 受付・整理事務

提出された調査票及び調査関係書類は、その枚数を調べ、添付の送致目録等と照合して提出漏れ又は重複がないかどうかを検査した上、括^(注)を作成し、括表紙を付し又は調査票収納箱に納めて、倉庫に一定の順序で配列収納する。

(2) 内容検査事務

調査票の記入内容の不備を検査する事務であり、「個別検査」と「関連検査」の2種類がある。個別検査は、記入内容の一つ一つについて、記入漏れ、数え違い、換算誤りなどの有無を検査するものであり、関連検査は、二つ以上の記入内容の間に矛盾がないかを検査するものである。

(3) 符号事務

調査票の記入内容を数字の符号（製表符号）に改め（格付け）、分類・集計をしやすくするものである。

この符号化は、P C Sによる製表の場合は記入内容の全てについて行うが、計算器具を

(注) 受付の済んだ調査票は、以降の製表事務に便利な量にまとめて整理する必要がある。この、一定量をまとめたものを「括（かつ）」と呼んでいる。まとめる量は調査票の大きさ、紙質、製表方法などによるが、一般的には500枚又は1,000枚程度とし、その表裏にボール紙の表紙（括表紙）を当て綿テープでくくっている。

用いた製表の場合は分類・集計に必要な限度で行うこととなる。

(4) 穿孔事務

PCSによる製表の場合には、調査の単位ごとに、全て記入内容を孔の位置によって明示したパンチカード（当時は「計牌（けいはい）」と呼んでいた。）を作成する。計算器具による集計の場合には、この事務は生じない。

(5) 分類・集計事務

符号記入された個票又は調査票を選り分け、同種のをひとまとめにして仕分けし、その枚数を数え又は記載されている計数を積算し、それぞれ所要の統計数字を得る事務である。ここで求められた数字は結果表としてまとめることとなるが、大量の個票や調査票から一度に直接結果表を作成することは困難な場合がある。このような場合は、個票や調査票を一定量の大きさに分割し、それぞれの数を数え上げたもの又は足し上げたものを集中表（集計補助表）に記入する。

ア 計算器具による製表の場合

手作業により分類した個票又は調査票を計算器具により集計し、その値を集中表に記入する。

イ PCSによる製表の場合

穿孔されたパンチカードを分類集計機又は印刷製表機・会計機にかけて分類・集計し、得られた値を集中表に記入する。

(6) 算出事務

集中表に記録された数字について、計、平均数、比例数（割合）、指数等を算出する事務であり、算出には、算盤、計算器、計算尺、計算表等を使用する。

(7) 結果表作成事務

完成した集中表の数字を結果表用紙に写し、読み合わせ検算を行う。

なお、報告書を作成する場合には、印刷原稿の作成も行う。

2 統計機械の設置状況

昭和26年10月における統計機械の種類及び設置状況は、次のとおりである。

◎ ホレリス式統計機械（IBM社）

名 称	英 名	欄数	台数
手動式穿孔機	メカニカルキーパンチ	80	357
手動式検査機	メカニカルヴェリファイヤー	80	253
集団合計穿孔機	ギャングサマリーパンチ	80	6
電動式複写穿孔機	モータードライブデュプリケーティングキーパンチ	80	10
英字式複写穿孔機	アルファベティツクデュプリケーティングキーパンチ	80	1
照合集団複写穿孔機	コンペアリングリプロヂューサー	80	4
分類機	ホリゾンタルソーター	80	29
分類集計機	カードカウンティングホリゾンタルソーター	80	25
会計機	アルファベティカルアカウンティングマシーン	80	17
手動式穿孔機	メカニカルキーパンチ	45	103
手動式検査機	メカニカルヴェリファイヤー	45	58
照合機	コレーター	80	2

◎ パワーズ式統計機械（レミントン・ランド社）

名 称	英 名	欄数	台数
自動穿孔機	オートマティックキーパンチ	90	20
手動式検査機	メカニカルヴェリファイヤー	90	20
英字式自動穿孔機	アルファベティカルオートマティックキーパンチ	90	1
自動分類集計機	カードカウンティングソーター	90	13
印刷製表機	タビュレーター	90	2
自動穿孔機	オートマティックキーパンチ	45	7
高速度群穿孔機	ハイスピードガングパンチ	45	1
自動分類集計機	カードカウンティングソーター	45	3
印刷製表機	タビュレーター	45	2

◎ 電気統計機（度数計 1,500 個エミッター正副 10 組付） 1 組

パンチカードを用いずに、オペレータが入力したデータを電氣的に計数する装置で、昭和26年に導入された。

3 統計機械の機能及び操作方法

(1) 穿孔機

タイプライターと同様の鍵盤を打つことにより、符号化された調査票の内容をパンチカードに穿孔する機械で、数字と＋、－が穿孔できれば十分であった。

(2) 検孔機

表においては、「検査機」と称されている。穿孔されたパンチカードが調査票の内容と同じであるか否かを確認する機械で、穿孔機と似た構造であるが、孔は開かない。穿孔済みのパンチカードを検孔機にセットして調査票の内容を打鍵すると、打鍵した内容とパンチカードの孔とが1桁ずつ照合される。調査票と違っているとパンチカード上部のその桁の部分が半円形に切り取られ、全て正しい穿孔であるとパンチカード右端部分が半円形に切り取られる。これは後で目による確認をしやすくするためである。

(3) 分類機

穿孔されたパンチカードを特定の順番に並べる機械である。0～9、+、-、ブランクのスタッカー（カードポケット）を有し、パンチカードの孔の位置を電氣的に検出して該当のスタッカーに入れる。各スタッカーに入ったパンチカードを順番（通常は0～9の順）に取り出して分類を終える。分類は1回に1桁分しかできないので、例えば市区町村番号のように3桁で構成されている場合は、パンチカードを1の位、10の位、100の位と3回機械にかけて分類することになる。

(4) 会計機（製表機）

PCSの中枢を成す機械で、パンチカードを読み取り、必要な計算（加減算）をし、その結果を印刷する機能をもっている。これらの機能は、パンチカード単位あるいはパンチカードのグループ単位（例えば市区町村ごと）で実行することができる。グループのことを「コントロール項目」といい、グループが変わることを「コントロールが切れる」あるいは「コントロールブレイク」といってPCSでは非常に重要な概念になっている。すなわち、会計機は、配電盤を操作することにより、パンチカード上のコントロール項目や計算項目を任意に設定したり、印刷位置を印刷用紙の任意の場所に決めたりすること等ができる仕組みになっており、配線には制約があったものの、配電盤の操作は、現在のコンピュータのプログラムと同様の働きをしていた。

(5) 照合機

2種類のパンチカードの突き合わせ（マッチング）や同種類2枚のパンチカードの混ぜ合わせ（マーキング）を行って1枚のパンチカードにする機械である。配線により突き合わせや混ぜ合わせをするパンチカード上のコントロール項目を指定できる。統計調査の集計においては使用の頻度は多くないが、この機械によりパンチカードの更新作業ができるようになった。

(6) 集団複写穿孔機

大量のパンチカードをもう1組作る場合や、会計機で計算した中間結果をパンチカードに穿孔する場合に使用する。PCSでの記憶媒体としてはパンチカードしかなく、中間結果を保存する場合には、これをパンチカードに穿孔しなければならない。このような時、会計機とこの機械とをケーブルで接続し、配線を操作して、会計機で計算した中間結果を穿孔する。

4 PCSによる製表の問題点

PCSによる製表は、製表工程中の分類及び集計を行うものであり、計算器具を用いた場合に比べて処理時間数等において格段に優れていたが、次のような問題点があった。

(1) チェック機能の欠如

穿孔内容に対するチェック機能を持たないため、会計機で結果が印刷されてから誤りを発見することが多い。これを防ぐためには、穿孔以前の問題としては目視による調査票の内容検査や正確な符号格付とその検査を、また穿孔誤りについては検孔機による検査を十分に行う必要があるが、これらはいずれも人に依存した作業であり、誤りを全て無くすことには限界がある。

(2) 処理回数の増加

会計機の能力が限られており、多数の統計表を作成するためには、分類機及び会計機による一連の処理を何回も繰り返さなければならなかった。そのため、パンチカードが物理的に損傷して機械トラブルが多発し、その復元作業が容易でなく、しかもその間これらの機械は停止したままとならざるを得なかった。

(3) 統計表への転記

会計機で集計できる範囲は限られていたことから、一旦中間結果を集中表として印刷しなければならず、最終的な統計表を作成するためには人が転記や積算をしなければならなかった。

第二節 コンピュータによる製表

統計局においては、昭和36年に初めてIBM705型コンピュータを導入し、これによって従来のPCSによる製表に比べて革命的とも言える高速かつ複雑な処理が可能となった。

コンピュータはその後急速な発展を遂げ、特に演算素子（計算処理に使用する電子的回路）に真空管から高密度集積回路、更に超高密度集積回路が利用されるようになって、著しく高性能化、小型化し、より早く、より安く集計ができるようになっている。

1 受入体制の整備

統計局では、昭和35年国勢調査とそれまでは計算器具によっていた家計調査、小売物価統計調査等の集計をコンピュータで処理することとし、導入準備に入った。

コンピュータが設置されるまでの経緯は、表1のとおりである。

表 1 コンピュータ導入の経緯

時 期		事 項
昭和32年	10月2日	製表部製表第一課に研究係を設置。機種の選定作業等に入り、検討の結果、IBM705型コンピュータと決定
33年	4月1日	コンピュータの導入経費（国庫債務負担行為）を含む予算が成立
	9月15日	コンピュータの借入れについて日本アイ・ビー・エム株式会社と契約を締結。その後、プログラミング研究会を開催。統計局職員から希望者を募り、16人が参加してプログラミング等の研究を行う。
34年	3月1日	製表部製表第一課に「電子計算機研究室」を設置。受入れ体制を整え、国勢調査等の集計をIBM705型コンピュータによって行うための具体的な検討を開始
	7月1日	「電子計算機研究室」を「電子計算機研究班」と改称、性能係、設備係及びプログラム係を置く。
35年	8月1日	プログラム係をプログラム第一係及びプログラム第二係に拡大改組
	10月1日	「電子計算機研究班」を「電子計算班」と改称
36年	3月1日	IBM705型コンピュータ稼働開始
	4月1日	製表部に「電子計算課」を設置。庶務係、作業計画係、入力係、出力係、進行係、演算係及び原表係の7係並びにプログラマー（専門職）の総勢46人で構成

2 専用庁舎の建設

コンピュータを設置するための専用庁舎を統計局構内の東側中央に建設することとし、同庁舎は昭和36年1月30日に完成した。その設備等の概要は、次のとおりである。

[庁舎名]

四号庁舎

[建て方]

鉄筋コンクリート造 2階建て（延面積 1,365 m²）

- ・ 1階（面積 803 m²） コンピュータ設置室、カード室、テープ室、保守室等
- ・ 2階（面積 463 m²） 事務室、会議室
- ・ 中2階（面積 99 m²）

[設備]

空気調整設備、電気集塵設備、吸湿装置、防音装置

3 IBM705型コンピュータシステムの概要

IBM705型コンピュータシステムは、演算装置（中央処理装置等）、2組のデータ入力装置（カード読取装置等）、データ出力装置（会計機等）によって構成されており、パンチカードを読み取り、演算を行い（演算素子には、真空管が用いられている）、結果を磁気テープに記録し、印刷するという一連の処理を行うことができた。カードの読み取り、印刷はコントロールパネルの配線により、入力・出力の方法を指定する方式である。

プログラム言語には、主として AUTOCODER と呼ばれるアセンブリ言語（アセンブラー）

が、複雑な計算式を含む処理に関しては FORTRAN が用いられた。

なお、705 型コンピュータには、その操作・運転をつかさどるオペレーティングシステムが存在しなかったため、磁気テープの入出力動作などの処理をコントロールするプログラム（I O C S : Input/Output Control System）を統計局が独自に開発した。

4 中央処理装置の変遷

昭和 36 年に初めてコンピュータシステムを導入して以降、統計局では、情報通信技術（I C T : Information and Communication Technology）の進展、中央処理装置等の高性能化に応じて、順次これを更新してきている。その概要は、表 2 のとおりである。

表 2 中央処理装置の変遷

中央処理装置 (導入時期)	主な機能等
I B M705 (昭和 36 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> 主記憶容量 40KC (1K キャラクター=1,000 文字) 昭和 35 年国勢調査、家計調査、小売物価統計調査等に利用 I O C S を統計局が独自に開発
N E A C 2200-200 (40 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> 主記憶容量 32KB (1K バイト=1,024 バイト) 昭和 39 年全国消費実態調査及び昭和 40 年国勢調査に利用 I B M705 型で処理するデータ (パンチカード) の入力及び結果の印刷を高速に行うための入出力機として利用 I O C S (N E A C 用) を統計局が独自に開発
I B M360 (41 年 10 月)	<ul style="list-style-type: none"> 主記憶容量 256KB I B M705 型の後継機 初めて磁気ディスク装置を導入 演算の多重処理が可能 メーカーのオペレーティングシステムを採用 ジョブ制御言語によりオペレーションに伴う業務が簡略化 プログラム言語は、高級言語の P L / I (programming language one)
N E A C 2200-400 (43 年 8 月)	<ul style="list-style-type: none"> 主記憶容量 80KC (1K キャラクター=1,024 文字) N E A C 2200-200 型の後継機 国勢調査、就業構造基本調査、住宅統計調査、受託集計等に利用 ジョブと入力・出力の同時並行処理ができるオペレーティングシステムを統計局が独自に開発
N E A C 2200-500 (45 年 9 月)	<ul style="list-style-type: none"> 主記憶容量 256KC N E A C 2200-400 型の後継機 昭和 45 年国勢調査に利用
I B M370-155 (47 年 11 月)	<ul style="list-style-type: none"> 主記憶容量 512KB I B M360 型の後継機 人事・給与計算のオンラインシステムに利用
I B M370-158 (49 年 10 月)	<ul style="list-style-type: none"> 主記憶容量 1MB (1M バイト=1,024K バイト) I B M370-155 型の後継機 仮想記憶装置を導入
N E A C 2200-575 (50 年 9 月)	<ul style="list-style-type: none"> 主記憶容量 512KB N E A C 2200-400 型の後継機 昭和 50 年国勢調査に利用 磁気ディスクを使用した多重処理が可能 メーカーのオペレーティングシステムを採用
I B M370-3031 (54 年 10 月)	<ul style="list-style-type: none"> 主記憶容量 5MB I B M370-158 型の後継機 磁気ディスク容量の大幅な増強を図り、統計局内時系列データベースを構築 増大する各種統計、データ分析などの処理を効率的に行うオンラインシステムを確立

中央処理装置 (導入時期)	主な機能等
A C O S 800-3 (55年8月)	<ul style="list-style-type: none"> 主記憶容量5MB N E A C 2200 シリーズの後継機 昭和55年国勢調査のデータ訂正を一部オンライン化 プログラム言語に P L / I を採用し、I B M 370 システムとのプログラム互換が可能に
I B M 370-3083 (59年7月)	<ul style="list-style-type: none"> 主記憶容量8MB I B M 370-3031 型の後継機 統計データの分析やデータ処理を効率的に行える S A S (Statistical Analysis System) を導入 グラフを表示できる端末装置を導入
A C O S 950-10 (60年8月)	<ul style="list-style-type: none"> 主記憶容量16MB A C O S 800-3 型の後継機 昭和60年国勢調査のデータ訂正を全面的にオンライン化
I B M 370-3090 (62年5月)	<ul style="list-style-type: none"> 主記憶容量64MB I B M 370-3083 型の後継機 磁気テープ(オープンリール)の一部をカートリッジ型に交換 日本語の印刷が可能な印刷装置を導入 統計局・統計センターの各部門に端末装置を設置し、データ訂正、データベース利用、統計分析等のオンライン化を拡充
I B M 370-4381 (平成元年1月)	<ul style="list-style-type: none"> 主記憶容量32MB 集計データをオンラインで各府省に提供するための統計情報データベース専用機として導入
A C O S 910 (2年8月)	<ul style="list-style-type: none"> 主記憶容量64MB 二つの中央処理装置を装備した初めての機種 A C O S 950-10 型の後継機 平成2年国勢調査に利用 カートリッジ型磁気テープを導入 統計センター各課に端末装置を配置し、データ訂正などのオンライン化を拡充・強化
I B M 390-9121-440 (4年5月)	<ul style="list-style-type: none"> 主記憶容量128MB I B M 370-3090 の後継機 各種統計調査の集計及び分析等に利用
I B M 9221-170 (5年7月)	<ul style="list-style-type: none"> 主記憶容量128MB I B M 370-4381 の後継機 統計情報データベースシステムに利用
A C O S 3800 (7年8月)	<ul style="list-style-type: none"> 主記憶容量128MB A C O S 910 の後継機 平成7年国勢調査に利用
I B M 390-9672-RB4 (9年5月)	<ul style="list-style-type: none"> 主記憶容量512MB I B M 390-9121-440 の後継機 各種統計調査の集計及び分析等に利用
N E C NX7000 (10年10月)	<ul style="list-style-type: none"> I B M 9221-170 の後継機 統計情報データベースシステムを運用
I B M 390-9672-RA5 (12年8月)	<ul style="list-style-type: none"> 主記憶容量512MB A C O S 3800 の後継機 平成12年国勢調査に利用
O K I T A C 90 (13年9月)	<ul style="list-style-type: none"> N E C NX7000 の後継機 統計情報データベースシステムを運用
I B M 390-9672-RA6 (14年5月)	<ul style="list-style-type: none"> 主記憶容量1.5GB(1Gバイト=1,024Mバイト) I B M 390-9672-RB4 の後継機 各種統計調査の集計及び分析等に利用

5 データの入力方法等の変遷

(1) 打鍵方式

ア パンチカードによる入力

P C Sと同様に穿孔機を使用して調査票の内容に基づきパンチカードに穿孔し、これをカード読取装置によって読み取ることにより磁気テープに記録した。

イ ディスケットによる入力

昭和 49 年 8 月から、ディスケットを入力媒体とする I B M3740 型データエントリーシステムへの切替えを開始し、50 年 6 月にこれを完了した（なお、この切替えに合わせて、操作員の呼称を「キーパンチャー」から「キーオペレーター」に変更した。）。ディスケットとは、当初 8 インチ、後に 5 インチに小型化されたフロッピーディスクであり、1 枚のディスケットにはパンチカード 1,898 枚分のデータを記録することができる。I B M3740 型データエントリーシステムによる業務の流れは、次のとおりである。

- ①調査票の記入内容を複式データ入力装置により打鍵し、ディスケットに記録する。データ入力装置は、キーボードとディスプレイから成り、打鍵した内容はディスプレイ上に表示される。
- ②キーオペレーターを替え、再度調査票の記入内容をデータ装置により打鍵することによって、記録済みディスケットの内容を検査する。
- ③プログラム記憶式データ装置により、入力データ数、項目ごとに決められたコード（規定内コード）であるかなど基本的な事項についてチェックする。
- ④ I B Mシステムで集計する場合には、ディスケットをディスケット入出力装置で読み取り、その内容を磁気ディスクに蓄積する。
- ⑤ N E A Cシステムで集計する場合には、データ変換装置によりディスケットの内容を磁気テープに記録する。

56 年 7 月からは、I B M3740 型データエントリーシステムからより高性能で操作性に優れた I B M5280 型データ装置による入力システムに切り替えた。

ウ コンピュータへの直接転送

昭和 61 年 7 月に I B M5550 型データ装置を導入し、入力されたデータを通信回線によりデータエントリー室から磁気ディスクへ直接転送することが可能となった。このことにより、データを一度ディスケットに入力し、ディスケットから出力するという手順を踏む必要がなくなった。

エ データエントリー部門の廃止

家計調査に新製表システムが導入（平成 6 年 7 月）され、また、他の多くの調査においてもマークシート仕様の調査票が使用されるようになって、調査票を直接コンピュータで読み取ることができるようになったこと、更には入力の外部委託を推進したことなどにより、入力を専門に担当するデータエントリー部門はその設置の必要性が薄れたため、10 年

7月に廃止した。

(2) マークシート方式

ア マークカードによる入力

昭和40年11月に2台のIBM1418型マークリーダーを導入して、昭和40年国勢調査において初めて用いた方式である。マークリーダーにより調査票の内容を転記したマークカードを直接読み取り、磁気テープに記録した。マークリーダーの読取速度は、それぞれ330枚/分であった。

イ マークシートによる入力

昭和45年国勢調査においては、45年11月、NEAC240P-1型光学式マーク読取装置(OMR:Optical Mark Reader)4台を導入した。このOMRは、調査票の内容を転記した2名連記のマークシート(A4判)を230枚/分の速度で読み取り、同一行に消し残りなどによる薄いマークと正しく記入した濃いマークがある場合には濃いマークのみを認識することができた。

昭和50年国勢調査においては、調査票自体をマーク仕様とし、世帯が調査票に直接マークすることとなって、調査票の内容をマークシートに転記する必要がなくなった。このため、50年12月に読み取ることのできる範囲が拡大されたNEAC240P-2型OMRを4台導入し、調査票の内容を直接磁気テープに記録した。

昭和55年国勢調査からは、調査票の表裏両面がマークシートとなり、昭和55年国勢調査及び昭和60年国勢調査においては、55年10月に導入したNEC7815型OMR5台により両面に記入されたマークを同時に読み取った。なお、このNEC7815型OMRは、マークの濃度を3段階で識別することができた。

国勢調査以外の調査についても、社会生活基本調査は51年以降、就業構造基本調査は52年以降、住宅統計調査は53年以降、また、事業所統計調査は53年に、マークシートによる入力を行っている。

ウ イメージ情報の入力

昭和60年国勢調査の実施後、昭和61年度から63年度にかけて所要の予算を計上して、更に高い機能をもつ新型のOMRを開発した。この新型OMRは、従来のようにマークを読み取って磁気テープに記録できることはもとより、手書きの文字(国籍欄や産業・職業欄については、多様な回答が予想されるためマークシート形式になっていない。)をそのままのイメージとして読み取り、光ディスクに記録する機能を持っている。

マークの読み取りについては、濃度のレベルを16段階で識別することができ、二つ以上のマークの濃淡の判定レベルを自由に設定することができた。また、一項目が複数行にまたがる場合でも、一項目単位で濃淡を比較することが可能になった。さらに、磁気テープへ記録する項目の順序も自由に指定できるようになった。

光ディスクに記録されたイメージデータは、読み取ったマーク(コードデータ)とマッチング(突合)し、ディスプレイに表示し、イメージプリンターによって印刷した。

平成2年国勢調査においては、この新型OMRと同等の機能を有するNECN7816型OMRを5台導入した。

その後、平成7年国勢調査においてはこのOMRの改良型を9台、平成12年国勢調査においては調査票全体のイメージをも読み取ることのできるN6370型光学式文字読取装置(OCR:Optical Character Reader)を13台、それぞれ導入した。

6 出力方法の変遷

(1) ラインプリンターによる結果表出力

コンピュータ導入当初のIBM705型システムにおいては、表題、表頭及び表側の文字をあらかじめ印刷してある結果表用紙に、出力した結果をタイプライターで打ち込んで、写真印刷用の版下を作成していた。

その後においても、印刷装置はラインプリンター(1行ごとに印字する。)であり、印字文字は英数字、特殊記号のみ(後に、カタカナも可能となる。)であった。したがって、まず、コンピュータで結果数値と表番号や表側行番号を大判用紙(標準用紙の1.5倍)に出力し、これに別途作成した表題、表側、表頭などの文字・枠を貼り合わせて印刷版下を作成していた。また、これとは別に、民間業者に結果の記録された磁気テープを提供し、印刷版下の作成・印刷を委託することも行っていた。

(2) 漢字情報処理システムによる結果表出力

昭和45年国勢調査及び昭和50年国勢調査においては、統計局が独自にソフトウェアを開発し、漢字、仮名、英数字、特殊記号及び特殊文字を含む約3,700字を直接フィルム、印画紙、普通紙などに印刷することができる独立した漢字情報処理システムを用い、印刷機は、昭和45年国勢調査用には45年10月にJEM-3100型を、また、昭和50年国勢調査用には50年10月にJEM-4100型をそれぞれ導入した。

このシステムによる印刷版下、報告書作成手順は、次のとおりである。

ア 字種作成処理

表題、表頭、表側、脚注など報告書上で使われる文字を全て入力し、漢字情報処理システムにおいて定められている文字コードに変換する。

イ 様式作成処理

表題、表頭の各欄、表側の項目、数値などが印刷される位置、間隔等を指定する。

ウ 報告書イメージ編集処理

コンピュータで集計された結果データ、字種作成で作成された漢字等データ及び様式作成で作成された様式データを統合して、報告書イメージデータを作成する。

エ 印刷処理

漢字印刷システムにより校正用ゲラ及び版下用フィルム(印画紙)を作成するとともに、提供及び保存用として報告書をマイクロフィルム化する。

(3) 高速漢字プリンターによる結果表出力

昭和 55 年国勢調査においては、55 年 8 月に高速印刷システム用に高速漢字プリンターを導入し、漢字処理の効率化、高速化を図った。その後、昭和 60 年国勢調査及び平成 2 年国勢調査の際にも、ホストコンピュータの切替えに合わせて、より高性能のプリンターに切り替えている。

さらに、平成 2 年国勢調査においては、簡易に様式が作成できるようにシステムを改善し、平成 12 年には 1 分間に 6,735 行、平成 14 年には 1 分間に 13,740 行を印刷できるプリンターを導入した。

(4) 自動製図機によるグラフ出力

昭和 52 年 2 月、各種統計調査の集計結果を自動的にグラフ化・図表化できる自動製図機ドラシステム 3000-E 型を導入し、60 年 10 月には、より高機能の 9000 型に更新した。

7 コンピュータシステムの変遷

(1) コンピュータの性能

ア 主記憶装置

主記憶装置（メインメモリー）の容量を I B M システムについてみると、次のとおりである。

昭和36年	41年	47年	49年	54年	59年	62年	平成9年	14年
40KC	256KB	512KB	1 MB	5 MB	8 MB	64MB	512MB	1.5GB

(注) KC：キロキャラクター（1KC=1,000文字）、KB：キロバイト（1KB=1,024バイト）、MB：メガバイト（1MB=1,024KB）、GB：ギガバイト（1GB=1,024MB）

イ 磁気テープ装置

磁気テープ装置は、磁気テープ上に記録されたデータを読み取ったり、コンピュータの処理結果を磁気テープへ記録したりするための装置である。

使用される磁気テープは、当初は 7トラックで、記録密度は 200CPI (Character per Inch 1 インチ当たり 200文字) であり、以後、200/556CPI、556/800CPI へと高密度化した。さらに、昭和 41 年には I B M 360 型とともに 9トラックの磁気テープが導入され、その記録密度は当初の 800BPI (Byte per Inch 1 インチ当たり 800バイト) から 800/1600BPI、1600/6250BPI へと高密度化した。7トラックのテープは、漸次 9トラックの磁気テープに入れ替え、60年には全面的に 9トラックに移行した。一方で、I B M システムでは 62年、A C O S システムでは平成 2 年からカートリッジ型磁気テープを導入し、その記録密度は、平成 12 年には 38,000BPI、平成 14 年には 76,000BPI となった。

ウ カード読取装置

カード読取装置は、調査票の内容を穿孔したパンチカード、コンピュータ用プログラムカード等を読み取るための装置であるが、入力媒体がパンチカードからディスクと

り、さらに、端末装置からの直接入力が可能になったことにより、昭和 60 年以降は使用していない。

なお、このカード読取装置は、カード穿孔機能も有しており、コンピュータの処理結果の穿孔やパンチカードの複写などに利用していた。

エ 印刷装置

印刷装置は、I B M705 型においては、会計機と称され、1 分当たり 150 行の速度であったが、N E A C システム、I B M360 型システムからラインプリンターとなった。ラインプリンターは英数字、特殊記号のみ（後にカタカナも可能になる。）が印刷可能であり、その速度は I B M システムの場合、当初 1 分当たり約 1,000 行であった。その後、漢字情報処理システムを経由せずにホストコンピュータから直接漢字や仮名を印刷処理することが可能な漢字プリンター、日本語プリンターが、A C O S システムでは昭和 60 年、I B M システムでは 62 年に導入された。

オ 磁気ディスク装置

磁気ディスク装置は、システムプログラムや読み取ったデータ、演算処理の結果を記録する装置であり、昭和 41 年に I B M360 型システムで初めて導入した。当初は交換型であったが、54 年には固定型になり、記憶容量も 3.8 ギガバイト (GB) となった。その後、59 年には 15GB、62 年に 30GB となり、A C O S システムにおいては平成 2 年に 62.4GB となった。さらに、12 年には 181GB、14 年には 409GB とより一層高容量化している。

カ 端末装置

端末装置は、中央演算装置などに接続してこれと直接やり取りのできる装置であり、昭和 47 年の I B M370 型システムにおいて初めて導入し、当初は、総務課（2 台）と電子計算課（1 台）に設置して、人事管理・給与計算システムをオンライン化した。次いで、62 年 5 月には、統計局・統計センター合わせて 82 台を設置して、プログラム開発、データの検索や訂正、結果の分析などに利用した。また、A C O S システムにおいては、平成 2 年に国勢調査のエラーデータを全面的にオンライン処理するために、製表各課を中心に統計局・統計センター合わせて 174 台の端末装置を導入した。さらに、9 年には、平成 12 年国勢調査に備え、基幹となる統計局・統計センター L A N (Local Area Network) に接続された個人用 951 台、内部共用 315 台のほかに、インターネットに接続された外部共用 104 台の合計 1,370 台のパソコンを設置し、パソコン 1 人 1 台体制が確立した。

(2) コンピュータ処理の拡大

独立行政法人化前においてコンピュータをどのような調査の集計等に利用してきたかについてみると、次のとおりである。

ア 導入初期（I B M705 型時代）

コンピュータ処理の対象業務は統計調査の集計のみであり、昭和 38 年には、経常調査では家計調査、労働力調査及び消費者物価指数の算出に、周期調査では国勢調査、事業所統計調査、住宅統計調査及び就業構造基本調査に利用されていた。また、商業統計調査など

を受託して集計する場合も、臨時に受託したものを含め、コンピュータを用いた集計が行われていた。

イ 昭和 40 年代（I B M360 型時代）

昭和 42 年をみると、経常調査では家計調査、労働力調査、小売物価統計調査及び消費者物価指数の算出に、周期調査では昭和 41 年事業所統計調査、昭和 40 年国勢調査の 20%抽出詳細集計に I B M360 型を使用しており、統計の集計以外には給与計算も行っている。また、N E A C システムでは、昭和 40 年国勢調査の従業地・通学地集計のほか、国家公務員給与等実態調査、職種別民間給与実態調査、軍人思給統計等 20 調査の受託集計を行っている。

ウ 昭和 60 年代

昭和 60 年代になるとコンピュータの処理業務は、データベースの構築・管理、加工統計の作成、給与・人事管理など統計の集計以外にも拡大している。

エ 平成 14 年

平成 14 年におけるコンピュータ処理業務の状況は、次表 3 のとおりであり、昭和 60 年代と比較して大幅な変更はない。

表 3 昭和 62 年・平成 14 年におけるコンピュータ処理業務（主な調査・業務名）

区 分	昭和 62 年	平成 14 年
統計局で実施している調査の集計	国勢調査	国勢調査
	住宅統計調査	住宅・土地統計調査
	事業所統計調査	事業所・企業統計調査
	就業構造基本調査	就業構造基本調査
	社会生活基本調査	社会生活基本調査
	全国物価統計調査	全国物価統計調査
	全国消費実態調査	全国消費実態調査
	サービス業基本調査	サービス業基本調査
	家計調査	家計調査
	労働力調査	労働力調査
	小売物価統計調査	小売物価統計調査
	消費者物価指数	消費者物価指数
	科学技術研究調査	科学技術研究調査
	個人企業経済調査	個人企業経済調査
	貯蓄動向調査	
他府省で実施している調査の受託集計	商業統計調査	商業統計調査
	国家公務員給与等実態調査	国家公務員給与等実態調査
	職種別民間給与実態調査	職種別民間給与実態調査
		国家公務員（特別職・自衛官）給与実態調査
		国家公務員退職手当実態調査
	駐留軍従業員給与等実態調査	
	被疑者調査	
	矯正統計調査	
保護統計調査		

区 分	昭和 62 年	平成 14 年
(続き)		家計調査特別集計 (特定品目)
	地方公務員給与実態調査	地方公務員給与実態調査
	賃金構造基本統計調査	賃金構造基本統計調査
	雇用動向調査	雇用動向調査
	建築着工統計調査	建築着工統計調査
	不動産登記統計調査	
	商業・法人登記統計調査	
	公共工事着工統計調査	
	内航船舶輸送統計	内航船舶輸送統計
	建設工事施工統計調査	建設工事統計調査
	自動車輸送統計調査	自動車輸送統計調査 (特別積合せトラック調査)
加工統計等の 作成	社会・人口統計体系	社会・人口統計体系
	地域メッシュ (国勢調査、事業所統計調査)	地域メッシュ統計関係
	住民基本台帳人口移動報告	住民基本台帳人口移動報告
	統計情報総索引	
		日本統計月報 人口推計
データベース	統計情報データベース (S I S M A C)	統計情報データベース (S I S M A C)
	局内時系列データベース	局内時系列データベース
	センサスマッピングシステム	
		事業所・企業データベース
管理業務	給与計算	給与計算
	製表事務管理	製表事務管理
	調査票管理	調査票管理
	コンピュータ実績管理	コンピュータ実績管理
	人事管理	人事管理
	出勤日報	出勤日報
	磁気テープ管理	磁気テープ管理

(3) ソフトウェアの開発

ア 機能別集計システム

機能別集計システムは、IBM705 型時代に考案された統計の集計に最適なプログラムを設計するための基本的な考え方である。

機能別集計システムは、コンピュータにより処理する工程を、データチェック、分布（ディスト）、合算（アキューム）、加工（アレンジ）及び編集（エディット）の 5 大機能に分離し、それぞれ個々に独立させてプログラム開発を行うシステムである。

このシステムは、コンピュータの記憶装置容量が 40,000 文字と少ない中で、国勢調査などの大量のデータで多くの結果表を集計するために、①集計（分布表作成）する前にデータの誤りを全て無くし、一度の処理によりできる限り多くの表を作成すること、②個別データを使用する回数を少なくし、集計時間を最小限にすること、③個々のプログラムの機能を類型化し、プログラムの標準化を可能にすること、を目指すものであり、こうした考

え方の下で、プログラム開発等に必要種々の手引書やユーティリティプログラム（汎用プログラム）が作成された。

イ ユーティリティプログラム

プログラム言語がアセンブリ言語（アセンブラ）であった時代には、プログラム作成の効率化を図るために多くのユーティリティプログラムが開発されたが、IBM705型においても、機能別集計システムの5大機能ごとにユーティリティプログラムが作成された。また、データ作成やデータプリント、データ修正などの分野ごとにテスト用のプログラムも作成された。

プログラム言語がPL/Iになってからは、テスト用、データ修正用を除き、集計用のユーティリティプログラムとして作成されたのは、合算、編集に関するもののみであった。これは、統計表が複雑化し単純なユーティリティプログラムでは対応が難しくなったこと、言語をPL/Iに切り替えたため個別のプログラム開発が容易になったことなどの理由によるものである。

なお、プログラム言語には、平成22年度にホストコンピュータが廃止されるまで、このPL/Iを用いていた。

ウ マクロジェネレータの開発

プログラム言語を用いて、コンピュータに人間の意図する動作や表示を行わせるための命令を書き込む作業（コーディング）を簡略化し、また、プログラムの検証を容易にするため、アセンブリ言語時代には多くのマクロ命令（繰り返し出てくる特定の記述を別の短い記述に置き換えたもの）が作成された。

このマクロ命令については、NEACシステムでは、当初はメーカー提供のソフトウェアを使用していたが、機能が不足していたため、昭和43年に統計局において、外部からデータ（パラメータ）を投入することにより様々なルーチン（プログラムの一部を構成する特定の一かたまりの処理）を作成することのできるマクロジェネレータ（MACGEN）を独自に開発した。このことにより、プログラム作成が格段に効率化し、マクロジェネレータは、後にPL/I言語用にも作成された。

エ ツリー・ロジック・プログラミング・システムの開発

ツリー・ロジック・プログラミング・システム（TLOPS）は、昭和45年国勢調査において、膨大かつ複雑な論理構造を持つチェック・プログラムに適用するために、NEACシステムにおいて、マクロジェネレータを利用してマクロ命令の一つとして開発したものである。TLOPSを構成するのは、論理構造をツリー・ロジック（木構造）形式で表すTLチャート、TLチャートをそのまま記述するためのTLLAN言語、TLLAN言語を解析するためのTLLANプロセッサであり、TLOPSは、49年には、IBM370型のPL/I言語用にも作成された。

第二章 独立行政法人化前の製表業務

第一節 国勢調査の製表

統計局・統計センターにおける製表業務は、大正9年の第1回国勢調査の実施を契機として本格化した。

国勢調査の集計は、第1回調査以来、大正14年国勢調査及び昭和22年臨時国勢調査を除いて、統計局において（中央集査）機械集計の方法により行われてきた。

機械集計の方法は、大正9年の第1回から昭和30年の第8回までは、調査票のデータに基づいてこれをパンチカードに穿孔（せんこう）し、分類機、会計機等の統計機械を使用して分類・集計するパンチカードシステム（PCS：Punch Card System）方式によるものであった。

その後、昭和35年国勢調査の集計には、初めて電子計算機（コンピュータ）が導入され、集計方法は著しく変化した。コンピュータ導入当初のデータ入力はパンチカードによって行っていたが、昭和40年国勢調査には、調査票の内容を転記したマークカードを読み取るIBM1418型マークリーダーを使用し、昭和45年国勢調査では、調査票に記入されたマークを直接読み取るNEAC240P-1型光学式マーク読取装置（OMR：Optical Mark Reader）を導入した。次いで、平成2年国勢調査には、マークの読み取りと同時に調査票に記入された手書き文字をそのままのイメージで読み取ることが可能なOMRを導入した。

さらに、平成12年国勢調査からは、従来ホストコンピュータにより行っていたデータチェックを、パソコンを活用したクライアント／サーバ方式（機能や情報を提供するサーバと利用者が操作するクライアントをネットワークで結び、クライアントからの要求にサーバが応答する形で処理を進める方式）に変更するとともに、産業・職業分類格付システムなどを開発・導入することによって、製表方法は著しく改善された。

1 大正9年から昭和30年までの国勢調査

大正9年国勢調査の集計は、PCSによって行われ、この集計のために大正12年に米国からパワーズ式統計機械が輸入された。しかし、穿孔機に比べ集計機の輸入が遅れたことのほか、初めての国勢調査であったことなどのために集計が遅れ、最終的に全ての集計を完了し全国編の報告書を刊行したのは、調査から9年1か月後の昭和4年10月であった。この調査の集計のために使用した穿孔機は270台、製表要員は延べ141万人であった。

次の大正 14 年国勢調査は簡易調査であり、調査事項は氏名、出生の年月、男女の別、配偶関係等 4 項目に限られ、結果表も世帯総数及び人口総数等の簡単なものであったため、集計は、主として市町村において（地方分査）計算器具を用いて行われた。

昭和 5 年国勢調査では、穿孔機約 300 台、集計機 50 台と統計機械が増強され、さらに、15 年には穿孔機 500 台、分類集計機 45 台、製表機 2 台の大編成となった。

昭和 22 年臨時国勢調査においては、終戦直後のためパンチカード自体が調達できず、また、統計機械の焼失もあって、一部緊要な結果表については市町村において計算器具を用いて集計された。

昭和 25 年国勢調査の集計は、再び P C S により、統計局が行った。集計には、統計局所有の穿孔機のほか、会計機、分類機、分類集計機を主体に照合集団複写穿孔機、集団合計穿孔機、照合機、電動式複写穿孔機、英字式複写穿孔機といった米国 I B M 社から借用した統計機械を使用した。なお、借用した機械の大半は、29 年末までに返却した。

昭和 30 年国勢調査の集計は、統計局において、米国レミントン・ランド社の統計機械を借用して行った。その内訳は、自動穿孔機 121 台、自動検孔機 125 台、電子管式分類機 28 台、製表機 3 台、照合機 1 台などである。機械集計事務の主体となったのは電子管式分類機であり、他の機械はその補助として用いられた。なお、パンチカードの穿孔欄数が 90 であったのに対し、符号化された調査項目は 45 桁以下であったことから、1 枚のパンチカードに 2 人分のデータを穿孔することが可能となり、パンチカードを大幅に節約する（全人口の半数枚）ことができた。

2 昭和 35 年国勢調査

昭和 35 年国勢調査においては、初めてコンピュータを導入して集計を行った。

米国では、既に 1950（昭和 25）年センサスからコンピュータが使用されており、米国に遅れること 10 年であった。

全調査票を用いた全数集計のほかに、1%抽出集計と 10%抽出集計を行ったが、このうち 1%抽出集計は、全調査票の中から抽出した 1%分の調査票について記入内容の検査、符号付け（調査票の記入内容を数字の符号（製表符号）に当てはめる事務）を行った後、パンチカードに穿孔し、これを磁気テープに記録してコンピュータを用いて集計した。全数集計は 1%分の調査票を抽出した残りの調査票について、1%抽出集計と同様に検査、符号付け、穿孔、記録した後、1%分と併せて集計し、また、10%抽出集計は全数集計に用いた調査票の中から抽出した 10%分の調査票について集計した。

パンチカードに穿孔する前の調査票の内容検査、符号付けはそれぞれを別の事務として明確に区分した上で、符号付けについては、

- ①市区町村、世帯の種類、住居の種類、所有の関係、家計の収入の種類等（A 符号）
- ②世帯主との続柄、男女の別、年齢、国籍、1 年前の常住地、教育、配偶の関係等（B 符号）

③就業状態、就業時間、産業（C符号）

④職業及び従業上の地位（D符号）

⑤経済構成^{（注）}（世帯の就業者の産業・従業上の地位に基づく世帯の区分）、家族構成等（E符号、ただし、全数集計を除く。）

の五つのグループに分けて行った。産業及び職業符号については、1%抽出集計においては3桁の小分類符号を、全数集計においては2桁の中分類符号を記入したが、10%抽出集計においては、全数集計で記入された2桁の符号に3桁目の符号を追加記入する方法を採った。

また、1%抽出集計は1枚のパンチカードに1人分のデータを、全数集計は1枚のパンチカードに2人分のデータをそれぞれ穿孔した。さらに、10%抽出集計においては、1%抽出集計及び全数集計で集計されなかった配偶関係・人口移動、産業・職業、出産力などの項目について穿孔した。

なお、このほか、市区要計表及び郡支庁要計表に記入された調査区別の世帯数及び人口を合算して行う全国都道府県市区町村別世帯数及び人口概数集計、調査票に記入された世帯人員を数え上げて集計する確定人口集計を行った。

これらの集計に要した人員は、延べ72万人（うち穿孔業務約13万人）であり、簡易調査であった昭和30年国勢調査の約95万人（うち穿孔業務約17万人、機械集計約6万人）の約4分の3であった。

3 昭和40年から昭和60年までの国勢調査

昭和40年国勢調査では、マークリーダーを導入し、そのマーク読取機能を使用して調査票の入力を行い、16か月間で全数集計を完了した。しかし、マークカードは、縦17cm、横9cmと従来のパンチカードのサイズと同じで、調査員が7名連記の調査票から一人ひとりについて転記したが、1人分全ての調査事項を転記できるようなには設計されていなかった。このため、全数集計はこの個票マークカードを用いることができたものの、1%抽出集計、10%抽出集計等は従来と同様、調査票の記入事項を符号化してパンチカードに穿孔して集計するという方法を採らざるを得なかった。また、マークリーダーは、マークを読み取る部分（目玉）が鉛筆の芯ほどの大きさのため、僅かなほこりが付着しても目隠しされた状態になり、正常に読み取りができないことに加え、マークの濃淡識別に弱く、消し残りのマークまで読んでしまうなどといった問題があった。

昭和45年国勢調査では、前回の経験をいかして早くから国内メーカーと折衝を重ね、①大きなシート（2名連記のA4判）を読み取れる、②消しゴムで消したものは読まない、③ほこりに強い、④読み取りスピードが早い、等の条件を満たすOMRを導入した。その結果、調査員が6名連記の調査票から2人分の全調査項目を1枚のマークシートへ転記で

（注） 世帯主とその親族の労働力状態及び産業に基づき4区分した上で、さらに世帯の就業者の産業・従業上の地位に基づき、①農林就業者世帯、②農林・非農林就業者混合世帯、③非農林就業者世帯に区分したもの

きるようになり、大規模調査であったにもかかわらず集計は比較的順調に進行し、全数集計を2年以内に完了した。ただし、人口移動集計については、前住地の都道府県、市区町村名がマークシートに記入されていないため、調査票に基づいてパンチカードに穿孔して集計を行った。

昭和50年国勢調査では、調査票そのものをB4判サイズのマークシートとして調査票とマークシートを一本化し、複雑な調査事項は世帯で記入した文字に基づいて調査員がマーク転記し、他は世帯で直接マーク記入する方式とした。このことにより、調査員の転記事務が軽減されて転記ミスが減少し、また、記入漏れ等の審査を十分に行う余裕ができて、結果の正確性が高まった。

昭和55年国勢調査では、更にOMRの改良が進み、B4判両面マークを同時に読み取ることが可能となった。処理スピードは、昭和50年国勢調査で使用した片面読み取り機とほぼ同じであるが、両面同時読み取りのため実質的には約2倍となった。また、マークの濃度を3段階に分けて比較することができるようになり、正しく記入されたマークと消し残りのマーク、汚れなどを判別することによって読み取り精度が高まり、集計の正確性が向上した。続く昭和60年国勢調査においても、同じOMRを使用した。

なお、36年に導入されたIBM705型は、その後、主に経常調査の集計に使用されたことから、昭和40年国勢調査の集計にはNEAC-2200を使用した。さらに、昭和55年国勢調査では、ACOS800型を導入し、コンピュータ本体と通信回線で結ばれた端末装置によってデータの訂正等を行うオンラインデータ処理方式となって集計の迅速性、効率性は更に強化された。端末装置の設置台数は、昭和60年国勢調査の際には、最大約50台であった。

4 平成2年国勢調査

平成2年国勢調査の集計は、ACOS910型コンピュータ及びマークの読み取りと同時に調査票に記入された手書き文字をそのままのイメージで読み取ることが可能とした新しいタイプのOMRを導入して行った。

平成2年国勢調査の集計体系は、大別して、要計表による人口集計、抽出速報集計、第1次基本集計、第2次基本集計、第3次基本集計、抽出詳細集計、従業地・通学地集計及び人口移動集計から成っている。このうち要計表による人口集計は男女別人口及び世帯数について市区町村要計表に基づいて行い、他の集計は調査票（マークシート）の内容をOMRで読み取り、磁気テープに記録し、コンピュータを用いて行った。

平成2年国勢調査の集計事務においては、地方事務の軽減を図るとともに、定員削減計画の推進や完全週休2日制の導入による集計要員の減少、調査対象者数の増加等に対処するため、大幅な業務の合理化、効率化を行った。すなわち、

- ①従来、地方において行っていた抽出速報集計の対象となる調査票の抽出を、統計センターにおいてコンピュータにより行った。

②抽出速報集計のための産業・職業小分類の格付けについては、従来は、抽出された調査票に分類符号を記入していたが、イメージ読取機能を用いて読み取られた調査票の手書き文字をそのまま印刷したリストに基づいて行った。

③調査票の記入内容について、コンピュータによるエラーチェック及び補定処理^(注)の範囲を拡大した。

④オンラインによって特異値を検索し訂正するための端末装置を導入することとし、第1次基本集計では約110台を使用した。

第1次から第3次までの基本集計は、全ての調査票について、入力前の事務(内容検査、産業・職業大分類の格付けを含む。)、OMR入力、コンピュータによるデータチェック、データチェックリスト審査、結果の集計及び結果表審査という順を踏んで行った。

抽出速報集計は、第1次基本集計に用いられたデータの中からコンピュータにより世帯単位に1%分のデータを抽出し、そのうち産業・職業については、OMRで読み取った格付リストに基づいて、小分類格付し端末装置により入力して集計した。また、抽出詳細集計は、第3次基本集計に用いたチェック済みのデータの中からデータを抽出し、産業及び職業について小分類格付を行った上でOMR入力した。ただし、1世帯の世帯員の数が30人以上の施設等の世帯については、格付リストに基づいて分類格付し、OCRにより入力した。さらに、従業地・通学地集計、人口移動集計については、基本集計、抽出詳細集計のデータから結果表を作成した。

これらの集計に要した人員は、データ入力、プログラムの作成及びコンピュータの運用・管理に係る要員を除き延べ33万人で、昭和35年国勢調査の約半分であった。

5 平成7年国勢調査

平成7年国勢調査の集計は、ACOS3800型コンピュータ及び平成2年国勢調査と同様に調査票入力にはOMR、格付リスト入力にはOCRを導入して行った。平成7年国勢調査においては、調査対象者数の増加及び集計要員の減少等に対応しつつ、平成2年国勢調査に比べ、抽出速報集計で5か月、第2次基本集計及び第3次基本集計で6か月、抽出詳細集計で5か月と、それぞれ公表を早期化することになった。このため、事務の効率化・合理化を積極的に推進することとし、次のような取組を行った。

①抽出速報集計の早期化を図るため、速報集計の対象となる抽出地域(指定された調査区)の調査票とその他の地域の調査票を分けた上で、前者は早期に提出を求めた。

②市区町村において産業大分類を格付けした。

③調査票の「勤め先・業主などの名称及び事業の種類」欄及び「本人の仕事の種類」欄については、OMRで読み取った格付リストに基づいて分類格付し、光学式文字読取装置(OCR: Optical Character Reader)により入力した。

(注) 発見された誤りのある事項をあらかじめ設定しておいた手順に従って、一定の値又は内容に変更する処理

④データ訂正については、従来ホストコンピュータで集中的に行っていたバッチ方式から、一般集計部門において端末装置上で即時処理するリアルタイム方式を導入した。

都道府県が作成する要計表は、フロッピーディスクにより提出を求め、これに基づいて要計表による人口集計を行った。抽出速報集計は、抽出地域の調査票の中から対象となる世帯をコンピュータにより抽出して集計した。第1次基本集計は職業を除く調査項目を対象に、第2次基本集計は産業（大分類）関連項目を対象に、第3次基本集計は職業（大分類）関連項目を対象に、それぞれ集計を行った。さらに、これらのほかに産業・職業小分類までの抽出詳細集計、従業地・通学地集計、外国人特別集計、産業・職業細分類特別集計、国勢調査事後調査の集計を行った。

6 平成12年国勢調査

平成12年国勢調査の集計は、IBM9672型コンピュータ及び文字データの読み取りに併せて調査票両面のイメージデータを採取するOCRを導入して行った。平成12年国勢調査においては、集計項目及び調査票枚数の増加に伴う製表事務量の増加に対応しつつ、更なる製表事務の効率化を図り、第1次基本集計は平成7年調査に比べ1か月の、人口移動集計は平成2年調査に比べ6か月の公表早期化を実現した。具体的には、次のとおりである。

①調査票をこれまでのOMR仕様からOCR仕様に変更した。このことにより、調査票に記入されたマークのみならず数字も読み取ることができるようになり、数字の部分をマークシートに転記する必要がなくなった。

②地方において1%抽出速報集計分の調査票を抽出し、1%分とそれ以外の調査票を分離して、1%分は早期に提出することとした。

③平成12年8月に機器を更新し、端末とサーバをつないで、端末の操作にサーバが応答することにより事務が処理できるクライアント/サーバ方式を導入した。このことにより、パソコン画面に、OCRで読み取ったデータや調査票のイメージ画像を表示し、分類符号の格付けやデータチェック、結果表の審査などが行えるようになった。

④過去の疑義処理内容を検索できる疑義票データベース検索システムを導入した。

⑤データチェックにおいて、過去データから世帯類型パターンを作成し、不一致データを補定する世帯類型補定システムを導入した。

要計表による人口集計は、統計センターがその作成プログラムを都道府県に提供し、都道府県がパソコンによりデータを作成・送付し、これを統計センターがチェックリストにより審査・集計することによって行った。この際、都道府県が用いるパソコンの設置経費は国からの委託費によって措置し、データのやり取りは、統計局・統計センターと都道府県との間に構築された広域統計情報ネットワーク（SWAN:Statistical Wide Area Network）を經由して行った。

抽出速報集計、抽出詳細集計における職業・産業分類格付には、パソコン画面上に表示される調査票のイメージ画像を利用したほか、第1次から第3次までの基本集計などその他の集計においても、データチェックや結果表審査など様々な事務にパソコンを使用した。

このほか、平成12年国勢調査においては、従業地・通学地集計、人口移動集計、小地域集計、国勢調査事後調査集計及び特別集計を行った。

第二節 事業所統計調査（事業所・企業統計調査）の製表

事業所統計調査（平成8年に事業所・企業統計調査に改称）は、昭和22年に第1回が実施されて以来、昭和56年調査まではほぼ3年ごと、以降は5年ごとに実施されてきた。これらの集計は、全てを中央で行う中央集査方式のほか、その一部を地方が担当する地方分査方式で行われ、その方法も計算器具を用いた集計から、P C Sによる集計、コンピュータによる集計へと変遷してきた。

1 昭和22年事業所統計調査

昭和22年10月1日に実施された第1回事業所統計調査は、年次勤労統計調査に替えて簡易な事業所のセンサス（全数調査）を行うようにとの連合国最高司令官総司令部（GHQ：General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers）の指令を受けて計画され、22年中に第一次集計の結果表を提出するよう求められたことから、地方分査方式で行われた。

この地方分査に関しては、総理庁統計局長から各都道府県知事宛てに次のような文書を発出している。

昭和22年10月7日

昭和22年事業所統計調査集計事務に関する件

標記の件に関しては、……短時間に相当多量の集計製表事務を御遂行願うこととなり、関係各位の御心労の程を充分御推察いたしておる次第であります。然しながら集計製表の正否如何は、この緊要なる統計調査の結果を左右するものであります。特に本年中に完成すべき第一次集計の結果表は連合国軍総司令部当局に所定期日までに提出を要するものであります。

……本件事務については特に過誤のないよう……一層万全を期しますようお願い致します。

調査員が回収した調査票が市町村を經由して都道府県に送付され、都道府県において都道府県別、人口10万人以上の都市別の集計が行われた。この集計については、統計局から

「製表手続」を示している。集計事項は、産業別現業・非現業別規模別操業事業所数、産業大・中分類別現業・非現業別事業所数、種類別男女別従業者数、給与額などであった。

統計局は、各主務省庁から提出された官営の事業所調査票を審査・集計し、都道府県で集計して送付された公民営の事業所調査票の結果と合算して、全国、都道府県、人口10万人以上の都市別の結果表を作成するとともに、市区町村別産業別に、名称、所在地及び従業者総数を記載した事業所の名簿を作成し、これを事業所名鑑と称した。

2 昭和23年事業所賃金調査（昭和23年事業所統計調査）

昭和23年11月1日の第2回事業所統計調査は、主要産業において常時使用される従業者の賃金を地域別、産業別、職員労務者別、男女別に明らかにすることを目的として実施され、事業所賃金調査と称された。

調査員が回収した調査票は、その内容を市町村、都道府県が検査した後、統計局に送付され、統計局が計算器具を用いて集計（中央集査）した。なお、市町村が行う記入内容の検査については、統計局から「市町村における事業所調査票の内容検査要領」を示している。

なお、この事業所統計調査に附帯して、個人単位の賃金の実態を把握するために個人別賃金調査が、事業所統計調査とは別の調査票により、実施された。

附帯調査については、都道府県が「産業（大分類）、労職男女、規模、年齢階級及び賃金階級別労働者数」を集計し、他は統計局が計算器具を用いて集計した。

3 昭和26年事業所統計調査

昭和26年7月1日の第3回事業所統計調査は、甲（民公営の全事業所用）、乙（民公営の全事業所のうち法人の全事業所用）の2種類の調査票を用いて実施された。調査票甲及び乙については、都道府県及び市が集計し、その一部については結果表も作成した。統計局は、各主務省を通じて別途調査した官営の事業所について集計し、甲・乙分と合算して結果表を作成した。これら集計はいずれも計算器具によって行われた。

なお、産業分類の格付け（符号の記入）は、日本標準産業分類により、市区町村が小分類まで行い、統計局が審査、集計して結果表を作成した。

4 昭和29年及び昭和32年の事業所統計調査

昭和29年の第4回事業所統計調査及び32年の第5回事業所統計調査においては、調査票甲が3枚の複写式となり、副票1を都道府県が、副票2を市区町村が切り離し、都道府県、市町村それぞれが、副表に記入されている事業所の名称、所在地、経営組織、本所・支所の別、従業者数、事業の内容等についての集計を行った。全国及びその他の集計については、統計局がP C Sによって行った。

なお、29年の調査から調査が3区分され、甲調査は民公営の全事業所、乙調査はサービス業の一部、丙調査は国及び公社に属する事業所をそれぞれ対象としている。その後の44年調査からは公営の事業所は丙調査によることとされ、甲調査の対象は民営事業所のみとなった。

5 昭和35年から昭和61年までの事業所統計調査

統計局においては、昭和35年の第6回事業所統計調査からコンピュータを用いて集計を行っている。

53年の第12回事業所統計調査においては、調査票甲がマークシート（B4判、縦型）仕様となったことから、OMRによる入力が可能となった。また、集計事務の合理化、効率化のため、これを①受付整理事務、②調査票甲の内容検査及び符号事務、③乙及び丙の内容検査事務、④甲、乙、丙の審査事務、⑤産業分類関係資料の作成及び疑義処理事務、に区分し、明確な分担制を採ることとした。

さらに、56年の第13回事業所統計調査の集計からは、調査票甲については、データの入力及び審査を都道府県が行い、結果表の作成は統計局が行うという地方分査の方式を採っている。

6 会社企業名鑑の作成・事業所名簿の漢字処理

(1) 会社企業名鑑の作成

昭和35年事業所統計調査からは、事業所単位の集計に加えて会社企業単位の集計を行うこととし、さらに、各種統計調査の母集団資料として、従来の事業所名簿のほかに、会社企業票を利用して会社企業名鑑と称する会社の名簿を作成した。

会社企業名鑑は、同一経営の会社組織の支所（支社・支店）事業所をそれぞれの本所（本社・本店）事業所に寄せ集めて企業単位とする「名寄せ」を行い、これに「単独事業所」を加えて作成する会社企業の名簿と、この会社企業名簿により作成した企業産業別、企業従業者規模別、資本金階級別の会社企業数、事業所数及び従業者数等の会社企業単位集計から成っている。

名寄せ事務の手順は、次のとおりである。

①本所・支所別仕分

調査票甲（民公営の全事業所用）の中から「会社組織」の調査票を抜き出し、本所事業所・支所事業所・単独事業所別に仕分ける。

②地域別仕分

本所事業所及び単独事業所については、その所在地によって都道府県別、市区町村別に仕分ける。また、支所事業所については、調査票に記入された「本所事業所」の所在地により都道府県別、市区町村別に仕分ける。

③名寄せ事務

地域別に仕分けした本所事業所及び支所事業所について、それぞれ、五十音順に配列し、名称等によって照合しながら同一会社企業に寄せ集める。

なお、この「名寄せ」事務は、当初は目視によって行ったが、何回にもわたって調査票を仕分けなければならないことからその処理に延べ2万人を要し、また、広いスペースを確保する必要があった。

そこで、昭和61年事業所統計調査からは、都道府県が作成した民営事業所漢字リストテープによりコンピュータを使用して行うこととし、要員を約5,400人と大幅に減少させた。

(2) 事業所名簿の漢字処理

事業所名簿の漢字処理は、主としてその利用の高度化を図るために、コンピュータ処理が可能となるよう、事業所の名称、所在地を漢字データとして登録する事務であり、昭和56年事業所統計調査において初めて実施した。

昭和56年事業所統計調査では、従業者数30人以上の民営事業所を対象とし、昭和61年事業所統計調査では、従業者数5人以上の民営事業所及び会社組織の全ての事業所並びに国及び地方公共団体の事業所にその範囲を拡大し、さらに、平成3年事業所統計調査においては全ての事業所の漢字処理を行った。なお、この漢字処理は、処理要領とコンピュータプログラムを統計センターが作成し、民営事業所については、都道府県が対象調査票を抜き出して入力箇所を指定し、情報処理業者にデータ入力とデータテープの作成を委託するという方法により、国・地方公共団体の事業所については、統計センターが作成した漢字データの入力を情報処理業者に委託するという方法により行った。

7 平成3年事業所統計調査

平成3年事業所統計調査については、調査票甲（民営の全事業所用）は従来どおり地方分査方式により市町村及び都道府県が、調査票丙（国公営用）については中央集査方式により統計センターが、それぞれ集計を行った。なお、この調査は、通商産業省所管の商業統計調査と同時に実施された。なお、平成3年事業所統計調査においては、乙調査（主として対個人サービス業事業所についての調査）を実施しないこととした。

(1) 調査票甲

市区町村が記入内容の検査と産業分類の格付けを行い、都道府県がチェックリストによる審査を行った後、情報処理業者に委託してデータ入力及びデータテープの作成を行った。なお、データ入力の際には、調査票甲のデータを商業統計調査で調査した卸売・小売業のデータにより補完した。統計センターは、データチェック要領、テストデータ、プログラムテープ等を作成して提供した。

(2) 調査票丙

調査票丙については、前回の昭和61年事業所統計調査で記入された内容をあらかじめプリントして調査対象事業所に配布し、訂正等があれば記入してもらうこととした。統計センターは、提出された調査票を①新設、②存続・訂正なし、③存続・訂正あり、に区分し

た上で集計を行うことにより、事務の簡素化を推進した。なお、審査の参考として事業所ごとにデータを時系列で比較できる時系列審査表を作成した。

(3) 漢字処理

調査票甲については、前回昭和 61 年事業所統計調査と同様、処理要領とコンピュータプログラムを統計センターが作成し、都道府県が情報処理業者に委託してデータ入力とデータテープの作成を行った。調査票丙についても、漢字処理を統計センターで行い、漢字データの入力を情報処理業者に委託した。

データテープの作成は、調査票甲については平成 4 年 10 月までに、丙については 3 年度末までに完了した。

また、コンピュータにより集計した結果を、漢字を用いて結果表の形で出力できる「漢字報告書システム」を作成し、出力した結果表をそのまま報告書の版下として用いることが可能となった。

(4) 集計

ア 要計表等による事業所集計

民営の事業所は、都道府県要計表を用い、国、地方公共団体の事業所は、調査票丙のチェック済データテープを用いて集計した。

イ 速報集計及び確報集計

結果表について、形式審査及び分析的審査を行った。形式審査においては、表内における「総数」と「内訳」の合計などの検算、非結合箇所（論理上あり得ない分類事項のクロス）の確認、複数の結果表間についての数値の同値関係、大小関係などについて結果表自動審査システムを用いて審査した。また、分析的審査においては、過去の調査結果、他の統計調査結果との数値を比較したほか、結果数値が社会情勢を反映しているかどうかなど様々な観点から妥当性（信頼性）を客観的・総合的に検証した。

8 平成 8 年事業所・企業統計調査

事業所統計調査は、平成 8 年から、国内外における企業活動の多角化に対応するため企業に係る調査項目が充実され、名称も事業所・企業統計調査に改められた。

(1) 調査区の設定替えに係る事務

調査員が担当する区域を明確にし調査を円滑に実施するために、昭和 47 年事業所統計調査の際に事業所基本調査区が初めて設定された。しかしながら、調査区間の事業所数の不均衡が顕著となってきたことなどから、平成 8 年事業所・企業統計調査において、国勢調査の基本単位区を基に全面的な設定替えが行われた。これに伴い、新旧調査区別事業所番号対応表の内容検査を行い、OCRにより入力した。また、調査区地図の境界線等の検査、調査区台帳の審査を行った。

(2) 調査票甲

市区町村が記入内容の検査と産業分類の格付けを行い、都道府県が情報処理業者に委託してデータ入力、データテープ及び民営事業所漢字リストテープの作成を行った。なお、地方事務の軽減を目的として作成した産業分類自動格付システム（調査票の記入内容を統計分類符号に変換する際にソフトウェアによって支援するシステム）による格付けを、新潟県及び大分県で試行した。統計センターは、データチェック要領、テストデータ、プログラムテープ等を作成して提供した。

また、統計センターは、審査要領、漢字処理要領、疑義処理要領等を作成し、データチェック処理、データテープ作成処理等のプログラム開発を行ったほか、電子計算機事務に関する地方公共団体との打合せ会を開催した。

(3) 調査票乙

調査票乙（国公営の事業所用）のうち各省庁分は統計センターにおいて全ての製表事務を、地方公共団体分は都道府県が取りまとめ、内容検査及び産業分類の格付けを行った。さらに、統計センターは地方公共団体分と各省庁分とを併せて漢字を含むデータテープを作成した

(4) 名寄せ事務

コンピュータによって、事業所の名称、所在地、電話番号、経営組織等を組み合わせることにより、企業単位のグループ化を行った。この名寄せ終了後、全てのデータについて、本所と支所の整合性を審査した。

(5) 結果の集計

調査の結果は、都道府県が作成した調査票甲に係る調査区別民営事業所データテープ、調査区別民営事業所漢字リストテープ及び統計センターが作成した調査票乙に係るデータテープを用いて、統計センターが集計した。

9 平成 13 年事業所・企業統計調査

(1) 調査票甲

平成 13 年事業所・企業統計調査においては、調査票について、記入漏れ及び基本的調査事項である経営組織、本所・支所の別、事業所の従業者数、資本金額の記入内容とこれらの関連項目の整合性を重点的に審査することとし、その他の項目間の整合性については、コンピュータによる自動的なデータチェックに委ねることにより、市町村事務の軽減を図った。

統計センターは、新たに事務の概要、分類の一般原則、格付けを行う上での注意点、検査の仕方等をまとめた「産業分類格付説明の手引」、「産業分類項目と主な例示」を作成した。また、冊子のほかにMO（光磁気ディスク）に収録した産業分類索引を作成し、パソコンでの検索を可能とした。さらに、産業分類自動格付システム導入の範囲を平成 8 年事業所・企業統計調査時の 2 県から 14 道県に拡大したほか、産業分類、産業分類自動格付、

電子計算機処理、漢字処理などに関する事務打合せ会、説明会を開催し、一部の市町村については、職員が出向いて格付事務の支援を行った。

(2) 調査票乙

調査票乙については、国及び独立行政法人のものは直接、市町村・都道府県のものは都道府県から統計センターに提出され、統計センターは、これらを審査した後、民間事業者に委託してデータ入力を行った。

(3) 名寄せ事務

従来から行っている本所と支所の名寄せ集計のほか、親会社と子会社の名寄せ集計を初めて行った。この親会社・子会社の名寄せは、子会社の事業所が記入した親会社の名称及び所在地等を用いて、コンピュータによって行った。

(4) 結果の集計

調査の結果は、従来と同様、都道府県が作成した調査票甲に係る調査区別民営事業所データテープ、調査区別民営事業所漢字リストテープ及び統計センターが作成した調査票乙に係るデータテープを用いて、統計センターが集計した。

第三節 家計調査の製表

家計調査は、昭和21年7月に開始された消費者価格調査に淵源を有し、その発展段階は、次の四つの時期に分けて考えることができる。

・消費者価格調査	昭和21年7月～25年8月
・(新)消費者価格調査及び消費実態調査	25年9月～28年3月
・家計調査(拡大改正前)	28年4月～37年6月
・家計調査(拡大改正以降)	37年7月～

1 消費者価格調査の時期

消費者価格調査は、全国の都市を代表する26都市に居住する世帯の中から抽出した5,060世帯(農林漁家世帯と単身者世帯を除く。)を対象とし、「世帯票」により世帯の状況を、「現金支出日記票」(B4判の連記票)により日々の家計支出の状況を調査するもので、日記票の回収は1週間ごとに行われた。

この調査は、消費者物価指数を求めることが大きな目的となっており、製表もそれに応じた手順で行った。

(1) 都市別平均価格

日記票の記入内容を検査し、購入数量を定められた数量単位で除し、その値を分類項目ごとにあらかじめ単価の印刷された集中表に画線法^(注)で記入して価格階級別購入数量の

(注) 線を引くことによって線の本数で数を表現する方法

度数分布表を作成し、この度数分布表の単価と度数を用いて都市別品目別平均価格を求めた。

これらの平均価格や購入数量が、消費者物価指数の計算の資料となる。このように、家計が実際に購入した価格のことを「実効価格」と呼んでいた。

(2) 1世帯当たり支出金額

集中表を用いて、単価と数量の積を品目別、費目別あるいは都市別に集計し、これを当該世帯数で除して1世帯当たり支出金額を求めた。

消費者価格調査は、調査票の設計、集計の方法等全てGHQの指示の下に行われたが、特に集計には、膨大な人員を要したことから、この経験を踏まえて、次の消費実態調査が立案されることとなった。

なお、調査票は、昭和23年2月から1品1枚の小票に記入する伝票式単記票（B5判の3分の1）に変更されて、「現金収入票」、「現金支出票」及び収支を1日ごとにまとめて記入する「現金収支日計票」の3種類となり、それらの回収は、1か月を4期に分けて行った。

2 (新) 消費者価格調査及び消費実態調査の時期

消費者価格調査は、昭和25年9月に勤労者世帯収入調査を吸収して、(新)消費者価格調査と改称され、さらに26年11月からは、消費実態調査と改称された。

調査対象は、28都市の4,134世帯であり、勤労者世帯は収入・支出両面から、一般世帯（勤労者世帯以外の世帯）は支出のみが調査された。

集計事務の流れは、次の図のとおりである。

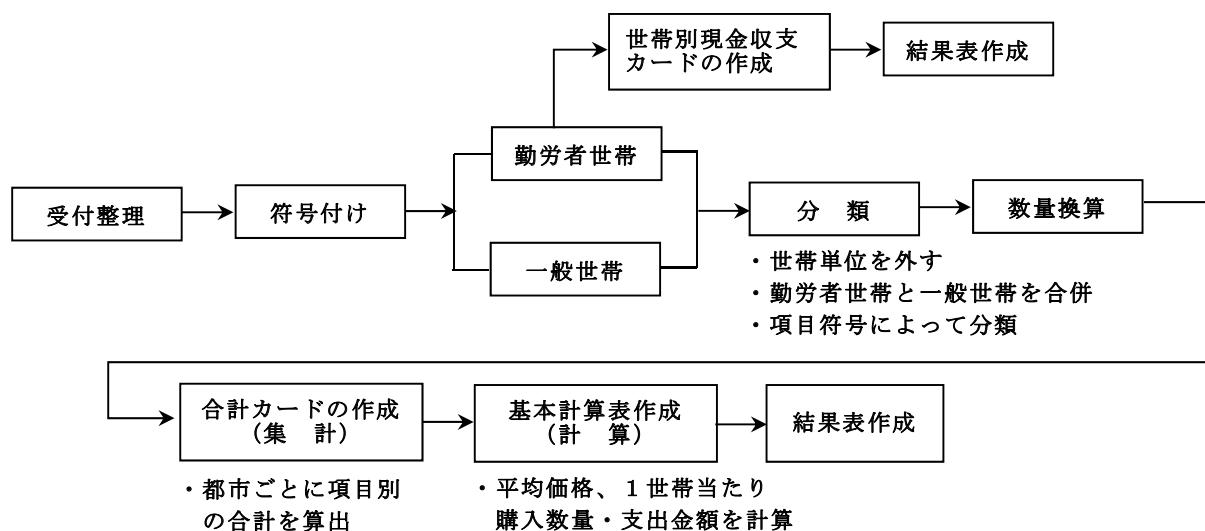


図1 消費実態調査の集計事務の流れ

(1) 受付整理

提出世帯を確認し、世帯主の産業、職業等を世帯整理簿に記入するとともに、世帯ごとに収入票と支出票の枚数を数え、その数を日計票の該当数と照合する。

(2) 符号付け

調査票を勤労者世帯と一般世帯に区分した上で、項目符号表によって収入票と支出票に該当符号を記入する。

(3) 勤労者世帯の世帯別現金収支カードの作成

日計票の1か月間の収入支出を検算するとともに、収入票、支出票別に金額を合算し、日計票の金額と照合する。

次に、収入票及び支出票を項目符号によって分類し、項目ごとの収入金額、支出金額を合算して「世帯別現金収支カード」に記入する。

(4) 分類

都市ごとに勤労者世帯と一般世帯の支出票を取りまとめ、支出項目の符号によって分類する。

(5) 数量換算

数量を必要とする項目の支出票について、数量が正しく記入されているか否かを検査し、1山、1パック等数量単位以外のもの及び記入漏れのものについては、換算基本表等に基づいて数量への換算を行う。

(6) 合計カードの作成

都市ごとに分類項目別に支出金額及び購入数量を合算し、合計カードに記入するとともに、項目ごとに平均価格を算出し、その価格が適正であるか否かを検査し、誤算や誤記がないかを確認する。

(7) 基本計算表の作成及び結果表の作成

合計カードの購入数量、支出金額及び平均価格を「基本計算表」に転記し、必要な中間計の算出を行う。この際、基本計算表の上部欄外に世帯数、平均世帯人員及び平均有業人員を記入する。次に、各項目について平均価格、1世帯当たり購入数量・支出金額を計算する。

基本計算表とは、都市ごとに品目別の購入数量と支出金額を1表にまとめ、表側には分類項目、表頭には表章単位、購入数量、支出金額、平均価格及び1世帯当たりの購入数量・支出金額を表示したものであり、基本計算表を基に最終的な結果表を作成することとなる。

なお、昭和28年1月からは、結果の表章の変更に伴い用途分類による集計を行うとともに、従前の結果との比較のため品目分類による集計も継続した。

3 家計調査（拡大改正前）の時期

消費実態調査は、昭和27年11月に「統計法」（昭和22年法律第18号）による指定統計第56号に指定され、調査内容も改められて、①調査票が「伝票」式から「家計簿」式（1

期・2期の2分冊)となり、②現物も調査対象となり、③世帯の調査期間が4か月から6か月となった。そして、28年4月からは「家計調査」と改称された。

(1) 計算器具を用いた時期

昭和28年に消費実態調査が家計調査に改称されてから36年9月までは、なお計算器具を用いて集計しており、その事務の流れは、消費実態調査の時期とほぼ同様である。具体的には、まず、家計簿に記入された毎日の収入、支出に対して分類符号を付し、分類符号ごとに別に用意した集計用紙に毎日の収入金額、支出金額、購入数量を転記した。次いで、これらを合算してその月の各項目別の家計収支を求め、世帯別の家計収支表に転記し、家計収支表を分類集計することによって所定の結果表を作成した。

(2) コンピュータ集計への切替え

昭和36年10月から、コンピュータ（IBM705型）による集計に移行した。

調査票記入内容の検査・符号付け・数量換算を行った後、カード穿孔機によってパンチカードに穿孔し、カード読取装置によって読み取り、磁気テープに記録する。

磁気テープにより入力されたデータをコンピュータによりチェックする。誤りと思われるデータはチェックリスト上に表示されるので、調査票に戻って再度審査を行い、エラーデータであれば訂正処理を行う。

こうした過程を経て、チェック済みのデータをコンピュータで集計し、結果表を出力した。

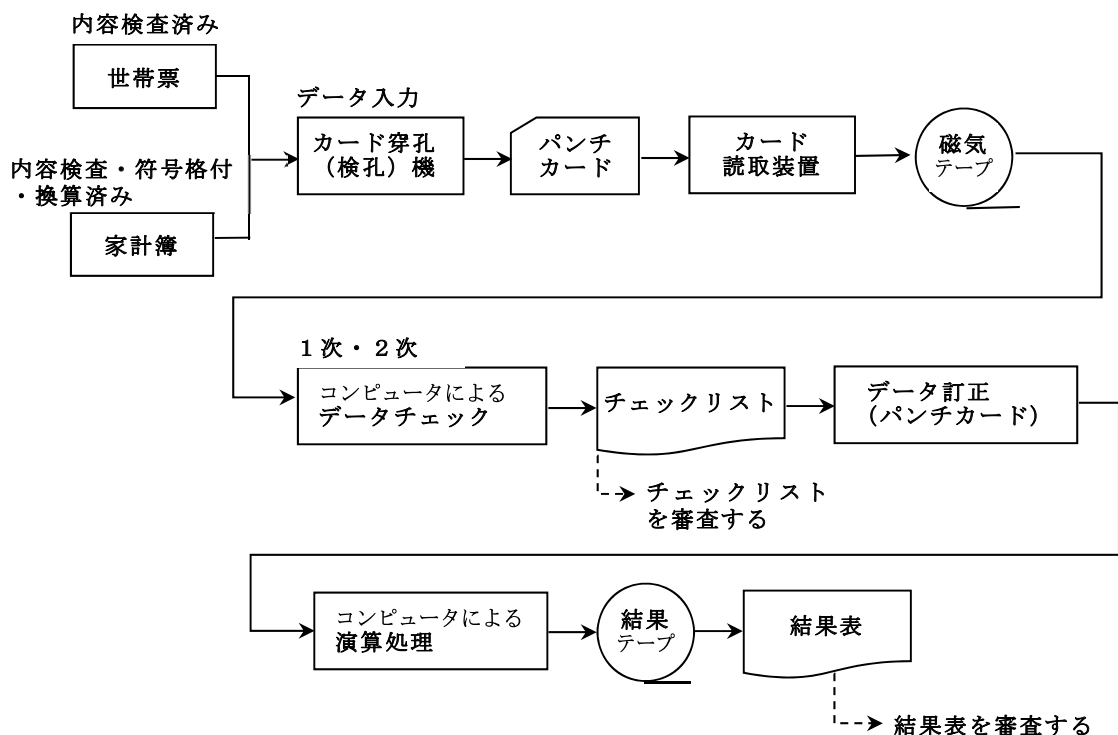


図2 コンピュータによる集計事務の流れ

(3) コンピュータ化に伴う確認事務

ア データチェック要領の作成

調査票の記入漏れ、記入誤り（他の項目との関連で、誤りと思われるものを含む。）、符号誤り、入力時の打鍵ミス、収支バランスのエラー等をコンピュータで検出するための「データチェック要領」を作成した。

イ チェックリストの審査

コンピュータから出力されたチェックリスト上のエラー記号に基づき、エラーとされたデータを家計簿の記入と突合し、誤りと判明したものは、訂正データをチェックリスト上に記入した。

ウ 高額収支リストの審査

高額収支をリストとして出力し、特に高額な品目については、家計簿の記入と突合し、誤りであれば訂正処理を行った。

(4) コンピュータ化の効果

集計処理をコンピュータ化したことにより、集計期間がおおむね45日となって大幅に短縮され、併せて集計要員も削減することができた。また、短時間での高度な演算処理やデータチェックの多重化などによって、より精緻な結果表の作成が可能となった。

4 家計調査（拡大改正以降）の時期

家計調査は、昭和37年7月から、調査地域を郡部にまで広げ、調査世帯数を28都市4,134世帯から170市町村8,064世帯へと拡大した。この後、集計面においても速報性、正確性を確保し、また、統計需要の増大に対応するため、様々な改正を行っている。

特に56年1月には、5大費目分類から10大費目分類へと収支項目分類が大幅に改正されたことを踏まえて、それまでのデータチェック要領を全面的に見直し、さらに、平成元年4月からの消費税の導入に際しては、消費税に係るデータチェックを追加した。

(1) 集計業務の効率化

ア 調査票等の提出状況などは、従来、手書きで受付整理簿に記入していたが、昭和57年4月からこれをパソコンにより処理することとした。これに併せ、翌58年4月からは、従来、計算器具によっていた世帯整理簿、家計簿整理簿等の集計についても、その大部分をパソコン処理に切り替え、更に7月には、準調査世帯票（やむを得ない理由により調査を引き受けられなかった世帯について調査員が作成する書類）についてもパソコンにより集計することとした。

イ コンピュータから出力する結果表の表題、表側、表頭等の文字は、従来はカタカナでしか表示することができなかったが、58年1月調査分から漢字表示が可能となった。

ウ 58年の下半期から、端末の操作によりオンラインで、データチェックに用いる各種のコンスタント^(注1)の入力・訂正を行うこととした。

エ 2度目のデータチェックにより判明した誤りを訂正する際には、従来は紙の訂正リストを用いてホストコンピュータへ入力していたが、62年10月調査分からは、端末からオンラインで入力・訂正を行うこととした。

オ 消費税について、家計簿に品目ごとに記入されていない場合には、機械処理により比例配分することとし、省力化を図った。なお、平成3年10月の改正を踏まえ、①新たに追加された非課税品目（住宅家賃、入院料、学校の入学金等）のほか、②実質的に内税となっている品目（電気、都市ガスなどの公共料金、放送受信料等）及び③消費税導入当初は特定できなかった不課税品目（寄付金、負担金等）を消費税除外品目に追加（46項目から96項目へ増加）した。

(2) 数量換算のコンピュータ化

数量を必要とする項目（消費支出501項目のうち、215項目）の記入漏れ、記入不備（1山、1パックなど所定単位以外で記入されたもの）については、従来、換算基本表等に基づいて、人が補記・訂正を行ってきた。しかしながらこれは多くの手間を要する煩雑な事務であったことから数量換算のためのプログラムを作成し、平成4年10月調査分からコンピュータ処理することとした。

(3) 新たな製表システムの導入

統計センターは、それまでの大型コンピュータを用いたバッチ処理方式^(注2)から、内容検査、符号格付、データ入力、データチェック、結果表作成等一連の製表事務をパソコン上で同時一体的に処理するクライアント／サーバ方式の新たな製表システムに移行することとし、その基本方針を平成4年5月に決定した後、データの精度や集計結果の整合性など様々な検証や性能テストを経て、8年7月までに新システムへの全面移行を完了した。

これにより、従来は家計調査担当において記入項目の内容検査を行い、収支項目分類に基づき符号を家計簿上に記入後、データエントリ部門において入力を行っていたが、新システムにおいては、家計調査担当が符号をダイレクト入力し、データチェックを行うことによって、煩雑な事務を一体的に処理することが可能となり、製表事務の簡素化・効率化が実現された。

(4) 早期集計への対応

家計調査の結果は、月例経済報告の判断指標の一つとなっており、政府が適切に景気判断を行い、効果的な経済対策を講ずるために必要な、極めて重要な基礎資料であることから、できる限り早期に結果を提供することが求められている。これを踏まえ、統計センタ

(注1) コンピュータプログラムにおいて、例えば市町村番号、調査項目符号などのように、そのプログラムの実行中変更する必要のない値をコンスタント（定数、常数）と呼んでいる。あらかじめ価格の幅を設定してその範囲外の価格をエラー表示させる場合には、その価格の幅もコンスタントである。

(注2) 一定量ごとにデータをまとめて、一括して処理する方式。処理するプログラムやデータを記録したパンチカードなどをまとめてオペレーター（操作者）に渡し、集中的に処理する方式

一においては、新製表システムを導入することによって、平成9年4月以降、速報集計は調査月の翌々月の月上旬に、確報集計はその1か月後にと、集計に要する期間をそれ以前に比して2週間程度短縮した。10年11月調査分からは、事務の進行管理を世帯区分別に行うことによってこれを更に早期化し、勤労者世帯の結果を調査月の翌月内に、全世帯の結果を調査月の翌々月上旬までに集計して公表することとした。

(5) その他の変更

経済・社会状況の変化を踏まえ、消費動向をよりの確に把握できるよう、家計関係の統計には様々な改正が加えられてきており、集計についてもその都度、これに対応した措置を講じてきた。

平成11年7月からは農林漁家世帯も家計調査の調査対象となったことから、この家計調査結果と単身世帯収支調査結果とを合わせた「総世帯」の結果について、12年1月調査分から集計を行った。

また、14年からは、単身世帯の家計収支の実態を把握してきた単身世帯収支調査及び世帯の貯蓄と負債の現在高を明らかにしてきた貯蓄動向調査が家計調査に統合され、その結果について集計を開始した。

さらに、家計調査において購入頻度が少ないために結果が安定しない高額商品等への支出を補完し、また、増加が著しく消費動向を左右するようになったIT（情報通信）関連の商品・サービスへの支出等を的確に把握するために家計消費状況調査が開始されたことを受けて、15年1月調査分から家計調査結果と家計消費状況調査結果を合成した家計消費指数を作成し、公表を開始した。

第四節 小売物価統計調査及び消費者物価指数の製表

1 小売物価統計調査の製表

昭和25年6月から開始された小売物価統計調査は、消費支出の対象となる商品の小売価格・サービス料金（調査開始時は205品目・247銘柄）を調査するもので、その結果の集計には、38年までは、消費者物価指数（CPI：Consumer Price Index）の計算に関する部分を除いて全て計算器具を用いた。

調査結果としては、毎月の集計結果のほか、年（度）平均価格を毎年公表している。

この年（度）平均価格の集計にも計算器具を用いており、完了するのは調査年の翌年11月頃であったが、38年に見直し・改善を行い、調査年の翌年8月完了と3か月の短縮を図った。さらに、39年には、計算器具を用いて算出した月別平均価格をコンピュータに入力し、コンピュータによって年（度）平均価格を算出することとした。

43年8月分集計からは、内容検査をより正確に行うため、あらかじめ品目別に市町村別平均価格の値動きの幅を設定し、計算器具を用いて算出した品目別市町村別平均価格をコンピュータに入力し、その範囲内にあるか否かをチェックし、設定価格範囲外のものにつ

いては、チェックリストに出力して再審査するシステムに切り替えた。なお、品目別市町村別平均価格の値動きの幅については、一般品目については同年のデータを基に前年の上昇率などを勘案して、季節品目については過去2年間のデータを基に最高・最低価格を設定したが、季節品目などで価格に大きな変動があった場合には、その都度設定した幅を修正した。

2 消費者物価指数の算出手順

消費者物価指数の計算は、昭和21年8月分から開始し、当初は、消費者価格調査（家計調査の前身）から得られる実効価格（統制価格とヤミ価格を購入数量により加重平均した価格）とウェイト（当該商品・サービスへの支出が家計支出全体に占める割合）を用い、基準時を21年8月から22年3月までの8か月間とし、フィッシャー算式（比較時と基準時の価格を、それぞれ基準時のウェイトで加重平均した基準時加重指数と、それぞれ比較時のウェイトで加重平均した比較時加重指数を幾何平均した算式）により、全都市平均、東京都区部、大阪市の3系列について算出していた。

その後、24年8月に基準時を23年1年間とし、算式をラスパイレス式（各品目の価格の変化率を計算後、基準時のウェイトで加重平均する方法）に改正した。さらに、27年9月には基準時を26年1年間とするとともに、価格をそれまでの消費者価格調査による実効価格から小売物価統計調査による小売価格に、ウェイトも消費者価格調査に代えて小売物価統計調査から得られるものに変更し、指数の作成系列をそれまでの3系列に26都市を追加して、29系列とした。

30年以降は基準時を5年ごとに改正することとし、40年基準からは、作成系列を全国平均、都市階級別、地方別、県庁所在市別等の68系列に拡大し、この68系列については38年まで遡って算出した。50年基準からは、沖縄県の調査市町村を含む72系列とした。

また、45年基準から従系列として「持家の帰属家賃^(注)を含む総合」指数の作成を試験的に開始し、60年基準からはこの「持家の帰属家賃を含む総合」指数を主系列としての新たな「総合」指数とした。さらに、これとは別に、55年基準からは5大費目としていた分類体系を10大費目に改めた。

一方、これを製表方法の面でみると、計算器具を用いて集計した時期とコンピュータによる集計の時期に大別でき、また、後者は、最終段階の指数の算出のみをコンピュータによって行った時期と、指数作成のための市町村別品目別平均価格の算出までを含めてコンピュータによって行った時期に分けることができる。

(1) 計算器具を用いて集計した時期（昭和21年8月～36年9月）

月別、都市別に品目別の平均価格（比較時価格）を計算した後、これを基準時価格で除して、都市別品目別価格指数を算出する。この品目別指数と品目別ウェイトを用いて、都

(注) 家賃の受払を伴わない自己所有住宅（持家住宅）についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものと仮定して、それを市場家賃で評価した計算上の家賃

市別総合指数を求めるとともに、全都市平均品目別指数、さらに、全都市総合指数というように順次計算を行う。

なお、昭和 29 年以前は、全都市平均品目別指数は計算せず、都市別総合指数を人口ウェイトで加重平均して全都市総合指数を作成した。

(2) コンピュータ集計前期（昭和 36 年 10 月～47 年 12 月）

調査票を基に市町村（昭和 39 年以前は都市）別品目別の平均価格を計算器具によって計算し、比較時価格表に転記し、これをパンチカードに穿孔してコンピュータに入力し、指数を作成した。

(3) 指数用平均価格算出からのコンピュータ集計時期（昭和 48 年 1 月～）

店舗別個別価格を調査票から直接コンピュータに入力し、市町村別品目別の平均価格の算出から消費者物価指数の作成まで、一貫してコンピュータによって行った。なお、コンピュータへの入力には、平成 10 年 7 月調査分からはパソコンを使用している。

3 小売物価統計調査システム導入前の製表業務（～平成 13 年 9 月調査分）

平成 13 年 10 月から新たな小物価統計調査システムが導入されたが、それ以前における小売物価統計調査の製表事務の流れは次のとおりである。

(1) 調査票の受付・整理、内容検査

- ・都道府県から提出された調査票について、調査市町村ごとに枚数を確認する。
- ・前月分の調査票と照合し、銘柄及び価格に変動があるかないか検査する。
- ・価格の変動については、その理由を把握する。
- ・銘柄の変動については、都道府県から提出される調査銘柄の異動表で確認する。

(2) 指数作成に用いる価格としての審査

- ・価格の変動理由について、価格変動以外の変動理由が含まれていないかなどを審査する。
- ・調査できなかった価格がある場合には、これを除いた当月の平均価格を計算してこれを前月の平均価格と比較することなどにより、保合処理^(注1)を行うことに無理がないかを審査する。

(3) 集計上の処理

- ・コンピュータが銘柄を認識できるようにするため、価格ごとに銘柄の符号を付ける。
- ・銘柄、価格に変動がある場合は、エントリー表示（入力確認のための表示）をする。
- ・比較時価格の修正を行う価格は、リンク係数^(注2)を準備する。
- ・演算結果を出力し、結果表の審査を行う。

(注1) 何らかの理由で当月の価格が得られなかった場合に、前月の指数や価格を代入して消費者物価指数を作成する場合があります、このことを保合（もちあい）処理という。季節商品における指数の保合と、調査店舗において価格が調査できない場合に行われる価格の保合等がある。

(注2) 物価変動以外の価格差を取り除いて前月価格と当月価格を接続することをリンクといい、接続に用いる係数をリンク係数という。

4 小売物価統計調査システム導入後の製表業務（平成13年10月調査分～）

平成13年10月調査分から、まず東京都において、新たな小売物価統計調査システムが導入された。このシステムは、紙の調査票を用いず、調査員が価格データを情報携帯端末（PDA：Personal Digital Assistant）に直接入力するという画期的なものであった。

この新システムの導入により、データの審査についても、紙の調査票の記入内容を審査するという形から、送信されたデータをパソコン上で審査するという形に変わるようになった。

また、都道府県が調査する品目についても、表計算ソフト（Excel）を用いて、これにデータを入力して送信する形に変更され、まず14年12月調査分から東京都において、15年3月調査分からは全都道府県において切替えが完了した。

これら調査方法の変更に伴い、製表事務についても次のとおり大きな改革を行った。

- ・参考情報として前月の価格・銘柄等を調査員に送信することとし、これらの情報を調査日前の所定の日までに整備
- ・月2回の調査票提出（上・中、下旬）から月3回のデータ送信（上、中、下旬）に変更
- ・内容の審査が必要な価格変動については、前月と当月の価格を目視で照合して特定していたが、特異な価格変動等のあるデータをパソコンで抽出する方法に変更
- ・データチェック、データ訂正は、ホストコンピュータを用いず、パソコンによって行うことに変更
- ・調査店舗や銘柄の変更があった場合には、新しい価格に一定の係数（リンク係数）を乗じることによって前後を接続し、結果に断絶が起こらないように処理しており、このリンク係数については、人が所定の方法により算出・作成していたが、これをパソコンで集計した上昇率計算表等を基に算出・作成することに変更
- ・パソコン上で、標準偏差（データの平均値からの散らばり具合）や保合処理の状況を参照でき、かつ、これにより指数作成のための平均価格を試算できるよう改善
- ・市町村別銘柄別指数値について、パソコンによる上昇率計算表等の集計結果とホストコンピュータによる集計結果とを比較して審査することができるよう改善

第五節 受託製表

国の行政機関又は地方公共団体からの委託を受けて行う、いわゆる受託製表については、明治35年12月の印刷局職員及び職工の疾患統計における調査計画の策定と集計、次いで42年12月の内務省の「公私立病院ニ於ケル精神病調査」における調査票配布と集計が始めとされており、後者は昭和11年3月まで継続した。なお、内閣統計局の所掌事務としてこれが明文化されたのは昭和2年5月のことであった。

勅令 105 号

内閣所属部局及職員官制中左ノ通改正ス

第五条ニ左ノ一項ヲ加フ

統計局ニ於テハ前項ノ外各庁ノ委託ヲ受ケ其ノ統計ノ製表ヲ為スコトヲ得

その後、この規定は、昭和10年勅令第210号により、「各庁」に加えて「公共団体又ハ公益ヲ目的トスル社団若ハ財団」からも委託を受けることができるよう改正され、これが「独立行政法人統計センター法」（平成11年法律第219号）第10条第2号の規定、「国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて……統計調査の製表を行うこと」に引き継がれている。

受託製表業務にも、当初は計算器具を用いていたが、昭和36年のコンピュータ導入後は主としてコンピュータを使用し、データ量の少ない調査については、平成9年から1人1台体制となったパソコンを活用している。また、調査票のOCR仕様化や入力業務の外部委託の推進などにより、集計の早期化を図っている。

1 集計方法別の受託件数等

独立行政法人化前の集計方法別の受託件数及び平成15年度における主な調査ごとの受託製表業務の概要は、表1及び表2のとおりである。

表1 集計方法別の受託件数

年 度	調査数	コンピュータによる集計	パソコン等による集計	計算器具及びコンピュータによる集計	計算器具による集計 ^(注)
昭和34年度	68				
38年度	67				
43年度	98	23	—	15	60
48年度	87	24	—	15	48
53年度	67	19	—	16	32
58年度	55	19	1	13	22
63年度	55	20	11	14	10
平成3年度	50	15	12	12	11
10年度	42	12	17	11	2
15年度	28	18	10	—	—

(注) 内容検査及び符号格付のみを委託されている調査を含む。

表2 平成15年度における主な受託製表業務

所 管	調 査 名	受付データ	集計方法
人事院	国家公務員給与等実態調査	OCR 調査票	ホストコンピュータ
	職種別民間給与実態調査	入力済データ	ホストコンピュータ
総務省	国家公務員（特別職・自衛官）給与実態調査	入力済データ	ホストコンピュータ
	国家公務員退職手当実態調査	OCR 調査票	ホストコンピュータ
公害等調整委員会	公害苦情調査	OCR 調査票	ホストコンピュータ
厚生労働省	雇用動向調査	入力済データ	ホストコンピュータ
経済産業省	商業統計調査	チェック済データ	ホストコンピュータ
国土交通省	建設工事施工統計調査	調査票持込	ホストコンピュータ
	建築物滅失統計調査（災害）	調査票持込	パソコン
	旅客自動車運送事業輸送実績調査	調査票持込	パソコン
	貨物自動車運送事業輸送実績調査	調査票持込	パソコン
	船舶船員統計調査 （船員調査・船舶調査）	調査票持込 一部入力済 データ	パソコン
	海難統計	入力済データ	パソコン

2 受託製表における業務改善

受託製表については、その実施状況を踏まえて、翌年度以降の課題を抽出し、解決に向けて委託先と協議を行ってきた。その主なものには、

- ・調査票のA判化、OCR仕様化
- ・磁気媒体によるデータ持込みの拡大
- ・データチェック、結果表出力方法等の改善
- ・調査票又はデータの持込み期限の遵守

などがある。

一方、統計センターにおいても、

- ・Excelなどを利用したパソコン集計への移行
- ・パソコンシステム開発要員の育成の積極的推進
- ・委託府省に対する業務支援

など受託製表業務全般にわたってその改善を推進してきた。

第三章 特定独立行政法人化とその後の行政執行法人への移行

第一節 特定独立行政法人への移行

1 独立行政法人制度の創設と統計センターの独立行政法人化

昭和 59 年 7 月 1 日、総理府の一部と行政管理庁が統合・再編されて総務庁が発足し、総理府統計局は総務庁統計局となった。この際、統計調査の製表業務については、その性格と規模とに鑑み、統計局から分離させて独立した組織・管理体制の下でこれを遂行することが適当であると判断され、総務庁の施設等機関として新たに統計センターが設置されて、統計センターには、管理部、人口製表部、経済製表部が置かれた。

なお、総理府の附属機関であった統計研修所は、統計センターに附置されることとなった。さらにその後、21 世紀にふさわしい新たな行政システムへの転換が政府の大きな課題となり、中央省庁の再編を始めとして様々な議論が行われる中で、独立行政法人制度が創設されて、統計センターは平成 15 年 4 月から独立行政法人化されることとなった。その間の経緯は、次のとおりである。

○行政改革会議最終報告（平成 9 年 12 月 3 日）

IV 行政機能の減量（アウトソーシング）、効率化等

2 減量（アウトソーシング）の在り方

(2) 独立行政法人の創設

① 基本的な考え方

ア 目的

国民のニーズに即応した効率的な行政サービスの提供等を実現する、という行政改革の基本理念を実現するため、政策の企画立案機能と実施機能とを分離し、事務・事業の内容・性質に応じて最も適切な組織・運営の形態を追求するとともに、実施部門のうち一定の事務・事業について、事務・事業の垂直的減量を推進しつつ、効率性の向上、質の向上及び透明性の確保を図るため、独立の法人格を有する「独立行政法人」を設立する。

③ 独立行政法人の対象業務と設立の考え方

ア 対象業務の考え方

a 業務の性質上、次の要件を満たす事務・事業であること

ア) 国民生活・社会経済の安定等の公共上の見地から、その確実な実施が必要とされていること

- イ) 国が自ら主体となって直接実施しなければならない事務・事業……ではないこと
- ウ) 民間の主体にゆだねた場合には必ず実施されるという保証がないか、又は公共的な事務・事業として独占して行わせることが必要なものであること
- b 独立の組織とするに足だけの業務量のまとまりがあること

○中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）

（独立行政法人）

第36条 政府は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要はないが、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるか、又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものについて、これを効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自律性、自発性及び透明性を備えた法人（以下「独立行政法人」という。）の制度を設けるものとする。

（法令による規律）

第37条 政府は、独立行政法人について、その運営の基本、監督、職員の身分その他の制度の基本となる共通の事項を定める法令を整備するものとする。

- 2 それぞれの独立行政法人の目的及び業務の範囲は、当該独立行政法人を設立する法令において明確に定めるものとする。
- 3 それぞれの独立行政法人を所管する大臣……が独立行政法人に対し監督その他の関与を行うことができる事項は、法令において定めるものに限るものとする。

○中央省庁等改革に係る大綱（平成11年1月26日中央省庁等改革推進本部決定）

V 独立行政法人制度に関する大綱

2. 独立行政法人の設立等

(1) 法令の整備

独立行政法人の運営の基本、監督、職員の身分、設立その他の制度の基本となる共通の事項を定める独立行政法人通則法令……を整備する。

また、独立行政法人の目的及び業務の範囲、通則法令を補う内容等を定め、独立行政法人を設立するための個別の法令……を整備する。

8. 職員

(1) 独立行政法人の職員の身分

独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるもの……の職員については、国家公務員の身分を与えるものとし、……

VI 国の行政組織等の減量、効率化等に関する大綱

第2 独立行政法人化関連

1. 次の事務及び事業は、種々の準備作業を行い、独立行政法人化を図る。

(作業施設)

統計センター（統計研修所を除く）、……

○国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画

(平成11年4月27日閣議決定)

第2 独立行政法人化関連

1

(2)

③統計センター（統計研修所を除く。）については、平成15年4月に独立行政法人に移行することとする。

○独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）

(定義)

第2条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効果的かつ効率的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

なお、統計センターが独立行政法人に移行する時期が15年4月とされたのは、平成12年国勢調査の集計が13年から14年にかけて最盛期を迎えることから、その遂行に支障・混乱を来すことのないよう配慮されたためである。

2 独立行政法人統計センター法の立案から成立まで

独立行政法人統計センターを設立するため、統計局・統計センターは、「独立行政法人統計センター法」の立案作業を開始した。この時期には、情報通信技術（ICT: Information and Communication Technology）が急速に進歩するとともに、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握できる統計の創設に向けた議論が開始され、また、統計データの二

次的な利用への要望が強くなるなど政府統計をめぐる新しい動きが起こり、一方で、国民のプライバシー意識が高まるなど統計調査環境も大きく変化しつつあった。独立行政法人統計センター法案は、このような状況をも踏まえて検討・作成され、他の58の独立行政法人個別法案とともに、平成11年11月8日、第146回国会に提出された。法案は、衆議院においては、行政改革に関する特別委員会での審議を経て、同月25日に本会議で可決され、参議院においては行財政改革・税制等に関する特別委員会での審議を経て、12月14日に本会議で可決され、成立した。

3 独立行政法人統計センター法の規定内容

平成11年12月22日に公布された「独立行政法人統計センター法」の主な規定は、次のとおりである。

○独立行政法人統計センター法（平成11年法律第219号）

（目的）

第1条 この法律は、独立行政法人統計センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第2条 この法律及び独立行政法人通則法……の定めるところにより設立される通則法第2条第1項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人統計センターとする。

（センターの目的）

第3条 独立行政法人統計センター……は、国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査……の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的とする。

（特定独立行政法人）

第4条 センターは、通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人とする。

（業務の範囲）

第10条 センターは、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 国勢調査等の製表を行うこと。
- 二 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて統計調査の製表を行うこと。
- 三 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に必要な技術の研究を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

独立行政法人統計センター法においては、独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）の目的として、統計調査の製表と、そのために必要な統計技術の研究を一

体的に推進することを掲げ、また、その具体的な業務の範囲にも「技術の研究」を特記して、統計理論やICTの進展を踏まえた取組を図ることとしている。

また、第10条第3号の「統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理を行うこと。」との規定は、新しい学術研究の手法として注目され始めていた匿名データの作成、調査票情報の提供などにおいて、これまでの蓄積をいかして統計センターが担うことになる想定される重要な役割をも視野に入れて設けられたものである。

このように、統計センターの業務は、総務省統計局など国の行政機関の事務・事業の一部を構成しているといえ、国と統計センターが一体となって業務を遂行して初めて統計調査の目的が達成されることとなるものである。

なお、第5条において、統計センターの主たる事務所は東京都に置くこととされ、附則第6条において、その庁舎等については従来総務省の施設等機関として使用していたものをそのまま使用することとされている。

また、第11条においては、天災の発生等により総務大臣が緊急に統計を作成することが必要であると認めるときは、統計センターに必要な措置をとることを求めることができ、統計センターはその求めに応じなければならないこととされている。

さらに、第12条においては、統計センターは、統計事務の処理に関して地方公共団体に協力を求めることができ、また、地方公共団体からの協力要請に応ずるよう努めなければならない旨規定されている。

4 独立行政法人統計センターの設立準備

独立行政法人制度は、これまでにない全く新しい制度であり、総務省の施設等機関であった統計センターを独立行政法人として新設して独立させ、業務を支障なく移行するに当たっては、様々な実務的な準備、特に組織運営を円滑に行うための規程類の整備が必要であった。そこで、総務省は、平成13年4月に、統計センター職員を主要な構成員とする「独立行政法人統計センター設立準備室」を設置して、これに当たらせることとした。

設立準備室においては、これまでは行政組織内部にあって共通に適用されていた組織、文書管理などに関する規程（組織規程、文書管理規程等）、国家公務員制度あるいは民間労働法制による規律が適用されることとなった人事・労務管理に関する規程（就業規則、職員研修規程等）、企業会計原則に準じて処理されることとなった会計に関する規程（会計規程、監事監査規程）及び業務方法書などを新たに策定するとともに、勤務条件が団体交渉事項となったことに伴って、職員の過半数を超える労働組合のない統計センターは、職員代表を選出する必要があったことからその準備などを進めた。また、総務省の施設等機関である統計センターが行っていた業務の精査が行われた結果、小売物価統計調査の銘柄選定などの業務については、調査実施者である総務省（統計局）が実施すべきものとして、統計センターの業務から除外することと整理された。

こうして、平成15年4月の独立行政法人統計センターの発足を迎えることとなった。

第二節 独立行政法人統計センターの発足

1 独立行政法人統計センターの経営理念と第1期中期目標・中期計画

(1) 経営理念

独立行政法人統計センターは、平成15年4月1日、役職員合わせて956人の組織として発足した。役員には、統計行政の出身者に加え、民間からICT業界のエキスパート、統計学や品質管理研究の専門家を迎え、また職員の意識改革を図ることによって、国から独立した法人として効率的な業務遂行、サービス等の質の向上、透明性の向上を目指すこととなった。

○経営理念とその実現方策

平成15年5月

統計センター理事長

[理念]

○統計センターの使命

- ・ 正確な統計を作成することを通じて国民や社会に貢献する

○目標

- ・ 統計の信頼性の確保
- ・ 統計技術の向上
- ・ 透明で効率的な業務運営

[あるべき姿] ⇒ 専門技術家集団の形成

高度な専門技術を持った

- ・ 迅速かつ正確な統計データの作成
- ・ より付加価値の高いサービスの提供
- ・ 各府省、地方のサポート及び国際協力

[行動指針] ⇒ 専門家としての誇り、進取の気性の醸成

- ・ 品質の改善
- ・ 業務の高度化・効率化
- ・ 個人情報保護の徹底
- ・ データ加工分野の充実
- ・ 新しいニーズへの的確な対応
- ・ 関係機関との緊密な連携

[主要な実施方策] ⇒ 人材育成のための体制整備

- ・ 品質管理・データ管理体制の整備
- ・ ITの積極的な導入

- ・センターの自主性・機動性の拡大を生かせる体制の整備
- ・新しい技術開発体制の整備
- ・関連機関との情報共有・情報伝達の仕組を構築

独立行政法人化により業務運営や組織編制における自主性が高まったことを契機に、統計センターにおいては、業務の進め方を大きく改革し、組織編制もこれに応じた形に変更することとした。すなわち、従来は、調査ごとに担当課を割り当て、担当課が当該調査の受付整理事務から結果表審査事務までを一元的に処理する担当調査別組織編制であったが、これを調査横断的に捉え直して、業務の全体管理・調整、製表企画、製表実務及び結果表審査といった事務の区分ごとの機能別組織編制とし、品質管理、要員管理及びスケジュール管理を徹底して、正確性の確保、業務の効率化・省力化、責任の明確化、専門性の向上などを図ることとした。

また、業務の繁閑に応じて機動的に仕事を割り振る体制（スタッフ制）を採り入れ、職員を柔軟に運用・配置することとした。これにより、調査ごとに開発されたノウハウ等を他の調査にも転用し、標準化することも容易になった。さらに、従来は各課室が分散処理していた庶務的な事務のほか、経営企画、総務、人事、財務、福利厚生等の事務を総務部に集約し、効率化を図ることとした。

(2) 第1期中期目標と中期計画

独立行政法人制度においては、主務大臣が、3年以上5年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を定めて当該独立行政法人に指示し、独立行政法人は、当該中期目標を達成するための中期計画を作成して主務大臣の認可を受けることとされた（独立行政法人通則法第29条、第30条）。また、独立行政法人は、中期計画に基づき毎事業年度の業務運営に関する計画を定め、これを主務大臣に届け出ることとされた（第31条）。

ア 第1期中期目標

平成15年4月1日、統計センターの発足と同時に、総務大臣から統計センターに対して中期目標が指示された。

この中期目標は、その期間を15年度から19年度までの5年間とし、次のような内容が盛り込まれていた。

(ア) 業務運営の効率化

- ・情報通信技術の積極的な導入・活用による業務運営の高度化、効率化
- ・業務経費の削減（期初年度に対する期末年度の割合を97%以下とする）
- ・人員の削減及び給与体系の見直し
- ・機動的な組織体制の整備、人員の重点的配置
- ・業務・システムに関する最適化計画の策定、公表

(イ) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上

- ・総務省が実施する国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査合わせて 13 調査の製表の迅速かつ的確な実施

- ・製表結果の精度確保方策及びプライバシー等秘密保護対策の策定
- ・府省等から受託して、合わせて 14 調査の製表の実施
- ・統計の作成、利用に必要な情報の蓄積
- ・技術研究の積極的な実施及びその成果の十分な活用

(ウ) 財務内容の改善

- ・中期計画の予算の作成とこれに基づく運営

(エ) その他の業務運営

- ・職員の安全確保、メンタルヘルス等労務課題への適切な対応
- ・危機管理体制の構築
- ・環境保全への対応

イ 第 1 期中期計画

統計センターは、中期目標により指示された事項を達成するため第 1 期中期計画を作成し、総務大臣から認可を受けた。

中期計画においては、計画期間中の予算、収支計画、資金計画、人員に関する計画等を定めており、次のようにできる限り具体的な数値目標を盛り込んだものとなっている。

- ・業務経費について、期初年度に対する期末年度の割合を 97%以下にする。
- ・「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、18 年度から 22 年度までの 5 年間で 5%以上の人員削減を実現するため、18 年度、19 年度の 2 年間で 2%以上の人員削減に取り組む。
- ・19 年度末までのできる限り早期に業務・システムに関する最適化計画を策定する。
- ・調査の製表に関しては、総務省、委託府省等が集計区分ごとに定める期限までに該当区分の製表結果を提出する。
- ・統計の作成、利用に必要な情報の蓄積等を行うための担当を明確化する。
- ・より効果的・効率的な製表技術の開発に資するための研究を専任で行う体制を整備する。

2 第 1 期中期計画期間中の業務運営と実績評価

(1) 業務運営の概況

統計センターは、中期目標・中期計画に基づき、更に年度ごとに重点的に取り組むべき事項を明らかにした業務運営に関する計画を定め、これに沿って業務を遂行してきたところであり、第 1 期中期計画期間中の状況は、次のとおりである。

統計の編成については、統計局実施の国勢の基本に関する統計調査、各府省等から受託した統計調査のいずれについても、事務の効率化を図りながらこれを実施し、要望された期限までに結果を提出した。

特に、平成 17 年国勢調査については、既存機器との連携対策を講じた上で平成 17 年 8 月に新しいホストコンピュータを導入し、5 年間のリース総額で約 2 億 8,500 万円の経費削減が見込まれる大幅な合理化を行った。また、小売物価統計調査については、調査員が携帯端末から直接データ入力を行うことに対応して、送信されたデータをパソコン上で審査する新製表システムを採用し、紙の調査票による受付整理事務、データ入力事務を廃止した。さらに、産業分類の自動格付の研究成果を平成 16 年事業所・企業統計調査に、生活時間行動分類の自動格付の研究成果を平成 18 年社会生活基本調査にそれぞれ活用した。これらの措置によって、いずれも要員投入量が大幅に削減された。

業務運営の基盤となるシステムについては、19 年 10 月に「独立行政法人統計センターにおける業務・システム最適化計画」を策定し、対象システムに係る 23 年度の年間経費について、18 年度比約 3 億 9,000 万円の削減を図ることとした。また、統計センター LAN システムを 16 年 8 月に切り替え、共用パソコン^(注1)を 70 台削減するとともに、IC カードを導入してセキュリティの向上を図った。また、大規模な災害に備えて、集計途中のデータを随時オンラインによって遠隔地のデータセンターに保管するバックアップ体制を 17 年度に整備した。さらに、22 年 5 月を目途に、ホストコンピュータで行っている処理をクライアント/サーバシステム（機能や情報を提供するサーバと利用者が操作するクライアントをネットワークで結び、クライアントからの要求にサーバが応答する形で処理を進める方式）によって行うこととし、そのための集計システムの開発を段階的に進めた。加えて、15 年度から物品管理システムの、19 年度から文書検索システムの運用を開始し、事務の効率化を推進した。

なお、調査票データを中心とする情報資産の台帳を作成し、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を整備するなどして、19 年 10 月に I SMS^(注2)の認証を取得した。

組織体制については、職員の計画的な削減を進める一方、充実・拡充を図るべき分野への重点的配置を進め、15 年 4 月に「研究センター」を設置して研究体制を充実するとともに、16 年度からは外部研究者を非常勤職員として採用した。また、16 年 4 月に「受託推進室」を設置して委託を受けて行う事務の一元的管理を行うこととし、更に 18 年 4 月には、システム設計要員を増員した。

業務の民間開放については、19 年の就業構造基本調査及び全国物価統計調査の調査票受付整理事務、光学式文字読取装置（OCR：Optical Character Reader）による入力事務を民間に委託した。

(注1) 業務上必要な情報収集を行うため、インターネット接続が可能な環境下（情報系 LAN）に設置し、職員が共同利用しているパソコン。これとは別に製表業務に使用しているパソコンは、セキュリティ確保の観点からインターネットへの接続ができなくなって（業務系 LAN）いる。

(注2) Information Security Management System 情報が漏洩しないようにし（機密性）、改ざんや誤りのないようにし（完全性）、必要な時に必要な人が利用できるようにする（可用性）体系的な仕組みのことをいい、ある組織について、こうした仕組みが整備されているかどうかを、第三者である I SMS 認証機関が国際規格に照らして審査・認証する。

これらの取組の結果、業務経費及び一般管理費については、期末年度（19年度）は期初年度（15年度）の90.2%となり、削減した経費が目標値（97%）を大きく上回るとともに、常勤職員数についても、目標の6%を上回る6.6%の削減を達成した。

（2）業務実績の評価

独立行政法人は、毎事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績について、主務大臣が設置する独立行政法人評価委員会の評価を受けなければならないこととされた（独立行政法人通則法第32条、第34条）。

統計センターは、平成20年6月、第1期中期目標期間（15～19年度）に係る事業実績報告書を作成し、総務省独立行政法人評価委員会に提出した。評価委員会においては、5段階に分けて項目別に事業実績が評価され、これを総合して全体的な評価が行われた。その概要は、次のとおりである。

（項目別評価）

- ・ A A（中期目標を大幅に上回って達成） 4項目
- ・ A（中期目標を十分達成） 33項目
- ・ B（中期目標を概ね達成） 1項目
- ・ C（中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある） 0項目
- ・ D（中期目標を下回っており大幅な改善が必要） 0項目

（全体的評価）

- ・ 国民に対する政府統計データの迅速かつ多角的な提供に大きく貢献
- ・ 職員の機動的な運用、業務経費の大幅な削減を高く評価
- ・ 中期計画を十分に達成

（業務運営の改善その他の提言等）

- ・ 次期中期目標期間においても政府統計の中核的機関としての役割を果たし、その機能を最大限発揮する必要

第三節 独立行政法人改革と統計センターの新たな役割

1 統計センターの新たな課題

統計センターは、独立行政法人という新たな組織体制の下で、その任務を着実に遂行しつつあったが、早くも第1期中期目標期間中に二つの大きな課題に向き合うこととなった。一つは、独立行政法人改革の議論の中で統計センターはいかにあるべきかという問題であり、もう一つは、統計改革後の新たな枠組みの下で、統計センターはいかなる役割を果たすべきか、さらに、規制改革、緩和が進む中で統計センター業務をどのように民間開放していくかという問題である。

統計センターは、こうした課題に的確に対応しながら、日々目覚ましく進歩するICTを活用しつつ複雑・高度化する統計編成業務を正確・迅速に遂行するとともに、事業所母

集団データベースの整備、調査票情報の利用拡大といった新たな業務に取り組んでいくこととなった。

(1) 役職員の非公務員化と統計改革

独立行政法人通則法においては、主務大臣は、独立行政法人の中期目標期間の終了時に、その独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方などについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされ（第 35 条）、独立行政法人通則法の国会審議の際に衆・参両院の委員会において、主務大臣が見直しを行うに当たっての客観的な基準を検討すべきである旨の附帯決議が行われたことなどを踏まえ、平成 15 年 8 月 1 日、次のような閣議決定が行われた。

○中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて

(平成 15 年 8 月 1 日閣議決定)

主務大臣は、以下に定めるところにより、「民間にできることは民間に委ねる」との観点から、独立行政法人の組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直すこととする。

2 概算要求及び概算決定に向けた取組

主務大臣は、……基準 2（事務及び事業の改廃に係る具体的措置）及び 3（組織形態の見直しに係る具体的措置）に掲げる具体的措置を盛り込んだ独立行政法人の組織・業務全般の見直しについての当初案を作成し、その実現に向けて当該独立行政法人に係る国の予算の要求を行うこととする。

別紙

中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準

2 事務及び事業の改廃に係る具体的措置

- ・事務及び事業の一部又は全部の民間委託、民間委託の範囲の拡大

3 独立行政法人の組織形態に関する見直しに係る具体的措置

- (3) 特定独立行政法人について、その業務を国家公務員の身分を有しない者が担う場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合、当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする。

この閣議決定の方針に基づき、18 年度末までに中期目標期間が終了する 51 の特定独立行政法人中 44 法人の役職員の身分が非公務員化されるなど独立行政法人の改革が進められ、さらに、17 年 12 月 24 日の閣議決定「行政改革の重要方針」においては、「平成 19 年度末に中期目標期間が終了する法人（31 法人）についても、円滑かつ効果的な見直しを行う観点から、業務・組織全般の見直しに着手し、相当数について結論を得る。」「特定独立行政法人の公務員（7.1 万人）について、独立行政法人を国家公務員の身分を有しない者が担う場合の問題点が明確でないものはすべて非公務員化する。」こととされた。

なお、その後、この「行政改革の重要方針」の内容実現のため、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）が制定され、その第 52 条には、「平成 18 年度以降に中期目標の期間が終了する特定独立行政法人については、その業務を国家公務員の身分を有しない者が行う場合における問題点の有無を検証し、その結果、役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められないときは、特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行させるものとする。」と規定された。

一方、16 年 5 月の経済財政諮問会議において、時代の変化に対応した統計の整備に取り組む必要性が指摘され、6 月 4 日の閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004 について」において、「国・地方で、時代の変化を反映した的確な情報把握と迅速な情報開示のため、……既存の統計を抜本的に見直す。一方、真に必要な分野を重点的に整備し、統計制度を充実させる。」とされたことを契機に統計改革の動きが本格化し、内閣府に置かれた経済社会統計整備推進委員会、統計制度改革検討委員会などにおいて検討が重ねられた。そして、「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」への転換を目指して、「統計法」（昭和 22 年法律第 18 号）が抜本改正されることとなった。

こうした動きを受けて、統計センターにおいても、独立行政法人としての在り方や新たな統計制度の下で統計センターが果たすべき役割について検討を進めることとし、18 年 3 月、統計局と共同で、有識者を構成員とする「統計センターの役割・業務に関する研究会」（座長 坂東眞理子昭和女子大学副学長）を設置した。

研究会は、6 月 27 日までの間に 5 回にわたって開催され、8 月 4 日、「統計センターの役割・業務等の在り方に関する提言」が取りまとめられた。この提言においては、「統計センターにおいて新たに実施することが期待される具体的業務」として、次の 4 項目を挙げている。

①「ビジネスフレーム」の整備

各府省共同利用型システムの運用管理については、既に統計センターがその任に当たることが決定されているが、そのシステムに組み込まれることが想定されている「事業所・企業データベース（ビジネスフレーム）」についても、統計センターが積極的に引き受けていくことが望ましい。

②統計データの二次的利用の促進

統計センターは統計局と連携しつつ、データアーカイブの構築、オーダーメイド集計、匿名標本データの作成等の事業を一体的に展開することが期待される。将来的には、各府省共同利用型データベースが担う機能の一つとして位置付け、各府省が実施する統計調査に関しても同様のサービスが提供できるようできる限り実務を引き受けていくことが必要である。また、大学と統計センターの共同事業により、全国に統計データの二次的利用のための拠点を整備することを検討すべきである。

③新たな製表業務

「経済センサス」や「サービス産業動態統計」など新たに実施するための準備が進め

られている統計調査の製表、行政記録等を用いた統計情報等の作成は、統計センターの強みをいかして積極的に実施すべき業務である。

④統計に関するコンサルティング及び品質評価

統計データの二次的利用などに関して国の行政機関等からの様々な相談を受けて解決方策を示すコンサルティングや民間委託により行われた集計業務の品質評価が、今後ますます必要になると考えられるが、統計センターは、これらのニーズに積極的に応えることによって、公的統計の質的向上に大きく貢献することが可能である。

また、統計センター役職員の国家公務員の身分に関する事項については、主務大臣の判断に委ねるべきであるとしつつ、「制約が少ないなどメリットもあり国家公務員の身分はなくてもよいという意見」、「国家公務員として就職した職員の公的な仕事をしたいという期待権にこたえるべきという意見」があったことを紹介し、「これらの意見に留意しつつ、……今後実施する業務の性質とその停滞による支障の程度、行政改革の要請、「コアコンピタンス」^(注)の強化のための人材育成・確保戦略上のメリット・デメリット等を勘案し、総合的に検討することが必要である。」としている。

役職員の非公務員化問題については、その後政策評価・独立行政法人評価委員会や行政改革推進本部、その下で開催された行政減量・効率化有識者会議などにおいて検討され、次のとおり決定されて一応の決着をみた。

○独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について

(平成 19 年 12 月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会)

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人(独立行政法人統計センター及び……)の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

別紙

独立行政法人統計センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

第 4 非公務員による事務及び事業の実施

統計センターの事務及び事業については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)第 52 条の規定の趣旨を踏まえ、統計法(平成 19 年法律第 53 号)の全面施行に合わせ平成 21 年度から非公務員が担うものとする。

○「独立行政法人統計センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案(平成 19 年 12 月 20 日総務省)

独立行政法人統計センター……の主要な事務及び事業については、……以下の見直しを行い、1)国として不可欠な統計作成の確実かつ効率的な実施、2)新統計法の下で

(注) この提言においては、統計センターのコアコンピタンス(組織としての中核的能力)として、「正確な統計データの処理に関する高い専門性」、「分類等の統計に関する高い専門性」、「統計の専門処理・技術に関する業務基盤の構築能力」、「厳格な情報管理能力」、「組織的な品質管理能力」の五つを挙げている。

の新たな業務ニーズへの対応、3) 共通基盤の提供による政府統計全体の効率化等への貢献など、政府統計の中核的機関としての役割を果たしていくものとする。

第1 効率的かつ効果的な組織運営

第2 受託製表業務の業務運営

第3 製表等の技術研究の重点化等

第4 非公務員による事務及び事業の実施

統計センターの事務及び事業については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）第52条の規定の趣旨を踏まえ、統計法（平成19年法律第53号）の全面施行に合わせ平成21年度から非公務員が担うものとする。

なお、その際、統計センターの業務運営や人事運用について、現在と同様、公的統計の適切かつ確実な整備及び円滑な提供に資するよう、十分に留意するものとする。

○独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）

（別表）

各独立行政法人について講ずべき措置

統計センター

組織の見直し

[非公務員化]

・統計法（平成19年法律第53号）の全面施行に合わせ、平成21年度に非公務員化する。

（2）業務の民間開放

政府は、平成16年5月25日、経済社会の構造改革を進めるため、内閣に規制改革・民間開放推進本部を設置し、18年3月31日には「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」を閣議決定した。その中では、統計調査業務の民間開放・市場化テストを積極的に推進することとされ、統計センターの業務についても、「業務の種類、性格、専門性等を勘案しつつ、業務運営の一層の効率化の観点から、市場化テスト・民間開放の実施に向けて、平成18年度前半を目途に必要な方策を検討し結論を得る。」こととされた。これを受けて、統計センターは統計局とともに協議・検討を行い、次の措置を講ずることとした。

①既に民間事業者へ委託しているデータ入力業務に加えて、19年度に実施される大規模周期調査（就業構造基本調査及び全国物価統計調査）の調査票受付整理業務についても民間事業者へ委託する。

②符号格付業務については、市場にニーズが存在しないことから、市場の供給能力（品質、コスト、供給量等）を見極める必要がある。そのため、平成17年国勢調査の抽出詳細集計に係る符号格付業務の一部を民間事業者へ委託し、実証的な検証を行い、19年度

前半までに結果の検証を取りまとめる。

③管理・企画、審査に係る業務の民間開放に対する考え方については、19年6月末までに整理する。

次いで、「公共サービス改革基本方針」（平成18年9月5日閣議決定）の別表の変更（平成18年12月22日閣議決定）においても、統計センターは、その業務について民間開放を推進することとされ、具体的には、

①符号格付業務の民間開放の具体化に向けた実証的な検証を19年度前半までに完了する。

②調査票の受付整理、データ入力、符号格付以外の業務の民間開放に対する考え方を19年6月末までに整理する。

こととされた。

これらを受けて、統計センターは、平成17年国勢調査の抽出詳細集計に係る符号格付業務の一部を試行として民間事業者3者に委託し、併せて品質・コスト等の比較を行うため統計センター自らもこれを行うこととした。その結果、目標とした精度に達しないものもあったが、事前研修の充実、検査方法の変更などにより改善は可能であると考えられた。また、コストについては、統計センターと同程度かこれを下回っており、これらを総合して、符号格付業務については、民間委託が可能だと判断した。一方、調査票の受付整理、データ入力、符号格付以外の業務の民間開放については、検討の結果、

①管理・企画、審査に係る業務については、統計の正確性・信頼性の確保に密接不可分のものであることから、民間に委ねることは不適切

②結果表の審査業務については、統計の精度や品質を最終的に決定づける重要なものであることから、民間に委ねることは不適切

と判断し、これらの方針は、19年7月に官民競争入札等監理委員会統計調査分科会に報告して了承された。

その後、「公共サービス改革基本方針」は更に19年10月、12月に別表が変更され、統計センターについては、それぞれ次のように定められた。

○公共サービス改革基本方針（平成19年10月26日閣議決定）

……符号格付業務の民間開放の具体化に向けた実証的な検証の結果を踏まえ、同業務を法^(注)の対象業務とすることについて監理委員会と連携して具体的検討を行い、本年中に結論を得る。

(注) 一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を行うために制定された「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）

○公共サービス改革基本方針（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）

……符号格付業務のうち平成 22 年国勢調査における同業務について、平成 21 年度から行う全国消費実態調査における同業務の民間開放の実施状況等も踏まえ、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることについての具体的検討を監理委員会と連携して行い、平成 22 年中に結論を得る。

なお、大規模周期調査の符号格付業務については、統計センターの第 1 期中期目標期間が終了するに当たって総務省政策評価・独立行政法人評価委員会が示した「独立行政法人統計センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」(平成 19 年 12 月 11 日)や「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)においても、官民競争入札の導入などの民間開放を積極的に推進することとされた。

統計センターは、これら閣議決定等を踏まえ、平成 21 年全国消費実態調査における家計簿に係る符号格付・入力業務及び平成 21 年経済センサス - 基礎調査における産業分類符号格付業務について、民間委託を行った。委託に当たっては、

①入札前にテストデータによる試行を実施し、一定の正解率に達した事業者のみに入札参加資格を付与

②契約時には業務量が確定していないため、単価契約を採用

③公表スケジュールに合わせた分割納品方式とし、適時の納品検査を実施

などの工夫を行った結果、両調査とも正解率 97%を達成し、コストも削減された。

しかし、入札方式については、

①符号格付業務においては、仕様書に従って正しくデータを作成することが肝要であり、業務の内容自体に創意工夫の余地がなく、金額以外で評価する項目がないため、総合評価落札方式にはなじまないこと

②適用する分類基準が調査によって異なり、調達が限定的かつ一時的で、恒常性・継続性を有しないこと

から、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成 18 年法律第 51 号)の規定によるのではなく、一般競争入札(最低価格落札方式)によることが適当であるとの結論を得、この方針は 22 年 8 月 4 日の官民競争入札等監理委員会において了承された。

こうして、符号格付業務の民間委託を本格的に実施することとなった。また、統計センターにおいては、22 年 4 月に「製表業務民間委託調整会議」を設置し、入札参加者用の説明資料や仕様書・業務処理要領のガイドラインなどを作成するとともに、実施状況の把握・評価などを行っている。

2 役職員の非公務員化の凍結と独立行政法人の類型化

(1) 統計センター法改正案の国会提出

政府の方針決定を受けて、統計センターは、役職員非公務員化のメリットを最大限にい

かすべく高度な専門性・研究能力を有する人材の採用方法を検討するとともに、非公務員化に伴い必要となる服務・労働関係規律の見直しなどに着手した。

これと並行して、統計局・統計センターは、独立行政法人統計センター法の改正作業を進め、政府は平成 20 年 2 月、改正法案を第 169 回国会に提出した。この改正法案は、統計センターを特定行政法人とする規定を削除するとともに、国家公務員法に代わって役職員に秘密保持義務を課し、刑法その他の罰則の適用については役職員を法令により公務に従事する者とみなす旨の規定を置くものであった。役職員を非公務員化するメリットについて、総務大臣は、衆議院総務委員会における 5 月 29 日の審議の中で、次のように述べている。

……採用試験あるいは人事交流、そういった面では様々な制約がございますので、そうした点を今後非公務員型に切りかえて、そして、もっと柔軟な運営ができるようにしていくなどといったことを行って、そして、新しい統計法の趣旨をよりよく実現していく、こういうことで今回改正をお願いしているわけです。

……公的統計の中央集計機関であるこの統計センターについて、全般として、業務・組織運営の自律性、効率性を高める、こういう目的で非公務員型の方に移行させる、これが意義あるいは趣旨でございます。

しかし、この法案は継続審議とされ、次の第 170 回国会を経て、第 171 回国会において衆議院が 21 年 7 月に解散されたため、廃案となった。

(2) 独立行政法人整理合理化計画の凍結

平成 21 年 9 月、民主党・社会民主党・国民新党による連立政権が発足した。新政権は、同年 12 月 25 日「独立行政法人の抜本的な見直しについて」を閣議決定し、「従来の独立行政法人の改革は抜本的な見直しとして徹底されたものとは言い難く、国民の不信感は払拭されていない。」「このため、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、国民的視点で、実態を十分に把握しつつ、聖域なく厳格な見直しを行う。」「独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）」に定められた事項……については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。」こととされ、統計センターの非特定独立行政法人化は白紙に戻されることとなった。

また、これに先立つ 11 月には、新たに設置された行政刷新会議において 22 年度予算編成のための事業仕分けが行われ、その中で統計センターの運営費交付金が増えられた。

その結果についての総務大臣の総括コメントは、「さらなる精査。統計の重要性をさらに周知徹底」というものであり、外部有識者からは、「妥当とは考えるが IT の利活用を進めるなど効率性の追求を求め」、「民間委託できるものを不断の見直し」、「国全体の統計の在り方を再構築する中で検討」などといった意見があった。

なお、この事業仕分けについては、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」においても、「独立行政法人について、平成 21 年 11 月に行政刷新会議が実施した事業仕分け……を

通じて明らかになった組織、制度等に係る課題を踏まえつつ、結論を得たものから順次速やかに必要な措置を講ずる。」こととされている。

(3) 事務・事業の特性に着目した独立行政法人の類型化

独立行政法人の見直しは、その後も行政刷新会議等において検討され、平成 22 年 12 月 7 日には「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が、24 年 1 月 20 日には「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定された。22 年 12 月の閣議決定では、「独立行政法人が実施主体となることがふさわしいと判断された事業について、重複等を排除しつつ、いかなる組織体がそれを担うことが適当かとの観点から独立行政法人組織の再編整理を行うとともに、その事業の目的、特性、財源等を踏まえて、最も適切なガバナンスの仕組みなどの制度設計を検討すべきである。」とされ、当面統計センターが講ずべき措置として、①経常統計調査^(注)等に係る経費の縮減、②一般管理費の縮減、③研究の重点化、④政府統計共同利用システムの効率的・効果的な運用、⑤一者応札・一者応募の改善、⑥自己収入の拡大、を掲げている。続く 24 年 1 月の閣議決定の概要は次のとおりであり、新たな法人類型を創設することが盛り込まれている。

○独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）

Ⅱ 独立行政法人の制度の見直し

1. 法人の事務・事業の特性に着目した類型化とガバナンスの構築

現行の独立行政法人制度を抜本的に見直し、新たな法人制度を構築するに当たっては、各法人が行う事務・事業の特性に着目し、以下のような分類を行った上で、それぞれについて最適なガバナンスを構築することにより、各法人が期待される政策実施機能を的確に発揮できるようにすることが必要である。

新たな法人制度に位置付けられる法人については、……大きく次の二つに分類することができる。

①一定の自主的・自律的裁量を有しつつ、計画的な枠組みの下で事務・事業を行うことにより、主務大臣が設定した成果目標を達成することが求められる法人（以下「成果目標達成法人」という。）

②国の判断と責任の下で、国と密接な連携を図りつつ、確実・正確な執行に重点を置いて事務・事業を行う法人（以下「行政執行法人」という。）

Ⅲ 独立行政法人の組織の見直し

各独立行政法人の組織について講ずべき措置は、別紙のとおりである。

別紙

各独立行政法人について講ずべき措置

[統計センター]

(注) 経常調査とも言う。1 年以下の周期で実施される調査であり、その結果は月報や年報として公表される。

- 本法人は、国と連携を図りつつ、国の統計に係る製表事務等を確実かつ正確に実施することが求められているものであるが、今後の業務の在り方、当該業務を行う職員の身分等について検討し、法人の分類について早急に結論を得る。

3 新統計法の制定と統計センターの新たな役割

独立行政法人改革をめぐって議論が進められる一方、統計制度の抜本的な改革も進展し、平成 19 年 5 月には新たな「統計法」（平成 19 年法律第 53 号）が制定された。この新統計法においては、

- ・総務大臣は、事業所母集団データベース^(注)を整備する。
- ・行政機関の長等は、一般からの求めに応じ調査票情報を利用して統計を作成（オーダーメイド集計）し及び匿名データを提供することができる。

とされ、さらに、

- ・行政機関の長等がこれらの事務の全部を委託する場合には、政令で定める独立行政法人等に委託しなければならない。

とされている。

このような新しい枠組みにおいて、統計センターには、これまで培ってきた知識と技術をいかして中核的な役割を果たすことが期待されており、新統計法が施行される 21 年 4 月に先立つ 20 年 2 月に総務大臣が示した統計センターの第 2 期中期目標においても、これら事項について必要な準備を行うよう指示されている。

その後、統計法第 37 条（当初は「統計法施行令」（平成 20 年政令第 334 号）第 12 条）によって、オーダーメイド集計及び匿名データの提供に係る事務の委託先として統計センターが指定され、統計法に基づいて策定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第 I 期基本計画、平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）においても、総務省は、「統計センターが各府省からの調査票情報、匿名データ等の保管の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講じる。」などと明記された。

4 第 2 期中期目標・中期計画

(1) 中期目標と中期計画

独立行政法人通則法においては、主務大臣は、独立行政法人の中期目標期間の終了時において、その独立行政法人の組織・業務全般にわたる検討を行い、所要の措置を講ずるものとし、また、その際には、総務省に置かれる政策評価・独立行政法人評価委員会が当該独立行政法人の主要な事務・事業の改廃について主務大臣に勧告することができることとされた（第 35 条）。

統計改革、独立行政法人の見直しの議論が続けられる中、統計センターの第 1 期中期目

(注) 事業所に関する情報の集合体であって、それらの情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの。ビジネスレジスターともいう。

標期間が終了を迎えるに当たって、平成 19 年 12 月、政策評価・独立行政法人評価委員会から総務大臣に対し「独立行政法人統計センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」が示されて、統計データの品質確保を図りつつ、徹底したスリム化・低コスト化を行うこと、一般管理費及び事業費について具体的な効率化目標を設定すること、契約については原則として一般競争入札によることなどが指摘され、これを踏まえて、総務大臣は見直し案を作成し、行政改革推進本部に提出してその了解を得た。

こうした過程を経て、20 年 2 月 29 日、総務大臣から統計センターに対して、20 年度から 24 年度までを期間とする第 2 期中期目標が指示された。

○独立行政法人統計センター中期目標

序文

……政府は、公的統計制度の基本的姿勢を「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へと転換し、新・統計法の制定を始め、公的統計体系の再構築、ビジネスフレームの整備、オーダーメイド集計及び匿名データの提供など、公的統計の充実及び機能強化を図る抜本的な制度改革に着手している。しかしながら、……行政組織の枠組みのみで、公的統計の品質の維持・向上を図り、高度な統計処理の専門性を要する新たなサービス提供を展開することは必ずしも容易ではなく、その実現には、我が国の中央統計機関の一翼として、公的統計制度の基盤となる役割を過去一貫して担ってきた統計センターの機能発揮が不可欠と言える。

公的統計制度と独立行政法人制度の見直しが進められている今、独立行政法人統計センターにおいては、……我が国の公的統計制度の改善・発達並びに国民経済の健全な発展及び国民生活の充実・向上に寄与するよう、その機能を最大限に発揮するものとする。

第 2 業務運営の効率化に関する事項

1 業務運営の高度化・効率化に関する事項

- (1) 業務経費及び一般管理費……について、……期末年度（平成 24 年度）までに、前期末年度（平成 19 年度）の該当経費相当に対する割合を 85%以下とすること。
- (2) ……国家公務員の定員の純減に準じた人員の削減の取組を行うとともに、……期末（平成 24 年度末）の常勤役職員数を前期末（平成 19 年度末）の 94%以下とすること。
- (4) 大規模周期調査の符号格付業務について民間開放等を積極的に推進すること。

第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理に関する事項

- (1) ……平成 20 年度から政府統計共同利用システムの運営管理を行うこと。
- (2) 統計法第 27 条に基づく事業所母集団データベースの整備について、総務省が定める基準に基づき事務を進めること。

- (3) 国勢調査等のうち総務省が指定するもの……について、匿名データの作成を行うとともに、……統計法が全面施行されることを踏まえ、……一般からの求めに応じた匿名データの提供を……平成21年度から開始することを視野に、必要な準備を行うとともに、同法施行後は、当該匿名データの提供を適切に行うこと。
- (4) ……平成21年度に同法が全面施行されることを踏まえ、国勢調査等及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について調査票情報及び匿名データの集積・保管を行う統計データアーカイブを構築し、運営する準備を行うとともに、同法施行後は、統計データアーカイブを適切に運営すること。

第5 その他業務運営に関する事項

1 就業規則の整備等

独立行政法人整理合理化計画に基づく役職員の非公務員化に向けて、就業規則の整備等の必要な準備を遺漏なく行うこと。

中期目標の指示を受けて、統計センターは、その実現のための中期計画を策定し、20年3月31日に総務大臣から認可を得た。中期計画には、特に、技術の研究については中期目標の指示をより具体化し、①調査票の記入内容の統計分類符号への格付けを自動的に行うオートコーディングシステム^(注1)(コンピュータプログラムを用いて自動的に符号を付けるシステム)を研究し、国勢調査の産業分類、職業分類など期間中に実施が予定される調査に実際に適用すること、②調査票の未回答事項に対する機械的な補完法の研究を行い、国勢調査等の製表に研究成果、検証結果を実際に適用すること、を盛り込んだ。

また、中期目標期間中の組織理念として「人と社会の未来のために一確かな技術と信頼に応える統計作成ー」を、経営理念として①正確な統計の作成、②統計の迅速な提供、③秘密の保護の徹底、④弛まぬ技術の向上、⑤新たな価値の創造、を掲げ、役職員一丸となって目標達成に取り組むこととした。

(2) 業務運営の概況

統計の編成については、期間中に実施された国勢調査など大規模な周期調査と労働力調査、家計調査、小売物価統計調査などの経常調査の合わせて16調査及び府省等から受託した18調査について、全て期限どおりに実施、完了した。特に、新たに開始された経済センサス(基礎調査、活動調査)については、経済センサス業務推進室を設置して、統計局と綿密に連携し、機動的な対応を行った。統計を編成する際には、ICTを活用した格付支援システム(調査票の記入内容を統計分類符号に変換する際にソフトウェアによって支援するシステム)や各種調査に共通して使用できるデータ訂正システム・汎用サマリーシステム^(注2)を用いて、積極的に効率化・省力化を行った。これらは統計技術に関する研究の

(注1) 格付支援に関するシステムの名称については、当初、「自動格付システム」としていたが、「オートコーディングシステム」の研究の後、「格付支援システム」と変更している。

(注2) チェック済データから結果表を作成するまでの過程において、分布・合算・加工・編集など一連の処理を行うシステムで、各調査に共通して使用できるもの

成果を実際の統計編成に活用したものである。

さらに、従来から実施しているデータ入力業務に加え、調査票の受付整理事務、産業分類等の符号格付業務を民間業者に委託した。

また、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災に際しては、スケジュール・要員体制の見直しを行い、被災地域に係る平成 22 年国勢調査小地域概数集計の実施、被災 3 県（岩手県、宮城県、福島県）の人口等基本集計結果の公表早期化など状況把握、復興支援に資するための緊急的な統計編成に柔軟・迅速に対応した。

新統計法が全面施行された 21 年 4 月からは、新たな事務として、統計データの二次的利用（オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供）のほか、各府省から寄託を受けて調査票情報、匿名データ等を保管・蓄積する「統計データアーカイブ」の運営を開始するとともに、二次的利用の拡大に向けて積極的な広報活動を行った。あわせてデータの匿名化の手法、諸外国における提供方法などについての調査研究を行った。

事業所母集団データベースについては、各府省の統計調査、労働保険、商業・法人登記などを用いた情報の登録・更新を行うとともに、各府省に対する情報提供、調査対象者重複是正の支援などを確実に実施した。

ハードウェアの整備については、19 年 10 月に策定した「業務・システム最適化計画」に基づき、ホストコンピュータの高性能化・小型化を行うとともに、パソコンを用いたクライアント／サーバシステムに移行することなどによって、目標の年間約 3.9 億円削減に対して、これを大幅に上回る約 6.3 億円を削減するとともに、大規模災害の際の事業継続、データ保護対策として、サーバ等を外部の複数のデータセンターに設置した。また、最適化計画に基づき構築した統計センター LAN（統計センター内のネットワークシステム）については、ネットワーク機器への負荷の分散を図り、障害の際の復旧手順書を整備するなど適切な運用管理を行うとともに、次期システム構築に向けての検討を行った。

さらに、政府統計のインターネット上の総合窓口である「政府統計共同利用システム」が 20 年 4 月から本格稼働したことに伴い、新たにその運用管理に関する事務を開始した。また、25 年 1 月に予定されるシステムの更改に向けて、機能改善、利便性向上などについて検討を行った。

こうした様々な取組の結果、業務経費及び一般管理費の削減、人員の削減については、それぞれ目標を上回って達成した。

- ・業務経費及び一般管理費

- （目標）前期末年度（19 年度）に比して、期末年度（24 年度）を 85%以下

- （実績）19 年度 14.1 億円、24 年度 10.4 億円。19 年度比 73.5%（3.7 億円の削減）

- ・人員

- （目標）国家公務員の定員の純減に準じた人員の削減（23 年度末の常勤役職員数は 17 年度末の 92.6%以下）

- 期末（平成 24 年度末）の常勤役職員数は前期末（平成 19 年度末）の 94%以下

(実績) 17年度末 912人、23年度末 818人、17年度末比 89.7%

19年度末 834人、24年度末 811人、19年度末比 90.8%

また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において示された「平成23年度の経常統計調査等に掛かる経費について、平成22年度と比較して20%削減する。」についても、22年度12.9億円に対して23年度は10.3億円(20.2%削減)となり、これを達成した。さらに、他に統計センターが当面講ずべきとされた①一般管理費の削減、②研究の重点化、③政府統計共同利用システムの効率的・効果的な運用、④一者応札・一者応募の改善、⑤自己収入の拡大、については、全て実施済み又は実施中となっている。

(3) 業務実績の評価

統計センターは、平成25年6月、第2期中期目標期間(20~24年度)に係る事業実績報告書を総務省独立行政法人評価委員会に提出した。これに対する評価委員会における評価の概要は、次のとおりである。

(項目別評価)

- ・ A A (中期目標を大幅に上回って達成) 9項目
- ・ A (中期目標を十分達成) 31項目
- ・ B (中期目標を概ね達成) 0項目
- ・ C (中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある) 0項目
- ・ D (中期目標を下回っており大幅な改善が必要) 0項目

(全体的評価)

- ・ 経費及び人員の削減目標を達成
- ・ 業務・システムの最適化計画も目標を達成
- ・ 公的統計の二次的利用に関する業務は順調に推移
- ・ 製表業務に関する技術研究の成果を実用化したことにより、要員投入量を大幅に削減
- ・ 中期計画を十分に達成

(業務運営の改善その他の提言等)

- ・ 次期中期目標期間においても、中央統計機関の一翼として公的統計制度の基盤たる役割を担い、国民からの信頼を確保する必要
- ・ 正確で質の高い公的統計の作成、新たな価値を創造する有用なサービスの提供に一層努力する必要

5 統計センターの行政執行法人化への動き

平成24年1月20日の閣議決定「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」において、独立行政法人を「成果目標達成法人」と「行政執行法人」に区分するとともに、統計センターについては、「今後の業務の在り方、当該業務を行う職員の身分等について検討し、法人の分類について早急に結論を得る。」とされたことを受けて、2月20日、統計

局・統計センターは、その検討のために外部有識者を交えた「独立行政法人改革における統計センターの見直しに関する検討会」を開催した。この検討会においては、「業務を広げるのではなく、民間でできることは民間委託し、限られた資源は行政に近い方に集約するという考え方をとり、その際に非公務員に守秘義務を課して公務員に近づけるよりは公務員の身分を与える方がよいということではないか。」「行政執行法人として、国民の声を聞きつつ各省庁間の調整役としての責任を果たすというような面を強調すべき。」などの意見が出され、これらを踏まえて検討を重ねた結果、統計局・統計センターとしては、統計センターを行政執行法人とすることが適当であるとの結論を得た。

行政刷新会議などにおける議論を経て、統計センターを行政執行法人とすることは政府の方針となり、独立行政法人制度改革関連法案の中に盛り込まれて、24年5月に国会に提出された。しかし、第181回国会において衆議院が11月に解散され、法案は廃案となった。

衆議院議員総選挙を経て、24年12月、自由民主党・公明党連立による新政権が発足した。新政権の下で、25年1月24日「平成25年度予算編成の基本方針」が閣議決定され、独立行政法人の見直しについては、「当面凍結し、平成25年度予算は、現行の制度・組織等を前提に編成するものとする。……引き続き検討し、改革に取り組む。」とされ、独立行政法人の見直しは、一旦白紙に戻されることとなった。

その後、独立行政法人改革については、行政改革推進本部及びその下に置かれた行政改革推進会議、独立行政法人改革等に関する分科会においておよそ1年にわたって検討が行われて結論を得、次のような閣議決定が行われた。

○独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）

Ⅱ 独立行政法人制度の見直し

1 法人の裁量、国の関与の度合い等に応じた法人の分類

……業務に係る成果の最大化や質の向上に必要な目標管理の仕組みの在り方、業務運営における法人の裁量と国の関与の程度、業務の停滞が国民生活や社会経済に与える影響の度合い等を基に、法人を以下の3つに分類し、各分類に即したガバナンスを構築する。

①中期目標管理により事務・事業を行う法人

②中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う法人

③単年度の目標管理により事務・事業を行う法人

国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を確実・正確に執行することを目的とし、役職員に国家公務員の身分を付与した上で、国の単年度予算管理と合わせた単年度の目標管理により事務・事業を行う法人（以下「単年度管理型の法人」という。）

法人の役職員の身分については、……非公務員とする。

ただし、単年度管理型の法人は、その行う事務・事業が国の行政事務と一体的な進行管理により確実・正確な執行が求められ、その業務の停滞は、国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすことから、争議行為の禁止など国家公務員と同様の厳しいサービスを適用するため、その役職員は国家公務員とする。

Ⅲ 独立行政法人の組織等の見直し

2 各独立行政法人等について講ずべき措置

各法人等について講ずべき措置は、別紙のとおりとする。

別紙

各法人等について講ずべき措置

[統計センター]

○単年度管理型の法人とする。

○国として真に必要な業務の実施に支障が生じないよう配慮しつつ、民間委託等を一層推進して更なる効率化を図ることにより、平成 25 年度から平成 34 年度末までの 10 年間に常勤役職員数の 320 人の削減を図る。

なお、統計センターについては、閣議決定に先立つ 12 月 20 日に開催された独立行政法人改革等に関する分科会の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」の中で次のように述べられている。

○独立行政法人改革等に関する基本的な方針について

(平成 25 年 12 月 20 日行政改革推進会議独立行政法人改革等に関する分科会)

[統計センター]

本法人は、国と一体となって国の統計に係る製表事業等を実施している。中でも消費者物価指数、完全失業率、家計調査等は、我が国社会の重要な指標として毎月の確実な公表が求められており、調査結果の遅延によって市場の混乱（社会経済の安定に直接かつ著しい影響）を招くことのないようにする必要がある。

また、政府統計共同利用システムの運用・管理を行う等により、個人情報や秘密情報の取扱いの増大に伴って、統計業務に対する国民の信頼を一層確保する必要がある。このため、本法人の役職員には争議行為が禁止され、厳格な服務規律が求められることから、単年度管理型の法人（公務員身分を維持）として位置付けることが適当である。

この閣議決定に基づいて、改正法案が国会に提出されて審議され、26 年 6 月 6 日に可決されて成立（「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 66 号）及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（平成 26 年法律第 67 号））した。これにより、通則法及び独立行政法人統計センター法の

関連規定は次のように改正され、統計センターは行政執行法人として再出発することとなった。

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）による改正後の独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）

（定義）

第 2 条 この法律において「独立行政法人」とは、……中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

4 この法律において「行政執行法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 67 号）による改正後の独立行政法人統計センター法（平成 11 年法律第 219 号）

（行政執行法人）

第 4 条 センターは、通則法第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人とする。

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）

附則

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（行政執行法人となる独立行政法人の中期目標の期間に関する特例）

第 9 条 施行日前に定められた独立行政法人（施行日において行政執行法人となる独立行政法人に限る。）の中期目標の期間……であって、施行日以後に終わるものとされたものは、……施行日の前日に終わるものとする。

6 第 3 期中期目標・中期計画

(1) 中期目標と中期計画

独立行政法人を三つの類型に区分する議論が進む中、統計センターは 3 回目の中期目標期間を迎えることとなり、平成 25 年 3 月 1 日、総務大臣から第 3 期中期目標の指示があった。

この中期目標は、その期間を 25 年度から 29 年度までの 5 年間（ただし、その後、統計セ

ンターが27年4月から行政執行法人に移行することとなったため、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）附則第9条の規定により、中期目標期間は26年度末までとなった。）とし、

- ・業務経費及び一般管理費について、期末年度（29年度）までに、前期末年度（24年度）の該当諸経費に対する割合を85%以下とすること
- ・国家公務員の定員の純減に準じた人員の削減の取組を行うとともに、新たに対応が必要となる業務に係る人員を除き、期末（29年度末）の常勤役職員数を前期末（24年度末）の8割以下とすること
- ・製表業務の民間委託は、調査票の受付整理、分類符号の格付け等の業務において積極的に実施すること
- ・国勢調査等については、総務省が定める期限までに製表結果を提出すること。その際、調査票の記入不備の増加、オンライン調査の導入・拡大等に伴い、新たな対応を要する業務に適切に取り組むこと
- ・25年度から29年度までにおける受託製表件数については、20年度から24年度までの実績以上を目指すこと
- ・政府統計共同利用システムの運用管理を適切に行い、国民向けサービスについては、システム稼働率99.75%以上を目標とすること
- ・事業所母集団データベースのシステム及び掲載情報の整備を進めるとともに、機能追加や整備情報の拡大のために必要な準備を行うこと
- ・国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について、匿名データの作成を行うとともに、一般からの求めに応じた匿名データの提供を適切に行うこと
- ・調査票情報及び匿名データの集積・保管を行う統計データアーカイブを適切に運営すること
- ・政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、対策を徹底するとともに、災害や緊急事態に即応可能な危機管理を徹底すること

などを求めるものであった。

統計センターは、この指示を踏まえて中期計画を策定し、3月29日に総務大臣の認可を得た。この計画においては、総務大臣から指示された数値目標はもとより、

- ・業務運営の高度化・効率化を推進するに当たっては、ABC/ABM^(注)を基礎としたコスト管理を行う。
- ・新たに対応が必要となる業務に係る人員を含めた期末の常勤役職員数は、前期末からの純減を図る。
- ・研修等により職員の能力開発を積極的に行うとともに、研修体系の見直しを図る。

(注) ABCとは、Activity Based Costing（活動基準原価計算）のことをいい、事業遂行過程を個々の活動単位に細分し、細分した活動ごとにコストを算出する原価計算の手法である。また、ABMは、Activity Based Management（活動基準管理）のことであり、ABC/ABMとは、活動単位の分析を行い、生産性の低い活動を削減し、組織の中核となる能力を発揮するための活動に人的資源を集中させるという管理手法である。

・符号格付業務においてオートコーディングシステムを適用する場合は、格付率及び正解率等の定量的な目標を明らかにする。

・一般からの委託に応じた統計の作成、匿名データの提供による収入総額は、24年度までの実績に対し、5年間換算で20%の増額となることを目指す。

など可能な限り具体的な事項を盛り込んだものとなっている。

(2) 業務運営の概況

統計の編成については、平成27年度以降に実施予定だったものを除き、国勢調査等国勢の基本に関する統計調査、各府省から受託した統計調査のいずれについても、総務省等から提示された製表基準書に基づき、事務処理マニュアルを作成して製表を行い、期限までに結果を提出した。これら統計編成に当たっては、例えば住宅・土地統計調査の単位区設定図審査事務において、紙媒体で行っていた審査をパソコンの画面上で行うことができる新たな審査システムを開発するなど業務の効率化、品質の向上に努めた。

政府統計共同利用システムについては、一般国民向けの「政府統計の総合窓口(e-Stat)」においてAPI機能^(注1)の提供を開始するとともに、タブレット端末でも使用できるようGIS機能^(注2)を拡充した。また、国民向けサービスの稼働率は、25年度が99.97%、26年度が99.90%であった。

事業所母集団データベースについては、労働保険情報、商業・法人登記情報、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET: Electronic Disclosure for Investors' NETwork)を基に適時に登録・更新し、また、平成24年経済センサス-活動調査の確報結果を登録するとともに、各府省への提供、重複是正処理、調査履歴の登録を行った。

調査票情報を基に個人が識別できないように加工した匿名データについては、25年度、26年度共に33件の作成依頼を受け、いずれも希望時期までに提供した。また、統計データアーカイブについても、調査票情報の年次範囲の追加、匿名データの新規寄託などにより、保管・蓄積データを拡大し、一橋大学、神戸大学と連携協力協定を締結して、オンサイト利用^(注3)を可能にした。

業務・システムの最適化に関しては、新たな統計センターLANシステムとして「統計センター情報システム基盤」を構築し、効率性や利便性を維持しながら高度の安全性を有するシステムの運用を27年1月から開始した。特に、このシステムではシンクライアントシステム^(注4)を用いたパソコンの仮想化を実現し、データの一元管理によるセキュリティ

(注1) Application Programming Interface 利用者が自らのアプリケーションを用いて、機械判読が可能な形で整備されたデータを自動的に取得、利用できる機能

(注2) Geographic Information System 地理情報システム。地図と地理的な位置に関連するデータ、例えばその地域の人口データなどを統合して扱うことのできる情報システム。これを用いることによって地図上に様々な統計データを表示させることなどができる。

(注3) 統計センターと離れた別の施設において、ネットワークを接続して統計データアーカイブを利用すること。厳重なセキュリティが保たれているか、施設管理者が適切に管理する体制になっているかを確認して、統計センターがオンサイト利用施設として認証している。

(注4) パソコンにサーバ上の仮想的な画面を表示し、これを見ながら操作する仕組み。操作者のパソコンでは入力操作のみを行い、データ処理は全てサーバで行う。したがって、データはパソコンには保管されない。

の向上、情報漏洩の防止が図られることとなった。

これら業務遂行に当たっては、その運営の計画的な高度化・効率化に取り組むことにより、業務経費及び一般管理費については、25年度、26年度とも対前年度比で3.2%削減（中期目標期間末経費は前期間末比85%とする目標を年換算）し、目標を達成した。人員削減についても、国家公務員の定員純減目標に準じて25年度末791人以下、26年度末751人以下を達成した。

なお、これらのほか、26年度には、組織規程の改正、監査室の設置など円滑に行政執行法人へ移行するための準備作業を行った。

(3) 業務実績の評価

第3期中期目標期間の業務の実績に関する評価は、平成27年4月から新たな独立行政法人制度に移行し、各府省に置かれていた独立行政法人評価委員会が廃止されたため、改正後の通則法の規定が準用され、総務大臣によって行われた。また、これに先立ち、通則法第28条の2の規定に基づき、各主務大臣が独立行政法人の評価を行う際の指針が、総務大臣により次のように定められた。

○独立行政法人の評価に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定）

IV 行政執行法人の評価に関する事項

7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分

(1) 年度評価

①項目別評定

i 評定区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

イ 「B」を標準（所期の目標を達成していると認められる状態）とする。

ウ 5段階の評定とする場合、各評価項目の業務実績と評定区分の関係は以下のとおりとする。

S：当該法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対年度目標値が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対年度目標値が100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：当該法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対年度目標値が120%以上、又は定量的指標の対年度目標値が100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：事業計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対年度目標値の100%以上）。

C：事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対年度目標値の80%以上100%未満）。

D：事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対年度目標値の80%未満、又はその業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合）。

②総合評定

総合評定は、記述による全体評定を行うとともに、項目別評定及び記述による全体評定に基づき、評語による評定を付して行う。

ii 評語による評定

ア 評定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

イ 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：当該法人の業績向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：当該法人の業績向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね事業計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

この指標に基づいて総務大臣が行った第3期目標期間における統計センターの業務実績に対する評価は、項目別評価については、Aが13項目、Bが27項目、Cが1項目であり、総合評価は「B：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。」というものであった。

第四節 行政執行法人としての統計センター

独立行政法人制度の改革に伴い、平成 27 年 4 月 1 日、統計センターは行政執行法人に移行した。

この独立行政法人制度改革において、行政執行法人については、業務を実施するに当たって P D C A サイクル^(注)を十分に機能させるため、主務大臣が毎年度、法人に対して目標を指示するとともに、各府省に置かれていた評価委員会に代えて主務大臣が自ら業績評価を行うという単年度の目標管理の仕組みが基本とされ、併せて業務運営の効率化に関する事項については、中期的にも評価を実施することとされた。

○独立行政法人通則法（平成 11 年法律 103 号）

（年度目標）

第35条の9 主務大臣は、行政執行法人が達成すべき業務運営に関する事業年度ごとの目標……を定め、これを当該行政執行法人に指示するとともに、公表しなければならない。

2 年度目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 二 業務運営の効率化に関する事項
- 三 財務内容の改善に関する事項
- 四 その他業務運営に関する重要事項

（事業計画）

第35条の10 行政執行法人は、各事業年度に係る前条第1項の指示を受けたときは、当該事業年度の開始前に、年度目標に基づき、……当該年度目標を達成するための計画……を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価）

第35条の11 行政執行法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度における業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならない。

2 行政執行法人は、前項の規定による評価のほか、三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間の最後の事業年度の終了後、当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況について、主務大臣の評価を受けなければならない。

3 行政執行法人は、第1項の評価を受けようとするときは、……各事業年度の終了後三月以内に、同項に規定する業務の実績及び当該業務の実績について自ら評価を

(注) 目標・目的を設定し、計画を立案 (Plan)、これを実行し (Do)、実行した内容の検証を行い (Check)、その結果に基づき改善を行う (Action) という過程を循環させて成果を高めていく手法

行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

- 4 行政執行法人は、第2項の評価を受けようとするときは、……同項に規定する事業年度の終了後三月以内に、同項に規定する事項の実施状況及び当該事項の実施状況について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

1 行政執行法人統計センターの発足

(1) 年度目標と年度計画

平成27年4月1日、総務大臣から統計センターに対して、初めての年度目標となる27年度の目標が指示された。

この目標においては、「政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）」として、統計センターは、公的統計の作成・提供の基盤としての役割を果たしており、統計業務に対する国民の信頼を一層確保する必要があること等に鑑み、役職員に公務員身分を付与し、厳格な服務規律を課す行政執行法人とされていることから、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することが求められているとし、

- ・ 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表
- ・ 受託製表（一般からの委託に応じた統計の作成（オーダーメイド集計）を含む。）
- ・ 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工、その他の処理（匿名データの作成・提供を含む。）
- ・ 製表業務の高度化・効率化や製表結果の品質の向上に資するための研究
- ・ 業務運営の高度化・効率化
- ・ 効率的な人員の活用
- ・ 業務・システムの最適化
- ・ 調達等の合理化
- ・ 財務内容の改善
- ・ 情報セキュリティ対策及び危機管理の徹底

などの項目について、それぞれ具体的な目標を掲げて、その実現のための取組を求めるものであった。

これを受けて、統計センターは、「独立行政法人統計センター事業計画の策定及び評価について」（27年4月1日理事長決定）を策定し、これに基づいて27年度の年度計画を策定した。この計画には、総務大臣から指示されたものを含め、例えば、

- ・ 平成26年全国消費実態調査（オンライン調査票）の収支項目分類に格付支援システムを適用し、格付率40%以上、正解率97%以上とする。
- ・ オーダーメイド集計及び匿名データの提供による収入の合計額は、前年度までの平均実績額以上を目指す。

- ・政府統計共同利用システムの国民向けサービスについては、稼働率 99.75%以上を目標とする。
- ・業務経費及び一般管理費については、対前年度比 3.2%の削減を図る。
- ・研修を受講した職員に対してアンケートを実施し、成果があったとする回答者の割合が 85%以上となることを目指す。
- ・年度末の常勤役職員数を 727 人以下に見込む。
- ・全職員を対象に情報セキュリティに関する eラーニングを 1 回以上実施し、確認試験において全職員が 90 点以上の得点を挙げる。

など、具体的な数値目標をできる限り盛り込んだ。

これ以降、年度ごとに総務大臣が目標を定め、これを受けて統計センターが計画を策定し、これに沿った業務運営を行うという形を採っている。

なお、統計センターの業務は、大規模周期調査の調査年度によって質・量共に大幅に変動し、したがって予算規模も大きく変わることを踏まえ、中長期的に見て業務の改革や新たな価値の創出が期待できる事項、新たな I C T の活用により業務の進め方の革新が期待できる事項など事業計画には直接掲げていない事項についても、別途アクションプランを策定し、目標、方策等を設定して、これに沿った取組を行っている。

(2) 業務運営の概況

業務運営における各年度の代表的な取組は、次のとおりである。

・平成 27 年度

国勢調査において、初めてオンライン調査を全国展開。民間委託の拡大や I C T を活用した分類符号格付支援システムの適用範囲の拡大など製表方法の大幅な見直し・改善を図り、前回より 10 か月公表を早期化

広く一般に利用可能な「一般用マイクロデータ^(注1)」の作成・提供を開始

・平成 28 年度

社会生活基本調査において、製表の過程（データチェック等）で、個票データ（世帯・個人単位のデータ）の正確性を審査するミクロ的な審査から集計値を重点的に審査するマクロ的な審査を導入して業務プロセスを改革・効率化

L O D^(注2) による統計データの提供を開始

・平成 29 年度

労働力調査、家計調査、消費者物価指数について、30 年 1 月分からの公表日の変更等に適切に対応。消費変動を包括的に捉える新たな指標として消費動向指数の公表を開始 e-Stat のシステムを刷新、30 年 1 月から運用を開始。トップ画面のデザインを一新

(注1) 世帯単位や事業所単位といった、集計前の個票形式のデータ（調査票情報）。公益性のある学術研究等に利用されることを前提に、厳重に調査対象の秘密の保護を図った上で提供している。

(注2) Linked Open Data 一般に公開されるデータは、その公開の度合いによって 5 段階に分類されており、L O D はそのうち最も高いレベルのもの。L O D によるデータは、コンピュータで処理ができることに加え、機械判読も可能となり、また、外部データとつなげることができるため、データの横断的な検索などが容易になる。

し、検索しやすく分かりやすい画面構成に改修

・平成 30 年度

令和元年度予定の経済構造実態調査におけるプロファイリング活動^(注)を滞りなく実施するための準備を適切に実施

30 年 4 月に、先進的なデータ利活用の拠点として、和歌山県に「統計データ利活用センター」を開設

・令和元年度

統計マイクロデータ利用のためのポータルサイト「miripo」を開設

経済構造実態調査の調査事務を受託、サポート対象企業担当者との信頼関係を構築しながら、滞りなく実施

統計作成に関する各府省からの相談窓口を設置し、支援体制を整備

・令和 2 年度

経済センサス - 活動調査の調査事務を受託、3 年 6 月の調査に向けて、企業構造の事前確認を的確に実施

新型コロナウイルス感染症の流行による公表スケジュールの変更などに柔軟に対応

「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置、職員の感染リスクを減らすための行動計画、感染症対策マニュアルを作成して危機管理を徹底。テレワークを積極的に活用

・令和 3 年度

令和 4 年に経済構造実態調査、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の 3 調査が同時・一体的に実施されることから、総務省及び経済産業省からの委託を受けて、企業調査支援事業（プロファイリング活動）の実施に向けて準備

(3) 業務実績の評価

行政執行法人の業務実績については、独立行政法人制度の改正に伴い、まず法人自らが評価を行って報告書を作成し、その後、主務大臣が評価する仕組みに改められた。

総務大臣による平成 27 年度から令和 3 年度までの統計センター業務実績の評価結果は、表 1 のとおりである。

(注) 主要な企業グループ等における本所・支所等の企業構造や売上高・従業者数などの企業活動状況について専任の担当者が定期的に把握すること。統計センターは、これを「企業調査支援事業」と呼んでいる。

表 1 業務実績の評価結果（平成 27 年度～令和 3 年度）

年 度	項目別評価結果					総 合 評 価
	S	A	B	C	D	
平成 27 年度		9	31	1		B：全体としておおむね事業計画における所期の 目標を達成していると認められる。
28 年度		9	32	3		〃
29 年度		13	35			〃
30 年度		17	29			〃
令和 元年度	1	20	28			〃
2 年度	2	23	25			A：全体として事業計画における所期の目標を上 回る成果が得られていると認められる。
3 年度	3	23	25			〃

また、業務運営の効率化に関する事項については、3 年以上 5 年以下の期間で主務省令で定める期間の最後の事業年度の終了後に、法人がその実施状況及び自らこれを評価した報告書を作成し、その後主務大臣が評価を行うこととされた。統計センターについては、この期間は、改正省令（平成 27 年総務省令第 27 号）による改正後の「独立行政法人統計センターに関する省令」（平成 15 年総務省令第 2 号）により、5 年（27 年 4 月 1 日に始まる評価期間については、3 年）と定められており、27 年度から 29 年度までの間の業務運営の効率化に関する事項の評価は、「B：全体としておおむね事業計画における所期の目標を達成していると認められる。」というものであった。

2 統計改革と統計センターの新たな役割

(1) 統計改革の動き

平成 27 年 10 月の経済財政諮問会議において、財務大臣から、経済状況をよりの確に把握するため GDP（注 1）推計の基となる基礎統計を充実させるべき、との指摘があった。このことを契機に、経済統計の改善を中心に統計の改革が検討されることとなり、29 年 5 月 19 日、内閣官房長官を議長、関係閣僚を構成員とする「統計改革推進会議」において最終取りまとめが行われた。この取りまとめにおいては、統計等を積極的に利用して、「証拠に基づく政策立案」（E B P M：Evidence-Based Policy Making）を行うことの重要性が強調され、そのための体制構築や GDP 統計を軸にした経済統計の改善、利用者の視点に立った統計システムの再構築と利活用促進などに関する方策が提示されている。統計センターに関連する事項についても、

- ・「ビジネスレジスター（注 2）について、精度向上の観点から、……行政記録情報を活用

（注 1） Gross Domestic Product 国内総生産。一定期間内に国内で算出された物やサービスの付加価値の合計。経済を総合的に把握する「国民経済計算」の中の一指標。

（注 2） 全国の事業所・企業に係るデータを収録したデータベース。統計法においては、「事業所母集団データベース」とされている。

し、効率的にカバレッジの拡大を図るとともに、ローリング調査^(注1)や(独)統計センターにおけるプロファイリングの実施など、法制面を含め着実な整備を図る。」

・「秘匿性の高い統計等データであっても、その一部でも提供できないか、匿名化して提供できないか、匿名化が困難な場合についてオーダーメイド集計やオンサイト施設^(注2)での利用ができないか等、総合的かつ前向きな検討を行うこと」

・「e-Stat(政府統計の総合窓口)について、統計的な利活用を行うために用いられる行政記録情報に関する項目検索機能を追加するなど抜本的な機能強化……行うとともに、各府省における掲載事務を軽減」

・「統計的利活用に即した形での行政記録情報の標準化・電子化を進めるとともに、そのような取組の効率化、専門技術による支援、情報保護等の観点から、各府省から委託を受け(独)統計センターが集中的に行う仕組みを整備」

などの指摘がなされている。ここでプロファイリング活動の実施主体が統計センターとされたのは、既に統計センターが事業所母集団データベースの整備・運用管理を適切に行っていたことに加え、統計作成に関する専門的な高い能力が評価されたことによるものである。

また、「官民データ活用推進基本法」(平成28年法律第103号)に基づき定められた「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成29年5月30日閣議決定)においても、重点的に講ずべき施策として「統計データのオープン化の推進・高度化」が掲げられ、「平成30年度中に、……匿名データ利用に係る目的制限緩和、調査票情報の提供に関する利用要件の緩和等の制度面・運用面の見直し、オンサイト施設の設置数を拡大」とされた。

このような経緯を経て、これらの施策を実現するために、統計法及び独立行政法人統計センター法の改正が行われることとなった。

(2) 統計法及び独立行政法人統計センター法の改正

政府は、統計法及び独立行政法人統計センター法の改正案を立案し、平成30年3月に国会に提出した。改正案は、5月17日の衆議院本会議、5月25日の参議院本会議で可決されて成立し、「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律」(平成30年法律第34号)は、6月1日に公布、翌令和元年5月1日から施行された。

改正法は、統計法については、公的統計作成についての行政機関等の責務を明記し、統計委員会の機能を強化するほか、

- ・事業所母集団データベースに記録されている情報を利用できる範囲について、公的統計の全ての作成主体が行う事業所に関する統計を作成するための調査に拡大(新たに地方公共団体も事業所母集団データベースの利用が可能に)
- ・調査票情報の提供対象について、学術研究の発展に資する統計の作成を行う者等に拡大

(注1) 複数年度にわたって事業所の開業・廃業状況等について順次調査していくこと。

(注2) データの持ち出しができない仕組みや作業内容の監視システムなど高度な情報安全性を備えており、その場所限りで機密性の高いデータの利活用が可能な施設

するものであり、独立行政法人統計センター法については、統計センターの業務に

- ・国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて統計調査を実施すること
- ・国等の委託を受けて、調査票情報の提供、オーダーメイド集計、匿名データの提供に係る事務の全部を行うこと

を追加するものであった。統計センターの業務に受託による統計調査の実施が加えられたのは、委託者は定員増を抑制しつつ統計センターの専門知識をいかした統計調査の実施が可能となり、他方、統計センターにとっても、調査の実施を通じて得られる知見によって製表技術の高度化を図ることが可能となるといった理由によるものである。

(3) 新たな経営理念・経営方針

令和元年5月から統計法及び独立行政法人統計センター法の改正法が施行され、統計センターが新たな役割を担うこととなったことを踏まえ、統計センターは、新たな経営理念・経営方針を策定した。これは、統計センターの三つの使命を明らかにし、弛まぬ技術の向上と適正な組織運営によってその使命を果たしていく、との決意を宣言したものである。

○経営理念・経営方針

私たちは、「正確な統計の作成（統計をつくる）」「統計データの利活用の推進（統計を活かす）」「公的統計の発展の支援（統計を支える）」の三つの使命の下に、「弛（たゆ）まぬ技術の向上」と「適正な組織運営」の取組を進め、確かな技術と統計の信頼性の確保によって、豊かな社会づくりのための情報基盤の整備と国民生活の向上に寄与します。

(4) 中央統計機構としての統計センター

平成30年12月、毎月勤労統計調査（厚生労働省）において不適切な処理が継続されていたことが明らかになり、これを受けて、総務省において基幹統計の一斉点検が行われ、さらに、統計委員会においても一般統計を含めて点検・検証が行われた後、再発防止、公的統計の総合的品質管理について総務大臣への建議が行われた（令和元年6月・9月）。また、関係閣僚を構成員とする「統計推進会議」においても検討が重ねられ、同会議の下に置かれた「統計行政新生部会」は、令和元年12月に「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」との提言を行った。この提言には、将来にわたる統計行政の改善、国民の信頼確保のために必要な取組が幅広く盛り込まれており、その中では、統計センターが、政策統括官（統計基準担当）、統計局、統計研究研修所と並んで「政府統計全体のハブ機関（中央統計機構）」と位置付けられ、各府省における統計の作成を強力に支援することとされている。

これら統計委員会の建議、統計行政新生部会の提言を踏まえて、令和2年6月2日の閣議決定で「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅲ期基本計画）が変更された。その中においても、統計センターは中央統計機構の一員とされ、各府省の統計作成支援という

新たな役割を果たしていくこととなった。また、変更後の第Ⅲ期基本計画においては、「全ての基幹統計及び一般統計調査に係る調査票情報、作成に活用した統計、行政記録情報及びメタデータ^(注)について、独立行政法人統計センターにおいて一元的な永年保管を段階的に進めるための検討」が求められた。

さらに、変更後の第Ⅲ期基本計画に基づき、総務省には、統計調査の企画から実施、集計、公表まで、調査票の利活用、匿名データの作成など広範囲にわたって各府省を支援するための相談窓口が設置され、統計センターも統計編成に関する高度の専門性を有する機関としてこれに協力・参画し、特に、各府省の公表する結果表を効率的にデータベースに収録するための集計プロセスの見直しの支援に力を注いだ。また、各府省からの調査票情報の寄託を促進した。

(5) 組織の整備

統計改革を推進し、事業所母集団データベースの整備、オーダーメイド集計、匿名データの提供、さらには各府省の統計作成支援といった中央統計機構としての統計センターに課された使命を十全に果たしていくため、統計センターは、平成30年4月及び31年1月に次のような組織の見直し・再編を行った。

- ・ 高度な統計データの利活用に関する業務を専担する統計データ高度化推進室を新設
- ・ 企業調査支援事業（プロファイリング活動）を担う事業所母集団情報整備室を新設
- ・ 統計マイクロデータの提供を担う統計データ利活用センターを和歌山県に新設
- ・ 統計情報・技術部を改組し、統計情報システムの開発・運用とシステムに係る人材育成を担う統計情報システム部及び情報技術センターを新設
- ・ 情報技術センターに調査票情報の二次的利用を専担する統計情報提供課を新設
- ・ 統計編成部の各課を、統計分野別に製表企画から結果表審査までを通して行う3課（人口統計編成課、経済統計編成課、消費統計編成課）に再編
- ・ 管理部門を集約し、経営審議室と管理部を統合して総務部を設置

第五節 独立行政法人化後の業務運営

1 正確な統計の作成（統計をつくる）

統計調査の製表（統計編成）は、次の「製表の三原則」に基づいて行うことが必要である。

- ① 所要の統計精度を確保できること（正確性）
- ② 効率的な手段・方法であること（経済性）
- ③ 早期に結果を提供できること（迅速性）

(注) データの属性、意味内容、格納場所など、そのデータを表す属性やそのデータに関連する情報を記述したデータ

統計センターは、これら原則を踏まえ、あらかじめ部内の「製表検討会議」や調査実施者との「連絡調整会議」を設け、業務の進行スケジュール、各工程の手順・手続、要員配置、新たに必要となるシステムの開発、民間に委託する業務の内容などについての詳細な計画を作成した上で、次のような工程により統計編成を行っている。

①製表システムの設計・開発及び調査票のデータ化

- ・調査票の種類・数量の確認・整理
- ・調査票の画像化（入力）、画像の解析により重複・欠落を確認
- ・認識されなかった文字の検出・補正
- ・回答内容のデータ化

②統計分類符号格付

- ・回答内容を確認
- ・基準に従い、集計のための分類符号を決定

③データチェック・審査

- ・基本項目のチェック（調査票の提出漏れ、重複など）
- ・調査項目のチェック（想定される範囲内の値か、項目間に矛盾はないかなど）

④結果表作成・審査

- ・形式審査（論理的整合性の審査。「総数」と「内訳の合計」の検算、複数の結果表間において大小又は同値となるべき項目の確認など）
- ・分析的審査（過去の調査結果との比較、他の調査結果との傾向比較など）
- ・統計情報データベース用のデータ作成・登録

これら業務を遂行するに当たっては、ICTを活用した格付支援システムの適用やコンピュータによるデータエディティング（データの誤りの修正、補正）の範囲を拡大し、また、可能なものは民間事業者に委託するなど様々な工夫を行って、その効率化を図っている。

(1) 主な調査ごとの統計編成

統計センターが独立行政法人に移行した平成 15 年 4 月以降の統計編成を主な調査ごとにみると、次のとおりである。

ア 国勢調査

(ア) 平成 17 年国勢調査

- ・第 3 次基本集計及び抽出詳細集計の結果について、平成 12 年国勢調査に比べそれぞれ約 3 か月、約 6 か月の早期公表
- ・受付整理から結果表審査までの製表事務を一元管理する進行管理システムを開発・適用
- ・セキュリティ強化を図るため暗号化装置を導入
- ・調査票のイメージデータ（画像、文書などをそのまま画像として電子化し、端末で再生できるようにしたもの）を検索し表示する個別データ検索システムのほか、審査表作

成システム^(注1)及び可変表自動審査システム^(注2)を適用

(イ) 平成 22 年国勢調査

- ・従来、地方事務としていた産業大分類符号格付、市区町村コード格付について、地方公共団体の事務負担を軽減し、効率化を図るため、統計センターが実施
- ・受付整理、国籍コード格付及び外国語で記入された調査票の翻訳について、民間事業者に委託
- ・符号格付の実証的民間委託の結果を受け、産業・職業大分類符号格付の一部を民間事業者に委託
- ・東京都区部で初めて実施したオンライン調査の調査票データ及び民間事業者が文字入力したデータを用いて、抽出詳細集計の産業・職業分類符号格付に格付支援システムを適用
- ・データチェック・審査において、チェックリスト出力を原則廃止し、パソコン画面での審査方法に変更
- ・結果表については、Excel 形式に加え、CSV形式の結果表を作成するためのシステムを開発・適用

(ウ) 平成 27 年国勢調査

- ・就業状態等基本集計及び抽出詳細集計の結果について、平成 22 年国勢調査と比べそれぞれ約 7 か月、約 10 か月の早期公表
- ・オンライン調査の全国展開
- ・オンライン調査票データ及びOCRによる文字認識データを用いて、就業状態等基本集計における産業・職業大分類符号格付に格付支援システムを適用。このシステムで格付けできなかったものは民間事業者に委託し、民間事業者で判断が困難であったものは、統計センターが実施
- ・調査世帯一覧及び調査区要図のイメージデータ化を図り、データチェック・審査及び結果表審査に活用

(エ) 令和 2 年国勢調査

- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、調査書類の提出期限が 2 か月延期されたことから、前回調査に比べ、人口速報集計の結果は約 4 か月、人口等基本集計及び就業状態等基本集計の結果はそれぞれ約 1 か月の公表延期
- ・データチェック・審査において、情報理論に基づく新たな補定（誤った情報の訂正、補完）システムの適用範囲を拡大
- ・メタデータを付した Excel 形式の結果表を作成
- ・OCRによる文字認識データに加え、新たに人工知能（AI:Artificial Intelligence）を用いた文字認識技術^(注3)により出力されたデータを用いて、産業・職業大分類符号格

(注1) 結果表審査に用いる審査表を作成するシステム

(注2) 結果表の表側が可変長（表章地域により行数が異なる。）であっても自動審査が行えるシステム

(注3) 手書き文字を学習させたAIエンジンで、画像から文字を認識してデータとして出力する技術

付に格付支援システムを適用

- ・ニーズが低下したことから、抽出速報集計を廃止

イ 事業所・企業統計調査

(ア) 平成 16 年事業所・企業統計調査

- ・地方公共団体が格付けした新設の小規模事業所の産業分類符号検査事務に格付支援システムを適用
- ・速報集計の結果公表の 1 か月早期化に適切に対応

(イ) 平成 18 年事業所・企業統計調査

- ・データチェック・審査事務等において、正確性の確保と業務の合理化を図る観点から、統計センターが直接対象事業所等へ疑義照会を実施
- ・平成 18 年結果を事業所・企業データベースに収録するに当たり、新産業分類に組み替えた情報も併せて提供したいとの統計局からの要請に適切に対応

ウ 経済センサス - 基礎調査

(ア) 平成 21 年経済センサス - 基礎調査

- ・新たな調査であり、未回収調査票及び記入漏れが多かったことから、当初予定にはなかった速報概数集計を行い、平成 22 年 6 月に公表。速報集計結果は、22 年 6 月から 23 年 3 月に変更して公表
- ・経済センサスの前身である事業所・企業統計調査では、地方事務としていた産業小分類符号格付、調査票のデータ入力及びデータチェック・審査について、地方公共団体の事務負担を軽減し、効率化を図るため、統計センターが実施
- ・受付整理、スキャニング（画像としてコンピュータに取り込む作業）及びデータ入力を民間事業者へ委託
- ・オンライン調査票データ及び民間事業者が文字入力したデータを用いて、産業小分類の符号格付に格付支援システムを適用。このシステムで格付けできなかったものは民間事業者へ委託し、民間事業者で判断が困難であったものは、統計センターが実施

(イ) 平成 26 年経済センサス - 基礎調査

- ・速報集計及び確報集計におけるデータチェック・審査、サマリ審査^(注)及び結果表審査について、調査票の種類ごとに分担して、統計局、経済産業省、都道府県及び統計センターが実施

(ウ) 令和元年経済センサス - 基礎調査

- ・全国一斉の調査から 2 か月ずつ 5 期に分割しての調査となり、また、存続事業所については調査員が端末を利用して調査する方法に変更されて各月の業務量が変動し、かつ調査票の枚数が減少することから、受付整理、データ入力業務を民間委託から労働者派遣の利用に変更

(注) 経済センサスにおけるサマリ審査とは、まず簡易集計表を作成し集計値の妥当性について審査・訂正を行うものであり、統計局、経済産業省及び都道府県が分担している。

- ・メタデータを付した Excel 形式の結果表を作成

エ 経済センサス - 活動調査

(ア) 平成 24 年経済センサス - 活動調査

・速報集計及び確報集計におけるデータチェック・審査、サマリ審査及び結果表審査について、産業分類ごとに分担して、統計局、経済産業省、都道府県及び統計センターが実施

- ・受付整理、スキャニング、データ入力を民間事業者に委託

・オンライン調査票データ及び民間事業者が文字入力したデータを用いて、産業小分類の符号格付に格付支援システムを適用。このシステムで格付けできなかったものは民間事業者に委託し、民間事業者で判断が困難であったものは、統計センターが実施

(イ) 平成 28 年経済センサス - 活動調査

- ・統計センターが研究し、開発した経理項目の欠測値補定方法を集計に適用

・調査票の種類（23 種類）、調査項目（約 650 項目）が多く、情報量も膨大なものとなるため、処理速度の向上を図るシステムを開発・適用

(ウ) 令和 3 年経済センサス - 活動調査

・調査の一部（有価証券報告書等提出企業、売上高 1,000 億円以上（かつ会社企業においては資本金 2 億円以上）の企業及び相互会社、計約 5,000 企業）については、統計局及び経済産業省からの委託を受けて、統計センターが調査（企業調査支援事業）を実施

・統計センターが受託した部分については、受付整理・データ入力から速報データチェックまでの一連の業務を統計センターが自ら実施

・従来、統計センターが作成した磁気媒体を送付して経済産業省及び都道府県が行っていた速報データチェック・審査を、民間クラウドサーバに登録された審査用データを活用して行う方法に変更

- ・メタデータを付した Excel 形式の結果表を作成

オ 住宅・土地統計調査

(ア) 平成 15 年住宅・土地統計調査

・調査対象名簿、単位区設定図及び調査票のイメージデータ化を図り、データチェックリスト審査及び結果表審査に活用

- ・市区町村コード格付に格付支援システムを試行的に適用

・データチェック・審査において、現住居以外に所有する土地の面積に係る特異値を特定するための簡易集計を実施

(イ) 平成 20 年住宅・土地統計調査

- ・確報集計の結果について、15 年調査に比べ約 1 か月の早期公表

・オンライン調査票データ及び OCR による文字認識データを用いて、市区町村コード格付に格付支援システムを適用

- ・データチェック・審査において、チェックリスト出力を廃止し、パソコン画面上での

審査方法に変更

(ウ) 平成 25 年住宅・土地統計調査

- ・データチェック・審査において、審査・訂正画面に入力済データ及び調査票イメージデータを併せて表示するデータ訂正システムを開発・適用
- ・フルカラーのイメージデータをデータチェック・審査及び結果表審査に用いる単位区設定図に活用

(エ) 平成 30 年住宅・土地統計調査

- ・データチェック・審査において、情報理論に基づく新たな補定システムの適用範囲を拡大
- ・メタデータを付した Excel 形式の結果表を作成

カ 就業構造基本調査

(ア) 平成 19 年就業構造基本調査

- ・試行的にオンライン調査を導入
- ・受付整理及びOCR入力を民間事業者に委託
- ・従来、中分類で行っていた現職についての産業・職業分類符号格付は、小分類で行うこととし、集計は小分類表章に変更
- ・データチェック・審査において、チェックリスト出力を廃止し、パソコン画面上での審査方法に変更

(イ) 平成 24 年就業構造基本調査

- ・受付整理及びOCR入力を労働者派遣により実施
- ・オンライン調査票データ及び民間事業者が文字入力したデータを用いて、現職についての産業・職業小分類符号格付に格付支援システムを適用。このシステムで格付けできなかった現職についての産業・職業小分類符号格付と併せて前職についての産業・職業大分類符号格付は民間事業者に委託し、民間事業者で判断が困難であったものは、統計センターが実施
- ・データチェック・審査において、審査・訂正画面に入力済データ及び調査票イメージデータを併せて表示するデータ訂正システムを開発・適用

(ウ) 平成 29 年就業構造基本調査

- ・データチェック・審査において、情報理論に基づく新たな補定システムの適用範囲を拡大
- ・メタデータを付した Excel 形式の結果表を作成

キ 社会生活基本調査

(ア) 平成 18 年社会生活基本調査

- ・調査票 A 及び調査票 B の結果について、平成 13 年調査に比べそれぞれ約 3 週間、約 3 か月の早期公表
- ・調査票 B の生活時間行動分類符号格付に格付支援システムを適用

- ・データチェック・審査において、チェックリスト出力を廃止し、パソコン画面上での審査方法に変更
 - ・データチェック・審査の段階で職業分類符号格付を同時に処理する方法に変更
- (イ) 平成 23 年社会生活基本調査
- ・受付整理及び調査票 B の生活時間行動データ入力を民間事業者へ委託
 - ・オンライン調査票データ及び民間事業者が文字した入力データを用いて、調査票 B の生活時間行動分類符号格付に格付支援システムを適用
 - ・調査票 A のデータチェック・審査及び結果表審査に、フルカラーのイメージデータを活用
- (ウ) 平成 28 年社会生活基本調査
- ・データチェック・審査において、情報理論に基づく新たな補定システムの適用範囲を拡大
 - ・メタデータを付した Excel 形式の結果表を作成
- (エ) 令和 3 年社会生活基本調査
- ・AI 技術を用いた文字認識データを用いて、職業分類、生活時間行動分類及びスポーツ、趣味・娯楽に関する詳細種目分類符号格付に格付支援システムを適用
- ク 全国家計構造調査（全国消費実態調査）
- (ア) 平成 21 年全国消費実態調査
- ・OCR 入力及び一部の収支項目分類符号格付及びデータ入力を民間事業者へ委託
 - ・オンライン家計簿データ及び民間事業者が文字入力したデータを用いて、収支項目分類符号格付に格付支援システムを適用
 - ・家計簿の内容検査、収支項目分類符号格付及びデータ入力に、世帯票イメージデータを活用
- (イ) 平成 26 年全国消費実態調査
- ・世帯票イメージデータとスキャンした家計簿に、世帯や個人が特定できないようにマスキング処理を行った上で、収支項目分類符号格付及びデータ入力を民間事業者へ委託
 - ・OCR による文字認識データを用いて、市区町村コード格付に格付支援システムを適用
- (ウ) 2019（令和元）年全国家計構造調査
- ・受付整理及び家計簿スキャンデータ作成を労働者派遣により実施
 - ・オンライン家計簿の収支項目分類符号格付に、格付支援システムを適用
 - ・オンライン家計簿に添付されたレシート等の画像データ入力及び紙の家計簿の収支項目分類符号格付とデータ入力を民間事業者へ委託
 - ・データチェック・審査において、情報理論に基づく新たな補定システムの適用範囲を拡大

- ・結果表審査について、データから必要な情報を集約し分析するBIツール（Business Intelligence Tool）を活用

- ・メタデータを付したExcel形式の結果表を作成

ケ 全国物価統計調査

(ア) 平成14年全国物価統計調査

- ・データチェック・審査、結果表審査事務等を効率的に推進する観点から、パソコンを中心としたクライアント／サーバ方式を最大限に活用

(イ) 平成19年全国物価統計調査

- ・受付整理及び調査票等のOCR入力を民間事業者に委託

- ・新たな調査方法として実施された本社等一括調査については、情報処理機器を活用して受付からデータチェック・審査までの事務を全国一括の単位で進め、その後、店舗規模別、都道府県別にデータ処理を行った調査員調査分とデータを統合させ、製表事務の効率化を推進

- ・結果の集計はパソコンでの処理に変更し、集計システムの脱ホストコンピュータ化を実現

コ 労働力調査

- ・平成25年1月調査分から、非正規雇用者の増加、ワーク・ライフ・バランスの推進など社会経済情勢の変化に対応して調査事項が変更されたことに伴い、製表システムを改修

- ・30年1月調査分から、国際労働機関（ILO：International Labour Organization）決議を踏まえて求職活動に係る調査事項が変更されたことに伴い、製表システムを改修

- ・令和元年9月調査分から、オンライン調査が導入されたことに伴い、製表システムを改修

- ・元年9月調査分から、オンライン調査票の自由記入欄の文字データを用いて、産業・職業中分類符号格付に格付支援システムを適用

サ 家計調査

- ・平成17年12月調査分から、集計結果の特異値を特定する結果表審査支援システムを適用

- ・20年2月調査分から、年間収入調査票、貯蓄等調査票のイメージデータをデータチェック・審査に活用するとともに、製表システムに進行管理機能及び各種コンスタント（コンピュータプログラムを実行する上で変更する必要のない値、常数）情報の管理機能を追加

- ・30年1月調査分から、新たに導入されたオンライン調査による回答データを用いて、収支項目分類符号格付に格付支援システムを適用

- ・令和3年3月調査分から、貯蓄等調査票が変更されたことに伴い、製表システムを改修

- ・買物レシートを入力したレシートデータの格付支援率を向上させるための新たな機械学習型アルゴリズム^(注)を研究

- ・4年1月調査分から、オンライン調査票データを用いて、収支項目分類符号格付に、これまでの格付業務のノウハウの蓄積をいかして人手により作成したルールに基づいて自動格付を行うルールベース型と機械学習型を組み合わせたハイブリッド型格付支援システムを適用

シ 家計消費状況調査

- ・チェック済データ作成までは統計局が民間事業者に委託し、統計センターは、結果表作成・審査を実施

- ・平成29年1月調査分から、調査事項が見直され公表が一本化（確報集計の早期化と速報集計の廃止）されたことに伴い、製表システムを改修

- ・30年1月調査分から、調査票が変更されたことに伴い、製表システムを改修

ス 家計消費単身モニター調査

- ・平成29年8月からの調査開始に伴い、製表システムを開発

- ・チェック済データ作成までは統計局が民間事業者に委託し、統計センターは、結果表作成・審査を実施

セ 消費動向指数（C T I）

- ・平成30年1月分から、世帯消費動向指数（C T I ミクロ）と総消費動向指数（C T I マクロ）の2種類の消費動向指数（C T I：Consumption Trend Index）の公表を開始。C T I ミクロは、統計局と共同で研究し、家計調査、家計消費状況調査、家計消費単身モニター調査の結果を総合して作成

ソ 小売物価統計調査（消費者物価指数）

- ・平成15年7月調査分から、情報携帯端末（P D A：Personal Digital Assistant）を用いて調査する新調査システムが全都道府県で導入されたことに伴い、①調査書類の受付整理、②目視による前月価格との比較、③調査項目の打鍵入力、が不要となり、パソコン画面上での内容検査、データチェック・審査に変更

- ・24年10月の調査システムの更改により、P D AからWindows タブレット端末に変更されてデータの通信方法が変更されたことに伴い、製表システムを改修

- ・25年1月から新たに調査が開始された「構造編」に対応するため、従来の「動向編」と合わせた共通の製表システムを適用

- ・26年4月に消費税率が改定されたことに伴い、製表システムを改修

- ・28年10月調査分から、それまで紙媒体で行っていた疑義照会をオンラインで行えるよう調査システムに機能を追加

(注) アルゴリズムとは、ここでは、コンピュータにプログラムの形で実行させることができるようにした処理手順の集合を指しており、このプログラムにデータを繰り返し与えることによって規則性などを学習させ、未知のデータが与えられた際に学習結果に当てはめて判断できるようにすることを機械学習といっている。

- ・29年6月調査分から、リンク係数^(注1)についてExcelを用いた品質差・価格収集差リスト確認表を作成

- ・令和元年10月に消費税率が改定されたことに伴い、製表システムを改修

タ 経済構造実態調査

(ア) 2019（令和元）年経済構造実態調査

- ・年次フレームデータ^(注2)、調査対象名簿情報をデータベースに登録し、これらを調査票情報と一体的に検索できるシステムを新たに構築

- ・産業分類符号格付に格付支援システムを適用

- ・メタデータを付したExcel形式の結果表を作成

- ・商業統計調査から継承する調査項目（卸売業・小売業における年間商品販売額等）については、統計局及び経済産業省と合同で事例集を作成し、データチェック・審査に活用

(イ) 2020（令和2）年経済構造実態調査

- ・データチェック・審査において情報理論に基づく新たな補定システムの適用範囲を拡大し、データチェック要領を変更。審査方法を見直し

チ 個人企業経済調査

- ・令和元年調査から、調査対象産業、調査対象事業所数が拡大されたことに伴い、新たに都道府県別結果を公表。また、四半期調査（動向編）及び年次調査（構造編）が年次調査に集約されたことに伴い、新たな製表システムを構築

- ・調査票の回収及び調査票のデータ化を統計局が民間事業者に委託したことに伴い、統計センターでのOCR入力を廃止

- ・統計センターが研究・開発した経理項目の欠測値補定方法を集計に適用

- ・メタデータを付したExcel形式の結果表を作成

ツ サービス産業動向調査

- ・受付整理、データ入力、分類符号格付は統計局が民間事業者に委託し、統計センターは、データチェック・審査及び結果表作成・審査を実施

- ・統計センターが研究・開発した売上高の補定方法を集計に適用

テ 科学技術研究調査

- ・平成17年調査は、大学等が国立大学法人化されて企業会計が導入されたことにより、研究費等に大きな変動が生じたことから、データチェック・審査において疑義照会件数が増えたため、疑義照会する内容を類型化して対応

- ・令和元年調査から、製表システムに進行管理機能及び疑義票作成機能を追加

(注1) 調査対象者が交替した場合に、一定のルールに基づき交替前と交替後の集計値を用いて係数を算出し、これを交替前の実数値に乗ずることによって交替が結果に及ぼす影響を調整している。この係数を「リンク係数」という。

(注2) 毎年度の決められた時点（原則6月1日時点）を基準として、経済センサスの調査票情報を基に各種行政記録情報及び他の統計調査結果等を加えて整備した事業所・企業の母集団情報

(2) 統計編成の基盤整備

ア 製表システムの開発

統計センターは、製表業務をより効率的に行うため、多数のコンピュータシステムを個々の調査ごとに開発しており、開発に当たっては、最新の技術情報を入手し、製表業務に適合するソフトウェアや手法を用いるよう研究を行い、最適化を図っている。主なコンピュータシステムは、次のとおりである。

- ・進行管理システム

事務区分別に都道府県・ブロックごとの事務着手・完了等についての情報を自動的に収集・蓄積し、進行管理を一元的に管理・共有化するシステム

- ・受付システム

調査票の提出状況及び委託事業者に貸与するデータの作成対象を把握するためのシステム

- ・貸与データ作成システム

民間事業者に委託する符号格付事務等について、貸与データを作成するシステム

- ・データ訂正システム

データチェックの結果出力されたエラーデータ等について、イメージデータ等を用いて審査・訂正入力を行うシステム

- ・産業・職業分類符号格付支援システム

オンライン調査票データ及びOCR入力によりデータ化された調査票データについて、産業分類符号・職業分類符号の格付けを行うシステム

- ・収支項目分類符号格付支援システム

オンライン調査による家計簿データについて、収支項目分類符号の格付けを行うシステム

- ・個別データ検索システム

結果表審査において、必要とする個別データの情報を即時に検索しパソコン画面上に表示することにより、個別データの記入内容を確認することができるシステム

なお、これらシステムについては、各調査間で、可能な限り標準化・共通化し、正確性の確保、プログラム開発の効率化を図っているところである。

イ 業務プロセスの改革

国勢の基本に関する統計などの統計編成を確実に行うことはもとより、オーダーメイド集計や匿名データ作成など調査票情報の二次的利用への対応や事業所母集団データベースの整備とこれに係る企業調査支援事業（プロファイリング活動）の実施、更には e-Stat の運営管理など新たに統計センターに課せられた使命を的確に果たしていくため、統計センターは、平成 27 年 1 月、「業務プロセス改革推進計画」を策定した。この計画は、26 年度から 34（令和 4）年度までを全体計画期間とし、製表業務全般にわたってそのプロセスの見直しを行い、ICT を最大限に活用することによって、限られた人的資源の中でより効

果的・効率的な業務運営を実現しようとするものであった。

26年度から28年度までの第1期計画においては、まず業務の必要性・効率性・有効性の検証を行い、そのプロセスを見直して標準化を一層推進するとともに、業務システムに係る各種データをデータベースに収納し、これを活用して審査・分析業務の高度化・効率化を図ることとした。これに基づき、具体的な「業務効率化方策」をまとめ、平成28年社会生活基本調査においてこれを試行した。

次いで、29年度から31年度までの第2期計画においては、業務効率化方策を更に進化させた上で、平成29年就業構造基本調査、平成30年住宅・土地統計調査等において実行するなど、34（令和4）年度を待つことなく所期の目的を達成し、その後の各種周期調査において展開している。

ウ 業務・システムの最適化

統計センターは、行政執行法人に移行する前から、「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）の趣旨を踏まえ、情報化統括責任者（CIO）に総務担当理事を充て、その補佐官として民間から専門家を採用してきた。また、平成19年10月には「独立行政法人統計センターにおける業務・システム最適化計画」を策定し、これに基づいて業務・システムの最適化に取り組んできた。

この計画は、①ホストコンピュータのダウンサイジング、②サーバ資源の有効活用、③共用パソコンの削減、④プリンター等周辺機器の統一、の四つを柱とし、ハードウェアを中心に資源の統合、標準化を図り、合理化・効率化、コストの削減を図ろうとするものであった。この計画に基づいて、

- ・ホストコンピュータとクライアント／サーバシステムの両方を用いていた製表業務の処理を後者に一本化。これに伴い、ホストコンピュータで処理していたプログラム約980本を書き換え、データをネットワークを通じたデータ遠隔地保管に変更
- ・1台の物理サーバに複数のサーバ環境を構築するサーバ仮想化技術を用いて、サーバ台数を84台から61台に削減
- ・セキュリティを確保しつつ業務系パソコンでもインターネット接続を可能とし、共用パソコンを156台から81台に削減
- ・プリンター・コピー双方の機能を備えた複合機への更改

などを実現し、目標としていた経費約3.9億円の削減に対し、約6.3億円の削減を達成した。

エ コンピュータによる符号格付支援システム

調査票の記入内容をあらかじめ定められた基準に従って分類する「符号格付」は、調査票の集計にとって欠くことのできない作業であり、従来は多数の専門の職員を配置して行ってきたが、統計センターは、コンピュータを利用してこれを効率化することを目指し、平成4年からそのための研究を行ってきた。

この研究の成果を踏まえ、符号格付に最初にコンピュータによる「格付支援システム」

を適用したのは、平成 13 年社会生活基本調査であり、日々の行動内容を分類して符号を付ける「生活時間行動分類」であった。その後さらに、産業分類や職業分類、収支項目分類などについても格付率や正解率向上のための研究・検証を重ねた結果、格付支援システムを適用している調査の範囲は格段に拡大しており、その主なものは次のとおりとなっている。

なお、格付率は調査によって異なるが、正解率はおおむね 99%を超えているところである。

- ・ 国勢調査

産業大分類符号格付、職業大分類符号格付、産業小分類符号格付、職業小分類符号格付

- ・ 経済センサス

産業小分類符号格付

- ・ 住宅・土地統計調査

市区町村コード格付

- ・ 就業構造基本調査

産業小分類符号格付、職業小分類符号格付

- ・ 全国家計構造調査

オンライン調査票の収支項目分類符号格付

- ・ 社会生活基本調査

職業中分類符号格付、「スポーツ、趣味・娯楽」に関する詳細種目分類符号格付、生活時間行動分類符号格付

- ・ 経済構造実態調査

産業小分類符号格付

- ・ 労働力調査

産業中分類符号格付、職業中分類符号格付

- ・ 家計調査

オンライン調査票の収支項目分類符号格付

- ・ 事業所母集団データの整備

産業小分類符号格付

オ 業務の民間委託

統計編成に当たって、民間に委託できるものは委託し、その効率化を図ることが重要である。統計センターは、累次の「公共サービス改革基本方針」等の閣議決定をも踏まえ、積極的に民間委託に取り組んできている。調査によって民間委託の対象業務は異なるが、その主な業務の類型は次のとおりである。

- ・ 輸送箱一時保管・受付整理事務用仮設建物の設営
- ・ 調査票の受付整理

- ・調査票のOCR入力、データ入力
- ・外国語で記入された調査票の翻訳
- ・符号格付
- ・企業への照会

カ 外部資源の活用

統計編成は、統計調査の規模や内容によってその業務量に大きな差異が生ずるという性格を有している。そこで、統計センターは、民間委託を積極的に行うほか、労働者派遣を活用し、また、期間業務職員を採用することなどにより、こうした業務量の変動に柔軟に対応しているところである。この場合に、どのような方法を採用するかは、データ保護の必要性、業務内容や所要期間、コスト等を総合的に勘案して決定している。

また、製表システムなどの業務システムについては、①厳重な秘密保護が必要な個票データを取り扱うこと、②特に周期調査については調査内容が直前まで確定しないこと、③集計途中でも仕様変更や機能追加が必要になる場合がありこれに迅速に対応する必要があること、などから、従来は統計センターが自らその開発を行ってきた。

しかし、システム開発業務が増大し、また、民間においてもこの分野の技術が向上してきたことから、令和元年に、外部資源の活用が可能なシステム開発の範囲について検証を行い、チェックシステムなど核心となるものを除いて、広く外部資源を活用していくこととした。

(3) 統計データの管理

統計センターに提出された調査票やその調査票を基にコンピュータに入力されたデータは、個人や企業等の秘密が含まれており、極めて機微な情報である。また、万一これが漏洩するようなことがあれば、我が国の統計に対する国民の信頼は失われ、調査への協力が得られなくなって正確な統計の作成は困難となる。統計法においても、「調査票情報等の保護」として一章を設け、その適正な管理、守秘義務等について規定している。また、調査票はもとより、市町村等が作成する要計表、調査名簿、調査区要図などは統計の編成に不可欠のものであり、事故や不注意などによって紛失した場合にはこれを再生することは不可能である。これらのことを踏まえ、統計センターにおいては、その厳重な管理を行っている。

ア 調査票の管理

統計センターは、「統計調査調査票等管理規程」、「統計調査調査票等管理細則」を定めてこれらを厳格に運用してきた。提出された調査関係書類は、漏水検知設備、防火設備、監視カメラを備えた専用の保管庫（庁舎地下等3か所、合計2,470㎡で約26万箱の収納が可能）に保管するとともに、製表事務担当者が使用する場合には必ず出納伝票によることとし、製表計画に従い、整理台帳、事務進行表を用いて、所要のものを所要の量で、所要の時間に、所要の場所に搬出入する体制を採っていた。その後昭和60年からは、出納伝票に代えて、端末によって請求、返納処理を行うコンピュータによる管理システムを導入した

が、近年は家計簿を用いた調査を除き、調査票自体を出納することは極めて少なくなっている。

国勢調査については、その調査票は都道府県に集められ、日時を打ち合わせた上でトラック便等で統計センターに搬送される。到着後直ちに統計センター職員が輸送箱の数量を確認、開梱して調査票ケースに入れ替え、保管庫に収納する。調査票等の枚数は他の調査に比べて極めて多く、常設の保管庫には収めることができないため、調査の都度、庁舎敷地内に仮設の一時保管庫を設営してきている。なお、保存期間が過ぎた調査票は、機密書類を溶解処理できる製紙工場において溶解処分している。

イ 磁気データの管理

磁気テープなどに記録されたデータ（磁気データ）については、データ管理組織、コンピュータ室や磁気データ保管室の管理・保安等についての規程、入力業務を民間委託する場合の秘密保護及びデータ保護についての処理要領を定め、その漏えい、滅失、毀損の防止に万全を期してきた。令和3年には、調査票の管理をも含めて、新たに「調査票情報等管理規程」、「調査票情報等管理要領」を制定した。

コンピュータ導入当初の昭和36年においては、使用する磁気テープは約300巻であったが、業務のコンピュータ化とともにその数は増加し、62年には約3万巻、平成14年には約4万巻となった。これら磁気テープの寿命は、おおむね5年程度といわれており、その劣化に対応するため、2年ごとにデータを新たな磁気テープに複製した上で、その保管を民間会社に委託していた。

その後、ホストコンピュータによる処理を廃止し、クライアント／サーバ方式による処理に移行したことから、データはサーバで保管することとなり、磁気テープは使用しなくなった。これに伴い、磁気テープ保管の民間委託も廃止した。なお、サーバ等の主要機器は、地震対策、電力の安定供給対策、情報セキュリティ対策が強固に施されたデータセンターに設置している。

2 統計データの利活用の推進（統計を活かす）

(1) 統計データのオープン化

ア 政府統計の総合窓口（e-Stat）の整備

統計は、行政機関が政策を立案し、その政策の効果を図るために不可欠なものであることはもとより、社会全体の情報基盤として国民に広く利用されるものでなければならない。統計センターは、そのための手段の一つとしてe-Statを運営・管理しており、平成25年からは、このe-StatにAPI機能やGIS機能を追加して「地図で見る統計（統計GIS）」を開設し、さらに27年からは、小地域ごとに地図と統計データを重ね合わせることができる「地図による小地域分析（jSTAT MAP）」及びタブレット端末で手軽に利用できる「マップ De 統計」の提供を開始した。次いで、30年1月のe-Statの更改時に、地図で見る統計（統計GIS）と地図による小地域分析（jSTAT MAP）の2機能を統合して、「地

図で見る統計（jSTAT MAP）」とし、「マップ De 統計」は廃止した。

イ 統計データのデータベース化

統計センターは、各府省の統計関係のシステムを集約し、政府全体で共用するための「政府統計共同利用システム」の運用・管理を行っており、その一環として各府省が行った統計調査結果のデータベース化を進めている。その状況は、次のとおりである。

・平成27年度	5府省	20統計	・令和元年度	11府省	137統計
・28年度	5府省	27統計	・2年度	18府省	71統計
・29年度	9府省	23統計	・3年度	10府省	34統計
・30年度	16府省	115統計			

なお、平成30年度には新たに「統計データ高度化推進室」を設置してデータベース化を加速するとともに、e-Statにもこれらデータを登録して国民の利用を可能にし、また、API機能を使って取得できるデータの拡充を行っている。

ウ 統計データアーカイブの整備

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅰ期基本計画、平成21年3月13日閣議決定）において、統計データアーカイブを整備し、「統計センターが各府省からの調査票情報、匿名データ等の保管の委託の受け皿となる体制を整備する」との基本的な方針が示されたことを受けて、統計センターは、この統計データアーカイブについて、利用者に提供する統計調査の種類や年次の拡大を図ってきている。令和3年度末における提供可能な調査数等は、調査票情報のオンサイト利用については、74調査・291年次分、オーダーメイド集計については、16調査・212年次分、匿名データについては、6調査・58年次分となっている。

エ 地域メッシュ統計、社会生活統計指標

地域メッシュ統計は、日本の国土を経度・緯度によって網の目に等分した区画（メッシュ）に、その区画に係る国勢調査や経済センサスの結果を対応させて編成した小地域に関する統計である。また、社会生活統計指標は、人口・世帯、自然環境、健康・医療、福祉・社会保障等国民生活全般にわたってその実態を表す13分野のデータを体系的に編集・整備したものである。

統計センターは、地域メッシュ統計については、令和3年度には10府省等34統計に係る同定データ^{（注）}の審査・修正と地域メッシュ別編成結果の集計及び審査を行い、また、社会生活統計指標については、地域別データ（都道府県データは約2,860項目、市区町村データは約730項目）を毎年度収集・編集して、それぞれ広く一般の利用に供している。

（2）調査票情報の二次的利用

ア 調査票情報の二次的利用

（注） 統計データの属する地域（所在地等）がどの地域メッシュに対応するかを示すデータ

昭和22年の旧統計法においては、統計調査の調査票情報を当該統計調査による統計作成以外の目的で用いることは原則として禁止され、総務大臣の承認を得た場合のみ目的外の使用ができることとされていた。これに対し、平成19年の新統計法においては、統計は社会全体の情報基盤であるとの理念を踏まえて、「調査票情報等の利用及び提供」に関する規定が新設され、公益性を有する場合、学術研究の発展に資する場合等には、調査実施者は、秘密の保護に配慮した一定の条件の下で、調査票情報を利用・提供できるほか、一般からの求めに応じて統計を作成して提供（オーダーメイド集計）すること、匿名データを作成して提供することが可能となった。調査票情報の提供は、申出の際に承認された統計の作成や研究に必要最小限の調査項目のデータをDVDなどの電磁的記録媒体に複写し、利用後はこれを返却するという形で行われたが、利用の過程でその方法や項目の変更が行えないなど、なお不便な点も残されていた。そこで、30年に更に統計法が改正され、調査票情報のオンサイト利用が追加された。これは、情報環境が保全されたセキュア（安全）な施設（オンサイト施設）を利用することにより、承認された統計調査全ての調査項目を用いて柔軟かつ時宜に応じた分析・研究を可能とするものである。

改正された統計法は、令和元年5月から施行され、これに合わせて「調査票情報の提供に関するガイドライン」（総務省政策統括官（統計基準担当）決定）が改正された。このガイドラインにおいて、統計センターは、中央データ管理施設の管理者として位置付けられ、調査票情報のオンサイト利用システムの運用・管理とサービス提供を担っている。また、オンサイト利用の本格運用開始と同時に、利用者向けの「マイクロデータ利用のためのポータルサイト（miripo）」を開設するとともに、各府省に対しても、制度の趣旨、仕組み、事務手続などを説明し、各府省からの事務委託を積極的に進めている。

さらに、統計センターは、利用者向けに、統計表の秘匿処理を簡便に実施できる「秘匿処理支援ツール」を開発して提供している。

統計調査のオンサイト利用について、統計センターは、3年度までに9府省から事務の全部を受託しており、これら府省から計89調査の調査票情報が寄託されている。また、3年度の利用件数は次のとおりである。

- ・調査実施者自らが調査票情報を利用するもの…………… 3件
- ・行政機関の長等が行う統計の作成と同等の公益性を有する統計の作成等に関するもの（無償提供）…………… 19件
- ・学術研究の発展に資すると認められるもので、一般からの委託に応じたもの（有償提供）…………… 8件

イ 統計データ利活用センター

統計センターは、統計データの利活用を推進するため、平成30年4月1日、統計局と連携して、和歌山市に「統計データ利活用センター」を設置した。これは、「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」（平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定）において、「統計データを利活用して地方創生の取組を進めることが地域の課題解決

や発展を目指す上で重要である。」ことから、「総務省統計局は、……和歌山県に「統計データ利活用センター（仮称）」を置き、統計マイクロデータ提供等の業務を平成 30 年度から実施する。」「（独）統計センターは、上記の具体的な取組について総務省統計局と密接に連携し一体的に行うため、……調整を進める。」とされたことを踏まえたものである。

統計データ利活用センターは、先進的なデータ利活用の推進拠点として、自ら統計マイクロデータを提供しているほか、オンサイト利用のための基盤システムを運営・管理するとともに、オンサイト施設の全国への設置を推進している。主として大学・研究機関を対象に、その有用性、施設に求められる条件、マイクロデータの活用事例などを紹介して積極的に勧奨した結果、オンサイト施設は、令和 5 年 9 月末までに次の 20 大学・研究機関及び 3 行政機関に設置されている。

- ・神戸大学（兵庫県神戸市）
- ・一橋大学（東京都小平市）
- ・滋賀大学（滋賀県彦根市）
- ・多摩大学（東京都多摩市）
- ・群馬大学（群馬県前橋市）
- ・新潟大学（新潟県新潟市）
- ・大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（東京都立川市）
- ・京都大学（京都府京都市）
- ・大阪大学（大阪府大阪市）
- ・香川大学（香川県高松市）
- ・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター
- ・名古屋大学（愛知県名古屋市）
- ・金沢大学（石川県金沢市）
- ・長崎総合科学大学（長崎県長崎市）
- ・岡山大学（岡山県岡山市）
- ・東京大学（東京都文京区）
- ・東北大学（宮城県仙台市）
- ・広島大学（広島県広島市、東広島市）
- ・慶應義塾大学（神奈川県藤沢市）
- ・立正大学（埼玉県熊谷市）
- ・独立行政法人統計センター（東京都新宿区）
- ・統計データ利活用センター（和歌山県和歌山市）
- ・総務省（東京都千代田区）

ウ 一般からの委託に応じた統計の作成（オーダーメイド集計）・提供

オーダーメイド集計は、行政機関の長等調査実施機関が、一般からの依頼を受けて既存の統計調査の調査票情報から当該統計とは別の新たな統計を集計・作成し、提供するものであり、統計センターは、統計法第 37 条において、調査実施機関がこれらの事務を全部委託する場合の唯一の委託先（受託機関）として指定されている。

このオーダーメイド集計については、研究目的に営利目的を含む場合や教育目的の場合の高等学校における利用など、認められる範囲の拡大が図られてきており、統計センターは、令和 3 年度までに 6 府省から指定された統計調査に係る事務の全部を受託し、利用相談、受付、統計の作成、成果物の提供、手数料の徴収といった一連の事務を処理している。オーダーメイド集計の提供件数は表 2 のとおりである。

エ 匿名データの作成・提供

匿名データとは、統計調査から得られた調査票情報を、特定の個人・法人が識別できないように（他の情報との照合によって識別される場合を含む。）加工（匿名化処理）したものである。行政機関の長等調査実施機関が一般からの求めに応じて作成・提供し、依頼し

た者は提供された匿名データを利用して統計の作成等を行うことができる。統計センターは、オーダーメイド集計と同様、統計法第 37 条において、調査実施機関がこれらの事務を全部委託する場合の唯一の委託先（受託機関）として指定されている。

この匿名データについても、高等学校での利用が認められるなどその範囲の拡大が図られてきており、統計センターは、令和 3 年度までに国勢調査、労働力調査など 6 の基幹統計について匿名データの作成・提供を行っている。その件数は表 2 のとおりである。

表 2 年度別オーダーメイド集計・匿名データ作成提供件数

区分	年度										令和		
	平成	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
オーダーメイド集計	4	11	9	17	12	26	21	16	23	18	32	17	23
匿名データ	20	38	31	27	33	33	30	31	39	37	18	22	19

オ 統計データ二次的利用制度の普及啓発

オーダーメイド集計や匿名データの提供など新設された統計データ二次的利用の制度については、統計関連学会や統計関係研究会などの場を利用して周知に努め、利用相談などにも積極的に対応してその利用促進を図ってきた。また、5 大学・学術研究機関（一橋大学、神戸大学、法政大学、滋賀大学、情報・システム研究機構）と統計データの二次的利用に関する連携協力協定を締結し、平成 23 年度からはこれら大学・機関とセンターとの共催による「公的統計のマイクロデータ利用に関する研究集会」を開催して、研究成果の発表、研究者間の交流の場を提供している。さらに、28 年 3 月に統計センターと情報・システム研究機構が協力して、学・官・産による「公的統計マイクロデータ研究コンソーシアム」を設立し、令和 2 年度には、同コンソーシアムと共同で研究集会を開催した。

(3) 統計リテラシーの向上

統計を利活用するためには、統計データを正しく理解し、解釈し、分析し、新たな知見を得る能力、すなわち統計リテラシーを高めることが必要である。

統計センターは、平成 30 年度に、データ分析の教育・演習用の教材として教育用標準データセット（SSDSE：Standardized Statistical Data Set for Education）を作成・公開した。この SSDSE は、主要な公的統計の市町村データが一覧できる表形式のデータセットで、令和元年度には市町村別データを更新するとともに、新たに都道府県別の時系列データを追加した。

さらに、平成 30 年度から毎年、高校生、大学生等を対象に、SSDSE を用いた統計データ分析の論文を募集し、そのアイデアと解析力を競う「統計データ分析コンペティション」を統計局、日本統計協会などとともに開催し、優秀作品には総務大臣賞などを授与している。

3 公的統計の発展の支援（統計を支える）

(1) 政府統計共同利用システムの運用管理

政府統計共同利用システムは、電子政府構築の一環として策定された「統計調査業務の業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定）に基づき、統計局が構築したもので、従来各府省が個別に整備してきた統計関係のシステムを一元化し、国民の利便性の向上とともに、事務の効率化、経費の削減を図ることを目的としている。統計センターは、平成 20 年 4 月のシステム稼働開始当初からその運用管理を担っている。その理由について、最適化計画には次のように述べられている。

○統計調査業務の業務・システム最適化計画

（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定）

システムが国民、企業等の秘密を含む調査票の情報や市場に影響を与える公表前の統計情報を取り扱うことから、公益性及び公平性を有する機関による責任ある安定的な管理が必要である一方、民間能力の活用可能な業務について、競争入札、複数年契約等による経済的かつ効率的な民間委託を行い、外部人材を弾力的に登用する等、法人独自の創意工夫及び経営努力を通じ、行政機関では限界のある業務の効率化及び経費の低減を実現するため、これらの運用管理全般を独立行政法人統計センターにおいて行い、行政運営の簡素化・合理化を図る。

政府統計共同利用システムは、大きく分けて、①政府統計を一般利用者が利用するための「政府統計の総合窓口（e-Stat）」、②政府が実施する統計調査にオンラインで回答ができる「政府統計オンライン調査総合窓口（e-survey）」、③行政機関が利用する「利用機関総合窓口（業務ポータルサイト）」、の 3 システムから構成されており、これらシステムは、更に幾つかのサブシステムを有している。

・政府統計の総合窓口（e-Stat）

政府統計に係る情報提供体系の総合的な窓口（ポータルサイト）として、一般統計利用者、行政機関、調査対象者などの国民・企業等を始めとする全ての者が利用可能なシステム。統計地理情報システム（統計情報を地図上に表示し、地理的な分析を可能とするもの）や統計情報データベース（統計調査の結果を一元的にデータベース化し、結果表の表示、検索、ダウンロードを可能とするもの）など 7 サブシステムから構成されている。

・政府統計オンライン調査総合窓口（e-survey）

自宅や職場のパソコンから統計調査に回答することを可能にするものであり、令和 3 年度においては、総務省のサービス産業動向調査など 18 府省等の 90 調査について利用されている。

政府統計共同利用システム

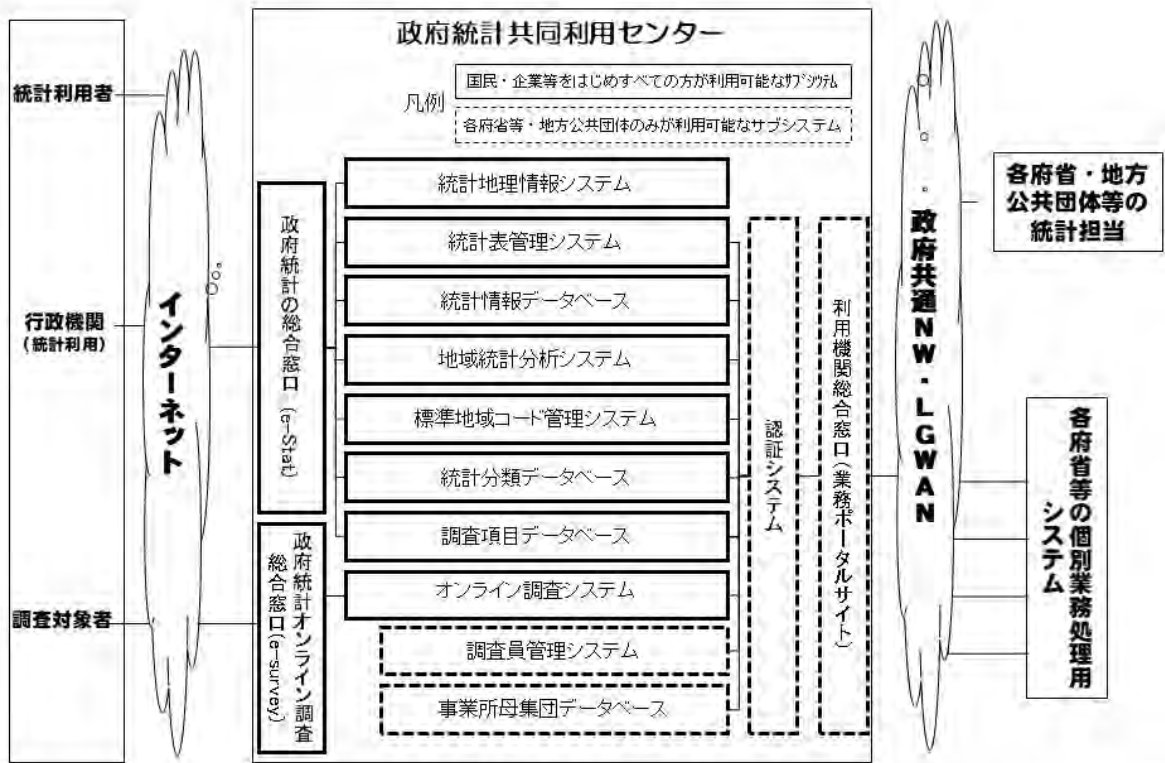


図 政府統計共同利用システムのイメージ

なお、オンライン回答に当たっては、暗号化通信を採用するなど万全のセキュリティ対策を講じていることはもとより、行政機関等が公表前の統計データや調査票データそのものを扱う場合には、アクセス権限を制御し、ワンタイムパスワード（一度しか使えないパスワード）を用いて認証するという二重の情報保護措置を講じている。

統計センターは、政府統計共同利用システムの開発等の支援を行い、運用開始後は「共同利用システム課」を設置して、各府省と連携しながら、システムの改修、機能拡充、システムへの調査結果等の搭載支援等を行っている。また、定期的にシステムの更改を実施しており、それらの概要は次のとおりである。

①平成 25 年 1 月の更改

- ・ e-Stat のトップページを全面的に見直し、統計表ランキングやキーワードランキング等を表示
- ・ 検索結果の絞り込みがしやすい機能を追加
- ・ 「図表で見る日本の主要指標」について、表示できる統計数値を拡大し、時系列表示、他の指標との並列表示、ダウンロードが可能に。
- ・ 統計データベースのダウンロード可能なセル数を 6 万件から 100 万件に拡充

・事業所母集団データベースについて、各種統計調査結果及び行政記録情報を登録し、これらによる母集団情報の提供及び新たな統計の作成が可能に。また、統計調査結果等の時系列収納が可能に。

②30年1月の更改

- ・スマートフォンのように小さな画面でも見やすいデザインを採用。利用する機器によって自動的に最適なサイズにレイアウトする機能を追加
- ・「府省名」と「統計分野」など複数の検索カテゴリーの組合せによる検索を可能に。
- ・ドラッグ&ドロップ^(注)による操作を採用し、統計表レイアウトの変更を容易に。
- ・「地図で見る統計(統計GIS)」と「地図による小地域分析(jSTAT MAP)」を統合、統計GISに登録されているデータと利用者が保有しているデータを用いた地域分析など、より高度な利用を可能に。

③令和5年1月の更改

- ・利用機関総合窓口のログインにおけるワンタイムパスワードについて、専用トークン(ワンタイムパスワードを生成する機器)からメール等による通知へ変更
- ・e-Statの検索機能精度向上を図るため検索機能を見直し
- ・プログレストラッカー(作業の進捗状況表示)を設けるなど、e-surveyをより利用しやすいように改善
- ・jSTAT MAPにおいて国土数値情報データなどの境界データを拡充

(2) 事業所母集団データベースの整備・運用管理

事業所母集団データベースは、従来の事業所・企業データベースを拡充・精緻化し、このデータベースに調査履歴や調査結果を含めて事業所を登録し、その中から行政機関が実施する統計調査の調査対象を選定することによって、調査の重複を防ぎ、併せて事務の効率化を図るためのもので、統計法第27条の規定により総務大臣が整備することとされている。

統計センターは、事業所母集団データベースの運用管理を担当しており、具体的には、

- ・経済センサスなど各府省が実施した事業所・企業を対象とする統計調査の結果の登録・更新
- ・労働保険情報、商業・法人登記情報、有価証券報告書等の開示情報など行政記録情報を利用したデータ整備
- ・統計調査実施のためのデータベースからの事業所・企業の抽出・提供
- ・重複是正のための調査対象名簿の整理
- ・調査履歴の登録

などを行っている。

また、平成25年からは、毎年度の決められた時点(6月1日)を基準に事業所母集団デ

(注) 移動させたい文字などの上でマウスの左ボタンを押し、そのまま目的の場所まで移動させて(ドラッグ)、左ボタンを離す(ドロップ)操作

データベースにより作成した母集団情報を「年次フレーム」として作成・提供しており、令和3年度の提供件数は264件であった。

さらに、事業所母集団データベースをより一層整備するため、統計センターが事業所・企業を対象とするプロファイリング活動を実施することとされ、「独立行政法人統計センター法」（平成11年法律第219号）の改正が行われて、統計センターの業務に「国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて統計調査を実施」することが追加され、令和元年5月1日から施行された。プロファイリング活動とは、専任の担当者を置いて主要な企業の活動状況を定期的に把握（調査）するものであり、統計センターでは、これを「企業調査支援事業」と呼び、専任の担当者を「サポートスタッフ」と呼んでいる。

統計センターは、この企業調査支援事業の実施に当たり、平成30年4月に「事業所母集団情報整備室」を設置、31年1月にはこれを「企業調査支援室」に改組して体制を整備した。

企業調査支援事業は、具体的には、統計センターが国等から受託した統計調査について、サポートスタッフが対象企業に対して調査、回答支援を行うもので、その円滑化のため、統計センターは、企業の担当者とサポートスタッフがインターネット上で双方向でやり取りのできるポータルサイト「政府統計オンラインサポートシステム」を開発・運用している。

令和元年度及び2年度においては、総務省・経済産業省の経済構造実態調査について、サービス業に属する約3,000企業を、3年度においては、経済センサス-活動調査について、約5,000企業を調査した。

(3) 受託製表における支援

各府省等が実施する統計調査の製表を受託するに当たっては、統計センターは、従来から調査票のOCR仕様化や磁気媒体によるデータ（調査票データ）の持込みを依頼し、かつそのための支援を行ってきた。このことは、集計期間の短縮はもとより、統計センターにおける業務を製表の企画・管理に集中することによって結果精度を高めることにも資するものであった。

また、調査票、調査票データ、集計後の結果表データなどの受渡しは、当初現物を運搬して行っていたが、平成24年からは順次「政府共通ネットワーク／L G W A N 掲示板システム」を利用して電子的にやり取りする方法に移行している。

受託製表についての主な取組状況は、次のとおりである。

- ・ 国家公務員退職手当実態調査（内閣人事局）

27年まではOCR仕様の調査票と一部調査票データの持込みが併存。28年からは全て調査票データの持込みに変更。なお、26年は、約2か月の集計早期化の要請に対応

- ・ 国家公務員給与等実態調査（人事院）

15年まではOCR仕様の調査票と一部調査票データの持込みが併存。16年からは全て調査票データの持込みに変更

- ・公害苦情調査（公害等調整委員会）

18年まではOCR仕様の調査票と一部調査票データの持込みが併存。19年からは全て調査票データの持込みに変更

- ・自家用船舶輸送実績調査（国土交通省）

令和元年までは調査票の持込み。2年から調査票をPDF（Portable Document Format：紙に印刷した時の状態をそのまま保存することができるファイル形式）に変更

- ・船員労働統計調査（国土交通省）

平成29年から調査票の一部をPDF化。なお、29年の第二号調査（漁船）については、約1か月の集計早期化の要請に対応

- ・建設工事受注動態統計調査（国土交通省）

21年には、約1か月の集計早期化の要請に対応

- ・労働力調査都道府県別集計（令和3年度は36都道府県）

集計後の結果データの送付は、27年第2四半期まではメールを、第3四半期からは「政府統計共同利用システム」の掲示板機能を、30年第4四半期からは「政府共通ネットワーク/LGWAN掲示板システム」を利用

統計センターは、16年に「受託推進室」を設置し、20年に「受託製表室」に改組した後、23年には統計データの二次的利用を併せて所掌する「統計作成支援課」を設置し、連絡調整、受託後の企画・業務管理、結果の審査などを一元的に処理するとともに、委託先との意見交換や都道府県等に対するアンケートなどを実施して、サービスの改善、新規受託の掘り起こしに取り組んできた。また、独立行政法人となったことにより、有償（実費）で製表を受託することが可能となったことから、照会、経費見積りなどに積極的に対応し、その拡大に努めてきた。平成27年度から令和3年度までに新規に製表を受託した統計調査は次のとおりであり、これらは全て有償で受託したものである。

- ・経済センサス - 活動調査特別集計（東京都）
- ・経済センサス - 基礎調査特別集計（東京都）
- ・国勢調査特別集計（神奈川県）
- ・就業構造基本調査特別集計（東京都）
- ・東京都生計分析調査^(注)

4 弛まぬ技術の向上

統計センターは、統計編成業務の高度化や品質の向上のため、また統計ニーズの多様化に応じて新たな取組を進めるために、専門的な研究に取り組んできた。これらの研究を進めるに当たっては、外部有識者を招いて「統計技術研究会」を開催して意見交換を行うとともに、「実務検討会」を開催して研究の成果を共有し、人材の育成・専門性の継承に努め

(注) 届出統計調査として東京都が毎月実施。統計センターは、世帯票及び家計簿の受付整理事務、符号格付事務、入力事務、データチェック・審査事務、集計並びに結果表審査事務を受託

てきている。

また、日本統計学会、日本人口学会など統計技術に関しても様々な活動を行っている七つの学会（令和3年度末）に法人として加入し、情報収集や研究成果の発表を行っているほか、研究者に対して統計マイクロデータのオンサイト利用、オーダーメイド集計、匿名データの提供などについての広報活動を行っている。

さらに、「製表技術参考資料」^(注)として研究内容やその成果を公表するとともに、統計研究研修所が刊行している「統計研究彙報」^(注)に研究論文を掲載し、研究成果の普及に努めている。

(1) 業務の高度化・効率化、結果の品質向上に資するための研究

ア 格付支援システムに関する研究

項目符号の格付支援については、分類項目により内容が異なることから、分類項目ごとにその手法の研究を進めてきた。

(ア) 収支項目分類

家計調査事務の効率化策として、データベースを利用して、音声入力により収支項目分類符号を格付けする手法の研究を独立行政法人移行前から行ってきたが、当時の情報通信技術では有効な格付けを実現することは困難であるとされ、実用化には至らなかった。このため、格付けに必要な品名等が登録された辞書データ（辞書コンスタント）と照合させることにより格付けを行うシステムを構築することとし、平成19年度に行った民間委託による研究成果をも踏まえ、平成21年全国消費実態調査のオンライン調査票データ及び文字入力したデータについて収支項目分類格付を行った。この際の格付率は52%、正解率は99.8%であった。

26年度には、コンピュータがデータから反復的に学習し、データの背景にあるルールやパターンを見付け出す機械学習のアルゴリズム（ある問題を解くための手順・手続・計算方法）を用いた新たな格付支援システムの構築に係る研究に着手した。この研究は、人間の思考に類似した処理を行う人工知能に機械学習アルゴリズムを用いて格付けの自動化を図るものであり、家計調査のデータを用いて、手法の改良を重ねた。また、性能についての分析評価を行い、このシステムの知的財産としての権利保護と理論的な評価の確立を目的として、論文投稿等を行った。

これとは別に、これまでの格付業務のノウハウの蓄積をいかして人手により作成したルールに基づいて自動格付を行うルールベース型による格付支援システムについて、28年度に文字入力した調査票データへの適用の検証を、さらに29年度にオンライン調査票データへの適用に向けた検証を実施した。また、2019年全国家計構造調査のオンライン家計簿にもこのルールベース型による格付支援システムを適用し、格付率は68%、正解率は

(注) 「製表技術参考資料」及び「統計研究彙報」は、刊行物のほかにそれぞれ統計センター、統計研究研修所のホームページにも掲載し、研究論文などの詳細な内容を紹介している。

99.3%であった。

その後、まずルールベース型で格付けを行い、未格付けとなったデータに対して機械学習型で格付けを行うハイブリッド型格付支援システムを研究・開発し、家計調査の令和4年1月調査分からオンライン調査票データへの適用を開始した。

(イ) 生活時間行動分類

社会生活基本調査においては、一日の生活時間について、主行動、同時行動を自由に記入する調査項目があり、この生活時間行動の分類格付について、研究を行ってきている。平成18年調査では、コンスタントに基づく完全一致方式による格付ルール（具体的な生活行動と生活行動分類符号の対応をあらかじめ登録したデータ（コンスタント）と照合し、完全一致したものについて格付けを行うためのルール）について研究を行い、これに基づいてシステムを構築し、適用した。さらに、23年調査では、コンスタントに基づく完全一致方式ではコンスタントの整備に手間を要する上、格付率の大幅な向上が見込まれないことから、調査票に記入された行動内容を形態素解析^(注)し、キーワード抽出を行って辞書を作成した上で格付けを行うシステムを新たに開発し、適用した。この際の格付率は80%、正解率は98.9%であった。続く28年調査からは、格付ルールとの照合について完全一致・部分一致を用いたシステムを開発・適用している。

(ウ) 産業・職業分類

平成22年国勢調査の産業分類及び職業分類の符号格付は、ルールベース型システムと機械学習型システムを併用することとし、ルールベース型システムは統計センターが、機械学習型システムは民間に委託して開発し、大分類及び小分類の符号格付に利用した。また、平成27年国勢調査においては、より高い格付精度が得られるよう、オンライン調査票の文字データの一部をテストデータとして用いて格付支援結果の分析を行い、格付ルール及びそのルール作成の基礎データである各種コンスタントを整備・改善した結果、格付率及び正解率は、共に目標を上回った。例えば、就業状態等基本集計におけるオンライン調査票に係る産業大分類符号格付について見ると、格付率、正解率の順に、目標が60%以上、98%以上に対し、実績は67%、99.8%であった。

平成24年経済センサス-活動調査では、統計センターLAN切替えに伴うOS（Operating System、コンピュータ全体を管理・制御するソフトウェア）の変更（Windows XPからWindows Vistaへ）により、平成21年経済センサス-基礎調査において適用したシステムが稼動しないことから、格付手法の検討を含めて民間委託を行い、新たなシステムを構築した。

また、24年就業構造基本調査の産業分類の符号格付は、平成22年国勢調査と同様の格付支援システムを使用した。続く29年就業構造基本調査では、機械学習型システムを内部開発し、これ以降の各調査に適用した。

(注) 形態素とは、それ以上細かくすると意味がなくなる最小の文字列のことをいい、自然言語で書かれた文を形態素の列に分割し、それぞれの品詞を判別することを形態素解析という。形態素解析は、対象言語の文法ルールを集積したものや品詞等の情報付き単語リストを用いて行う。

さらに、労働力調査では、令和元年9月調査分からのオンライン調査票の産業・職業分類符号格付に機械学習型の格付支援システムを適用した。当初は、他の調査に比べて格付率が上がらなかったが、未格付の分析を行い、格付ルールを追加したことにより、3年度における格付率は、産業中分類符号42%（2年度は40%）、職業中分類符号39%（2年度は37%）となるなど格付率が向上した。

イ データエディティングに関する研究

(ア) 多変量外れ値の検出方法の研究

統計センターの製表業務では、量的変数に関して、過去の調査結果などから想定される値の範囲を設定し、その範囲から外れる極端な値を「外れ値」として検出するような単変量の外れ値検出法を使用している。

一方、多変量外れ値検出法は、複数の量的変数を同時に取り扱い、数学的な処理を行うことにより、極端な値をとる単変量の外れ値に加えて他の大多数のデータと傾向が異なる外れ値を検出するものである。

この多変量外れ値検出法のサービス産業動向調査における売上高補定への実用可能性を確認するため、調査票情報を用いた試算を行い、その結果を踏まえて、平成25年1月からのサービス産業動向調査の変更（調査対象、調査事項等の見直し、年1回の拡大調査の開始）に併せて、ロバストな（外れ値の影響を受けにくい）売上高のレンジチェック法^(注1)及び比率補定（層別に算出した当月値と前月値の比率を用いて欠測値を補完すること）されることになる売上高についての刈込比率補定の手法^(注2)を開発し、25年1月の速報集計から採用された。

また、企業財務データについて、「IRLS（Iteratively Reweighted Least Squares：繰返し加重最小二乗法^(注3)）」を適用して外れ値の影響を抑える欠測値の補定方法の研究を行った。この研究の成果は、後に平成28年経済センサス-活動調査における欠測値補定の研究に応用された。

(イ) 欠測値補定方法の研究

①平成28年経済センサス-活動調査における経理項目の欠測値補定

平成28年経済センサス-活動調査の経理項目の比率補定については、「IRLSアルゴリズムによる回帰M-推定の考え方^(注4)」を採用し、計算が簡便で外れ値の影響を受け難い「ロバスト比率補定法^(注5)」を統計局へ提案し、有識者等からの意見を踏まえた上で採用された。

(注1) データが正常な値であるとみなす範囲を定め、調査票に記入された値が大き過ぎず、小さ過ぎないかを確認する手法

(注2) 外れ値の影響を除くため、同じ層の中で当月値と前月値の比率順にデータを並べ、最大値と最小値からそれぞれ同じ数のデータを除外して層内の平均比率を算出し、その比率を用いて欠測値を補完する方法

(注3) 国連が1997年に刊行した「Statistical Data Editing, Volume No.2」の中で紹介した外れ値の影響を抑える補定値の推計に関する手法

(注4) IRLS（繰返し加重最小二乗法）の処理手順を用いて行う、外れ値の影響を抑える推定方法

(注5) 外れ値の影響を受けにくい比率補定（欠測項目と相関が高い他の項目との間の比率を利用した補定方法）の手法

また、産業分類やその他の調査項目を用いた補定のためのデータ区分（補定を行う際のひとまとまりのデータの単位）の設定方法に関する研究を行い、これらの方法についても、有識者等からの意見を踏まえた上で採用された。

②個人企業経済調査における経理項目の欠測値補定

個人企業経済調査の経理項目の欠測値補定については、令和元年の調査見直しに向けて「最近隣ホットデック法^(注1)」を統計局へ提案し、有識者等からの意見を踏まえた上で、同調査から採用された。

ウ 匿名データの研究

匿名データとは、統計調査から得られた調査票情報について、調査対象者が特定されないように加工（匿名化措置）を施したもので、申出者はこの匿名データを利用して新たな統計を作成できる。

データの匿名化に関する研究は、諸外国における先行研究等の関連情報の収集を行い、匿名化技法の違いが匿名データの有用性と秘匿性^(注2)に与える影響の評価方法に関し、実際に個票データを用い実証的研究を行った。

平成23年度においては、実際の提供を目指し、統計局と共同で労働力調査について匿名データの作成に関する研究を行い、さらに、24年度以降は、国勢調査など統計局が実施する6調査について、研究を行った。

この後、匿名データの作成については、26年度は13年及び18年社会生活基本調査について、27年度は19年就業構造基本調査について、29年度は20年及び25年住宅・土地統計調査について、それぞれ統計局との共同研究を行った。

さらに、匿名化技法の違いが匿名データの有用性と秘匿性に与える影響に関しては、定量的な分析を行って相対的に評価する方法について研究を行った。具体的には、平成17年国勢調査のデータを用いて、かく乱的匿名化手法^(注3)を適用して匿名データを作成し、このデータに対する有用性と秘匿性の定量的評価による検証を24年度及び25年度に実施したほか、25年度は、諸外国における先行研究の調査を行った。

エ ビッグデータ等に関する研究

平成27年10月の経済財政諮問会議において、財務大臣からGDP推計の基となる基礎統計の更なる充実について要請があり、同会議で議論が行われて、28年12月21日に「統計改革の基本方針」が決定された。この基本方針においては、種々の経済統計の改善方策の一つとして、「ビッグデータについて、データが持つ特性を考慮しつつ、経済・物価動向

(注1) ホットデック法とは、ある項目が欠けているデータ（補完対象データ）について、その補完対象データと類似の属性を持つデータを同じデータセットの中から探し出し、当該項目の値として当てはめて補完する方法である。この補完元の類似データを「ドナー」といい、最近隣ホットデック法は、最も補完対象データに近いデータをドナーとして選択するホットデック法である。

(注2) 匿名データの有用性とは、匿名データと匿名化前のデータのデータ構造がいかに近似性を有するか、すなわち、平均値、標準偏差、分散などの基本統計量について匿名化することによる相違がいかに少ないか、匿名化による情報損失量がいかに少ないかなどをいい、匿名データの秘匿性とは、匿名データから調査対象者が特定される危険性の低さをいう。

(注3) データを偽の値に変換することにより匿名化を図る手法。逆に、データを偽の値にすることなく匿名化を図る手法を非かく乱的匿名化手法という。

の把握に活用する。」こと、また「国の消費全般の動向を、マクロ、ミクロの両面で捉える新たな指標を作成する。」ことが提言された。

これを受けて、統計局は、29年7月、学識経験者、企業関係者、統計局、統計研究研修所、統計センターを構成員とする「消費動向指数研究協議会」を設置して検討を重ね、30年1月から消費動向指数を作成・公表している。一方、ビッグデータについては、その活用は様々な可能性を秘めているものの、プライバシー保護との関係など個々の課題を解決するには一定の時間を要することから、この「消費動向指数研究協議会」の活動を通じて、具体的なデータの分析なども行いながら、企業保有情報の適切かつ有効・有益な活用について産学官連携の下で検討を進めることとしている。

(2) 統計ニーズの多様化への対応などに資するための研究

統計ニーズの多様化への対応などに資するため、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(第Ⅱ期基本計画、平成26年3月25日閣議決定)に基づき、一般用マイクロデータ、オンデマンド集計^(注1)、オンサイト利用等に関する研究開発を行った。

ア 一般用マイクロデータの作成及び提供に関する研究

(ア) 擬似マイクロデータ作成に関する研究

平成19年度から、欧米諸国で調査研究が進められている「マイクロアグリゲーション(micro-aggregation)」^(注2)に着目し、多数の項目を掛け合わせて集計した集計表から匿名化データを作成する研究に着手し、学生、研究者等に教育・訓練用データとして提供すること及びオーダーメイド集計^(注3)の際にサンプルデータとして利用することを目的として研究を進めた。

23年度には、統計委員会等から、公的統計のマイクロデータの利用を推進するため、大学などでの統計演習に利用できる擬似マイクロデータの作成についての要望を受け、16年全国消費実態調査データを用いてこれを作成し、主に大学、研究機関等の教育関係者からの利用を想定して、23年8月から教育用擬似マイクロデータの試行提供を実施した。

(イ) 一般用マイクロデータに関する研究

公的統計のマイクロデータの利用拡大を図る取組の一環として、大学等における授業や研究機関等が行うプログラムテストなど、広く一般での活用を可能とする一般用マイクロデータの提供を28年3月から開始した。

この一般用マイクロデータは、第Ⅱ期基本計画に基づき、擬似マイクロデータの研究成果を基に統計局と共同で作成方法の研究を行うとともに、学会発表等を経た上で、28年に全国消費実態調査の、30年に就業構造基本調査のデータを基に作成したものである。なお、一般用マイクロデータの提供開始に伴って、教育用擬似マイクロデータの試行提供は終了した。

(注1) 利用者自身が調査項目(分類事項)を指定して任意の統計表を自動的に取得できるような仕組み

(注2) 個票データについて、同質的なレコードをグループ化した後、同じグループのレコードのそれぞれの属性値を平均値等のグループの代表値に置き換える秘匿化技法

(注3) 調査所管府省が、一般からの委託に応じ、調査票情報を利用して統計表を作成し、提供するサービス(統計法第34条)

イ オンデマンドによる統計作成機能・方策についての秘匿処理技術等に係る研究

小地域統計などの詳細な集計や企業統計などではプライバシー保護等の観点から集計表の秘匿処理が必要となる場合が多く、また、統計ニーズの多様化に伴い、詳細な集計の増加、オーダーメイド集計の実施など、秘匿処理を効率的に行う必要性が高まっている。

このため、平成16年度及び17年度において、EU（欧州連合）の秘匿処理に関するプロジェクトにおいて開発された秘匿処理ソフトウェア「e-ARGUS」の利用可能性に関してテストを行うとともに、米国センサス局の方法を採用した「集計表秘匿処理プロトタイプシステム」を開発し、e-ARGUSとの実用面での機能についての実験・検証の比較結果を取りまとめ、関係部門の参考に供するとともに、日本統計学会で発表を行った。

オンデマンド集計については、その実用化に向けた秘匿処理技術等に係る研究を進めるとともに、簡易集計システムを開発して技術検証を行った。また、27年度には、秘匿処理技術等の情報収集及び国内ニーズ把握に関する委託研究を行い、29年度及び30年度には、現行法制度の下における具体的な提供形態等について検討を行った。次いで、令和元年度には、ウェブサーバを利用して簡易な集計を行うことのできるシステムを試作し、一般用マイクロデータを収録して技術的な検証を行った。

ウ 調査票情報の提供に関するオンサイト利用等の検討

統計法において新たに規定された調査票情報の二次的利用の制度が平成21年4月から施行されたことから、その充実と学術研究の発展を図っていくため、学術研究機関等と連携し、オンサイト利用環境を提供するサービスを行った。また、第Ⅱ期基本計画に基づき統計局が進めることとなった調査票情報のオンサイト利用の仕組みの構築に向けた支援を行った。

28年度にオンサイト施設及び中央データ管理施設を構築し、オンサイト用の専用回線を敷設して、29年1月から神戸大学・一橋大学と連携して試行運用を開始した。令和元年度には、調査票情報のオンサイト利用について、利用者が集計結果から個々のデータが特定されるリスクを検査する方法や秘匿を行うための処理方法について研究し、秘匿処理支援ツールを開発した。

(3) 新たな統計の創出に関する共同研究

統計センターは、国勢調査などの公的統計とNTTドコモ社の「モバイル空間統計」を組み合わせることによって新たな価値を創出することができるのではないかと考え、平成24年度にNTTドコモ社との共同研究を行った。モバイル空間統計は、携帯電話基地局の通信エリア内に所在する携帯電話の情報と当該携帯電話利用者の属性（性別、年齢など。個人が識別できる情報は使用していない。）を基に、携帯電話の普及率等を加味して統計処理を行ったデータで、当該地域の1時間ごとの人口を推計することが可能である。これを国勢調査を基にした地域メッシュ統計に組み合わせることにより、これまでは得られなかった新たな情報が提供できることとなる。国勢調査の結果とモバイル空間統計との比較検証を行った結果、利用上問題となるような大きな偏りは見られず、また、企業や大学等へ

のインタビューにより、モバイル空間統計を活用した新たな統計情報に対して大きな潜在需要が存在することが確認された。

5 国際協力の推進

統計センターは、統計技術に関する知見を高め、その深化を図るため、統計編成に関する国際的な動向の把握に努め、各国の専門家等と情報・意見の交換を行っている。また、積極的に発展途上国等への技術協力を行い、国際的な統計の発展に寄与してきている。

(1) 国際的な動向の把握

統計センターは、国際統計協会（I S I : International Statistical Institute）及び国際公的統計協会（I A O S : International Association for Official Statistics）に、それぞれ法人会員として加入しており、これら国際的な統計関係団体によって定期的開催される会議等には職員を派遣して、国際的な動向の把握に努めるとともに、統計センターにおける研究成果を紹介している。

また、そのほかの国際会議にも積極的に参加しており、平成 30（2018）年 6 月にオーストラリアで行われた人工知能分野における知識に基づく工学システム（K E S : Knowledge-based Engineering Systems）に関する会議においては、統計センターが提出した機械学習型自動格付システムに関する論文が最優秀論文賞を受賞した。

さらに、海外の研究者・専門家を統計センターに招いて、講演会、研修会等を開催し、諸外国の動向や新しい統計編成技術についての知見を深めている。

なお、21（2009）年 10 月には、各国の政府機関等の協力・支援を得て家計所得に関する各国の調査データを収集し、国際比較研究に利用可能なデータベースを整備している L I S（CROSS-NATIONAL DATA CENTER in Luxembourg（旧称：Luxembourg Income Study））との間で利用協定を結び、日本の政府機関の職員、大学や非営利機関の研究者が、L I S のデータベースを無償で利用することが可能となった。統計センターは、L I S の活動を国内に周知するとともに、データベースの利用拡大に努めている。

(2) 諸外国への技術協力

統計センターは、統計局と協力して、積極的に発展途上国等への技術協力を行ってきた。

独立行政法人国際協力機構（J I C A : Japan International Cooperation Agency）が実施する技術協力プロジェクトについては、その要請に応じ、相手国に情報処理や統計編成技術に精通した職員を派遣しているほか、相手国の職員が来日しての実務研修にも職員が講師として指導を行っている。また、国連アジア太平洋統計研修所（S I A P : United Nations Statistical Institute for Asia and the Pacific）の研修においても、研修生を受け入れ、講師を派遣するなどの協力を行っている。さらに、統計局が実施している中国、韓国、ベトナム、モンゴルとの二国間交流については、視察団の派遣に職員を参加させるとともに、受入れにおいては統計センターの業務説明、施設見学などを行い、相互の活動についての理解を深めている。

ア ベトナムへの支援

平成 29 (2017) 年 10 月、ベトナム統計総局から、我が国において既に「政府統計共同利用システム」の中で実用化している「オンライン調査システム」をベトナムにも導入したいので支援してほしいとの要請があった。30 (2018) 年 8 月にこれに関する覚書が締結され、統計センターは、統計局と連携して、3 回にわたって現地を訪問し、また、オンラインによる会議を頻繁に開催して、導入スケジュールやシステム基盤の構築・整備、アプリケーションの運用などについて詳細に打ち合わせるとともに、電子調査票サンプルを作成して提供し、システムの操作研修を行うなどの技術支援を行った。ベトナムにおけるオンライン調査システムの運用開始は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響により延期されているが、我が国のオンライン調査システムが海外で導入されるのは、これが初めてとなる。

イ カンボジアへの支援

JICA は、平成 17 (2005) 年から 27 (2015) 年にかけて、政府開発援助 (ODA : Official Development Assistance) により「カンボジア政府統計能力向上プロジェクト」を実施することとなり、統計センターにも協力依頼があった。このプロジェクトは、3 期に分けて実施され、主としてそれぞれ

- ・カンボジア計画省統計局職員の統計作成能力向上
- ・2008 年人口センサス、2009 年全国事業所リスティングの実施、報告書作成
- ・2011 年経済センサス、2013 年中間年人口調査の実施、報告書作成

についての支援を行うものであった。

統計センターは、延べ 43 人の職員を現地に派遣するとともに、カンボジア統計局職員の我が国における研修に協力し、カンボジア政府から統計センターに対して特別表彰が、カンボジア国王陛下から理事長に対して勲章が授与された。

ウ ネパールへの支援

JICA は、平成 28 (2016) 年から令和 3 (2021) 年にかけて、ODA により「ネパール中央統計局能力強化プロジェクト」を実施することとなり、統計センターにも協力依頼があった。このプロジェクトは、ネパールで初めて実施される 2018 年経済センサスに対する支援を中核とするものであった。

統計センターは、平成 28 (2016) 年 7 月に「ネパール支援チーム」を設け、その構成員の中から 2 人を現地に派遣するとともに、ネパール職員の我が国における研修においては構成員が講師を務めた。

エ エジプトへの支援

JICA は、平成 28 (2016) 年から令和元 (2019) 年にかけて、ODA により「エジプト中央動員統計局における統計情報の質向上プロジェクト」を実施することとなり、統計センターにも協力依頼があった。このプロジェクトは、エジプトにおける 2017 年人口・住宅センサスに対する支援を中核とするものであった。

統計センターは、職員2人を現地に派遣するとともに、エジプト職員の我が国における研修に対応した。また、これとは別に、エジプト経済センサスのデータ処理及びLOD（公開の度合いが最も高いデータ形式）という形での公表について技術協力を行った。

なお、このプロジェクト終了後にも、JICAによって「ITを活用した時間利用調査手法開発」についての研修が行われており、統計センターはこれにも参画・協力している。

6 統計センターの運営管理

(1) 内部統制の充実・強化

独立行政法人における内部統制とは、中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組みのことをいう。統計センターは、平成15年の設立当初から、様々な内部統制の仕組みを整備・運用することにより、適正な業務遂行に努めてきた。「正確な統計を作成することを通じて国民や社会に貢献する」ことを経営理念として明確化し、また、定期的に役員会議を開催して業務の進捗状況を管理し的確な指示を行う体制を整えたことのほか、監事監査、イントラネット（統計センター内部限りで利用できるネットワーク環境）の設置、情報セキュリティ対策の徹底などを挙げるができる。イントラネットにより、統計センターが置かれている状況、その使命、理事長の方針などを全職員に伝達することを容易にし、さらに、理事長始め役員が執務室を定期的に巡回する、いわゆるMBWA^(注1)を導入することによって、経営者と現場の相互の意思疎通を図っている。

その後、18年に「会社法」（平成17年法律第86号）が施行され、会社の内部統制に関する規定が盛り込まれたことを契機として、独立行政法人の内部統制についても法的に位置付けることが適当との議論が行われ、26年6月に独立行政法人通則法が改正されて、独立行政法人の「業務方法書」^(注2)の中に内部統制に関する事項を記載することとされた。

統計センターは、27年4月1日に業務方法書を改正し、内部統制に関する一章を設けて、次のような事項を規定した。

- ・内部統制体制を整備するとともに、継続的に見直しを行う。
- ・経営理念及び経営方針を策定する。役職員の倫理指針、行動指針を定める。
- ・内部統制の推進に関する規程等を整備し、内部統制委員会を設置する。
- ・業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析、評価し、リスクへの適切な対応を可能とするリスク管理規程を整備し、リスク管理委員会を設置する。また、災害・事故時のための業務継続計画を策定する。
- ・情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程を整備する。
- ・監事及び監事監査に関する規程を整備する。

(注1) Management By Walk Around 経営者自らが社内の現場を巡回し、最前線を自らの目で見、その意見を直接聞くことを経営にいかしていくという管理手法

(注2) 法人の具体的な業務の方法の要領を記載した書類。独立行政法人は業務開始の際、業務方法書を作成し主務大臣の認可を受けなければならないこととされている（独立行政法人通則法第28条）。

- ・監査室を設置し、内部監査を実施する。
- ・内部通報及び外部通報に関する規程を整備し、それぞれの窓口を設置する。
- ・入札・契約に関する規程を整備し、外部有識者による契約監視委員会を設置する。

このうち、経営理念及び経営方針については、令和元年に、「正確な統計の作成（統計をつくる）」「統計データの利活用の推進（統計を活かす）」「公的統計の発展の支援（統計を支える）」を三つの柱とする新たな経営理念・経営方針を定めた。

リスク管理については、業務ごとに作成した工程表を踏まえ、各工程に内在するリスクの把握・発生原因の分析を目的として、リスク管理委員会において「リスク一覧」を毎年度作成し、内部統制委員会がモニタリングを実施している。また、各部にリスク管理総括責任者を置き、各部におけるリスク管理を総括することとしている。

監事監査規程においては、監事の役員会議等への出席、意思決定に係る文書の閲覧・調査、財産状況の調査、役職員の不正・違法な行為の報告義務、監事と理事長との定期的な会合などについて定めており、監事はこの規定に沿って常時監査に当たるとともに、年1回の定期監査、月1回の入札・契約事務に関する監査及び月次決算報告についての監査を行っている。また、平成27年4月に「監査室」を設置して体制を整備し、業務の執行状況、事後の改善状況などについて内部監査を行っている。

(2) 品質管理の取組

統計センターは、独立行政法人化前の昭和60年国勢調査から総合的品質管理（TQC^(注1)）の考え方、技法を取り入れて、格付精度の向上及び格付内容の均一性の保持を図ってきた。その後、平成15年4月の独立行政法人移行に当たり、製表部各課に品質管理担当を新たに配置するとともに、16年9月には、品質管理の在り方、方法、内容等について検討し、併せて達成度の評価を行う「品質管理推進会議」を設置した。次いで17年度からは、TQM^(注2)の考え方を導入して、「製表業務における品質方針」、「品質管理マニュアル」、「集計結果の正確性確保のためのガイドライン」等を策定し、品質(Quality)、費用(Cost)、期限(Delivery)の三つの側面から総合的な品質管理を行っている。

具体的には、①ニーズ適合性、②正確性・信頼性、③適時性・期限、④利用可能性・明確性、⑤秘密の保護、⑥適切な作成手法・手順、⑦費用対効果・リソース、の7項目を「品質7要素」と定め、これら要素を踏まえて、毎年度、担当ごとに目標を設定し、チェックシートを用いて日々の品質管理を行っている。また、年2回結果の取りまとめを行い、品質管理推進会議に報告して、次年度の目標設定に反映させるとともに、集計のやり直しなどが発生した場合には、発生原因を分析し再発防止を図っている。

(3) 危機管理の徹底

ア 自然災害等への対応

統計センターは、大規模な自然災害や重大な事件・事故に備え、発生時における初期対

(注1) Total Quality Control 職場の従業員一人ひとりが主体的に品質管理を行う活動をいう。

(注2) Total Quality Management トップの経営戦略を品質目標、顧客満足度目標などに落とし込み、手段に制限を設けずに取り組むことによって、全社的、全部門的な品質向上を目指す経営手法をいう。

応、安全確保、連絡体制などを詳細に定めるとともに、必要な食料、飲料水、衛生用品を備蓄し、危機管理担当者には非常時用USBシンククライアント^(注)を配布している。また、職員の行動マニュアルや業務継続計画をイントラネットに掲載して職員に周知徹底し、定期的に防災訓練を実施している。さらに、平成30年には、役職員の安否確認を行うための「安否確認システム」を導入した。

イ 東日本大震災への対応

平成23年3月11日の東日本大震災に当たっては、要員やスケジュールの調整を柔軟に行い、次のような対応を行った。

- ・平成22年国勢調査

岩手、宮城、福島3県の人口等基本集計、職業等基本集計、小地域集計を優先して実施

- ・平成21年経済センサス - 基礎調査

青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉6県の結果を前倒しして公表

- ・労働力調査

茨城県へ職員を派遣し、調査票を回収。23年3月分から8月分までは岩手、宮城、福島3県を除いた集計を実施。過去分との時系列比較のため、基本集計及び詳細集計について、これら3県を除いた結果について遡及集計を実施

- ・家計調査

23年3月分公表後に提出された宮城、福島両県の家計簿を含めた集計を7月に実施

- ・小売物価統計調査（消費者物価指数）

23年3月分及び4月分について、東日本地域の15県庁所在市の一部品目について早期集計

- ・個人企業経済調査

23年第1四半期、第2四半期などの結果については、被災8市町村を除いて集計

- ・サービス産業動向調査

23年3月分については、岩手、宮城、福島、茨城4県を除いて集計。その後に提出された調査票によりこれら4県を含めた集計を6月に実施。さらに、東日本と西日本に分けた集計を実施

- ・政府統計の総合窓口（e-Stat）

23年3月から24年12月までトップページに「東日本大震災関連情報」のバナーを設け、各府省統計の公表の取扱い等の情報を一元的に提供

ウ 感染症への対応

令和元年に新型コロナウイルス感染症が発生し、2年には我が国を含め世界的な大流行となった。統計センターは、「対策本部」を設置して、情報の集約・共有を図り、平成23年、24年の新型インフルエンザ流行への対応をも参考にしつつ、業務継続、職員の感染防

(注) 家庭用パソコンを統計センターLANに接続するための装置

止、社会全体としての感染対策への協力などを内容とする取組方針を定め、これに沿って次のような対応を行った。

- ・感染症対応に特化した事業継続計画を定め、毎月閣議に報告される労働力調査、家計調査、小売物価統計調査（消費者物価指数）に関する統計編成を最優先とする。
- ・「職員感染リスクゼロ行動計画」、「感染症対策マニュアル」、「執務環境整備マニュアル」の作成、これらの遵守の徹底
- ・7割の出勤抑制を目標として、テレワークの実施、そのための機器の増設。早出遅出勤務の活用

(4) 情報セキュリティ対策の徹底

統計センターは、次のように、統計データを始め統計センターが取り扱う情報やホームページ等への外部からの攻撃を防止する対策を取ってきている。

- ・不正侵入防止装置による監視、改ざん検知
- ・有害なウェブサイトへのアクセス制限（フィルタリング）
- ・標的型攻撃対策装置による監視
- ・情報セキュリティ監査責任者による内部監査、課室長による情報セキュリティパトロールの実施
- ・全職員を対象にした情報セキュリティ研修、自己点検、不審メール訓練の実施

また、大規模災害等に備え、データを遠隔地にバックアップして保存するとともに、平成27年からは、サーバ等の主要機器を、地震対策、電力の安定供給対策、情報セキュリティ対策が強固に施されたデータセンターに設置している。さらに、停電に対しては、サーバ等のシャットダウン、再起動を速やかに行えるよう、毎年定期的に訓練を実施している。

さらに、統計センターは、情報セキュリティ対策を高度化するための体制を整えるとともに、情報資産台帳の作成、情報資産の洗い出し、規程類の再整備を行うことによって、19年10月に調査票情報を扱う製表グループと情報処理課が、22年10月に総務部を除く全課室がISMS認証を取得した。その後3年間の更新期間ごとに審査を受けてこれを継続してきている。

このほか、データ入力等の業務を民間委託するに当たっては、委託事業者に対しISMS認証又はプライバシーマーク^(注)の取得を要件とし、情報セキュリティの確保に万全を期している。

(5) 環境への配慮

統計センターは、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に従い、可能な限り、環境への負荷の低減に資する物品（環境物品）の調達に努めており、特定調達品目（国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品）でみると、おおむね80%以上が基準を満たす物品となっている。

(注) 個人情報について、日本産業規格に適合する適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を評価し、その旨を示すプライバシーマークを付与する制度

(6) 労務管理

統計センターは、行政執行型の独立行政法人であり、その役職員は国家公務員とされている（独立行政法人統計センター法第4条、独立行政法人通則法第51条）。このうち、役員は特別職の国家公務員であり（「国家公務員法」（昭和22年法律第120号）第2条第3項第17号）、その報酬、服務、退職管理等については、独立行政法人通則法に規定されている。一方、職員は一般職の国家公務員であり、その採用、身分保障、服務、定年等に関してはおおむね国家公務員法の規定が適用されるが、法人としての運営の自主性・自律性を高める見地から、給与、勤務時間・休暇、職員の安全・健康確保等に関しては、一般の国家公務員と異なる取扱いがなされており、特に労働関係については、「行政執行法人の労働関係に関する法律」（昭和23年法律第257号、制定時は公共企業体労働関係法であったが、平成26年に題名等が改正された。）が制定されている。

- ・職員は、法人の長が任命する。
- ・職員の給与については、法人がその支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。職員の給与はその職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならず、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与等を参酌して定めなければならない。
- ・職員の勤務時間、休憩、休日、休暇については、法人が定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。職員の勤務時間等は、「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」（平成6年法律第33号）の適用を受ける国家公務員の勤務条件等を考慮したものでなければならない。
- ・職員の能率、安全衛生、福利厚生等については、法人が定める。
- ・定員管理については、毎事業年度、主務大臣に常勤職員数を報告し、主務大臣はこれを国会に報告しなければならない。
- ・労働関係については、行政執行法人の労働関係に関する法律が適用されるほか、これに定めがないものについては、「労働組合法」（昭和24年法律第174号）の定めるところによる。職員には、団結権のほか、労働協約締結権を含む団体交渉権が認められている。

ア 就業規則等の制定等

独立行政法人への移行と同時に、統計センターは、制度改正に伴い必要となった就業規則、勤務時間、休暇等に関する規程等を制定し、時間外労働及び休日労働に関するものなどの労使協定を、統計センターには職員の過半数で組織される労働組合がないため、投票によって選出された職員代表との間で締結した。

なお、労働組合との円滑な団体交渉を行うため、理事長と組合執行委員長の間で交渉の方法及び手続に関する協約を締結し、平成30年度までは毎年会見・交渉を実施していたが、令和元年度以降は労働組合が活動を休止し、その後3年12月末日をもって解散したとの連絡を受けた。

イ 安全衛生管理

独立行政法人への移行に伴い、「労働安全衛生法」（昭和 47 年法律第 57 号）の適用を受けることとなったため、統計センターは、「安全衛生管理規程」を定めるとともに、総括安全衛生管理者、産業医を各 1 人、衛生管理者 7 人を置いて、職員の安全・衛生の確保、職場環境の向上に取り組んできた。また、特に、調査票管理事務については、独自に作業安全管理者を置き、安全確保、危険防止を図っている。

(7) 人事管理

ア 人員の削減

行政執行法人への移行後、統計センターは、主務大臣が定める年度目標を達成すべく業務を運営していくこととなった。この目標の中では、人員の削減を始めとして給与水準の検証、職員の能力開発、機能的な組織体制の整備などが指示されており、統計センターは、新たな業務に対応する人員の確保を図りつつ人員削減に取り組むとともに、その重点配置、給与水準の検証・公表、研修体系の整備、人事評価制度の導入などに積極的に取り組んできた。

常勤役職員数の削減についての年度目標と実績は、表 3 のとおりである。

表 3 常勤役職員数の削減に係る年度目標と実績

年度	前年度末の 常勤役職員数 (a)	年度目標で示された 削減数 (b) (注)	新たに対応が必要となる 業務に係る人員 (c)	常勤役職員数 (a)-(b)+(c)
平成27年度	759	41	9	727
28年度	727	31	10	706
29年度	706	31	10	685
30年度	685	26	25	684
31年度 (令和元年度)	684	26	25	683
2年度	683	26	23	680
3年度	680	26	25	679
4年度	679	26	25	678

(注) 年度目標に掲げられている削減目標数は、新たに対応が必要となる業務に係る人員を除いた数である。

また、第 3 期中期目標期間は、平成 25 年度から始まり、統計センターが行政執行法人に移行したことによって 26 年度末をもって終了したが、目標設定当初に定められていた 25 年度から 29 年度までの期間についての削減状況は、次のとおりである。

・目標

新たに対応が必要となる業務に係る人員を除き、期末（29 年度末）の常勤役職員数を前期末（24 年度末）の 8 割以下とすること。

新たに対応が必要となる業務に係る人員を含めた期末の常勤役職員数は前期末からの純減を図ること。

・実績

24年度末の常勤役職員数は、834人であり、その8割は668人となるが、新たに対応が必要となる業務に係る人員を除いた29年度末の常勤役職員数は644人に、新たに対応が必要となる業務に係る人員を含めた29年度末の常勤役職員数は685人に削減

さらに、25年12月24日の閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において定められた削減数との関係についてみると、その達成状況は、次のとおりである。

・目標

国として真に必要な業務の実施に支障が生じないように配慮しつつ、民間委託等を一層推進して更なる効率化を図ることにより、25年度から34年度（令和4年度）末までの10年間に常勤役職員数の320人の削減を図る。

・実績

24年度末の常勤役職員数834人に対し、令和4年度末は514人（なお、新たに対応が必要となる業務に係る人員を含めると678人）

イ 採用、再任用

統計センターへの職員の採用については、その方法、手続等は他の国の行政機関と同様である。しかし、国の業務（例えば、統計調査の企画立案、実査）と統計センターの業務（統計編成）が一体となって行われて初めて一つの事務・事業が完結するものであることから、採用、育成、能力開発などの人事運用に当たっては、総務省統計局や大臣官房と密接な連携を図っている。

具体的には、統計センターは、Ⅲ種試験合格者からの採用を担当し、Ⅰ種試験及びⅡ種試験合格者については、大臣官房による採用者から配置してきたが、平成21年度からは、統計センター独自に大学や大学院で統計、情報技術を学んだ人材をⅡ種試験合格者の中から採用することとした。国家公務員採用試験制度が変更された24年度からは、一般職試験（大卒程度試験）及び一般職試験（高卒者試験）合格者から採用している。また、多様な人材を確保するため、22年度、23年度においては、中途採用者選考試験合格者の中から、社会人経験を有する者を採用したほか、23年度からは任期付研究員の採用を開始した。さらに、24年度からは、育児休業中の職員の代替要員として、任期付職員を公募により採用している。

なお、統計センターが採用した職員については、統計局を始めとする国の機関との人事交流を積極的に実施している。

職員の定年、再任用の制度についても、他の国家公務員と同様であり、統計センターは、15年度から定年に達した職員の再任用を行っている。

ウ 人事評価

職員の勤務評定については、独立行政法人移行後も国家公務員法の規定が適用されたため、統計センターは、規程を整備してこれを実施していた。

一方、画一的な勤務評定のほかに、独立行政法人として業務運営をするに当たり、職員

にもこれにふさわしい能力、適性を求めることが必要であるとの考えから、統計センターにおいては、その業務の特性に合わせた評価制度を新設して勤務評定と併せて実施することとし、平成 15 年、16 年の試行を経て 17 年から本格運用を開始した。

S T E P^(注)と称したこの評価制度は、「目標による管理」という手法を用いたもので「組織目標」と職員が自ら設定する「能力目標（個人目標）」とから成っており、年度ごとに、①実施計画を立て（Plan）、②計画に従って実行し（Do）、③結果を評価し（Check）、④改善する（Action）、というサイクルを実践しようとするものであった。

その後、21 年 4 月に国家公務員法が改正され、採用試験の種類や採用年次等を重視するのではなく、能力・実績に基づく人事管理を行うことを目指して、勤務評定に代わる新たな人事評価制度が導入され、統計センターは、改正法に基づく人事評価制度を 22 年 1 月から開始した。人事評価制度の導入に伴い、S T E Pを廃止したが、新たな評価制度の実施に当たっては、S T E Pにより培った経験をいかし、公平性を担保するとともに、人材の育成にもつながるよう配慮している。

なお、再任用職員に対しても、24 年からこの人事評価制度を適用している。

エ 能力開発、人材育成

独立行政法人については、職員の研修に関する国家公務員法の規定は適用されない。これは、それぞれの法人がその業務の特性を踏まえて研修体系を構築することが適切との趣旨によるものであり、統計センターは、職員研修規程を定めて、積極的な研修実施、職員の受講機会の確保に努めている。

新規採用職員の研修については、一般職試験（高卒者試験）からの採用者については、統計センターが独自に、一般職試験（大卒程度試験）からの採用者については総務省大臣官房と合同で実施した後、両者を合わせて統計局と合同で、統計専門職員として必要な基礎知識についての研修を行ってきた。平成 29 年度からは、両試験からの採用者を合わせて統計センターが実施し、その後統計局の新規採用職員研修を受講させることとしている。

また、職務段階に応じて、毎年階層別研修を行っているほか、職員に人事評価制度と連動した自己啓発の計画を立てるよう促し、統計研究研修所、デジタル庁（情報システム研修）など他の機関が行う研修についても参加させている。さらに、令和 4 年 3 月に「独立行政法人統計センター人材確保・育成方針」を策定し、職位に応じて求められるスキルレベルをより明確に設定し、階層別研修の一層の充実を含め、研修体系全体の見直しに取り組んでいる。

広い視野を持つ人材の育成のためには、人事交流も重要である。統計センターは、毎年統計局との間で相互に 40 人前後の職員を転出入させ、統計編成の前段階である調査の企画・立案、実査、統計編成後の結果の公表等に関する実務を経験させているほか、大臣官房、行政管理局、行政評価局など総務省の内部部局、内閣官房、内閣府、財務省などにも出向させて、職員が幅広い知識・経験を得る機会としている。

(注) Skill（技巧、熟練）、Thinking（思考力）、Endeavor（努力）、Progress（向上心）の頭文字を採ったもの

さらに、統計センターが新たに統計の二次的利用に関する事務を担うことになったことに鑑み、平成 21 年 3 月からは、これに関する連携協力協定を締結している一橋大学との間で人事交流を行っている。

オ 働き方改革

職員の健康の維持、士気の維持向上、ワーク・ライフ・バランスの実現、有為な人材の確保などにとって、働き方を改革していくことは極めて重要な課題である。

統計センターでは、仕事と子育てを両立するための勤務形態としてテレワーク制度を導入することとし、平成 21 年 6 月からの試行を経て 22 年 11 月から本格運用を開始した。その後、令和 2 年度からはフレックスタイム制との併用も可能とするなどの改善を行い、テレワーク制度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関しても有効な手段として活用された。

働き方を改革するに当たっては、超過勤務の縮減も不可欠である。統計センターは、毎月超過勤務の実態を把握してその縮減に努めてきたが、平成 31 年 4 月からは、「労働基準法」(昭和 22 年法律第 49 号)の改正により時間外労働の上限が設定されるなどしたことから、勤務時間、休暇に関する規程、超過勤務に関する労使協定を改正し、具体的な目標を定めて超過勤務の縮減に取り組んでいる。

(8) 予算と執行管理

独立行政法人に対する財源措置については、政府が、予算の範囲内において、「その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。」(独立行政法人通則法第 46 条)とされており、統計センターに対しても、毎年度運営費交付金が交付されている。行政執行法人移行後の運営費交付金の推移は、次のとおりである。

・平成27年度	8,095,342千円	・令和元年度	8,532,591千円
・28年度	9,013,704千円	・2年度	8,636,513千円
・29年度	7,671,618千円	・3年度	9,418,814千円
・30年度	7,575,624千円	・4年度	7,906,235千円

また、独立行政法人の会計は、原則として企業会計原則によるものとされ、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書などの財務諸表を作成して主務大臣の承認を得、その後これを官報に公告しなければならないこととされている(独立行政法人通則法第 37 条、第 38 条)。

ただし、独立行政法人は、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としないなどの特殊性を有することから、企業会計原則に必要な修正を加えた「独立行政法人会計原則」が総務省によって設定されており、統計センターもこれによって会計処理を行っている。また、会計処理の適正性、透明性を確保するため、次のような措置を講じている。

- ・ 契約監視委員会の設置

監事及び外部有識者により構成し、公正・透明な手続により適切・効果的・迅速な調達が行われているかを点検

- ・ 契約審査委員会の設置

理事長及び幹部職員により構成し、統計センターが締結する契約が適正なものであるかを審議

- ・ 随意契約適正化検証チームの設置

理事長及び幹部職員により構成し、随意契約を締結することとなる案件について、要件への適合性、その妥当性を検証

- ・ 監事による監査

月次及び年度末決算について、それぞれ監事が監査

- ・ 監査法人による外部監査

年度末決算について、監査法人に監査を依頼

なお、主務大臣から指示される年度目標においては、業務経費及び一般管理費の縮減に関する5年間及び当該年度の数値目標が示されており、各年度その目標を達成するための予算措置がなされている。

第五部 統計情報戦略の推進

総務省統計局は、我が国の中核的統計機関として、国勢の基本に関する統計調査を実施し、その結果を一般に提供し、各府省、地方公共団体が作成する統計資料や海外の統計資料を収集して各方面の利用に供するとともに、国民の統計に対する理解を深めるための広報、情報発信に取り組んできた。

その過程では、毎年度の統計情報戦略に係る方針や、イメージデザイン及びイメージキャラクターを策定し、統計局としての総合的・体系的な情報発信の強化に努めており、冊子やリーフレットといった紙媒体による情報提供のほか、近年は社会の情報化・情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）の急速な進展に対応し、統計局ホームページや「政府統計の総合窓口」（e-Stat）を始めとした各種インターネットサイトを通じた情報提供も積極的に行っている。

また、総合統計書の編集等による統計調査結果の提供のほか、統計学習サイトの開設など社会における統計リテラシー（統計の有用性を理解し、統計データを活用する能力）向上のための取組も進めており、併せて平成19年の統計法の全面改正「統計法」（平成19年法律第53号）により新たに規定された調査票情報の二次的利用制度を受け、統計データの利活用の推進・支援に努めている。

第一章 統計に関する広報の展開と統計情報戦略の策定

1 統計に関する広報の展開

(1) 定期刊行物等の発行、ICTを利用した情報発信

統計調査を円滑に実施し正確な統計を作成するためには、広報・周知活動を幅広く効果的に展開し、調査環境の整備を図ることが必要であり、令和3年度においては、次のような定期刊行物等の発行やICTを利用した情報発信を行っている。

なお、紙媒体で発行しているものについても、同じ内容をインターネットでも提供し、幅広い広報に努めている。

「統計調査ニュース」は、統計局が実施する各種統計調査など統計業務に関する動向について周知を図るとともに、統計調査の結果、統計に関する情報等を都道府県・市区町村等に紹介し、統計調査に対する理解と協力を得ることを目的として、昭和59年10月号から

毎月下旬に刊行している。

「統計ヘッドラインー統計局月次レポートー」は、統計局所管統計に係る情報発信の充実を図るため、労働力調査、消費者物価指数、家計調査など経常的な調査等の統計情報を集約し、最新の動きが一目で分かるよう編集したレポートである。結果のポイント解説、主要な時系列データ、公表予定などについて、統計局ホームページに平成 22 年 3 月（主として 22 年 1 月分の結果）から毎月中旬に掲載している。

「統計メールニュース」は、主な調査結果の公表と同時にその要約に統計局からのお知らせなどを添えて登録者にメール配信するもので、国民の統計への関心を高め、統計を身近に利用できる環境作りの一助とすること等を目的として、14 年 8 月末から配信している。

「統計トピックス」は、昭和 50 年から作成していた「統計局インフォメーション」を名称変更し、平成 15 年から随時提供している。統計局が所管する各種統計調査、加工統計の結果を国民の祝日・記念日等の意義や時々の社会経済情勢などを踏まえた視点から分析・編集し、報道機関等を通じて公表することにより、国民各層に統計調査への親しみを深めてもらうとともに、その重要性について理解を得ることを目的としている。

「統計Today」は、統計作成に携わる者、統計の利用者、調査の対象者などに宛てたメッセージとして、統計局ホームページに平成21年1月から随時掲載している。統計の見方・使い方に対するヒントや統計の整備・改善に向けた取組などを職員の行った分析や試算、個人の見解も交えて解説している。

「明日への統計」は、統計局が実施する統計調査を中心に、調査の狙い・重点、調査結果の利用事例等をグラフや図を用いて分かりやすく紹介する広報誌であり、3年から刊行している。

25 年 11 月から統計局に関する情報を広く国民に発信することにより、統計に対する理解を深めるとともに、利用者の利便性を高めることを目的として、「統計局公式 Facebook」の運用を開始し、各種統計調査の結果のほか、統計局の様々な動きをリアルタイムで情報発信している。さらに、27 年 4 月から、「統計局動画チャンネル (YouTube)」を開設し、動画による情報提供を行っている。

なお、長期的な広報を展開するため、若者や家族連れを中心に年間を通じて常時多くの来場者が訪れる東京タワーに、13 年 4 月から 22 年 3 月まで「とうけいプラザ」を開設していた。とうけいプラザは、参加体験型の「統計情報の発信基地」として、戦後からの暮らしの変化を表す統計グラフを見ながら時間を旅するタイムトンネル「くらし年表」を始め、統計データを用いたゲームなどを楽しむことができたほか、「とうけい何でも相談コーナー」を設け、統計に関する質問などにも対応し、延べ 221 万 2,309 人の観覧者が訪れた。

(2) 政府広報

内閣府が行う政府広報は、政府の重要施策について、様々な媒体を通じて、その背景、必要性、内容などを広く国民に知っていただき、これらの施策に対する国民の理解と協力を得ることを目的としている。

各種統計調査についても、特に周期調査を実施する際には、政府広報により、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の媒体を通じて、国民に対して調査の実施や意義の周知を図るとともに積極的な調査への協力を呼びかけている。

2 統計情報戦略の策定

不在世帯の増加や個人情報保護意識の高まりなど、統計調査を取り巻く環境が変化する中で、統計調査を円滑に実施し正確な統計を作成するためには、広報・周知活動を幅広く効果的に展開し、調査環境の整備を図ることが必要である。そこで、統計局は、平成22年3月に広報に関する基本方針を策定し、ホームページの活用、幅広い関係者との連携、様々な機会の活用、効果的な情報の発信といった活動に積極的に取り組むこととした。

次いで25年度には、新たに「統計局広報戦略」を策定し、統計情報の積極的な配信、統計に対する理解の促進、統計局のブランドイメージの確立などを通じて、情報提供の充実、統計調査の対象者からの信頼の確保、統計リテラシーの向上を図ることとした。さらに、26年度以降は、これを「統計情報戦略」と改称し、毎年度重点事項を定めて、広く国民に対して統計情報を戦略的に提供する取組を実施している。令和4年度の統計情報戦略の主な内容及び具体的な取組は次のとおりである。

①ユーザー視点の統計データの提供の充実

社会の情報基盤である統計データの官民における利活用を促進するために、様々な用途に応じた統計データ提供ツールを情報通信技術の進展に合わせて整備し、ユーザーのニーズを踏まえた提供内容の充実を図る。

- ・次期政府統計共同利用システムの更改・整備の推進
- ・jSTAT MAP等の利活用の促進
- ・メタデータの整備等、高度利用型統計データへの転換のための支援の推進
- ・統計ダッシュボード及びキッズすたっとの使いやすさの向上
- ・マイクロデータの利用促進

②社会全体の統計リテラシー向上

国民が統計データをより適切・効果的に利用し、社会経済の急激な変化にも対応できるよう、統計学習サイト、コンペティションの開催等様々なツールを活用し、統計リテラシーの向上・発展に寄与する。

- ・学習コンテンツの利活用推進
- ・データサイエンス人材の裾野を広げるための取組の推進
- ・統計データ分析コンペティションの開催
- ・社会全体の統計データ利活用の推進
- ・統計研究研修所における統計リテラシー向上のための研修等の充実

③専門性をいかした多様な情報発信の推進

政府統計の中核的機関として、統計の有用性を訴求する観点から、専門性をいかした

研究分析結果や付加価値の高い分析レポートの提供、統計関連学会等における発表等を推進する。また、社会全体に幅広く情報を提供するため、各種ツールを利用した多角的な情報発信を行う。

- ・統計局ブランド戦略の推進
- ・先進的な研究の推進と学会等での積極的な発信
- ・付加価値の高い分析レポート等の提供と多様な広報媒体による情報発信の推進

④統計 150 年に係る関連事業の実施

統計局の前身である政表課が、太政官正院に設置された明治4（1871）年から150年を迎えたことを記念して、令和3年に引き続き、統計150年に係る関連事業を実施する。

- ・統計150年史の編纂
- ・統計150年記念事業の実施
- ・統計博物館の充実
- ・戦略的な広報の実施

3 体制の整備

総理府統計局は、昭和48年4月12日に統計データの利用サービスを一元的に行うための組織として統計情報課を設置し、増大かつ多様化する統計データの利用要請に対応してきた。

その後、数度の組織改編を経て、個人情報保護意識や企業の情報管理意識の高まりに伴い統計調査への協力が得られにくくなってきたという状況を踏まえ、広報・啓発活動等を効果的に行うことにより統計局が実施する統計調査に対する国民の理解を促進し、併せて調査票情報の二次的利用制度の周知徹底を図るため、平成25年に、従来、総務課、調査企画課が担っていた広報事務を統計情報システム課（統計情報課を改称）に集約し、情報提供・発信機能の充実・強化を図ることとした。さらに、29年には統計情報システム課を統計利用推進課と統計情報システム管理官に分割再編し、情報システムの整備・管理に関する事項を新設の管理官に担当させ、統計利用推進課（31年に統計情報利用推進課に改称）は、調査票情報の二次的利用、匿名データの提供などを含む統計データの利用サービス、統計に関する広報などを専担することとし、体制の強化を図っている。

4 統計局イメージデザインとイメージキャラクター

政府における中核的な統計機関である統計局が所管する統計調査は、絶対に秘密が漏れることのない安全・安心なものであり、かつ、その提供する統計情報は、正確で信頼できるものでなければならない。これらのことを厳守しつつ、国民の協力を得て統計調査を実施していることを形にして表現するため、統計局は、平成21年、調査ごとに作成し広報等に利用していたロゴマークを廃止し、統計局イメージデザインを作成した。統計局イメージデザインは、24年7月27日に商標登録（商標登録第5509597号（T5509597））を行い、翌

25年10月には「統計局のイメージデザインの使用基準」を策定して、各調査で作成する調査票を含む調査関係書類、調査関係物品、広報用品及び報告書等において、「総務省統計局」という文字と併せて使用し、当該統計調査等が信頼のおけるものであることを明示することとした。



また、従来、統計局所管の統計調査においては、調査ごとに広報用キャラクターを用いていたが、これらを統計局として統一し、統計局が作成する統計に対する安心感、信頼感を醸成するため、31年3月に、「総務省統計局 ブランド戦略方針」を策定した。この戦略方針においては、既存のキャラクターで最も知名度の高い、国勢調査イメージキャラクター「センサスくん」（平成2年生まれ）とその妹「みらいちゃん」（平成27年生まれ）を、「統計局イメージキャラクター」とし、統計調査の普及・啓発、統計に関する広報に広く活用することとした。

<センサスくん>



国勢調査が赤ちゃんからお年寄りまで一人の漏れもなく調査しなければならないことから、未来の時代を担う赤ちゃんをイメージキャラクターとして平成2年国勢調査時に誕生

<みらいちゃん>



オンライン調査の全国展開に際し、オンラインによる回答を促進するための新たなイメージキャラクターとして平成27年国勢調査時に誕生

第二章 ICTを活用した統計情報戦略の展開、

政府統計の総合窓口（e-Stat）の開設

第一節 電磁的記録による統計情報の提供

統計調査の結果やこれを加工・編成した統計データ・統計地図などの提供は、従来は紙媒体で行っていたが、ICTの進展、パソコンの普及とともに、磁気テープ、フロッピーディスク、CD-ROMなどの電磁的記録媒体を経てインターネットによる形に重点を移している。

統計局は昭和35年国勢調査の集計のために昭和36年に初めてコンピュータを導入したが、その後社会にコンピュータが普及してくるとともに、その記録媒体であった磁気テープ、フロッピーディスクなどによって統計データを提供してほしいとの要請が高まってきた。

これに対応して、50年3月「磁気テープデータの提供に関する事務担当課について」を定め、同年4月から、国及び都道府県に対して磁気テープによる統計データの提供を開始した。次いで、53年7月に「磁気テープの保管・管理・提供に関する基本方針並びに事務分担について」、54年1月に「編成テープの編成及び提供について」、更には「結果テープ（サマリーテープ）の提供に関する方針」を定め、62年からは一般への提供も開始した。

その後、平成13年度からは都道府県に対して（国勢調査及び事業所・企業統計調査については市町村に対しても）、報告書に掲載されているか否かにかかわらず全ての結果表についてCD-ROMによる提供を開始した。また、統計局が作成した二次的な統計（消費者物価指数、推計人口、地域メッシュ統計等）や収集・整備した統計（社会・人口統計体系等）、更に統計地理情報、調査区情報等についても要請に応じて電磁的媒体により提供を行ってきた。その後、「政府統計の総合窓口」（e-Stat）に掲載される情報が拡充され、自由にダウンロードが可能となったため、CD-ROMによる提供は、令和4年においては、国勢調査及び経済センサス（事業所・企業統計調査等を含む。）の地域メッシュ統計及び統計地理情報に限られてきている。

一方、民間に対しては、昭和62年4月24日に統計審議会において「統計データに係る磁気テープ等の対民間提供について」が了解されたことを踏まえ、同年10月から財団法人日本統計協会を通じて磁気テープ等による結果データの提供を行うこととし、財団法人統計情報研究開発センター（シンフォニカ）が設立された平成4年7月以降は、シンフォニカを通じて提供している。シンフォニカが磁気テープ等により一般に統計データを提供す

る場合には、提供する統計調査名、統計情報の種類、提供に係る価格設定等について、あらかじめ統計局統計調査部長の承認を得なければならないこととしている。なお、統計報告書等の刊行による提供は、従来から日本統計協会により行われているが、報告書に掲載されていない結果表も含めた全ての結果表を収録したCD-ROMを付けて販売する例も多かった。

また、統計調査の結果原表は、大正9年国勢調査、昭和22年事業所統計調査を始め、各調査の昭和50年までの分がマイクロフィルムに、平成8年までの分がマイクロフィッシュに、12年度までの分がCD-Rに、13年度以降の分がCD-ROMにそれぞれ収録されているが、これらに収録された結果原表は、統計図書館で永年保存しており、一般の希望者にも閲覧、コピー等の方法で提供を行っている。

第二節 インターネットによる統計情報の提供

統計情報の提供については、統計局は既に昭和45年からそのための統計データベースの構築を目指して研究を開始し、50年には磁気テープによる経常調査の時系列データベースを構築して局内での運用を開始した。その後、55年度から日本電信電話公社と協力して実験システムを開発し、57年度からモニター県に対し試行的にサービスの提供を行った。これら実験システムの運用結果等を踏まえ、63年6月から「統計速報システム」を開発して運用を開始し、その後、さらに、各省庁等が共同して利用できる本格的なデータベース「統計情報データベースシステム」(S I S M A C : Statistical Information System of Management And Coordination Agency)を構築して、平成元年4月からその本格運用を開始した。

一方、ICTの進展により、インターネット環境が整備され、インターネットによる情報提供が求められるようになったことから、8年4月に統計局ホームページを開設するとともに、29年には手軽に統計データが利活用できるよう視覚的に分かりやすく構成したウェブサイトとして統計ダッシュボードの運用を開始するなど統計データをより早く、より利用しやすい形で提供することに努めている。

1 統計速報システム

統計速報システムは、都道府県、政令指定都市等のみならず、国の行政機関の利用をも想定して、調査結果の速報等ニュース性が高く、比較的少量のデータを簡易な設備で(統計データファイルを格納している統計局のホストコンピュータと利用者のパソコンを電話回線で接続して)利用することができるよう開発したものである。

昭和63年6月の運用開始時においては、労働力調査、家計調査、消費者物価指数といった経常調査の速報結果を中心に、「統計でみる都道府県のすがた」の全データなども提供した。平成3年度には、平成2年国勢調査の確定数及び平成3年事業所統計調査の要計表も

提供した。なお、運用開始時の利用者は、15 都道府県、3 政令指定都市、5 中央省庁であり、6 年度末の利用者は、24 都道府県、8 政令指定都市、4 中央省庁、1 公益法人であった。

このシステムは次のような機能を有していた。

- ・ファイル検索機能
統計データ等をファイル単位で検索することができる機能
- ・電子メール機能
利用者が特定の利用者に対してメッセージを送ることができる機能
- ・チャット機能
複数の利用者がオンラインで同時に会話することができる機能
- ・電子掲示板機能
利用者が不特定多数の利用者に対するメッセージを書き込むことができる機能

提供する統計データ等については、順次、拡充・整備を行ってきたが、「統計行政の新中・長期構想」（平成7年3月10日統計審議会答申）において、「公益法人や商用データベース（民間ディストリビュータ^(注)）等に対し、より多くの統計データを速やかに提供し、これらユーザーによるオンライン利用の便を図る。」とされたことなどを踏まえ、6年からシンフォニカを通じて商用パソコン通信によるデータ提供を開始したことなどから、このシステムは7年8月をもって運用を中止した。

2 総務庁統計情報データベースシステム（SISMAC）、総合統計データベース（St@tNavi）

「統計行政の中・長期構想」（昭和60年10月25日統計審議会答申）において、統計のデータベースを整備することによりデータの効率的かつ、多角的な利用を推進することが提言され、「昭和63年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」（昭和62年12月28日閣議決定）においても、データベースの計画的整備、省庁間利用の促進を図るとされたことなどを受けて、統計局は、63年1月、各省庁等が共同して利用できる本格的なデータベースの開発に着手し、平成元年1月からの試験運用を経て、4月からSISMACとして本格運用を開始した。開始時の利用機関は、14省庁127部門であった。

SISMACは、より早く、より利用しやすい形で統計データや統計に関する情報を各省庁等に提供するためのシステムであり、次のような特徴を備えていた。

- ・豊富な統計情報を提供
国勢調査、事業所統計調査など国勢の基本に関する統計調査の詳細なデータが収録されている。
- ・最新の統計情報を提供
労働力調査、家計調査、消費者物価指数の毎月の結果を公表と同時に利用できる。こ

(注) 配布者、分配器などの意味をもち、ここでは外部から受領したものを複数の対象に配布・提供する主体を指している。

れら調査の時系列データも充実している。

- ・充実した統計所在案内情報

統計データの所在や統計刊行物に関する案内情報が充実している。

- ・対話形式による簡単な操作

プログラム作成などコンピュータに関する知識は特に必要なく、対話形式による簡単な操作で手軽に利用することができる。

- ・データの編集・加工・分析が容易

簡単な操作により検索したデータの編集・加工が行えるほか、統計解析用ソフトウェアを利用することにより高度な解析を行うことができる。

このS I S M A Cについては、5年にデータベース管理機能を強化し、次いで10年10月にはデータベースの格納先をホストコンピュータからサーバに切り替え、ソフトウェアも大幅に改善して、インターネット（ブラウザ）からの閲覧を可能とした。さらに、13年1月の省庁再編を契機に、統計行政関係の文書及びExcelファイル形式のデータの提供を開始し、名称を「総合統計データベース」（「St@tNavi」スタットナビ）に改めた。

その後、St@tNaviは、20年4月から運用を開始した「政府統計共同利用システム」にその機能が集約されたことから役割を終え、20年3月に運用を停止した。

3 統計局ホームページの開設

昭和34年の気象庁、36年の統計局を嚆矢として、国においても順次大型コンピュータが導入され、事務の効率化、高度化が進められてきたが、平成に入るとICTの急速な進展とともにコンピュータの普及が進み、インターネットの利用も広がって、行政事務についても情報化の推進が重要な課題となってきた。

こうした状況を踏まえ、政府は「行政情報化推進基本計画」（平成6年12月25日閣議決定）を策定し、行政のあらゆる分野において情報化を進め、オープンデータ化を推進してその提供する国民サービスの質の向上を図ることとし、そのため、情報システムの利用を行政の活動に不可欠のものとして定着させ、紙による情報の処理から通信ネットワークによる情報の処理を目指すこととした。

統計局は、平成8年1月「インターネット推進小委員会」を設置し、掲載する情報を検討した上で、いち早く同年4月12日にホームページを開設し、9年4月にはホームページを専担する統計情報高度利用企画室を新設した。その後の推移は表1のとおりである。

表1 統計局ホームページの変遷

年 月	事 項
平成8年4月	「統計局ホームページ」開設
10年10月	トップページをリニューアルし、併せて総合統計書の掲載を開始
11年7月	「統計情報インデックス検索システム」提供開始
12年1月	統計局ホームページへの不正アクセスを受け、セキュリティの見直しを実施（内部ネットワークへの侵入はなし）
12年3月	ホームページ全体をリニューアルし、統計局が実施する統計調査の主要な統計表を公表と同時に掲載
14年2月	トップページのリニューアルを実施
14年8月	「統計メールニュース」配信開始
15年4月	「統計トピックス」掲載開始（前身：統計局インフォメーション）
21年1月	「統計Today」掲載開始
22年3月	「統計ヘッドライン」掲載開始
25年3月	トップページのリニューアルを実施
27年4月	「統計局動画チャンネル（YouTube）」開設
30年5月	第一期政府共通プラットフォームに移設し、運用開始 トップページのリニューアルを実施
令和4年2月	クラウドサービスを利用した構成に変更し、第二期政府共通プラットフォーム上で運用開始

また、11年7月には、各省庁が提供している情報をインターネット上で総合的に検索できる「統計情報インデックス検索システム」の提供を開始した。なお、既に国や民間の統計報告書について、その書名、発行機関、統計表題等の情報を収集して昭和52年から毎年、「統計情報インデックス」（平成4年までの名称は「統計情報総索引」）を刊行しており、統計情報インデックス検索システムは、これをデータベース化し、検索のためのキーワードを作成・付加したものである。

その後書籍としての統計情報インデックスは、平成18年版をもって廃刊とし、統計情報インデックス検索システムの更新を行っていたが、20年4月からは、新設されたe-Statの中でこの機能を提供することとした。

4 統計ダッシュボード

「統計ダッシュボード」は、政府の月例経済報告などで取り上げられている主な統計データを中心にグラフ等に加工し、視覚的に分かりやすく提供するウェブサイトであり、手軽に統計データが利活用できるよう、平成29年5月に運用を開始した。

統計ダッシュボードには、約5,000系列の統計データを「人口・世帯」や「労働・賃金」など17の分野に整理して収録しており、統計調査名や統計調査の実施機関が分からなくても、分野から統計データの系列名を選択することにより必要な統計データを簡単に探すことが可能である。開始当初は、55のグラフを掲載していたが、31年3月に「地域のレーダ

ーチャート・ランキング」^(注1)、令和2年3月に「人口ピラミッド」及び「世界と日本のすがた」を追加したこと等により、74のグラフに拡充した。これらのグラフには、利用者の用途に応じて、データを追加・削除することができ、時系列比較や地域間比較等を簡易に行うことが可能となっている。さらに、同年7月には、時系列データをより容易に表示できる「時系列表」機能を追加し、当初の137系列から168系列に拡充した。

5 情報化に向けた基盤システムの整備

(1) 統計局・統計センターLAN

統計局・統計センターは、平成7年国勢調査集計の効率化を図るため、オンラインでリアルタイムにデータチェック・訂正を行うこととしたが、そのためには、ホストコンピュータと各端末装置間での大量のデータ転送が必要となることから、光ファイバを利用した基幹LAN^(注2)を整備することとした。そして、これを契機に統計局・統計センターの情報化を推進するための基盤整備を進め、9年度からは、1人1台のパソコンを配備し、内部ネットワークとして、会議室予約や掲示板等の機能を持った「とうけいネット」を開設し、業務の効率化を行った。一方で、各種データを保護するため、このパソコンからはインターネットには接続できないこととし、外部ネットワーク用として、インターネット専用パソコンを一部課室に配備した。

12年度には基幹LAN及びパソコン、これまで事務室内に置かれていたサーバ機器を更新し、コンピュータ室を設けて、ラックマウント型サーバ^(注3)を導入した。また、総務省セキュリティポリシーが決定されたことを踏まえ、情報システムに係る各種規程の見直しを行った。

さらに、インターネットの活用が進み、外部ネットワークとの接続・連携についての重要度が高まったことから、13年に、外部とのやり取りの多い部署については外部LAN接続可能な端末を増置した。

その後、15年4月に統計センターが独立行政法人となり、統計局との密接な連携の必要性が高まったこと、また、17年には国勢調査が実施される予定となっていたことから、ホストコンピュータを順次廃止してサーバシステムに移行することとし、20年度に経常調査用ホストコンピュータを、22年度に最後に残った国勢調査用ホストコンピュータを廃止し、サーバシステムへの移行を完了した。

統計局LANは21年に総務省LANに移行したが、これに伴い、統計センターとの接

(注1) 地方自治体について、その特徴を表す各種の指標を偏差値(比較対象範囲内の平均値が50、標準偏差が10となるように変換した値)にしてレーダーチャートに表示したもの。レーダーチャートとは、放射状に数値軸を配して、各項目の値を線で結んだ多角形のグラフである。各項目の数量は中心点から多角形の頂点までの距離で表され、項目ごとの数量の大小、項目間のバランスが一目で比較できる。

(注2) Local Area Network 限られた範囲内にあるコンピュータや情報通信機器などをケーブルや無線電波などで接続して、相互にデータ通信ができるようにしたネットワーク

(注3) 専用の棚(ラック)に薄型のコンピュータや通信装置などを隙間なく高密度に設置することができ、棚のサイズや形状は旧EIA(米電子工業会)によって策定された幅19インチの標準規格(いわゆる「19インチラック」)が用いられることが多い。主にデータセンターなどコンピュータを大量に設置・運用する施設で用いられる。

続を見直し、新たに「統計業務基盤システム」を構築して、仮想化技術を用いて端末上ではなくサーバ上で演算を行うこととするなど、データの管理をより一層厳格化した。

その後、このシステムは、約13年間、サーバの増強やデータバックアップの見直しを図りつつ、堅牢な環境を提供し、安定的に継続運用してきたが、令和4年度に見直しを行い、「統計センター基盤業務システム」に機能を移管して、よりセキュア（安全）な環境の下、統計センターが運用管理を行うこととした。

(2) SWAN、LG-WAN

国と都道府県間の連絡・調整の迅速化・円滑化を図るとともに、都道府県内における統計事務への活用を目的とし、平成10年に統計局・統計センターと都道府県を結ぶ広域統計情報ネットワーク（SWAN:Statistical Wide Area Network）を構築し、11年4月から運用を開始した。

このシステムにおいては、統計局・統計センターと都道府県間の電子メールの交換、電子掲示板の利用などが可能で、電子掲示板は、統計事務に関する様々な連絡を掲載できる統計担当者のページと報告書に掲載されない結果表も含むExcel形式の結果表を提供する統計表のページに分けて運用していた。なお、パソコン等システムに必要な機器類は国が都道府県に無償貸与し、維持管理に係る費用は原則として国が負担していた。

その後、14年に地方公共団体が構築した総合行政ネットワーク（LG-WAN）の整備が進み、霞が関WANと接続したことにより、15年度からはLG-WAN経由で情報提供している。

第三節 e-Stat

「政府統計の総合窓口」（e-Stat）は、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づいて整備された「政府統計共同利用システム」のサブシステムの一つであり、各府省が公表する政府統計を一元的に提供するポータルサイト（窓口）として、統計局が設計・開発し、独立行政法人統計センターを運用管理機関として、平成20年4月から運用を開始した。

e-Statは、政府統計に関する情報のワンストップ・サービスを実現することを目指し、各府省が独自に運用していたウェブサイト上の統計表や公表予定などを収集・集約して、インターネットを通じて提供を行っている。

1 主な機能と情報の種類

運用開始当初のe-Statには、各府省等の統計の公表予定、新着情報等はもとより、主要な統計指標（約100指標）を表やグラフで表示する「図表で見る日本の主要指標」を始め、次のような機能を提供するサブシステムの統一的な窓口としての機能を持たせ、利便性の向上を図った。

①統計表管理システム

各府省等が公表する統計表について、当該統計表に係るスプレッドシート^(注1)等のファイルを一元的に蓄積し、統計表を検索、ダウンロードする機能を提供するシステム

②統計情報データベース

基幹統計等の結果をデータベース形式で蓄積し、統計データの検索、抽出、表示、グラフ作成、ダウンロード等の機能を提供するシステム

③統計地理情報システム

各種の統計情報を地図上に表示することによって統計情報の地理的な表示、分析を可能にするシステム

④標準地域コード管理システム

統計に用いる標準地域コードに係る市区町村の廃置分合、名称変更、境界変更や法令で定める市の要件等の情報を蓄積し、統計調査時点など任意の時点における市区町村等の変遷を提供するシステム

⑤調査項目データベース

統計調査に用いる調査項目及び調査票の情報を収録し、調査項目の定義情報等を提供するシステム

⑥地域統計分析システム

社会人口統計体系（S S D S : System of Social and Demographic Statistics）^(注2)として刊行されている「統計で見る都道府県のすがた」、「統計で見る市区町村のすがた」、「社会生活統計指標」等のデータを用いて時系列表示や地域間比較等の地域分析、地域の特性の把握を行える機能を提供するシステム

⑦標準統計分類データベース

「日本標準産業分類」、「日本標準職業分類」、「日本標準商品分類」、「疾病、傷害及び死因分類」などの分類からキーワードにより符号を検索することができるシステム

2 高度利用環境の構築・拡充

(1) A P I 機能の付加

統計データの高度利用を可能にする「統計におけるオープンデータの高度化」の一環として、e-StatにA P I（Application Programming Interface）機能を付加することとし、平成25年6月から、独立行政法人統計センターが運用する「次世代統計利用システム」上で、試行運用を開始した。A P I機能は、利用者の情報システムにe-Statのデータを自動的に反映させ、利用者が保有するデータやインターネット上のデータと連動させて高度な

(注1) 表計算ソフトで利用可能な表形式

(注2) 都道府県別、市区町村別データを人口・世帯、自然環境、教育等分野ごとに整備した統計で、統計局が作成・公表している。

データ分析を可能とするものであり、利用可能な統計データは、国勢調査、労働力調査、消費者物価指数、家計調査など統計局所管統計の約3万2,000表のデータであった。

次いで、26年10月からe-Statにおいて本格運用を開始し、国勢調査等の23統計に学校基本調査、農林業センサスなど34統計約4万表を加え、利用可能なデータを合計57統計約7万4,000表のデータに拡大した。

(2) 統計GIS機能の強化

統計GIS (Geographic Information System) 機能は、地図データと統計データや空間に関する情報などを統合的に扱う機能である。e-Statでは、平成20年4月から、統計データを地図上に重ねて視覚的に分析を可能とする機能を、「地図で見る統計(統計GIS)」として提供してきたが、「統計におけるオープンデータの高度化」を図るため、統計センターが運営する「次世代統計利用システム」において25年10月から試行・提供していた機能を、27年1月に「地図による小地域分析(jSTAT MAP)」としてe-Statに追加し、地図上で任意に設定したエリアにおいて、そのエリアに係る統計データを表示すること、利用者が保有するデータを取り込んで分析することを可能とし、併せて、設定したエリア内の統計データをレポート出力することも可能とした。

3 e-Statのリニューアル

平成30年1月4日からe-Statを刷新・改良し、新たに運用を開始した。その概要は次のとおりである。

①多様な端末に対応した画面表示

スマートフォンのような小さな画面でも見やすいデザインを採用するとともに、利用する機器に応じて画面を最適なサイズに自動的に調整する仕組みを採用した。

②データ検索機能の強化

目的とするデータを迅速・的確に検索できるよう、複数の検索カテゴリーの組合せによる検索機能(ファセット検索機能)を追加した。

③統計表レイアウトの編集機能の強化

統計情報データベースに蓄積されている統計データを表示する際のレイアウト変更が容易となるようドラッグ&ドロップ^(注)による操作を可能とした。

④地理情報システムの統合

「地図で見る統計(統計GIS)」と「地図による小地域分析(jSTAT MAP)」の2機能を統合し、「地図で見る統計(jSTAT MAP)」とした。

(注) 項目を選択してマウスのボタンを長押ししたままカーソルを動かし、表示したい場所でボタンを離すことによってその項目を移動させること。

4 機械判読可能な統計データの整備・提供等

社会全体における統計データの利活用の促進を図るためには、統計データの利活用に係る基盤の整備・強化を進めるとともに、統計データを利活用可能な形で提供することが重要である。このため、平成30年3月6日に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅲ期基本計画）においては、「政府の統計データについて、各府省は、e-Statへの登録を原則とするとともに、登録に当たっては機械判読可能な形式などでの掲載、特により利便性の高い統計情報データベースによるデータ提供を計画的に実施するほか、調査の概要など統計を利用する際に必要な情報も登録することなどにより、統計利用者の利便性の向上を図る。なお、総務省は、……統計データ登録に係る業務の効率化を図る。」とされている。

統計局では、e-StatにAPI機能を導入した26年度以降、主要な統計データのデータベース化を実施してきたが、更なる統計データの検索性・利便性の向上のためにはメタデータ^(注1)の整備が必要となることから、基本計画を踏まえて令和3年7月に策定された「統計データの整備に係る基本方針」（令和3年7月9日統計企画会議申合せ・統計調査等業務最適化推進協議会決定）^(注2)に基づき、メタデータの整備に必要なメタデータレジストリを構築するとともに、機械判読可能な形式でのデータ整備を進めている。

第四節 統計リテラシー向上に向けての取組

平成20年代の後半になると、ビジネス上の問題解決や合理的な意思決定のための手段・方法として、統計学や統計的な考え方、更にはデータサイエンス^(注3)が注目されるようになり、また一方で、26年3月25日に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅱ期基本計画）においては、「国民の統計調査に対する協力意識を高めるためには、……統計リテラシー^(注4)を重視した統計教育や統計教育等を通じた統計倫理^(注5)の醸成が重要である。」と指摘されている。これらのことを踏まえ、統計局及び政策統括官（統計制度担当）は、統計リテラシーを高め、統計倫理を醸成し、データサイエンスに対する理解を深めるための様々な学習サイトや教材の提供を行っている。

(注1) 調査の概要、データの属性に関する情報など値を説明するためのデータ

(注2) 統計企画会議は、統計行政推進会議の運営に関し必要な事項を定めるために設置され、総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官及び各府省の統計幹事が指定する課長級の職員を構成員とするもの
統計調査等業務最適化推進協議会は、統計調査等業務の業務・システムの最適化を推進するために設置され、各府省の統計所管部局課長級を構成員とするもの

(注3) 統計学、数学、情報工学など多くの学問領域にわたる手法を用いて、統計データを始めとする様々なデータを分析、解析することによって、有益な知見、洞察を導き出す研究分野、学問

(注4) 統計の有用性を理解し、統計データを活用する能力

(注5) 統計の重要性を理解し、統計調査に協力するとともに、統計データを適切に利用するために必要な意識、倫理観

1 社会人向け学習サイト

(1) データサイエンス・オンライン講座

平成27年3月、統計局は、統計リテラシーの向上を図り、将来の経済成長を担うデータサイエンス力の高い人材を育成するため、政府が提供するものとしては我が国で初めてのインターネット上で公開される大規模な無料オンライン講座（MOOC：Massive Open Online Course）として、「社会人のためのデータサイエンス入門」を開講した。

次いで28年には続編となる「社会人のためのデータサイエンス演習」、さらに、29年には「誰でも使える統計オープンデータ」を順次開講し、社会人や大学生等を対象に、三つの講座を提供している。

ア 社会人のためのデータサイエンス入門（入門編）

データ分析の基本的な知識を学べる入門編講座として、平成27年3月から提供を開始し、令和4年3月までに延べ約14万4,000人が受講

[主な内容]

第1週：分析事例を用いて、統計的な考え方、データの見方を紹介

第2週：データ分析に必要な統計学の理論的な基礎について学習

第3週：データの見方についての基本的な方法について学習

第4週：誰もが入手可能な公的統計データの入手方法について学習

イ 社会人のためのデータサイエンス演習（実践編）

ビジネス上での事例を中心にデータ分析（統計分析）の手法を習得するための実践編講座として、平成28年4月から提供を開始し、令和4年3月までに延べ約5万7,000人が受講

[主な内容]

第1週：データサイエンスが必要とされる背景やデータ分析に基づく問題解決プロセスを紹介

第2週：記述統計^(注1)によるデータの把握と比較方法について学習

第3週：相関関係等の2変数の関係や時系列データの解釈について学習

第4週：回帰分析^(注2)による予測や分析結果の報告と解釈について学習

第5週：ビジネスでデータサイエンスを実践するためのポイントについて学習

ウ 誰でも使える統計オープンデータ（活用編）

e-Stat、統計GIS、API機能を使い、統計オープンデータを用いてデータ分析の基本的な知識を習得する活用編講座として、平成29年6月から提供を開始し、令和4年3月までに延べ約3万5,000人が受講

[主な内容]

第1週：e-Statの機能を紹介し、e-Statの統計データを活用したデータ分析について

(注1) データを整理し、そのデータの持つ特徴をできるだけ簡潔で明確に記述する統計的手法

(注2) 結果となるデータと要因となるデータの間を調べてその因果関係を明らかにする統計的手法

て学習

第2週：公的統計の種類と体系、労働力調査・家計調査の基本知識及び利用の際のポイント等について学習

第3週：統計データと地図を組み合わせる統計GIS、jSTAT MAPの機能及びそれらの活用事例を紹介し、簡単にできるレポート作成について学習

第4週：利用者の求めに応じて統計データを自動的に提供する統計API機能とその活用事例を紹介、講座のまとめ

(2) データサイエンス・スクール

データサイエンス力の高い人材を育成するための取組として、統計局は、平成26年6月から、主として社会人を対象とする統計力向上サイト「データサイエンス・スクール」を開設している。

データサイエンス・スクールは、データの活用方法や統計に関する知識をいつでも学べる学習サイトであり、「ビジネスに役立つ統計講座」、「プレゼングラフ作成のポイント」、「出来る人のビジネス活用術」、「あなたの統計力」などの項目を柱として構成されている。また、更なる学習のために、動画によってデータサイエンス・オンライン講座を紹介している。

2 児童・生徒向け学習サイト等

統計局は、「なるほど統計学園」など児童・生徒向けの統計学習サイトを開設している。

日々の生活の中で統計を意識するとともに、統計に興味・関心を持ってもらい、統計データの見方や基礎的な統計の知識のほか、統計の有用性、統計調査の仕組み、統計の制度や歴史などについて、こどもたちに学んでもらうことを目的としている。

(1) 統計学習サイトの開設

ア なるほどデータ for きっず

平成13年3月、年少の頃から統計データを身近なものとして利用し、理解してもらうことが統計の普及、啓発を図る上で重要であるという認識の下、小学校中学年から中学生を対象とした児童・生徒用サイト「なるほどデータ for きっず」を開設した。

なるほどデータ for きっずには、視覚に訴えるグラフを中心に、そのグラフに用いたデータ、インターネットに掲載されている関連データへのリンク、統計に関するクイズや統計用語の解説などを掲載していた。

イ How to 統計

高等教育段階における統計の普及及び利用促進に資することを目的として、高校生向けサイト「How to 統計」を平成16年11月に開設した。このサイトは、「高校生が学ぶ統計講座」と「統計データの使い方事例集」の二つから構成され、統計の作成方法や分析方法について学べる内容になっていた。

ウ なるほど統計学園

新たな学習指導要領において統計教育の内容が充実されたことを契機に、平成 22 年 5 月、統計に関する知識や数字を読み解く能力の向上を目的として、なるほどデータ for きっずの内容を一新し、「発見・気づき」、「納得」、「親しみ」を基本コンセプトに小学校高学年から中学生を対象とする「なるほど統計学園」を開設した。

エ なるほど統計学園高等部

平成 25 年 4 月、新たな学習指導要領により拡充が図られた統計学習教育に対応させ、How to 統計の内容を一新し、「統計思考力」と「統計リテラシー」を身に付けることを目的として高校生向け統計学習サイト「なるほど統計学園高等部」を開設した。

オ 統計学習の指導のために（先生向けサイト）

新たな学習指導要領に沿って実際に授業を行う学校の先生方を支援することを目的として、「統計学習の指導のために（先生向け）」を平成 22 年 5 月、なるほど統計学園と同時に開設した。

効果的な授業の進め方や必要な教材については専門的な知見が必要となることから、教育専門家を交えた「統計局ホームページを通じた統計教育の拡充に関する懇談会」を開催して検討を重ね、教育専門家・学校の先生が開発した授業モデル、統計局作成による補助教材等を用いた実用的で無駄のない構成とした。

その後、このサイトについては、新学習指導要領に対応させて、令和 2 年に内容を改善し、併せてスマートフォンやタブレットを用いる場合の操作性の向上を図った。

(2) なるほど統計学園の再編

ア 再編の概要

新たな学習指導要領により内容の拡充が図られた統計学習教育に対応させ、統計学習を支援し、統計調査の重要性に対する理解を促進することを目的として、なるほど統計学園となるほど統計学園高等部を統合・再編し、令和 3 年 4 月に新たな「なるほど統計学園」を開設した。併せて、スマートフォンやタブレットにも対応させ、操作性の向上を図った。

イ 構成

なるほど統計学園は、初級編、上級編、参考の三つに分けられ、初級編は小学校高学年から中学生を対象とし、上級編は高校生を対象としている。

(ア) 初級編

初級編は、「はじめに」、「統計のできるまで」、「データの探し方（初級編）」、「グラフの作り方（初級編）」、「特徴を捉える（初級編）」、「統計クイズ王」の六つの分野からなり、統計の基礎から学べるような構成としている。

「はじめに」、「統計のできるまで」では、統計の役割や統計調査の企画・設計について簡単に解説し、「データの探し方（初級編）」では、統計データを掲載するキッズすたっと、統計ダッシュボードなどと連携を図っている。

「グラフの作り方（初級編）」では、棒グラフ・円グラフなどグラフごとの特徴や基礎的

なグラフの作り方を紹介している。

「特徴を捉える（初級編）」では、平均値、中央値、最頻値の特徴とそれぞれの違いなどについて解説し、「統計クイズ王」では、より統計を身近に感じてもらうように、統計に関するクイズを出題している。

(イ) 上級編

上級編は、「統計の種類」、「データの探し方（上級編）」、「グラフの作り方（上級編）」、「特徴を捉える（上級編）」、「特性の推測」、「問題の解決」の六つの分野からなり、初級編より高度な内容の構成となっている。

「統計の種類」では、調査統計・業務統計・加工統計及び全数調査・標本調査を解説し、「データの探し方（上級編）」では、統計データをまとめたインターネットサイトや政府の総合統計書を紹介し、「グラフの作り方（上級編）」では、パレート図^(注1)など初級編より複雑なグラフの作成方法を掲載している。

「特徴を捉える（上級編）」では、標準偏差と分散といったデータの散らばりについて解説し、「特性の推測」では、確率変数、確率分布や統計的仮説検定（母集団に関する仮説が統計学的に成り立つかどうかを判断する手順）などについて解説している。また、「問題の解決」では、その手法の一つとして、PPDACサイクル^(注2)を紹介している。

(ウ) 参考

参考は、「統計用語辞典」、「統計調査のくわしい話」、「統計エピソード集」、「参考」の構成となっている。

「統計調査のくわしい話」では、調査の企画・設計、集計など統計調査の段階ごとの作業について、初級編より詳しく解説しており、「統計エピソード集」では、歴史の中で統計はどのように使われてきたのか、日々の生活でどのように統計が使われているのかを取り上げている。

また、「参考」では、自由研究のテーマごとにどういった統計調査が参考になるのか、どのようにして自由研究を進めていくべきかなどを紹介している。

(注1) あるものを構成する項目ごとの値又は階級ごとの度数を大きい順に並べた棒グラフなどとその累積の構成比を表す折れ線グラフを組み合わせたもの。構成比の集中度合いを見るのに適している。

(注2) 問題を解決するための手法の一つ。問題解決までの過程を、問題を発見し(Problem)、何をなすべきかの計画を立て(Plan)、データを収集し(Data)、分析し(Analysis)、結論を得る(Conclusion)という五つの段階に分ける考え方

表2 統計学習サイトの変遷

年 月	項 目
平成13年 3月	「なるほどデータ for きっず」開設
16年11月	「How to 統計」開設
22年 5月	「なるほどデータ for きっず」を廃止、小・中学生向け統計学習サイト「なるほど統計学園」開設
	「統計学習の指導のために（先生向け）」開設
25年 4月	「How to 統計」を廃止、高校生向け統計学習サイト「なるほど統計学園高等部」開設
令和2年 4月	新しい「統計学習の指導のために（先生向け）」開設
3年 4月	「なるほど統計学園」と「なるほど統計学園高等部」を統合・再編し、新しい「なるほど統計学園」開設

(3) キッズすたっと

「キッズすたっと」は、統計局が平成30年6月に開設した小・中学生向けの統計データ検索サイトであり、小・中学生が統計に親しみを持てるよう、簡単な操作によって統計データを探して利用することが可能なサイトになっている。

キッズすたっとを使えば、分野、地域、国名からの検索はもとより、小・中学校の教科に沿ってデータを整理しているため、教科書に記載されている用語や教科・単元から検索することもできる。また、キーワード検索では、入力した文字列に関連の深い用語を予測して表示するサジェスト機能を備えており、容易に求めるデータがたどれるように配慮している。

令和3年3月には、画面の内容や構成を整理し、データの絞り込みや検索条件の変更の仕方を見直すことなどにより、より見やすく、使いやすいシンプルな検索サイトに更新した。

なお、このキッズすたっとは、「STAT DASHグランプリ2016」^(注1)で総務大臣賞を受賞した「小中学生のための統計情報ポータルサイト「e-Stat Junior」の提案」を参考に、これを実用化したものである。

(4) 統計データ分析コンペティション

統計の有用性への理解を深め、データ分析技術のかん養を図るとともに、統計データの利活用を推進するため、平成30年度から、我が国の次代を担う高校生、大学生等を対象に、統計分析のアイデアと解析力を競う「統計データ分析コンペティション」を開催している。

このコンペティションは、教育用標準データセット（SSDSE：Standardized Statistical Data Set for Education）^(注2)を用いたデータ分析に関する論文を、高校生、大学生・一般の2部門に分けて募集するもので、統計局、独立行政法人統計センター、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構統計数理研究所（31年度から）、一般財団

(注1) 行政サービスの向上と社会経済における政府統計データのより高度な活用の普及・促進を目的として、統計データや統計APIを活用するアイデアを募集したコンテスト。平成27年から28年にかけて総務省統計局・統計研修所、独立行政法人統計センターが共同で開催した。

(注2) データサイエンス教育のための汎用素材として独立行政法人統計センターが作成・公開している表形式のデータセットで、様々な分野（人口・世帯、経済基盤、教育、健康・医療、福祉・社会保障など）の公的統計を市区町村別又は都道府県別にまとめたもの

法人日本統計協会が共催している。

令和3年までに延べ266件の応募があったが、そのうち優秀な論文には、総務大臣賞、優秀賞、統計数理賞、統計活用奨励賞を授与しており、毎年、「統計の日」（10月18日）に受賞者を決定している。

(5) 学習用教材の作成

統計教育の内容が充実した新たな学習指導要領に基づく指導が行われる中、第Ⅱ期基本計画においては、統計教育を行うための実践的な教材の作成等が必要であるとされた。これを踏まえ、政策統括官（統計基準担当）は、一般財団法人日本統計協会に委託して、統計データに基づく問題解決能力の育成に資する中学生・高校生向けの学習用教材の開発に取り組み、平成28年5月に中学生向け教材である学習ワークブック「生徒のための統計活用～基礎編～」を、29年3月に高校生向け教材である「高校からの統計・データサイエンス活用～上級編～」を刊行した。

初級編は、統計を用いて身近な現象や社会の課題を探求することを通して、課題学習や自由研究の取り組み方を学ぶことができる内容となっており、上級編では、基礎編にはない実践的な事例を通して、統計的探求のプロセスの流れや統計分析を行う上での理論的な背景も理解できる内容となっている。

第三章 統計データの二次的利用

先の大戦が終わった直後に制定された旧「統計法」(昭和22年法律第18号)においては、統計を作成するために集められた調査票情報については、例外的な場合に限り、所定の手続を経た上で当該統計の目的以外に利用することができる旨の「調査票の目的外利用」が規定されていた。これに対し、旧法を全面改正して平成21年4月から施行された「統計法」(平成19年法律第53号)においては、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報と位置付けられ、目的外利用制度を発展させて「調査票情報の提供」、「委託による統計の作成等」(オーダーメイド集計)及び「匿名データの提供」に関する規定(これらを総称して「二次的利用」^(注)という。)が設けられた。

第一節 調査票情報の提供

1 概要

公的統計調査の調査票情報は、当初目的としていた統計作成のみに用いられることが原則である。しかしながら、公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることから、その調査票情報は、公的機関が行う当初目的とは別の統計の作成等のほか、公的機関による統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等に利用することが認められている。

○統計法(平成19年法律第53号)

(調査票情報の提供)

第33条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、総務省令で定めるところにより、これらの者からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報をこれらの者に提供することができる。

- 一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- 二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等

(注) 調査実施者自身が当初の目的以外の目的で調査票情報を使用することを「二次利用」といい、調査票情報を外部に提供すること、求めに応じて調査実施者が個別に統計の作成を行い、その結果を提供すること(オーダーメイド集計)、特定の個人等が識別できないように加工したもの(匿名データ)を提供することの三つを総称して「二次的利用」といっている。

○統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）

（調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等）

第11条 法第33条第1項第2号の総務省令で定める統計の作成等は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 行政機関等又は前条に規定する者^{（注）}（以下「公的機関等」という。）が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等であつて、第42条に規定する調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているもの
- 二 その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関等が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等であつて、第42条に規定する調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているもの
- 三 行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他法第33条第1項第2号に規定する同等の公益性を有するものとして特別な事由があると認める統計の作成等であつて、第42条に規定する調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているもの

「調査票情報の提供を希望する者」は、各調査実施者の申出専用窓口にて、提供を受けようとする調査票情報の種類、利用目的、利用期間、利用場所、利用者及び利用に際して実施する適正管理措置等について誓約書を添えて申し出る。調査票情報の提供機関（調査実施者又は調査実施者が調査票情報の提供業務を委託した者）は、その申出の内容を審査し、要件を満たすと判断し、かつ提供に対応できる場合には、申出内容に沿って利用することを条件に、申出者にその利用目的達成に必要不可欠な必要最小限の範囲の調査票情報を提供する。

調査票情報の提供を受けた者は、これを利用して作成した統計又は統計的研究の成果を調査票情報を提供した行政機関の長等に提出しなければならないが、提出を受けた行政機関の長等は、インターネット等によりその概要を公表しなければならないこととされており、こうしたことにより、制度の適切な運用を担保し、かつ成果を社会に還元する措置が施されている。

2 オンサイト施設の設置

「オンサイト施設」とは、調査票情報利用のための専用室である。調査票情報の提供を受けた研究者等が、高度な情報セキュリティが確保された環境下で、専用端末を用いて独自の集計・分析等の研究活動を行うことができるように国立大学等に設置される施設であ

（注） 行政機関に準ずる者であり、会計検査院、地方独立行政法人などが規定されている。

り、オンサイト施設設置機関が運営を行っている。

オンサイト施設による調査票情報の提供は平成29年に試行が開始され、令和元年5月から本格的な運用が行われている。

従来は、調査票情報が記録された磁気ディスク等の媒体を貸与しており、情報の漏えい防止のための環境整備は利用者の責任で行われなければならなかった。これに対し、オンサイト施設は、高度な安全性を有しており、環境整備が困難な研究者等に対しても利用機会を提供することができるものである。

オンサイト施設における調査票情報の提供に当たっては、調査票情報を提供する行政機関等は、個人の識別をできないようにするなど必要な措置を施した上で、調査票情報を「オンサイト中央データ管理施設」に寄託する。調査票情報の利用者は事前に必要な手続きを行い、利用者を識別するためのIDの交付を受けて、最寄りのオンサイト施設を利用することができる。なお、オンサイト中央データ管理施設は、全国各地のオンサイト施設と高度なセキュリティを確保したネットワークを結んで、オンサイトによる調査票情報の提供業務の運用を統括しており、独立行政法人統計センター（以下、この章において「統計センター」という。）によって管理されている。

調査票情報が漏えいすることのないよう、オンサイト施設においては次のような安全確保措置が採られている。

- ・利用者IDを有する者しか入室できない、監視カメラを備えた個室
- ・調査票情報を取り扱う専用端末は、オンサイト中央データ管理施設とだけ接続
- ・調査票情報はオンサイト中央データ管理施設内の電子計算機に留まり、それをオンサイトの端末から遠隔操作する仕組みで、調査票情報は、端末には保存されない。
- ・オンサイトの端末には外部記憶媒体の接続ができない。
- ・データをコピーするための電子機器類の持込みは禁止
- ・オンサイトの端末で行った分析結果等を持ち出す際には、審査が必要

このようにオンサイト施設においては、高い安全性が確保されているため、原則として各調査の年次単位で、その全ての項目利用が可能であり、利用開始の時点では分析対象とする項目等を詳細に限定できない、試行錯誤を伴う探索的な研究にも利用できる。

オンサイト施設は、平成29年に神戸大学、一橋大学、滋賀大学に設置されたのを皮切りに、令和5年9月末時点で23か所に設置されている。

なお、総務省が実施している統計調査のオンサイト施設における調査票情報の提供に関する事務は、統計センターに委託しており、利用者は直接、統計センターに申出を行うこととなっている。

3 利用対象者の拡大

令和元年5月に「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律」（平成30年法律第34号）が施行され、調査票情報の提供を受けることができる者の範囲が拡大

されるとともに、行政機関の長等が一般に対する調査票情報の提供の事務の全部を委託する場合には、統計センターに委託しなければならないこととされた。

○統計法（平成19年法律第53号）

（調査票情報の提供）

第33条の2 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前条第1項に定めるもののほか、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を学術研究の発展に資する統計の作成等その他の行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者に提供することができる。

（事務の委託）

第37条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報に関し第33条の2第1項、第34条第1項又は前条第1項の規定に基づき行う事務の全部を委託するときは、独立行政法人統計センターに委託しなければならない。

この規定の新設により、行政機関からの委託や科学研究費補助金などの交付を受けていない、一般の研究者や教員等に対しても、学術研究の発展に資する等相当な公益性があれば、調査票情報の提供が認められることとなった。なお、統計法第33条の規定に基づく調査票情報の提供については手数料は不要であるが、この第33条の2に基づく調査票情報の提供については所定の手数料の納付を求めることとされており、調査票情報の利用場所もオンサイト施設に限定されている。

4 利用状況

令和4年3月末時点において、統計局では、次の20の統計調査について調査票情報の提供を行っている。

- | | | |
|----------------|----------------|---------------|
| ・国勢調査 | ・住宅・土地統計調査 | ・労働力調査 |
| ・就業構造基本調査 | ・社会生活基本調査 | |
| ・経済センサス - 基礎調査 | ・経済センサス - 活動調査 | ・経済構造実態調査 |
| ・事業所・企業統計調査 | ・個人企業経済調査 | ・科学技術研究調査 |
| ・サービス産業動向調査 | ・サービス業基本調査 | |
| ・家計調査 | ・家計消費状況調査 | ・家計消費単身モニター調査 |
| ・全国消費実態調査 | ・全国家計構造調査 | |
| ・小売物価統計調査 | ・全国物価統計調査 | |

また、3年度までの総務省全体の提供件数は、表1のとおりであり、公的機関等への提供がおおむね8割から9割となっているが、公的機関等が行う統計作成と同等の公益性を有する統計作成等を行う者への提供が増加傾向にある。

表1 総務省からの調査票情報の提供実績

提供先及び提供目的	年 度										令和		
	平成 21	22	23	24	25	26	27	28	29	元	2	3	
公的機関等への提供	233	519	527	361	404	399	519	400	381	227	254	241	
うち統計の作成等目的	217	516	406	236	284	271	386	301	267	193	247	237	
うち調査等に係る名簿作成目的	16	3	121	125	120	128	133	99	114	34	7	4	
公的機関等と同等の公益性を有する統計の作成等を行う者への提供	12	27	42	35	35	51	59	93	91	85	75	47	
うち公的機関等との共同調査研究目的	1	0	6	3	1	0	0	4	19	11	19	6	
うち公的機関が全部又は一部を公募により補助する調査研究目的	11	27	36	32	34	51	59	89	72	74	56	39	

(注) このほか、統計法第33条の2による提供が、令和元年度は4件、2年度は2件、3年度は5件ある。

第二節 オーダーメイド集計

1 オーダーメイド集計の概要

平成21年に施行された統計法により新たに設けられた「委託による統計の作成等」は、調査票情報を用いて、利用者それぞれの要望に応じて、本来その統計調査においては予定していなかった集計を行う制度で、これを「オーダーメイド集計」と呼んでいる。

調査票情報の提供は、調査票情報を利用しての集計は利用者自らが行わなければならないのに対し、オーダーメイド集計は、提供者側が集計して、結果を利用者に提供するものである。

○統計法（平成19年法律第53号）

（委託による統計の作成等）

第34条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、学術研究の発展に資する統計の作成等その他の行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行うことができる。

○統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）

（調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する委託による統計の作成等）

第27条 法第34条第1項の調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等は、次の各号に掲げるものとする。

一 学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

イ 統計成果物を研究の用に供すること。

ロ 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(1) 統計成果物を利用して行った研究の成果が公表（法第34条第3項の規定により行う公表を除く。）されること。

(2) 統計成果物及びこれを用いて行った研究の成果を得るまでの過程の概要が公表されること。

ハ 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと。

二 教育の発展に資すると認められる統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

イ 統計成果物を学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する一般課程を除く。）における教育の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 統計成果物を利用して行った教育内容が公表（法第34条第3項の規定により行う公表を除く。）されること。

ハ 前号ハに掲げる要件に該当すること。

三 デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第37条第2項第13号に規定する特定公共分野に係る統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

イ 国民経済の健全な発展又は国民生活の向上に寄与すると認められるもの

ロ 統計成果物を利用して行った事業等の内容が公表（法第34条第3項の規定により行う公表を除く。）されること。

ハ 第一号ハに掲げる要件に該当すること。

統計局は、このオーダーメイド集計に関する業務の全部を統計センターに委託している。オーダーメイド集計の提供を希望する者は、統計センターに、提供を受けようとする集計の内容、利用目的等を申し出る。集計に使用する項目は、あらかじめ集計可能として提示された項目の中から、利用者が選択して決めることになっている。統計センターは、申出の内容

を審査し、要件を満たしていれば、オーダーメイド集計を行い、その結果を提供する。

オーダーメイド集計による成果を公表することにより、制度の適正な利用を担保し、これを社会に還元することについては、調査票情報の提供の場合と同様である。

2 利用状況

統計局が実施している統計調査については、制度開始直後の平成21年4月から、国勢調査（平成2年、7年、12年、17年）を皮切りに提供を開始した。その後、提供対象範囲の拡大を進め、令和4年3月末時点においては、表2の10の統計調査のオーダーメイド集計が可能となっている。

表2 オーダーメイド集計に対応する統計調査とその年次（令和4年3月末時点）

統計調査	年次
国勢調査	昭和55年、60年、平成2年*、7年*、12年*、17年*、22年、27年（基本集計、抽出詳細集計）
住宅・土地統計調査	昭和53年、58年、63年、平成5年、10年、15年、20年、25年、30年
労働力調査	昭和55年1月～令和2年12月（月次調査）
就業構造基本調査	昭和54年、57年、62年、平成4年、9年、14年、19年、24年、29年
社会生活基本調査	昭和56年、61年、平成3年、8年、13年、18年、23年、28年
経済センサス - 基礎調査	平成26年
経済センサス - 活動調査	平成28年
家計調査	昭和56年1月～令和2年12月（月次調査）
家計消費状況調査	平成14年1月～令和2年12月（月次調査）
全国家計構造調査 （全国消費実態調査）	平成6年、11年、16年、21年、26年

（注） *は制度開始初年度（平成21年度）に提供を開始したもの

また、3年度の総務省全体での提供は18件となっている。

第三節 匿名データの提供

1 匿名データとは

「匿名データ」とは、行政機関等が行う統計調査の調査票情報を、特定の個人や法人等が識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工したものである。その加工方法（匿名化处理）には、例えば、

- ・ 調査票情報の一部の記録のみを抽出する（リサンプリング）。
- ・ 数値情報を階級に分類して階級情報とする。
- ・ 数値情報のうち最高、最低に近い値を「〇〇以上」「〇〇未満（以下）」として一つ

の値にする（トップコーディング、ボトムコーディング）。

- ・複数の地域分類、階級、区分を一つにまとめる。

のようなものがある。なお、各統計調査の調査票情報に対する匿名化処理はその情報の特性を考慮して決める必要があるため、その決定には統計研究研修所が協力をしている。

2 匿名データの提供の概要

匿名データの提供も、オーダーメイド集計と同様、平成21年に施行された統計法で新設されたものである。

○統計法（平成19年法律第53号）

（匿名データの作成）

第35条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

（匿名データの提供）

第36条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第1項の規定により作成した匿名データを学術研究の発展に資する統計の作成等その他の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者に提供することができる。

○統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）

（匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等）

第35条 法第36条第1項の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの
 - イ 匿名データを学術研究の用に供することを直接の目的とすること。
 - ロ 匿名データを利用して行った研究の成果が公表（法第36条第2項の規定により準用する法第33条第4項の規定により行う公表を除く。）されること。
 - ハ 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと。
 - ニ 第42条に規定する匿名データを適正に管理するために必要な措置が講じられていること。
- 二 教育の発展に資すると認められる統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの
- 三 国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認めら

れる場合

四 デジタル社会形成基本法第37第2項第13号に規定する特定公共分野に係る統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

なお、統計法施行規則第35条第1項第3号の規定は、諸外国や国際機関等との統計情報の相互交換が重要であることに鑑み、21年10月に追加されたものである。

統計局は、この匿名データの作成・提供に関する事務の全部を統計センターに委託している。匿名データの提供を希望する者は、統計センターに、提供を受けようとする匿名データに係る統計調査名や年次、利用目的等を申し出る。統計センターは、申出の内容を審査し、要件を満たしていれば、匿名データが提供される。

匿名データを利用した成果を公表することにより、制度の適正な利用を担保し、これを社会に還元することについては、調査票情報の提供の場合と同様である。

3 利用状況

統計局が実施している統計調査については、制度開始直後の平成21年度に、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査、社会生活基本調査、全国消費実態調査の4統計調査で提供を開始した。初年度である21年度の利用は20件で、そのうち学術研究の発展に資すると認められるものが18件、高等教育の発展に資すると認められるものが2件である。

その後、匿名データ提供が可能な調査・年次の拡充を重ね、令和4年3月末時点においては、表3の6統計調査となっている。

表3 匿名データの提供が可能な統計調査とその年次（令和4年3月末時点）

統計調査	年次
国勢調査	平成12年、17年、22年、27年
住宅・土地統計調査	平成5年*、10年*、15年*、20年、25年
労働力調査	平成元年1月～令和元年12月（月次調査）
就業構造基本調査	平成4年*、9年*、14年*、19年、24年、29年
社会生活基本調査	調査票A（生活時間編／生活行動編） 平成3年*、8年*、13年*、18年、23年、28年 調査票B（生活時間編） 平成13年、18年、23年、28年
全国消費実態調査	平成元年*、6年*、11年*、16年*、21年、26年

（注） *は制度開始初年度（平成21年度）に提供を開始したもの

また、3年度の総務省全体での提供は15件であり、そのうち学術研究の発展に資すると認められるものが13件、高等教育の発展に資すると認められるものが2件であった。

第四章 統計データ利活用センターの取組

総務省及び独立行政法人統計センターは、平成30年4月1日、先進的なデータ利活用の推進拠点として、「統計データ利活用センター」を和歌山県に開設し、高度なデータ解析を実現する統計マイクロデータ（調査票情報）の提供等の業務を開始した。

1 統計マイクロデータの提供

(1) オンサイト施設の運用管理

「オンサイト施設」とは、情報セキュリティが確保された環境で、許可を受けた研究者等が統計マイクロデータを用いて、独自の集計・分析を行うことができる専用室のことである。オンサイト施設内に設置された専用端末を用いて、利用申出を行った統計マイクロデータを使った研究分析を行うことができるほか、利用者が用意したデータやプログラムを利用することも可能となっている。なお、分析した結果については、セキュリティ保護の観点等から所定の審査を経た上で、提供を受けて利用することもできる。

統計データ利活用センターは、オンサイト施設を構築するとともに、円滑にこれを運用管理しており、オンサイト施設を利用して統計マイクロデータを用いた探索的・創造的研究が進められている。

(2) オンサイト施設の全国展開

統計マイクロデータのオンサイト利用を推進するため、これまでオンサイト施設が設置されていない地域を含む全国の大学や研究機関に対して、オンサイト施設設置に関する積極的な働きかけを行い、オンサイト施設の設置及びオンサイト利用の普及を推進している。

令和5年9月末までにオンサイト施設が設置された大学・研究機関は、神戸大学、一橋大学、滋賀大学、多摩大学、群馬大学、新潟大学、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構、京都大学、大阪大学、香川大学、一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター、名古屋大学、金沢大学、長崎総合科学大学、岡山大学、東京大学、東北大学、広島大学、慶應義塾大学、立正大学、行政機関は、独立行政法人統計センター（東京都新宿区）、統計データ利活用センター（和歌山県和歌山市）及び中央合同庁舎第2号館（東京都千代田区）であり、筑波大学と信州大学についても設置に向けて検討している。

統計データ利活用センターは、統計関連学会や各種シンポジウム・講演会等を通じて情報発信を行い、オンサイト施設の全国展開、オンサイト利用の普及を進めていくこととしている。

(3) マイクロデータ利用ポータルサイト（miripo）の運用

統計マイクロデータ利用者の利便性の向上を図るため、これまで一元化されていなかった

統計マイクロデータの利用に関する制度の概要、具体的な手続き、利用可能な各府省のデータ一覧、統計マイクロデータの利用実績等の情報を集約した「マイクロデータ利用ポータルサイト（miripo）」を令和元年5月に開設し、運用している。

統計マイクロデータの提供に関する研究者等向けの相談窓口を設置しているほか、オンラインサイトの概要・手続に関する説明動画や利用事例、実際に統計マイクロデータを利用した研究者への有用性等に関するインタビュー記事も掲載しており、これから統計マイクロデータを利用したいと考えている研究者等にも大変分かりやすい内容となっている。

2 データサイエンスの発展・証拠に基づく政策立案（EBPM）に資する統計データ利活用の推進・支援

(1) 地方公共団体における統計データ利活用推進事業の支援

「証拠に基づく政策立案」（EBPM：Evidence-Based Policy Making）を実現するために地方公共団体においてデータ利活用のニーズが高まっていること、企業等においても統計データを分析して新たな価値を創造しようとする動きが強まっていること等に対応し、社会の情報基盤である統計データを更に有効に活用するため、平成30年度から「統計データ利活用推進事業」を実施し、地方公共団体の統計データ利活用推進に係る研究や研修会開催等に対して支援を行っている。

この事業によってこれまでに支援した研究には、大学と連携したEBPMのモデル構築、統計マイクロデータ及び行政記録情報を活用した行政課題解決、人口減少の因果関係の分析検証などがあり、こうした取組が模範事例となることによって、地方公共団体におけるデータ利活用が更に拡大していくことを目指している。

(2) データ利活用に係る地方公共団体表彰

客観的な統計データに基づく的確かつ効率的な行政運営に資することを目的として、統計データを利活用した優れた取組を進める地方公共団体に対して表彰を実施している。

平成28年度に統計情報システム課において「地方公共団体における統計利活用表彰」として開始し、令和元年度からは、応募された取組事例をより効果的に全国に発信するため、地方公共団体のためのデータ利活用支援サイト「Data StaRt」（データ・スタート）と連携して、「Data StaRt Award～地方公共団体における統計データ利活用表彰～」として実施している。

全国の地方公共団体から応募された取組の中から、職員による1次審査、有識者による2次審査、総務大臣による最終審査を経て総務大臣賞、統計局長賞、特別賞等が「統計の日」である10月18日に決定され、その後開催される全国統計大会において表彰が行われる。これまでに総務大臣賞を受賞した取組は、次のとおりであり、これらを含めて受賞した取組については、Data StaRtに掲載するほか、「統計調査ニュース」、「明日への統計」、一般財団法人日本統計協会発行の月刊誌「統計」等の各種広報媒体や地方公共団体向けの研修で紹介し、全国の地方公共団体に対して周知している。

- ・データ分析に基づく政策立案手法の導入（データ利活用プロジェクト）（佐賀県）
- ・ふじのくに少子化突破戦略の羅針盤（静岡県）
- ・横須賀市のE B P M推進に寄与する経済波及効果分析ツールの開発と全庁的活用（神奈川県横須賀市）
- ・葉山町きれいな資源ステーション協働プロジェクト～住民協働によるランダム化比較実験とエビデンスに基づく政策決定～（神奈川県葉山町）
- ・過去の気象・被害データに基づいた災害規模予測の導入（宮城県仙台市）
- ・介護予防D X^{（注1）}～データを活用した介護予防推進事業～（佐賀県佐賀市）
- ・データ分析をD I Y^{（注2）}～神戸データラウンジ～（兵庫県神戸市）

（3）情報面からの統計データ利活用支援

地方公共団体の統計データ利活用の取組を情報面から支援することを目的として、地方公共団体のためのデータ利活用支援サイト「Data StaRt」を令和元年5月に開設した。

Data StaRtは、次のようなページから構成されており、データ利活用に取り組む地方公共団体を応援する充実した内容となっている。

- ・「先進事例」：統計データ利活用表彰を受賞した取組を中心に優れた取組を分かりやすく紹介
- ・「E B P M活用塾」：データ利活用に関する有識者のポイント解説動画を視聴できるレクチャー編、データ利活用のための知識をまとめたゼミナール編
- ・「研究事例」：過去に実施した委託研究の報告書や地方公共団体で実施している研修内容を紹介
- ・「利活用相談」：地方公共団体からのデータ利活用に関する相談の受付
- ・「利活用ツール」：データ可視化ツール等データ利活用に役立つツールを紹介

3 統計データ利活用に関する人材育成

（1）地方公共団体における研修会やセミナー等への講師派遣

地方公共団体が主催する研修会やセミナーに統計データ利活用センターから講師を派遣し、E B P Mの概論に関する講義や行政データ・統計データ等を活用して行政課題を解決する具体的な取組事例の紹介を行っている。

（2）ビジネスパーソンを対象とした統計データ利活用セミナー

企業等広く民間においても統計データの利活用可能な人材を育成し、データサイエンスの裾野を拡大することを目的に、令和2年度からビジネスパーソンを対象とした統計オープンデータ活用のためのウェブセミナーを開催している。このセミナーにおいては、統計学の基礎知識やe-Stat（政府統計の総合窓口）、jSTAT MAP（各種統計データを地図上に表

（注1） Digital Transformation データとデジタル技術を活用してサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや組織プロセスを改革すること

（注2） Do It Yourself ここでは自ら取り組むという意味

示し、視覚的に統計を把握できる地理情報システム)のビジネスへの活用について、分かりやすく解説している。

(3) 統計を活用したキッズ向けイベント

身の回りの様々な事象について、データを活用してその関係性や傾向をつかめば新たな発見につながることや問題解決に役立つことを実感してもらい、こどもたちに統計や統計データへの興味を持ってもらうため、統計を活用したキッズ向けのイベントを平成27年度から令和4年度まで開催した。

令和元年度までは地方公共団体と連携して集合形式で開催していたが、2年度からは「キッズすたっと～探そう統計データ～」(小・中学生向けデータ検索サイト)を活用して、ウェブセミナー形式で開催した。また、3年度、4年度には、e-Stat(政府統計の総合窓口)を活用した中学生向けのウェブセミナーも開催した。

第五章 総合統計書の編集

1 日本統計年鑑

(1) 刊行目的

「日本統計年鑑」は、国土、人口、経済、社会、文化等あらゆる分野にわたる重要かつ基本的な統計を総合的、体系的に収録した、我が国の国勢を総覧する総合統計書である。また、統計データ検索のための事項索引や所在源情報をも提供して、効率的かつ適正な統計の利活用や歴史的な統計系列の保存に資することを目的としている。

(2) 沿革

ア 戦前の統計年鑑

日本統計年鑑は、明治15年3月に太政官統計院より刊行された「統計年鑑」を直接の前身としているが、様々な統計を収録した統計書としては、それ以前にも、「日本国勢要覧」（明治4年編集、岩倉米欧使節団が海外に日本を紹介する際の参考書としたもの）、「辛未政表」（5年4月刊行）等が作成され、その内容は、皇室関係、面積、歳入出、輸入出、府藩県別人口等であった。

その後、14年には「統計要覧」が刊行され、その内容は、土地、人口、歳出入、諸税、紙幣、貨幣、郵便、鉄道、電信、船舶、鉱山、海関輸出入、学校、陸軍、海軍、警察、司法等と多岐にわたるものであった。

それらの実績を引き継ぎ、14年5月の統計院設立を契機として、翌15年3月に統計年鑑が刊行された。これは、巻頭に統計院幹事安川繁成による漢文の序を掲げ、21分野、279表、本文678ページに及ぶ本格的な総合統計書であった。

表1 「統計年鑑」分野構成

1	土地	13表	8	通 運	19表	15	監 獄	9表
2	人 口	14表	9	銀行及金融	17表	16	司 法	20表
3	農 業	11表	10	外国貿易	19表	17	陸 軍	25表
4	山 林	3表	11	衛 生	15表	18	海 軍	13表
5	漁業及製塩	4表	12	社 寺	9表	19	財 政	19表
6	鉱 山	7表	13	教 育	20表	20	政 事	15表
7	工 業	4表	14	警 察	9表	21	北 海 道	14表

統計年鑑は、その後毎年刊行されているが、名称については、当初は「統計年鑑」、「第二統計年鑑」、「第三統計年鑑」、「第四統計年鑑」として刊行され、第5回（19年刊）から「日本帝国統計年鑑」となり、さらに、第56回（昭和12年刊）からは「大日本帝国統

計年鑑」とされている。しかし、この大日本帝国統計年鑑は、第二次世界大戦が激しくなる中で、第59回（16年2月刊）をもって中断した。

この間に、統計年鑑の摘要版として、「日本帝国統計摘要」（日仏対訳）が明治20年に創刊され、その後、昭和14年（第53回）まで毎年刊行されていた。

イ 戦後の統計年鑑

戦後、中央及び地方の官庁統計機構が次第に改善整備されるに伴い、各方面から統計年鑑の復刊が強く要望されるようになった。そこで、統計委員会事務局が関係各統計機関と協議を重ね、新たな「日本統計年鑑」を総理府統計局が編集・発行することとなり、昭和24年10月に「第一回日本統計年鑑」が刊行された。

その内容は、年鑑が中断された16年から23年までの期間を補足するとともに、戦後の我が国の国勢の総合的鳥瞰図を提供するものとして、27分野、610表、本文1,058ページに及ぶものであった。

表2 「第一回日本統計年鑑」分野構成

1	土	地	6表	15	物	資	需	給	25表
2	気	象	17表	16	物			価	18表
3	人	口	37表	17	労			働	37表
4	事	業	所	17表	18	会	社	及	計
5	農		業	60表	19	国	民	所	得
6	林		業	10表		及	国	有	財
7	水		産	業	18表	20	財		政
8	鉱		業	16表	21	官	公	吏	及
9	製		造	業	15表	22	教		育
10	電		気	17表	23	文	化	、	宗
11	住	居	及	建	18表	24	衛		生
12	交	通	、	通	38表	25	司		法
13	貿		易	13表	26	災	害	及	事
14	通	貨	及	金	53表	27	戦		災

この日本統計年鑑は、その後、毎年刊行（ただし、第7回は30・31年版、第24回は48・49年版、第43回は平成5・6年版となっている。）されている。

昭和56年10月、外部の学識経験者を交えた「総合統計書研究会」が設置され、編集方針の再検討がなされ、第33回（58年版）から次のような改訂が行われた。

- ①分野構成の組替えを行うとともに、各分野の冒頭に掲載統計の概要を示した。
- ②他の統計刊行物などの利用の便を考慮し「統計資料案内」を充実した。
- ③統計表の時系列の長期化及び各表の掲載年次の統一化を図った。
- ④主要な指標に関する昭和20年以降の累年系列表を掲載した。

また、平成5年、15年にも編集方針の見直しが行われ、大幅な改訂が行われた。

次いで、26年6月から11月まで、外部の学識経験者を交え4回開催された「総合統計書に関する検討会」では、章構成の見直しが検討され、社会、経済の環境変化に対応させて、六つの部に整理した上、第64回までの27章から第65回（28年版）は新たに30章に再構成された。

この改訂以降は、一部統計表の改廃はあるものの、おおむね同一の編集方針に従って刊行されている。また、統計局ホームページにおいて、第60回（23年版）からはExcel表による提供、第62回（25年版）からはHTMLファイルの電子書籍による提供を行っている。

(3) 構成等

日本統計年鑑の規格はB5判で、目次（総目次及び統計表目次）、本文（主要指標、分野解説、統計表、資料作成機関一覧、事項索引）及び利用案内から成り、第72回日本統計年鑑（令和5年版）においては、30の分野にわたる542統計表を掲載し、本文760ページとなっている。

本文は、各分野の基本的な統計データを収録表記した統計表を中心に構成され、関連する統計表がまとめられているとともに、掲載統計に関して調査方法、経緯及び専門用語等の概要を記述した分野解説を加えている。また、資料作成機関一覧を除いて、いずれも和英対訳となっている。

表3 「第72回日本統計年鑑（令和5年）」分野構成

1	国 土 ・ 気 象	9表	16	金 融 ・ 保 険	28表
2	人 口 ・ 世 帯	27表	17	環 境	11表
3	国 民 経 済 計 算	19表	18	科 学 技 術	10表
4	通 貨 ・ 資 金 循 環	7表	19	労 働 ・ 賃 金	39表
5	財 政	29表	20	物 価 ・ 地 価	16表
6	貿易・国際収支・国際協力	16表	21	住 宅 ・ 土 地	17表
7	企 業 活 動	12表	22	家 計	18表
8	農 林 水 産 業	37表	23	社 会 保 障	36表
9	鉱 工 業	20表	24	保 健 衛 生	16表
10	建 設 業	10表	25	教 育	34表
11	エ ネ ル ギ ー ・ 水	21表	26	文 化	23表
12	情 報 通 信	9表	27	公 務 員 ・ 選 挙	9表
13	運 輸 ・ 観 光	15表	28	司 法 ・ 警 察	19表
14	卸 売 業 ・ 小 売 業	7表	29	災 害 ・ 事 故	14表
15	サ ー ビ ス 産 業	4表	30	国 際 統 計	10表

2 日本の統計

(1) 刊行目的

「日本の統計」は、我が国の国土、人口、経済、社会、文化等あらゆる分野にわたる基本的な統計を選んで体系的に収録し、手頃で簡便な形に編集したものである。統計の普及

を促進し統計データを手軽に活用することによって、我が国の現状が正しく理解されることを目的としている。

(2) 沿革

日本統計年鑑は、大部である上に内容も専門的かつ詳細多岐にわたっているため、実務や学習の際に手軽に、随時に、多方面の事項について参考に供するには必ずしも適していない、との声があった。こうした声を受けて、昭和31年8月に創刊されたのが日本の統計である。日本の統計は、このような不便を除く趣旨から、我が国の社会、経済、文化等の全分野に及ぶ多種多様の統計資料を適宜に編成し、分かりやすく一冊にまとめた日本統計年鑑の縮刷版であり、創刊以来、一部統計表の改廃を行いながら毎年刊行している。

(3) 構成等

日本の統計の規格はA5判で、目次、グラフでみる日本の統計、本文（統計表、資料作成機関一覧）から成り、「日本の統計2022」においては、本文279ページ、29分野の368統計表のほか、48のグラフを掲載している。

3 世界の統計

(1) 刊行目的

「世界の統計」は、世界の情勢や世界における我が国の位置などについて理解が得られるよう、人口、経済、社会、文化などの分野別に世界各国の統計を簡潔に編集したものであり、実務や学習の際に手軽に利用できるものとなっている。

(2) 沿革

世界の統計は、大正10年の皇太子殿下（昭和天皇）の海外御巡遊の際の参考資料として編纂された「列国国勢要覧」をその前身としており、この列国国勢要覧は、大正10年5月に刊行された後、昭和18年まで刊行された。なお、昭和2年に、より詳細な国際統計書として「第一回国際統計摘要」が刊行されたが、この回のみで以後は刊行されていない。

戦後になり、国際統計機構が整備されて統計資料の国際交換も復活し、諸外国の統計資料が相当利用できるようになったこと、国際統計に対する一般の需要が増大したことなどから、26年12月に「国際統計要覧」が創刊され、平成4年まで毎年（ただし、昭和27、34、39年は中断）刊行された。これを平成6年から世界の統計と改称して毎年刊行している。

(3) 構成等

世界の統計の規格はA5判で、目次、本文（統計表、統計図表）、付録（主要出典資料名一覧、世界の国の数、国際連合加盟国数等）等から成り、「世界の統計2022」においては、約200の国・地域を対象に、本文284ページ、16分野の132統計表を掲載している。

なお、国際比較を容易にするため、可能な限り国際連合などの国際機関が収集した最新のデータから収録することを原則としている。

4 STATISTICAL HANDBOOK OF JAPAN

(1) 刊行目的

「STATISTICAL HANDBOOK OF JAPAN」は、我が国の国土、人口、経済、社会、文化などの広範囲な分野の最近の状況について、統計表、グラフ及び写真を交えて英文で簡潔に記述し、現在の我が国の姿を海外に紹介することを目的として刊行している。

(2) 沿革

STATISTICAL HANDBOOK OF JAPANは、昭和33年9月に創刊され、その後、毎年（ただし、34、38、41、43、54年は中断）刊行されている。

日本統計年鑑には英訳が付されているが、膨大な統計データ（数値）だけでは、我が国の姿を理解することは容易でないと考えられることから、解説、グラフ、写真等を多用し、分かりやすさを重視した小冊子として作成されているものである。

(3) 構成等

STATISTICAL HANDBOOK OF JAPANの規格はA5判で、国土、気象、人口から産業活動、教育、文化、社会に至る様々な分野について、客観的に、かつ、簡潔な解説、統計表、グラフ、写真等を組み合わせて編集している。「STATISTICAL HANDBOOK OF JAPAN 2022」においては、本文197ページ、17分野の100統計表のほか、84のグラフを掲載している。

5 その他の総合統計書等

(1) 日本統計月報

「日本統計月報」は、毎月の我が国の経済、社会の動向を総合的かつ迅速に観察できるよう、月々あるいは四半期ごとに公表される統計から基本的な最新の時系列データを選択・編集して掲載した月次統計の総合統計書である。

日本統計月報の前身に当たる「統計月報」は、戦後間もない昭和22年8月に創刊され、当初は不定期の刊行であったが、27年6月以降、36年3月（第135号）まで毎月刊行された。

その後、行政管理庁統計基準局の協力の下に、統計局が実施する統計調査の結果を中心に構成・掲載する、新たな日本統計月報が企画され、36年7月に日本統計月報（第1号）が刊行された。なお、37年3月に行政管理庁統計基準局から、月報に掲載されている調査等の対象、範囲、調査方法及び用語の定義等を取りまとめた「日本統計月報資料解説編」が刊行され、52年からは統計局がそれを簡潔にまとめた「解説編」を毎年4月号の付録として編集し刊行していた。

以後、社会情勢の変化に応じて、掲載統計表の改廃を行うとともに、52年以降は電子計算機（コンピュータ）を活用して編集業務の効率化を推進し、59年11月にはデータを一括して収納するデータベースシステムを開発・導入した。その後、平成12年7月に統計局ホームページを通じてこのデータベースから閲覧することが可能となった。17年には、分野構成及び収録内容や提供方法の見直しを行い、18年4月から本格運用を開始した「総合月

次統計データベース」により提供を一元化することとし、日本統計月報は18年3月号をもって廃刊した。さらに、情報通信技術（ICT:Information and Communication Technology）の進展により、総合月次統計データベースで提供していたデータも容易に原資料である各省庁等のホームページから閲覧することが可能となったため、24年3月には、その更新を終了した。

日本統計月報の規格は、8年3月号まではB5判、同年4月号以降はA4判で、目次、主要グラフ、主要指標、本文（統計表）及び資料一覧から成り、廃刊時においては、186ページ、17分野の112統計表を掲載していた。

なお、月次系列の掲載は最近15か月、四半期系列は最近2～3年、年次系列は最近7年間を収録すること、また、掲載統計表は日本統計年鑑と可能な限り対応させることを原則とし、資料一覧を除いて、いずれも和英対訳であった。

(2) ミニ統計ハンドブック

「ミニ統計ハンドブック」は、地方公共団体の統計関係職員、更には一般の利用者を対象に、我が国の身近な統計についての知識を深めるとともに、統計を通じて我が国の姿を正しく理解してもらうことによって、統計の普及とその利活用の促進を図ることを目的として刊行したものである。

「ミニ統計ハンドブック（全国編）」は、昭和57年3月に創刊し、翌58年には、地域に密着した「地域編」を作成し、その後、全国編と地域編を1年おきに刊行していたが、日本統計年鑑等の編集方針の見直しに伴い、平成4年の地域編をもって廃刊した。全国編は全国ベースの統計表を中心に時系列的な変化が分かるように、また、地域編は都道府県別統計表を中心に地域別比較ができるように編集したものである。

ミニ統計ハンドブックの規格はB6判で、目次、本文（統計表・解説）、統計機構及び統計関係法令等から成り、全体で約220ページとなっている。

本文は1項目につき見開き2ページとし、左に統計表、右にその解説（用語等の定義やその統計に関連する経済、社会、文化等の動向等）を掲載することを原則とした。なお、7年からは、ミニ統計ハンドブックの内容を引き継いだ「統計でみる日本」が、毎年、一般財団法人日本統計協会から刊行されている。

(3) ポケット統計情報（PSI）

「ポケット統計情報（PSI:Pocket Statistical Information）」には、「月報版」と「年報版」があり、幹部職員が業務の遂行に当たり、我が国の人口、経済、社会等の毎月の動向（月報版）やそれらの水準及び構造の長期的な傾向（年報版）を統計の面から素早く把握できるよう、基本的な統計データをコンパクトにまとめ、「いつでも」、「どこでも」手軽に利活用できるよう編集したものである。いずれもB7判の変形で、月報版は64ページ、54統計表、年報版は102ページ、30分野の109統計表を掲載した。なお、年報版は、日本統計年鑑のミニミニ版といえるものになっている。

月報版は昭和61年1月に創刊しその後毎月上旬に、年報版は平成2年7月に創刊しその

後毎年刊行していたが、「日本統計年鑑電子ブック」が公表されたことなどによってその役割を終え、月報版は24年3月号をもって、年報版は2017（平成29）年版をもって、廃刊した。なお、その後、年報版は2018（平成30）年から公益財団法人統計情報研究開発センターから毎年刊行されている。

(4) JAPAN Statistics in Brief

「JAPAN Statistics in Brief」は、海外からの訪問者に対し、日本の現状を簡単に紹介するために、各分野の基本的な統計を収録した英文リーフレット（A6判四つ折り、8ページ、約150項目、多色刷）である。

昭和62年3月に第1回を刊行し、その後毎年1回（6月頃）刊行していたが、STATISTICAL HANDBOOK OF JAPANの拡充に伴い、平成6年版をもって廃刊した。

6 長期時系列統計の整備

明治以降の長期時系列統計の整備を行うため、昭和56年に統計局内に「長期時系列データ整備委員会」が、57年には財団法人日本統計協会の主催の下に学識経験者を含めた「長期時系列統計整備研究会」がそれぞれ設置され、この二者が協力して、我が国の人口、経済、社会、文化等の各分野の基本的な項目に関する、おおむね昭和60年以前のデータ約6万7,000について、明治以降できる限り遡って整備し、62年10月から63年5月にかけて「日本長期統計総覧」（全5巻）として刊行した。これらのデータは、併せて長期時系列データテープに蓄積・保存した。

その後、データをより利活用しやすくするため、日本長期統計総覧のExcel化を推進するとともに、年次データを追加した（昭和60年以降おおむね平成10年まで）。次いで日本統計協会に委託し、社会、経済の変化に対応させて分野体系、収録内容を見直し、年次系列を更に整備して、「日本の長期統計系列」を、平成16年に統計局ホームページに掲載した。また、18年3月から同年12月にかけて「新版 日本長期統計総覧」（全5巻）も日本統計協会から刊行されている。

なお、収録内容のうち統計局所管のデータについてはその後も毎年更新を行っていたが、ICTの進展により過去のデータも容易に検索することが可能となったことから、24年3月に更新を終了した。

7 総合統計書のインターネットによる提供

総合統計書の編集には、多くの人手と時間が必要であったが、ICTの進展に伴い、情報処理機器を高度利用することによって、合理化・効率化を推進することが可能となった。

平成2年度には、電子編集システムを導入し、日本統計月報を皮切りに、日本統計年鑑、日本の統計など順次このシステムを利用することとした。

次いで、6年度からは世界の統計、12年度からは日本統計月報について、表計算ソフトを利用して編集することとした。

一方、データの収集についても、当初は紙媒体によっており、入力や審査に時間を要していたが、順次インターネットを通じて行う方法に切り替えることによって、正確性・効率性の確保を図ることが可能となった。

その後、10年10月の統計局ホームページのリニューアルに合わせて、11年4月から順次日本統計年鑑、日本の統計、世界の統計、日本統計月報、STATISTICAL HANDBOOK OF JAPANを同ホームページに掲載した。

令和4年においては、日本統計年鑑、日本の統計、世界の統計、STATISTICAL HANDBOOK OF JAPAN、社会生活統計指標－都道府県の指標－、統計でみる都道府県のすがた、統計でみる市区町村のすがたを随時更新しながら掲載している。

第六章 社会・人口統計体系の整備

1 概要

「社会・人口統計体系」は、国民生活の実態を統計的に把握するため、国際連合が提唱したSSDS（System of Social and Demographic Statistics）の趣旨に沿って、人口・世帯、自然環境、経済基盤、行政基盤、教育、労働、文化・スポーツ、居住、健康・医療、福祉・社会保障、安全、家計、生活時間の13分野にわたり、地域別統計データを収集・加工し、これらを体系的に編成したもので、地域特性の把握、分析等の利用に資することを目的としている。

昭和51年度から都道府県データを中心に「社会生活統計指標」として作成を開始したが、56年度に対象を市区町村にまで拡大するとともに、収集項目数も大幅に増やすなどの拡充整備を行い、社会・人口統計体系に改称した。

2 構成

社会・人口統計体系は、行動主体（生活の行動主体である国民、住民）、環境基盤（生活行動や行動の場の背景となる自然環境、経済基盤、行政基盤）、行動の場（生活行動を行う施設、便益）、行動資源（生活行動の基礎となる金銭的、時間的資源及びその配分）、生活行動（住民の具体的な行動の態様）及び実現水準（住民の生活行動の結果として達成される結果）の六つの視点によって、より総合的な社会統計の体系化を目指すものである。

社会・人口統計体系の各分野とそれらの相互関係は、次頁の図のとおりである。

3 データの収集・入力・審査

社会・人口統計体系の基礎となるデータは、統計局・統計センターが各府省、都道府県等から収集している。都道府県が保有するデータについては、当初は紙の記入表を郵送する方法、平成7年からはフロッピーディスクによる方法、11年からはオンラインによる方法で、都道府県に委託して収集を行っていたが、経常調査等の事務の見直しにより、23年度をもって都道府県への委託は取りやめることとなった。

データの審査は、従来は、統計センターの大型コンピュータを用いて行っていたが、13年度から14年度にかけて、パソコン上でデータチェック等を行うことができる新システムを構築して導入した。

I 行動主体

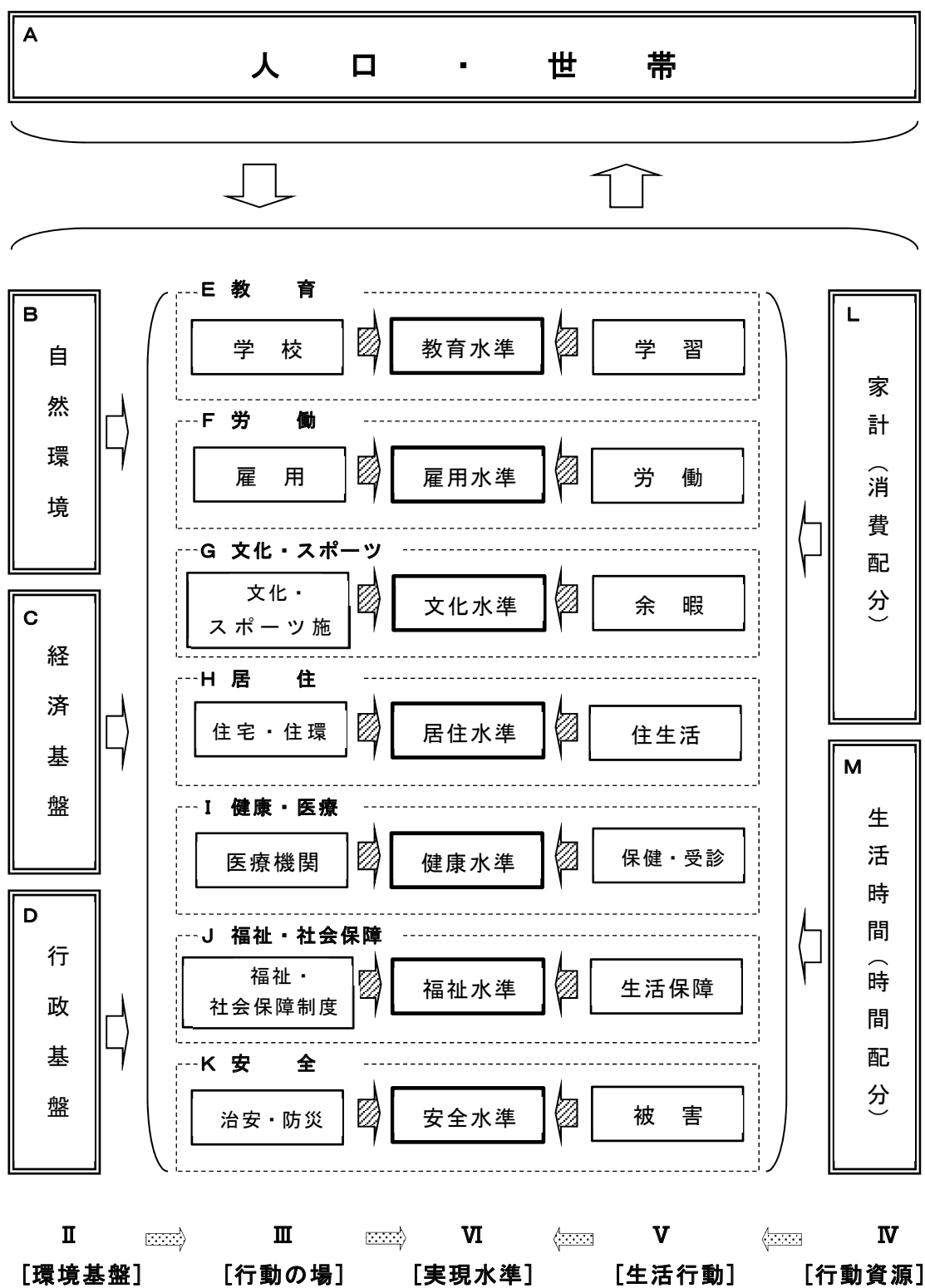


図 社会・人口統計体系の構成概念図

4 結果の編成及び公表

社会・人口統計体系は、都道府県別に約4,300項目、市区町村別に約800項目の基礎データに加え、地域間比較が容易にできるように「人口1,000人当たり」、「面積1km²当たり」等に換算した指標値を収集・加工し、これらを体系的に編成したものであり、各分野別の項目数は、次表のとおりである。

表 分類別項目数

令和3年度（2021年度）

分野別	地域	都道府県		市区町村	
		指標	基礎データ	指標	基礎データ
A	人口・世界	81	568	22	133
B	自然環境	18	44	2	9
C	経済基盤	39	502	2	199
D	行政基盤	50	194	4	85
E	教育	61	486	3	21
F	労働	75	530	9	65
G	文化・スポーツ	23	250	2	2
H	居住	87	465	11	210
I	健康・医療	100	397	4	21
J	福祉・社会保障	48	366	1	61
K	安全	58	168	2	2
L	家計	79	265	—	—
M	生活時間	20	214	—	—
	計	739	4,449	62	808

このうち主要データについては、「社会生活統計指標－都道府県の指標－」、「統計でみる都道府県のすがた」及び「統計でみる市区町村のすがた」として編集（規格A4判）し、毎年刊行している。

また、平成7年度からは、昭和50年度以降の時系列データについてCD-Rなどの電磁的記録媒体で、8年度からは統計局ホームページで最新の報告書掲載データについて提供を行っている。

第七章 統計地理情報の整備・提供

第一節 統計GISへの取組

1 統計地理情報の整備

(1) センサス・マッピング・システム（CMS）

統計地理情報とは、主に国勢調査の基本単位区の境界情報を基本とする図形データに、当該地域に係る統計データを付加した地理情報データである。統計局は、統計地理情報を用いて「センサス・マッピング・システム」（CMS：Census Mapping System）を構築し、国勢調査の調査区地図の作成や人口集中地区の画定、地域メッシュ統計の同定（対応付け）データ作成のほか、国勢調査以外の調査の調査単位区の設定、地域分析などに活用している。また、このCMSを用いることによって、データを地図上に表示して視覚的に捉えることが可能となっている。

国勢調査においては平成2年から恒久的な街区を単位とした区域を基本単位区として設定しているが、2年から4年にかけて、平成2年国勢調査の調査区地図上の基本単位区の形状をデジタル化^(注1)入力して、基本単位区データの作成を行い、これに基本単位区別の集計結果等の属性データを結合させて統計地理情報を作成した。

なお、整備開始当時はEWS^(注2)（OS^(注3)はUNIX）により、米国ESRI社のGIS^(注4)ソフトであるARC/INFOを用いていたが、その後、パソコン（OSはWindows）により同社のArcGIS等を利用している。

次いで、平成7年国勢調査の調査区修正情報を用いて、基本単位区を整備・更新し、人口、世帯数データを付加して平成7年国勢調査基本単位区データに係る統計地理情報を作成し、更にこれを活用して、町丁・字等別境界データを作成した。その後の国勢調査においても、前回の国勢調査の基本単位区データを整備・更新することにより最新の基本単位区データを作成し、このデータを基に町丁・字等の境界データの作成、整備・更新を行っている。

また、平成8年事業所・企業統計調査について、平成7年国勢調査基本単位区データを基に調査区データを作成し、その後についても8年調査と同様の方法で18年調査まで整

(注1) 紙の地図上の形状をデジタル形式に変換する処理（X,Y座標が自動的に記録される。）

(注2) Engineering WorkStation 高性能な処理装置、表示装置、外部記憶装置、ネットワーク用インタフェースなどの機能を有するコンピュータシステム

(注3) Operating System 機器の基本的な管理や制御のための機能などを備えたシステム全体を管理するソフトウェア

(注4) Geographic Information System、地理情報システム。様々な統計データ等をデジタル化された地図の上で結びつけ、統合的に処理・管理・分析するコンピュータシステム

備・更新を行っている。事業所・企業統計調査が廃止され、経済センサスが創設されてからは、経済センサス - 基礎調査（21年、26年）、経済センサス - 活動調査（24年、28年）におけるそれぞれの調査区境界を基に事業所数や従業者数などの属性データを付加して、町丁・大字境界データを作成している。

さらに、統計地理情報を統計局外に提供するための規定を整備し、7年以降の国勢調査の基本単位区データ、町丁・字等境界データや8年以降の事業所・企業統計調査、経済センサスの調査区境界データを国及び地方公共団体等に提供しており、これら統計地理情報は、各種都市計画や防災計画等に利用されている。

CMSの仕組みは、次の図のとおりである。

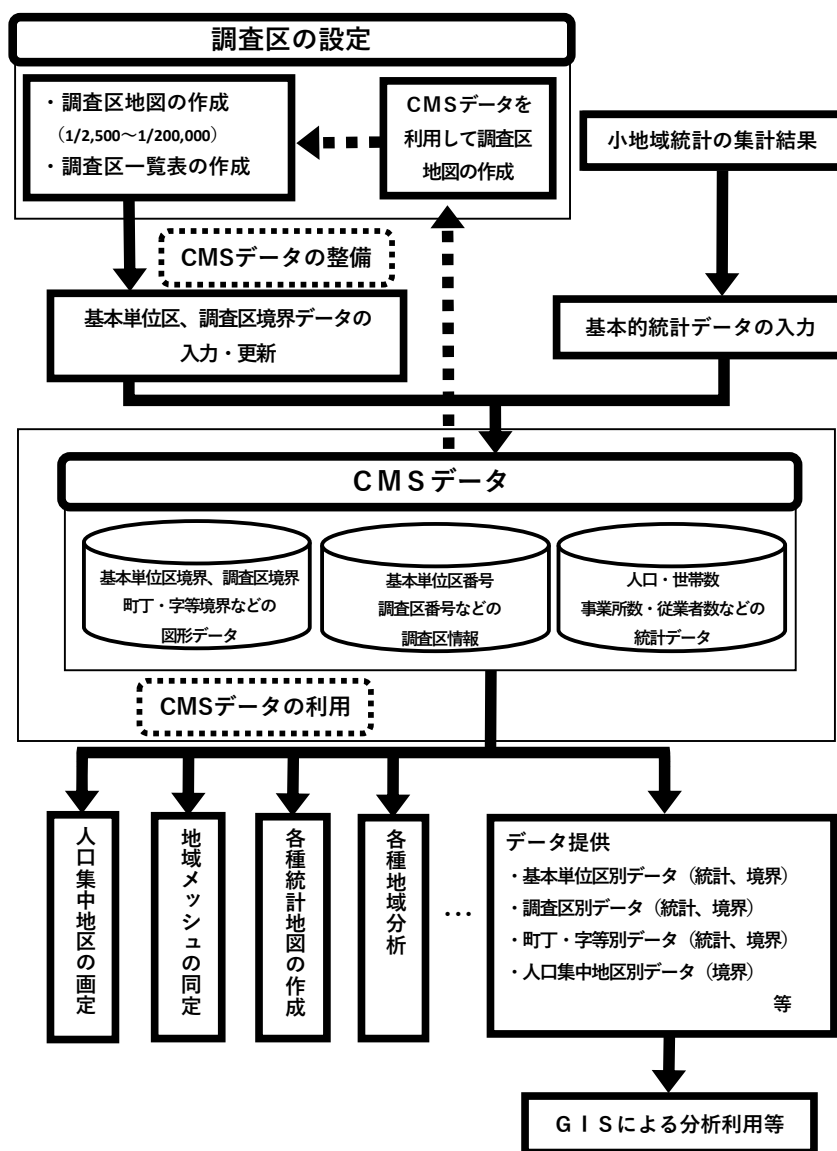


図 CMSの仕組み

(2) 業務効率化のためのCMSの活用

ア 調査区地図作成システム

国勢調査の調査区設定において、調査区地図は、従来、市町村の職員が手作業で作成していたが、市町村の負担軽減、事務の効率化、正確性の確保を図る観点から、統計局保有の背景地図データを用いて電子計算機（コンピュータ）によって、調査区地図を作成し、これを出力する「調査区地図作成システム」を開発した。

このシステムは、CMSにより作成された調査区データ、調査区一覧表、統計局が保有する各種の背景地図データを基に、コンピュータにより調査区地図を修正、作成することを可能にするもので、平成4年から一部の政令指定都市などで試行し、7年から本格運用を開始した。その後、12年の国勢調査においては約3割、17年には約8割、22年には全ての市町村がこのシステムを利用したコンピュータ出力方式としている。なお、このシステムを用いた調査区地図作成業務は、外部に委託している。

イ 国勢調査及び住宅・土地統計調査の試験調査における要図作成システム

調査を実施するに当たっては、調査員が担当する調査区内を巡回し、その範囲を確認して「調査区要図」を作成することが通例である。作業期間が比較的短い試験調査において、この調査区要図に建物・道路等を手書きする作業負担を削減するため、統計局では、平成22年国勢調査第2次試験調査において「要図作成システム」を開発し、プレプリント済みの調査区要図を対象自治体に送付することとした。その後、25、30年の住宅・土地統計調査（住宅・土地統計調査においては「調査区対象確認図」と称している。）、平成27、令和2年の国勢調査の各試験調査においてもこのシステムを活用して要図等を作成、提供している。

ウ 国勢調査調査区対応付システム及び隣接調査区・町丁字等検索システム

平成9年に、今回調査と前回調査の調査区を重ね合わせて対応させ、それぞれの調査区情報を出力する「調査区対応付システム」を、また、12年に国勢調査調査区に隣接する調査区の情報を入力する「隣接調査区検索システム」を開発し、その後22年には町丁・字等についても隣接情報を出力できる機能を追加し、「隣接調査区・町丁字等検索システム」を開発した。これらのシステムは各種統計調査の調査地域の選定や小地域集計を行う際の秘匿処理（個人・法人が特定されないようにデータを加工すること）に活用し、5年ごとに改修を行っている。

エ 国勢調査調査区情報付加システム

平成16年に開発した「国勢調査調査区情報付加システム」は、国勢調査調査区を中心点座標を起点とし、道路に沿って各種生活関連施設を探索し、測定することにより、施設の名称、所在地、位置座標、経路及び距離等を把握する機能を有するもので、住宅・土地統計調査の集計に活用している。

オ 人口集中地区画定システム

人口集中地区（統計データに基づいて一定の基準により都市的地域を定めたもの）は、

従来は、国勢調査調査区を基礎単位として、調査区地図を基に人手によって画定していたが、これを効率化するため、昭和 63 年から調査区境界の入力実験を行い、基本単位区を基礎単位として、CMS データを用いて画定する検討に着手した。平成 3 年度に CMS 機器を導入後、3 年度及び 4 年度に、15 県の 30 市区町を選んで、CMS による、基本単位区を基礎単位とした人口集中地区画定のシミュレーションを行い、その編成地域が「都市的地域」を的確に捉えているか否かを評価した。4 年からは、平成 2 年国勢調査のデータを用いて人口集中地区の試験的画定を行うとともに、人口集中地区境界図を作成した。さらに、試験的画定で用いたプログラムを改良して「人口集中地区画定システム」を構築し、同システムを用いて平成 7 年国勢調査において初めて CMS による人口集中地区画定業務を行った。

12 年以降の国勢調査においても、操作性の向上を図るなどシステムをその都度改修しながら、CMS データによって人口集中地区の画定業務を行っている。

カ 地域メッシュ統計の作成

昭和 63 年から小地域統計に CMS を活用することについての研究を開始し、平成 7 年国勢調査において、CMS に登録されている基本単位区データと地域メッシュ（緯度、経度によりほぼ正方形に区画された区域）とを同定（対応付け）して、地域メッシュ統計を作成した。平成 12 年以降は、同定の方法を改善しながら、それぞれ各回の国勢調査データを基に地域メッシュ統計を作成している。

また、平成 8 年事業所・企業統計調査に関する地域メッシュ統計の作成においても、CMS に登録されている基本単位区を基に作成した同調査の調査区データを活用して同定作業を行い、地域メッシュ統計を作成した。

なお、平成 13 年、18 年の事業所・企業統計調査、平成 21 年以降の経済センサス（基礎調査、活動調査）においては、事業所の所在地情報を用いたアドレスマッチング等により同定作業を行い、経済センサスに関する地域メッシュ統計を作成している。

キ CMS ねっとまっぷ

平成 12 年国勢調査関連業務等を円滑に行うため、GIS 機器の更新に合わせて CMS データと背景地図データを統合してイントラネットで提供する「CMS ねっとまっぷ」システムを開発した。このシステムは、国勢調査はもとより、経済センサス（基礎調査、活動調査）、家計調査、労働力調査など統計局が実施する統計調査において、調査区情報の確認などのために広く利用されている。

(3) 統計地理情報データの提供、利活用の推進

平成 3 年から 4 年に、CMS の運用及び利活用の参考とするため、地方自治体で導入している地理情報システムの開発経緯や状況、運用実績、システム構成、背景地図の整備状況について実態を調査した。

また、統計地理情報データの提供、整備、充実、利活用の推進に資することを目的として、統計局及び統計センター職員対象の講習会や都道府県職員対象の講習会を開催するほ

かPR用のパンフレットを随時作成している。

(4) 東日本大震災への対応

統計地理情報データの利活用について特筆すべきものとして、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災地域に関する統計情報の提供がある。国や地方自治体の要請により、平成21年経済センサス - 基礎調査の調査区境界による事業所数・従業者数及び平成22年国勢調査の基本単位区や町丁・字等別境界による人口・世帯数を用いて、国土地理院提供の津波による浸水範囲概況の区域や、福島第一原子力発電所事故による計画的避難区域等の事業所数や人口等を集計した地図を作成し、関係各所に送付した。

このように東日本大震災に当たっては、被災前の被災地域の状況を詳細に把握することについて、統計地理情報が大きな役割を果たした。

2 統計GISプラザ

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定）において、産業発掘戦略の一つとして「総務省が中心となって、政府が保有する統計情報をインターネット上で高度に利活用できる仕組みを構築する。」とされたことを踏まえ、統計局は、「統計GISプラザ」を構築し、平成16年1月から運用を開始した。この統計GISプラザは、国勢調査と事業所・企業統計調査の町丁・字レベルの集計結果と町丁・字の境界データを結合し、これに背景地図を重ね合わせることによって、全国21万地域に及ぶ小地域データを提供するとともに、地図上でグラフを表示したり集計したりすることができるものであった。

その後の20年4月、統計GISプラザは、「統計業務等の業務・システム最適化計画」（平成24年9月7日改定、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づいてe-Stat（政府統計の総合窓口）の中に組み込まれ、新たに「地図で見る統計（統計GIS）」として提供されることとなった。

3 地図で見る統計（jSTAT MAP）

統計GISについては、e-Statにおいて地図で見る統計（統計GIS）の提供を開始した後も、統計データのオープン化の一環として更なる取組の必要性が指摘され、「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」（平成25年6月14日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）においても、機械判読^(注)に適した形式でのデータ公開の拡大、統計情報の電子的提供の一層の推進、地理情報を活用した統計データの拡充などが課題とされている。

こうしたことを踏まえ、従来の地図で見る統計（統計GIS）の提供を継続するとともに

(注) コンピュータ（プログラム）が自動的にデータを加工・編集できること。そのためには、コンピュータが当該データの論理的な構造を判読（識別）でき、構造中の値（表の中に入っている数値等）が処理できるようになっている必要がある。

に、新たに、

- ①利用者が保有するデータを取り込んで分析する機能
- ②任意に指定したエリアにおける統計算出機能
- ③指定したエリア内の統計データをレポート出力する機能

を追加した「地図による小地域分析（jSTAT MAP）」及びタブレット端末で手軽に利用できる「マップ De 統計」の提供を平成27年1月から開始した。

なお、29年4月、jSTAT MAPに不正アクセスがあり、悪意のあるプログラムが仕掛けられて、情報が搾取されたことが判明したため、4月11日12時に運用を停止した。調査した結果、搾取された情報には、公表された統計情報に加えて、25年10月18日以降の利用登録者約2万3,000人の登録情報及び利用者がjSTAT MAPを利用する際に使用した利用者保有のデータが含まれているおそれのあることが分かった。このため、利用登録者に電子メールで謝罪し、パスワードの変更を依頼するとともに、不正アクセス及び情報流出の防止対策等を講じた上で4月24日からサービス提供を再開した。

さらに、平成30年1月のe-Statの更改時に、地図で見る統計（統計GIS）と地図による小地域分析（jSTAT MAP）の2機能を統合し、「地図で見る統計（jSTAT MAP）」とし、「マップ De 統計」は廃止した。

具体的なjSTAT MAPの機能は、次のとおりである。

・統計グラフ作成機能

統計データを使ってグラフを作成する機能。国勢調査、経済センサス、農林業センサスなどの基本的な統計データがあらかじめ登録されており、その統計データを用いて選択したエリアを色分け、グラフ化できる。また、任意のエリアのデータを集計することもできる。

・レポート作成機能

統計データとグラフを使ったレポートを作成する機能。統計グラフ作成機能で作成した統計グラフの集計値をレポートに出力（シンプルレポート）する機能と、半径や到達圏の中心点を指定してエリアを確定することにより、自動的にそのエリアのデータを集計、分析し、地域レポートとして出力（リッチレポート）する機能がある。

・プロット作成機能

地図上に位置情報を持ったデータを登録する機能。地図上で位置を指定することにより入力する方法、緯度・経度情報を持ったデータを登録する方法、住所情報から登録する方法がある。

・エリア作成機能

地図上に位置情報を持った面データを作成する機能。面データのファイルを登録する方法と地図上でエリアを指定する方法がある。

jSTAT MAPにおいて、背景地図として利用できるのは、Google Map、Google航空写真、Google Map（地形）、Google Map（白黒）、国土地理院地図（標準）、国土地理院地図（淡

色)、国土地理院地図(白黒)、国土画像情報である。

jSTAT MAPは、誰でも、いつでも利用できるが、利用者が保有するデータのjSTAT MAPでの使用、リッチレポートの作成等を行う場合は、簡単な利用者登録が必要である。

jSTAT MAPは、地方公共団体が施策を立案する際の基礎資料として、企業等がマーケティングを行う際の分析資料として、など様々な場面において広く利用されており、また、令和4年度から地理情報システム(GIS)等を用いることによって汎用的で実践的な地理的スキルを習得する「地理総合」が高等学校の必修科目となったことから、更なる利用の拡大が見込まれる。

第二節 地域メッシュ統計

1 概要

地域メッシュ統計は、対象とする地域内をほぼ正方形で面積の等しい小地域に細分し、細分した地域ごとに国勢調査や経済センサスなどの各種統計調査の結果を対応させて編成した小地域統計である。

我が国の市町村数は、昭和25年には1万500であったが、戦後における市町村合併の進展により35年には半数以下の3,574と急激に減少し、それに伴い市町村の平均規模が拡大した。しかし、統計の地域表章の最小単位が市町村のままであったこと、行政区域は廃置分合等により変更があって、その大きさは一定でなく、かつ形状も不規則であることなどから、統計データを時系列で比較することが困難であった。そのため地域における行政需要の多様化に十分対応できず、市町村の区域を細分した、より詳細な小地域統計データが強く求められるようになった。

地域メッシュ統計は、このような要請に対応して統計局が開発したもので、統計局では、基本的な統計調査について、国勢調査においては40年から、事業所・企業統計調査においては41年から平成18年まで、経済センサスにおいては21年以降、その結果についての地域メッシュ統計を作成している。

地域メッシュの区画は、次表のような方法により画定される。

表 地域メッシュの区分方法

区画の種類	区分方法	緯度の 間隔	経度の 間隔	一辺の 長さ	地図との 関係
第1次地域区画	全国の地域を偶数緯度及びその間隔(120分)を3等分した緯度における緯線並びに1度ごとの経線とによって分割してできる区域	40分	1度	約80km	20万分の1地勢図(国土地理院発行)の1図葉の区画

区画の種類	区分方法	緯度の隔	経度の隔	一辺の長さ	地図との関係
第2次地域区画 (統合地域メッシュ)	第1次地域区画を緯線方向、経線方向に8等分してできる区域	5分	7分30秒	約10km	2万5千分の1地形図(国土地理院発行)の1図葉の区画
基準地域メッシュ (第3次地域区画)	第2次地域区画を緯線方向、経線方向に10等分してできる区域	30秒	45秒	約1km	
2分の1地域メッシュ (分割地域メッシュ)	基準地域メッシュ(第3次地域区画)を緯線方向、経線方向に2等分してできる区域	15秒	22.5秒	約500m	
4分の1地域メッシュ (分割地域メッシュ)	2分の1地域メッシュを緯線方向、経線方向に2等分してできる区域	7.5秒	11.25秒	約250m	
8分の1地域メッシュ (分割地域メッシュ)	4分の1地域メッシュを緯線方向、経線方向に2等分してできる区域	3.75秒	5.625秒	約125m	

なお、統計局では、基準地域メッシュ（一辺がほぼ1kmの正方形の地域）及び2分の1地域メッシュ（一辺がほぼ500mの正方形の地域）のほか、国勢調査結果については4分の1地域メッシュ（一辺がほぼ250mの正方形の地域）による地域メッシュ統計を作成している。

2 特徴

地域メッシュ統計には、次のような特徴がある。

- ①地域メッシュは、面積がほぼ一定であり、位置や区画が固定されているため、市区町村の行政区画の変更や地形等の変化の影響を受けることなく、地域メッシュの相互間の事象の計量的比較及び時系列比較が容易である。
- ②任意の地域についてその地域を構成する地域メッシュのデータを合算すれば、必要な地域についてのデータを容易に作成することができる。
- ③地域メッシュは、緯度・経度に基づき区画されたほぼ正方形の形状であることから、位置の表示が明確で簡便にできるため、距離に関連した分析、計算、比較が容易である。

3 結果の提供と利用

地域メッシュ統計の結果は、e-StatのjSTAT MAPにより、地図と組み合わせて閲覧できるほか、集計結果や境界データをダウンロードできる。また、統計図書館においては結果表を閲覧することができる。

地域メッシュ統計は、将来人口の推計、土地利用計画、地域開発計画、環境保全計画、災害対策、道路開発計画などの基礎資料として広く利用されている。

第八章 統計図書館、統計博物館

第一節 統計図書館の沿革

統計図書館は、明治14年5月に太政官に統計院が設けられ、6月30日に同院第九課に「書籍掛」が置かれたことに始まる。

18年12月の内閣制度の発足により、統計院は内閣統計局となり、43年5月、内閣統計局分課規程により文書部に「図書係」が置かれた。さらに、大正9年5月に、国勢院が新設され、図書係は、その第一部審査課に属することとされた。以後、幾度かの変遷があったが、第二次世界大戦後の昭和21年3月には、内閣統計局審査課に「図書係」のほかに「統計相談所」が新設され、相談業務も開始した。

22年5月、総理庁の設置に伴い、図書業務は庶務課の所掌となった後、同年9月に研究部研究課に移管された。さらに、研究部審査課に「相談所係」が設置され、同年11月には、「図書係」と「相談所係」は共に研究部に新設された資料課に置かれることとなった。

23年8月、「国立国会図書館法」（昭和23年法律第5号）が施行され、その第20条に基づき、総理庁統計局に国立国会図書館の支部図書館が設置され、図書係がその業務を兼ねて行うこととなった。

次いで、24年6月の総理府設置に伴い「総理府内部部局組織規程」（昭和24年総理府令第1号）が制定されて、「統計資料及び図書を収集し、利用し、及び保管すること」をつかさどるため研究課に統計局図書館が置かれ、「図書係」と「相談所係」は研究課に属することとなった。さらに、同年12月には各課事務分掌規程の一部改正により、統計局図書館に「庶務係」、「図書受入係」、「図書整理係」及び「相談係」の4係が置かれて、図書館としての組織は格段と充実した。その後、27年8月に統計局図書館は、総務課の所属となったが、僅か1か月後の同年9月、総務課から独立して統計局に直接置かれることとなった。36年5月、機構改革により再び総務課に所属し、59年7月1日の総務庁発足に伴い「総務庁組織規則」（昭和59年総理府令第34号）により総務課所属の統計図書館となった。

平成13年の総務省設置に伴い、統計図書館は名称を統計図書資料館と変えて、統計センター統計研修所に置かれることとなり、図書に関する業務に加えて総合統計書の編集に関する業務も所掌することとされたが、15年に統計センターが独立行政法人化したことに伴い、統計研修所は総務省に附置された文教研修施設となり、統計図書館（再度改称された。）は引き続きその下に置かれることとなった。さらに、25年、統計研修所から統計局統計情報システム課（後に統計情報利用推進課）に移管された。

第二節 統計図書館の特色

1 蔵書の特色と現況

我が国唯一の統計専門図書館である統計図書館の蔵書は、明治4年の太政官政表課創設以来、収集、蓄積してきた内外の統計資料を主体とし、これに各種統計関係書を加えて、令和4年3月末において約27万冊となっている。さらに、電子資料も9,000点を超えており、平成14年からは統計局のホームページにおいて蔵書に係る書誌データの検索も可能となっている。

蔵書のうち和書は、明治初期の各種統計書、統計学書、記録文書などのいわゆる「統計古資料」を始め、その後に刊行された数多くの各省庁、地方公共団体及び旧外地の統計資料を所蔵しており、特に「都道府県統計書」については、昭和56年3月の「都道府県統計書目録」刊行の際に各都道府県の協力を得て欠本補充を行い、全都道府県にわたって創刊以来のものをほぼ全て備えている。

また、洋書は、欧米を始め世界100か国以上の1890年代以降の統計年鑑、人口センサス等の統計資料や国際機関刊行の各種資料を中心に他館にない貴重な資料を多数所蔵している。なお、国立国会図書館の支部図書館でもあることから、統計図書館においては、国立国会図書館本館蔵書の郵送貸出手続を行うことや国立国会図書館デジタルコレクションのうち一般には閲覧が制限されているものについて閲覧することが可能である。

2 統計図書館の刊行物

(1) 蔵書目録関係

統計図書館において最初に作成された蔵書目録は、昭和24年12月1日現在の和雑誌の書名を分野別に収録した「統計局図書館所蔵邦文定期刊行物目録」であり、25年に刊行されている。

本格的な蔵書目録としては、30年3月に「総理府統計局図書館蔵書目録（和書の部）」が、続いて36年3月に「総理府統計局図書館蔵書目録（洋書の部）」が刊行された。その後、それぞれの改訂版として48年3月に「総理府統計局図書館蔵書目録（和書の部）増補改訂版」が、59年3月に「蔵書目録（洋書の部）増補改訂版」が刊行された。

さらに、明治初期以来の各都道府県の統計書を一覧にした「総理府統計局図書館都道府県統計書目録」を昭和56年3月に刊行するとともに、所蔵しているマイクロフィルムについて「総理府統計局図書館マイクロフィルム目録」を54年3月に、「総務庁統計図書館マイクロフィルム目録（追録）」を60年11月に刊行している。

受入整理した図書については、24年2月から毎月「資料月報」（59年7月に「図書月報」に改題）を刊行していたが、平成3年4月以降は月2回の「新着資料速報」（昭和56年7月から刊行）をもってこれに替え、新着資料速報も平成9年3月をもって刊行を中止した。

また、月々の受入分をまとめた月報を更に1年分の形にまとめた「増加図書年報」を昭和25年から平成12年まで毎年刊行していた。

統計図書館がこれまで刊行した蔵書目録の詳細は、表1のとおりである。

表1 統計図書館蔵書目録一覧

題名	刊行年月
統計関係古資料目録（邦文の部） B 5判 130頁	昭和23年10月
統計局図書館所蔵邦文定期刊行物目録 B 5判 108頁 昭和24年12月1日現在	25年
統計学文献総覧 統計文献の解題目録（特殊資料目録No. 1） B 5判 201頁	25年5月
日本主要統計資料解題（特殊資料目録No. 2） B 5判 208頁	25年8月
現行統計資料の目録と解説第一輯 B 5判 63頁	25年8月
邦文人口関係文献並資料解題（特殊資料目録No. 3） B 5判 407頁	26年9月
本邦現行統計資料解題（特殊資料目録No. 2改訂版） B 5判 327頁昭和26年訂補	27年1月
総理府統計局図書館蔵書目録（和書の部） B 5判 575頁 昭和29年11月1日現在	30年3月
総理府統計局図書館蔵書目録（洋書の部） B 5判 553頁 昭和35年8月末現在	36年3月
総理府統計局刊行資料総目録 B 5判 116頁	41年3月
総理府統計局図書館蔵書目録（和書の部）〈増補改訂版〉 B 5判 407頁 昭和47年7月現在	48年3月
総理府統計局図書館和雑誌目録 B 5判 103頁 昭和50年12月現在	51年3月
総理府統計局図書館蔵書目録（和書の部・増補改訂版） 著者名索引 B 5判 308頁 昭和47年7月現在	52年3月
総理府統計局図書館洋雑誌目録 B 5判 134頁 昭和53年12月現在	54年3月
総理府統計局図書館マイクロフィルム目録 B 5判 209頁 昭和54年3月末現在	54年3月
総理府統計局図書館都道府県統計書目録 B 5判 290頁 昭和56年3月現在	56年3月
蔵書目録（洋書の部）〈増補改訂版〉 B 5判 745頁 昭和56年9月現在	59年3月
総務庁統計図書館マイクロフィルム目録（追録） B 5判 238頁 昭和60年6月現在	60年11月
増加図書年報（昭和25年～平成12年）（刊行終了）	年1回
資料月報（昭和24年2月～平成3年3月）（刊行終了） （昭和59年7月「図書月報」に改題）	年1回
新着資料速報（昭和56年7月～平成9年3月）（刊行終了）	月2回

(2) 総務庁統計局刊行物一覧

統計局が実施している各種統計調査の報告書を広く統計の利用者に紹介する目的で、昭和 35 年 10 月「総理府統計局編集刊行統計資料一覧表」を作成した。39 年には、これを「総理府統計局主要統計解題及び刊行統計資料目録」と、59 年からは「総務庁統計局刊行物一覧」と改題し、毎年刊行していたが、インターネットによる蔵書検索サービスを開始したことから、平成 15 年からは蔵書目録及び刊行物一覧は刊行していない。

3 統計図書館の利用サービス

(1) 閲覧サービスと図書資料の貸出

統計図書館は、大正 13 年 1 月に定めた「図書事務規程」により、図書資料を貸出しも含めて広く一般の統計利用者に公開してきたが、戦後、国立国会図書館支部図書館となったことに伴い、「総務庁統計局図書館利用規程」（昭和 23 年 10 月 10 日施行）を定めて、閲覧と貸出しを区分し、広く一般の閲覧に供するとともに、貸出しは、統計局及び独立行政法人統計センター等の職員、国立国会図書館、同支部図書館、専門図書館協議会加入機関に限ることとした。

閲覧利用者は官公庁を始め民間、各種団体、研究機関、学生など各層にわたっており、直近の平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 年間の利用状況を見ると、表 2 のとおりである。

なお、2 年度、3 年度の閲覧利用者が大きく減少しているのは、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、予約制とし、利用人数を限ったことなどによるものである。

表 2 統計図書館の利用状況

年度	閲覧者数	閲覧資料数	貸出者数	貸出資料数
平成 30 年度	2,642 人	5,359 冊	517 人	1,708 冊
令和元年度	2,805 人	4,522 冊	493 人	1,157 冊
2 年度	668 人	4,430 冊	257 人	635 冊
3 年度	383 人	2,245 冊	240 人	749 冊

(2) マイクロフィルム、電磁的記録媒体の利用

統計局では、所管統計調査の結果報告書を刊行して一般の利用に供しているほか、報告書に収録されていないものを含めて結果原表全てをマイクロフィルム又はマイクロフィッシュ化して保管することとしていた。

統計図書館では、大正 9 年の国勢調査、昭和 22 年の第 1 回事業所統計調査を始めとする昭和 50 年までの各調査の結果原表のマイクロフィルム化を 37 年から 57 年までの間に行い、マイクロフィルム約 1,600 巻、マイクロフィッシュ約 1 万 1,000 枚を保管しており、これらマイクロフィルム等は局内業務に使用しているほか、予約制で一般の閲覧に供している。

なお、各種統計調査の結果は、統計局のホームページ、その後「政府統計の総合窓口」(e-Stat)を通じて全て公開され、かつ電磁的に保管されることとなったため、平成8年以降は、このマイクロフィルム化は行っていない。

また、昭和62年に先行的に家計調査の結果表を記録した電磁的記録媒体(光ディスク)の提供を開始し、平成9年度からは統計局所管の各種統計調査の結果原表を記録した電磁的記録媒体(CD)を閲覧に供している。

(3) 統計局、独立行政法人統計センターの見学

統計局の見学者への応接を業務として位置付けたのは、昭和24年11月、総務課に「地方世話室」が設置されたことに始まる。地方世話室は、都道府県及び市町村などから報告、連絡のために来局する職員や局施設の参観者などの対応に当たった。

39年10月1日には「総理府統計局の見学に関する規程」を定め、見学に関する事務は統計局図書館が所掌し、相談係が担当することとした。

43年に新庁舎に移転したことから、見学方法、見学のコース等を工夫しながら対応したが、48年7月1日には「総理府統計局見学事務実施要領」によって、見学方法、見学コース等についても規定した。その後、63年4月に統計図書館に運営企画係が新設され、見学に関する企画・運営を担当することとなった。

次いで、平成3年10月に統計資料館が第二庁舎内の4号庁舎(第1別館)に開設されたことに伴い、統計局、統計センターの見学は、統計資料館の観覧と連携して実施されることとなった。

さらに、15年4月の統計センターの独立行政法人化を経て、28年8月に見学関係事務規程は「統計資料館の管理・運営に関する規程」に一本化され、統計資料館の管理運営とともに、統計局、統計センター見学者への対応は、統計情報利用推進課が担当している。

見学者には統計調査員、地方公共団体の職員が多いが、教員に引率された学生も増えており、中には毎年見学を希望する学校もある。また、見学先は、統計博物館(令和3年、統計資料館から改称)や調査票保管室が多いが、統計調査部各課から担当調査の概要についての説明を希望する団体もある。

4 図書館業務のOA化

統計図書館のOA^(注)化を推進し、利用者の利便性の向上及び図書管理の効率化を図ることを目的に、昭和63年に総務庁長官官房審議官(統計局・統計センター担当)を主宰者とする「図書館業務システム化推進会議」を設置した。この会議においては、図書館業務の機械化、図書館業務処理システムの構築に関して検討し、図書館業務OA化の方向付けを行った。

推進会議による検討を踏まえ、「統計資料情報データベース」を、「統計情報データベ

(注) Office Automation 手作業で行っていた定型的業務を自動化するなど情報機器によって事務部門の業務を合理化し、効率化すること

システム」(S I S M A C : Statistical Information System of Management and Coordination Agency^(注)、平成元年から運用開始)のサブシステムとして構築することによって、図書館業務のシステム化を進めることとし、ソフトウェア及びハードウェアの機能分析、書誌データの入力手順の研究及び帳票類の作成方法のテスト等を行った。

統計資料情報データベースを中核として開発した統計図書館業務システムは、「新規受入図書の登録処理システム」と「図書の閲覧・貸出処理システム」の二つから構成されている。このうち、新規受入図書の登録処理システムは平成2年年初から稼働を開始し、和書については受入れと同時に書誌データを入力するとともに、月に2回(15日前後と末日)、蔵書検索のためのデータを更新している。なお、システム稼働前に所蔵していた蔵書数は、約17万5,000冊であるが、これらの書誌情報についても外部委託等により8年度末までに入力を完了した。その後、7年度からシステム更改の検討を行い、9年度にブレインテック社製の「情報館95」に切り替えた。なお、令和4年3月においては「情報館Ver.9」を運用している。

第三節 統計相談の実施

1 概要

統計相談業務は、統計調査やその結果に対する国民からの質問・相談に応じるため、昭和21年3月に内閣統計局審査課に「統計相談所」が設けられて開始された。22年9月には同課に「相談所係」が新設され、同年11月には「相談所係」は「図書係」とともに研究部資料課の所属となった。その後、24年6月の総理府設置に伴い、研究課に統計局図書館が置かれ、「相談所係」(12月に相談係に改称)は、統計局図書館に属することとされた。さらに、相談係は、63年4月に「図書整理係」の一部と統合して「閲覧相談係」となり、平成13年1月の総務省設置に伴い、閲覧相談係は「統計相談係」と「図書閲覧係」に分割された。

なお、多様化する統計データの照会に対応するため、2年7月、統計相談係にS I S M A Cを利用できる端末機を設置した。しかし、その後、インターネットが普及し、e-Statが整備されたことから、S I S M A Cは、その役割を終えている。

統計相談係では、各種統計データの照会に対応するため、統計局所管の各種統計調査の結果報告書のほか、各省庁、地方公共団体、民間の調査機関、企業、団体などが実施した各種調査の報告書類を独自に収集してきている。

2 統計相談の内容

統計相談の内容は、当初は、統計局が実施した各種統計調査結果に関するものがほとん

(注) 統計局が実施した各種統計調査の結果データ等を国の行政機関等に提供するために構築されたシステム

どであった。

その後、統計数字の照会件数が増加するとともに、統計の所在照会も増え、更に近年は、各種統計調査の結果を企業の販売戦略や市場拡大のために活用するに当たって、調査の方法や分析手法等を尋ねるなど、統計相談の内容は広範囲かつ高度なものになっている。

相談件数は、昭和23年が約2,800件、翌24年が約6,000件であったが、その後徐々に増加し、40年代の後半には2万件に達している。しかし、平成2年度以降1万件台を推移し、更に13年度に約7,000件となって減少傾向が続き、28年度以降はおおむね年間2,000件から3,000件程度となっている。

利用方法については、当初来訪によるものが大半を占めていたが、近年は電話や電子メールによる照会の割合が大きくなっており、令和3年度の状況をみると、利用総件数は約1,200件、うち電話56.1%、来室0.3%、電子メール43.6%である。これは、インターネット環境が普及し、e-Statによって、統計結果のみならず様々な情報を広く一般向けに提供していることによるものと思われる。

第四節 統計博物館（統計資料館）

1 統計資料館の開設

「統計資料館」は、統計局創設120年記念事業の一環として、平成3年10月18日の「統計の日」に、本庁舎に隣接する4号庁舎に開設された。

統計局、統計センターでは、明治初期の各種統計書、調査報告、統計学術書などのいわゆる「統計古資料」や明治後期以降統計表作成に使用した各種の集計機器を所蔵していたが、統計資料館は、これらの散逸を防ぐとともに、広く国民一般の観覧に供して統計への親しみを喚起し、統計調査に一層の理解と協力を得るための一助にすることを目的に開設したものである。統計資料館においては、これら統計古資料や集計機器とともに、「統計起源」や「統計でみる世界の中の日本」のパネル、ビデオなども加え、分かりやすい展示となるよう心掛けている。

統計資料館は、平成3年の開設以来、延べ約6万2,000人の見学者を受け入れており、その内訳は多いものから順に、公務員（内部職員を除く。）、統計調査員、高校・大学生、会社員となっている。

2 統計資料館の内容、統計博物館の開館

統計資料館には、初代統計局長に当たる当時の太政官政表課長杉亨二の胸像を始め、統計古資料、集計機器及び内外の調査用品を展示し、さらに、パネルや映像によって統計を様々な角度から解説している。

開設当時は、統計調査の起源から現在の統計の利活用まで、統計の歴史や仕組みを紹介したパネル展示コーナーや、「辛未政表」、「甲斐国現在人別調」等明治初期からの統計に関する貴重な文献を展示した統計古資料コーナーのほか、パソコンコーナー、集計機器

コーナー等を設置していた。

その後、それらをベースとしつつ、平成25年にリニューアルを実施し、さらに、30年には、明治元年から起算して150年に当たることを記念する政府の「明治150年」事業の一環として、明治期における政府統計の取組を中心とした展示を拡充した。

令和3（2021）年には、この年が、統計局の前身である「政表課」が明治政府の太政官正院に設置された明治4（1871）年から150年目に当たることを記念して、統計資料館を「統計博物館」と改称し、統計の発展に貢献した偉人パネルを増設したほか、年表を見やすく分かりやすいものに刷新するとともに、シアタールーム、体験コーナー、特設展示ブース等を新たに設置し、展示内容を更に充実させた。

第六部 統計教育・研修・研究

第一章 統計研修の変遷

第一節 統計職員の養成等

戦後、統計制度の再建、統計体系の整備が喫緊の課題となっていた昭和21年10月、内閣に設置された「統計制度改善に関する委員会」（委員長：大内兵衛博士）は、統計職員の養成等についての審議結果を次のように答申した。

- ①統計委員会をして統計関係職員の資格を定め、また、資格の認定を行わせる。
- ②中央統計局をして、統計研究所及び統計専門学校（仮称）の経営を行わせる。
- ③統計専門学校においては、統計学その他必要な課程を設け、統計関係職員の養成及び再教育を行う。
- ④統計関係職員及び統計調査員の任命、委嘱について必要な資格及び義務権限を定める。

同年12月、統計委員会は、統計職員の教育訓練について、当面の必要性から、まず、①指定統計調査の事務に従事する職員を特定の資格を有する者に限定すること、②その資格は、特定の課程の教育を受けることを主体とすること、という方策を立て、「統計法」（昭和22年法律第18号。以下、この章において「旧統計法」という。）及び「統計法施行令」（昭和22年勅令第164号。以下、この章において「旧統計法施行令」という。）において、統計官及び統計主事の資格が規定された。

その後、統計官及び統計主事は法改正によってそれぞれ任意設置となったが、統計の複雑化・高度化に伴い、統計に従事する職員の資質の向上が必要となり、統計審議会は、「統計行政の中・長期構想について」（昭和60年10月25日答申）において、「統計は、継続性を確保しつつも時代の変化に適時・適切に対応し常に改善努力を払いつつ作成される必要があり、そのためには、それに従事する職員の資質とモラルの向上に負うところが極めて大きい。」として、①人事交流の活発化、②スタッフの充実、③研修の強化、について提言するとともに、研修の強化については「統計職員の自発的な資質向上意欲を引き出すよう配慮する。」旨を指摘した。また、国勢調査のほか、指定統計調査の主要なものが地方公共団体の職員の手を経て作成されていたことや、都道府県の統計職員が国の定員削減計画に準じて削減されていたこと等からも、地方公共団体の統計職員の資質の向上がますます重要となっていた。

さらに、統計審議会は、「統計行政の新中・長期構想」（平成7年3月10日答申）において、「社会・経済活動の複雑化、国民の生活・意識の多様化によって、調査内容の複雑・高度化が進み、調査環境がますます厳しくなり、実査の困難が増している。一方、地方の担当職員の削減が行われ、統計調査員の確保も容易に行えない状況」であり、「都道府県及び市区町村の統計担当職員を対象とした研修は、各省庁において行われているが、地方公共団体の業務の体制上等の問題から、特に長期間開催される研修への参加人数が少なくなってきた。一方、統計の加工・分析に関する研修の需要が増えている。」、また、「統計調査を適切に企画・実施し、結果の適切な分析及び提供を行うためには、統計知識を十分に備えた専門家の育成が不可欠である。」として、統計研修所の各種研修のうち、特に長期の研修については、都道府県の意見も聴取した上で、その運営の見直しを行うとともに、受講しやすくなるような方策を検討することを求めた。これを受けて、統計研修所では、平成8年度に、本科課程を年2回から1回とする一方、新たに四つの短期の専門コースを開設した。

こうした中で、21年3月13日に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅰ期基本計画）においては、「我が国の統計作成組織全体として、専門性の高い人材を育成し、確保する観点から、これまで以上に人材育成を意識した人事異動、人事交流や研修の実施による能力の向上を図ることが必要となっている。」ことから、「統計に携わる職員の任用、研修等を計画的に推進できる体制を整備する。」こととされた。また、26年3月25日の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅱ期基本計画）においても、「各府省等の統計職員等の人材育成に重要な役割を担っている総務省統計研修所の研修機能を拡充する。」こととされた。さらに、30年3月6日の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅲ期基本計画）においては、「公的統計は、「証拠に基づく政策立案」(Evidence-Based Policy Making。以下「EBPM」という。)を支える基礎であり、行政における政策評価、学術研究及び産業創造に積極的な貢献を果たすという役割が求められている。」とされ、統計人材の確保・育成については、「総務省は、統計部門の人材育成という観点に加え、EBPMの推進という観点から、統計部門以外の職員に対する統計知識の習得を促すため、統計の作成・利用に必要な理論や分析手法などに関する知識、技能及び統計的思考力の習得を目的とした研修の充実等に加え、国・地方公共団体の職員が広く学習すべき項目の選定や研修カリキュラムの開発、研修機会の拡大などに取り組む。」こととされた。

このように、時代の変化や調査環境の困難化、技術進歩等に対応し、国民に質の高い正確な統計を提供していくため、国・地方公共団体の統計担当部局には一層の高い専門性が求められ、その人材育成がますます重要となっている。

1 統計職員の資格

(1) 統計官・統計主事

旧統計法においては、昭和22年の制定当初、国・地方を通じて、指定統計調査に従事する者の資格を限定し（統計委員会の承認を受けた場合を除く。）、指定統計調査に従事する職員として、国に統計官を、都道府県に統計主事を置き、統計官・統計主事は、旧統計法施行令第8条各号に定められた資格を有する職員のうちから、その機関の長が命ずるものとされていた。また、統計官・統計主事は、その意に反して免職されたり転職させられたりした場合には、統計委員会に対してその事情を述べることができる旨の、一種の身分保障についても規定されていた。

○統計法（昭和22年法律第18号）

第10条 指定統計調査に関する事務に従事する官吏は、統計官に補せられた者に限る。

指定統計調査の事務に従事する公共団体の吏員又はその他の団体の職員は、その職務を行うのに適当な特別の資格を有する者でなければならない。

統計官に関し必要な事項並びに前項に掲げる者の範囲及び資格は、統計委員会の意見を聞き、命令でこれを定める。

統計委員会の承認を得たときは、第1項及び第2項に定める者以外の者をして指定統計調査の事務に従事せしめることができる。

○統計法施行令（昭和22年勅令第164号）

第8条 総理庁及び各省の部内に統計官を、都道府県に統計主事を置き、左の各号の一に該当する事務官若しくは技官又は吏員を以てこれに充てる。

一 統計調査に関する事務に官吏又は吏員として通算して二年以上従事した者

二 大学令による大学の学部で、統計学を履修し、又は数学を専修する学科を修め学士と称することを得る者

三 専門学校令による専門学校又は文部大臣がこれと同等以上と認定した学校で、統計学を履修し、若しくは数学を専修する学科を修め卒業した者

四 統計委員会が指定した統計職員養成機関若しくは統計講習会の課程を修了した者又は別に定める統計に関する国家試験に合格した者

五 前各号に掲げる者の外、統計委員会が統計調査に従事せしめるに適当な資格を有すると認定した者

このように、統計官・統計主事という職を創設して必置とし、これらの者でなければ指定統計調査の事務に従事することができないこととしたのは、指定統計調査のように重要な統計調査に従事する者は、統計や統計調査に関する専門的な能力を持っていなければならない

らないという考え方からであった。しかしながら、統計官・統計主事の資格を備えた統計職員を十分確保することが困難であるという実情をも踏まえて、統計委員会の承認を得たときは統計官・統計主事以外の者を指定統計調査の事務に従事させることができるという例外が設けられていた。

その後の旧統計法改正により、24年5月には、国の統計官は任意設置とされ、57年7月には、統計官・統計主事以外は指定統計調査の事務に従事できないという規定及び身分保障の規定が廃止され、かつ、市町村（教育委員会を含む。）の統計主事は任意設置とされた。

これは、資格要件が「統計調査に関する事務に通算二年以上従事したこと」等比較的緩やかなものであったこともあって、必置規制によらなくても事務遂行上必要な能力を有する職員の確保は可能であると考えられたからであった。都道府県の統計主事についても、同じ理由から、60年7月に任意設置とされた。その後、平成19年の旧統計法の全面改正に際し、統計官・統計主事に関する規定は廃止された。

(2) 統計データアナリスト・統計データアナリスト補

統計官・統計主事の制度は廃止されたが、社会・経済情勢が複雑多様化している今日においては、統計の重要性がますます高まり、高い専門性を有する人材が求められるようになってきている。こうした中で、平成30年12月に明らかとなった統計調査の不適切処理問題を受けて設置された「統計改革推進会議統計行政新生部会」は、「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」(令和元年12月24日)と題して、再発防止策にとどまらず、将来にわたって高い品質の政府統計を安定的に提供し得る新しい統計行政の在り方についての提言を行った。この提言は、人材の育成を柱の一つとし、具体策として「府省内の統計作成の拠点となり、政策立案の支援もできる統計業務資格保有者(統計データアナリスト・統計データアナリスト補)の配置を推進」、「政府全体で、統計業務資格保有者……の計画的な育成」が掲げられている。この提言等を受けて第Ⅲ期基本計画が変更(令和2年6月2日閣議決定)されて、「統計作成のみならず政策立案の支援も行うことができる統計業務資格保有者として、「統計データアナリスト」(一定の統計業務経験を積んだ統計職員で、統計に関する高度な能力を有する者)及び「統計データアナリスト補」(統計調査の管理や一定の分析、審査能力を有する者)の確保・育成等を図る。」ことが盛り込まれ、このために「統計データアナリスト等育成課程の研修を新設する。」こととされた。

これらの資格を得るには、実務経験要件及び研修要件を満たすことが必要であるとされており、統計研究研修所では、そのための研修コースとして、令和2年度に「統計データアナリスト研修」及び「統計データアナリスト補研修」を新設した。3年度末までに、前者の修了者は87人、後者は671人(いずれも延べ)であり、「統計データアナリスト」17名、「統計データアナリスト補」48名が、政策統括官(統計制度担当)によって認定されている。

2 統計職員の養成

総務省は、「統計職員の養成の企画及び立案に関すること」をつかさどっており（「総務省設置法」（平成11年法律第91号）第4条第80号）、統計研究研修所は、「統計技術の研究に関すること」のほか、「国家公務員及び地方公務員に対する統計に関する研修を行うこと」を所掌している（「総務省組織令」（平成12年政令第246号）第131条）。

(1) 統計職員の養成機関

統計職員の養成については、旧統計法は制定当初には直接の規定を置かず、旧施行令において、統計官・統計主事の資格要件の一つとして「統計委員会が指定した統計職員養成機関若しくは統計講習会の課程を修了した者」と規定されており、この規定に基づいて統計委員会の指定を受けた機関は、①総理府統計職員養成所、②文部省統計数理研究所附属統計技術員養成所、③社会教育協会統計講習所、であった。なお、旧統計法に規定が初めて置かれたのは昭和24年の改正においてであり、「統計職員の養成の企画及び検定を行うこと」が統計委員会の所掌事務とされている。

ア 総理府統計職員養成所

大正9年の国勢院設置の後、10年2月に統計職員養成所が開所され、戦後の昭和22年10月1日には臨時統計職員養成所が総理府統計局に附置された。統計職員養成所は、翌23年4月20日に恒久的な機関となり、24年6月1日の総理府の設置に伴い、その附属機関とされたものであり、その後、幾度かの変遷を経て、総務省統計研究研修所となっている。

イ 文部省統計数理研究所附属統計技術員養成所

昭和19年に統計数理研究所が文部省直轄の研究所として創設され、これに科学技術員養成所数値計算第1期養成所が附置された。この養成所を引き継いで、22年に統計技術員養成所が開設され、23年7月に旧統計法の規定に基づく統計職員養成所として指定された。60年に統計数理研究所が国立大学共同利用機関に改組されたことに伴い、統計技術員養成所は廃止された。

ウ 社会教育協会統計講習所

社会教育協会統計講習所は、昭和22年に開設され、後に東京都杉並公共職業補導所統計科、更に新宿公共職業補導所統計科となり、29年5月に廃止された。

(2) 指定統計講習会

統計委員会は、「統計委員会統計講習会準則」（昭和22年総理府告示第8号）を定め、準則の規定する講習科目及び時間数に沿って地方公共団体等が実施する講習会を、統計官・統計主事の資格を得るための統計講習会として指定した。その後、講習科目及び時間数の簡素化が図られるなどしたが、平成19年の旧統計法の全面改正に伴い、この指定制度は、廃止された。

3 統計教育

(1) 学校教育

昭和21年12月に来日した米国第一次統計視察団（団長S. A. ライス博士）の報告書は、「日本の統計にとって最も根本的に必要なことは、日本の民衆の間に統計的な考え方をする習慣を発達させることである。」として、「日本は、普通教育制度を利用して民衆の間に統計的観念を発達させるような措置を講じなければならない。統計教育の問題は初級、上級の全部にわたって同時に着手されなければならない。」と指摘したが、学校教育が文部省の所管であったということもあり、統計委員会始め統計関係者からは、特に積極的な動きは生じなかった。

しかしながら、関係者の間においては、学校において広く統計への関心を育成しない限り、我が国の統計が全体として進歩を遂げ得ないという認識は抱き続けられており、統計委員会は、22年に新潟県で始まった「統計協力学校」の指定制度に対して、側面的援助を行っている。その後、行政管理庁は、33年度から39年度まで、財団法人統計研究会（平成30年解散）に「統計教育の学年別単元に関する調査研究」を委託した。この調査研究結果は、「中学校社会科に掲載される統計資料の改善に関する要望書」として結実し、昭和41年12月26日に統計研究会理事長から文部大臣に提出され、以後の学校における統計教育の発展にとって大きな推進力となった。

また、総務省は、学校における統計教育に携わる教師等が主催する「全国統計教育研究大会」や「統計グラフ全国コンクール」等国民一般を対象とする各種の統計行事等を後援し、これらを通して学校における統計教育の促進、統計知識の普及啓発に取り組んでいる。

(2) 統計指導者講習会

統計研究研修所は、中央教育審議会の答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（平成28年12月21日）を踏まえ、平成30年度から小・中・高等学校の教員等を対象に統計指導者講習会を実施している。

この講習会は、指導に携わる教員が統計への理解を深めることによって、小・中・高等学校教育の各段階において、統計リテラシー（統計の有用性を理解し、統計データを活用する能力）を重視した統計教育の充実を図ることを目的としており、統計研究研修所が行う「中央研修」、「教育関係者向けセミナー」と統計研究研修所が都道府県に委託して全国6ブロックごとに行う「地方研修」をそれぞれ年1回開催している。

なお、「中央研修」は3年度から、「地方研修」は26年度から、それぞれ政策統括官（統計基準担当）が実施していたところ、30年度に統計研究研修所が運営を引き継いだものである。

第二節 統計研修の実施

1 戦後の統計研修

(1) 臨時統計職員養成所

戦後、我が国では、旧統計法の制定を始めとして統計に関する制度の整備が進められるとともに、各種統計調査も徐々に体系化されてその内容も充実した。これに伴い、統計事務が高度化、複雑化して、専門的知識を有する統計職員の養成が急務となった。

しかし、時代が急激に変化する中で、従来の統計研修ではその要請には十分対応できず、一方で、予算その他の制約のため、直ちに新たな統計研修機関を整備することは困難であった。そこで、まず、臨時的措置として、「臨時統計職員養成所規程」（昭和22年総理庁告示第39号）が制定され、昭和22年度1回限りの養成所が開設された。

○臨時統計職員養成所規程（昭和22年総理庁告示第39号）

第1条 臨時統計職員養成所は統計法施行令第8条第四号に基づく統計職員養成機関として現に統計事務に従事する官公庁職員に対し統計に必要な学術及びその適用を授け将来幹部職員となる人材を養成するを目的とする。

第2条 臨時統計職員養成所は総理庁統計局に附置する。

第4条 生徒の入所時期は、昭和二十二年十月一日とし、修業期間は六カ月とする。

第6条 入所資格者は現に統計事務に従事する年令二十歳以上三十歳までの官公庁職員であつて中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。

第8条 入所せしめる生徒は約三十名とし、……所長が銓衡してこれを定める。

第9条 授業料は徴収しない。

第12条 修業者は、統計法施行令第8条の規定による統計官又は統計主事になることのできる資格を有する。

なお、臨時統計職員養成所は、23年3月29日に旧統計法施行令第8条第4号に規定する統計職員養成機関に指定されている（昭和23年総理庁告示第57号）。

22年9月に生徒を募集したところ、定員30名に対して地方庁から20人、中央庁から50人、計70人の応募者が推薦され、選考の結果、地方庁20人、中央庁34人の計54人が入所者とされた。臨時統計職員養成所は、準備その他の事情で1か月遅れの11月1日に開所した。学科目は、表1のとおりであり、履修時間は計530時間であった。

研修の締めくくりとして、23年3月22日から26日までの5日間にわたり、統計概論、統計各論（人口統計、経済統計、社会統計）、数理統計、基礎数学及び計算法について修業試験が行われ、その結果、地方庁18人、中央庁32人の計50人に対し、同月30日の修業式において修業証書が授与された。

その後、統計職員養成所規程の附則により、この臨時統計職員養成所の修了者は、統計職員養成所の修了者とみなされたため、臨時統計職員養成所の修了者が統計研修「本科課程」の第1期生に当たることとなる。

表1 臨時統計職員養成所 学科目及び履修時間

学科目	履修時間
統計概論	102
人口統計	15
経済統計	21
社会統計	15
数理統計	40
企画設計	22
集計法	107
統計図表法	12
統計機械	6
統計法規及び制度	9
基礎数学及び計算法	54
英語	35
憲法及び法学通論	21
経済知識一般	24
簿記及び会計学	26
官庁事務管理	8
国家公務員法	3
統計一般	5
教養	5

(2) 統計職員養成所

臨時統計職員養成所は、昭和22年限りのものであったことから、これを常設化するため、23年4月20日に「統計職員養成所規程」（昭和23年総理庁告示第73号）が制定された。統計職員養成所は同日、総理庁告示第74号により旧統計法施行令第8条第4号の機関（修了をもって統計官又は統計主事を命ぜられる資格を有することとなる統計職員養成機関）として指定され、現在の統計研究研修所の基礎が築かれた。

○統計職員養成所規程（昭和23年総理庁告示第73号）

第1条 統計職員養成所は、統計法施行令第8条第四号に基く、統計職員養成機関として、現に統計事務に従事する官公庁職員に対し、統計事務に必要な学術と、その

運用を教授し、将来幹部職員となる人材を養成することを目的とする。

第2条 統計職員養成所は、総理庁統計局に附置する。

第3条 統計職員養成所に左の職員を置く。

所長

主事 一名

講師 若干名

書記 三名

第4条 所長は、総理庁統計局長を以てこれに充て、主事、講師及び書記は、統計局職員の中から、これを命ずる。但し、講師は必要に応じて、他に委嘱することができる。

第8条 本所の修業期間は、六箇月とし、毎年四月より九月末までと十月より翌年三月末までの二回開所する。

第9条 生徒の定員は、毎回五十名とする。

第11条 入所資格は、現に統計事務に従事する年令二十才以上三十才までの官公庁職員であつて、旧制中学校又は新制高等学校卒業者若しくはこれと同等以上の学力を有する者とする。

第13条 入所させる生徒は、……所長が銓衡して、これを定める。但し、銓衡上必要と認めるときは、入所試験を課することができる。

第14条 授業料は、これを徴収しない。

第17条 本所の課程を修了した者は、統計法施行令第8条に規定する統計官又は統計主事になることのできる資格を有する。

なお、学科目は、統計課目（統計概論、数理統計、統計各論、統計法規、統計実務）、基礎課目（数学、英語）、一般課目（経済通論、法学通論、簿記会計）であり、その時間数は、所長が定めることとされていた。

この規程に従い、まず、23年4月20日から9月28日まで第2期研修が行われた。23年後期（第3期研修）からは、入所者の決定のため、おおむね旧制中学校4年修了程度の数学、英語及び作文の3科目について簡易な学科試験を行い、最初の選抜試験は、総理庁統計局のほか、宮城、新潟、石川、愛知、大阪、広島、香川及び熊本の各府県庁を使用して実施された。

24年6月に総理府が設置され、統計職員養成所は、総理府の附属機関となった。

○総理府設置法（昭和24年法律第127号）

（附属機関）

第10条 ……本府に、左の附属機関を置く。

統計職員養成所

(統計職員養成所)

第12条 統計職員養成所は、国の行政機関及び地方公共団体の職員に対して、統計事務に従事する幹部職員として必要な職務上の訓練を行う機関とする。

2 統計職員養成所は、東京都に置く。

3 統計職員養成所の内部組織は、総理府令で定める。

これを受けて、同年6月1日、「統計職員養成所組織規程」(昭和24年総理府令第3号)が制定され、また、同月27日に統計職員養成所規程が全面改正(昭和24年総理府告示第3号)され、6月1日に遡って適用された。さらに、統計職員養成所は、25年8月5日の統計委員会告示第19号により、24年6月1日に遡って、旧統計法の規定に基づく統計職員養成機関に指定された。

28年9月3日、統計職員養成所の研修は、人事院から、人事院細則9-8-2第24項(現在の人事院規則9-8第39条第1号)の規定に基づく特別昇給の対象となる研修に指定され、研修期ごとに、成績優秀な研修生について総数の20%の範囲内で、当該研修生の所属長に対して、特別昇給対象者となる旨を通知することとなった。

当初、統計職員養成所は新宿区若松町の統計局庁舎内に置かれていたが、連合国最高司令官総司令部(GHQ: General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers)によって接收され、サンフランシスコ平和条約の発効(27年4月)後も提供財産(施設及び区域)として引き続き米軍が使用していた旧統計局庁舎(港区麻布富士見町)が返還されたことから、30年8月、その一部を改修して移転した。移転後の統計職員養成所の周辺には、自治大学校、文部省統計数理研究所などの教育研究機関やドイツ、フランス等の大使館があつて、研修にふさわしい静かな環境であると同時に、庁舎の前には、四季の花樹を配した庭園を有する有栖川宮記念公園があり、研修生の憩いの場として利用された。

30年10月の本科課程第17期研修から、研修教科を、統計調査を主体としたAコースと統計解析を主体としたBコースの2本立てとして、研修生がいずれかを選択できることとした。これは、40年9月修了の第36期研修まで続けられたが、40年10月開講の第37期研修から再びコースを統一した。

33年度前期(第22期)からは、入所選考試験を廃して、専ら書類選考により入所者を決定することとし、このことについて、推薦者となる各省庁事務次官、都道府県知事、5大市長に次のような依頼を行った。

「この度は入所試験を廃し、書類選考により入所者を決定することにしましたから、被推薦者の選定については特に人物、健康、研修意欲等の点につき御考慮願いたく、又収容定員、宿舍等の関係から被推薦者の全員を入所いたさせかねることも予想されますので予めお含み置き下さい。」

33年3月31日、統計職員養成所組織規程に替えて新たに「統計職員養成所組織規則」(昭

和33年総理府令第18号)が制定され、「主事」に替えて「教頭」が置かれ、「庶務課」及び「教務課」が新設された。

38年度からは、本科課程を受け難い事情にある地方公共団体の職員に対し短期間の研修を行うことを目的として、研修期間5週間程度の「専科基礎課程(一般職員コース)」を設けた。38年7月1日から実施した第1回の科目は、統計行政、企画設計の要領、標本調査、産業分類、製表実務、手動計算機の使い方、統計解析、人口統計、経済統計、産業連関表、特別講義であった。このコースは、61年度に「専科統計分析課程」に改編されるまで、毎年2～3回実施された。

40年3月31日、「総理府本府組織規則」(昭和40年総理府令第11号)が制定されて、統計職員養成所組織規則は廃止され、さらに、41年4月1日には総理府本府組織規則が改正(昭和41年総理府令第16号)されて、統計職員養成所に新たに「教官」が置かれ、教官は研修生の教授及び指導のほか、調査研究に当たることとされた。

なお、43年8月、新宿区若松町の統計局庁舎が総理府第2庁舎として建替え新築されたことに伴い、統計職員養成所は、港区麻布富士見町から同庁舎に移転した。

(3) 統計研修所

昭和46年4月、総理府設置法の改正により、統計局の所掌事務のうち「統計職員の養成を行うこと」との項が「統計に関する研修を行うこと」に改められるとともに、統計職員養成所は、「統計研修所」と改称された。これを受けて、同年12月「統計研修所規則」(昭和46年総理府告示第49号)が制定されて、統計職員養成所規程は廃止された。

統計研修所規則においては、統計が広く国、地方の職員に理解され活用されるよう、入所対象者の範囲を統計事務担当者のみでなく「国、地方公共団体及びこれに準ずる機関の職員」に拡大した。

○統計研修所規則(昭和46年総理府告示第49号)

(研修期間)

第2条 研修所の研修期間は、六月とし、毎年度二回研修を行なうものとする。

(教科)

第3条 研修所の教科は、次のとおりとする。

統計総論

統計各論

統計解析

統計実務

その他統計関連教科

(研修生の数)

第4条 研修生の定員は、一研修期間につき七十名とする。

(入所資格)

第5条 入所資格は、国、地方公共団体及びこれに準ずる機関の職員であつて、次の各号に掲げる条件を備えている者とする。

- 一 年齢が二十歳から三十五歳までの者
- 二 高等学校卒業者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
(表彰)

第10条 所長は、研修の成績が特に優秀な研修生に対して、表彰を行うことができる。
(資格の取得)

第11条 研修所の課程を修了した者は、統計法（昭和22年法律第18号）第10条に規定する統計官または統計主事となる資格を有する。

48年度には、係長クラスの役職にある職員に対し、広い視野から統計実務に必要な知識、技術を修得させることを目的として「専科基礎課程（係長コース）」を開設した。7月2日から実施した第1回の研修科目は、統計概論、統計行政、統計調査、統計解析、標本調査、電子計算機と情報処理、統計分類、統計図表、経済統計、労働統計、国民経済計算、意識調査、特別講義であった。このコースは、60年度の第14期研修をもって廃止されるまで、毎年1～2回実施した。

52年度には、「専科上級課程」を開設した。10月17日から実施したこのコースは、本科課程の修了者又はこれと同等以上の学力があると認められた者を対象に、より高度な統計に関する知識・技術、行政上特に重要となっている課題に関連する統計を研修科目として、毎年1回実施され、平成元年度からは「専科研究課程」と改称した。

また、増加した研修が円滑に運営・実施できるよう、統計局庁舎の敷地内に4階建一部平屋建鉄筋コンクリート造、建築面積1,055㎡、延面積2,669㎡の統計研修所庁舎を新築し、53年12月に移転した。この庁舎は、2階が事務室、3階が教室、演習室、4階が講堂、教室等となっていた。

2 総務庁発足と統計研修

昭和59年7月の総務庁設置に伴い、総理府の附属機関であった統計研修所は、総務庁の文教研修施設として統計センターに置かれることとなった。

新組織となった統計研修所においては、本科課程、専科基礎課程（一般コース、係長コース）、専科上級課程が引き続き実施されたが、国及び地方公共団体の統計部門においても電子計算機（コンピュータ）の導入が急速に進んだことなどから、情報処理関連の研修の整備充実が強く求められるようになった。

このため、統計研修所は、60年度に、従来の専科基礎課程（係長コース）に替えて「専科統計マイコン課程」を開設した。このコースは、統計の基礎的知識を有する職員を対象に、マイクロコンピュータによる集計及びデータ収集、蓄積、提供並びに分析利用の方法を修得させることを目的として、61年2月24日に第1回を開講して以来、毎年1～2回実

施した。

61年度には、専科基礎課程（一般コース）を「専科統計分析課程」に改編し、以降毎年1回実施した。また、8月14日から、時宜に応じた特定のテーマについて専門的に研修する「専科専門課程」を開設し、2～3週間の期間で毎年1回実施した。62年1月22日からは、調査の企画、設計、データの利用、分析等統計全般にわたる内容を約5週間の短期間で研修する「専科短期総合課程」を開設し、以来毎年1回実施した。この課程は、本科課程の短期集中型であり、特に希望者が多かった。

平成元年度には従来の専科上級課程を「専科研究課程」と、2年度には専科統計マイコン課程を「専科統計パソコン課程」と、それぞれ改称した。

3年度には、専科統計パソコン課程と専科統計分析課程を統合して「専科統計パソコン分析課程」を開設し、毎年2回実施した。

3 統計研修所寄宿舍（統友寮）

「統友寮」は、昭和30年10月に東京都世田谷区下馬2丁目（旧世田谷区三軒茶屋町）に開設された、地方からの研修生の宿泊施設である。元々は、旧陸軍の庁舎として明治31年に木造で建築されたが、昭和22年4月からは文部省統計数理研究所の事務室として使用され、総理府に移管された後に、収容定員男子27名（1棟13室）の統計職員養成所宿舎として改装されたものであり、46年3月末まで使用してきたが、老朽化が著しく、かつ狭隘であったため、これを建て替えることとした。新統友寮は、46年6月30日に着工、47年1月31日竣工し、鉄筋コンクリート3階建、敷地面積1,490.80㎡、建築面積205.86㎡、延面積617.58㎡で、収容人員はおおむね40人、1室2名収容の和室8室、洋室12室の計20室のほか、附属施設として、管理人宿舎、事務室、厨房、食堂、浴室、洗面所、手洗所、教養室、機械室を設け、多くの研修生の宿泊施設として使用された。しかし、総務省行政評価局が実施した「職員研修施設に関する調査結果に基づく勧告」（平成22年12月10日）により、「研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うなどにより、研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用等を行うことが可能とみられる。」とされ、また、統計研修所が平成25年度末に情報通信政策研究所（東京都国分寺市）施設内に移転したことから、統友寮はその役割を終えることとなった。

4 統計研修の国際交流

統計研修所は、それぞれの政府からの要請を受け、昭和61年度から中華人民共和国の、平成2年度から大韓民国の聴講生を本科課程に受け入れた。中華人民共和国からは14年度末までに延べ70人が受講し、大韓民国からは18年度末までに延べ15人が受講した。これら聴講生は、地方からの研修生のために設置された統友寮に入居し、一般の研修生との共同生活の中で、友情を深め、国際親善に寄与した。

5 統計研修所の移転

平成19年6月、財務省の「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」報告において、統計研修所は、東京都北区西ヶ原に建設予定の共同研修所への移転候補の一つとされた。

また、22年12月には、総務省行政評価局から、「統計研修所については、国の予算の効率的・効果的な執行を図る観点から、情政研への研修機能の移転等に要する経費と共同研修所への移転等に要する経費とを比較するなど、移転について総合的に比較検討する必要があると考えられる。」との調査結果が報告された。これを受け、比較検討したところ、総務省情報通信政策研究所は利便性には若干の問題があるが、入居に際し、既存庁舎の部分改修による対応が可能であり、移転等経費が安価となるなど、より効率的であるとの結論を得た。

その結果、統計研修所は、研修合同庁舎（共同研修所）への入居を見送り、26年3月末に東京都国分寺市にある情報通信政策研究所の施設内に移転し、研修生の宿泊施設としては、同敷地内にある宿泊施設のうち1階24室（各室1人）を充てることとした。

6 研究機能の追加と名称変更

平成28年12月、経済財政諮問会議において「統計改革の基本方針」が取りまとめられ、この中で、経済統計の改善のためには体制の強化が必要であり、「統計研修所における「官庁データサイエンティスト」など高度な統計専門人材の育成を推進するとともに、各府省の経済統計改善技術の向上を図る。」、「総務省は、ビッグデータの利用等の高度な統計技術の研究開発を行うとともに、各府省への支援を強化する。」こととされた。

このような背景の下、統計研修所は、新たな役割を推進するため、29年4月からその所掌事務に「統計技術の研究に関すること」を追加し、名称を「統計研究研修所」と改めた。

7 統計研究研修所における大学等との連携

平成26年3月25日に閣議決定された第Ⅱ期基本計画において、公的統計について、「「証拠に基づく政策立案」(evidence-based policy making)を推進し、学術研究や産業創造に積極的な貢献を果たすことが求められている。」とされるなど、様々な公的統計やビッグデータ等を的確に分析して政策にいかすことができるデータサイエンティストの育成が強く求められるようになった。

また、30年3月6日の第Ⅲ期基本計画においては、「より高度な統計技術の研究開発に当たっては、大学等の外部研究機関等との共同研究を積極的に活用することにより、研究の推進及び共通する課題の解決に取り組む。」とされている。

こうしたことを踏まえ、統計研究研修所は、26年3月、社会科学分野における共同研究を円滑に遂行することを目的に一橋大学経済研究所と、また、28年7月には、広く統計リ

テラシーの向上に資することを目的に滋賀大学と連携協定を取り交わし、その後も様々な大学等との間で連携協定を締結している。連携協定の締結状況は、表2のとおりである。

表2 連携協定一覧

(令和4年3月)

組織名	目的	協力事項	期間
国立大学法人 一橋大学 経済研究所	社会科学分野における共同研究のため	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的統計の調査票情報を用いた共同研究 ・ 共同研究に必要な文献・計算機環境提供 ・ 共同研究に必要な統計データ整備への協力 ・ 研究会の開催その他関連する諸活動 	平成26年3月31日～ 31年3月31日（5年）
国立大学法人 滋賀大学	統計リテラシーの向上に資するため	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域統計又は統計教育に関するセミナー、ワークショップ、研究集会等の開催 ・ 講師派遣、受入 	平成28年7月28日～ 令和3年3月31日 （4年8か月） 令和3年4月1日～ 8年3月31日（5年）
慶応義塾大学 産業研究所	公的統計の改善及び発達並びに統計リテラシーの向上に資するため	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計指標その他統計の作成方法の研究開発 ・ 公務員に対する統計教育その他データサイエンスの普及啓発 	平成29年12月27日～ 3年3月31日 （3年3か月） 令和3年4月1日～ 4年3月31日（1年） 令和4年4月1日～ 5年3月31日（1年）
国立大学法人 東京大学大学院 経済学研究科	公的統計の改善及び発達並びに統計リテラシーの向上に資するため	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計指標その他統計の作成方法の研究開発 ・ 公務員に対する統計教育その他データサイエンスの普及啓発 	平成30年2月8日～ 3年3月31日 （3年1か月） 令和3年4月1日～ 4年3月31日（1年） 令和4年4月1日～ 5年3月31日（1年）
大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 統計数理研究所	統計技術の研究及び統計人材の育成を通じて公的統計の発展を図り、我が国における妥当な意思決定及び合理的な行動の変化に資するため	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同研究 ・ 統計研究研修所における研究を統括する業務に、統計数理研究所の職員を従事させること。 ・ 統計数理研究所が実施する研修・セミナー等への参加者を、統計研究研修所から推薦すること。 ・ 統計研究研修所が実施する研修に統計数理研究所の教授等が講義を行うこと。 	令和2年12月1日～ 5年3月31日 （2年4か月）
公立大学法人 横浜市立大学	統計リテラシーの向上に資するため	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計に関する研修、セミナー、ワークショップ ・ その他の人材育成に関するイベントへの参加 ・ お互いの要請を受けて、相互に、相手が実施する統計に関する研修への講師の派遣 ・ ビックデータ・オープンデータ等に関する共同研究 	令和3年4月1日～ 8年3月31日（5年）

第二章 統計研修の充実

第一節 統計実務職員の育成に向けた研修

統計研修の総合課程である「本科課程」は、長期間にわたるものであったため、受講者の要望等を踏まえて、平成5年度以降、実施期間の短縮等運営の見直しを進めた。一方、専科研修等の短期の研修は、分野別・テーマ別など研修課程の種類を増やして充実した。

1 本科課程の運営見直し

本科課程は、統計に関する学理の研修のほか、統計の作成、利用、解析その他統計の実務に関する総合的な研修を行う研修課程である。この本科課程は、年2回、各5～6か月間と長期にわたるため派遣しにくいとの声があり、また、統計審議会答申「統計行政の新中・長期構想」（平成7年3月10日）において、「総務庁統計研修所の各種研修のうち、特に長期の研修については、都道府県の意見も聴取した上で、その運営の見直しを行う。」とされたことから、平成5年度から6年度にかけて、「統計研修カリキュラム研究会」を設置して、カリキュラムの在り方等を検討し、これを踏まえて、8年度から本科課程を年2回から年1回に変更することとした。

その後、更にカリキュラムの全面的な見直しを行い、14年度からは、研修期間を5か月から3か月に変更した。

令和2年度におけるその主要科目は表1のとおりである。なお、3年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえて中止した。

表1 令和2年度本科課程の主要科目

基礎	統計調査論	経済統計分析
統計法規 統計解析ソフト (R) の基本 統計グラフ作成演習 e-Stat の使い方	統計調査 意識調査 標本調査法 統計分類 国際統計	経済分析基礎理論 国民・県民経済計算 産業連関分析 労働・雇用分析 消費・物価分析 生産流通分析 経済・金融統計の見方
統計学	人口・社会統計分析	研究
記述統計 推測統計 時系列解析 データ分析 多変量解析	人口分析 地域分析 GIS (地理情報システム) 社会分析	発表のための資料作成方法 調査企画 (グループ演習) 個人研究 自主研究

2 研修課程の多様化

本科課程について実施期間の短縮等の見直しを進める一方で、専科研修等の短期研修については、受講者のニーズを踏まえ、期間の短縮を図りつつ、分野別・テーマ別の新たな研修課程や研修コースを順次開設した。

具体的には、平成8年度に本科課程の開催回数を年1回に減じたことに合わせて、短期の四つの「専門コース」（「統計学」、「経済統計分析」、「人口・社会統計分析」、「統計実務」）を開設した。また、11年度には、専門コースを「専科」に統合して、これを1か月コースの4課程と2週間コースの2課程に再編し、このうち新たな課程として「国民・県民経済計算」を開設した。

次いで、16年度には、インターネットを活用した通信による研修課程「統計調査基礎課程」を開設し、23年度からは、専科の研修期間を1週間（5日間）に統一した。

さらに、26年度には、研修課程全体を「本科課程」、「統計入門課程」、「統計基礎課程」、「統計専門・応用課程」、「特別コース」に再編し、専科の名称を廃止した。27年度にも研修課程を再度整理し、「本科課程」、「統計入門課程」、「統計基本課程」、「統計専門課程」、「特別コース」とした。28年度からは、講義動画を活用したオンライン研修を開始した。

表2 研修課程の変遷

[平成8年度研修課程]			[平成11年度研修課程]		
研修課程		研修期間	研修課程		研修期間
本科課程		6か月	本科課程		5か月
専門コース	統計学	7週間	専科	統計総合	1か月
	経済統計分析	8週間		経済統計分析	
	人口・社会統計分析	7週間		人口・社会統計分析	
	統計実務	6週間		統計調査実務	
専科	短期総合課程	5週間	単科	国民・県民経済計算	2週間
	研究課程	6週間		特別講座	監督者
	単科課程	2週間		一般職員	4日間
特別講座	課長補佐・係長コース	4日間			
	一般コース	4日間			

[平成16年度研修課程]			[平成23年度研修課程]		
研修課程		研修期間	研修課程		研修期間
本科課程		3か月	本科課程		3か月
専科	統計企画・分析課程	1か月	専科	調査設計	1週間
	統計分析総合課程			PCを用いた統計入門	
	経済統計分析課程			PCを用いた統計分析	
	人口推計と経済予測の実践的手法	国民・県民経済計算			
	人口・労働統計分析課程	産業連関表の構造と分析			
	表計算ソフトを用いた統計分析	人口推計			
国民・県民経済計算	経済予測				
特別講座	一般職員課程	4日間	特別講座 (中央研修)	一般職員課程	4日間
	中堅職員課程	4日間		中堅職員課程	4日間
	行政評価のための統計的手法	4日間		経済統計入門	3日間
統計調査基礎課程 (通信研修)	通信研修	—	特別講座 (地方研修)	地域分析とGIS (地理情報システム)入門	3日間
	スクーリング	—		統計解析ソフトRで学ぶ マイクロデータ利用入門	4日間
				行政評価のための統計的手法	4日間
				特別講座 (通信研修)	統計調査基礎課程(基礎)
				統計調査基礎課程(応用)	—
			特別講座 (地方研修)	地域別統計セミナー (関東・甲信越地域対象)	1日

[平成26年度研修課程]		
研修課程		研修期間
本科課程		3か月
統計入門課程	統計実務者向け入門	4日間
	統計利用者向け入門	4日間
統計入門課程 (通信研修)	入門1	15日間
	入門1 スクーリング	2日間
	入門2	15日間
	入門2 スクーリング	1日間
統計基礎課程	統計基礎1 (統計の理論に基づく統計活用の基礎課程)	4日間
	統計基礎2 (演習に基づく統計分析の基礎課程)	5日間
	統計基礎3 (経済統計の基礎課程)	3日間
統計専門 ・応用課程	調査設計	5日間
	国民・県民経済計算	5日間
	産業連関分析	5日間
	人口推計	5日間
	経済予測	5日間
	人口統計による地域分析	3日間
	政策と統計	4日間
	統計解析ソフトRで学ぶ マイクロデータ利用法	4日間
特別コース	教育関係者向けコース	1日
	都道府県統計主管課 新任管理者コース	1日
	統計オープンデータ利用コース	1日
地域別 統計セミナー	東海・北陸地域統計セミナー	1日

[平成27年度研修課程]		
研修課程		研修期間
本科課程		3か月
統計入門課程	統計実務者向け入門	4日間
	統計利用者向け入門	4日間
統計入門課程 (通信研修)	入門1	15日間
	入門1 スクーリング	2日間
	入門2	15日間
	入門2 スクーリング	1日
統計基本課程	統計利用の基本	3日間
	調査設計の基本	5日間
	統計分析の基本	4日間
	経済統計の基本	3日間
	社会・人口統計の基本	2日間
	G I Sによる統計活用	2日間
	人口推計	5日間
統計専門課程	国民・県民経済計算	5日間
	経済予測	5日間
	人口統計による地域分析	3日間
	政策と統計	4日間
	マイクロデータ分析 (Rによる統計解析)	4日間
	産業連関分析	5日間
	特別コース	都道府県統計主管課 新任管理者セミナー
明日に役立つ統計解析		1日
教育関係者向けセミナー		1日
統計オープンデータ利活用		1日
地域別 統計セミナー	中国・四国地域統計セミナー	1日

3 統計改革を踏まえた研修体系の見直し

平成29年5月の統計改革推進会議「最終取りまとめ」において、オンライン研修の充実の必要性が指摘され、また、30年3月6日に閣議決定された第Ⅲ期基本計画においては、「集合研修・オンライン研修それぞれの特徴を踏まえつつ、ニーズが高いオンライン研修を中心に据えた研修体系の整理・見直しに取り組む。」こととされた。

また、「統計行政の新生に向けて」（令和元年12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会）において、「政府全体で、統計業務資格保有者（統計データアナリスト・統計データアナリスト補）の計画的な育成」を行う旨の提言がなされ、これを受けて令和2年6月2日に第Ⅲ期基本計画が変更されて「統計データアナリスト等育成課程の研修を新設するほか、初任の幹部・管理職向けの研修を実施する。」こととされた。

これらを踏まえて、2年度の研修計画の策定に当たり研修体系の見直しを行い、統計の知識を体系的・段階的に習得する「業務レベル別研修」と、特定の分野に関する知識を習得する「分野別研修」に再編した。

業務レベル別研修においては、統計データアナリスト等を育成する「統計データアナリスト研修」、「統計データアナリスト補研修」を、また、初任の幹部・管理職向けの「統計幹部講座」を新設した。3年度における研修体系は、表3のとおりである。

表 3 令和 3 年度研修課程

[業務レベル別研修 ～統計の知識を体系的・段階的に習得～]

全ての公務員に向けた研修	○公務員として最低限知っておくべき統計に関する知識を習得する課程 ・初めて学ぶ統計（ダイジェスト版）	【オンライン研修】 申込不要でいつでも受講可能
統計取扱業務担当職員向け研修（初級）	○統計の作成・分析や政策立案に統計を活用する職員に向けた課程 ・初めて学ぶ統計 ・統計担当者向け入門	【オンライン研修】 初めて学ぶ統計：4週間 統計担当者向け入門：6週間
統計実務職員（統計データアナリスト補）研修（中級）	○統計実務を行う上で基本的な統計の知識・手法が習得できる課程 ・統計利用の基本 ・調査設計の基本 ・統計分析の基本	【集合・ライブ配信】 統計利用の基本：3日間 調査設計の基本：5日間 統計分析の基本：5日間 【オンライン研修】 各4週間
統計データアナリスト研修（上級）	○統計的思考力やデータ分析を習得できる課程 ・本科（総合課程） ○統計データアナリストに必要な知識を習得できる課程 ・統計データアナリスト研修	【集合形式】 本科（総合課程）：3か月 【集合・ライブ配信】 統計データアナリスト研修： 5日間
統計幹部コース	○統計行政の管理職として知っておくべき知識を習得できる課程 ・都道府県新任管理者セミナー（都道府県の統計主管課長向け） ・統計幹部講座（統計に携わる国家公務員幹部向け）	半日

[分野別研修 ～特定分野に関する知識を習得～]

<ul style="list-style-type: none"> ・政策立案・評価・データ利活用コース（7講座） ・地域分析コース（2講座） ・統計作成実務コース（6講座） ・人口統計コース（2講座） ・経済統計コース（1講座） ・マイクロデータコース（2講座） ・都道府県・教育関係者向けコース（4講座）
--

4 研修修了者数の推移

大正10年からの統計研修の修了者数の推移は、図のとおりであり、累計は延べ約6万6,000人（令和3年度末）である。

修了者数は、昭和13年から22年までの10年間は戦争の影響もあり、年間50人以下と少なかったこと、平成17年以降は開催頻度の高い通信研修の新設により緩やかに増加したこと、28年に多くの人数が同時に受講可能なオンライン研修を導入して以降は飛躍的に増加したことなどがうかがえる。

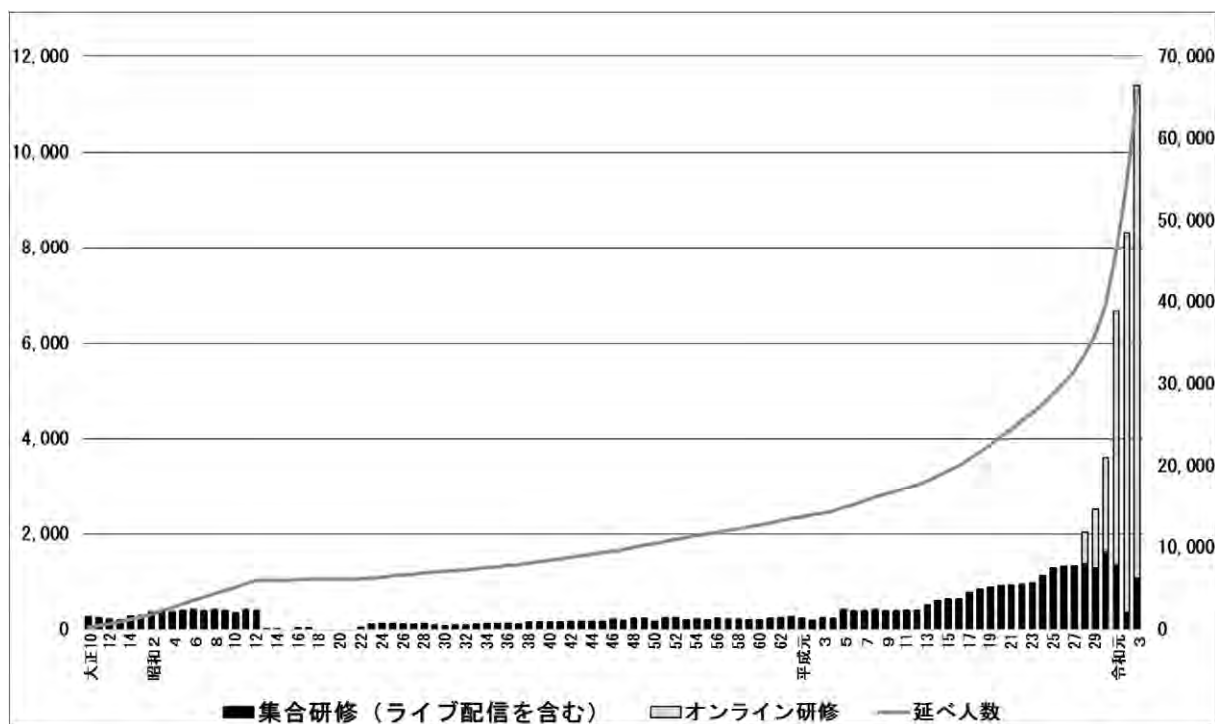


図 統計研修修了者数の推移 (大正10年～令和3年)

第二節 オンライン研修の推進

統計研究研修所は、平成16年度からインターネットを活用した通信研修を、28年度からは講義動画を活用したeラーニング形式のオンライン研修を開始した。オンライン研修は、多くの人数が同時に受講できること、受講者の事情に合わせて柔軟に受講できることから、修了者数の大幅な増加に寄与している。

1 通信研修の開講

平成16年度から、地方公共団体の職員を対象に、インターネットを活用した「統計調査基礎課程」を開講し、通信研修及びスクーリングによる研修を開始した。

通信研修は、遠隔地からも参加しやすいよう、スライドや音声解説を活用してインターネットを通じて学習する方式であり、その科目は「統計総論」、「統計データ利用入門」、「統計調査入門」であった。また併せて、その受講修了者を対象に、スクーリングの方式により、通信研修の画面上からは理解しにくい内容やパソコンを利用した実務的な統計データの見方・使い方を習得するための講義を行った。

17年度は、通信研修を年10回(定員各50名)、スクーリングを年3回(定員各60名)実施した。20年度から「統計調査基礎課程(応用)」を新設し、26年度からは名称を「通信研修 入門1」及び「通信研修 入門2」に変更した。

2 講義動画を活用したオンライン研修

(1) 「初めて学ぶ統計」

平成28年9月に、講義動画を活用したオンライン研修の第1弾となる「初めて学ぶ統計」を開講した。この研修には、MOOC (Massive Open Online Courses)^(注)の仕組みを活用しており、統計局が27年度から行っていたデータサイエンス・オンライン講座「社会人のためのデータサイエンス入門」の実施方法を参考にしている。

このオンライン研修は、スマートフォンやタブレット端末からも受講可能であり、動画による講義を視聴した後、出題される課題に解答し、一定の正答率を満たした者に修了証を発行することとしている。

また、講義の内容は統計の基礎的な知識を提供するものであり、一般の方にも統計の入門編として広く活用してもらえるよう、YouTube (動画共有プラットフォーム) にも動画を公開した。

(2) 「統計データのできるまで」

平成29年7月、オンライン研修の第2弾として、「統計データのできるまで—統計的推測の基礎—」を開講した。この研修は、様々な分布を示す母集団から標本 (調査対象) を抽出 (選定) する方法、抽出した標本から母集団の状況を推測するために必要なデータを作成する方法を解説する内容となっている。

令和元年度からは、受講者アンケート等を踏まえて、標本設計を学ぶ「統計的推測の基礎①」と、統計学の基礎知識を理論的に学ぶ「統計的推測の基礎②」に分割し、学びたい内容に応じて受講できるよう改善した。

(3) 「初めて学ぶ統計」のリニューアル

令和2年度には、「初めて学ぶ統計」を、可能な限り数式を使用せず、初学者にも分かりやすい内容に改定した。このことにより、初めて統計業務に携わる国・地方公共団体の職員、統計に関心がある職員はもとより、新規採用職員や政策立案を担当する職員も容易に受講することが可能となった。

(4) 「統計担当者向け入門」、「データサイエンス・オンライン講座」の開講

令和3年度には、従来集合研修で実施していた「統計担当者向け入門」をオンライン講座に改めて開講した。これにより業務レベル別研修のうち初級コース (統計取扱業務担当者向け研修) は、全てオンラインで受講することが可能となった。また、統計局で一般向けに開講していたデータサイエンス・オンライン講座の3コースを、統計研究研修所においても国・地方公共団体職員に向けて提供することとした。さらに、令和4年1月から業務レベル別研修の中級コース (「統計利用の基本」、「調査設計の基本」、「統計分析の基本」の3研修) についてもオンライン講座として追加して開講した。

(注) インターネット上で公開される大規模な無料オンライン講座

表4 オンライン研修（令和3年度）

初めて学ぶ統計	
統計担当者向け入門	
統計利用の基本	
統計分析の基本	
調査設計の基本	
統計データの できるまで	統計データのできるまで－統計的推測の基礎①
	統計データのできるまで－統計的推測の基礎②
データサイエンス・ オンライン講座	データサイエンス入門（入門編）
	データサイエンス演習（実践編）
	誰でも使える統計オープンデータ（活用編）

(5) オンライン研修の修了者数

オンライン研修は、従来の集合形式の研修に比べて、多くの人数が同時に受講できること、受講者の事情に合わせて柔軟に受講できることなどから、修了者数は大幅に増加した。

表5 オンライン研修修了者数（延べ人数）

（単位：人）

研修講座	年度			令和		
	平成 28	29	30	元	2	3
初めて学ぶ統計	647	686	1,198	2,564	3,897	2,795
統計担当者向け入門	—	—	—	—	—	1,298
統計利用の基本	—	—	—	—	—	104
統計分析の基本	—	—	—	—	—	93
調査設計の基本	—	—	—	—	—	102
統計データのできるまで －統計的推測の基礎	—	526	800	—	—	—
統計データのできるまで －統計的推測の基礎①	—	—	—	1,813	2,191	762
統計データのできるまで －統計的推測の基礎②	—	—	—	939	1,624	590
データサイエンス入門 （入門編）	—	—	—	—	—	2,277
データサイエンス演習 （実践編）	—	—	—	—	—	1,262
誰でも使える統計オープン データ（活用編）	—	—	—	—	—	1,033
合計	647	1,212	1,998	5,316	7,712	10,316

3 ライブ配信による研修の実施

新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、集合形式による研修実施が困難となったことを踏まえて、令和2年度に、映像をリアルタイムでインターネット配信するライブ形式による研修を試行し、3年度から本格的に導入している（3年度は約1,000人が修了）。

ライブ配信では、受講生や講師が場所を移動する必要がなく、また、リアルタイムで実施されることから、チャット^(注)で質問を受け付けて応答することもできる仕組みとなっている。また、動画を制作する必要がないため、比較的短期間の準備で実施することが可能である。

なお、この研修においては、通信履歴から取得したデータによって研修生の出席状況を確認している。

(注) 「chat」 複数の利用者がリアルタイムにメッセージを送受信するためのシステム。誰かがメッセージを入力すると即座に全ての参加者に送信されるため、会話をするように使うことができる。

第三章 統計に関する研究

1 統計に関する研究の概観

中央統計機構を構成する4機関（統計局、政策統括官（統計制度担当）、統計研究研修所、独立行政法人統計センター）においては、社会・経済情勢の変化に対応しつつ、より正確な統計を利用しやすい形で提供するため、統計技術の向上に向け、それぞれの業務に関連した調査研究を行っている。

統計研究研修所では、各調査に共通する統計技術（標本設計、結果の推定方法、欠側値の補完方法等）に関する研究や情報収集、各府省、地方公共団体等への支援等を行っている。

(1) 研究体制の整備

統計研究研修所における研究体制は、平成12年に最初の研究専任職員が配置されて以降、徐々に拡充されてきた。

少子高齢化の進展、情報通信技術の発展等による社会・経済情勢の変化は、行政課題の複雑化をもたらし、その結果、多岐にわたる行政施策の遂行には、各種統計情報の活用がますます重要となる一方、統計の利用形態も複雑・高度化、精緻化し、各方面からの要請も多様化してきていた。このため、調査の企画・設計や結果の分析などに関する統計局の研究機能、集計に関する統計センターの研究機能に加えて、統計研修所の研修機能とも連携した総合的な研究体制の整備が急がれる状況となっていた。

このようなことから、総合的に取り組む必要のある高度な調査研究や広範な行政目的に関する横断的な調査研究を担う研究体制を確立するため、12年4月、統計研修所に専任の「副所長」、「主任研究官」及び「研究官」が配置された。また、13年1月の総務省発足に伴う統計研修所の改組に当たり、研究官が増員され、統計に関する総合的な調査研究部門（研究官室）が発足した。さらに、同年2月以降は、統計に関する幅広い知識・経験等を有する外部有識者を「客員研究官」（非常勤の国家公務員）として招請し、専門的な立場からの指導・助言を得るとともに、研究官、統計局の職員等との共同研究を実施した。

(2) 研究部門の体制強化

平成29年4月、統計局から統計技術の研究に関する事務が移管されたことに伴い、名称を「統計研修所」から「統計研究研修所」に改めるとともに、「研究開発課」及び「統計技術向上支援課」を新設し、「新規情報活用技術研究官」を配置するなど研究部門の体制を強化した。

また、統計研修・統計技術の高度化等に対応して研究機能を強化するため、高度な知識、経験を有する専門家を「客員教授」（非常勤の国家公務員）として招請し、共同研究をこ

れまで以上に活性化させている。

(3) 研究活動の推進

調査研究に当たっては、学識経験者等を構成員とする「研究会」、調査研究状況の発表の場である「研究報告会」、客員教授等と共同で実施した研究成果の発表の場である「共同研究報告会」等を開催しており、これらによる検討・討議を踏まえつつ研究が進められている。

2 研究成果の共有・公表

調査研究の成果は、関連する業務の改善に活用されるとともに、その一部は、広く公的統計の改善・発展に資するよう冊子に収録して関係機関に配布するとともに、近年はホームページにも掲載している。

研究の成果を発表するため、戦前においては「統計時報」（大正10年11月～昭和15年6月）、戦後は「統計局研究彙報」（昭和25年3月～平成13年11月）、「統計研究彙報」（平成15年12月～）、「共同研究リサーチペーパー」（平成17年3月～）を刊行しているほか、「統計リサーチノート」（令和2年4月～）をホームページに掲載している。

(1) 統計時報

統計局において戦前に刊行されていた統計時報は、統計資料、調査研究、内外の統計情報等を収録したものであり、戦後、統計調査の技術的研究の発表の場として創刊された統計局研究彙報の前身とも見られるべきものである。

統計時報の創刊は、統計局が国勢院に属していた大正10年11月であり、以後昭和15年6月の第98号まで刊行されている。創刊から大正13年までは、年間2回ないし3回の不定期の発行であったが、大正14年3月の第10号から昭和10年12月の第53号までは、四半期ごとの年間4回となり、昭和11年3月の第54号以降14年8月の第95号までは月刊であった。時局の影響により、その後は15年6月までに3回発行されたのみである。

統計時報は、本来は、統計調査の報告書に掲載することが必ずしも適当でない統計技術に関する論文、研究の成果、海外の統計事情などを収録して随時発行することを目的としたものである。しかしながら、その掲載内容は、研究、統計局調査結果の概要、外国の統計方法の紹介、主要内外統計結果の概要紹介、統計に関する国際会議の内容等のほか、統計局調査の要綱、施行規則、心得、さらには、関係法規、人事、会議、統計日誌及び統計資料等極めて広範にわたっており、統計の中央機関としての機関誌的な性格をも有していた。

(2) 統計局研究彙報・統計研究彙報

統計研究研修所は、公的統計の改善・発展に資する研究成果を提供することを目的として、論文誌統計研究彙報を毎年度刊行し、各府省を始め統計の研究機関、都道府県、国公私立大学及び諸外国の統計機関等に送付している。

戦争によって発行が途絶えていた統計時報に替わり、昭和25年3月に統計局研究彙報が、

統計局における統計技術の調査研究の成果を公表するとともに、その状況を紹介することを目的として創刊され、不定期に刊行されていたが、平成15年4月の統計センターの独立行政法人化等の組織改編に伴い、同年12月刊行分から統計研究彙報に改題された。

統計局研究彙報及び統計研究彙報は従来、主に職員による統計技術に関する調査研究の成果としての論文及び調査研究に係る記録、資料等を掲載内容とし、その取りまとめを通じて職員の資質向上をも図ろうとするものであった。

その後、29年4月に統計研修所が統計研究研修所に改組されたことに伴い、統計研究彙報についても、掲載する論文の品質を高め、研究成果の発信力を強化するため、30年3月刊行の第75号からは、公的統計の改善・発展に資する論文を広く公募するとともに、外部有識者による査読制度を導入し、内外研究者が広く研究成果を発表・共有できる論文誌に改められた。以降、年1回刊行され、令和4年3月には通巻79号となっている。

(3) 共同研究リサーチペーパー・統計リサーチノート

統計研究研修所では、統計の高度利用等に関する研究を行うため、外部の研究者を客員教授等として招聘し、共同で実施した研究の成果を取りまとめ、共同研究リサーチペーパーとして刊行している。平成17年3月の創刊以降、令和4年3月までに51号を数えている。

また、統計リサーチノートは、統計局、政策統括官（統計制度担当）、統計研究研修所、独立行政法人統計センターの職員が行った研究の成果、研究試論等を取りまとめたもので、2年4月以降、それ以前の研究も含め4年3月までに9の研究についてホームページに掲載している。

3 研究会

統計局、政策統括官（統計制度担当）、統計研究研修所、独立行政法人統計センターでは、継続的に検討すべき課題やその時々々の主要な課題については、専門的・技術的な知見はもとより、様々な角度からの意見、助言を得ることを目的に、学識経験者、都道府県担当者等を構成員とする研究会を設置している。

これまで研究会が設置された課題をみると、標本設計など個別の統計調査の調査方法、コンピュータ技術の導入や利用、製表業務の効率化など学問的・理論的な分野から技術的・実務的な分野にまで及ぶ広範多岐なものとなっている。

研究会として記録に残っているものは、昭和50年5月設置の「物価指数研究会」が最初であり、その後、「物価構造研究会」、「家計調査調査方法研究会」等各種の研究会が続いている。なお、それ以前においても、外部団体（「財団法人統計研究会」（平成30年解散））の主催ではあるものの、「人口統計研究部会」（昭和35年11月設置）及び「消費統計研究委員会」（昭和41年2月設置）が開催されており、これらが研究会による調査研究の前身ともいえる。

統計研究研修所主催の研究会としては、平成30年3月に設置した「匿名データ有識者会議」を開催している。

また、研究会の設置とは別に、特定の調査研究課題に関する内部の会合に学識経験者等を招いて講演を依頼する等、広い視野からの調査研究に努めている。

4 統計研究会議、研究報告会

統計研究研修所では、統計局、政策統括官（統計制度担当）、独立行政法人統計センターそれぞれが行う統計技術の研究を全体として効率的かつ効果的に実施することを目的として、「統計研究会議」及び「研究報告会」を開催している。

これらの会議は、統計局内において統計技術に関する研究の状況や成果を発表する場として、昭和27年11月に開始された「研究連絡会議」を前身としており、59年7月の総務庁設置に伴い統計センターが新設された後は「統計局・統計センター研究連絡会議」に改称され、さらに、平成13年1月の総務省設置後、この会議は、「研究調整会議」と「研究発表会議」に分割された。

研究調整会議は、主に統計局・統計センターにおける調査研究活動に関する方針や実施状況について報告を行うとともに、研究成果の取りまとめ方法等について協議、調整を行う場として開催され、26年10月に「統計研究推進会議」に、令和元年9月に統計研究会議にそれぞれ改称されている。

また、研究発表会議は、職員による研究及び分析結果の発表、討議の場として開催されており、平成15年4月の統計センターの独立行政法人化に合わせて研究報告会と改称された。統計研究研修所は、職員による研究及び分析結果の発表・討議を行い、また、業務の遂行や改善に必要な統計理論、技術に関する外部における研究・開発の動向等を調査・紹介するための場として、この研究報告会を年数回開催しており、令和4年3月までに185回を数えている。

第四章 統計技術の向上に向けた支援

1 各府省等への技術支援

「統計改革の基本方針」（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定）において、総務省は高度な統計技術の研究開発を行うとともに、各府省への支援を強化する必要があるなどと指摘されたことを踏まえ、統計研究研修所は、各府省、地方公共団体等への統計技術に関する支援を強化することとした。

府省からの協力依頼を受けて統計研究研修所が行った技術支援には、次のようなものがある。

(1) 国土交通省所管建築着工統計調査（補正調査）の標本設計の見直しに係る支援

平成28年、統計委員会において「建築着工統計調査の補正調査」について審議が行われ、その結果、一定額以上の建築工事は全数調査とするなど標本設計を抜本的に見直し、より精度向上を図ることができる標本設計を検討する必要があるとされた。これを踏まえた国土交通省からの依頼を受けて、統計研究研修所は、現行結果の精度等を検証し、より適切な標本の抽出方法を提案した。

(2) 経済産業省生産動態統計調査の欠測値補完法の検証支援

平成30年、統計委員会において「経済産業省生産動態統計調査」における過去の回答内容を使用した欠測値補完について審議が行われ、その結果、これを長期間行うことによる結果精度への影響を検証するとともに、より適切な欠測値補完方法を検討する必要があるとされた。これを踏まえた経済産業省からの依頼を受けて、統計研究研修所は、欠測値補完の長期間シミュレーションを行い、結果精度への影響を検証し、有効な欠測値補完の方法を提案した。

2 統計作成支援センターの設置

従来、統計調査を実施するための標本設計、調査方法、データ収集、集計結果の分析、研修講師派遣等、統計業務に関する様々な相談は、関係部署において個別に受け付けて対応していたが、令和元年8月、統計局、政策統括官（統計基準担当）、統計研究研修所、独立行政法人統計センターは合同して、その一元的な窓口として「統計業務相談総合窓口」を開設した。折から同年12月24日の「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」（統計改革推進会議統計行政新生部会）においても、「統計の専門機関である総務省政策統括官（統計基準担当）、統計局、統計研究研修所及び統計センターを、政府統計全体のハブ機関（中央統計機構）とし、……各府省における統計の作成を強力にサポートする機能を付与」すること、「総務省に、統計の作成・利用に関する各

府省からの相談の一元的な窓口として、「統計作成支援センター（仮称）を設置」することが提言され、これを踏まえて、2年4月には、改めて「統計作成支援センター」を設置し、その対象を各府省のみならず地方公共団体にまで拡大した。

これにより、統計の作成・利用に関する相談事項は、統計作成支援センターで受け付け、総務省（統計局（統計作成支援室）、政策統括官（統計制度担当）、統計研究研修所）及び独立行政法人統計センターが連携して対応する体制が整うこととなった。

統計作成支援センターは、当初の総合窓口の開設以来4年3月末までの約2年7か月の間に、国の行政機関からは53件、地方公共団体からは53件の相談に対応している。

3 調査票情報の匿名化

平成30年3月6日に閣議決定された第Ⅲ期基本計画において、「匿名データについて、統計研究研修所の支援を受け、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえ、早期の提供を検討する。」こととされた。

匿名データとは、個人・法人が識別できないように調査票個票のデータを匿名化処理したものであり、匿名化処理とは、調査票情報から単に氏名など個体を直接識別できる情報を削除するのみならず、個々のデータの特徴から個体が間接的に特定されないことがないよう、地域区分や様々な属性に関する詳細な分類区分を統合して情報を粗くしたり、特異なデータを削除するなどの加工を行ったりすることである。一方で、調査票情報の特性は統計調査ごとに異なることから、各統計調査について一律に匿名化の基準を設定することは合理的ではない。

したがって、匿名データの作成に当たっては、諸外国における状況も参考にしながら、効率的な作成方法や匿名性の効果的な審査方法について、具体的かつ専門的に検討する必要がある。そこで、統計研究研修所は、30年3月、匿名データの作成・提供に係る運用方法の検討や匿名性の検証を目的として、学識経験者による「匿名データ有識者会議」を設置した。

匿名データ有識者会議においては、各統計調査に共通する課題の検討に必要な事項の整理等を行うことを目的とする「共通課題検討ワーキンググループ」及び個別の統計調査の匿名データの作成方法や匿名性の審査に関する検討に必要な事項の整理等を行うことを目的とする「匿名データ作成方法ワーキンググループ」の二つのワーキンググループを設けて具体的な検討を進めている。

参考文献一覧

文献名	著者・発行元	発行年月日
総理府統計局八十年史稿	総理府統計局	昭和26年12月24日
日本統計制度再建史	行政管理庁統計基準局	昭和37年3月～ 昭和39年3月
総理府統計局百年史資料集成	総理府統計局	昭和48年3月26日～ 平成2年9月10日
統計局・統計センター百二十年史	総務庁統計局	平成4年6月
統計研修所のあゆみ	総務庁統計研修所	平成10年3月
統計審議会50年の歩み	総務省統計局統計基準部	平成14年11月8日
統計実務変遷史	総務省統計局・統計センター	平成15年3月
統計センター10年の歩み	独立行政法人統計センター	平成27年1月
日本の統計機構の在り方	スチュアート・A.ライズ、 カルヴァート・L.デドリック(著) 美濃部亮吉、正木千冬(訳) 大内兵衛(校閲) 全国統計協会連合会	昭和26年10月10日
日本統計発達史	島村史郎(著) 日本統計協会	平成20年5月
統計行政の中長期構想	総務庁統計局統計基準部	昭和60年12月25日
統計行政の新中・長期構想	総務庁統計局統計基準部	平成7年3月10月
政表課誌	太政官政表課	明治14年 (昭和36年11月復刻)
統計院誌	太政官統計院	明治18年 (昭和36年11月復刻)
統計時報	国勢院、内閣統計局	大正10年11月～ 昭和15年6月
統計集誌	東京統計協会、日本統計協会	明治13年～昭和19年
統計	日本統計協会	昭和22年～

「統計百五十年史」編纂関係者一覧

(統計百五十年史編纂プロジェクト構成員)

総務省統計局統計情利用推進課 統計百五十年史編纂担当

井波哲尚、今川進、江刺家伸彦、柿原謙一郎、柏木一郎、熊谷俊郎、栗原千賀子、
長藤洋明、羽鳥記章、保高博之、丸山歩

総務省政策統括官(統計制度担当)付統計企画管理官

赤谷俊彦、稲垣好展、大藪哲哉、加藤悠介、佐藤紀明、鈴木優一、山田幸夫

総務省統計研究研修所

梅澤秀男、新藤徹、竹内敏和、伊達隆之、長尾伸一

独立行政法人統計センター

小川洋、桑原敦子、佐々木高浩、佐々木喜美江、高石夏樹、野原賢一、秦野邦朗、
堀田靖子、油井清吾

「統計百五十年史」の編纂を終えて

令和2年の夏に手探りで編纂を始めてから約3年半、やっと本書の刊行にこぎ着けることができました。これも様々な関係者の方々のご支援があったからこそであり、心から感謝申し上げる次第です。特に、各課室の皆さんには、多忙な業務の合間を縫って執筆の労をとっていただき、深くお礼申し上げます。編纂担当の細かな指摘にも倦むことなく、資料を何度も確認し、時には先輩に話を聞くなどして、丁寧に対応いただきました。

統計の歩みを事実に基づいて客観的に記述するという本書の性格上、直接表現することはできませんでしたが、150年の歴史には先人たちの汗や涙、喜びや悲しみが詰まっています。日本の統計をより良いものにするという、こうした一人ひとりの思いを後世にも引き継いでいかなければならないと思います。

編纂担当の能力不足により、本書には至らない点も多いと思いますが、本書が総務省の統計部局の足跡、ひいては我が国統計の歴史をたどる上で、更には今後の統計の発展を考えていく上で、少しでもお役に立てればこれに勝る喜びはありません。

統計百五十年史編纂担当

令和6年3月 発行

統計百五十年史 下巻

編集・発行 総務省統計局

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号
